

平成29年12月 1日 開会

平成29年12月22日 閉会

平成29年12月定例会

# 美作市議会会議録

## 平成29年第6回12月定例会目次

### ◎ 第1日（12月1日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開    会	3
散    会	48

### ◎ 第2日（12月5日再開）

1. 議事日程	49
2. 出席議員	49
3. 欠席議員	49
4. 出席説明員	49
5. 出席事務局職員	49
開    議	50
延    会	97

### ◎ 第3日（12月6日再開）

1. 議事日程	99
2. 出席議員	99
3. 欠席議員	99
4. 出席説明員	99
5. 出席事務局職員	99
開    議	100
延    会	165

### ◎ 第4日（12月7日再開）

1. 議事日程	167
2. 出席議員	167
3. 欠席議員	167
4. 出席説明員	167
5. 出席事務局職員	167
開    議	168
延    会	217

### ◎ 第5日（12月8日再開）

1. 議事日程	219
2. 出席議員	219
3. 欠席議員	219
4. 出席説明員	219
5. 出席事務局職員	219
開    議	220
延    会	250

◎ 第6日（12月11日再開）

1. 議事日程	251
2. 出席議員	251
3. 欠席議員	251
4. 出席説明員	251
5. 出席事務局職員	251
開    議	252
散    会	312

◎ 第7日（12月22日再開）

1. 議事日程	313
2. 出席議員	313
3. 欠席議員	313
4. 出席説明員	313
5. 出席事務局職員	313
開    議	314
閉    会	362

◎ その他資料

一般質問	363
------	-----

平成29年12月1日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成29年第6回美作市議会12月定例会)

平成29年12月1日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 総務委員会委員長の間接報告について

日程第6 文教厚生委員会委員長の間接報告について

日程第7 議会改革特別委員会委員長の間接報告について

日程第8 認定第1号～認定第15号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第10 報告第9号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度美作市一般会計補正予算(第3号))

日程第12 議案第66号 美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第67号 第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について

議案第68号 市道路線の認定について

議案第69号 美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について

議案第70号 平成29年度美作市一般会計補正予算(第4号)

議案第71号 平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 平成29年度美作市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成29年度美作市下水道事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	

18番 鈴木悦子

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海健次

4. 会議録署名議員

7番 重平直樹

8番 安藤功

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩原誠司	副市長	横山博光
教育長	大川泰栄	政策参与	山下亨
政策審議監	福原覚	総務部長	岡本和之
危機管理監	皆木佳久	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	大森洋平	市民部長	角南良雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	遠藤宏一
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	山本和毅	税務課長	玉櫛哲也
管財課長	岸本正人	作東総合支所長	田中慎一
東栗倉総合支所長	竹田茂雄		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 尾崎功三

課長 大佛裕彦

主任 井上大佑

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。

今定例会中、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。なお、携帯電話、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

それでは、定刻が参りましたので、ただいまより平成29年第6回12月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告を行います。17番内海健次副議長が体調不良により療養が必要なため、今会期中は欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により7番重平直樹議員、8番安藤功議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長の報告を受けます。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月21日午前10時から、議長、委員5人、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、また22日午後4時半から、委員4人、市長、政策参与、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、12月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日12月1日から12月22日までの22日間とし、会議日程は、既にお手元に配付のとおりでございます。

市長より送付されました議案は、諮問4件、報告1件、承認1件、条例の一部改正案並びに廃止案各1件、市道路線の認定案1件、指定管理者の指定案1件、補正予算案5件の、以上15件の議案であります。

本日の第1日目は、諸般の報告、総務委員長、文教厚生委員長、議会改革特別委員会委員長の中間報告、

9月定例会において付託され継続審査となった認定第1号から認定第15号の決算特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。その後議案上程、提案説明を受けた後、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

続いて、2日目は、12月5日から11日までの5日間は、一般質問、議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は12月22日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行います。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問であります。発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分です。

議案質疑につきましては、通告期限を12月5日午後5時までといたします。

なお、通告をしない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は、委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いいたします。

次に、請願・陳情については、12月20日までに受理した請願2件は委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、12月4日、12日、休会日は、12月19日から21日といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日1日から22日までの22日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日から22日までの22日間と決定をいたしました。

ここで内海副議長の欠席に伴い、議事運営について協議をしたいと思っておりますので、その間暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室のほうへお集まりください。

午前10時07分 休憩

午前10時21分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

「仮議長の選任を議長に委任することについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、「仮議長の選任を議長に委任することについて」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

**追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任することについて**



議長（鈴木 悦子君）

追加日程第1、「仮議長の選任を議長に委任することについて」を議題といたします。

先ほど報告いたしましたように、内海副議長が体調不良で療養のため、今定例会中は欠席されるとの申し出がございました。よって、今会期中に私が欠席、除斥等の一時的に議長職務がとりに行えない場合、副議長も不在でありますので、地方自治法第106条第3項の規定により、今会期における仮議長の選任を私に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を私に委任していただきましたので、必要の都度指名をさせていただきます。

### 日程第3 諸般の報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「諸般の報告」を行い……。

10番（岡本 泰介君）

議長。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

先ほど尾高議会運営委員長から報告がございましたように、陳情が出ていることについて……。

議長（鈴木 悦子君）

まだそこには入っておりませんので、ちょっとお待ちください。諸般の報告の中で言いますので。

日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書、請願・陳情の扱いについては、お手元に配付をしております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝英衛生施設組合議会、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会、美作養護老人ホーム組合議会、勝英農業共済事務組合議会から、お手元に配付いたしております資料をもとに報告を行います。

まず、勝英衛生施設組合議会、岡本泰介議員より報告をいたします。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

平成29年第2回勝英衛生施設組合議会定例会が開催されましたので、そのことについて御報告申し上げます。

去る平成29年10月23日に開催されました平成29年第2回勝英衛生施設組合議会定例会について報告をさせていただきます。

開催されました定例会への出席議員は15名であり、上程された議案は3件でありました。

議案審議に先立ち、管理者挨拶、組合議会議員異動報告及び紹介が行われ、続いて議会議員改選に伴い、

欠員となっておりました議会議長選挙を行い、美作市の安藤功議員が議長に当選されました。

その後、議案審議を行い、主な内容としましては、まず議案第2号「勝英衛生施設組合の監査委員選任につき同意を求めることについて」は、美咲町の山田雄二議員を議員の中から選任する監査委員に選任することに議会の同意を求めるものです。

次に、議案第3号「平成28年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」ですが、歳入総額が1億1,125万6,498円で、主な内訳は、分担金及び負担金が1億300万円、繰越金が819万9,187円でございます。歳出総額は9,678万7,012円で、主な内訳は、総務費3,949万4,578円で、給料、職員手当などでございます。また、衛生費は5,664万6,170円で、下水道使用料、光熱水費などでございます。なお、歳入歳出差し引き残額1,446万9,486円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第4号「平成29年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」は、歳入歳出予算の総額1億1,400万円に歳入歳出それぞれ553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,953万5,000円とするものです。内訳としましては、決算の確定に伴い、歳入では、繰越金を553万5,000円増額し、歳出につきましては、予備費を553万5,000円増額するものでございます。

上程されました3議案については、それぞれ原案のとおり同意、認定、可決されました。

以上で平成29年第2回勝英衛生施設組合議会定例会の報告とさせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続きまして、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、青山慶議員より報告をいたします。

青山議員。

#### 1番（青山 慶君）

去る平成29年10月31日に開催されました平成29年第3回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会について報告をさせていただきます。

定例会への出席議員は9名の全員出席であり、上程された議案2件について審議いたしました。

主な内容としまして、まず議案第5号「平成28年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ですが、歳入総額が1,670万9,879円で、主な内訳は、分担金及び負担金1,028万4,000円、使用料及び手数料392万円、繰越金245万702円でございます。歳出総額は1,292万9,001円で、主な内訳は、総務費222万8,294円、で職員給料負担金等でございます。また、火葬場施設費1,045万3,126円で、火葬場委託料、建設積立金などでございます。

次に、議案第6号「平成29年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,757万8,000円とするものです。内訳としまして、歳入では、決算の確定に伴い、繰越金に309万円を増額し、歳出では、火葬場施設費に309万円を増額するものです。

上程されました、2議案については、それぞれ原案のとおり認定、可決されました。

以上で平成29年第3回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会の報告とさせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会、安藤功議員より報告をいたします。

安藤議員。

#### 8番（安藤 功君）

それでは、失礼をいたします。

去る11月2日に開催されました平成29年第2回勝田郡老人福祉施設組合議会定例会について報告をさせて

いただきます。

組合議会定例会への出席議員は8名で、4件の議案が上程されました。

議案の審議に先立ち、組合議員の選任報告、議会議員改選に伴い、欠員となっておりました議長選挙が行われ、奈義町の安藤榮一議員が議長に当選されました。

その後、議案審議に入り、主な内容については、まず認定第1号「平成28年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、歳入総額が1億9,461万9,958円で、主な内訳は、分担金及び負担金7,386万3,000円、市町村支出金8,978万1,713円、サービス収入1,664万9,019円が主なものでございます。歳出総額は1億7,944万7,909円で、主な内訳は、民生費1億4,644万9,437円、公債費3,269万4,972円が主なものでございます。歳入歳出差し引き残額1,517万2,049円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、認定第2号「平成28年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計歳入歳出決算認定について」は、歳入総額が1,302万4,507円で、主な内訳は、事業収入1,173万9,267円、繰越金128万5,185円が主なものでございます。歳出総額は1,189万9,687円で、内訳は、民生費1,189万9,687円でございます。歳入歳出差し引き残額112万4,820円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第9号「勝田郡老人福祉施設組合特別会計条例の制定について」は、組合の会計について、現在一般会計と訪問介護事業所会計の2会計がありますが、訪問介護事業所会計については、特別会計の条例が整備されていない旨、監査委員の指摘があったことから、このたび特別会計条例が制定されたものです。

次に、同意第2号「勝田郡老人福祉施設組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、前任者の辞任に伴い、新たに学識経験者のうちから選ぶべき監査委員を選出するものです。

以上の4件の議案については、いずれも原案のとおりそれぞれ認定、可決、同意されました。

以上で平成29年第2回勝田郡老人福祉施設組合議会定例会の報告といたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、中山忠明議員より報告をいたします。

中山議員。

#### 5番（中山 忠明君）

平成29年第3回美作養護老人ホーム組合議会定例会が去る11月10日に開催されました。平成29年第3回美作養護老人ホーム組合議会定例会について報告をさせていただきます。

組合議会定例会への出席議員は8名全員の出席であり、上程された議案3件について審議いたしました。

主な内容は、まず議案第10号「平成28年度養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」は、歳入総額が1億3,650万662円で、主な内訳は、サービス収入5,125万9,208円、市町村支出金7,420万493円でございます。歳出総額は1億2,780万117円で、主な内訳は、民生費1億2,261万4,436円、公債費495万1,304円でございます。歳入歳出差し引き残額870万545円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、平成28年度特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定については、作東寮勘定では、歳入総額が1億7,329万1,139円で、主な内訳は、サービス収入1億3,972万2,000円、繰入金は1,900万円、繰越金1,422万2,858円でございます。歳出総額は1億6,451万6,123円で、主な内訳は、民生費1億6,433万607円でございます。歳入歳出差し引き残額877万5,016円は翌年度に繰り越しをいたします。

やすらぎ荘勘定では、歳入総額が1,762万482円で、主な内訳は、諸収入1,600万130円でございます。歳出総額は1,707万6,499円で、主な内訳は、総務費532万6,074円、公債費1,068万1,436円でございます。歳入歳出差し引き残額54万3,983円については翌年度に繰り越しをいたします。

次に、平成28年度訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定では、歳入総額が4,003万9,247円で、主な内

訳は、事業収入が3,242万376円で、繰越金が758万5,852円でございます。歳出総額は、3,988万4,967円で、主な内訳は、事業費の3,988万1,595円でございます。歳入歳出差し引き残額15万4,280円については翌年度に繰り越しをいたします。

上程されました3議案については、いずれも原案のとおり認定されました。

以上で平成29年第3回美作養護老人ホーム組合議会の報告といたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

続きまして、勝英農業共済事務組合議会、山本重行議員より報告をお願いいたします。

山本議員。

#### 13番（山本 重行君）

それでは、せんだって開催されました勝英農業共済事務組合議会第2回の定例会の御報告をいたします。

11月13日午後1時より、勝央町役場3階議会議場におきまして開催をされました平成29年勝英農業共済事務組合第2回の定例会についてでございます。

定例会への出席議員は、1名欠席の15名出席のもと、上程されました議案は6件でありました。

議案審議に先立ちまして、組合議会議員の異動報告及び紹介、議会議員の改選により、欠員となっております組合議会議長選挙が行われ、私が当選をいたしました。

管理者挨拶の後、議案の審議に入り、主な内容といたしまして、議案第7号「監査委員の選任について」は、議会議員から選任する監査委員について、津山市の安東伸昭議員が選任されました。

次に、議案第8号「専決処分承認を定めることについて」は、農業共済債法に基づき、家畜共済の共済掛金標準率を定める全部改正がなされたことにより、条例中の該当部分について改正をするものでございます。

次に、議案第9号「専決処分承認を定めることについて（勝英農業共済事務組合農業共済条例の一部を改正する条例）」は、麦共済細目書の提出期限の変更に伴い、同条例の麦共済の共済金額の選択申出書の提出期限を改正するものでございます。

次に、議案第10号、同じく専決処分でございますけれども、議案第10号は前任者の辞任に伴い、新たに損害評価委員会の委員を委嘱するものでございます。

次に、議案第11号「平成29年度勝英農業共済事務組合農業共済事業会計補正予算」は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ103万6,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億7,436万6,000円とするものでございます。

次に、議案第12号「平成28年度勝英農業共済事務組合農業共済会計決算の認定について」、主な内容は、勘定別では、農作物共済勘定では、歳入総額917万7,904円で、歳出総額は917万7,904円となり、歳入歳出差し引き額は0円でありました。

家畜共済勘定では、歳入総額1億9,237万8,735円で、歳出総額は1億9,080万4,163円となり、歳入歳出差し引き額は157万4,572円でありました。

果樹共済勘定では、歳入総額は16万7,988円で、歳出総額は15万2,989円となり、歳入歳出差し引き額は1万4,999円でありました。

畑作物共済勘定では、歳入総額は528万9,723円で、歳出総額は509万4,759円となり、歳入歳出差し引き額は19万4,964円でありました。

園芸施設共済勘定では、歳入総額は79万8,584円で、歳出総額73万4,233円となり、歳入歳出差し引き額は6万4,351円でありました。

業務勘定では、歳入総額は1億1,841万6,355円で、歳出総額は1億1,841万6,355円となり、歳入歳出差し引き額は0円でありました。

なお、各勘定における剰余金については積立金に積み立てられます。

上程されました6議案は、それぞれ原案のとおり承認、可決または認定をされました。

以上で平成29年勝英農業共済事務組合議会第2回の定例会の報告とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上で諸般の報告を終わります。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

議会運営委員長の報告の中に陳情があったのに、陳情のことについて触れられておりませんので、その件についてどうなったかをお知らせいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

陳情につきましては、諸般の報告の中でお手元に配付をさせていただいております。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

前回と同じように議長預かりということらしいんですけども、陳情と請願は区別して扱うということはよくないと私は思っております。憲法でも基本的人権として保障されているんです、陳情も。同じ扱いをするのが美作市議会としては当然だと思っておりますが、そういうふうにしていただきたいというように思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

要望でよろしいですか。

**10番（岡本 泰介君）**

いや、要望じゃないです、これは要望ではありません。これはしなければならぬんです。国民の権利、市民の権利なんです、これは。陳情は、議会、議員を煩わせたくないという思いもあって陳情にされている方もおられるんです。市民の思いを議長預かりという形で議会に諮らないというのは、憲法に反しているということなんです。これは絶対してはいけません、私はそう思っておりますので、その扱いをきっちりしていただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

御意見は御意見として伺っておきたいと思っております。今までの扱いがそういうふうな扱いになっておりますので、ここで議会運営委員長のほうからそのときの状況を。

議会運営委員長。

**14番（尾高 誉久君）**

まず、条項的に云々ということもありましょうから、議会運営委員会の権限というのは、皆さん議員必携をお持ちですから、この権限の中に、まず議会運営委員会は、多数の議員で構成される議会を円滑に、しかも効率的に運営するために、常任委員会とは別に置かれる委員会であり、議会運営の責任者である議長の諮問的な正確を帯びた機関である。それで、議会の運営に関する事項というのは、1から26ぐらいある中の23項目めに請願・陳情等というものがあると思います。

それと、これは美作市議会申し合わせ事項10ページにあるように、請願・陳情については、(1)請願の取り扱い、提出期限は、定例会開催前に開かれる議会運営委員会の前日までとする。議長及び常任委員長は、

議会及び委員会を直接運営する立場から紹介議員にならないということも決めてあるように、逆に言いますと請願には必ず紹介議員1名以上の者が必要であるという位置づけでございます。

陳情の取り扱い、提出期限は、定例会開催前に開かれる議会運営委員会の前日までとする。市民、市内団体からの陳情については、議会運営委員会に諮り、取り扱いを決定（議長預かり）とする。3番目に、市民、市民団体以外は一般文書として取り扱う。

その他のことは省略しますが、それでもって今回このもう一つ大きな前提があります。常任委員会においては、深くそれぞれ付託された案件を追及していただければよろしいが、上程に際して事前審査にならない範囲で行う、その拘束の中にあつて議会運営委員会は開かれる。もう一点、6名で構成される委員会というのは、総務委員長、文教厚生委員長、産業建設委員長、そしてきょう欠席になられました副議長、そして委員長、副委員長、この構成であります、この中にあつて、議長は意見を発することはできるが、採択、不採択には参加できない、決定には参加できない。このもつとで、まず議会運営委員会というものは、皆さんの承認を得て私も議会運営委員長になり、副委員長になり、議会運営委員会が形成されておると思っております。でありますから、そのように粛々と委員もその立場をわきまえて慎重審議し、全員で可決したものであります。あえて言いますと、例えば個人のプライバシーにかかわる部分は触れたくない、そこは触れませんが、今回も陳情に出ている中にあつて、当補正予算の中で計上されている予算があります。決して議長預かりにしたから、それを付託された常任委員会が取り扱ってはいけませんよということはありません。十分にそれを生かしていただいて、これが市民皆さんに反映することが陳情に対する答えであり、請願に対する答えというふうに思っております。これは一度確認しておりますので、議会運営委員会の私個人の考えではありません、運営委員会全員の考えであることを報告しまして、答弁いたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

#### 10番（岡本 泰介君）

尾高委員長の言われることもわかると言ったらおかしいですけど、それは今までの美作市の議会だったんです。でも、申し合わせ事項というのは、美作市議会だけで決めとることなんです。それが日本国中に通用するんじゃないんです。日本国には日本国憲法というもんがあつて、基本的人権は守らなければならないというのは最大のことなんです。それを守らずに申し合わせ事項が決められているということは、これは憲法違反であつて、皆さん国民の権利を踏みにじっているということなんです。それは絶対に許されないんです。美作市の申し合わせ事項を盾に陳情を議長預かりになるとするというのは差別です、区別です。片一方だけかけない、片一方は取り上げる、これはいけないんです、これは許されないんです。ですから、陳情も請願と同じように扱うということをごつと決めていただきたいと思います。

#### 議長（鈴木 悦子君）

陳情は、特定の事項について利害関係を有する住民から当局に対して実績を訴えたり、要望を言われたりするような行為であるんですが、請願権は憲法で保障をされております、しかし陳情は、法的保護を受けるものではないというふうに書かれております。ですから、この陳情の取り扱いについては、議長が必要とあるものは請願と同じように処理するというようになっておりますけれども、前回もでしたけれども、今回もその取り扱いについては、請願と同じじゃなくて、陳情として取り扱う。そのために議会運営委員会に諮つて、議長預かりという結論を出させていただきました。この陳情の内容の結果につきましては、それぞれ陳情者に文書でもつて報告をさせていただいておりますので、岡本議員、御理解をいただきたいと思います。この議会が終わりました後、この陳情者に対して報告をいたします。

今岡本議員が言われましたことは、また今回はこれで通したいと思います。次のまた議会改革委員会の中でも、それからそういった中で申し合わせ事項についたり会議規則についたり、そういったもろもろの件で改革しなくてはいけないことにつきましては、しっかりと議論して行って、スムーズな運営ができるように、また市民の皆さんに納得していただけるような、そういうふうな改革をしていきたいと思いますので、どうぞ今回はよろしく願いいたします。

以上でございます。

岡本議員、よろしいですか。

#### 10番（岡本 泰介君）

議長の言われることも次回からというようなことも言われるんですけど、国会法でも陳情と請願は区別しないということになってるんです、今憲法云々言われました。基本的人権は守るという立場においては、陳情と請願を区別しないということに国会法でも決まってるんです。そのことをよく承知して、しっかりとした対応をしなければ市民に笑われます、私たち議員が笑われるんです。基本的人権が守れない議会をしてはいけんのんです。そのことはしっかり肝に銘じなければいけません、私たち議員は。ですから、今回からこれをしていただきたい。申し合わせ事項は間違ってるんですから、それを直さなければいけんのんです。その思いで私は一生懸命申し上げているわけでございまして、ぜひ今回からこの件の陳情も同じように扱うということにしていきたいと思います。

#### 議長（鈴木 悦子君）

反論するわけじゃございませんが、国会法とそれから地方自治法というのがあります。我々は、地方自治法を尊重し、そしてその地方自治法の中で会議規則をつくり、会議規則をまた補完する上で申し合わせ事項をつくっているわけでございます。今国会法がそうだからと言われましたけれども、国会法と地方自治法とは違います。もともと請願法があって、それから一般法の中に請願法があって、特別法の中に国会法と地方自治法があるというふうにお聞きをしておりますので。

以上でございます。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

岡本議員とはほぼ同質の考え方なんですが、今議長が言われましたことは、国会法と地方自治法は違うんだということの中で請願法のことを言われましたが、それは間違ってます。だから、そういうことをこの場でそういうふうと言われることもおかしいし、今岡本議員が言われたように、たしか中曽根総理のときのしばたさんという衆議院の方が要望書を出されて、長い質問書、それに対して国のほうで答弁をしているのは、請願の体をなしていなくても、要望、陳情であっても、国民の権利にかかわるもの、それは請願法にのっとってしなきゃいけないと、こうなっているわけですから、翻って、じゃあ地方自治法はどうかといえば、それは憲法それから請願法という法律にのっとっている、まさに表裏一体のものです。ですから、つけ加えて私個人的なものも若干入っているんですが、そうでないものも今回は陳情書の中にあります、極めて市民の生活にかかわるものを陳情者はなさっています。なぜこれが今回ほかの請願と同じように上程されなかったということは、陳情者は非常に憤慨をされていると思います。したがって、今回から、会期も長いわけですから、追加上程をして、議員の皆さんの判断を仰ぐべきだと私は考えます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

#### 9番（金谷 のり子君）

先ほどお二人からの御意見がございましたが、先日ありました議会改革委員会でもそのような御意見は出

ておりません。全ての議員がこれに対してどう思って、どのように行うかということが大切ですので、この場ではまずは議長のおっしゃるとおりに行いまして、次の議会改革委員会でしっかりそれは話し合いをするべきと考えます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今の金谷議員の考え方はちょっとおかしいと思います。なぜかといいますと、18人が同意したからということじゃなくて、現実かどうかということを考えたときに、ぴしっとその場からやるべきです。そういう考え方というのは、一連の今議長も発言されたし、その中では筋が通らないと思います。先ほど申し上げましたように、この会期中の中で追加上程をし、さらには過去に議長預かりとなったものもあるかどうかわかりませんが、そういったものは陳情者の思いを本会議において明らかにすべきだろうと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

先ほど国会法とそれから地方自治法は違うと言いましたけれども、それぞれランクが国会法、地方自治法というふうに分けてあるんです。中身は同様ということでございますが、請願法としては該当しない、これが。請願法に対して、この地方自治法も国会法も特別法の地位にあるということでございます。ですから、住民が請願を出すときは、美作市役所の議会事務局のほうへ請願・陳情を持ってこられて、それを受け取って、議会運営委員会に上げて諮ってもらって、議会運営委員会で議長預かりにするか、請願と同じような扱いをするかということを決めていくわけですが、その陳情に対して、9月議会もそうでしたが、今回も陳情は議長預かりというふうに議会運営委員会で決定をされております。ですから、先ほど尾高議会運営委員長が言われましたように、今回はこれでおさめていただきたいというふうに思いますのでよろしく願います。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

人権行政についての捉え方があんた方は根本的に間違うとる。ちょっと資料を見ようたら、日本国憲法の第10章、最高法規、この憲法は、日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、こういうようにずっと言うとのわけじゃ、これは第97条。第98条と2つ読んでみなさい、今の人権行政のあり方、これがあんた方は全然認識しとらん。

じゃから、今回わしは質問しとるのは、そこをしとるんじゃ。何ならというたら、職員の人権教育費というて計上しとるけども、職員の給料は間違わんようにずっととっていきようる、3分の2ぐらいが職員の給料。もう少し人権にかかわる問題を真剣に議長から考え直していかんだら、いつまでたっても差別も何ものうなりやせん。わしも中身がようわからんのじゃけども、請願書が出いとる問題と、それと陳情書が出とる問題と中身は一緒なんでしょうが、関連しとるんしょうが。これはあれはという問題じゃないでしょうが、議会というのは議論の府でしょうが、ここで物を言わんだらどこで言うんですか。あんたの請負主義で物事を進めていくのはもってのほかじゃ、こねえなものは。

〔4番岡野鉄舟君「議長、動議。4番、動議」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

何の動議ですか。

**4番（岡野 鉄舟君）**

本件に関して、休憩をとっていただいて議論をしていただきたいと思います。



議長（鈴木 悦子君）

休憩動議が出ました。  
ただいまより暫時休憩いたします。

---

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。  
先ほど岡野議員から動議が出ました。その動議に賛成の方はございますか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、動議が成立いたしましたので、これより暫時休憩をいたします。

午前11時08分 休憩

---

午前11時35分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。  
先ほどの休憩中に陳情の取り扱いについて調整をしておりました。この件につきましては、会期中に全員協議会を開いて協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
それでは次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

## 日程第4 行政報告

議長（鈴木 悦子君）

日程第4、「行政報告」を行います。  
萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めまして皆さん、おはようございます。  
恒例によりまして、美作市の行政の状況について御報告を申し上げさせていただきます。  
まず、9月議会閉会以降の諸行事について申し上げます。  
10月14日には、世界的なトランペッター大野俊三氏をお迎えして、武蔵コンサートを美作文化センターにおいて開催をさせていただきました。大野氏には、代表曲の一つであるMUSASHI、英語でMUSASHIと書くんですが、これを通じて美作市を広く世界にPRをしていただいております。2回目の開催となりました。今回を機会に「まさか!?みまさか」応援大使、美作市の観光あるいはまちづくり、その他について世界にPRする役を担う大使でございますけれども、この大使に任命をさせていただきましたところ、大野氏からも、これからは美作市の国際的な知名度の向上に寄与できるよう、自分なりに一生懸命に頑張りたいんだという気持ちの込もった、そして力強いお言葉を頂戴をしているところでございます。

10月22日でもございましたけれども、第16回宮本武蔵顕彰女子剣道大会、通称お通杯でございますけれども、これにつきましては、ヨーロッパから5チーム、合計で17名、これを初めとしまして、台湾、カナダ、シンガポール、韓国、タイなど、総勢17カ国52人の女性の剣士が参加をされ、国際的な大会として大いに盛り上

がったと感じておりました。今後のさらなる知名度、この大会のみならず、美作市の知名度の向上につながるものとなった、そういうふうを感じておりました。

11月に入りまして、11月3日につきましては、恒例となりましたけれども、美作市顕彰式典を挙行政させていただきました。市の発展に御功績を頂戴しました個人の方々43名と8つの団体を顕彰させていただきました。また、今回これにあわせまして民生委員制度創設100周年記念大会が開催されました。民生委員の方々には地域の福祉活動の先頭となって御活躍をいただいておりますけれども、本年度は制度創設100周年の節目となり、制度の前身である済世顧問制度の中で顧問を務められた郷土の偉人と言っていいと思うんですが、故黒田農氏を初めとして、歴代の市民委員そして民生委員、児童委員、協議会の会長など3名の方々の特別功労表彰もあわせて行われた次第でありました。

次に、11日には、大原地域で美作市総合防災訓練を大原断層の左横ずれによる震度6強の断層型地震の発生を想定して実施をいたしました。地震を想定した初めての訓練であり、関係者の関心も高く、岡山県美作警察署、陸上自衛隊等の関係団体や地元自治振興協議会、消防団等の市民の方々が多数参加をされました。この訓練で得られました教訓、成果、これをそれぞれ防災計画に反映し、実際の災害に備えていきたい、そう考えております。

そして、同じ11月21日でございますけれども、作東文化芸術センターにおきまして、ホーチミン像の贈呈式が行われました。ベトナムからは同政府の主席官房長官を団長に、在ベトナム総領事ほか多数の方々がお見えになり、主席官房長官から、ホーチミン像は美作市との友好のあかしであり、ベトナムとの交流が大きく広がることを期待しているとの御挨拶をいただき、また保育園児の歌唱なども非常にすばらしいものがございました。

次に、生活協同組合おかやまコープ、そして美作市社会福祉協議会と当市の3者による地域見守りに関する協定が11月27日に締結されました。高齢者の方々、障がいを持っていらっしゃるの方々、そして子どもたちなど、市民の誰もが安心して暮らすための見守り活動の強化等に寄与するもの、そういうふうにご期待をいたしております。

次に、今年度計画してまいりました各般の施設整備事業につきまして報告申し上げますが、当市主体のものあるいは滋慶学園関連のものなど、官民連携によるものも含めてほとんどが順調に進んでいるわけでございますけれども、一方で2件ほど大きな御心配をかけている事案がございます。

1つ目としましては、クリーンセンターの最終処分場建設でございますけれども、これにつきましては、平成27年から入札をするんですけども、応募者がいないという形での中止が4回となり、一般競争入札での公告をしても規定の参加者が見込めないことから、本年11月7日の一般競争入札の公告に対して唯一申請を出された入札参加希望者と地方自治法施行令第167条の2、1項第8号の規定に基づき、随意契約を締結できるような準備を進めているところであります。

また、こぶしの里後山につきましては、改修工事の実施計画を行う過程で再利用が可能であると考えていた電気、機械設備等が使用できない、あるいは他にも更新が必要な設備があるなどの大きな誤算が生じ、工事に要する費用と予算に大きな差異があることがわかり、その解決方法、事業の実施方法等について再検討し、結果最良の方向性が見出せましたら、改めて議員の皆さんと協議をさせていただきたいというふうにご考えるに至っておりますので、報告を申し上げさせていただきます。

次に、各種の誘致関連の報告でございますけれども、新しい話でございますが、全国消防操法大会というのがございます。これは、隔年で男女の大会が開催をされているわけでございます。毎年実はかつては横浜で開催をされておりましたけれども、阪神・淡路大震災後、兵庫県知事等の要望により、地方開催というもの

が始まりまして、平成30年は富山県富山市で、そして平成32年は千葉県市原市で男子の開催が今のところ決定をしているという状況の中で、当市におきましても、消防活動の充実発展に寄与する目的で、平成34年の男子大会の開催を要望をしておりましたところ、先般日本消防協会会長のお考えを伺う機会に恵まれましたけれども、会長からは、できれば前向きに検討をしようというような話もございまして、今後開催決定に向けての準備を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。これが実現できるという前提に立ちまして申し上げますと、美作市消防団の方々は本当に頑張っておられますが、ぜひこの本大会に地元として出場をしていただきたいと願っております、市といたしましても精いっぱい御支援を申し上げていきたい、そのように考えているところでございます。なお、この大会は最近非常に盛り上がっておりまして、消防関係者のみならず、一般の市民、子どもたち、あるいは応援団等々を含めまして約1万人が御来訪いただける、2万人という説もあるんですが、大きなイベントになっておりまして、本市のPRや経済活性化にもつながる可能性もあるものと認識をいたしております。

次に、学校法人日本体育大学の特別支援学校の誘致に関してでございますけれども、現在教育カリキュラムや卒業後の就職先についてのあり方を協議しております。全国初となる知的障がい者を中心としつつ、最近非常にふえておりますけれども、通級によって発達障がいを持っていらっしゃるお子さんたちをも支援する、つまり通級による発達障がい支援を併設した特別支援学校は、これは全国初になると思っておりますけれども、そういうものとして、できれば平成33年4月の開校を目指していこうと、そしてその中で先般準備室を立ち上げる時期になっているんじゃないかという共通の合意にほぼ達成をしておるところでございます。

次に、自衛隊の体育学校の誘致の件でございますが、政治レベルでの判断を求めするために必要な事務的準備、これをこれまで着実というか一生懸命に頑張ってきたところでございます。それを含めまして、来年の1月か2月にも小野寺防衛大臣に面会をしていただけるように日程調整を始めたい、そのように考えているところでございます。

次に、人口の問題について報告を申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、ことし4月から定住促進住宅というものを改修をさせていただきました、かつての雇用促進、これを改修して、割合安価で提供するというところでございますけれども、12月の入居予定者を含めると、真加部団地が33戸、北山団地が40戸ということで見込まれておりまして、入居率は12月末の想定で約62ということになるようでございます。また、入居希望者の約半数が市外からの転入者の方々でございまして、当市の人口社会増にも間違いなく貢献をしているということでございます。これは、これだけじゃなくさまざまな要因が背景にはございますけれども、9月議会におきまして、半年で何とか美作市の人口動態、転入増が達成され、微妙な数プラス5となりましたということ報告を申し上げましたが、その後どうなのか若干心配しつつ見ておったわけでございますけれども、人口の社会増、これがおかげさまで現在も継続中でございまして、昨日11月30日の時点の数字で申し上げますと、プラス5であったものがプラス37というふうに格段に転入超過がふえているということになっております。この点につきましては、9月時点のものを総合戦略推進会議に報告をしましたところ、これまでの地方創生総合戦略の取り組みの成果が着実にあらわれているんだなという評価もいただいておりますが、来年度まで一生懸命に頑張りたいというふうに思っております。

次に、財政の状況でございますけれども、平成28年度決算をもとに、財政のわかりやすい分析と今後の財政収支見直しについて、市民の方々、議員の方々と情報共有を行うため、今年度も財政の総点検——第4版になります——に取り組みました。そして、市民の皆様との情報共有をさらに促進するため、その内容を第4版とし当市のホームページに既に公開をさせていただいているところであります。美作市の財政状況を示す各種指標は、引き続き改善をされております。これを示す顕著な数字として、普通会計の基金残高と市債残

高の推移を申し上げますと、基金残高は、平成25年度末の120億9,200万円から、平成28年度末までの3年間に37億8,400万円増加をいたしまして、結果として158億7,600万円というふうになってございます。一方、市債の残高は290億2,500万円から27億900万円減少をいたしまして263億1,600万円となりました。また、この263億円は、今の借金残高があるわけでございますけれども、国が大部分の支払いを行うこととなりますので、純粋な意味での市民負担額は54億4,000万円となります。貯金額が158億7,600万円、純粋な市民の負担をすべき借金残高が54億4,000万円ということでございまして、私どもしましては、市創建以来最も健全な財政状況が実現をしたというふうに考えている状況であります。当市財政の改善につきましては、経費の節減、例えば具体的に申し上げますと、平成17年度から25年度におきましては、年平均大体222億円であった財政規模を、平成26年から28年度の間におきましては208億円ぐらいに圧縮をしたこと、あるいは国の補助金等の獲得の増大による財源更正の改善、そして都市公園の拡大による交付税収入の増大などがこの背景にあると考えているところでございます。これら全て議会の方々や市民の御理解があつて初めて実現ができたことございまして、この場をおかりいたしまして心より御支援、御協力に御礼を申し上げたいというふうに考えます。

今後はこうしてできた財政の改善を市民生活の質の向上につなげる努力を拡大をしていきたい、そう考えております。ここで改めて申し上げたいと思うんですが、このようにいろいろな形で公約を3年半前にしたことにつきましては、思いのほか順調にその実現ができております。議員の皆さんそして市民の皆さん、この3年半余りまことにありがたく、心から御礼申し上げます。私が公約をしたことを実行するという使命を果たすという意味で、自分なりに精いっぱい頑張つてまいりましたが、そういうことができたのも多くの市民の皆さんの支えがあったからであります。心から御礼を申し上げます。また、政策の実行につきましては、当市美作市の議会の同意と職員の皆さんの惜しみない努力が必要である、そのことは当然でありまして、したがってまた議会の方々からはたくさんの提案も頂戴をいたしました、そして職員の皆さんからは、細かいしかし非常に大切な市内隅々のいろんな情報を提供いただいたわけでありまして、議会の方々そして職員各位に対して、感謝に絶えない気持ちでいっぱいあります。これら全ての積み上げが初めての政策による人口の流入超過の達成、それも今継続をしております、初めての政策による人口の流入超過の達成であります、その一方で市創建以来最も健全な財政も実現できたわけであります。今や当美作市は、消滅の危機、消滅可能性自治体が全国に900あると言われるますが、その中でほぼ先んじて消滅の危機を脱し、幸せな発展を目指すスタートラインにつけたのではないかと考えております。この流れを継続をして、美作市をもっともっと、もっともっと住みやすい町にしようではございませんか。そのために私は私なりに全力を尽くしてまいります。

以上、諸行政の一端を報告申し上げます、行政報告を終わります。御清聴どうもありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

傍聴者の皆さんはお静かにお願いいたします。

以上で行政報告を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

## 日程第5 総務委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

日程第5、「総務委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

総務委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、総務委員会委員長の中間報告を受けることに決定しました。

安藤委員長。

8番（安藤 功君）〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

去る11月7日火曜日午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より、萩原市長、横山副市長、山下政策参与、福原政策審議監、大森総合戦略監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催し、執行部から協議依頼のあった案件について説明を受け、慎重に審議をいたしました。

本委員会で説明を受け協議した案件は、新告知放送サービス説明会について、そしてこぶしの里の改修についての2件であります。

それでは、執行部から説明、協議のあった内容並びに協議の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、企画振興部所管の新告知放送サービス説明会については、執行部より、9月議会の一般質問の中で、議会終了後に自治振興協議会への説明、そして住民説明会を行うことを担当部長が答弁したことを踏まえ、10月中旬より説明会を実施している。自治振興協議会への説明会は10月23日、美作地域、10月24日、勝田、大原地域、10月26日に東栗倉地域、10月30日に英田地域で開催している。作東地域については、作東地域の自治振会長と相談の上、11月14日に開催を予定している。住民説明会は、11月1日から本日配付した日程表に従って開催しており、英田地域においては11月1日、2日の2日間開催し、1日目が146名、2日目が162名の参加があった。

会議の進め方は、市からFM告知について説明、質疑を行い、市からの説明会は終了し、その後NTTからインターネット、ひかり電話についての説明、質疑を行っている。市とNTTの説明会は住民の負担を考慮して同日開催にしているが、それぞれの業務について区切りをつけて行うようにしているとの報告及び説明があり、委員から、市民へ説明する前に議会に対し説明をしないのか、また他の委員からも、住民説明会を行う前に総務委員会に報告するよう要請していたとの意見が出され、執行部より、市としては、9月議会において大筋については理解していただいたと思っていた、電話とインターネットについては検討中であるので、決まれば議会に説明を行う、このたび議会への報告前に説明会を開催したことは大変申しわけなかったとの回答でありました。委員から、CATV未加入者に対しては加入促進として割引などを行ってはどうかとの意見があり、執行部より、未加入宅に対しては加入金2万円程度と工事費がかかり、合計で3万

5,000円程度費用が発生する、工事費部分について軽減ができないか検討を行うとの回答がありました。委員から、メール配信の通信費については無料ではなかったのか、屋外拡声器はどうなっているのか、またFM方式だが、無線で発信はしないのかとの質問があり、執行部より、メールについては、通信に対してパケット料がかかるため、パンフレットに記載をしている、屋外拡声器については、住民説明会で設置数等の説明はしていない、既存の屋外拡声器は活用し、設置されていない勝田、英田地域について、現在旧小学校単位での整備をしていく方針で、現在調査中である、また無線での発信にはアンテナなどのインフラ整備が必要となるため考えていないとの回答でありました。委員から、有線の場合断線するおそれがある、無線のほうが有効ではないか、端末にはラジオの機能をつけるようにしてほしい、緊急放送として二重三重にする必要があるのではないか、また電源の供給についてもバッテリーなどの検討が必要であり、高くなってもよいものをしていく必要がある、予算は幾らになるのか、無線配信については、今回はできなくても今後の計画を検討してもらいたいとの質問、意見、要望があり、執行部より、さまざまな検討をした結果、端末は有線での整備となったが、ラジオとして使えるものを考えている、屋外拡声器については、携帯網で整備を行っていくことを検討している、また予算については、端末では5億円程度、屋外拡声器では1億5,000万円程度で検討している。委員から、今後も適時説明や相談をしてもらいたいとの最後に強い要望がなされ、新告知放送サービス説明会については協議を終え、休憩をとった後、引き続き総務部所管の案件、こぶしの里の改修について協議を行いました。

まず執行部より、2億2,090万円の予算で施設の改修を計画していたこぶしの里滞在交流拠点整備事業について、実施設計を作成するに当たり、専門業者等が現地調査を行ったところ、躯体以外の部分で老朽化が進んでおり、再利用する予定であったキュービクルの腐食が著しく、交換すると新たに数千万円が必要となる、さらに他の部分においても工事費がふえる可能性があることから、本年度は屋根の修繕だけを行い、一旦休止して資金の回収見込みなどを再検討し、事業の実施時期を見直したい、また今回の予算不足となったのは、電気、機械設備等の十分な調査を行う前に事業を予算化したことが原因であるとの報告があり、委員から、今ある設備が使えるだろうという安易な考えから判断を誤ったものである、プロジェクトを実施するに当たり、計画をチェックする部署が必要ではないかとの意見があり、執行部より、プロジェクトや新たな計画については、幹部会で報告や協議を行っているが、十分なチェックはできていない、今後は専門業者等に意見を聞くなどしてチェックを行い、事業を実施したいとの回答でありました。委員より、今回の案件について、総務委員会だけで説明して終わる話ではない、十分説明ができるようにして、全議員に説明をしたほうがよいとの意見があり、執行部から、総務委員会の指示に従い、さらに詳細について説明できるようにして指示に従いますとの答弁であり、加えて市長より、内容が十分精査できていないことから、しっかりとした点検を実施し、慎重な判断をしたいとの答弁がありました。また、委員より、行政が事前調査をしながら、工事を着手した後に事業を中止するという事は納得できないとの意見があり、執行部より、今回の判断は中止ではなく、一時的に休止するもので、3年先、4年先の動きを見きわめながら事業を継続するものであるとの答弁があり、市長から、屋根工事についても同じように工事費がふえる事態が発生している、そのことも踏まえ慎重に判断したいとの発言がありました。委員から、施設の改修に要する交付金7,500万円や辺地債の申請はどうするのか、美作市の信用がなくなるのではないかと意見があり、市長より、市長がみずから国に出向き、頭を下げざるを得ないと思っているとの回答でありました。さらに、複数の委員から、こぶしの里修繕工事の休止については、総務委員会だけで協議すべき案件ではないとの意見が出されたことから、議長と協議調整を行うことといたしました。

以上、11月7日の本委員会における、審査、協議の経過及び結果並びにその後の対応についての御報告と

させていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で総務委員会委員長の中間報告を終わります。

## 日程第6 文教厚生委員会委員長の中間報告について

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第6、「文教厚生委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

文教厚生委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。したがって、文教厚生委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

金谷委員長、どうぞ。

9番（金谷 のり子君）〔登壇〕

文教厚生委員会委員長報告をいたします。

9月定例会から12月定例会までの閉会中に、所管調査の文教厚生委員会を開催いたしましたので報告いたします。

去る10月26日午前9時より、議長、委員全員、市長、副市長、教育長、政策参与、関係職員出席のもと、文教厚生委員会を開催し、英田就業センター解体工事に伴う変圧器の紛失について報告を受けた後、協議をいたしました。

委員から、解体業者には工事の仕様書でポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で定められているPCBが封入された変圧器がある取り扱いについては注意することなどと特記していたのか、産業廃棄物法に基づいて処理しなさいという通り一遍の記載だったのかとの質疑があり、執行部から、変圧器については、ほかの産業廃棄物とは分離し、PCBが処理できる専門の業者により処分するように設計段階から設計監理業者に十分伝えており、PCB処理のための契約を別に結んだと答弁がありました。委員から、PCB処理のための契約を別にしているのに紛失したということは、業者の責任が大きくなると思われる、今後の措置をどうするのかとの質疑があり、執行部から、処分については、工事の失敗や入札の不参加など、総合的に判断するシステムがあるので、それに基づき検討するようになるかと答弁がありました。委員より、今後も市の公共施設が解体、更新されることがあると思う、資産価値のあるものとして盗まれるわけであるから、解体前にしっかり調査し、盗難などの被害がないように、計画性のある解体を行っていただきたいと要望がありました。

そのほかに、委員より質疑はなく、教育委員会所管の文教厚生委員会を終了しました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

以上で文教厚生委員会委員長の中間報告を終わります。

## 日程第7 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、日程第7、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いを、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）〔登壇〕**

議長の許可を得ましたので、去る11月6日、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、議会改革特別委員会を開催いたしましたので、その中間報告をいたします。

このたびの委員会では、前回の委員会です前に提出された議題について協議に入りましたが、協議に先立ち、委員より緊急提案として、申し合わせ事項についての異議の申し立ての取り扱いについて提案され、これについては、これはどうしてもと言われたときには議長が休憩をとり、本人との話し合いで解決できるもの、全員協議会を開いて解決できるもの、それぞれに判断してやっていくという結論でありました。その後予定していた協議事項に戻り、最初に事務局から配付資料の説明を受け、前回の確認事項を確認しました。

まず、暫時休憩の運用については、暫時休憩の際は、休憩の前後どちらかで議長が説明をする、次に休憩中も議場内の映像をみまちゃんネルで放送することについては、過去の運用を検証してみたが、休憩中に議場内の映像を流していた事実は確認できず、今後画像について、みまちゃんネルと協議し、後日事務局から画像の案を提案する。

次に、議会中の議員の発言についてということで、敬称を使うなど言葉遣いに注意し、会議中の私語は慎むことについては、議長の職務権限で対応する。

次に、傍聴席での注意事項については、議場内に注意事項を掲示する。

次に、これまでの委員会の開催実績の報告については、事務局が資料を作成し、各委員に配付されました。以上を確認し、続いて残りの項目について協議に入り、最初に当特別委員会の本年度の進め方について、各項目ごとに委員全員で協議し、結論を出すことに決定いたしました。

次に、開会中の常任委員会付託案件以外の審議を行うことについては、開会中、閉会中を問わず、所管調査の委員会開催は、各委員会委員長、副委員長の判断により、各委員会が必要に応じて開催することで決定されました。また、それに関連して、付託案件以外の委員会を開催した場合、本会議で報告をするかしないかについては、各委員会に任せることに決定されました。

次に、議会報告会の開催については、継続審議となりました。

次に、夜間議会の開催についても、継続審議となりました。

次に、参考人制度の導入については、必要に応じて、本会議や委員会に任せるということで決定されました。

次に、議会だよりの発行、広報委員会の立ち上げについては、議員有志により、次回までに議会だよりの素案をつくり、それによって委員会で判断するということが継続審議となりました。



次に、議場内に入れる人の整理については、議長判断に任せるということになりました。

当日は時間の都合上、以上で閉会し、残りの項目については次回以降となりました。

以上で議会改革特別委員会委員長の中間報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いをして報告といたします。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

議会改革特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

## **日程第 8 認定第 1 号～認定第 1 5 号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、日程第 8、「認定第 1 号～認定第 15 号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

認定第 1 号から認定第 15 号につきましては、平成 29 年第 5 回 9 月定例会において上程し、決算特別委員会に付託し、継続審査となっております。

このたび、決算特別委員会委員長より審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、決算特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

倉地委員長。

**6 番（倉地 重夫君）**〔登壇〕

それでは、今から決算特別委員会の委員長報告、平成 29 年 10 月 26 日に開催分を行います。

去る 10 月 26 日午前 10 時から、美作市民センター 3 階大研修室において、委員全員、執行部から市長、副市長、政策参与、政策審議監、教育長、各幹部職員等出席のもと、9 月定例会において付託され、協議の結果、継続審査となっております 15 件の決算認定案について、決算特別委員会を開催し、慎重審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず初めに、各常任委員会委員長より分科会での審査の詳細な報告がなされ、その後委員長報告についての質疑に入りました。

質疑の概要では、総務分科会委員長に対しまして、税の滞納の原因と対策について、地域おこし協力隊の効果について、防犯カメラの設置台数と設置場所について、市営バスの見直しについて、みまさか創生費の効果について、東粟倉工房の精算に係る仲裁手数料について、公共施設の管理計画の進捗状況について、美

作市の顕彰式典の監査委員の指摘事項について等の質疑があり、また要望として、今後の総務委員会において、決算のみならず、予算についても今後の見通しを含め、トータル的な美作市の本当の財政はどうかということ、議会の立場として総括的な総論として総務委員会の方で議論をしていただきたいとの要望がありました。

続いて、文教厚生分科会の委員長に対しては、介護保険の関係で、介護給付費等準備基金並びに第7期介護保険料について、病院会計での減収の理由について、過年度損益勘定留保資金について、メイトランドエリアスクール交流事業補助金について、高齢者福祉費の介護ロボット等導入支援事業補助金の効果について、障害者福祉費並びに生活保護費の扶助費の不用額について、広域入所委託料の効果について、給食業務委託料について等の質疑がありました。

続いて、産業建設分科会の委員長に対しての質疑では、上水道事業会計において、給水人口並びに利用人口の今後の動向と施設管理について、水道事業会計においての過年度分留保資金について、更新伐事業におけるコンプライアンスについて等の質疑がありました。

続いて、質疑終了後、討論、採決に入り、まず認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」は、委員より、大きな決算額ですが、小さい額であっても、コンプライアンスを前提に、予算というその法令がある中で執行ができるというのがたてりであると思います、更新伐の関係で予算がない状態で流用もされてなく、事前的に予測しながら執行されてる点でコンプライアンスに反するという点が1点と、もう一つは、東栗倉工場の弁護士の手数料は十数万円の少額ではあるが、私が一番気にかかるのは、議会の議決事項であろうと思っております、その理由は、仲裁法に基づかなくても仲裁をするんだという執行部の話があったときに、それはやはり訴訟を提起するべきだろうと当時の議員が言われたかもしれませんが、そういった点を重視すべきだろうと思いますので、額は全て〔聴取不能〕をしてるわけではありませんが、そういったものが含まれておりますので、私は認定には反対ですとの反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」の3件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成によりいずれも認定されました。

次に、認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、委員より、滞納額の減少が一向に見られない、まだまだ努力が足りないのではないか、何かもっと抜本的方法も考えられたり、いろいろ工夫をされる必要があると思っております、これは昔から申し上げておりますが、一向に改善が見られないという思いでございます、反対させていただきますと反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、認定第9号「平成28年度矢田茂、原田政次郎、福田五男奨学金特別会計決算の認定について」の4件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成によりいずれも認定されました。

次に、認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、委員より、反対の立場から討論させていただきます、これはもう前々から言っていることだが、売り上げに対しての人件費が物すごく大きなウェートを持っている、一つも改善の余地が見られないということで反対をさせていただきますと反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により認定第10号は認定されました。

次に、認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により認定第11号は認定されました。

次に、認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、委員より、反対の立場から討論させていただきます、一向に経営の努力が見られないということで、再三の忠告にもかかわらず、努力が見られないということで、私は反対をさせていただきますとの反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定第12号は認定されました。

次に、認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」の3件は、討論はなく、採決の結果、全員賛成によりいずれも認定されました。

以上で決算特別委員会委員長報告を終わります。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

決算特別委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより質疑に入りますが、決算特別委員会は議員全員で構成され審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、質疑を終了し、討論、採決に入りたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

質疑を終了し、討論、採決へ入りたいと思いますが、これに賛成の方。質疑はもうなしと思います、全員で審議をしておりますので。質疑を終了して、討論、採決へ入りたいと思いますが、これに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立多数〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、質疑を終了し、討論、採決へ入ることは可決されました。

それでは、認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

私が議員になる前のことではありますが、いろいろ時系列で調べてまいりまして、先ほど委員長も若干私の発言について触れていただきましたが、3点の理由で一般会計を認定することに反対をいたします。

第1点は、東栗倉工場の清算に係る議決がなかったということについて討論をいたします。

御承知のように、地方自治法の第96条の1項の12号には、紛争に係る和解、調停について議決を求めるべきだと、こういうふうになっております。ところが、先ほど申し上げましたように、本件につきましては、仲裁センターに仲裁がなされておりますが、議決を経ておりません。平成28年度の定期監査で、4人の合意でこの8月下旬か9月の初めに報告がなされておりますが、その4人の合議の監査委員の指摘では、私が申し上げましたように、仲裁法に基づくといいますが議会の議決を経るべきだと、こういう指摘に対して、執行部からの回答は、仲裁法に基づく仲裁でないので、議決を経ていないとこういう回答が返ってきております。果たして皆さんこれが正しいのでしょうか。地方自治法第96条の各号は限定列举であります。二元代表制の執行部が考えたことについて、いろいろな契約とかについて、議会がどう判断をするかということで限定列举になされております。仲裁法に基づく仲裁でないというのであれば、条文の中に例えば括弧書きで仲裁法に基づくとか、あるいはまた和解法に基づく和解であるとか書いてあるはずですが、そうではありません、やはり仲裁に持ち込むということに対して、議会の判断を仰ぐべきだというのが法の背景にあると思いま

す。予算的な額でいえば、弁護士の手数料としてわずか10万円ちょっとではございますが、額の多寡ではありません、やはり議決事項はそのこととして議会の議決を踏るべきでありました。そういったことで、この1点目の反対理由でございます。

2つ目は、更新伐関係の支出についてでございます。

ちょうどホームページにも事業者向けの執行調査というものが公開をされておりますが、それによりまして、平成28年11月15日に第1回の入札がなされておりますが、わずか250万円ぐらいの金額ですが、不調に終わっております。ちょうど1カ月後の12月12日に2回目の入札がなされております、896余万円でございます。問題なのは、12月14日に閉会日なんです、そのときに流用をなされております。お聞きになっておわかりのとおり、支出負担行為である入札をしたときに予算がありません、後づけの流用になっておるといことは、当然法令遵守といえますか、予算があつての執行という当然のことです。問題の1点は、今お話ししましたように、予算がなければ執行できないというルールが損なわれているということでございます。

もう一つは、性格的に見れば流用額が非常に大きいです。240万円ぐらいに対して890万円の入札結果になっているわけでございますので約3.5倍、これは流用の範囲を超えていると考えなければいけません。どうすべきであったかと思ひますのに、やはり1カ月足らずの期間があるわけですから、予算を上げて、補正予算を組んで、そういった形で議会の判断を仰ぐべきであったと思ひます。

3点目の理由でございますが、ホーチミン像の台座の予算が約30万円ぐらいございましたが、これにつきましては約70万円ぐらい、額の多寡ではありません、それをするかどうかといったときに、やはり議会の判断が入る余地が多分にあったと思ひます。

これら3点は、多くの予算額の中で氷山の一角であったとは思ひますが、こういった3点の観点から、一般会計の認定については私は反対をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論はありますか。

山本議員。

**13番（山本 重行君）**

私は、先ほど岡野議員も言われましたけれども、この決算については、ホーチミン像に関する設置に関する金額が入ってます。当初この予算について計上されたときに、三、四人の議員が質問をし、場所については明確な説明はございませんでした。また、決算額を見ますと、流用によって当初の予算の倍以上になっております。詳しくは一般質問の中でもたゞしすけども、そういったことでそのホーチミン像に関する予算、決算が入っておるといことで、この決算については反対をいたします。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「平成28年度美作市一般会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号「平成28年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第3号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号「平成28年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成です。認定第4号は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

前回の決算委員会でも申し上げましたが、住宅新築資金の貸し付けについては、回収が余り進んでないように見受けられます。これはずっと前からの懸案でございまして、回収促進について、つまり延滞者に対する回収を進めていくということについて、さらに努力が必要であると私は思います。そういった意味でそれを促すという意味で、この決算には私は反対させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号「平成28年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成多数。よって、認定第5号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号「平成28年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。認定第6号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号「平成28年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第7号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第8号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第8号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第9号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

反対の立場から討論をさせていただきます。

本件につきましては、28年度でございますが、ちょうど時系列にまた整理をしてみますと、平成27年度に約1,100万円ぐらいで共立メンテナンスに対して、経営診断と申しますか、そういった支出がなされております。その後クアガーデンがクローズされてしまったわけですが、そういった経営診断を受けて、28年度を迎え業務をやられたかなというのが非常に理解に苦しみます。例えば私は武蔵の里の資料館に時たま行きまして、資料館をのぞいたりするわけですが、ほかのいろいろな施設と連携をとることによって、あそこの武蔵の資料館の人員費の1人ぐらいの経費が捻出できるというふうに私は感じておりますが、ほかの例えば愛の村パークとかそれ以外の観光施設をうまく連携するような、そういった業務活動がなされておるべきであったと思いますが、そういった形跡もございません。判断をいたしますと、経営診断がなされた後、努力がなされていないというふうに私は思っております、したがってそれに係る支出も認めることはできないという判断で私は反対をいたしております。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論はありますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

私も反対の立場から討論させていただきます。

先ほど4番議員が反対討論をされましたけれども、私も同じような形の中で、売り上げの中で共立メンテナ

ンスに1,180万円の指定管理料を払うとって、会社というのは大体半期ごとぐらいに経営の診断を見るわけじゃ、全然方向性も、お金だけ出して、何が悪いんか、こういうふうにしたら立ち直るか何とかとかというような、そういうふうなことについては全然されてない。一番大きなウエートを持つのが人件費、これらの改善も何遍同じことを毎年毎年言ようるんじゃけど、全然改善しようとしな。こういうようなことについては、もうお金が何ぼあっても足りませんので、厳しゅう言ようたんじゃけど、全然直す気がないような予算については反対です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第10号「平成28年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、認定第10号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第11号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、認定第11号は委員長の報告どおり認定されました。

次に、認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

これも反対の立場から討論させていただきますけれども、愛の村パークと武蔵の里です、これは共立メンテナンスに経営診断していただくのに1,180万円、こんだけの予算をつけておりますけれども、前の支配人が言よりましたけど、1時間か2時間おったら、どこに行っとんやわからん、月に1遍か2遍来られとったんでしょ。そういうような形の中で、指定管理料だけはたかさんの1,180万円の指定管理料を2つの施設について払っておりますけれども、何の改善も見られないまま、またその経営改善をするどころじゃない、その会社が今度は指定管理を受けたというようなことでございますが、このようなことについては私は反対をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

この愛の村パークは、ちょうど今渦中にありますというか話題に上っておりますこぶしの里後山とのパラレルな大きな事業でございます。合併前の東粟倉村において、まちおこしと申しますか、そういった努力をされてきておったものです。こぶしの里につきましては、平成21年度に一般会計からの繰り出しが多くて、閉館になった経緯がございます。本愛の村パークにつきましても、繰り出しがずっとふえておりました。雲海そして武蔵の里と同じように、一般会計の繰り出しが多かったわけですが、暫時指定管理というふうになされる中で、昨年度の状況を見ましても、ほかの観光施設との連携で工夫ができたはずなんです、そういった形跡が私が見る限りなされていないと思っております。したがって、それに関する支出についても認定をしかねると思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第12号「平成28年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、認定第12号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

まず、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第13号「平成28年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。認定第13号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論も。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第14号「平成28年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、認定第14号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第15号「平成28年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（鈴木 悦子君）

全員賛成。よって、認定第15号は委員長の報告どおり認定されました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時09分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 9  | 諮問第 1号「人権擁護委員候補者の推薦について」                         |
|        | 諮問第 2号「人権擁護委員候補者の推薦について」                         |
|        | 諮問第 3号「人権擁護委員候補者の推薦について」                         |
|        | 諮問第 4号「人権擁護委員候補者の推薦について」                         |
| 日程第 10 | 報告第 9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」                |
| 日程第 11 | 承認第 3号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美作市一般会計補正予算（第3号）」 |
| 日程第 12 | 議案第 66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」                |
|        | 議案第 67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限会                       |

社」運営基金条例の廃止について」

議案第68号「市道路線の認定について」

議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」

議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」

議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」

議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」

議長（鈴木 悦子君）

次に、日程第9、諮問4件、日程第10、報告1件、日程第11、承認1件、日程第12、議案9件、諮問第1号から諮問第4号、報告第9号、承認第3号、議案第66号から議案第74号を一括議題といたします。

それでは、日程第9、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になりました諮問第1号について説明をいたします。

平成29年7月20日に、御逝去により、勝田地域人権擁護委員の席が空席となっております。この場をかりて心から改めて御冥福をお祈りいたします。その空席を埋めるため、片山圭介氏を人権擁護委員の候補者として新任、推薦を申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、片山氏の御略歴を申し述べます。

片山氏は、昭和55年3月に大学教育学部課程本科を終了された後、昭和56年4月から岡山県内の公立学校の教員として長年御勤務をなされ、平成28年3月に美作市立勝田小学校校長を退職されました。その間人権研究大会に積極的に参加され、子どもたちの人権教育と学力向上に学校を挙げて取り組んでこられました。また、地元でも消防団活動に尽力をされ、地域の皆様の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦をいたすものであります。御審議の上、何とぞ御同意をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認めます。

次に、諮問第1号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、諮問第1号は同意することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になられました諮問第2号について説明をいたします。

平成30年3月31日に任期満了となります東栗倉地域人権擁護委員について、春名千恵子氏を人権擁護委員の候補者として新任のため推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。

春名氏は、昭和48年3月に短期大学卒業後、市内幼稚園、保育園に長年勤務され、幼児教育の推進に努め、平成25年3月に美作市立英田幼稚園園長を最後に御退職になりました。また、退職後も平成29年3月まで美作市愛育委員を務めてこられました。地域の皆様の信頼も厚く、識見に富み、そして人権擁護委員として適任者であると、こういう判断のもとに推薦を申し上げるものでございますので、何とぞ御同意を賜りますようによろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、次に諮問第2号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としていたしております。会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、諮問第2号は同意することに決定いたしました。

続きまして、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になられました諮問第3号について説明をいたします。

平成30年3月31日に任期満了となります美作地域人権擁護委員について、小谷和美氏を人権擁護委員の候補者として再任、つまり継続でございますが、再任のため推薦いたしたく、議会の御意見を求めるものであります。

小谷氏は、平成27年4月1日から人権擁護委員として現在も御活躍されておられる途中でございます。津山人権擁護委員協議会の副会長及び常務委員を務めておられ、人権啓発活動に御尽力され、ここに再任推薦するものでございます。何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

説明が終わりました。

質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認めます。

次に、諮問第3号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としていたしておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、諮問第3号は同意することに決定いたしました。

続きまして、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

続きまして、諮問第4号について御説明を申し上げます。

平成30年3月31日に任期が満了となります作東地域人権擁護委員について、山本壽氏を人権擁護委員の候補者として新任のため推薦いたしたく、議会の御意見を求めるものでございます。

山本氏は、昭和40年3月に高等学校卒業後、会社に長年勤務されておられました。そして、平成19年4月



から平成28年12月まで地元区長を務められ、その間平成23年5月からは美作市行政事務連絡協議会の会長を、平成28年5月からは美作市自治振興協議会の会長を務めてこられました。地元ではスポーツ少年団の監督を務め、青少年の健全育成に尽力されており、信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断をし、ここに御推薦を申し上げるものでございまして、何とぞ御同意を賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

経歴のところで、昭和40年に高校を卒業してから、58年の勤務というところで18年間も飛んでるんですけど、この間何をされとったんでしょうか、それをできたらお知らせいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

申しわけありません。そこまで把握しておりません。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

人権の内容といたしましては、いろいろ多種多様な人権があるわけなんですけど、この方につきましては、例えば消費者行政で消費者の救済にたけているとか、あるいはいろいろな造詣の深い部分があると思うんですけど、その一端を御紹介いただければありがたいかなと、人権推進委員としての一端を御紹介いただければ判断の基準になるかなと思います、お願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南部長。

**市民部長（角南 良雄君）**

失礼します。

山本氏は、先ほども説明があったんですけども、区長として9年8カ月、うち市の行政事務連絡協議会及び自治振興協議会の会長として5年6カ月という経験を持ち、またスポ少の監督として青少年の健全育成に尽力されるなど、広く社会の実情に通じておられますので適任者であると思ひ推薦しておりますのでよろしくお願いをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認めます。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に

基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定しました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数です。諮問第4号は同意することに決定しました。

続きまして、日程第10、報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、ただいま御上程になられました報告第9号について説明をいたします。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により御報告をするものであります。

それでは、説明申し上げます。

〔以下朗読〕

以上を報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

5件あるわけですが、1件と2件は自然災害といいますか、落石、倒木ということで、〔聴取不能〕の負担割合が市が10割だと、こういうことで全額賠償というのはわかるんですが、3番目、4番目、5番目につきまして、3番目につきましては、本案では市が7割、それから4番目は市が10割、5番目も市が10割ということで、お聞きしたいのは、運転者への措置は、嚴重注意、訓告処分、嚴重注意とあるんですが、この辺の判断基準を質問させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。

岡野議員の判断基準という御質問でございますけれども、市のほうにおきまして、職員の物損事故に係る処分に関する基準というのを設けておりまして、その基準に基づきまして処分をさせていただいております。

なお、4番目が訓告ということでございますが、こちらにつきましては、安全運転管理者という立場の職

員でございましたので、口答でなく、訓告とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

特に4番目につきましては、私も年をとったせいか、後ろをなかなか見にくいんですが、若い方だろうと思うんですけど、そこの近くの駐車場なんですけど、前から入って行って後ろに出るというケースかなとは思いますが、車がとまっているというか若干ゆっくりと来ている分につつかるといことは、よほど若い職員の方であっても、運転の技術が非常に未熟じゃないかなというふうに思うんですが、この辺についてちゃんと訓練をしないと、分析をしないと、この専決の事項が非常にふえる、よしんば市民の方から非難ごうになるというふうに思うんですが、この辺の事故対策はどういうように反省をされてなされるんでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

事故後の対策というんですか、職員に対する対策でございますけども、この当該職員につきましては、本年度岡山の運転免許センターで開催されておりますセーフティスクールというところに行かせまして、研修を受けさせておるところでございます。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにありますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

今回5件ということで、議会があるたびにこれが出ようわけじゃ、物損事故。大きな人身はまだ出らんけど、これがもし人にでも当たったらこれは大変じゃ。安全管理やこうはどがいされよんじやろうかと思うて。民間企業やこうでも、安全管理者というのがおって徹底しとるわけじゃ、給与の中で、会社の中で。役所はそういうふうなことをしょうらのじやろうかと思うて。ことあるたびに、今回はまた英田のほうでどええ成績じゃというて3件じゃというて、英田のほうで3件も事故が起きとん。いっつも議会があるたびに2件ぐらいはどうでもある。

ほんで、この前このことについて、保険料が高うなりやあへんかというて言うたら、市の場合、加入しとるやつについては、事故を何ぼしても高うならんのんじやというて言よりましたけれども、民間だったら、こんだけ事故をやったら、保険料が物すごう高うなる、会社で一括して入とるでしょう。もう少し考えなんだらいけんし、あんたらはこういうふうな形の中でやられようたら、つまりは人に大きな人身事故を起こすように思います。もう少し徹底して、最近警察の人も酒を飲んだりして捕まったりしょうるし、しょうるけども、酒は飲んだら乗らない。それと、事故というのは相手がおるわけじゃから、これは山の石が落ちたというて言よんじやけども、山の石がどのくらいなのが落ちたんか、30万円というたら大分の破損です、車が。ボンネット1つがかえて5万円としてみても、25万4,900円というたらとんでもない破損をしとるように思います。もう少し総務の部長ばあじゃなしに、安全対策、危機管理監、それから真野部長らも、もう少し人ごとじゃと思わずに、あんたらが責務として、人の命や暮らしを守る責務として、もう少しまともな行政をやっていたきたい、かように思います。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私は素朴な疑問なんですけど、1番なんですけど、1番は市道隣接の山林側面から落石があり、車両側面に当該落石が直撃したことによりというなんですけど、その石というのは、市有地から落ちてきたわけじゃないし、民有地から落ちてきたんじゃないんですか、それでも市に責任があるんですか。下に落ちてきた石を乗り上げたというのなら、市道管理が怠ったということもあるんですけど、これは横に当たったということですから、こちらは市が100%持たにやいけん理由がないような気もするんですけど、その辺はどんなんでしょうか。横の面も市有地だったんですか、それをはっきりさせたいけんです。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

失礼いたします。

今回の分は、先ほど言われましたように、落石が直接車に当たった、落ちてきた石が当たったということで、まれなケースでございます。したがって、私どもいろいろと調査をいたしました。町村会の賠償制度のほうと町村会のほうとも協議をしたわけなんですけれども、落石といえども、市道の安全管理というのは市がやっていかなきゃならないということになるようです。それで、落石ですので、落ちてきた石に当たった、それが確実なのかどうかというようなことも含めまして、本来ならば9月で報告をしなければいけない案件なんですけれども、目撃の証明がとれるかというようなことで調査をいたしまして、目撃の証明書、後続の車が合ったわけなんですけれども、そういうこともありまして、賠償をさせていただくというふうになりました。

石のほうは、民地、民有地から落ちております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

民有地から落ちて、市道がそこにあつたら市が補償せにやいけんというその理屈が私は理解できんのですけれども、それだったら市道のところに民有地は、ほとんど民有地といってもええぐらいに、全部といってもええぐらいに民有地だから、その管理を100%せにやいけんということになると、これは大変なことになるような気がするんですけど、そういったことに対して市はどういうふうに思われとんでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

先ほどの答弁の中で少し答弁が漏れておりましたけれども、落石の危険があると認められるにもかかわらず、道路管理者が落石防止措置を講じてない場合には、管理に瑕疵があると認められますというようなことになっております。

この場所につきましては、滝宮ダムの外周道路であります。したがって、ダムをしたときの道路で、今市道にはなっとんですけれども、側溝等もなかなか整備ができておらず、山から石が幾らか落ちてるといふケースもあって、支所なんかパトロールのときには大きい石をのけるんですけど、そこに落ちていたということで賠償をさせていただきました。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

部長の言われることは私も理解できません。石が落ちたということはわかるんですけど、今回は石だったんですけど、私も市道もよく走るんですけど、木が物すご覆いかぶさつとるとか、枯れた木があっこにあるなど、あの木が倒れたら困るなどというようなところはたくさんあるんです、私有地です、相手は全部。ほんなら、それを全部管理していくんですか、それをするんだったら、今すぐしていかんやあ大変なことになります。もし今岩江議員が言ったように、その木が倒れてあたって人身事故で死亡事故でも発生したら、それは市の責任になるんですか。そこら辺のことは私たちは理解が、私の感覚としては理解できません。だから、もし今真野部長が言われたようなことが起こるんならば、それは市を挙げてやらにやいけんことになってきます。今回は石で車が壊れただけで二十何万円です済んだけど、よそでもそういう例はあるでしょう。特に自然災害で、よう写真が出てます、どさんと大きな木が車の真上に行ってべしゃんとなつとる、あれなんかでも台風が来たから木が倒れたからということでないんです、根元の管理がどうあったかということも問われるんです。そういうことを考えたときに、自然災害で済むのか自然災害以外で対処せにやいけんのか、そんなことは非常に大きな問題になると思うんで、これは車が壊れただけじゃからこれで済んだとしても、今後のことを考えにやいけん。その辺は市としてどういうふうに対処されていくんですか。

議長（鈴木 悦子君）

真野部長。

建設部長（真野 弘紀君）

先ほど岡本議員が言われましたように、市内にはたくさん木が危ない状況のところというのは存じております。以前にも民地から枯れた松が倒れて道路を塞いでおって、それに車が接触した。当然そのときそのときの状況にはよると思います。よければ状態だったのか、よければ状態だったのか、それは個々で弁護士並びに賠償会社と協議をして賠償させていただいているということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

はい。岩江議員。

15番（岩江 正行君）

真野部長、あんたは、私有地でも落ちたら今回見とるわけじゃ。前に東町の市道じゃ、これは東町の市道、あっこは地すべりの指定地域になつとんじゃろう、あっこをどさつと直しとるわけじゃ。軽四であそこの上の人がこち来ようときに、上の山の私有地からこのくらいの石が落ちて、後ろのマフラーのところ当たつとんじゃ、これを言うていった。これは私有地じゃからどがんにもならんというてあんたは言うたんで、あんたが言うたんか前の部長が言うたんか知らんけど、いつからそがんに変わってきよんなら、ふらふらふら。私有地じゃからどうもならないというて、あそこのちょうど東町の大坪からずつと入っていくようたら家がないところがある、あっこは地すべりの危険区域で擁壁をしとるわけじゃ、擁壁をしとるところのすぐ上側じゃ、このくらいの石が落ちとんじゃ。そうしたら、そのときには私有地じゃからどがんもならんじゃ、前が当たつとんだつたらとまるがな、向こうに行きようて、後ろ側の横のところへどんとこねえな石が落ちて当たつとんじゃけん、バンパーのところへ。5万円ぐらい要つたんじゃけど、それらでも車を見たらわかるんじゃ、この石が当たつたというて調べたら、証人がおらんでも。あそこだつたらこれじゃ、ここだつたらこれじゃというて、先ほど岡本議員が言ようけど、私有地のやつまでそがんなことをしようたら、金谷やこうに行きようたら、上を鹿がとつとつとつとつとつと歩きようるわけじゃ、鹿が落

すんよ、石を。大原から金谷に抜ける道、西山の、あつこらでも鹿が上から落とすわけじゃ、石を。これらでも皆見るんか、ほれで。しっかりした話をせなんだら、そないなところは大事な問題で、これは。それじゃから、早う防護柵をしてくれ、してくれという言うんじゃけど、あの火葬場のところもしゃあせん。そういうふうな石が落ちてくるようなことについては、うちの上のところやこうでも、このくらの石が落つとる。やかましゅう言ようたら、あそこは擁壁の上にフェンスをしてくれた。ほじゃから、最近鳥獣被害というて、鳥獣被害は田んぼや畑ばあじゃねんじゃ、山の石をもくるんじゃ、ミミズを探して、そういうのが落ちるわけじゃから。ほじゃから、あんたみたいな岡本議員に言ようたようなそういうような答弁だったら、これから先大変な問題ができる。その辺のところもよう考えて対応してくれなんだら困ると思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**

今岡本議員並びに岩江議員から御指摘があったことにつきましては、実は当局の中でもこの事案を検討するときに相当苦慮したポイントなんです。したがって、これは上程をして報告をする時間が相当かかっているのはそういうことなんです、大きく3つ申し上げます。

1つは、保険ないし共済の運用における基準と、それから厳密には損害賠償責任を法廷に持ち込んだときは、必ずしも一致をしないという傾向が最近若干あるように思っております。といいますのは、保険の場合には、なるべく丸くおさめようということもあるしというような形で、被害者の方の救済ということを主に念頭に置いているということがあります、それが1点目です。しかし、その辺をどう整合性を保つかについては、当市だけの問題を超えておまして、ほかの自治体との協議をしながら、市長会でも議論をしながら、適正なラインというものを地方自治体全体として探していこうということになろうかと思ひまして、市長会にも問題提起をしていくようにしたいと思っております。

それから、2番目でございますけれども、例えば立木であるとか木がオーバーハングしてるとか、そういった問題につきましては、私どもとして今考えておりますのは、安全上の問題がそれによって惹起される場合においては、今までよりも積極的にその立木あるいは土地所有者と交渉して、当方の労力でもって道の安全を確保するために立木の伐採等を進めていこうという方針をほぼ固めつつございまして、具体的に幾つか事例も展開させていただいておるところであります。私どもとしましては、何が重要かといいますと、市民の方々の通行の安全でございますんで、それに対してできることは積極的にやっっていこうというようなことで今考えているというのが2点目でございます。

それから、3点目でございますけれども、この保険制度ないしは共済制度についてでございますけれども、これはやや前の答弁にも絡むんですけれども、全体としてでございますけど、全体として、やや蛇足になりますけれども、美作市の事故率というものは、全国の平均の中で決して悪いほうではない、近隣の市町村と比べても若干低目のところで今推移をしているということは、これは追加的にこの場をかりてお答えをさせていただきます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ありますか。

関連ですか、岡本議員。どうぞ。

**10番（岡本 泰介君）**

部長並びに市長から御答弁いただきましたけれど、最近市道については白線を引くということをやっ

いると言われておりました。それはいいことだなと思っておりますが、先ほど言いましたように、枯れ木とか、それから道路に木が物すごく覆いかぶさっているところがたくさんあるんです。それを早急にやりにやだめです。そうすることによって事故も防げるんです、石も見えるんです、今度は。じゃから、市が今までしなきゃいけなかったことを怠っていたということで、こういうことも起きたんじゃないかと私は思います。ですから、いろいろ市長は事業を進められておりますけれど、もっと市民の安全・安心のためのことをもっとやっていただきたい、その願いでいっぱいでございます。ですから、部長もいろいろと頭を悩まされてるんでしょうけど、市道管理、それに予算をもっとつけて、そして完璧とは言わなくても、予想できることは全て除去できるというぐらいのことをやっていただきたいと思います。それは、市が広いですから大変だということわかります。まず地域の方からの要望なんかを最初は受け付けて、どこが危ないかというのは大体例えば地域地域でわかっとなです、あつこが危ない、ここが危ないというような、あつこは木がかぶさつとる、そういうものを調査されて、優先順位の大きいところからどンドンどンドン進めていく、年間予算も確保していくという方針で進めてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ございますか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

番号の3番、4番、5番に関して、それぞれ発生した後に職員全員に注意喚起をしたかどうかを教えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

青山議員の御質問でございますが、そのたびにしたというんではございませんけども、3件この事故が発生しております。このこともございまして、今月には交通事故防止の徹底ということで通知をさせていただいております。その中で、以前議員からも御提案いただきましたヒヤリ・ハットの事例等、そういうものを皆さんのほうにお示しして、職員に示して、安全対策を図るよというということで、ヒヤリ・ハットの段階での情報の収集ということを行っているところでございます。

済みません、大変失礼しました。先月の11月でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

私の思いとしては、発生した都度周知するべきだと思います。特にわかりやすいんですけど、3番が起きたときに注意喚起してれば、4番は起きなかったんじゃないかなという気もしてます。ですので、ぜひ私の前の職場では、ミスをした人というのは、ほかの人を代表してミスをしたんだと、それを見て気をつけることになるので、そのミスが起きなければほかの人がやっていたかもしれないという考え方でございましたので、決してこれはミスした人をさらすことにはならないと思いますので、ぜひとも今後のミス防止のために全職員への周知徹底はしていただきたいと思います。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにございますか。

岡本部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

ありがとうございます。議員御指摘のとおり、たびたび注意を喚起していくということで御理解をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかには質疑はございませんか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

少しだけお尋ねなんですけど、2番目のところでイメージ的にはわかるんですけど、美作市が管理をする河川内のあるという言葉があるんですけど、大体河川については県管理というイメージがあって、そこに木があって屋根を壊したという、倒れて屋根を壊したというイメージがなかなかつかないんです。市が管理するというのは、すごいたくさんあるんですか、河川という意味なんですけど、河川限定なんですけど。

それと、こういうふうな可能性のところがあれば、直さにかいけんというか、修理、管理しなさいかと思うんですけど、普通だったら青線ですか、ああいうところぐらいのイメージしかないんですけど、市が管理する河川がどのくらいあって、こういう木が生えているところはたくさんあるんかないんか、それから木が倒れたときのイメージの部分、そのあたりのところを説明をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**

河川の定義もあるんですけど、今回事案が起きたのは普通河川。普通河川といいますのは、河川法がございまして、適用されないその他の河川ということでございまして、法定外公共物、青線と同様のものということでございまして、普通ここで言います河川というのは、日常地域の方にさせていただいておるのが状況でありまして、例えば建設のほうで対応するということになれば、今回は管財課のほうで対応しておるんですけど、災害とか土砂のしゅんせつとかの維持管理面で災害復旧で対応する、災害復旧の対応ができるものについては、災害復旧で対応するということになっておりまして、通常普通河川のほうは、建設部のほうでは管理をしていないという状況です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

イメージが湧かないんですけど、こういうふうな木が生えているようなところがあって、今後もこういう可能性が、家がなけりゃ木が倒れるだけのことでしょけど、もし地元で管理できなかつたら、行政のほうで全部管理をしていただけるわけですか。そのあたりのイメージが湧かないんでお尋ねなんですけど。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

そのあたりにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の場合、先ほど真野部長のほうからも申しましたように、河川というよりは、青線扱いということでさせていただきます。恐らく他にも似たような危ない危険な箇所というのものもあるかと思っておりますので、



把握できましたら、またそれなりの対応をさせていただきたいというふうに思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第9号を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時05分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

静粛をお願いいたします。

続きまして、日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度美作市一般会計補正予算（第3号））」です。

市長より提案説明を求めます。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ただいま御上程になりました承認第3号について御説明をいたします。

平成29年度美作市一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、歳入歳出それぞれ1,913万2,000円を追加をいたしまして、予算総額を218億3,152万3,000円とするものでございます。

本件は、平成29年9月28日に皆さん御案内の通り衆議院が解散したため、総選挙にかかる費用を追加するものであります。

補正予算の財源は国庫支出金1,759万8,000円、繰越金153万4,000円となっております。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに

決定しました。

これより討論を行います。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承認第3号「専決処分承認を求めることについて（平成29年度美作市一般会計補正予算（第3号））」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第12、議案第66号から議案第74号について、市長より提案説明を求めます。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第66号から議案第74号まで、一括して説明をいたします。

まず、議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」でございますが、市営住宅山手団地の一部について、入居者もなく、また老朽化しているために用途廃止を行うものです。

また新たに定住促進住宅入田団地を設置し、平成30年4月から管理を行うために、本条例を改正したいと考えております。

次に、議案第67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」でございますが、東粟倉特産物販売有限公司は、平成29年7月25日に当該会社の臨時総会が開催され、決算及び残余財産の配分について承認され、平成29年8月4日に清算終了登記がなされたことにより、東粟倉特産物販売有限公司運営基金条例を廃止をしたいと考えております。

次に、議案第68号「市道路線の認定について」でございます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでありますが、該当路線は、市道認定基準に適合するもので、壬生地内1路線、豊国原地内2路線、中山地内1路線の合計4路線でございます。

次に、議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」でございますが、美作市獣肉処理施設地美恵の郷みまさかは、運営5年目を迎え、猟友会の方々の御協力もございまして、その食肉処理頭数は年間1,000頭を超え全国有数の施設となっております。

この5年間で、食肉処理技術も向上し、個体の受け入れから販売までの処理作業等もおおむね確立されましたが、施設の長期的な運営を考えた場合、指定管理者による柔軟な施設運営により、さらなる有害鳥獣対策を進めることが望ましいことから、食肉販売実績のある大黒天物産株式会社を指定管理者として指定するもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、その期間につきましては、平成30年4月1日からの3年間と考えてございます。

次に、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」でございますが、これにつきましては、歳入歳出をそれぞれ9億6,539万3,000円を追加し、予算総額を227億9,691万6,000円とするもので、債務負担行為の追加6件、地方債の追加2件を行ってございます。

歳出における追加補正の主なものは、総務費では地域総合整備資金貸付金2億7,900万円、土砂撤去費用補助金400万円、民生費では自立支援給付費国庫支出金返納金2,387万円、生活保護費国庫支出金返納金923万9,000円、農林水産業費では美作市産材利用事業補助金200万円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費4,440万円、公共土木施設災害復旧費では4,580万円、公債費では市債繰上償還元金5億4,014万2,000円などとなっております。

また、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正も行われてございます。

歳入においては、災害復旧費国庫負担金2,134万4,000円、災害復旧費県補助金1,951万円、第三セクター東粟倉特産物販売有限公司が解散したことに伴う運営基金の繰り入れ2,052万6,000円などを計上しております。

なお、今回の補正予算の財源は、財政調整基金繰入金6,000万円、前年度繰越金4億9,752万8,000円、地方債3億1,470万円などとなっております。

次に、議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」でございますが、本件は、歳入歳出それぞれ34万円を増額し、予算総額を4億9,565万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、扶養手当制度の改正に伴う扶養手当7万2,000円を増額、及び定時改定による標準報酬増額に伴う共済組合負担金26万8,000円を増額であります。

歳入の主な内容は、一般会計繰入金34万円を増額であります。

次に、議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）のうち、保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ1,798万1,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億2,187万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料169万4,000円、保険給付費889万9,000円、地域支援事業費628万1,000円等の増額となっております。

歳入の主な内容は、保険給付費に係る国、県、支払基金の負担金が1,116万1,000円を増額、繰入金が682万円の増額となっております。

次に、議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収支予算の収入を45万円増額し、総額を6億3,966万円に、支出を450万9,000円増額し、総額を6億4,144万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、職員異動に伴う人件費450万9,000円を増額でございます。

歳入の主な内容は、他会計補助金45万円を増額となっております。

次に、議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、事業収益において1,695万8,000円を、事業費用においては2,252万9,000円を、それぞれ増額補正するものでございます。

補正の主な内容は、費用においては、処理場管理費で1,108万円及び固定資産減耗で1,142万円を計上してございます。

また、費用補正の財源としまして下水使用料を500万円及び一般会計からの繰入金を610万9,000円計上させていただきます。

以上、それぞれの議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。提

案理由とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

再開は12月5日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時17分 散会

平成29年12月5日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海 健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光
教育長	大	川	泰	栄	政策参与	山	下	亨	
政策審議監	福	原	覚		総務部長	岡	本	和	之
危機管理監	皆	木	佳	久	企画振興部長	池	田	義	和
総合戦略監	大	森	洋	平	市民部長	角	南	良	雄
環境部長	妹	尾	昌	弘	経済部長	遠	藤	宏	一
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	真	野	弘	紀
教育次長	山	名	浩	二	消防長	山	崎	正	雄
会計管理者	山	本	和	毅	営業課長	坂	元	省	吾
高齢者福祉課長	有	友	一	正	市民課長	藤	井	千	枝
学校教育課長	忠	政	勇	之					

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	大	佛	裕	彦
主任	井	上	大	佑

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますよう、お願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方が、傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

1日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。17番内海健次議員が体調不良で療養のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごと3回まで、質問時間は45分とするようになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の発言を許可いたします。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

平成29年12月定例会一般質問をただいまからさせていただきます。

平成29年も師走を迎え、一月足らずで終わろうとしております。このたび日本政府は今年12月1日、天皇陛下の退位日を2019年4月30日と決めました。陛下の公務を考えますに、これからは皇后様とごゆっくりされますことを願って、今後も私たち国民を見守っていただきたいと心から願っているところでございます。

ことし一年を振り返ってみますと、内外いろいろな出来事ございましたが、北朝鮮のミサイルに日本は避難訓練で振り回された一年であったような気がいたします。また、アメリカ大統領のトランプ氏に韓国、中国、ベトナム、フィリピン、そして我が国日本がアメリカからたくさんの戦闘機やミサイルを何十兆円も買わされ、その上、日本はトランプからアメリカが日本を守っているのだからアメリカの基地の経費をもっと支払いなさいと言っております。さまざまな問題がある日本の恒久的な平和はまだまだ遠い道のりであるようです。

我が美作市は今年4月、議会改選があり、美作市民の負託を受け、現職10名、元職2名、新人6名の方々が当選され、美作市発展のため日夜頑張っておられます。今後も開かれた議会を、そして市民が安心して暮らすことができるよう、議会を通してつくっていく所存でございます。執行部におかれましては、真摯に取り組んでいただきたいことをお願いして、これからの美作市の将来を考えることを一番の課題にお尋ねいたします。

まず1番でございますが、湯郷温泉の活性化について。

1、湯郷温泉の利用客が年々減少している中で、宿泊施設はもちろんのこと、周辺の飲食店等々、またガラス工房あるいはお土産店等の皆様は大変困っておられます。行政として今後どのように手を差し伸べていくのか、お尋ねします。

2番目、温泉地としての第一条件である温泉の量が少ないようですが、これを今後どのように確保していくのか。現在、温泉を各施設に送っております配管の老朽化は深刻な問題となっておりますが、これには莫大なお金が必要となります。行政として何か手を打つことを考えておられるのでしょうか。今は考えていないのなら考えていく気があるのか、計画は実行してこそ価値があると思いますが、どうですか。

3番目に、湯郷温泉地内を整備して集客事業をする計画はあるのか、地域の人たちに広く提案を聞いているのかという質問をまずお尋ねしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

改めておはようございます。

平成29年12月定例会、最初の質問者、中山議員の質問の中で湯郷温泉における源泉の配湯、つまり湯を配るシステムについてのお答えをいたしますが、御案内のとおり現在我が国では環境省が主体となりましてエネルギー、これをなるべく省エネにしよう、そして熱源をできればいわゆる化石燃料ではなくて、再生可能なもの、そしてCO<sub>2</sub>が出ないものと、こういうことに切りかえていこうと、こういうことがやられております。このことは御承知のとおりであります。そして、先年から私どもも環境省の温泉の関係の協議会にも参加をし、さまざまな形で協議を進めておりますが、私どもとしましては環境省にお願いをしておりますところのこういった配管でありますとか熱源について、省エネ化するあるいは熱が逃げないようにする、そういったものについて補助をお願いをしておりましたところその制度がございまして、事業者の方々、つまり温泉の方々や源泉を管理しておられる方々の合意、そして計画ができれば、これを積極的に国に対して持ち込んで、補助、助成をいただくようにしていきたいというふうに考えております。

なお、その際、私ども湯郷温泉につきましては、泉質についてはまことに世界どこに出しても恥ずかしくないわけでございますけれども、泉量につきましてはお尋ねにあったように必ずしも多くない。したがって、この限られている貴重な温泉源を大切に使っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

湯郷温泉の利用者が減少している中で、行政として手を差し伸べていくのかという質問をいただいております。

湯郷温泉関係者などからの聞き取り調査によりますと、日中に温泉街を散策する姿を多く見かけるようになり、外国人観光客の中には近隣を1週間程度観光するための宿泊場所として湯郷温泉を利用する例も出てきた。また、鷺温泉館では先月から大型バスの立ち寄りがふえているとの声がある半面、その他の関係者からは入館者数が前年度に比べて1割から2割減っている、宿泊利用が非常に厳しい状況にあるとの声をお聞きしております。

入湯税の数字から宿泊者数を見ますと、平成27年度が近年では最も多く、約21万9,000人でございませ



た。平成28年度は約3万1,000人減少し、約18万8,000人となっております。平成25年度、平成26年度の水準も下回っている状況にあります。平成29年度につきましても、前年度の同期と比べましても約8,000人の減少となっております。対策としましては、湯郷温泉関係者と合同で京阪神地域の大学等を対象にした合宿誘客キャラバン、合宿の誘致を実施したところであり、引き続き団体客の誘客促進を図るためにバスツアー補助金の増額を行い、また個人客の長期滞在を目指して国民保養温泉地の指定を記念した連泊補助事業を実施しているところでございます。

一方、訪日外国人の湯郷温泉宿泊者数は前年同期に比べまして台湾、韓国を中心に634人増加し、過去最高を記録した平成27年度には447人及びませんが、3,963人と回復してきております。市としましては岡山空港を発着する台湾便の機内誌への広告掲載、それから到着ロビーでのPR活動を実施しまして、情報発信を強化しているところでございます。あわせて、市独自のインバウンド推進事業に着手しておりまして、外国人の市内滞在日数の増加を目指しまして、湯郷温泉や岡山国際サーキットなど、美作市独自の観光資源を活用した、特に富裕層に向けた宿泊を伴う市内周遊コースの設定やスタディーツアーの実施、観光商品の販売促進活動を専門業者に委託しておりまして、実施に向けて具体的な調整に入っているところでございます。

次に、湯郷温泉地内を整備して集客事業をする計画はあるのか、また提案等、広く地域の人に聞いているのかにつきましては、観光専門の組織の設立に向けた協議の中や現在美作市湯郷新温泉運営委員会の中で協議をお願いしておりますけど、湯郷温泉関係者や地域の方々からの提案等を聞いていきたいというふうに考えております。

済みません。答弁漏れがあったようでございまして、温泉の量の今後どう確保していくのかにつきましては、先ほど市長の答弁もありましたけど、今湯郷温泉と付近の2つの泉源を合計しますと毎分730リットルという温泉の量となっております。付近の温泉地と比べまして湯量の確保の面では厳しいものがあるというふうに考えております。湯郷温泉は古くから療養湯として知られておりまして、皮膚病等の疾患には特に効能があるとされております。今も多くの方々から非常に桁違いによいというふうに言われておりまして、泉質には自信を持っているところでございまして、泉質についてPRというようなことに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員、2回目の質問です。

**5番（中山 忠明君）**

今、湯量に対して毎分730リッターという答弁がありましたが、現在この湯量で湯郷地内における利用の全てが足りているのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

湯郷温泉につきましては、全国の温泉地としては珍しく源泉を共有をして、それをパイプでもって配るという熱供給システムを使っておるわけでございますけれども、この熱供給システムがしっかり稼働しているという前提に立てば、今のところこの湯量でもって各温泉が足りているというふうにおっしゃっているのを私どもとしては把握しております。したがって、これを今後も安定的に配湯し続ける、あるいはできれば配湯のときに温度が下がってしまうと、それを何とかキープできるように管路等について断熱方法を用いるということが今後大変重要になってくるというふうに考えておりますが、量的には今のところ安定をしてい

る、そして何かもっているというふうを考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

3回目となりますが、この配管の老朽化、これについて行政としてはどこまでが協力できるのかということが少しわかってないと思いますので、今後の課題としてもう差し迫った問題だと思うんです。730リッター毎分源泉から各施設に送られていると思うんですが、途中老朽化によって100%送ってないと思うんです。そここのところのデータとかそういうものは業者の方はよく御存じなんですけど、とにかくこの温泉がなかったら温泉地になりません。話にならないのだから、この温泉をいかにしてふやすかということも課題でありますけど、今後の行政の取り組みにかけたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

まず、配管の老朽化ということがありましたが、もう少し詳しく申し上げますと、これを単純に今までと同じような塩ビ管を入れたんでは行政としては何もできません。一方で、断熱材をきちっと装置して、そして熱が逃げないようにする、よって地球環境の温暖化防止であるとかさまざまなことで広く日本の社会に貢献するような形での更新作業といったものについては、これは先ほど言いましたように環境政策の一環として国を筆頭にして私どもが支援をすることができるであろうと、こういうふうを考えておりますので、そういう方向に沿った今後の更新作業の計画を私どもは地元の関係者ともども練っていければというふうに考えております。

もう一点でございますが、今の配管でございますけれども、老朽化ということで一くくりにしておりますが、具体的には管の内部に温泉成分が固着するんです。人間でいいますと動脈硬化ということで、心動脈が何かに、冠動脈が何かにつまりができて、血がめぐらないということは大変恐ろしいことなんですけど、そういうようなことが若干懸念されることもありますので、その点も含めてしっかりと調査をした上でやりますが、いずれにしても単なる更新ではなくて、省エネをする、温度を下げない、よって環境改善に寄与するといった計画を今後地域ともに練り上げて、そして補助対象としていければと思っておりますので、よろしく御支援のほどお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、総括です。

5番（中山 忠明君）

今、市長から説明がありましたが、しっかりと地域の人の意見を聞いて、これを反映していただきたいと思いますのでございます。

次に、2番目の質問をします。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めです。どうぞ。

5番（中山 忠明君）

2項目めですね。

地方創生事業、まち・ひと・しごと、何かよく聞く言葉ですけど、この総合戦略という壮大な言葉を使って政府が地方の自治体を動かし、現在も実施しておりますが、我が美作市においてはその効果はどのように

なっているのか。また、美作市の人口において社会増になっているとの発表がありましたが、全体で見ると合併時に3万3,000強弱、そのあたりで合併したんでございますが、この12年間で約5,000人弱強、5,000人少々ですか、減っております。現在は2万7,000台であります。これは何も我が美作市に限ったことではありません。日本全体の自治体の抱える大きな問題で、日本国が考えていく、まさに目の前に迫っている問題であります。

そこで、美作市において現時点での事業実施の評価と効果の分析はどのようになっているのかをお答えいただきたいと思っております。

2項目めも言ってもいいんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい。

2項目めというのが、2項目めに……。

**5番（中山 忠明君）**

2項目めに、この2番目ですね。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、①だけ。

**5番（中山 忠明君）**

同じような質問なんですけど、事業評価、効果の分析をもとに今後どのような事業展開をして美作市を引っ張っていくのか、お尋ねします。

**議長（鈴木 悦子君）**

総合戦略監。

**総合戦略監（大森 洋平君）〔登壇〕**

失礼します。議員お尋ねの地方創生事業の現時点での分析評価についての御質問でございます。

合併以降、社会増につきましては毎年転出の増がふえているといった状態でございました。最大で平成19年度には227名の方が社会転出をしているといった状況でございます。最少で申し上げますと、平成22年度には104人の減といったところで、毎年度の社会減が続いていったといった状況でございます。しかしながら、平成29年度におきましては11月の末時点でございますが、37名の社会増という形になってございまして、皆様の御協力によりまして取り組んでまいりました地方創生の事業の成果があらわれてきたものというふうに考えてございます。

社会増となった主な要因といたしましては、学校法人大阪滋慶学園の専門学校及び通信制高校、これらの準備に係る職員や教師の転入、また勝田及び北山の定住促進住宅、こちらへの入居による転入の増、ほか、みまさか暮らしの質の改善プラン、美作子育て若者支援プランによる効果など、転入増に寄与する施策の効果が徐々にあらわれてきているといったものだというふうに分析をしております。

そのほか、三県境のインバウンド観光の推進など、こういったものによりまして交流人口の増も図られてございまして、平成29年度の10月末時点でございますが、市内の外国人宿泊者数は5,733人という形になってございます。総合戦略でKPIに掲げてございますインバウンド観光客の年間の宿泊者数が1万人という達成の目標でございますが、こちらに関しましては着実に達成が見込まれるといった状況でございまして、着実に交流人口が増加しているというところでございます。

今後は平成30年4月に開校をする専門学校及び通信制高校、これを核に引き続きいたしまして、さらに大きな社会増、交流人口の増加といったところが見込まれるというふうに考えてございまして、引き続き地方

創生の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目のところでございますが、これからの取り組みというところでございますけれども、今申し上げたような滋慶学園の取り組みの効果をしっかりと地元にも効果を落としていくといったような取り組みをしっかりと進めたいというふうに考えてございまして、例えば申し上げますと、滋慶学園で言えば津山の中央病院との連携の協定でありますとか湯郷Be11eとの連携の協定、こういったものを結んでおりますので、そういった中でしっかりと地域に根差した取り組みを進めていくということかというふうには考えてございます。

また、そのほかに地元の取り組みといったことをしっかりと伸ばしていくという観点から申し上げますと、平成28年度からは地方自治創生補助金を創設をしておりますので、地域の活性化の事業を支援をしております。こういった取り組みを進めながら、地方創生の成果がしっかりと地域に根を張っていき、成果をしっかりとさらに拡大をしていくといったところにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

地方創生事業、まち・ひと・しごと、特にこの仕事がなければ人も集まりません。そこで、一言では答えにくいと思うんですけども、これからの仕事、少しどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

仕事の面で申し上げますと、私どもが今考えていることは大別して3つあります。

その一つは第1は、農林業、第1次産業において認定農業者含めて今なかなかよくやってらっしゃる方がじわじわふえていると。つまり、自分の畑、田んぼでの労働でもって一家を支える、そういうことができる方々が大分ふえつつありますが、この流れを継続するために当市としては、特に今後野菜や麦、その他で新しい品目をなるべく産地化をしていって稼働能力を上げるとか、あるいは彩菜みまさか等で販売されているもののうち、当市の在住の方の産物についての手数料を若干でも引き下げるなどしながら所得向上に努めていく。林業については、今就林事業を促進をしておりますが、事業量を確保するという観点も含めて、今後当市として市有林、市が持っている山林が約1,000ヘクタール強ございますけれども、今までほぼ放置されておりましたが、これをきちっと整理をして、どこから手をつければ有効な間伐ができるか、それも搬出間伐ができるかという調査、内々進めておりますが、こういったことをだんだん事業化の中で仕事量の確保をして林業者の育成に努めたい、これが第1です。

第2番目は、いわゆる企業誘致系でございますけれども、御案内のとおり企業誘致につきましては作東産業団地が完売をいたしました。立地がまだ若干停滞しておりますけれども、これをしっかりと立地に向けて調整をしてきて、ともに南部産業団地、つまり美岡道の英田インターができる点を念頭に置きながら、旧英田町のインター近辺に新たな産業団地を設定をしようということで県との協議を進めてございますが、そういった形で新しい産業団地をつくとともに、まだ残っている——なかなか売りづらいところもあるんですけども——団地について引き続き県とも協力しながら誘致活動を展開をしていくというのが2点目でございます。

3点目は、滋慶を含めて、いわゆる産業という中で教育産業の問題がございます。これは特に今後の課題といたしましては支援学校というものの設置を今日体大との協定の中で進めておりますが、子どもたちがふえるだけでなく、子どもたちと教員の数が普通の学校、非常に圧倒的に教員に対して多いわけですから、教職員やあるいは研究者といった方々の雇用につながる。市全体としてある種のいいバランスがとれた雇用ができていくというのを今想定をしながら作業を進めているところであります。よって、農林業についてはコアになる自分で自立できる方々の数をふやすための政策を行う。そして、産業については誘致を進めながらだんだん産業団地が足りなくなっているんで、新しい産業団地の形成に向けて努力をする、そして学校その他、やや知的な世界での就業の拡大を目指していくと、これが当市の雇用についての基本的な方針でございますので、引き続きこの方向で尽力をしてみたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

ただいまの答弁、しっかりと聞かせていただきましたが、農業の野菜あるいは穀物などの手数料を下げるという言葉が間違いがなかったら、私が聞いたところなんです、勘違いであつたら失礼をしますけど、美作市が手数料を下げる立場にあるんでしょかないんでしょか。彩菜茶屋のことを言われておると思うんですけども、現在彩菜茶屋に美作市の95%から出資している中で役員が一人もおらないということは異常なことであつて、その役員、物が言える立場にないのに今市長は手数料を下げる这么简单に言われたんですけども、これはちょっとどういうことなんですか、お聞きしたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えいたしますが、二、三点申し上げますけども、実はことしの4月の当選の前の議員の方々との議会において何度も実は手数料の問題については議論がございました。何とか下げられないかと。それについてはいろいろ我々としても方策を検討してきたわけでございますけども、1つは私どもが一番大きな株主でございますので、ある程度の発言権は当然ございます。したがいまして、有効かどうかについて、最後の決断はもちろん独自の株式会社なものですからその経営陣が行うことになりますけども、株主としての指導は間違いないことができるというのが1点目でございます。

それから、その指導の中でいろんなことがあるんですが、単に下げろというときつくなるということもあるんですけども、今市内の農家の方々の声を聞いておりますと高級品を出そうとすると価格を下げられて大変なことになるというんで、高級品がなかなか採算に加えていけない。つまり単価が下がっているケースが非常に多いと。単価をもし上げればお互いの収入がふえるわけでございますから、そこに実は手数料を少しでも、0.1%でも下げることができる余力が品物の構成、販売戦力の中にあるという声が多くの実業農家の方々から出ておまして、その辺についてもぜひ研究していただくように市として積極的に来年度になりましたら働きかけをしてみたいというふう考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

中山議員、総括です。

5番（中山 忠明君）

不思議なことがあると思いますが、物が言える立場に立たずして言えないと思いますので、もう少しよく

考えていただきたいと思います。言うべきことはしっかり言う、言える立場を常につくるということが少し欠けておるように思いますけど、これで地方創生事業、まち・ひと・しごとという質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

続いて、3項目めに入ってください。

**5番（中山 忠明君）**

市民の健康づくりの施設整備について、人間が、人が健康であるがゆえにいろんな行動ができ、いろんなことを享受できるんでございますが、健康づくりの施設をつくただけで市民の健康が保たれるものではありません。もちろん施設の老朽化を含めてこれからしっかりやっていく必要がありますが、その施設の整備について現在どういうことを取り組んでいっておられるのかお聞きします。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕**

まず、市民の健康づくりに関する施設の整備についての御質問でございます。

市内では岡山美作ラグビー・サッカー場など市民がいつでも利用できる体育施設が随所にあり、これらを活用し、体育協会に加入する野球、バレーボール、卓球、グラウンドゴルフなど13種目の競技で生涯学習の活動や運動教室などを行っており、市民の体力づくりや健康づくりに取り組んでいるところでございます。

また、議員からの御質問ございました施設の整備についてでございますが、先ほど御発言がありました。一部の施設につきまして老朽化した施設もございます。そういったことから、市民の方々の御意見をお聞きしながら、より利用しやすい施設の整備を進めてまいりたいというふうを考えております。

また、大芦高原多目的広場につきましては、現在ショウワコーポレーションの野球部の本拠地となり、グラウンドゴルフの利用者に御不自由をおかけしていることから、新たなグラウンドゴルフ場を整備するように取り組んでまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

私のほうからは、プールの活用ということで健康づくりの面からお答えをさせていただきたいと思っております。

プールにつきましては、水の中で歩行、運動をすることによる健康づくりや介護予防の効果が高いとされています。大町のホテル作州武蔵のプールですが、3年前から閉鎖されていますが、ことしの夏、天井の防水工事をし、水の循環をして施設の維持に努められております。このプールを健康づくりや介護予防のために活用ができないかと、今現在検討を始めたところでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

美作市は保険料が高い、そういう声を時々聞きますが、本当に高いんだろうかと思うんであります。じゃあ、どの金額がどれだけ支払ったら安く感じるんだろうかということも含めて、近隣の市町村、また岡山県、そこの中でどのくらいなレベルにあるんだろうか。そういうこともお聞きしたいと思いますが、きょう

の健康づくりの施設整備についてという何か広く捉えた物の言い方を私がやっておりますが、健康で医者にかからないのが一番保険料を安くするもとだろうと思いますが、一人でも二人でも健康を維持して、健康な体をつくっていただける、そういう美作市に、執行部の方々にお願いをするのはつくっていただきたいと、そういう思える健康でよかったな、美作市が健康に力を入れているんだなという、そういうまちづくりをしていただきたい、そう思うわけでございますが、先ほどのどのレベルが安く感じる、どのレベルでということだけを1点だけお答えいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

失礼します。保険料ですが、私のほうが介護保険のほうの保険料ということになりますので、介護保険のほうからでの数字を申し上げますが、行政懇談会等でも市長のほうから市民の皆さんにはたびたびお知らせをしていますが、介護保険料につきましては今市の中では県内一番高いという水準にあります。全部の自治体を押しなべても5番目ということで、そのあたりが市民の皆様が介護保険料が高いと思われるところかもわかりません。

この要因につきましてはいろいろとありますが、地域性的なものもあるかと思います。ただ、近隣の町村、奈義とか勝央、そういったところとは、美作市のほうが介護保険料が安いんですが、さほど差はないというようなところでございます。

介護保険料をいかに安くするかということが先ほど議員が申されました運動への取り組み、介護予防、これが非常に大切なものとなってくると思います。その一例として先ほどプールの活用ということを申し上げましたが、今も国保の事業を使いました運動教室等も何種類か開催させていただいております。そういった運動教室等の充実も図る中で介護予防を進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員、3回目です。

**5番（中山 忠明君）**

総括に入っているんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい、どうぞ。

**5番（中山 忠明君）**

今後とも市民の健康をまず第一にして、しっかり行政のほうで取り組んでいただきたいと思います。

これで私の12月定例会の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番1番、議席番号5番中山忠明議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番2番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）〔質問席〕**

それでは、改めまして皆さんにおはようございます。

議長の発言許可をいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

今回は2項目を通告させていただいております。

1項目めは地域振興対策事業について、2項目めは作東レインボーホールの利用についてでございます。

まず項目1では、地域振興対策事業について。質問の要旨は自宅等で自立生活を営んでおられる方々の中で交通弱者の方は日々の生活用品の調達に困難されておられます。そうした方々の生活支援についてお尋ねします。

1つは空き家の利活用についてで、空き家を行商者の立ち寄りところ、地元の人が運営管理する店等に利活用する。2としては、交通弱者対策について買い物に行くための乗り合い自動車を運行する、その他の方策を講じる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕**

まず、議員御質問の交通弱者への生活支援についてのうち、空き家の利活用についての御質問ですが、議員の御提案の空き家を行商人の立ち寄り場所や地元の人が運営管理する店舗等に利活用を行い、生活用品の調達に困っている方々への生活支援につながるような取り組みにつきましては、他の地域の取り組みがあるかどうかを含めまして検討をしたいと思っております。とりあえずの検討におきましては、地域のコミュニティや学校跡地などが同様の目的で活用されているものや、生活協同組合などでは地域のお世話役の方の自宅が同様の目的で活用されていると承知しております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

交通弱者対策について、買い物に行くための乗り合い自動車を運行できないかということでございますが、昨年の暮らしやすく住みやすいまちづくりアンケートの結果からタクシー利用補助などの新たな交通弱者対策が要望の上位に位置づけられたことから、ことし7月から作東地域でタクシー利用補助の実証実験を開始いたしました。

10月末までの4カ月で延べ787名、実人数で65名の方が御利用いただいております。4カ月間の傾向は、1回当たり利用料金は1,000円前後が多く、近隣の診療所や公共施設までの御利用が多い状況が見受けられます。地区ごとに登録者は多いものの、利用が低調な地区もあります。また、12月20日からタクシー利用補助を介護認定を受け、なおかつ運転免許のない方を対象に、市内全域に拡大することで準備を進めております。この拡大は市内の介護認定を受けている方々から市営バス等での利用がしにくいなど、タクシー利用補助の市内全域に広げてもらえないかとの要望から拡大するものです。対象者全員に申請書等を送付し、本庁や各総合支所へ申請していただくこととなります。利用方法は、登録された方がタクシー利用時に事業者に予約を行い利用するというものです。利用者はタクシーをおりるときに利用料金の半額を支払い、残りの半額はタクシー事業者に市が補助することとなります。



こうした取り組みにより、買い物や通院など自宅から目的地まで、目的地から自宅までの生活のリズムに合わせた御利用がいただけるよう対応しております。このタクシー利用補助は一人だけでの利用ではなく、登録者が乗車していることが必須条件ではありますが、数人で同乗することが可能でありますので、こうした利用もしていただきたいと思っております。今後作東地域で行っている実証実験と今回拡大するタクシー利用補助のデータを収集分析し、市内全域に拡大または継続が可能であるかなどを含め検討してまいります。よろしくお願いたします〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

1項目めについては、私がお尋ねしているのは実態あるいは状況の報告ではありません。日々の生活が困難な方々の支援が喫緊の課題なので、その対策をお知らせいただきたいということです。

それから、交通弱者対策については、せっかくの政策ですので、実効性が上がるように利用者に〔聴取不能〕をしていただき、より充実した事業にしていきたいということでございますので、その説明をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕**

2回目の質問でございます。

議員御提案の空き家の有効な利活用の観点から申し上げますと、行商人の立ち寄り場所などにつきまして先ほど答弁をさせていただきましたとおり地域のコミュニティや学校跡地など、住民の方々が集いやすい場所が利用されております。空き家として住民の方々が集いやすい場所で地域での取り組みがまとまるような具体的な動きがございましたら、市としてしっかりと地域の活性につながるようお手伝いをしていきたいというように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

2回目の質問で実効性が上がるように事業者の評価していただき、充実した事業になるようにとの御指摘についてでございますが、議員御指摘のとおりだと思いますので、前回及び今回拡大するタクシー利用補助の実証実験データを利用者から意見など収集分析し、よりよい事業となるように努力してまいりますので、よろしくお願をいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

それでは、3回目といいますか、総括とさせていただきます。

1番については、地域の要請があれば直ちに対応していただきたい。同時に買い物困難者の支援に鋭意取り組んでいただくことを期待して、この目の質問を終わります。

2の交通弱者対策については、交通弱者の生活の質が上がるように、〔聴取不能〕の実効性を高めることに努めていただけることを期待して、この目の質問も終わります。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目2は作東レインボーホールの利用について、質問の要旨は更衣室等についてでございます。

通夜、葬儀等には特に親族、親戚は準備、接待式実行時の参列と、その場に合った服装に着がえなければなりません。その際の場所、コーナーが欲しいとの要望があります。控室にはカーテンで仕切れる空間はありますが、使い勝手が悪いと思います。厳粛な葬送がスムーズに進行できるような配慮が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

角南市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

更衣室についての質問でございますが、日笠議員が言われるとおり通夜終了後や告別式等に参列される方で更衣が必要な方は、簡易ではございますが、和室の一角をカーテンで区切り御利用いただいております。しかしながら、女性と男性の区分がないなど御不便をおかけしていると思います。こうしたことから、事務室奥となりますが、4畳半の和室の休憩室がございますので、こちらの御利用もお願いしているところでございます。新規に更衣室の設置スペースはスペース的には不可能な状況になりますので、現在の休憩室などを有効に御利用いただけるよう、喪主の方には周知しておりますので、御理解をお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

現在の施設の構造上あるいは施設の用地上、更衣室の設置は不可能とのこと。それでは、使い勝手の悪い施設と批判も受けると思います。少人数の場合は4畳半の休憩室の利用が可能なお知らせする工夫と、多数の利用がある場合の対応が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

角南市民部長。

市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

作東レインボーホールの更衣室の利用について2回目の質問についてですが、事務室奥にあります4畳半の和室の休憩室として利用できることを知っていただく方法ですが、早速受け付け時にはお知らせするようになりました。

それから、多数の方が利用する場合の対応ですが、先ほども申しましたが構造上のスペースがとれない状況ですので、交代交代での利用をお願いいたします。ほかには、少し距離はありますけれども、多少費用もかかるんですが、別棟がありますので御利用いただければと思います。何分限られたスペースでございますので、御不便をおかけしますが、御理解と御協力のほどよろしくをお願いをいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

3回目で総括とさせていただきます。

利用者の御意見等を拝聴、尊重して、厳粛に葬送がとり行われるような配慮に務めていただくことを期待

をして、この事項の質問も終わります。ありがとうございました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番 2 番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番 3 番、議席番号 4 番岡野鉄舟議員の発言を許可いたします。

岡野議員。

**4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

議長の許可をいただきましたので、12月議会の一般質問をさせていただきます。

御承知のように、来年度は予算が骨格予算でございます。したがって、この12月議会は市民の方々にどういった予算がなされるのだろうかということを質問する重要な議会と思っておりますが、私は去る 6 月議会において予算の見える化ということで若干限られた質問ですがさせていただきました。今回は 5 項目を予定しておりますが、特に予算編成過程が重要でございます介護保険料、そして 2 つ目が国民健康保険料、そして昨今の高齢化社会を考えた地域包括システムと地域包括ケアシステム、4 番目に今行われております平成29年度の行政懇談会について、そして最後は教育のスタンダード、新学習指導要領が発表されておりますが、この項目について順次質問をさせていただきます。

まず第 1 項目めでございますが、第 7 期、平成30年から32年までの介護保険料についてでございますが、第 6 期、次の項目につきまして質問をさせていただきます。

質問の第 1 番目です。次の項目について美作市の高いほうからの順番はどうなっているか。

1 つ目は第 6 期介護保険料、2 つ目は高齢者に占める施設入所の割合、3、総世帯に占める高齢者独居世帯の割合、そして 4 番目は特定健診受診率でございます。質問の 2 番目でございますが、介護保険料が高くなる原因は一体何か。また、この介護保険料の上昇を抑える方法として何が必要かでございます。質問の 3 番目でございます。第 7 期介護保険料を決定するまでどのような手順を踏んでいくのか。そして、第 4 番目でございますが、第 7 期介護保険料を決める際の基本的な考え方は何かでございます。よろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕**

それでは、岡野議員の介護保険料についての質問に対するお答えをさせていただきます。

まず質問の 1 番目ですが、美作市の順位、高いほうからはどうなっているのかということでございます。

第 6 期の保険料、高齢者に占める施設入所の割合、総世帯に占める高齢者独居世帯の割合、特定健診受診率についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1 項目めの第 6 期介護保険料は、平成27年度から29年までの第 6 期介護保険事業計画で定めた月額 6,450 円の基準額をもとに、所得に応じた負担になるように 9 段階の保険料を定めています。岡山県内の他市町村との比較でございますが、美作市は27市町村の中で美咲町、吉備中央町、勝央町、奈義町に次いで 5 番目、15 市の中では一番高い保険料となっております。

2 項目めですが、高齢者に占める施設入所の割合でございますが、平成29年 6 月末における第 1 号被保険者の高齢者数は 1 万 1,141 人となっており、そのうち特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設入所者は 543 人で、割合は 4.87% という状況となっております。これは県内 27 市町村の中で 10 番目、市では 4 番目の入所割合となっております。

次に、3 項目めの総世帯に占める高齢単身世帯の割合でございますが、平成27年の国勢調査における総

世帯数は1万881世帯となっており、そのうち高齢単身世帯数は1,889世帯で、割合は17.36となっており、平成22年の国勢調査と比較しますと2.48%増加しております。美作市の高齢単身世帯の割合は県内27市町村の中で3番目、市の中では最も高くなっている状況です。

次に、特定健診ですが、平成20年4月から国民健康保険などの医療保険者に40歳から75歳未満の加入者を対象として実施が義務づけられたもので、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した健診を受けて、その結果、生活習慣病の発症リスクがあり、生活習慣を見直すサポートを実施するものでございます。国民健康保険の特定健診の平成28年度における対象者数は5,081人となっており、そのうち実施者数は2,232人で、受診率は43.9%となっております。岡山県内の他市町村との比較ですが、美作市は27市町村の中で6番目、市の中では一番高い受診割合となっております。

次に、質問の2つ目ですが、介護保険料が高くなる原因は何か。また、介護保険料の上昇を抑える方法として何が必要かとの御質問でございます。

介護保険料が高くなる原因でございますが、美作市の在宅サービス費は高齢者一人で比較しますと県平均並みとなっております。一方、施設サービス費につきましては、他の県北の市町村と同様に県平均を上回っている状況にあり、施設入所者が増加の一因となっております。介護保険料は介護サービス給付費に比例し、介護サービスを利用する方が多くなれば高くなり、利用者が少なければ安くなる傾向にあります。美作市は他市町村に比べ介護施設やサービス提供事業者が多く、利用者が多いことが保険料に影響しているものと思われれます。

介護保険料の上昇を抑える方法でございますが、まず新たな施設整備を控え、現在のサービス事業所を活用していくことが必要です。また、高齢期になる前から健康への関心や意識の向上を図るとともに、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防に向けた取り組みを推進します。

平成28年度の特定健診受診率を見ると、県平均の30%に対し、先ほど申しました美作市が43.9%となっており、県平均を大きく上回っております。疾病の早期発見、発症及び重症化予防、運動の推進、そして趣味の向上などの生きがいを進め、保険料の軽減につなげたいと考えております。

次に、質問の3項目目でございますが、第7期介護保険料を決定するまでどのような手順を踏むのかという御質問でございます。

65歳以上である第1号被保険者の介護保険料は市町村ごとの介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直されます。介護サービス給付費と介護予防に係る経費の23%を65歳以上の方に負担していただくこととなります。平成30年度からは3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画につきましては、現在第7期介護保険事業計画策定委員会で審議をいただいているところでございます。10月18日の第1回策定委員会では計画策定の基礎資料となる日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査、事業所実態調査の結果や介護サービスの給付状況等をお示しし、現状分析と方向性を御審議いただきました。12月には計画目標設定、計画素案及び保険料案を取りまとめ、パブリックコメントを踏まえた後、1月には決定をし、3月議会に介護保険料の改定などを盛り込んだ介護保険条例の修正案を上程したいと考えております。

次に、4項目目の第7期の介護保険料を決める際の基本的な考え方は何かという御質問ですが、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護保険上、3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされ、計画期間の3年間の支出及び収入状況等を勘案して保険料を設定することとなっております。原則として3年間を通じて同率の保険料率となり、黒字額が生じた場合には介護給付費準備基金として積み立て、次年度以降に備える仕組みとなっております。

計画期間ごとの保険料の基準額は介護保険事業計画から算出した介護保険事業に必要な施設サービスや居

宅サービスなどの給付費の総額から国、県、市の負担金等を引きまして、第1号被保険者の保険料として収納すべき総額を算出し、予定収納率で除して得た保険料賦課総額を所得段階を加味した第1号被保険者数で除したものとなります。第6期介護保険事業計画中の平成27年度、28年度には各1事業所が地域密着型の通い、訪問、泊まりなどを組み合わせて利用できる小規模多機能型居宅介護施設を開設し、29年度にも1事業所が小規模多機能型居宅介護施設を開設する予定で、現在建築工事を進めております。この3年間で87人分の定員が増加するということになります。

第6期介護保険事業計画と実績との差異ですが、数値の確定した平成27年度、28年度で差異を見ますと、2年間の費用の計画値では86億5,522万円、実績では80億9,537万円となっており、執行率は93.5となっております。第7期介護保険事業計画につきましては3年間の費用の計画額は約30億円で、第7期保険料の基準額は計算上、第6期の介護保険料と同等程度となり、平成28年度に実施しました市民アンケートで要望の強かった介護保険料の軽減のため、美しい里山公園地方交付税等を財源として繰り入れ、少しでも安価なものになるように設定したいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、2回目です。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

第1点の美作市の順位ということなのですが、これをこれから私なりに見てまいりますと、特定健康受診のほうは頑張っているらしいと。それから、あとの介護保険料の立ち位置と、それから高齢者の施設入所割合もこの3点から見ますとやはり介護保険料を増嵩させている原因のそういった状況にあるのかなという思いがあります。

そこで質問でございますが、2項目めの介護保険料が高い原因、抑える方法は何かにつきまして、部長に2点お伺いいたします。

第1点は、介護保険料を抑える対策として新たな施設整備を抑えるというふうに答弁がありましたが、これは行政でできるんでしょうかというのが第1点目です。

そして2つ目ですが、疾病の早期発見、発症及び重症化の予防、趣味の向上などの生きがいづくりという御説明がありましたが、お聞きしたいのは何をしているのかということが1点。それから、これらの平成28年度及び平成28年度の決算額は幾らかということでございます。これなぜお聞きしますかといいますと、やはり施設整備とかそういった給付費を抑える場合には健康でなければいけないわけなので、これを重点的にやっておられるかどうかということをお聞きするためのものでございます。2点をお聞きいたします。

そして、質問の3番目、どういった手順を踏んで介護保険料を決定するのかということの質問ですが、部長にお聞きいたします。パブリックコメントはどのような方法でいつ行うのかということでございます。現在12月の下旬でございますが、1月の計画策定に向けて時間的に余裕があり、それを反映できるんでしょうかという質問でございます。

それから、2点目の部長への質問ですが、介護保険事業計画については策定委員会とは別に運営協議会がございますが、この運営協議会では第6期の介護保険事業計画についてどのように協議がなされ、来期の第7期の事業計画に反映されているのか、また何回開催をされたのかというのが2つ目でございます。

そして、第3点目、これも部長に対してでございますが、第7期介護保険事業計画が適正な介護保険制度の運営を目指したものになるかどうかは部長をキャップとされた作業部会がかなめとなると思っております。

す。例えば事業者の内容チェック、利用者のニーズ把握等がやはり策定委員会にかける前の作業として必要だろうと思いますが、これがどういったものがなされたかということが部長に対する3点目の質問でございます。

そして、最後の第7期介護保険料を決める際の基本的な考え方ですが、これにつきましては市長に2点お尋ねいたします。

一般会計における収入と支出の関係と、介護保険事業会計における収入と支出の関係は同じと思われますか、それとも異なると思われますか、単純な質問でございます。

そして2点目の市長への質問でございますが、介護保険料軽減のため美しい里山公園地方交付税を財源として繰り入れ、少しでも安価なものにとございましたが、この考え方は正しいと思うかということが市長に対する2点目の質問でございます。

以上、2回目の質問です。よろしくお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

質問の意味がややはっきりしないんですが、同じか違うかと。特別会計は特別会計としての規律を持ち、一般会計は一般会計としての規律を持っておりまして、それは当然でございますけども特会法あるいは特会にまつわる諸規則が一般会計と異なる部分を持っているということは理解をしております。

次に、一般会計と特別会計の関係につきましては、相互に繰り入れが可能であります。相互に繰り入れ可能ではありますけれども、その繰り入れに際しては条例の手続を経る場合やあるいは法定繰り入れと申しまして法定の諸項目について繰り入れを行う場合など、さまざまにあります。そして、本件につきましては、全国の状況を見ておりますとさまざまに試行がなされておるといようなことを我々は把握をしております。一定の環境整備、条件整備、条例上の整備というものを前提として妥当な判断であろうと思っております。

なお、財源としての特性がございまして、例えばもうこれは簡単に申し上げますと福祉制度でございますので、途中で財源がなくなったというような財源を当てにするのは危険でありますので、経常的に入ってくる恒久的財源というものを念頭に置く必要がある。そこで、里山公園等について生じた交付税、これ毎年毎年入ってまいりますし、さらに毎年毎年増加する傾向にあるということから、安定財源としてこういった用途に活用したいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

まず1点目の御質問で、新たな施設整備を抑えるということが市の判断でできるかという御質問であったと思います。

施設整備につきましては、県が認定をするものあるいは地域密着型等、市が認定するもの等もありますが、まずは介護基本計画にその施設の整備を乗せるということが条件になりますので、今回の策定する整備計画の中に施設の建設を計上しなければ当然施設は建設できないということになりますので、その辺は総量規制とかといったところもありますし、市の判断、県との協議も当然ございますが、そういうことでコントロールはできるということになるかと思えます。

それから、市民の方の介護予防とかといったあたりの御質問だったというふうに解釈したんですが、そういった事業への取り組みの決算額でございますが、地域支援事業と申しまして介護予防等に取り組む事業でございます。これの決算額が平成27年度は約10億800万円、それから平成28年度は9億9,000万円といったあたりの金額になっております。

それから、パブリックコメントをいつするかということについての御質問ですが、確かに非常にもう12月も入りまして、策定スケジュールは非常にタイトになっております。議会中ではありますが、今月の20日に策定委員会を開催する予定としておりますので、策定委員会で大体の骨格を決めて、御意見をいただいた中でパブリックコメントをしながら、同時に計画の修正を行っていくというようなことで皆さんの御意見を反映していきたいというふうに考えております。

それから、運営協議会の開催回数については1回のように解釈しております。計画中の施設整備の状況でありますとか高齢者の人数の動向であるとか独居高齢者世帯の動向であるとか、そういったところの状況の報告を各委員さんには報告をさせていただいております。

それから、作業部会ということでございますが、策定委員会の要綱の中にもありますように作業部会を設けるということで、この作業部会のメンバーについては市の職員が当たるというふうになっております。事業者へのチェックというようなお話だったと思うんですが、事業者への現在のところ協議であります、事業者に対しては施設整備の要望等をお聞きするようなアンケート調査をさせていただいたり、それから施設で従事される職員さんの御意見を賜ったりとか、そういったことをアンケート調査等でお聞きを今して、その内容について計画に反映していくようなことで準備をさせていただいているという状況でございます。

以上です。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、3回目です。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

3回目ですね。

まず、市長が答えられた一般会計における収入と支出の関係、そしてこの介護保険事業特別会計における収入と支出の関係というのは非常に単純なことをお聞きしたわけですが、この単純な中にも非常に重要なポイントがあるからあえてお聞きしたわけで、傍聴されている方、それからテレビを見ていらっしゃる方にも御理解をいただきたいと、そういう意味合いで質問をしたわけですが、結論的に言わせて一般会計の場合は御承知のように収入として予算をつくりませんが、それが例えば10円の収入を定めたときに20円になることは、それはもう制度的にあり得ることです。ところが、介護保険事業特別会計の場合は、ちょうどこの冊子が市がつくった介護保険のところがありますが、その5ページにあるんですけども、50%が後期です。そして、1号被保険者である65歳以上の場合が22%、それ以外の40から65歳が28%と、こういうふうに確定されているわけでございます。つまりどういったことかといいますと、最初に一般会計の場合であれば入るをもって出るを制すという考え方ですが、この介護保険事業会計の場合は出るを出るに対して入るを決めると、こういったシステムになっているということでございます。

したがって、私が言いたいかといいますと、部長は先ほど交付税のほうからの補填をすと言われましたが、基本的には入ってくる保険料で十分に支出を賄わなければいけないわけです。ところが、制度的に余剰が出てきますから、その場合は介護給付金準備金として積み立てるということでございますから、基本的に収入と支出の関係が異なるわけです。こういったことを背景に置いて介護保険料を決めていくということにならないと、無尽蔵に一般会計から入れるということにはならんわけです。やるとしても介護準備積

立金の中から補填をしていくというのが正しい制度のあり方ですということでございます。これについては答弁は要りません。

そして、美しい里山公園の関係では、私は9月議会でも若干その辺地の総合計画のときに反対の考え方を述べましたが、確かに地方交付税法第3条では地方交付税の用途については条件をつけないというふうになっております。交付税を算定する単位費用の中では、要するに美作市全体の単位費用で用途を自由に使うのもいいですよというものもあります。ところが、私が9月に申しあげましたのは、あの山をつくるときにはあのままで放っておいてイノシシとタヌキのけもの道になるのを目指しているわけではないと思いますので、管理をしなきゃいけないわけです。そうすると、色のついた金として積み立てをするとか、そういったふうにならざるべきであって、その財源を福祉に地方交付税上、用途が限定されていないから使うというのは、これはやり過ぎだと思っております。特にこれについて御答弁は要りませんが、私の質問の意図はそこにあります。

3番目の質問です。できますか。

**議長（鈴木 悦子君）**

今。今2項目めです。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2項目めですね。パブリックコメントとそれから介護保険計画等については今部長から答弁いただきましたので、3項目めの質問をいたしません、2項目めの質問はこれでよろしいです。

3つ目の質問を、3項目めをさせていただこうと思っておりますが、部長にお聞きいたしますが……。

**議長（鈴木 悦子君）**

ちょっと待ってください。

今度は質問3をしてください。

〔4番岡野鉄舟君「質問3、そうですか。質問3。3回目ですから」と呼ぶ〕

今、3回目です。1項目めの3回目。

〔4番岡野鉄舟君「4項目めです」と呼ぶ〕

だから、1項目めの3番。質問3です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

部長にお尋ねしますが、介護給付準備金の積立額は幾らあるかという質問です。ごめんなさい。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

ちょっと済いません。資料を間違えました。済いません。

大変失礼しました。基金の残高ですが、1億8,132万6,000円でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

総括です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1億8,000万円、準備積立金があるというわけでございますから、これを今後策定委員会、2回目を10月の下旬かにやられるということでございますが、それまでに第7期の介護給付費をできるだけ正確に作業部会でなさって、その基金負担部分というのはやはりこの1億8,000万円の準備積立基金の繰り入れでやるということが正しいこの当事業会計のやり方であろうと思っております。



これで第1項目めの介護保険の質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

2項目めに入ってください。質問だけになるかもわかりませんが。

〔4番岡野鉄舟君「質問だけ」と呼ぶ〕

できますよね、質問だけ。

〔4番岡野鉄舟君「質問だけ、いいですよ」と呼ぶ〕

はい、どうぞ。

**4番（岡野 鉄舟君）**

第2項目めの質問をさせていただきます。

御承知のように、国民健康保険の運営主体が来年の4月、市町村から都道府県に移管されます。これに向けて県では本年8月、新たな保険料の算定基準となる1人当たりの市町村別標準保険料を発表しているところでございます。現行の国民健康保険事業の現状分析と平成30年度の国民健康保険料の算定に向けた取り組みについて御質問いたします。

内容といたしましては4点ありますが、第1点、現行の国民健康保険事業の現状をどのように分析をされているか。そして2つ目、今回の国保制度の改革の目的と内容は何か。そして3点目、この国民健康保険料の抑制のためにどのような取り組みが必要であると考えているのか。そして、最後の第4点目ですが、来年度の国保料の改定に向けてどのような手順で予算を組んでいくのかということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

尾高議員が一時的に退席をしております。

それでは、岡野議員の2項目めの答弁からお願いをします。

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

失礼します。現行の国民健康保険事業の現状をどのように分析しているかについての御質問でございます。

まず、国保の被保険者数につきましては、75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行などの理由により年々減少しており、平成25年度から毎年100人から300人程度の減少をしている状況です。10月末現在では6,781人となっております。

次に、医療費につきまして、その総額は平成27年度をピークに微減しております。一方、被保険者数が減少する中、医療技術の高度化や高額な新薬の開発、被保険者の高齢化により1人当たりの医療費が増加しております。このような状況の中、財政面では単年度収支は26、7年度で赤字となり、平成27年度には財政調整基金を取り崩しての運営となりました。平成28年度の決算状況は、単年度収支で見ますと3,282万8,000円の黒字となっております。

質問2の今回の国保制度の改革の目的と内容は何かについてですが、国保制度は我が国の国民皆保険を本

質的に担保する最後のとりでとして社会保障制度の根幹と国民生活の安心を支える基盤として発展してきました。今回の国保改革の内容は、県も国保の保険者となり、財政運営の責任主体となります。この改革により、誰もが将来にわたって安心して医療を受けられるようにすることが最大の目的であります。

質問3の国民健康保険料の抑制のためにどのような取り組みが必要であるかとの考えについてですが、新しい国保制度での市町村の担う役割は資格管理や保険給付、保険税の決定、賦課徴収、保健事業など、加入者に身近な事業を引き続き行うこととなっております。美作市の国民保険事業計画に掲げている重点事項を今後も適正に実施してまいりたいと考えております。

質問4の来年度の国保料の改定に向けてどのような手順で予算を組んでいくのかについてですが、県は県全体の医療費給付費から県に収入される公費等の見込みを差し引き、県全体で集めるべき納付金の総額を算出します。これを医療費水準、所得水準に応じて市町村ごとに配分し、各市町村ごとの調整を行い、納付金が決められます。市がこの納付金を県に納めるための財源は、公費等、それから保険税になることから、納付金を支払うために必要な標準保険料率を県が参考に示すこととなります。市は県が示したこの標準保険料率を参考にしながら翌年度の保険税を決定し、予算化していくこととなります。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

まず最初の現状分析についてですが、部長にお尋ねします。前期高齢者の推移はどのようになっているかということでございます。

それから、2つ目の質問は1人当たりの医療費についてですが、26年、27年、28年の推移を教えてくださいと思います。

それから、市長に質問させていただきますが、1項目めにつきまして一般会計からの繰入金は平成28年度2億8,900余万円でございます。歳入の7.1%でございますが、この繰り入れについて国は厚生労働省は暫時解消すべきだと、こういうことを言っておりますが、この厚生労働省の指摘を踏まえて、来年の予算編成に向けてどのような取り組みをお考えであるかということでございます。

それから、質問の3の抑制についてということで、今度は部長にお尋ねをいたしますが、先ほど答弁の中で資格整理と、こうおっしゃられましたが、具体的にはどのようなことを指すのでしょうかということでございます。

それから、2つ目でございますが、やはり国保の給付費を抑えるためには滞納についていろいろ対策を立てるということが、とりもなおさず医療費の抑制になると思うんですが、こういった取り組みをされているかということが2つ目でございます。

そして、部長の3つ目の質問でございますが、被保険者数が減少し、税収入が減収しているにもかかわらず、医療費は増加している厳しい財政状況にあるわけでございますが、この医療費の適正化に向けてどういった取り組みをなさっていくのかという点をお聞きます。

それから、質問4の改定の手順についての関連でございますが、本年度8月に県から示されました標準保険料の目安は幾らで、県平均は幾らであるかということが第1点目でございます。

そして、2つ目の質問ですが、この確定数値はいつごろ示されるのでしょうか。

そして、3つ目でございますが、平成30年度の予算編成に向けて事務的に被保険者からの納付額と県への

納付金が必要になってまいります、これをどのような形で計上されていくおつもりか。るるその質問4つについて個別答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

国保についての一般会計の繰り入れの問題並びに来年度の予算編成の考え方ではありますが、まず私どもとしましては国保についてこの制度を守っていくことが大変に市民生活の安定にとって重要であるという観点のもとに、時に応じて必要に迫られた場合には繰り入れを行うというようなことを他の市町村同様、基本的な方針としてやってきておまして、そういう意味では国保の場合、今までについて言うと臨時的な措置としての繰り入れがなされたことはあるという認識でございます。

次に、来年度について繰り入れを含めてどうするかということでもありますけれども、基本的に私どもが把握している限りにおいて来年度以降の3カ年における本市が県から示されているあるいは示されるであろう標準料率については、現行水準よりもある程度引き下げられ得る水準が示されるというふうに思っております。まずその範囲内において市民生活のさらなる安定、暮らしやすさの改良のために、給付水準は同じであるけれども国保税料率を引き下げることが妥当じゃなかろうかということの基本方針としながら、今事務方においてその具体的な額その他について研究を重ねているところでございます。そういう研究が終了する中で一般会計との関係も明らかになってくるものと想定されておりますので、現段階でどうこうということはありませんが、我々としては必要なものは必要なおりと、必要なようにやっというふうにご考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

最初に前期高齢者の推移等なんですが、これも若干減っていくことはあると思うんですけども、詳しくは把握しておりません。申しわけありません。

それから、次に1人当たりの医療費なんですけれども、これも27、8、9なんですけれども、後ほど示させていただきますらと思っております。

それから、資格管理についてですが、資格管理については加入者の国保への加入であったり、それから社会保険にかわったりという、そういった資格管理のことでございます。

それから、滞納対策といたしましては、税のほうのことになるんですけども、滞納のある方については個別に指導して支払いをいただくようにしております。それから、囑託職員さんをお願いして、電話等で滞納がたまらないように事前に連絡をして納めていただくようなことをしております。

それから、医療費の適正化についてでございますが、医療費の適正化についてはジェネリックとかを使うようなことの指導をさせていただいております。それから、特定健診というのがあるんですけども、メタボリック特定健診であったり人間ドック、40歳から64歳までの方が対象なんですけれども、そういった方の健診を受けていただくようなことであったり、保健事業といたしましては特定健診の受診率を向上するために受診の勧奨事業として看護師を5名以上雇用し、特定健診の未受診者に対して受診の勧奨を行ったりしております。

それから、標準税率の県から出るのはいつごろ出るとのことなんですけれども、8月に一度出ました。

その後、その分は28年の費用であったり、そういったものを対象にしておりますので、確実に出るのが1月ないし2月というように聞いております。

それから、県への納付額については、今のところなんですけれども、まだ確定ではありませんが、1人当たりが約8,000円幾らというふうに聞いております。これはまだ確定ではありません。

以上です。

[4番岡野鉄舟君「ちょっと答弁漏れだろうと思うんで、保険標準税率は既に8月に示されとる、それは幾らですか。それと県平均」と呼ぶ]

そうですね。ちょっと待ってください。

8月に示されとる標準税率は1人当たりの税額なんですけれども、1万5,000円ぐらいだったと思います、8月に出た分は。それ以後にかわりまして、ここで出ているのが9万円弱というのが、これもまだ決定ではありませんが出ております。

そうして、県の平均なんですけれども、ここで出ている平均は9万7,000円ぐらいです。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問をさせていただきます。

第1点の国保の現状分析で言います。先ほど市長が答えられたんですが、基本的に国民健康保険に対する繰り入れについて厚生労働省が今意識してそう自粛すべきだと言っておりますのは、やはり被保険者の国保税を納められる被保険者に対してそうでない人から補填をするから繰り入れを考えるべきだと、こういった国の基本的な考え方があると思うんですが、こういうことを前提にして市長のお考えをお答えいただきたいと思えます。

それから、第4点目の国保改定の手順の中で僕が部長にお聞きしたかったのは、現実に県が保険料の目安を8月に示し、それから保険料を決定して被保険者から納付をしてもらうわけでございますが、今12月の初めです。当初予算を組んでいく中でどういった組み方をされるのかといったことをお尋ねしたわけでございます。その辺、市長に対する最初の質問と2つ目の部長の答弁をお聞きしたいと思えます。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

議員も御承知のとおり、厚生労働省の考え方も時代の変化の中で大分変わりつつあるんじゃないかならうかと思えます。議員のおっしゃったのは、十数年前の基本的考え方それでいいと思っているんですが、その後、医療保険を制度として守っていくという観点から、幾つかの保険団体の間で相互の資金融通というようなことが起こったり、あるいはこれずっと前になりますけれども、国鉄の健保を支えるがために一般税が投入されたりというようなことが出る出てきたもんですから、現時点においては国保を含めて将来的には少しずつ全員が全員のために補填をしていこうと。逆に言うと共済その他のちょっと有利な制度というものから負担を増していこうというような方向がじわじわと出つつあるというのが私どもの基本的な認識でございます。

先ほども言いましたように、私どもとしては国保の方々が受診をしてそのお金が支払われなかったというような状況に陥ることは絶対避けたいというふうに考えておりますので、そういう意味で国民のためのセーフティーネット、その基本的なセーフティーネットを守る立場というのは、国もそうですけれども、国保にお

いては市民、市町村がその任の大部分を担っていることから、時に応じてそうした繰り入れが生ずることについては、いま言った大きな助け合い、相互のシステムの間の助け合いを加速していこうという厚生労働省の現下の方針においておかしいことではないと考えております。ただ、であるからといって、むやみやたらに投入をするということではございませんので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

ちょっと先ほどの前期高齢者の人口なんですけれども、若干減っているというようなことを言ったかと思うんですけれども、間違っておまして申しわけありません。若干ふえていっております。ちなみに、平成27年度においては4,500人程度、それから28年は4,700人弱というようなことになっております。

それから、予算のことについては、今後国保の運営協議会等があります。そこで協議していただきまして、何らかの下げの方向ではと私、執行部としては思っておるんですが、そこで協議をいただいて幾らにするかというのを決めていただいたそれを当初予算に反映していきたいと考えております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、総括。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括ですね。

国保制度がセーフティーネットであるということは私もそのとおりだと思うわけでございますが、やはり負担とその公平さということを考えたときに、確かに厚生労働省も来年の4月から運営主体が県に変わることの中で一度に国保料が上がるということを非常に懸念をしていると思います。したがって、今市長は従前の考え方だとおっしゃられました、やはり国、厚生労働省においても税の基本的な性格というところはいつも心配をしていると思いますので、今後30年度の当初予算に向けてはそのあたりのことを考えてやっていただきたいと思います。これはこれで終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、3項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3項目め、地域包括支援センター業務の現状と課題、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについてということで、当初は意気込んで通告をいたしたんですが、けさ勉強、下調べをするまでにこの問題を尋ねようとするほど難しいということで、若干後悔をしておりますが、出しました以上、お尋ねをしなければいけないので、その質問をさせていただきたいと思います。

質問の第1は、地域包括支援センターにおける介護予防事業、包括的支援事業はどのような業務内容か、またその課題は何かでございます。

第2点は、地域包括ケアシステムではセンター業務の医療、介護、予防に加え、生活支援、福祉サービス、住まいとその住まい方の充実が必要とされておりますが、今後どのようなことを充実することが必要と考慮されるか。この2点をお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。では、質問の1つ目の地域包括支援センターにおける介護予防事業、包括的支援事業はどのような業務内容か、またその課題は何かという御質問でございます。

介護予防事業は平成27年度の法改正により美作市では平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業として実施をしております。要支援の方が要介護状態となることの予防または軽減、悪化の防止、自立した生活を送ることができるよう介護予防訪問サービス、介護予防通所サービスの提供ができるようにするとともに、ケアマネジャーによる個々に合ったケアプランの作成と関係機関との連絡調整などしております。また、広く一般高齢者等の介護予防として地域の高齢者がみずから活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会を目指して、認知症セミナー、出前講座などの介護予防に関する活動の普及啓発や健康体操、健康教室、サロン等の地域での自発的な介護予防の支援を行っております。

包括的支援事業は大きく分けて地域包括支援センターの運営に関する事業と社会保障充実の事業があります。地域包括支援センターの運営にかかわる事業は高齢者のさまざまな相談に対応する総合相談、高齢者の権利擁護の事業、地域ケア会議などを開催し、各関係機関との連携を推進するネットワークの構築を行う事業、困難事例などケアマネジャーからの個別の相談に対応するなどの事業を実施しております。社会保障充実の事業としては在宅医療、介護連携推進員や生活支援体制整備、認知症総合支援及び地域ケア会議推進などの事業を実施しております。それぞれの事業が効果的に実施できるよう、総合支所に地域ステーションを置き、地域の特性や実情に合わせた取り組みをしております。しかし、今後高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯がより一層増加することが予測される中で、高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境も変化をしていきます。それらに適切に対応していくことが課題となります。

次に、質問の2つ目ですが、地域包括ケアシステムの生活支援、福祉サービス、住まいと住まい方の充実のため今後どのようなことを充実することが必要かという御質問ですが、議員御指摘のとおり国は団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住みなれた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの進化推進を目指しております。

美作市におきましては、都市部と比べると民間市場は限定的ですが、地域の無償の助け合いである互助の役割が大きく機能している特性があります。介護予防や地域づくりなどで自助、互助、共助の果たす役割はとても重要で、これを意識した取り組みの充実が必要と思われます。美作市では地域包括ケアシステムの基盤整備として包括支援センターの従来の機能に加え、生活支援体制整備のコーディネーターと協議体の設置を行い、生活支援サポーターの養成など、身近な支援のあり方を検討しているところです。また、住まいにつきましては、第6期介護保険事業計画に基づき、サービスつき高齢者住宅の整備を行い、高齢者がみずからの希望や心身の状況に応じた住まい方ができるよう支援をしています。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、地域包括支援センター業務の現状と課題についてでございますが、2点お聞きいたします。

ちょっと手元に私は地域包括支援センターの業務ということでインターネットから出したものを見ているわけでございますが、この中にも地域ケア会議というのがございますが、これ本市においてはこういった活動をされて、何か困ったことが現状に課題があるのではないかとと思いますが、この辺をお聞かせいただきたい

いと思います。

そして2つ目でございますが、包括的支援事業の一つとして権利擁護業務がございます。成年後見制度の利用促進、高齢者の虐待への対応など、こういったことについて成年後見人が活躍をされているわけですが、この実態をお聞かせいただきたいと思っております。

今度は2つ目の質問の中の生活支援福祉サービス、住まいと住まい方のための今後の何をするかということについての2回目の質問でございますが、第1点目はサービスつき高齢者住宅、いわゆるサ高住と言われているようなのでございますが、これは市内に幾つあるのかという点でございます。

そして2つ目でございますが、この生活支援につきましては例えば食事の準備などのようにサービス化できる支援から、例えば近隣の住民の声かけ、見守りなど、インフォーマルな支援まで非常に幅広いと思うんですが、先ほど部長の答弁の一コマの中に本市は互助の役割が大きいとの、この辺のことを言われたわけですが、実際3番目の質問として行政懇談会の質問をさせていただきますが、現実に傍聴させていただいております中で役割を担っている方々とか非常に多忙化しているという、こういう意見があったわけですが、こういったインフォーマルな支援まで互助の役割が非常に難しいとは思いますが、2025年までの地域包括ケアシステムを具体化していく中ではこれが非常に課題であると思っております。この辺をどのような展望を持たれているのかが2つ目でございます。

そして、3番目の質問ですが、この生活支援福祉サービスを支援するのにやはり人が要ると思っております。言われたのが生活支援コーディネーターの役割内容をどう、役割になると思うんですが、これ具体的なイメージとしてどういう考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。まず1点目の地域ケア会議ですが、地域ケア会議の目的としましては介護等が必要な高齢者が住みなれた地域で住まいで生活ができるよう地域全体で支援をするために検討等で共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけて、市が取り組む包括ケアシステムの構築に向けた施策を協議するというところでございます。市全体のケア会議は昨年、年7回、それから旧町村ごとにあります単位のケア会議は毎月1回ということで、年12回開催されております。それとは別に、本年度からは自立支援のケアマネジメント力を高めるということで、新規に総合事業、要支援の方へのサービス提供をしている方のマネジメントの内容を検討するといったことの会議を今年度からは取り組んでいるという状況でございます。

それから、権利擁護センターの内容でございますが、28年度に権利擁護センターが立ち上がりまして、その中で高齢者の方の権利擁護についても取り組みをしております。具体的な数字でいきますと、まだ成年後見人の方は独立した形での対応というのは平成29年度においては実績が上がっている状況にはありません。成年後見の申し立ての案件について該当事案がありましたら、今のところは専門職、弁護士等の方とか社会福祉協議会が法人後見を担っておりますので、そちらのほうで対応ということになるかと思っております。

ちょっと申し立ての件数につきましては、今手元に資料がございませんので、済みませんが正確な報告はできませんが、大体年間5件程度の申し立てはあるような認識でおります。

それから、サ高住の話がありましたが、市内に3カ所ございます。湯郷とそれから勝田の梶並に1カ所、それから今豊野に建築中のものがございまして、市内に3カ所ということでございます。

それから、生活支援のサポートが非常に多忙であるということで、互助の役割がだんだん難しくなってい

くんではないかということでございます。その辺のことにつきまして、今社会福祉協議会とか一緒にそういった生活支援の体制整備について2カ月に一度ぐらいの程度で検討を進めているところでございます。

最後の質問にありましたコーディネーターの役割ということなんですが、そういった生活支援のコーディネーターを平成30年度ぐらいから養成していったら、ヘルパーさんがやらないような仕事、例えば家の広範囲の片づけであったり仏壇の片づけであったりとか、そういうそれこそインフォーマルな内容の仕事について非常に低価格な値段で動いてくれるようなサポーターさんを養成するというようなことを検討していく予定としております。

あと、民間の力としては市民生協のようなところがそういった活動にも取り組んでおります。それから、市内であればシルバー人材センター、それから農協であるとかそういった、あと民間のスーパーであったりとかそういったところもこれからの支え合いの活動の中には事業者としてそういった活動の中に入っていただけのようなことも十分検討できる要素ではないかなというふうに考えておりますので、幅広い事業者の参加を求めらる中で事業を進めていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問をさせていただきます。

2つ質問したいと思うんですが、1点目は市民後見人が美作市には何人いて、今後そういったボランティアとして役立ちたいという方々は非常に重要だと思うんですが、今後の養成講座なんかを開いていく予定があるのかということの、それが1点目でございます。

2つ目でございますが、サ高住というのは住まいでございますが、つくるのは民間であります。2025年問題までいってもわずか8年ぐらいしかないわけでございますが、この地域ケアシステムの導入に向けて全国の取り組み事例なんかも、私もインターネットで見えますと厚生労働省が事例を発表しているんですが、今職場においてはこういった取り組みを研究を実際されているのか、まだなのか、このあたりのことをお聞かせいただきたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。市民後見人の方ですが、平成28年度に養成研修を受けて登録になった方がたしか9人だったというふうに記憶しております。この以降の取り組みですが、毎年養成はしていきたいというふうに考えてまして、今年度も何人かの方に養成の研修を受けていただいているということでございます。

それから、住まいの問題ですが、美作地域におきましては先ほどサ高住が3事業所あるということで答弁させていただきましたが、持ち家を持たれている方も非常に多いということで、サ高住の需要については余り、現在のサ高住のものである程度は充足しているんじゃないかなというふうに思います。ただ、これからは特に高齢者の方が一人でお住まいになるということが重要な問題かと思っておりますので、そういった独居の高齢者の方の支援をどういうふうに考えていくかということがこれからの大きな課題かなというふうに考えており、先ほどの生活支援の検討会議の中でも先進事例等を研究しながら勉強をしていくところでございます。

それから、住まいのことですが、障がいの方の大きな問題として親亡き後の問題というのがございます。障がいをお持ちの子どもさんがある親御さんが亡くなられた場合、そのお子さんをどういうふうに支援して



いくかということもございます。そういったときに、今現在豊野のほうでサ高住の建設をやっているわけですが、このサ高住に付随しまして障がい者専用のお住まいを2部屋でございしますが、整備しております。障がい者に優しいまちづくりということで、そういったことにも対応した福祉の推進をしていっているということでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで14番尾高議員が出席されました。

岡野議員、総括です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括をさせていただきます。

冒頭申し上げましたように非常に難しい問題だなという感じをしておるわけですが、地域包括ケアシステムを構築するに当たって1つ絵を描いてみたわけなんですけど、一軒の屋根の下に高齢者がいると、そしてその子どもとして失業した親がいると、そしてその子どもとして発達障がいの子どもがあるという、そういった家庭を想像しながら本問題を考えてみたわけでございますが、こういった地域課題があるときに個別対応は非常に難しいと思います。地域として丸ごと対応していくという、この表現をされているのは慶應大学の田中教授がおっしゃっているわけでございますが、このシステムを構築するということはとりもなおさず高齢者のみの福祉ではなく、少子化対策のことにも資するという非常に大きな問題であろうと思います。どうか前向きになってこの問題に取り組んでいただきたいということをお願いして、この問題を質問を終わりたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃ、続いて4項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

平成29年度の行政懇談会についてということで質問をさせていただきます。

質問の内容でございますが、市長はどういった感想を持たれたかというのが第1点目でございます。

そして2つ目は、この感想を踏まえて30年度事業としてどういったことを具体化をしていかなければならないかということをお答えをいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

行政懇談会は大変参考になる、けれど大変骨の折れる仕事であります。職員の協力が本当にありがたいと思っています。たくさんアイデアをいただいております。

その中で30年度に向けてはいろいろありますけれども、本当に多くの道路とか河川の安全の問題というのが提起をされておまして、そういう意味では今後の予算編成の中で一定量の事業量を確保するといったことも大変大切じゃないかというふうに思っております。

このほか、交通弱者対策の問題などもたくさん出ておりますので、これについてはタクシー利用の持続的な拡大といったこと。それからもう一つは、いろんなところで出ているんですが、もうもう工房跡地の絡みなのかあるいはその隣接するスーパーの駐車場の問題なのか知りませんが、市内各地であれを早くしてほしいという意見が出ております。これは30年度というよりも既に予算議決をいただいておりますので、この中で執行するわけでございますけども、これを確実にやっていきたいというようなことであります。

これに加えまして、いろんなところで今まで気がつかなかったなほどと思われる視点があります。予算

だけじゃなくて、当方が持っているさまざまな制度の運用等にもこれを生かしてまいりたい、そう考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の質問をさせていただきます。

その前に私ごとなんですけど、実は11月下旬に私は議会の中では彩雲の会という1人会派の代表でもあるんですが、ある区長さんから要請がございまして、今の議会と市政について話していただけないかということで寄せていただきました。そこで議会について私がお話ししましたことは、市長は議院内閣制を御経験されているわけですが、その議院内閣制と二元代表制との差について話しました。非常にわかりやすい言葉で使って話したわけですが、御理解をいただけたんではないかと思っております。そして、行政について何を話したかということでございますが、腹藏なく話したわけですが、項目的に申し上げますと、城山公園、滋慶学園、NODAレーシング、庁舎問題、こぶしの里、愛の村の改修について、そして告知放送、市の財政状況について、若干の簡単なまとめを持ちながら話をいたしました。そこで感じましたことなんですけど、先ほど市長が言われましたように、思いがけないといいますか、我に返るような御指摘を、辛辣な指摘もいただいたわけでございます。

そこで質問をさせていただくわけですが、市長に3点お聞きいたします。

1つは懇談会の中で介護保険、国保で1万円ぐらい下げられるのかなという発言がございました。非常に私はこの発言に対して腑に落ちないといいますか、いわゆる議会軽視あるいは無視ではないかなと、こういうふうにも感じているわけですが、この辺について市長はどう思われるかということが第1点目でございます。

2つ目の質問でございますが、私は28予定されている中で21しか行けていないんですが、昨日まで25の中で4つがよんどころない状況で行けてないんですが、市長が感じられたことの中で4つぐらいのキーセンテンスで今後取り組む上で表現するとすればどういった表現をなされるかということ、そしてそのキーセンテンスに対してどういった方策があるのかなと、あるべきかということをお聞きいたします。

それから3点目でございますが、どこの会場でも1枚紙で基金の、つまり貯金がふえると、一方で借金が減っていくと、こういったことを御説明をされました。そこで質問なんですけど、本当に美作市の本市の財政状況は大丈夫だと思っておられるのかということをお聞きします。財政問題につきましては、後日岩崎議員が厳しい御質問をされるとは思いますが、私が行政懇談会の中で感じたことを質問するわけでございます。

ちょうど国会では安倍総理が森友加計学園の渦中の中であって、李下に冠を正さずということと言われたのを思い出しております。これはたしか李下、つまりスモモの木の下でえぼしを、帽子を直すことはしてはならないと、正してはならないという意味だと思います。それは、帽子を直す落ちてきたスモモを盗むことを疑われてもいけないからそれをやったらいけないよと、つまり誤解を招くことをしないと、こういう意味だと私は理解をしておりますが、そこで思い出しますのが作東か江見か土居かのあたりですが、ある御婦人の方が市の財政は大丈夫かと、こう市長に御質問をされたときに、市長はこの御婦人に対して一刀両断のもとに、それはあなたの主観ではないかと、こう言ったのが非常に今も脳裏に残っておるわけですが、この説明をされることによって聞かれた市民の人は非常に誤解を招いたといいますか、誤解をされているというふうには私は思っているわけですが、最後の質問をもう一度申し上げれば、本当に市の財政

は大丈夫とっていらっしやるのかということ。

以上、3点を市長にお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まずお答えする前に、2問目は質問の趣旨がよくわかりませんのでお答えできません。

懇談会でいろんな話をいたします。それに対して具体的な話もあれば今後のプランを問われてプランを答える話もある、それについて議会軽視ではないかというのが御質問の趣旨だと思いますけれども、議会は議会で審議をする場がございますし、市民の方々は市民の方々でいろんな情報の提供を求めることができる、市民としての主権者としての立場があるわけでありまして。そのところを調整をしているのが議員がお好きな二元代表制でございますので、これは特に国会のように議院内閣制においてよりも両方の独立性を重視した制度でございますので、その二元代表制を重視される立場から議会軽視というふうにおっしゃることについてはちょっと矛盾じゃないかなと私は感じた次第でございます。それぞれの立場で喧嘩がくがく、直接市民との対話をしながらあるいはそれぞれが歩み寄りながらあるいは反発しながら、市民の前でしっかりと議論をしていくということこそが二元代表制における議会重視ということになるかと思っております。

次に、基金その他の問題でございますが、私どもが申し上げていることは、1番目に美作市の財政は大幅に改善をしたと、これわかりますか。それ御理解されますか。大幅に改善をして、かつてない水準に、つまり市始まって以来一番よい水準になっていると、こういうことであります。それ以上詳しい説明をするかどうかについてはなかなか難しい問題があります。理解をされたいという方がおられれば具体的に話もできるわけでございますけれども、グラフを示してこうなっていますと、そのグラフが間違っているのじゃないかというような議論に対しては、それは困りますよというような説明はいたしております。

次に、岩崎議員がお尋ねになるんでそのときにとは思いますが、かつて財政につきまして平成25年度ですか、26年の最後の議会かどうか、当時の職務執行代理者が美作市の財政の基本的な問題というのは1番目に合併をして、そして合併をした結果、交付税が一本算定よりもたくさん払われていますと、28億円です。それが逐次消えることが大変問題なんだ。当時100億円ぐらいの基金はあって、そういう問題がなければ何とかなるけれども、28億円強の調整ができない限り、大変心配なんだと、こういう考え方を述べておられます。述べておられるのは岩崎、当時の代理者でございますけれども、これは当時としては非常に真っ当な議論、そのとおりだというふうに思っています。

したがって、我々としてはその28億円をどう約めてどう今度は余裕を残すかということはこの3年間やってきたつもりでございますが、その28億円の中で大きく言いますと、累々過去から我々が、歴代の市長さんたちも含めてやってきた人件費調整というもので相当これはカバーをしまっていました。次に、交付税の算定基礎そのものを直してくれ、つまり一本化しても我々は総合支所がたくさんある、その他の状況の中で普通の合併をしなかった都市よりも行政需要は高いというようなことをる国に対して説明するために協議会というようなものをつくりまして、私どももその管理者でございますけれども、非常に丁寧、丹念、しつこく総務省その他にお話をした結果、縮減されるであろう額が随分減ってまいりました。

そして、さらに申し上げますと、これに加えましていろんな合理化をするあるいは交付税のベースそのものを上げるために都市公園でありますとか道路の延長でありますとか、いろんな形でベースを上げていく等々で申し上げますと、私どもの算定ではその削減されるであろう28億円を超える平年度ベースの調整効果が既に発生しておりますので、もし一番大変だと言っておられた26年ころの話としてこの28億円は大変だと、

100億円あれば回るんだと、こういう答弁なんですね。それが本当だとすれば、今は全然問題ないと。というよりも、むしろ市民の方々のために福祉の向上としてももう少し資金を使っても構わないという状況になって、ただ26年ごろのそのお話が間違っていればその分だけ間違うかもしれません。

申し上げることを簡単に言いますと、私どもとしてはまず今までの歴代の中では全くいい水準に達していることは間違いない。そして、今まで歴代の大変だと言った水準が間違っていなければ黒字転換をして、もう少し市民の方々に生活あるいは暮らし、これの向上のために使える余裕があるということをお話をしているわけでございます。お間違えのないようお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問をさせていただきます。

今、市長が言われましたように、いい状態になっていることは私もそうだと思います。合併した市町村がたくさんありますが、当然その基金がふえ、それから繰上償還等をしたりする中で地方債の現在高が減っていくのは当然です。問題は、それをおっしゃられるわけであればそのふえ方と減り方をもう少し工夫すればもっと改善されていただろうという認識は私はございます。私はそれを否定するものではないんですが、市長が懇談会の中でする説明されたことの中で、素人である地域の方々が来られている場であの説明によって誤解を招かれた人があると、あるだろうと、そのところを私が言っているわけで、あえてそれに対してプラスアルファの私の意見を申し上げるとすれば、一番大事なのは市の財政が一番強いかわるかということになる、そのキーポイントは自主財源比率です。15.5ぐらいの中で交付税算入のペイバックがあったとしても、それは当てにならない、当てにすべきでないというものがあるのが1点と、それから私は6月議会で一般質問をしましたが、つまり箱物、インフラ整備についてどういった額をいつやるかということを入れていって、それで財政指標、経常収支比率が幾らになり、実質公債費率が幾らになり、将来債務負担比率がどうなるかと、入れた後の姿を検討してみて初めて財政が大丈夫かと、そういうものだと私は思っております。

したがって、今市長が答弁された中で全部を否定するものではないんですが、やはり美作市が大丈夫かどうかということはそういったもろもろの作業の後の話だと思っております。この辺、3回目の質問ですけど、どのようにお考えになりますか。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

岡野議員の財政論というのは理想論に近い。というか、例えば私が未来永劫市長をしているというような立場に立って、今後30年、40年の建物、建築物の計画を仕切っていけると、こういう前提に立てば、これはひょっとしたら意味があるかもしれません。一方で、私どもとしては現下に生じているさまざまな市民の方々の御要望というものに応え、そして他の都市との関係での競争に勝たないと、いかにその財政が議員がおっしゃるように30年後も安定かと言ったところで、人口がいなくなって財政を持つ意味がなくなってしまったら何にもならないのです。そういう意味では、それぞれの立場で今一番いいことをしていく、一方で少なくとも5年とか10年の間においては財政が安定できる、そういうことを目指すのが通常の現代の考え方であろうというふうに思いますし、国としても財政計画については5年というのが大体最長単位として考えていく、その中での議論であります。

次に、もう一つ申し上げたいのは、自主財源比率をもって財政の強度と考えるのは、恐らく日本国においては間違いです。なぜかという、日本国において自主財源比率が100を超えているところは数%しかない。国と地方が役割分担しながら、国税の徴収という形を借りて地方からの税収を取り、それを地方に交付をしていく、これが地方財政の根幹であって、この根幹を否定するお立場というのは一般的に言うと許しがたい誤解だと、許しがたい誤認であるというふうに言わざるを得ないというふうには私は思っています。

したがって、現在の財政額あるいは財政評価において、財務省であれ、そして総務省であれ、学者であれ、自主財源比率でもってその財政がいいかどうかということ判断する人はほとんどいなくなっているというふうには感じておりますので、ぜひ議員におかれても考え方の訂正をお願いをいたしたいと思いません。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、総括です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

今、市長が最後に答弁されたこと、その言葉を私は市長にお返ししたいと思います。

まず、それはさておいて、理想論だと一つ言われ、そしていつまでも仕切っていけないということは、それは当然のことでございます。100歳も200歳も生きれるわけでもないんですが、問題なのは今市民の方から文化センターをしてほしい、何々をしてほしいという箱物の、あるいはまたインフラを整備してほしいという、こういった要望がたくさん出ているわけです、私もその行政懇談会に行ったときに。例えばその例で言いますと、道路で言えば4メートル以上は起債対象になります。ならないところをじゃあどうやっていくかということが当面のお金の捻出、工面として必要なわけですから、当然一つの停止条件付きな仮定をつけながらするのが財政シミュレーションです。それをやらないと、市民の人に応えられないし、要望があってもナシのつぶてということになってしまわざるを得ないということでございます。

それから、自主財源比率については、私は毛頭変えるつもりありません。それは要するに、今15%だとすればそれが20%、25になっていくということは一般の普通税の税収があるということ、企業があるという、すると体質の強いものになるわけです。そうじゃなくて、残りの自主財源でないところに依存するということは他人頼みになるわけですし、やはり自主財源比率も一番財政が大丈夫かといったポイントとしては置くべきです。そして、やはり今申し上げました箱物整理、インフラ整備ということをやっている中ではっきりとした答えを出していくべきだろうと私は思っております。

以上、総括でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それじゃ、これより10分間休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時12分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員が葬儀のため退席をされました。

それでは、岡野議員、5項目めに入ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**〔質問席〕

最後の質問でございますが、教育現場におけるスタンダード、標準について質問させていただきます。

教育の質問につきましては、9月議会に新学習指導要領の制定に向けてと、現場の先生方の労働状況とい  
いますか、そのあたりを質問いたしました。

今回は私がなぜこのスタンダードを取り上げたかということなのですが、後ほどのお話をいたします  
が、やはり視点が新学習指導要領に合っているのだろうかという私なりの疑問があるからでございます。教  
育のあり方につきましては、私のような門外漢と教職である先生方と非常に平行線をたどる問題ではござい  
ますが、私なりに質問をしてみたいと思います。

平成26年6月、岡山型学習指導のスタンダード、標準がつくられて3年が過ぎたが、美作市におけるスタ  
ンダードの内容、成果、課題は何かでございます。よろしく申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。教育現場におけるスタンダードということについての御質問でございます。

議員御質問の岡山型学習指導のスタンダードでございますが、これは岡山県教育委員会が子どもたちに確  
かな学力を身につけさせるため、1単位時間の授業の流れ、学習指導全体を通じて押さえるべきポイントを  
まとめたものでございます。県内共通したものでございまして、市内小・中学校におきましてもこのスタン  
ダードに沿った学習指導を進めております。

これは、初めに授業の目当て、目標です、その時間に何をやるか、そして終わりに授業のまとめ、ここで  
は何がわかればよいか、そして振り返り、どういうふう理解すればよいか、こういうことをする間に自  
分で考え、表現する時間というのを確保するようになっております。これは新学習指導要領に示されてお  
りますアクティブ・ラーニングの視点と同じでございます。子どもたちが、わかる、できたと実感できる授業  
づくりの推進ということは、今美作市におきましては岡山県の優良実践普及事業の中で成果としてあらわれ  
ているというふうに思っております。手前みそではございますが、本年度は県内10校の授賞のうち、美作市  
では美作北小学校、そして勝田中学校区の2校、校区が実践校に選ばれております。

本市におきましては、この4年間連続して合計8校、1校は2回授賞しております。そして15市の中で授  
賞率を見ますと最も高い授賞率となっております。これはそれぞれの学校での日々の取り組みが認められた  
ということで、大きな成果と感じております。

このスタンダードに沿った授業を進める上ではどの子にとってもわかりやすい目当ての示し方、指示の仕  
方、目標をどうするかと、そしてICT機器の活用工夫が必要で。子どもたちに確かな学力を身につけ  
るため教員一人一人が授業づくりを工夫し、授業力を上げていくこと、これが今後の課題だと考えておりま  
す。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問でございますが、3点お聞きいたします。

正直、私も手元にこのスタンダードあるんで2回ほど読みましたが、私が生徒であれば非常に息詰まる思  
いがするという感じを持っておりますが、この内容を読む限りは岡山県教委の27市町村に対するスタンダー  
ド、そして美作市教育委員会の先生に対するスタンダードと思っておりますが、質問の1点目はちょうど8

ページにその鉛筆ケースを端っこに置いてあるような、こういう姿があるんですが、保護者に対してのスタンダードを示されているかというのが1点目でございます。

それから、質問の2番目でございますが、目安を示すことは新学習指導要領、アクティブ・ラーニングの視点と同じということですが、私は新学習指導要領では子どもに議論をさせることを目標とさせていると思うんですが、目当てを先に書くということになればやりにくいんじゃないかなという疑問を持っておりまして、この辺のお考え方は。

そして、3番目でございますが、上の決めたことを守るだけならば授業の工夫が要らなくなり、指導が画一化し、教師の先生方の成長がないと私は素人なりに思いますが、この3点をお答えいただきたいと思いません。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。スタンダード、ここに岡野議員も、これネットで取り出せますのでごらんになったということでございます。確かに例えば机の上に筆箱を左の隅に置いてくださいと、そして筆記用具はできるだけ少なく、その授業に必要なものだけ。例えば子どもたちは学校にはたくさんの教材を持ってまいります。教科書以外にノート、それからワークブック、それから資料集、それから問題集、もうたくさんのセットがありますけれども、その中で今の授業に必要なもの、例えば教科書、ノートだけ、資料集はしまっておきなさいというようなことでございますが、そうした細かい指示が書いてございます。

まず1点目、保護者へはということでございますが、保護者に対しましてはこれとは別に家庭教育のスタンダードということで、これ実際に一人一人の保護者に、しかも配るだけではだめですよ、必ず懇談等で御説明をしてからお願いしますということ配られておりますし、またこのような形が正しいということは各学校へお見えになるとわかると思います。例えば小学校では、授業のスタンダードといっても小学校低学年の子どもたちにはわかりにくいわけでございますので、例えば美作学区では挨拶、返事、靴そろえということで、必ず挨拶をしましょうと、授業で指名されたらはいと返事をしましょうと、そしてげた箱の靴、かかとの位置をきちんとそろえておきましょう。まず見るところからというようなことも保護者の皆様にもお示しております。今美作学区ではそれにさらにつけ加えて立腰、腰を立てる、つまり今の子どもたちは授業中の姿勢がどうしてもこういう状態に、割合とこうなっているんです。ですが、それではだめですよ、少し姿勢を正しくしましょうというようなことを立腰、立てる腰というようなことで示したりしております。そのような形でお示をしている。そういうことで全部の教員が同じ方向を示しているということが保護者の皆様の安心にもつながるのではと考えております。

続きまして、目安を示すこと、縛ってしまうんじゃないかと、これアクティブになるのかということでございますが、この目安というのはその授業その授業でこれだけは達成したい、それを評価につなげる。つまりこの授業では足し算の繰り上がりができるようになると。繰り上がりができるようになったかどうかというのは、時間の終わりにちゃんと繰り上がり1つ上がって7足す6が13になってますねということわかるわけですが、そうした目安を示すことがアクティブになるのかということですが、これは授業は基礎基本でございます。そして、じゃあアクティブは何をするかということ、この6と7が繰り上がる、つまり10を超えたら繰り上がりというんだということに関してはじゃあどのような方法をとれば6足す7が13になるのか、つまり10を超えていくのか、じゃあどのように計算すればいいのかというあたりではしっかりと話し合いをさせたり、あるいは自分たちでわからない人たちにお互い同士説明をしたり、その説明がわかるかどうかと

いうのを聞いたり、つまり学び方がアクティブ・ラーニングということでございます。目標を示すということが縛るということではございません。

そして、こうしたものを守るだけでは画一化するのではないかとということでございますが、確かにアクティブ・ラーニング、かなり詳細に、例えば鉛筆の持ち方は45度ぐらいにしましょうとか示してございます。しかしながら、今現在はなかなかそうしたことが家庭では十分できていない現状の中で学校にやってまいります。したがって、まずは基礎基本をきちんとわかりやすい形、しかも皆様御存じのとおり学校現場の教員は若年化しております。非常に若い先生方、もう両極端です。55歳を超えた教員が多い一方で20代の先生方、もう今は毎年100人、200人という新しい先生方が生まれる。この美作市内、9小学校、5中学校でも10人、多いときには十二、三人の若い新採用あるいは新卒新採用の先生方がおられます。そうした中でやはりまずは基礎基本、そうしたことを子どもはもう今を去る50年近く前、四十何年前ですが、教員になったときにはこういうふうにするんですよとか、あるいは研究授業をして授業で字を書いているとあなたそりゃ書き順が違うでしょうと、直しなさいというような注意をいろんな先輩方からいただきました。しかしながら、今は多くの若い先生がいる中でそうした技術の継承というのが難しくなっております。したがって、まずは基礎基本をこうした形で伝えていくということでこのスタンダードもつくられているということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目。

発達障がいのある生徒、外国籍の生徒が在籍をしたときに、私なりに思えば若干配慮が欠けるんじゃないかなと思うんですが、この辺はどういうふうを考えていらっしゃいますか。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

まさしく今おっしゃいました発達障がいあるいは今現状では日本語がわからない子どもたちというのも多く在籍いたします。多くではございませんが、在籍いたします。そうした中でどのようにすればよいかと。

これは今美作市といたしましては特別支援の視点を持った授業づくり、つまりそうした障がいがある子もそしてない子も全ての子がわかりやすいという授業を目指しております。そうした中でこの目当てを示す、あるいは授業によりましては例えば最初の5分間ぐらいは今導入をしますよと、授業の導入です、きょうはこういうことを勉強しますよ、みんな今までこんなことを勉強してきたよね、こんなこともしてきたよね、じゃあ次へ行くよという導入、そしてその次はしっかりみんなで考えましょうね、きょうの課題は何かを示して考えましょうね、そして最後にこういうことがわかりましたか、まとめ、そしてこの時間わかったことを使ってこんな問題やってみましょうね、振り返り、そうした流れがわかることで、特に発達障がい、先が読めない、見通しが持てなければ非常に不安を感じる子どもたちもそうした授業の流れがあらかじめ黒板に書いてあることでとてもわかりやすい、落ちついて授業が受けられる。場合によっては模型の時計の針を示しながら、じゃあ時計の針がここまではきょうこの勉強をしますよと、ここまでは今度はこういうことをやりますよ、ここまでの間で考えてくださいねというような示し方もしております。

また、日本語の十分に理解ができていない子どもたちに対しても同じようにやはりそれぞれの子どもがわ



かりやすくということで、例えば平仮名が読める生徒にはそこに振り仮名をつけるとか、問題にも振り仮名をつけて示すとか、いろいろな支援があるかと思います。もちろん全く日本語がわからないという子どもたちにはそれぞれの言語に応じて必要があるならばサポートもつけておりますけれども、十分ではございませんが、サポートもつけております。そうした配慮をしながら今授業を進めているということで、何とぞ御理解賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

総括。

問題なのは、画一化によって先生方がスタンダード自体の内容がよいか悪いかを吟味しなくなっているのではないかということをおは素人なりに危惧しております。こういったみずからの裁量が失われていくということは、教育に対する行政の管理化が進みかねないんじゃないかなと。

最後の総括として、11月中旬に山陽新聞に滴一滴のこれを時間の中で読まさせていただいて、総括にかえさせていただきたいと思えます。

英国の学校で6月、10代の男子生徒がスカートをはいて登校して話題になった。記録的な猛暑で、半ズボンをはくのを認めない校則への抗議行動だった。この学校の制服は女子は長ズボンまたはスカートで、男子は長ズボン。校長が皮肉まじりにスカートで来たらと発言したことから男子生徒が友人や妹にスカートを借りたという。スカートを着用する男子生徒は日ごとにふえ、学校は校則の見直しを考えると云々を得なくなった。保護者の一人が取材に答えている。自分の権利のために子どもたちが立ち上がったことを誇りに思う。校則をめぐる話題という点では同じでも、こちらの日本のニュースは何とも重苦しい気分になる。大阪で生まれつき茶髪の色を黒く染めるよう強要されたとして生徒が府立高校を訴える事態になった。生徒側によると学校は金髪の外国人留学生でも黒く染めさせると発言したという。持って生まれた身体の特徴を否定することは人権侵害にはかならない。教師の中に待ったをかける人はいなかったのか。集団生活に一定の決まりは要としても、決まり自体に問題があれば変えていかなければならない。みずから問題を見つけ解決する力を養う。2020年度以降に始まる学習指導要領にはそんな方針が盛り込まれているはずなのだが。

というこの滴一滴を読みまして、冒頭お話ししましたように私は教育については門外漢であります。教育長は、教育委員会の方々、学校の先生として出向される方々も非常にすばらしい指導をされていると思いますが、私は1点申し上げたかったのは、自分でよいと思っても上から決めたことであっても、やはり受ける側からすれば言いにくい場合もあるでしょうし、そういった声を上げる一つの場というものが教育の中でも必要ではなからうかと。私なりの希望を言えば、岡山県がスタンダードを示したとしても美作市の教育委員会は実はこういうことでやるんだという、そういった独自性を持っていただけたら、あるいは持っていただけのではないかと、そういう思いでこの質問を去る9月議会での学習指導要領の質問と兼ねてヒントを得ましたので、質問をさせていただきました。

以上で終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

自席へお戻りください。

以上をもちまして通告順番3番、議席番号4番岡野鉄舟議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番4番、議席番号11番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

山本議員。

山本議員の一般質問に関し、資料配付の申し出がありましたので、配付をいたします。

〔資料配付〕

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

それでは、12月定例会の一般質問をさせていただきます。

早いものでございまして、師走もはやきょうは5日目ということで、まことに一年がたつのは早いという気がいたしております。午前中の中山議員のお話にもございましたが、明年は元号が変わるかもしれない、変わる予定なんでしょうけども、そうすると平成最後の12月議会ということになるわけではないかと思うわけでありまして、違いましたか。

議長（鈴木 悦子君）

もう一回あります。

11番（山本 雅彦君）

失礼しました。もう一年あるそうでございます。余計なことは言わないほうがいいかもしれません。

私の好きな歌人でもある正岡子規が12月の師走の句をこのように詠んでいるわけでありまして、忙しく時計の動く師走かなと。また、近道に氷をわたる師走かなというような歌を詠んでおりまして、まさに毎日が忙しい日を迎えるのがこの12月であろうというふうに思うわけでございます。

時代は刻々と変わりますし、また常に変化をしていくものでもあろうかと思っております。それはこの行政においても政策においても同じではないかというふうに思うわけでありまして。常に先見性とそして柔軟な発想を求めていくことが我々にも求められるというふうに思うわけでございます。根幹的な部分は別として、そういった政策そのものはそういった発想が必要であるというふうに思うわけでありまして。ともかく12月を迎え、冬来たりなば春遠からじと申しまして、もうすぐ新年を迎えるわけでありまして。お互いに体に気をつけて頑張っていきたいと、このように思うわけでございます。

今回の12月定例会で私は5項目の質問をさせていただいております。

1点目は農林漁業政策について、これは4つの問題点を指摘しております。2項目めは市民の安全・安心についてということで、これは2つの質問をしております。また、3項目めは市内の交通手段についてということで、これも2つの質問をしております。4項目めは市の新施設建設及び改修についてということで、3つの質問をしております。5項目めは来年度の重点政策についてということで、以上5項目の質問をしております。まずは1項目めから入らせていただきたいと思います。

なるべくスムーズにやりたいと思っておりますので、御協力よろしくお願ひしたいと思います。

まず1点目の農林漁業政策についての1番目でございますが、田畑の管理の負担軽減ということをよく聞くわけでありまして。高齢化時代を迎えまして、高齢化によって耕作放棄地が年々増加をしておるわけでございます。農業従事者が高齢化をされると必然的に運転免許証を返納するという方もふえてまいります。後継者がいらっしゃればそうでもないんですけども、後継者いない方も結構あるわけでありまして、そのときには土地の管理とかあるいは保全が問題になってくるんです。そういったことでいろんな政策があるわけでありまして、なかなかそれがうまくいかない。そして、この方々がおっしゃっているのに、高齢化によって農業ができなくなる、しかしながら田畑を抱えると固定資産税もかかってくる、そしてそれを第三者に管理をお願いすると余分な費用までかかってくると。こういうことで二重の費用負担を味わうことになる。そのための制度もあるんですけども、そういうふうな御意見があったわけでありまして。

土地が荒れて、種目を例えば原野とかにすれば幾らか安くなるんでしょうけども、なかなか先祖伝来の耕

作地をそう簡単に変えることはできないという思いの中でいろいろと苦悩されている。営農組合とかいろんなところとも協議しながらやっている方もあるんですけども、この固定資産税についても1.4%の税率というのはそれぞれ規模によってはいろいろ負担が多いんじゃないかということも考えられているわけでありませう。この耕作地の管理や保全に関する協力を市として今後さらに取り組む必要があるのではないかと、このように思うわけでございますけども、この点についてどのようにお考えでしょうか。

2つ目はため池の管理でございます。

このことは以前一般質問をしたこともございます。そのときには答弁として現在調査中であるというような御答弁だったように思いますけれども、あれからもう何年かたちますので、点検後の結果、ため池の強度も含めたその結果とその対応を今後どのようにされていくのか、あるいは現在どう取り組んでいるのかと、そういったところ。そして、本年度は九州でも豪雨があり、大変な被害があったわけでありませう。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますけれども、この豪雨でもため池が決壊をして、多くの被害が発生をしたわけでありませう。そういった危険性についてどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思ひます。

3つ目は、市内の林業従事者の現状をどう見ているかということでありませう。

その支援策をどう考えているのか、あるいは現在の支援策でどの程度成果が上がっているのか。もちろん国等の支援策もあるわけでありませうけれども、市としての取り組みをお聞きしておきたいと思ひます。

4番目は、これもう私、道路を走っていると、特に河川沿いの道路を走っているといろいろな鳥獣がシラサギとかサギとかあるいはカワウだとかもいっぱいおるんです。ごらんになったこと皆さんあるでしょう。これ心配するんです、餌はあるのかと。1羽の鳥が1日食べる量というのはあるでしょう。具体的なことを言うともまた間違うといけませんから申し上げますが、かなりの量を食べるんです。そういう中で、川の資源が枯渇してしまうというおそれもあるって、つまりこちらのほうに集まってくるそういう鳥獣たちはほかに餌場がないから来るわけでありませうして、近くには。ですから、それを見ていると川は大丈夫かというふうに思ひます。この被害についての現状はどのように認識をしておられるのか、また近年のアユとかヤマメとか、そういった漁獲量はどのようになっているのかと。その被害に対する駆除、捕獲の状況、そういったところを一通りお聞きしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、田畑管理の負担軽減についてでございますが、農地を自分で管理できなくなっている場合は農地中間管理機構を通じまして担い手への農地の集積を図っております。この場合、農地の所有者に固定資産税の軽減策がございまして、農地中間管理機構に所有している全農地を10年以上の期間で貸付希望を提出し、同一年に全農地の貸し付けが成立した場合ということで、条件が厳しいわけでございますが、次年度より固定資産税が2分の1に軽減されますと。ただし、軽減の期間がございまして、貸付期間が10年以上15年未満の場合、3年間の軽減、貸付期間が15年以上の場合、5年間の軽減ということになっております。軽減されるのは同一年内に全農地を貸し付けた場合という条件があることから、平成28年度では42人の貸付者のうち20人——47.6%でございますけども——の方が軽減をされております。

次に、市内の林業従事者の現状とその支援策についてでございます。

まず、平成27年の国勢調査による林業就業者数は85名ということで、5年前の調査に比べまして1名の減となりました。林業関係の業者数は製材業が10社、素材生産業が8社となっております。林業に対する支援

策として、市独自のものは美作市就林事業奨励金として新規に就林された方に対して10万円の奨励金を交付しております。奨励金の交付状況は、平成27年度に1名、28年度はございませんでしたが、29年度におきましては1名の方に交付しております。

また、国の事業として「緑の雇用」現場技能者育成推進事業というものがございます。この事業は森林組合などの林業事業体が新規就業者を雇用して行う人材育成研修をサポートする制度でございまして、具体的には新規就業者を対象とした3年間の林業作業士研修や、一定の技術と経験を有する就業者を対象とした統括現場責任者研修を行うことで林業就業者のキャリア形成を支援しております。この事業には技能習得推進費として月額9万円が最大8カ月、1年間で72万円となりますけど、3年間で補助するといった制度がございまして。

また、林業の支援策として林業事業体への補助金でございまして、市でかさ上げ補助を行っております。間伐対策事業補助金と林内作業道開設事業補助金でございまして。間伐対策事業補助金は、国または県の補助を受ける間伐事業のかさ上げとして切り捨て間伐1ヘクタール当たり2万5,000円、搬出間伐1ヘクタール当たり3万円、林内作業道等開設事業補助金は国または県の補助を受ける開設事業に1メートル当たり500円のかさ上げを行っております。

続いて、市民の方々に市産材を使っていただくということで、美作市産材利用事業補助金と市産材利用住宅リフォーム事業補助金を交付しております。美作市産材利用事業補助金は市内にみずから住居をするための木造住宅を建築するものに対して1戸当たり50万円を補助しております。実績としましては平成27年度に3件、平成28年度8件、平成29年11月末現在10件となっております。また、美作産材利用住宅リフォーム事業補助金は使用する美作市産材の材料代の合計額の2分の1以内で20万円を上限として補助しております。実績としましては平成27年度18件、28年度11件、29年11月末現在で17件という状況でございまして。

続いて、漁業の現状についてでございまして、吉野川漁業協同組合の管内では長年にわたる護岸工事によりまして河川の直線化が進みまして、水の流れが速くなったり偏ったりしまして、魚類のすみやすい環境が少なくなっているというふうに感じております。また、異常気象によりまして河川の水量変化や水温の急激な変化なども魚類が育ちにくくなっている要因となっているようでございます。漁協がアユ、アマゴ、ウナギ、ニジマスなどの放流を行っておりますが、放流量に対しての釣果としましては、ウナギやニジマスはよく、アユ、アマゴは地域によりましてばらつきがあり、全般的には思うほどの漁獲量が得られなかったということで、平成29年度は放流量を増量し、育ちやすい場所へ重点的に放流したと伺っております。

鳥獣被害対策については、カワウの被害が各地で見られ、花火や鳥追いピストルを使った追い払いや年間を通して猟友会に駆除をお願いしております。鳥獣捕獲等許可事務ではカワウ、ゴイサギ、アオサギなどが対象となっております。市内の平成28年度の鳥獣捕獲許可の実績としましては、鳥類3,260件の許可のうち514件がカワウ、ゴイサギ、アオサギの許可件数となっております。しかし、鳥獣捕獲奨励事業の実績はカワウ11羽の捕獲ということで、成果が上がっていない状況でございまして。成果が上がらない背景としましては、銃砲刀剣類所持等取締法というのがございまして、道路、公園、駅等、その他の不特定もしくは多数のもの用に供される場所での拳銃等を発射してはならないと法律でなっていること、また鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって捕獲等の許可を住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあるときを除いて許可することが理由になっているというふうな状況にあります。なお、カワウの捕獲の奨励金でございまして、1羽当たり市から1,000円、それから吉野川漁協のほうから1,000円で、合計2,000円となっておりますが、サギ類については捕獲奨励金の対象としておりません。今後、平成30年度から捕獲奨励金の対象

にしたいというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

山本議員の農林漁業政策についてのうちのため池の管理についてということで答弁をさせていただきます。

まず、通常のため池の点検、確認作業につきましては、毎年梅雨シーズン、台風が来るシーズンになりますが、その前に受益者代表、管理人に定期点検の実施を依頼しておりまして、変動等があれば前年度のため池管理シート、これチェックシートになりますけれど、朱書きの修正の上、報告をしていただいております。これをもとに現状の把握に努めているというところでございます。

次に、ため池の調査でございますけれど、平成25年度から平成27年度にかけて市内416カ所あるため池のうち、受益面積が0.5ヘクタール以上、または貯水量1,000トン以上の327カ所を対象にため池一斉点検業務により点検を実施しております。点検の結果、そのうち32カ所のため池が詳細な点検、調査を要するという判定になり、これを受けまして対象のため池の点検を再度行っております。ため池一斉点検、詳細調査の結果や毎年の管理者が行う点検結果等を踏まえ、必要な検討や対策を実施するとともに、ハザードマップ作成などの減災対策を実施するなど、ハード、ソフト両面での対策を組み合わせる総合的な防災、減災対策を進めてまいりたいというふうを考えております。

一方で、このような対策が可能になるのはため池の土地の所有者でございますけれど、原則公の土地であるということが必要条件になります。現状では個人名義のものや共有名義のものも多く見受けられますので、相続登記等を促しまして、支援団体や市等の公に移すことを進めてまいりたいというふうを考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

一通りこの1項目めについては答弁をいただきました。

2回目の質問でございますけれども、先ほどありました農地の関係でございますけれども、固定資産税の軽減という措置があって、そのことによって固定資産税の減額といいますか、負担を減らすということは一定のところはできると思うんですけども、この財源そのものはどこから来るのかと。つまりそれが交付税の措置になるのかどうかという、そのあたりの説明をお願いしたいということと、それから1軒のうちが全ての農地を預けなければこの制度は成り立たないわけでありまして、例えば家の横に小さい畑がある、これは日ごろから私が体のためにあるいは暇な時間を過ごすためにこの畑を耕すんだと、それは置いておいてほしいと、あと全部お願いしたいからと、こういう場合は対象にならないわけですね。そういったところが一つ大きな問題になるんじゃないかというふうに思うんです。だから、そういう場合どういうふうな方法があるのか、どうしてあげることができるのかという、そういったことも何か支援策がないのかなと思っておるわけでありまして。

そして、先ほど御答弁にありましたが、貸付期間が15年を超えた場合でも5年間しかこの軽減措置がないと。2分の1ですから0.7%です。金額とすればわずかなものかもしれませんが、その規模によっては相当な金額にもなってくるわけでありまして。例えば農地中間管理機構を通さずに営農組合とかあるいは農地法

人、また個人的に管理を委託している場合は対象にならないということだろうと思うんです。それならば、そういった方々に対する支援策をどう考えるのか、あるいは中間管理機構にきちんと登録して、そしてそれを貸し出しできるようにしてあげるとか、あるいは市のほうでこういった支援策を用意しましょうというようなことを考えていけるのかどうか、これがまたこれから必要になるんじゃないかというふうに思うんです。都市部から近年特に私の住んでいるところもそうですけども、新規就農者がお見えになります、その方々がしっかりそれで生活がしていけるような農地の集約というものも当然考えていただきながら、この制度をさらに発展をさせていく必要があるというふうに思いますので、問題点を含めて御答弁をいただけたらと思います。

ため池につきましては、市内416カ所でそのうち327カ所を対象に点検をされたということでございました。結果として32カ所に対して点検とか調査を要するという結果だったということでありましてけれども、そこを踏まえて次のことをお尋ねしたいと思います。

再点検の結果、工事等が必要であったかないのかという、そのあたりのこと。次に、改修の必要のあるものはどのようなものがあつたのかということ。そして、今後の管理をどうするのかということ。そして、ため池のしゅんせつ等を今後実施していくことができるのかどうか。つまり、近年は土砂等が堆積しまして、水を張る貯水量というものがかなり減っているんだろうと思うんです。そういったところを考えていく必要があると。これが水利組合だけでやるというのは非常に費用の面で大変でありますので、そういったことに対する対策というものも考えていかなければならないというふうに思うわけでありまして。

林業関係でありますけれども、私はこの日本の林業政策というのはまだまだ不十分であるというふうに思っています。新規就農者を育てるといふこと、また人材育成するといふことは大変でありますし、また大切でもあるわけでありまして。しかしながら、市内の製材業者あるいは素材生産業者の方々は大変厳しい状況に置かれておられるわけでありまして。特に販売については市内あるいは県内では販売が伸びず、都市部にあるいは海外にというふうに事業展開をされているところもあります。例えば岡山からあるいはこの県北から、都市部でいえばこの辺でいや大阪とかあつちのほうへ持って行く場合でもその都市部の近郊には木材の産地もあります。したがって、美作から運ぶ場合はその送料がかなりの金額になってくる。その差で価格競争に負けてしまうということもあるわけでありまして。そういったところをどう支援してあげるのかという、これはもう林業を育てるといふ、そういった部分についての考え方も必要ではないかというふうに思うわけでありまして。ですから、地元業者が価格で競争できるように支援をしていくということも考えていく必要がある。

これきょう皆さん方に資料をお配りいたしました。これは大阪府の取り組みでございまして、これは多分保育所については私立の保育所だろうと思うんです。そこに対する補助金を出してサポートしていると。木のぬくもり推進事業では最大250万円まで、そして木と触れ合う木の推進事業というのが最大で50万円まで、きょうお渡ししている資料にもありますけれども、こういったことで木に触れ合つて木材産業を育てるといふこともしっかり行政としては取り組んでいらっしゃるわけでありまして、岡山県の取り組みそのものがどうかということもありますけれども、美作市は県北に位置して、そして木材資源の豊富なおところでございますので、こういったことを積極的に取り入れていくというふうに考えていただいてもいいんじゃないかと思うわけでありまして。

これ見えますか。ボールですよ。ボールってこれヒノキでつくつた丸い玉なんです。これをしっかり直径二、三メートルのプールに敷き詰めて、それに中入つて子どもが遊ぶんです。非常にヒノキのいい香りがして、楽しいんです。そういったこととか。あるいはかんなどで削つて勉強するとか、いろんな取り組みあります。これはもちろん事業者の方々が積極的に取り組む仕事かもしれないけれども、こういったことに対

して市としても取り組めるものがないかということをおはぜひ考えていただきたい。教育委員会にもこれはぜひこういったものは考えていただきたいし、またこういった間伐材を使った、ヒノキや杉の木を使って子どものおもちゃなんかもつくっているわけでありまして。これ一回多分御紹介したと思うんです。ベトナムでつくったやつを輸入しているという。多分市長も教育長もごらんになったと思うんですけれども、そういうものをぜひ使っていけたらどうかというふうに思っています。

また、美作市産材の利用住宅リフォーム事業の補助金とか、あるいは美作市産材利用事業補助金についても説明ありましたがけれども、私が思うにはそれでじゃあそれがあるから美作市来て家建てようとか、あるいは美作市でリフォームしようとかというふうにはなかなか思いにくい金額でもあります。そういったことも財源がじゃあどうするんだという話になるんですけれども、そこは市長の裁量で考えていただいて、ぜひともこういったものを生かしながら美作市でぜひ家を建てて住みたいと言ってもらえるような林業政策もやってもらいたいというふうに思うんです。そういうことを私は強く希望するわけでありましてけれども、どうお考えでしょうか。

先ほど吉野川漁協管内の漁業については御答弁もございましたけれども、私は記憶があるのは昭和40年代、50年代ぐらいは吉野川というのは非常にたくさんの釣り客がいたんです。アユ釣りとか、もうこんな日傘指しながら、かぶって、ずっとやってましたけど。あのころアユたくさんいたんです。そういう風景を思い出してみると、今の現状が大変寂しいものがあると。美作市が今取り組んでいる都市部とあるいは県外からの交流事業、その交流事業でもこういった魚を釣りに来てくださる方がどんどん美作市に来られるということも一つそういう交流事業には寄与するものじゃないかと思うんです。そういうことも今は全然影も形もない、これを何とかしなきゃいけないんじゃないかと。漁業組合も一生懸命考えていらっしゃるんだと思うんですけれども、なかなかその被害が大きくて思うような成果が出ないということも現実だろうと思うんです。

そういうことで、私はこの河川を見るたびにカワウやアオサギやゴイサギやシラサギが本当にたくさんやってきて、一斉に魚を食べてしまっている。彼らも生きるのに必死なんですけれども、しかしながらそれでは漁業が育たないということにもなりますので、これは一定の政策としてやっていく必要があるんだろうというふうに思うわけでありまして。

捕獲は先ほど部長の答弁にありましたけれども、大変難しいんですよね、相手飛んでいっちゃうもんですから。ところが、それもそうなんですけれども、1羽捕まえても2,000円ですよ。例えば1万円ぐらいだとすると、これ皆とりに行くんじゃない。私も行くかもしれんけども。そういうふうには、ちょっと金額ではないんですけれども、やっぱりせつかくそういうことをやるんなら、少し張り合いがあってもいいのかなということで、金額も含めて漁業資源を守るためには考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。そういったことで具体的な政策を考えていただいたらどうかというふうに御提案申し上げます。

以上、2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

2回目の質問でございます。

まず、田畑管理の負担軽減についてでございますが、農地の固定資産税の軽減について軽減額でございますが、平成29年度の田の平均的な評価額で計算しますと10アール当たりの税額が田の場合1,596円、同様に畑の場合は588円となります。軽減額はその2分の1ですので、10アール当たり田の場合が798円、畑の場合

が294円ということで、市全体の軽減額でございますが、田の場合が約8ヘクタール、畑が約9アールということで、合計で約8万円となっております。全農地をということで条件もあって、期限も限られているということでございますが、固定資産税の税率1.4%、これが軽減されている部分については実質0.7%ということになっているということでございます。軽減に対する財源でございますけど、軽減額が地方交付税算定上の基準財政収入額に含まれないことから、実質4分の3は地方交付税で補填されていると見ることができるといふふうに思います。

それから、農地中間管理機構を通じました農地の貸し借りについて少し説明をさせていただきたいと思います。

借り手のほうは借り受けたい地区等の条件を記入して、機構に対しまして借り受けを申し込みます。機構のほうはホームページで借り受け希望者の氏名や応募内容を公表します。農地の貸し手のほうは賃料や貸付期間などの条件を記入し、機構に貸し付けを申し込みます。機構はこれを受けて貸付希望リストに登録することになります。借り受け希望者のほうは自分の要望する地区の貸付希望の情報を機構より受けまして、機構に回答するというので、両者の協議が調ったら契約の手續と、貸し借りが成立するというようになります。この機構を通じまして貸し付けが成立しているもののうち、約7割が賃料が無料という状況でございます。農地中間管理機構に10年以上の期間で農地の貸し付けが成立した場合は協力金の交付というのがございます。農業をリタイアする、先ほど家の近く、畑を少しということがありました、農業部門を減少し、経営転換するというので、大規模にやっつた水稻部門はもうやめますといった場合、該当になってくるんじゃないかと思えます。こういった条件がありますが、機構集積協力金としまして1回だけでございますが、10アール当たり4万円以内の額が支給されます。4万円以内としておりますのは、2ヘクタール以下の場合は上限が50万円、2ヘクタールを超えた場合は上限が70万円ということで、協力金に上限があるということでございます。

それから、地域的に貸し付けとならなかった地域などはなかったかということでございますが、貸し手の希望はありますが、借り受けが決まっていない地域というのがございます。また、賃料が無料の場合が多いことから、固定資産税の軽減策というのは今後検討されるべきではないかなというふうに思っております。また、農地中間管理機構を通さない場合ですが、農地中間管理事業はまとまった農地で効率的な農業ということで、地域の中心となる経営体、担い手に農地を集積することを目的としております。農地の貸し付けを機構に申し込んでも借り手が決まらない場合が課題になっているというふうに思います。農地を耕作管理してくださる営農組合や農業法人、個人の大型農家などへの支援については、大規模経営に適合した省力化の機械導入や生産基盤の整備をして支援しております。今後も事業効果を見ながら引き続き支援してまいりたいというふうに思っております。

それから、林業について地元業者が価格で競争できる支援策ということでございますが、岡山県のほうが森林認証、それから認証材の普及促進に取り組んでいます。森林認証制度というのは、独立した第三者機関によって作成された基準に基づきまして森林の適正な管理を審査して認証するというものでございます。国際的な木材取引は森林認証材が標準となりつつありまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村や競技施設の整備等においても国際基準に合致した森林認証制度に基づく認証材が採用される見込みと聞いております。市内の製材業者や素材生産業者を支援していくためにこの森林認証制度について研究をしているところでございます。

それから、林業振興につきましては、市の所有する森林、こちらが人工林で700ヘクタール弱でございますけど、今までは公有林の保育事業ということで切り捨て間伐ということでしておりましたが、平成30年度か



ら搬出間伐、収入を得る間伐ということで、こういった事業にも取り組みまして、市有林の整備を行うことで市内の林業事業者への支援となればというふうに思っております。

また、木と触れ合う取り組みについて、平成27年度より近畿中国森林管理局が事務局を行っております水都おおさか森林の市、こちらに参加をしております。市内の木工芸品やジビエなどを出店しております。あいく今年度は台風のため中止になったように記憶をしております。また、市内では平成28年度からジビエフェアというのを開催しておりますが、木工芸品などの出店を考えていきたいというふうに思っております。

それから、市産材利用事業補助金につきましては、木造住宅を新築した場合、県の岡山の木で家づくり、こういった補助金制度があります。併用が可能です。また、市の補助制度としてみまさか暮らし移住定住促進補助金がございます。これらの制度をあわせて活用することで移住、定住の促進を図ってきたいというふうに、木造住宅を建てていただくということで考えております。

それから、漁業の現状について、カワウ対策でございますが、環境省と農林水産省が平成26年4月にカワウ被害対策強化の考えというのを取りまとめておりまして、10年後の平成35年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標を設定しております。そして、カワウ被害対策の進め方としまして、カワウのねぐら、コロニーの位置や個体数の把握、個体数削減、ねぐらがつくられる場所のコントロール、こういったことに取り組むとしておりますが、カワウ被害対策が技術的に確立していないということがございます。取り組みの効果を随時検証しながら計画内容を随時見直していきたいというふうに伺っております。岡山県も同年に岡山県カワウ対策協議会を設置しておりまして、平成27年度からカワウの生息状況調査などを行っております。

それから、捕獲奨励金でございますが、市の捕獲奨励金については捕獲した場合の届け出先を現在は吉野川漁協の事務所、市内1カ所としておりましたが、市役所本庁または総合支所で受け付けができるようにしてまいりたいと思っております。引き続き猟友会と捕獲対策について協議を行って、捕獲数の増につなげていきたいというふうに考えております。また、捕獲奨励金の増額につきましては、今後検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

山本議員の2回目の御質問であります。

まず、32のため池の再点検ということでございますけれど、これは職員のほうが点検をしております、早急に改修の必要なため池というものは確認をしております。ただし、池につきましては、きっちりとした耐用年数、コンクリートのようには打たれたものはございません。したがって、日常の管理というのが非常に重要であるというふうに思っておりますので、地域の関係者の方にもその旨を伝えてまいりたいというふうに思っております。

次に、改修はどのようなものがあるかということでございますけれど、一般によくあるのは斜樋、斜樋といいますがハチのこのことを申しますけれど、斜樋管、底樋管などの施設からの漏水があったり、木できているというものがあつたりするので、それを直すとか、あとは余水吐け、大雨が降ったときに雨が流れ出るところがあるんですけど、そこが昔からあるもので断面不足、小さいということです。そういうものがありますので、地元の要望があつたり地元が改修したいというのがあればそれに対応しておるという状況です。それから、特に台風シーズンとか夏に水位が急激な上下をした場合、ずっと水位が下がって乾燥し

ているところへ大雨が降ってぐっと水位が上がったという場合なんかパイピング現象といいまして、穴があくというような現象があります。そういう場合も過去にもありますので、しっかりと情報をキャッチして対応してまいりたいと思いますし、そういう場合は即対応ということになるかと思えます。

それから今後のため池の管理ということでございますけれど、議員おっしゃいましたように高齢化に伴いまして池の管理が地元の方に対しては大きな負担となっているというふうに思っています。ため池は利水だけではなくて、治水面などいろいろな機能を有しており、受益者だけではなくて非農家の方、地域の方を含め地域全体で管理するなど、さまざまな方法を検討していかなければならないという時期が来ているのではないかというふうに思っておりまして、今後対応策などを研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、池のしゅんせつの話がございました。これにつきましては国庫補助事業、単県事業などの補助事業がございます。それぞれ採択基準があるわけですが、採択基準に乗れば県、国へ要望して事業で対応するということになります。また、その事業の対象とならないものにつきましては、市の単独事業でございまして、上限がありますけど事業費の2分の1補助、または重機借り上げ事業などで対応していただくことというふうになります。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

1項目について4つの問題点をそれぞれ答弁をいただきました。これらについてはここで議論をする場所ではあるわけでありまして、今お聞きした答弁の内容でもって今後しっかりと努力していただくという事を申し上げて、この1項目めは終わりたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで10分間休憩します。

午後3時20分 休憩

---

午後3時30分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどの山本議員の質問の中で答弁漏れが一部ございました。

発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

大森戦略監。

**総合戦略監（大森 洋平君）**〔登壇〕

失礼いたします。林業対策についてでございますが、新たな林業、美作市内における、先ほど議員も御指摘のとおりいい林材というのが非常にたくさんあるということも踏まえまして、今経済産業省のほうで行っている事業として未来投資促進法というのがございます。これに関しまして計画を出して新たな林業産業の創出ということを行いたいというふうを考えてございます。

具体的に申し上げますと、美作市内の林材を用いたブロックのような建築材として使えるようなものというものの研究開発や実証、そういったことを行いまして、そういったものの製品化を行い、市内の林材を内外に売っていけるような形という形で今実証事業を行おうということで計画をしてございますので、1点補

足をさせていただきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、2項目めです。

**11番（山本 雅彦君）**

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

2項目めにつきましては、市民の安心・安全についてということでございます。

このテーマは多くの議員もたびたび質問されるわけでありまして、私は今回は少し視点を変えて質問をしたいと思っております。これは、このことは市内の防犯カメラ、教育委員会関係はまた別としまして、市内の防犯カメラや河川の監視カメラの設置状況についてお尋ねいたします。

近年の設置数の状況、またその設置による効果あるいは実績については余り私たちが耳にしないわけでありまして、これはもちろんプライバシーの問題等もある場合があるわけでありまして、このあたりは十分配慮しながらで結構でございますけれども、その実績なり効果を公表できる範囲でお答えいただけたらと思うわけでありまして、まず1番目です。

2番目です、2番目がありますので。2番目はドライブレコーダーについてでありますけれども、これはつい先ごろもテレビとか新聞なんかでよく報道されましたので少し身近に感じだしたんじゃないかと思うんですけども、民間のタクシーとかバスとかトラックなんかはもう随分前から導入しておりまして、その効果等があらわれているわけでありまして、このドライブレコーダーについてはかなり性能もよくなってまいりましたので、機器の金額も少し下がってきております。テレビや新聞などでそういうことも伝えられましたので、国民的に関心が高まっているわけでありまして、そんな中で今申し上げたタクシー業界、あるいはバス業界やトラック業界、これは監督官庁の指導もありましてほぼ設置をしているという状況にあります。これは何か事件や事故があった場合にもかなり有効であるというふう聞いております。

そこでお尋ねするのは、美作市の公用車、市営のバスも含めてスクールバスや公用車に取りつけていけばいいかと思うんですけど、今どの程度の状況になっているのか、あるいは今後どういうふうにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、防犯カメラですけれども、御案内のとおり一昨年から昨年まで岡山県当局も積極的に推進しておりまして、私どももそれに乗って設置の推進をし、今年度につきましては県の補助は切れましたが、結構効果が大きいというか、目に見えたというよりも警察のほうから間違いなく犯罪の抑止と、そして犯罪があったら捜査に使えるという強い御推奨がございましたものですから、継続して予算の計上は3台分しております。

設置状況でございますが、平成28年度で市内の6地域の皆さんと協議をしながら各地域ごとに1基の防犯カメラが設置をされておりまして、そして事業費につきましては10分の9という割合高い補助率でやっております、具体的にはその6の地域のうち3地区で4基の設置補助が具体的になされているという状況であります。私どもの直感といたしましては今後とも拡充が必要じゃなかろうかということになっております。

先ほど申し上げましたように、平成29年度につきましては3基分の計上をしているんですが、まだ実は設置が確定をしておりませんので、この場をかりまして各地域の方々、市民の方々に設置の御要請をいただ

れば本当にありがたいなということを申し添えさせていただきたいと思います。これに加えて、教育委員会担当のさまざまな防犯カメラございますけども、お尋ねにございましたので、この場では答弁を差し控えさせていただきます。

次に、河川の監視カメラについても若干のお答えをしたいと思います。市内には相当数の監視カメラがございます。吉野川水系で16カ所、梶並川水系で3カ所の合計19カ所ということなんですが、行政懇談会やりますと3カ所に1カ所ぐらいの方から見えない、位置が悪い、それから水位板を何とかしろとかの要望でございます。基本的には3つの問題、暗いと、特に夜見えにくいと、それから場所が最善ではない、それから目安になる水位板がないという意見の3種類が出ておまして、これについては危機管理課のほうにお願いをして具体的な改善の方法等を考えて、できたものからちゃんと対応してくれというふうをお願いを申し上げている状況でございます。

若干その補足なんですが、ちょうど岡山県との関係で河川の水位計についても防災の観点が非常に重要性が高いということで、特に熊本、大分の大水害の後、いろんなところで簡易型の水位計をふやそうじゃないかという話がありまして、私どもとしてもお願いをしておきましたが、当市に関しましては市内に少なくとも3カ所、場合によっては4カ所になるかもしれません。そして、市内への影響がある河川、つまり滝川でございますとかあるいは西粟倉村の河川でありますとか、そういったところも含めて2カ所、合計5カ所が確定し、もう一個ふえるかもしれないんですけども、非常に県のほうからも協力を頂戴できている状況でございますので、付言をさせていただきたいと思います。

次に、ドライブレコーダーなんですが、これにつきましては2つの効用があります。1つは運転の安全管理でありますとか、あるいは特にバスなんかにつきましては乗客の方々の安全管理というようなこともあります。これ1点目です。もう一個は、ドライブレコーダーを通じての、これは言いにくいんですが、やはり防犯的な効果もあるように伺っているわけでございますが、これにつきましては当市としても積極的な導入を考えてございまして、今のところまず市営関係のバスでございますが、現在運行している8台については全て導入をいたしておまして、これに加えまして予備車についてもできれば導入をしておいて、予備を動かすときにもドライブレコーダーが設置をされ、稼働しているというような状況にしたいというふうにおっしゃっていただけます。

また、いろいろ当議会においてもお話がございまして、市有車の事故で和解の問題とかございまして。そういったときの責任割合のあり方とか、いろんなことも含めまして、それぞれの事故における状況がドライブレコーダーによって記録をされておれば、その責任の分担についての正当な主張というものができますし、あるいは正当でない主張に対する反論も十分できるということで、事故等の真相解明にも大いに期待が持てるところであります。

したがって、バス等だけではなくて、市有車にも順次配備ができればというふうにおっしゃっているわけでございますけれども、503台ほど今公用車があるそうでございますが、そのうちでドライブレコーダーを既に装着をした車両が市営の路線バス6台とデマンドバス2台ということは先ほど申し上げましたが、また今年度中にはクリーンセンターが管理をしておりますごみ収集車、正式にはじんかい収集車でございますけれども、このじんかいの収集車6台にも設置をしたい、予定をさせていただいております。なお、これも蛇足かもしれませんが、この近くの自治体で公用車にこういうのを付けてるかというところほとんどつけてないということから、ちょっと私どものほうが前を行かせていただいているというようなことでございます。

いずれにしましても、私どもとしては職員の安全管理やあるいは運転時における注意義務の喚起、あるいは乗っておられる方、通行の方々の安全のためにもこのドライブレコーダーについても今後とも周辺の町よ

りは少し積極的に対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく御支援のほど、御理解のほどお願いをして、答弁いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

2項目めについては市長がほぼ答弁をされましたので、あと一点、二点、少しお尋ねしたいことがありますので、お聞きしておきますけれども、防犯カメラ、先ほど10分の9の補助金がありますよというお話がありました。これどれぐらいするものなのか、値段です。1基取りつけてどれぐらいかかるのかと、そのあたりが少しわからないのでお聞きしておきます。

それから、河川の監視カメラでございますけれども、私よく冬場は国交省のライブカメラをインターネットで見るんですけども、特に例えば西栗倉村のインターチェンジだとかあるいは黒尾峠だとかというのはライブというか、5分か10分間隔ぐらいでやっているんです。そういうふうなものが、つまりそういうライブになったものが例えばみまちゃんネルで見えるのかなとか、あるいはホームページ、どこかでアクセスすりゃ見えるのかなという、その辺がちょっとよく私にはわからなかったもので、もしそういうことあるのであれば教えていただきたいというふうに思います。市民の人も多分そういうのあれば便利だろうなというふうに思います。

あと、ドライブレコーダーについては、先ほど市長の答弁にございましたように少し近隣の市町村よりは進んでいるんだよというお話はありましたけれども、先ほどきょう冒頭挨拶にも申し上げましたが、先見性と柔軟性を持って行政に当たっていくという意味ではこれは大変有効であるということをおっしゃるので、その辺は引き続きよろしくお願ひしたいと思っておりますので、順次主な公用車には設置をしていただきたいというふうに思っております。

蛇足ですが、前だけじゃなくて後ろもつけていただきたい。ということで、できればその前後ろと車内、全部ありゃ一番いいんですけども、そういうふうな設置の仕方をバス等はお願ひしたいと思っておりますので、そのあたりはこれをお願ひをしておきますけれども、先ほどの2点についてはもう一回答願ひしたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、防犯カメラの件でありますけれども、これ9割補助で上限が補助の上限として27万円という設定になっておりまして、そういう意味では大体30万円弱になりつつあります。かつては30万円強だったと思えます。三十四、五万円かなという感じがあったんですが、これも量産というようなこと、消費がふえたということで、若干価格が低減をしておりますので、将来もう少し安いものが出るであろうというふうには思っているところであります。

それから、さまざまな安全情報についての公開というのは、私どものみならずいろんなところで広がっております。こういった防犯あるいは安全対策についての画像を含めた情報が国民の共有財産となりつつあることは御案内のとおりでございますので、さまざまなサイトにあります。これがインターネットで見れるんですが、それをポータルサイトの美作市のホームページをあげたらいろんなところにつながっていくというような工夫が今後できるかどうかについては真摯に検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

そういったことで、市長のほうからるる答弁をいただきましたけれども、いずれにしても美作市民の皆さんの安心と安全をお届けするという意味で、またその安心と安全を守っていくという、そういう意味においてこの防犯カメラあるいは河川の監視カメラ、そしてドライブレコーダーというものは大変有効であるというふうに思っておりますので、今後順次設置をふやしていただきたいということを要望して、この2項目めを終わりたいと思います。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号11番山本雅彦議員の2項目めまでの一般質問が終了いたしました。

3項目めからはあすに回したいと思います。

本日は市長が市外へ公務のため、時間が少し早いのですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

再開は明日6日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時46分 延会

平成29年12月6日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月6日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光	
教育長	大	川	泰	栄	政策審議監	福	原	覚		
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	皆	木	佳	久	
企画振興部長	池	田	義	和	総合戦略監	大	森	洋	平	
市民部長	角	南	良	雄	環境部長	妹	尾	昌	弘	
経済部長	遠	藤	宏	一	保健福祉部長	江	見	勉		
建設部長	真	野	弘	紀	教育次長	山	名	浩	二	
消防長	山	崎	正	雄	会計管理者	山	本	和	毅	
建設課長	春	名	隆	広	観光振興課長	春	名	信	明	
財政課長	太	田	裕	二	健康づくり推進課長	山	下	富	貴	子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	大	佛	裕	彦
主任	井	上	大	佑



議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

15番岩江正行議員が葬儀のため午前中欠席です。17番内海健次議員が体調不良で療養中のため欠席です。山下政策参与が公務のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番4番、議席番号11番山本雅彦議員の発言を許可いたします。

本日は3項目めからです。

山本議員。

11番（山本 雅彦君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

昨日に引き続きまして一般質問をさせていただきたいと思います。

きょうは時間を気にせずにはやらせていただけるとお思いますので、よろしく御答弁のほどお願いいたしますが、済んだお方につきましては、また〔聴取不能〕によりよろしくお願いいたします。

昨日、私は元号のことを申し上げて、少し間違った認識をしておりましたので、改めて訂正ということ、平成31年4月30日に御退位をされるということでございますので、元号は翌5月1日からということになるようでございます。改めて訂正をさせていただきたいと思います。

それでは、3項目めから質問を再開をしたいと思います。

3項目めは、市内の交通手段についてということでございます。市が合併をしてからこのかたずっと課題となっておったものでございますし、これが今現在も課題を残しながら進んでいるということでありまして、この少子・高齢化の中で、特に高齢者の方の移動手段について、いろんな工夫をされながら移動をされているわけでありまして、市としても公共交通を充実させようとして努力もされているわけでありまして、それで全ううまくいっているということにもなっていないわけでありまして、そのあたりを今後どう考えていくのかということの質問をさせていただくわけでありまして、

本年は作東地域では実証実験をされておられまして、その実証実験の結果がどういうふうになったのか、また市内に拡大をする予定でもあるようでございまして、これらについて新年度に向けてどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをしたいと思います。

そして、その3項目めの2番目として、これは近隣の地域の例をお聞きいたしましたけれども、タクシー

を活用して、利用者に好評ではあるというふう聞いております。市内どこへ行っても、1回個人負担が1,000円ということで、あとはその自治体が負担をするということをごさいます、市外の場合はまた一定の料金がかかるんですけども、この利用がそれなりの金額がかかるんですけども、好評であるということで、これも検討課題になるのかなど。現在美作市では福祉バス等が走っている地域もありまして、こういったものとの全体にかかる経費とそれからこういったタクシー等を利用した場合の全体にかかる経費、これがどのようにかわっていくのかあるいはどう比較できるのかという、そういったところも比較検討しながら考えていかれたらどうかということで質問をいたしております、よろしくお願ひします。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

タクシー利用補助の利用状況と今後の計画についてでございますが、7月から実施しておりますタクシー利用補助の実証実験の状況は、土居小学校区デマンドバスの運行地域を除く、作東地域で行っております。

まず、10月末の登録状況でございますが、地区70歳以上の地区人口1,354人に対し、242人の登録で17.9%の登録となっております。これを地区ごとに申しますと、江見地区652人に対し、86人の登録で登録率13.2%、豊野地区113人に対し、35人の登録で登録率31.0%、粟井地区294人に対し、24人の登録で登録率8.2%、吉野地区295人に対し、97人の登録で登録率32.9%となっております。

次に、利用状況でございますが、7月は、利用延べ人数108人で、利用者の実数は29人で登録者数に対する利用率13.6%です。8月は、利用延べ人数250人で、利用者の実数は43人で利用率19.2%です。9月は、利用延べ人数221人で、利用者の実数は47人で利用率20.1%です。10月は、利用延べ人数208人で、利用者の実数は40人で利用率16.5%の状況です。これを地域別に申しますと、江見地区利用延べ人数523人で、利用者の実数は42人で登録者数に対する利用率48.8%。豊野地区利用延べ人数89人で、利用者の実数は12人で利用率34.3%。粟井地区利用延べ人数27人で、利用者の実数は3人で利用率12.5%。吉野地区利用延べ人数148人で、利用者の実数は8人で利用率8.2%となっております。実証実験を7月から実施しておりますが、利用される方が固定されており、地域に偏りが見られます。また、実証実験の対象者の条件のうち、70歳以上の方全てを対象にしておりますが、運転免許を持っておられる方などがどの程度利用されているかなどの状況を調査し、今後作東地域で行っているタクシー利用補助実証実験のデータを収集、分析し、対象者の再考も視野に入れながら、市内全域に拡大または継続が可能であるかなどを含め、検討してまいります。

次に、公共交通の手の届かない地域の検討についてでございますが、先ほど申しました作東地域の実証実験は、地域を限定しておりますが、12月20日から拡大するタクシー利用補助は、利用対象者を介護認定を受けなおかつ運転免許のない方を対象に、市内全域で実施いたします。このタクシー利用補助の利用対象者は、作東地域で実施している方は、作東地域内や作東地域内から他地域、市外への利用につきましても補助対象としております。また、今回拡大する介護認定者等は、市内から市内、市内から市外へのタクシー利用についても補助対象としております。今回の実証実験は限定的な条件のもと実施しておりますので、全ての方々が利用できるわけではございませんが、この実証実験のデータを収集、分析し、市内全域に拡大または継続が可能であるか、また民間事業者の路線バスや市営バスなど、運行への影響を含め検討してまいります。よろしくお願ひをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

作東地域の実証実験の結果についてお答えがございましたけれども、期間的にはそれほど長くないんですけども、利用者数は限定的であり、また利用率も地域によって隔たりもあるというふうに印象を受けました。こういったことの原因といたしますか、なぜこういうふうになっているのかということ、そのあたりをどういうふうに分析しておられるのかなというふうに思うわけでありまして、1点目はそこを教えてくださいたいと思います。

それから、あくまでもこれは実証実験でございますので、実際これが一つの制度として運用をされるということになると、また結果も変わってくるんだろうというふうに思いますけれども、この実証実験がどこまでそれに応えてくれるのかということになると、少し難しいところがあるのかなという気はしております。地域によって格差があるということ、これはどういった理由があるのかなと。例えば、吉野地区とか私が住んでおる粟井地区なんかは利用が少ないわけでありまして、御存じだろうと思うんですけども、使われる方が固定しているということでありまして、こういったところがなぜそうなっているのかということ、認知度が不足しているのかどうかということもあるかもわかりませんが、タクシーを利用するということは、そのタクシー会社が身近にあるかどうかということも、それは当然あるんだろうと思うんです。例えば土居地区でも江見地区でもそういった会社があるわけでありまして、今利用率が少なかった地域というのは、そういうところがないんです。ですから、そういうことも理由の一つになるだろうというふうに私は考えるわけでありまして、ここらあたりも少し考えていかなければいけないところのかなというふうに思います。

最後のほうの答弁にもございましたが、介護認定者の方々を補助対象にするということを今回拡大してやるということでございます。これは具体的にはどのあたりのことを指すのか、市内全域であるというふうに考えるわけでありまして、現在福祉バスとかそういったデマンドバスも含めて走ってるところがあるわけですが、そこらあたりまで対象にするのかしないのか。もちろん介護認定の方ですから、特殊な車になるのかもしれませんが、通常の認定者の方ですと、要介護が3とか4とか5とかになると難しいだろうと思うんです、特別な車になっていくんですね。ただ、要支援とか要介護1とかというぐらいの方なら、タクシーも乗れるだろうと思いますけど、そういう限定的なことになるので、これがどの程度実験に寄与するのかなというのは少し疑問に思うわけでありまして、そういったところもあわせて市内全域とはおっしゃいますけれども、それほど大きな結果が出るようには思いませんが、改めてお尋ねしておきたいと思っております。

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

まず、利用状況でございますが、格差があるというようなお話だったと思いますけれども、このことについては、今後実証実験ということでありまして、アンケート等調査しながら分析をし、今後につなげていきたいと考えております。

それから、対象範囲、介護認定を受けておられる方の全員が一応対象になりますけれども、先ほど申しました免許を持っておられない方となります。それから、介護の状況もいろいろあるというお話だったと思うんですけども、確かに介護の1の方もおられれば、4とか5の方もおられると思います。そうした中で、介護タクシーも現在あると思いますが、その介護タクシーも利用できる状況になっておりますので、介護度の重たいというんですか、そういった方については、介護タクシーを利用していただければと考えております。よろしく願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

確かに介護タクシーを使えばいいんでしょうけども、介護タクシーは、現在市内に何台ぐらいあるんですか、どの地域に何台とかというのがありますか。そうすると、要介護度の低い方は確かにタクシーを使えるんですけども、そうでない方は介護タクシーということであるわけでありましょうから、そこらあたりがどのように利用されていくのか、現在既にもう使っている方は使っているわけですから。

それから、先ほど私が申しましたように、近隣の自治体の例に合わせて検討してみたらどうかということ、タクシーを幹線道路まで、幹線道路には公共交通機関が走るとるわけですから、そこまでタクシーが出てくるとか、あるいは市の中心までタクシーで出てってくれるとか、そういったことに対する取り組みを少し考えてみたらどうかということでございます。料金的なこともありますので、そのあたりは一定の定額の料金をいただきながら、あとは市のほうで考える。ただし、そのかわり現在運行しているそういった福祉バスのようなものは廃止するというようなことも考えてもいいんじゃないかということで、公共交通の再編も視野に入れながら、ここでまたお考えになられたらどうかということを御提案申し上げているわけでありまして、そのあたりをもう一回答弁お願いします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今山本議員がおっしゃったように、いろんな要素があります。これは逐一整理をしていくわけでありませうけれども、私どもの場合には、1番目に市域が非常に広いので、本当に広い。これを隅から隅まで行くというのは、相当な金額になっちゃうもんですから、財政的にももたないということがありますので、幹線というかある種の拠点施設との距離感というものが制度設計の中に取り入れていく必要があるのかなという気はします。行政懇談会で話をしたときに、福山でありますけれども、福山で話をしたときに、どこへ買い物に行くかということ、市内の大型小売店に行くんだと、それは朽木から行くに比べて、大分距離があるんでなかなか大変なんだよなとこういう話もあった。そうすると、幹線道路であるとか、あるいはそういう重点施設との距離感覚でもってある種の上限というものが出てくる必要性があるのかどうかということも今後考えていかなきゃいけない。

それから、先ほど若干答弁がありましたけれども、70歳以上といいますとほとんど元気な人ばかりなんです、これは。そこを対処をするというのは、どちらかという無理が多分出てくるだろうというように思っておりますので、免許の保有の有無であるとか、あるいは疾病の状況であるとか、免許があっても妊産婦でいらっしやるか、そういう必要性の条件というものをうまいぐあいに絞り込んでいかなければならないと、こういうふうにも思っております。

それと、もう一個分析の中で、余りまだできてないんですけども、利用率というのがありますが、男性と女性がどうなのかという視点は必ず要るんです。女性の場合、こういう言い方をするとあれですけども、町へ飲みに行って、そこへタクシー呼べみたいな話を余りおやりになってない方が多いんです。だから、タクシーを呼ぶという感覚が距離感があつたりして、電話もしにくいし、どこへ電話していいかもなかなかわからないというような感覚を持ってらっしゃる方もどうも私が見る限りいらっしやるように思うんです。そうすると、女性の方々の利用というには、もう少しアシストが要ったりするということも含めて、真面目に考えていかなきゃいけない女性の関係ということも、これは重要な視点として出てくるんじゃないかと、こんなふうにも思っております。

それから、次に財政論でありますけれども、今のところ里山公園の枠の中ということになっておりまして、その枠を大まかに分けて、介護で使うということ、それからこの交通福祉で使うということで大枠がまずありますんで、その枠の中におさまっていくようにしなきゃいけない。来年度について言いますと、約9,400万円、管理費を除けば8,400万円ぐらいのことになるんですけども、この枠の中におさまる範囲でうまくできればなどは思っております。しかし、公園の面積の拡大というのものも、真野部長以下頑張っておられますんで、恐らくことしの3月31日の登録は、去年の3月31日の登録よりは大幅ふえます。そうしますと、その分においてまた若干の余裕も出てくるというようなことで、財政的にはまずそこで担保できる範囲を考えていく。次に、利用が安定してきて、市民の方々がこれはこれでええかな、わかったということになりますと、先ほど議員もおっしゃいましたけども、ほかの交通手段の中で、その市が多大な支援をしているのがございます、あるいは市がやっているのがありますが、そういったものをスクラップする中で、新たな財源というのをを出してきて、さらに拡充していく、こういう何段階かの拡充のプロセスというものがあって、その初年度目として、ことしが実験で、来年は今のところはぜひ継続をしていきたい、そして整理をするところは整理をし、必要性が高いところはそれを入れていって、さらにもう2年目の社会実験ということに来年度はなっていくんじゃないかなろうかと。それがしばらく続いて、第1段階の完成が他の市が提供している交通機関と役割分担の見直しというところに行けば、一応の完成ということになる、しかしさらに交通についてはいろんな変化が技術的にも起きておりますんで、そういったことも勘案しながら、改めて考えていくということでもあります。

ところで、交通の変化について、実体験の中で1つこの場でお話をしておきたいのは、特に旧美作町分なんですかね、私どもがいろいろお話を聞いたり、市民の方とお祭りその他でお話を聞く中で、割合シニアカーというものに対するニーズがあります、これは。なぜかという、旧美作町は割合近くにあるんです、商業施設とかそういうものがある、割合近くにあるものですから、シニアカーで用が足る範囲が非常に大きいんです。そういたしますと、シニアカーの利用というもんについては、今介護保険の中で対象にさせていただいているんですけども、そういったものを補完的に活用するというのも、積極的に取り組んでいくという考え方もあるのかなと。シニアカーは、恐らく10年ぐらいのうちに自動運転になると思うんです、そういうことも含めて研究課題とはしていきたいとかように考えておりますので、ぜひまたさまざまな具体の事例を議員もごらんになった上で、取り組みに対して御提言ないし御注意を賜ればと思っておりますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

〔11番山本雅彦君「利用者数」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

角南市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

介護タクシーの件数なんですけれども、手元に資料がないんですけども、教社はあると考えております。後ほど資料を出したいと思いますのでよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、総括です。

**11番（山本 雅彦君）**

市長のほうからも答弁いただきましたので、この件については、実証実験がある程度進んでいく中で、改めて時代の変化も見据えながら質問してみたいというように思いますので、またよろしく願いします。

それでは、続きまして4項目めに入らせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞ。

11番（山本 雅彦君）

市の新施設建設と改修ということでございまして、まず庁舎です。これについては、この後私ども公明党美作市議団の和田議員も多分質問をされると思いますけども、幾らかお聞きしておきたいと思います。

本年度耐震の調査を実施されたようでございまして、その結果についてお尋ねをしたいと思います。

続いて、新文化施設についてでございますが、本年度当初に市長のお話の中に、本年中に計画をしたいというお話があったと思うんですけども、その後の状況についてお聞かせいただきたい。

3点目は、クリーンセンターでございます。今最終処分場の造成工事が進んでおりまして、ほぼもう少しすれば完成するんだろうと思いますけども、その後の建屋の関係も含めた状況が今どのようになっているのかということ、それをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

市の新施設建設そして改修という御質問でございますけども、私のほうからは庁舎に関しまして答弁をさせていただきます。

現庁舎は、昭和54年に建築をされておりまして、既に38年余りが経過しております。また、現在の耐震基準も満たしていないということでございます。このことから、現在庁舎の耐震補強計画策定業務につきまして、9月25日に設計事務所と委託契約を締結し、順次作業を進めているという状況でございます。現段階で提案をされております工法というものでございますけども、建物の内部で執務をしながら行えるバットレス補強という工法でございまして、箱状の枠を既存の建物の外壁に密着させて設置するというものでございます。内容につきましては、庁舎の南側の中央部、これに奥行き6メートル、幅11メートル、そして高さは3階までの枠を設置する、また北側につきましては、東側の端から奥行きこれは9メートル、幅につきましては23メートル、高さは南側と同じく3階までの枠を設置するというものでございます。しかしながら、この工法でありますと、庁舎の北側のスペースが大幅になくなってしまうということから、現在他の工法についても検討をしているところでございます。いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、現在の庁舎というのは建築から38年が経過しております。鉄筋コンクリートづくりの建物の標準的な耐用年数が60年程度とされておりますので、耐震補強工事を行ったといたしましても、近い将来には新庁舎の建設ということが必要になってくるものというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

私のほうからは、新文化ホールの建設について御答弁をさせていただきます。

新文化ホールの建設につきましては、昨年度美作市公立文化施設活性化委員会からいただいた文化ホールの整備検討報告書の内容を十分尊重し、市民の方々が文化交流の場として気軽に親しんでいただける施設として整備したいというふうに考えております。

建設場所につきましては、現在の美作文化センターの場所に建てかえる方法や勝田ひまわりドームの隣接

地、またはその他の場所での建設が考えられますが、今後市民の皆さんの御意見を伺いながら、位置の選定を行っていききたいというように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

妹尾環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

議員御質問の最終処分場の状況はどうかということでございますが、最終処分場建設につきましては、昨年実施設計を行い、造成工事と建設工事を分割し、本年6月に造成工事を発注し、市内業者が落札後、ただいま施工中でございます。現在、基礎地盤の岩盤を掘削、整地しているところで、進捗率は約80%となっており、予定どおり1月末には完成の見込みとなっております。建設工事につきましては、平成29年10月及び11月に事業審査型一般競争入札の公告を行いました。いずれも規定の入札参加者がなく、入札が中止となりました。今後の入札執行について検討をいたしました。平成27年度から入札中止が4回となり、一般競争入札の公告をしても、規定の参加者が見込めないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、11月7日、公告において唯一あった一般競争入札参加者から見積もりを徴収し、随意による仮契約の準備を進めているところでございますが、これはあくまで予定の価格の範囲内であればということでございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

庁舎の関係につきましては、余り多くは私も申し上げませんが、できるだけ継ぎはぎだらけにならないようなことをしていただきたいと思っておりますし、これについては、適地をちゃんと求めてやるということが望ましいと思っております。私は、以前雑談の中で申し上げましたが、明見地内とか豊国原地内がいいのではないかと、これは作東総合支所を活用できない場合については、それがいいんじゃないかということで申し上げましたけども、そのあたりが適地だろうと考えておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

この件はこれで……。

もちろん入るかもしれませんが、その地域、つまり明見、豊国原、中尾地域、このあたりも視野に入れていただけたらと思いますが、林野駅の近くも私は十分場所があるんじゃないかというふうに思っております。この件については、計画が早くできればと思ったものですから改めて聞いてみましたが、もう少し時間がかかるようでございますので、改めてまたお聞きしたいと思います。

2番目の新文化ホールの建設でございますけれども、企画振興部長は非常に短い答弁でございまして、何が言いたかったのかようわからんわけでございますけども、要するに美作市の公立文化施設の活性化委員会から昨年度末に答申をいただいて、そして市長のほうから今年度の当初に今年度中に計画をしたいというお話があったので聞いてみたわけでありまして、まだ十分な計画にはなっていないのかもわかりませんが、年度内には計画を立てていくべきであろうというふうに思います。場所については今後検討をされると思いますけれども、いろんな場所がございますので、そこらあたりもあわせて御検討いただきたい。計画を聞いたかったわけでありまして、どういう計画ができたのかということを知りたいというふうに思います。なければいけないんですけども、どういう計画をしているのかということをお答えいただければお聞きしたいというふうに思います。

それから、クリーンセンターにつきましては、なかなか今大手業者も建設ラッシュで手が回らないという事情もあるようであります。震災もございましたし、また東京オリンピック等の需要が高まっているというのもあると思いますけれども、私は金額的に数億円になれば、やはり入札が望ましいと思っております。したがって、市内にもそれなりのランクの会社もあるんだろと思うますから、設計監理等がきちんとできれば、市のほうでそういう業者を選出できれば、工事そのものは市内の業者も十分参入できるものがあるのではないかと。1社だけで無理なら、2社、3社ということもありましようから、そこらあたりはなるべく地元の企業を使って完成ができないかなというふうに思ったものですから申し上げたわけでありまして。ですから、随意契約というのは、基本的に私は首をかしげるというところがあるのかなというふうに思いましたので、これについてはそういう方向で考えていかれたらどうかということをお提案申し上げております。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

文化ホール建設の2回目の御質問でございますが、現在具体的な計画の策定にはまだ至っていないところでございます。このあたりで今市民の方から最近美術館であるとか図書館であるとか、そういったものも併設してはというような御意見もいただいているところでございます。そういったことも踏まえまして、これから検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

妹尾環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

失礼します。

先ほど山本議員が御指摘されたとおり、参加者が少ないのは、あくまで推測の範囲ではございますが、近年の一般競争入札に係る事例を見てましても、他市町村におきましても、入札参加者がいないか、また規定数に達しない理由で何度も再入札を行う事例が多く見受けられます。このような背景には、先ほど議員もおっしゃられました東北の大震災による復興、また東京オリンピックの開催に伴う整備などに各企業が参集して、技術者もそちらに専任として張りつけられているため、技術者不足により、決して大型とは言えない本工事に専任させるだけの魅力を感じないのではないかと考えております。また、先ほど御指摘されました地元企業のAランク企業数社によるJVでの施工についてできないだろうかという御質問でございますけれども、クリーンセンター建設におきましては、市民の皆様、中でも地元の皆様には特に御理解と御協力を賜り、建設に至っております。今回の最終処分場の建設につきましても、通常の建築物とは違い、何十年に一度の工事であり、また特殊な工事であることから、特に安心で安全な施設の建設となるよう強い要望がございます。美作市契約規則によりますと、一般競争入札に付する案件は、設計金額5億円以上の土木建設工事とされておりますが、入札参加人数、入札参加資格者に級別の縛りは特に記載されておりませんが、今までの慣例といたしまして、指名競争入札に指名する者の資格を準用しております。他県の例や近年建設された近隣の市でも数回の入札者に対しましても、最後まで建築一式工事の経営事項審査の総合評定値1,400点以上で条件を付して入札している事例もあり、本市におきましても、それらの要件と同等の1,400点以上の条件や一般廃棄物処分場の建設実績があることなどを条件として入札を行っており、これにより経験や実力と財政力のよりすぐれたものでの入札を実施して、市民の皆様、特に地元の皆様の御要望に対して、安心で安全な施設の建設に努め、御理解をいただけるよう事業を進めております。そのため、市内にはこのような



条件を有する業者がなく、地元業者による共同企業体での施工は今のところ困難ではないかと判断をいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

11番（山本 雅彦君）

時間が余りございませんので、企画振興部長の御答弁をいただいたわけでありませけれども、昨年1年間検討委員会といいますか、整備の活性化委員会ですか、先ほどありました、ここが一生懸命協議をして答申したわけでありませ。そこをまず尊重することが一番大事じゃないかと思うんです。その後市民の方の御意見があれば、それはそれで尊重すればよろしいが、何のために委員会をやって、その答申を受けたのかということを忘れないでいただきたい。市民が市民がおっしゃるんなら、それじゃあそれは初めから全部市民の皆さんで公募してやったらいいじゃないですか、そうじゃないでしょう。その委員会でやったんだから、委員会のことをまず尊重してやるべきだというふうに思います。したがって、今現在美術館、図書館とか併設の話もありますけれども、これは少しナンセンスだというふうに思っておりますので、改めて指摘しておきたいと思ひます。

クリーンセンターにつきましては、私は何回も申し上げますが、地元Aランク業者もありますので、そこらあたりが2社、3社集まっていいものがないかということをおし上げておるわけでありませ、そことあるいはもしくは特Aというんですか、1,400点とか、そこと地元業者が組めるような方法はないのかということをお何度もおし上げておるわけで、何回も応札がなかったのかもわかりませませんが、私はそういうふうにお時間をかけてもやったほうがいいということをおし上げておるんので、随契については少し疑問を持つということでおひますので、そこらあたりよく考えて今後また取り組んでいただきたいと思ひます。

次に行きます。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、5項目めに入ってください。

11番（山本 雅彦君）

5項目めは、来年度の重点政策ということで、これは市長にお尋ねをするわけでありませけれども、明年3月は市長の改選が予定をされておひます。その結果によってはどうなるかわかりませけれども、今の段階では、私は行政は継続をしていくものでござひますので、一定の計画や取り組みをお聞きしておく必要があると、このように思ひましたのでからお尋ねをいたします、どういった政策をお考えでしょうか。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

個々の政策については、これは予算等のプロセスがありますので、この場では大きな方向性、こういうことを重点に考えるべきだろうということについてお話を申し上げたいと思ひてるんだけれども、まず基本的な考え方として2つほど申し上げますが、1つは、大胆な事業というか改革ということをおやっておく一方で、小さなことを積み上げていくという、その両面からやっていかなきゃいけないということだと思ひておひます。特に消滅可能性自治体は、今までのままで行くと大体消滅するだろうということになるわけですから、今までやってなかったこと、今までの発想からは出なかったことをしっかりやらないと、これはぬるま湯の中でずっと同じことを繰り返しながらどっかで消滅をするということになります。したがって、効果の大きい政策、この辺で言うとお滋慶の誘致とかというのはそれに該当するわけだし、あるいは今まで考えつか

なかったんですけども、雇用促進住宅をリノベーションしていただいて購入して、それを市民住宅のような形の低住宅として貸し出している、こういう政策の大きな転換というものが、これは機があればそして案件があれば、果敢に取り組んでいくという姿勢が必要だと思います。

もう一つは、面積が大きいんですけども、人口が少ない、そこに本当に大切な市民の方がいらして、その市民の方々お一人お一人の暮らし向きが改善しないことには、これは実は人口もふえないことになるわけでありまして、そこを丹念にやっていく。行政懇談会などで意見を拾うとか、あるいはもっと細かい単位での意見調整、意見聴取というものも進めていくということがこれに該当するわけでございます。この2つをやっていくのが必要だということが、どこの消滅可能性自治体でも同じ黄金ルールになっていくと思います。そのことについては、おかげさまでこの3年余りやらさせていただいた中でいうと、市役所の中で大体その理解が進んでいっている、この方向性というのを拡大するというのが第1点だと思います。

それから、2点目は、我々は合併をしてできた町であって、もと違った自治体の方々の連合軍として都市間競争に挑んでいるわけでありまして。そうすると、連合軍じゃないところに勝つためには、それぞれの地域、6つの地域が束になってそれぞれのいいところを、フォワードはフォワードとして、バックはバックとして生かしながら、津山や岡山と闘って初めて勝ると、こういうふうに思っております。ですから、例えば湯郷温泉というものは誇るべきものだけでも、これも尊重しながら東栗倉が連携して闘っていく、一方で東栗倉の自然の豊かさというのは東栗倉しかないわけですから、それはそれとして湯郷温泉も尊重する、木地師の里はこれは勝田にしかないわけでありまして、サーキットは英田にしかない、バレンタインの丘は作東にしかないということになりますから、そういうものをみんな連携をさせながら、それぞれのよさをお互いに出していく、こういうことだと思うんです。これがばらばらになって、あそこはええがにしょうけど、こっちはいけんとか、大原で物をつくっても何の価値もねえとか、そういうような言い方は若干残っておりますけれども、今見るところ私が着任したときには、英田とか勝田に行きますと、合併して失敗だったとかそういう声が本当にたびたび聞こえておったんですけども、その声がほぼ聞こえなくなっているということでありまして。この一体化の動き、観光も今動いていますけども、それを一体化しながら個性を生かしていくという闘いを今後ともやっていくことが大変重要になってくるというふうには思っています。

これが基本姿勢でございますけれども、具体的な政策項目としては、消滅可能性自治体から脱するということの中で、何点か申し上げますと、第1点は、住んだら損だという町は避けたい、住んだら得になる方向に町のあり方を変えていかなきゃいけない。つまり、奈義町だったらこんなことができるのに、うちはできないとか、勝央町はこんないいことをやっているのにとか、あるいは美咲に行くとタクシーの利用があるのに、ここはないとか、その点についてはこの3年間でほぼ消してきたつもりです、負けてるところについては大体消してきた。今度は例えば奈義や勝央との関係でいうと、介護保険で完全に勝ちきる、県内全体でいうとそんなに大したことはないかもしれないけども、介護保険料や国保料の中でいうと、この辺ではいいな、この辺に住むんだったら美作がいいねと、あるいは障がい者対策でいうとやっぱり美作がいいなと、住んで得になるような世界というものをつくっていくことが第1点だと思うんです。

特に2番目は、その中でも消滅自治体の一番の問題というのは、女性がいなくなることなんです、もともとありました。したがって、とても女性に優しいという町のイメージ、町の実態というものをつくっていかなくちゃいけない。これは、議会の中でも提案がありましたけど、産前産後の心的ケアなんていうものは、これは近隣自治体に先駆けてやるべき価値がある、絶対にあると思いますし、また至るところ、例えばトイレの新和式化、普通の言葉で洋式化ですけど、こういうのをやっているのもそうですし、あるいは図書関係についても、女性関係の図書をしっかり充実するとか、あるいは女性の方から特に御要望が強いごみ収集日の

拡大とか、こういったことなど細かいところも含めて、女性の視点というものが生かされている町というものをつくらないとこれはいけない、こう思っております。

それから、3番目は、私の持論でもあり、皆さん方の御理解も得ていると思ってるんですが、障がいを持っていらっしゃる方々に対するあったかいケアあるいはサービスというものを拡大をしていく必要があります。小・中学校における発達障がい対策あるいは放課後デイサービスといったような動きもいっぱいありますけども、その先には日体大と今協力してやっていますけども、支援学校の設置、これに向けてどう動いていくか、そういうようなことも含めて、障がい者の方々の住みやすさというものを格段に拡充していくことによって、我々としての特色、社会に対する役割というものを示す中で、この町の基盤というものを拡大していこうと思います。

それからもう一つは、滋慶もある、それから林野高校についても頑張ってもらわないといけない、将来大学も欲しいとかもあるんですけども、学ぶ人というのが重要です。どうしてかといいますと、18歳のときにいなくなるわけですから、15まではいる、15でいなくなる人もいるんですけども、15の崖、18の崖、そして二十何ぼというのがあるんですけど、そこを考えますと、学ぶ人にとって有力な町になる必要がある、そういう意味では、滋慶に対しては、今の学科がうまくいけば、もともとの協定にあるとおり、新たな学科の拡大とかそれから専門職大学院、大学校への移行とかそんなことも含めていかにやいけない、またあるいは自衛隊の体育学校の誘致についても同じように取り組んでいかなきゃいけない。それからもう一つは、今度は働くほうなんですけど、働く人々にとって、安定した職場が提供できるということですが、きのうの御質問にあったように、新たに南部産業団地をつくることも考えていく、そして学ぶ場で教える方々、スポーツ医療看護学校もそうですけども、学ぶ場で教える方々というのも働く人でもありますんで、そういった形で工業にプラスして、教育サービスにおける働き場所を拡大していく、保育サービスにおける、放課後デイサービスにおける働き場所を拡大していくというようなことが必要です。それから、もう一個忘れちゃいけないのが、きのうの答弁で申し上げましたけど、農林業者に対する支援というか機会の拡充をしていかなきゃいけない。例えば彩菜みまさかの手数料についても、もちろんこれは私どもが決めることじゃないんですが、一番大手の株主として、運営方針の中でもう少し価値の高いものを売ってほしいという市民の声がいっぱいあるんです。価値の高いものを売ると利益も大きいわけですから、そうすると同じ利益をするんだったら、率を下げていいわけです。方向転換を求めなきゃいけないというふうに思いますし、林業について言うと、市の持っている山を、これを今まで持っただけだったわけですが、初めて全部の筆が整理されたことを契機として、若干の収益を目指した搬出、つまり切り出しじゃなくて利用するための間伐というものに移行するなんてことはこういったことになってくると思うんです。それから、我々の町がへんぴだ、面積が広いというようなことも含めて、これは日笠議員の持論でもありますけど、足まわりのいい町にするということは大変大切だと思っております。これは、大きなことで言うと、高規格道路の整備、整備というのは美岡道、延伸というのは北部延伸、勝田にインターチェンジを右手のどっかにトンネルをというこういう話ですが、それから179号でいえば、安全対策が重要です、まだ、国・県道の整備について不十分なところがいっぱいある、市道について言うと、石ころが落ちてくるとか、いろんな安全対策もありますが、こういうハード面での整備を確実にやっていきながら、加えて先ほど議員もお尋ねになったタクシー利用を中心とした交通対策、交通福祉対策というものも進めていくというのが多分重要ということです。

それから、全ての基盤の中に安心・安全というのがありますから、防災面での問題など、災害とか犯罪です、そしてこれについては警察と今非常にいい関係になっておりますが、先ほど述べました防災のための公共事業、安全のための公共施設整備なんてものもやりながら、ソフト面では消防の強化、例えば学生消防団

の導入とかということ、これを進めていくことが必要だと思っておりますが、もう一個重要な視点は、去年、ことしはどうなるかわかりませんが、雪害についての備えが十分ではありませんでした、この町は。高齢者の女性の単身暮らしの方が孤立をしているといった状況について、当市の防災計画を見ますと、雪害という言葉は一文字出てくるんですけども、雪害が起こったらどうするかについての計画はまだ不十分なんで、これは計画の見直しをして進めたいかと思っておりますが、安心・安全の基盤づくりというのは、これは欠かせないこと。

そして、8番目でございますけれども、これはこの全てのことに共通する横口なんですけども、先ほどの基本姿勢の中で申し上げましたように、個々の方々まで声が届かなくやいけない、個々の方々の声がこっちに来なくやいけない、したがって行政懇談会などの継続とともに、2年に1回と思っておりますんですけども、一度は市民の方々に対して行政アンケート、こういう項目があるけど、どうですかというのを去年は3,000人ぐらいを対象でやりましたが、こういったこともやっていく、丁寧な事情聴取、丁寧な意識調査、丁寧な情報伝達というものに心がけていかないといけないと思っております。

2つ大きな姿勢と8つばかり私がこの3年余りやってきた中で、市民の皆さんからあるいは議会の皆さんから教えていただいたことをまとめると、今のところはこの8つぐらいのところをしっかりとやっていくことが今後美作市が消滅の危機を脱し発展をしていくために大変重要かというふうに思っております。これ以外にも多分いろいろあると思いますが、それは今後予算のヒアリングの中とか、あるいは議会とのやりとりの中で柔軟に加えるべきものは加え、あるいは強化すべきものは強化をしてみたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

市長のお考えを丁寧に述べていただきました。先ほど申し上げましたように、明年3月改選でございますので、余りこれ以上お聞きいたしませんけれども、私自身は先ほどおっしゃった政策的なものを、これは継続する行政の中で私たちも参考になることがございますので、改めてお聞きしたかったわけでありまして。この中で大きな大胆な改革というのもございましたし、また大きな取り組みとしての事業、事業の取り組みというものがありますけれども、足元もしっかり固めていただきたいということで、それらを網羅してあるようなお話であったとは思いますが、私は昨日一般質問で申し上げましたように、農林漁業についても、改めて手を入れていただいて、そしてしっかりとその政策を練っていただきたいということをよくよく申し上げておきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、美作市が消滅自治体にならないように、私たちもしっかり取り組んでいかなければなりませんし、またそれについてしっかりと執行部の政策について、私たちも議論をしながら、よりよいものになるようにしっかりと議論をしながら行ってまいりたいというふうに思っております。

以上、この平成29年12月議会の定例会におきましての私の一般質問をこれで終わらせていただきます。大変ありがとうございました。終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番4番、議席番号11番山本雅彦議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番5番、議席番号8番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、おはようございます。失礼をいたします。

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、平成29年12月の議会一般質問をさせていただきます、8番安藤でございます、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、冒頭にせんだって12月1日でしたか、ことしの流行語大賞というのが発表されておりました。2つあったそうでございまして、1つがインスタ映えと。年を重ねた方にはなじみの薄い言葉であろうかと思うんですが、インスタグラムに画像とか動画を投稿して、いいね、いいねと、悪いねというのはないのか、いいねをたくさんもらったら励みになるといったようなことなんですけど、いいねというそのボタンを押すんですけど、これも今ネット上では売り買いをされているようで、100いいねが1,000円とか、500いいねが5,000円、1,000いいねは値引きして8,000円とか、そういうビジネスもあるということで、本当に商魂たくましいというか、すごい時代だなというような気がしてこの言葉を聞きました。それから、もう一つがそんたくという言葉が選ばれておりました。国会のほうで森友、加計学園問題ということで、そんたくという言葉が端を発して、すごく日本中を駆けめぐったというか流行語になったということなんですけど、その森友、加計学園に関しては、私の私見はここでは述べませんが、そんたくという言葉は、もともとはいい言葉なんです、いい意味をあらわす。今回余りよくない悪いほうの意味に重きを置かれてはやっていったというような気がします。もともとそんたくって、他人の心を推しはかるというか、ひいては東京オリンピックの招致活動をしているときにおもてなしというような言葉でよく使われておりましたが、そのおもてなしというのもそんたくの一つであろうと私は考えます。例えばもうすぐクリスマスがやってきて、クリスマスプレゼントということもお子さんとかにあげたりするということもあると思うんですが、今うちの子は何が欲しいんだろう、何を買ってやるのが喜ぶかなというようなこと、それを考えるのもそんたくの一つであろうというふうに考えます。それで、なぜこんなことを申すかというと、そんたくという言葉の名誉回復のためにぜひともここで発言しておきたいなと思ひまして、余談ではございますけれども、発言をさせていただきました。その流行語というようなことなんですけど、当議会では、私が聞き及んでいる範囲では7人のお孫さんが生まれているようです、市長を初め。でも、ほかにもいらっしゃるかもわかんないですけど、美作市議会では孫の出産ラッシュというのが現象として流行語にしたいなと、これは私個人的な見解ですが、そんなこんなで、ごめんなさい、余談なことではまりましたけれども、本日は5項目にわたって市政をただしてまいりたいと思ひますが、私がただされないように頑張っていきたいと思ひますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

まず、1項目めでございますけれども、美作市スポーツ振興計画、条例、スポーツ少年団についてということでお尋ねをいたします。

まず、1つ目としまして、平成25年3月に第2次美作市スポーツ振興計画が策定されておりますけれども、その検証と今後の取り組みとそして課題についてをお尋ねをしたいというふうに思ひます。

少々長くなりますけれども、気を楽にしてお聞きいただければと思ひます。平成23年8月に国家戦略として、スポーツ立国の実現を目指すことを明言したスポーツ基本法を施行し、そして平成24年7月には、スポ

スポーツ推進に関する基本理念を定めた岡山県スポーツ推進条例を制定し、その条例制定を機にスポーツにかける思いを広く県民と共有するために、スポーツ立県おかやま宣言が行われております。美作市においても、上記の理念を踏まえながら、平成23年度までのスポーツ振興計画を整理するとともに、市民のスポーツライフを的確に把握した新たな基本目標や基本施策を設定し、第2次美作市スポーツ振興計画が平成25年3月に策定されています。これは資料によりますと、スポーツ基本法第10条第1項において国のスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即したスポーツの推進に関する地方スポーツ振興計画を定めるよう努めるものと規定をされております。また、スポーツ振興計画に重要課題として掲げられている下記の、たくさんあるんですが、まず1つ目として、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実、また若者のスポーツ参加機会の充実や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、そして住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備、国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備、またオリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の誘致、開催等を通じた国際交流、貢献の推進等々ございます。

そこで、美作市として、第1次の振興計画は、公園や広場の活用で豊かなスポーツライフの実現を目指し、スポーツを通じての市民の健康づくりの支援、また住民のニーズに合った総合型地域スポーツクラブの創部、スポーツ支援員の育成に取り組み、スポーツコミュニティの実現を目指す、また岡山湯郷Be11eを地域から支援するとともに、スポーツの町構想の推進を図り、サッカー競技を初め、その他各種競技会の開催や新たなスポーツイベントの開催に努める、また市民の多様なニーズに対応し、住民の誰もが参加できるスポーツやレクリエーション活動及び健康維持活動となる拠点施設、機具の整備の充実を図り、地域に根差した活動の場の提供に努める、以上を目標としてスポーツビジョンを策定し、それを達成するために、平成25年3月に5カ年計画の策定がされてございます。ここで言うところのスポーツというものの定義でございませうけど、競技スポーツだけではなく、全ての市民が体力や健康の保持増進、介護予防などを目的とした明るい運動、この辺に関しては、昨日の議会でも出ておりました、また多様な人々との交流を目的としたレクリエーションなど、地域生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含めており、かつスポーツ観戦やスポーツ活動を支えるサポーターや指導者の育成など、見る、支える観点からのスポーツへのかかわりをも含むとなっております。そして、この計画の遂行に当たり、美作市では、1つ目として、美作市全体のまちづくり計画である美作市総合振興計画に連動させる、2つ目として、市民一人一人が自分自身及び家族、知人のスポーツライフを豊かにするよう努め、地域を活性化するための取り組みに主体的に参画することができるように支援する、3つ目として、市行政各部局やスポーツ関係団体、各種住民組織が効果的な連携を図るとあります。まだまだ続きますが、また美作市スポーツビジョンとして、美作スポーツドリームとして、私とあなたのスポーツライフを豊かに、スポーツで地域生活を豊かに、スポーツ振興でまちづくりをとらさせていただきます。

以上のことを踏まえて、冒頭にもお尋ねをいたしましたこのスポーツ振興計画の検証と今後の取り組みと課題について、また条例化についてのお考えがあるか否かをお尋ねをいたします。スポーツは心身ともに、人にとって非常によい効果や影響をもたらします。全ての市民の健康増進や健康寿命の延伸、また地域の活性化や子どもたちの健全育成などの重要なキープポイントであるのは論をまたないところでございます。ことしの8月19日、美作野球場で行われました夏の巡回ラジオ体操には、想像を超える非常に多くの市民の方々の参加がございまして、楽しくそして元気に体操が行われました。私の知り合いの方で、あの日のラジオ体操に参加して以来毎日御自宅でラジオ体操をするのが日課になったよ、非常に健康で元気になりましたとおっしゃる方がたくさん複数いらっしゃいます。ラジオ体操も立派なスポーツの一つだと思います。すばらし

いイベントの誘致ができたことで早速市民の健康づくりに役立っていることを大変うれしく思っているところでございます。今後もさまざまな形でスポーツや体を動かすことに親しむ機会を提供できるように努力していただきたいと願うところでございます。

このラジオ体操の翌日なんですけど、私のほうにフェイスブックを通じまして、名古屋在住の方から連絡がありまして、その方は美作市出身で40年ちょっとか、ふるさとを後にして名古屋で暮らしておられるという方だったんですけど、このたびの美作市からの巡回ラジオ体操の番組を聞いて、ずっと長い間ラジオ体操をされているんですけど、非常にふるさとが懐かしく、そして参加人数が1,400余りでしたか、その数も聞いて感動しました、ふるさとのみんなが元気でやっているということが名古屋の地からですけど、喜ばしいし応援したいというふうな旨の連絡をいただきました。すごいことだなと、そういうことを通じてふるさとにまた愛着を持っていただいて、何かの形で恐らく地域に貢献してくださるんじゃないかなというような感じをしましたので、一応御紹介をしておきます。

次に、スポーツ少年団の現状と課題についてですが、日本においてスポーツ少年団は、昭和37年創設以来、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを、を理念に掲げ、五十有余年の歴史があり、地域で地道な活動を行ってこられております。その結果、スポーツ少年団は地域や指導者の多くの方々に支えられ、大きく発展をされています。美作市内においても、学校の放課後や土日や祝祭日時に多くの子どもさんたちのスポ少を頑張る元気な声を聞いたり姿を拝見することがございます。子どもたちに対してもそうなんですけれども、指導者の方々や関係者の方々にはいつも感謝と敬意の念を抱いているところでございます。しかしながら、全国的に社会情勢の大きな変化や少子化などの中、青少年を取り巻くスポーツや遊びの環境も大きく変化し、スポーツ少年団の活動にもさまざまな点で問題や課題が生じてきており、このことはスポーツ少年団の指導者や保護者の皆様方から多く聞かれるというふうにお聞きをいたしております。美作市内においても、さまざまな問題や課題が生じているのではないかと推測いたしますけれども、市として何か問題等を把握しておられますでしょうか、お尋ねをいたします。

また、市内のスポーツ少年団の現状はどのようになっているのか、スポーツ競技の種類、参加されている子どもさんや指導者の数などもお尋ねをしたいというふうに思います。日本スポーツ少年団も、今後の取り組みの方向性と活動目標を子どもたちの体と心を育てる、子どもたちや地域社会のニーズに応える組織の構築、活動のさらなる充実、具体的には多彩な運動プログラムの提供と運動適性テストの活用、勝利至上主義偏重からの脱却、団員の加入率アップ等中高生のスポーツ活動の推進など、また各種事業の展開ということで、具体的には指導者、リーダーの資質向上、国内国際交流活動を通じた国際人の育成事業の推進など、以上のように発足当初の理念の再確認と今後の新たな視点として活動を促進、展開していただけるようでございます。

長くなりましたけれども、美作市としても、市内のスポーツ少年団に対して、今後の取り組み方やお考えをお尋ねをしたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

第2次美作市スポーツ振興計画の検証と今後の取り組み等の御質問でございます。

第2次美作市スポーツ振興計画は、平成25年度から平成29年度までの5カ年の計画を策定をし、事業を遂行しているところでございます。議員御質問の第2次美作市スポーツ振興計画の検証と今後の取り組みの課

題につきましては、この振興計画の取り組み状況を踏まえ、平成27年8月に策定をいたしました美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略にスポーツ振興に関する方針を定め、新たな取り組みを行っているところでございます。市といたしましては、議員が言われておりますように、市民の健康づくりに役立つスポーツ、市民が見て楽しむスポーツ、市民が参加できるスポーツを推進することを優先して取り組んでまいりたいと考えております。また、条例化につきましては、他の自治体が制定しているスポーツ推進条例などを研究している状況でございます。

次に、スポーツ少年団の現状と課題についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、社会情勢の変化、少子化、より技術の習得を目指したスポーツクラブへの参加など、スポーツ少年団を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、団員や指導員の確保が大きな課題となっているのが現状でございます。

次に、スポーツ少年団で実施しているスポーツの種類、参加者数、指導者の人数についてでございますが、平成29年度の状況ですが、剣道、ソフト、サッカーなど、10種目31団体、団員数は、小学生が436名、中学生が136名、合計で571名となっており、市内の小・中学生に対する加入率は、小学生が35.7%、中学生が19.9%となっております。また、指導員の数につきましては、10種目31団体で179名の方に登録をいただいております。

最後に、スポーツ少年団に対して、今後の取り組みの考え方でございますが、市といたしましての基本的な考えは、スポーツ少年団は、単にスポーツの技術の習得を目指して活動を行っているものではないと考えております。健全なる精神は健全なる肉体に宿るといふことわざがあるように、スポーツ少年団の活動を通じ、心身を鍛え、青少年の健全育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

2回目ですね。御答弁いただきまして、2回目の質問をさせていただきます。

まず、第2次美作市スポーツ振興計画の現時点での検証の部分に関して、具体的に達成できているもの、また達成途上のもの、また全くできていないもの、ことを整理してお聞かせいただければと思います。

次に、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略にスポーツ振興に関する方針を定め、新たな取り組みを行っているとのことでございますが、具体的に第2次計画との比較で何が新たな取り組みとして行われているのかをお聞かせいただきたいと思っております。また、スポーツ振興に関しての条例化の研究をしているとのことでございますが、現時点での条例化を目指しておられるのか否か御答弁をよろしくお願いをいたします。

次に、スポ少ですが、昨今少子化の影響もあり、児童数も年々減少しており、特に団体競技のソフトボールやサッカー、バレー等は影響が出やすいというふうに考えます。エリアを越えての混成チームなどの状況があるようであれば、わかる範囲で御答弁をよろしくお願いをいたします。

そして最後に、スポ少の団員数などが減少しているということなんですが、これは少子化の理由だけではなくて、他の理由でも減少している部分があるんじゃないかというふうに推測をいたすわけですが、その原因の一つに、参加する子どもさんたちの保護者の方々への負担の増大というものもあるんじゃないかというふうに考えます。時間的な負担であったり金銭的な負担などが考えられるわけですが、そこでお尋ねをしたいのが、具体例として、照明代と施設使用料に関してでございます。学校設置の体育館やグラウンドの使用時と学校設置以外の、例えばみまさかアリーナであるとか美作野球場であるとか、さまざまな地域にある運動公園などなんですけれども、どのような料金体系になっているのかをお聞かせをいただきたいと思



います。

以上、2回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

まず、第2次美作市スポーツ振興計画での検証についてでございますが、この第2次美作市スポーツ振興計画は、基本目標や基本施策の方向性を示したもので、成果を検証する計画とはなっておりません。

次に、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略での新たな取り組みについてですが、個性を伸ばす教育、文化、芸術の充実の分野におきまして、自衛隊体育学校の全面移転に取り組む一環として、ラグビー班の合宿を本市で実施しており、それにあわせて女子ラグビーセブンズ交流会イン美作を実施しております。さらに、地域産業の活性化と観光振興の充実の分野では、剣道と宮本武蔵ブランドの融合によるお通杯の国際交流の推進や2020年東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの相手国であるベトナムの女子サッカーの合宿の誘致や岡山湯郷Belleとの交流などに取り組んでいるところでございます。

次に、スポーツ振興に関する条例化についてでございますが、現在他の自治体で策定されているスポーツ推進に関する条例の目的、基本理念、市の責務などの内容を確認している状況で、条例の必要性を含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

次に、スポーツ少年団のエリアを越えての混成チームの状況についてでございますが、競技の種目によりまして混成ぐあいは異なりますが、剣道、サッカー、バレーボールの種目では、小学校のエリアを越えて旧町単位での混成チームで活動されているチームがございます。また、ミニバスケットボール、硬式野球、ボウリングにつきましては、美作市全体でのチーム編成となっている種目もございます。

次に、照明代と施設使用料についてでございますが、スポーツ少年団の利用につきましては、基本的には施設使用料は全額免除、照明使用料につきましては半額免除ということになっております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

2回目の御答弁をいただいたわけなんですけども、まず今の御答弁の中で、まず第2次美作市スポーツ振興計画は、基本目標や基本施策の方向性を示したもので、成果を検証する計画とはなっておりませんということをお願いしたわけなんですけど、計画になっておりませんというものを、次の新たな取り組みをしているというような1回目で答弁あったんですけど、新たな取り組みをしていく上で、最初の検証というか、どうであったかということは振り返りは必要だろうなと私は気がいたしますが、そういう計画になってないんであればいたし方ない部分もあるのかもしれませんが、そのあたりを僕はそれなりに検証したほうがいいんじゃないかなと思いますが、その点と、それから新たな取り組みはここで出ておりまして、私も存じ上げているところもありますので、それはそれでいいんですが、スポーツ少年団の照明代と施設使用料なんですけど、基本的に施設使用料は全額免除で、照明使用料については半額免除というふうになっておるんですけど、実はこの半額免除に関して、いろんな保護者の方であったり指導員の方であったりという方々から、1回の金額は大したことなくても、週に何回、そして月に何回、年に何十回というような話になってくると、相当保護者の方への負担も大きくなるんですというふうなお話をお伺いしました。恐らく学校の併設の体育

館等々の照明の使用料と、グラウンドの外部の照明とでは、恐らく使用料の徴収の仕方が違うんじゃないかと思うんですが、そのあたりを、部長、もう一度御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

まず、美作市スポーツ振興計画の検証というところでございます。

検証につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございますが、この振興計画によりまして、市民のスポーツによる関心、それから健康づくり、それから市民が見て楽しむスポーツ、そういったものが進んでまいったというふうなことを認識しているところでございます。

また、スポーツ少年団の施設の利用は、先ほどおっしゃりました照明等の利用につきましては、これにつきましては、今議員おっしゃるとおりなところも踏まえまして、今後適正なそれからスポーツ少年団の支援になるような方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員、総括です。

**8番（安藤 功君）**

わかりました。

それでは、とりあえずその成果の検証という部分に関しては、計画そのもの自体が絵に描いた餅になってしまっただけの意味もございませんので、どんな形であれ検証するということが必要であろうかと思っておりますので、もう一度お願いをしておきます。

また、照明代の半額免除の件に関しても、前向きに検討するというところでございますので、部長、しかとお聞きいたしましたので、ぜひその方向で取り組んでいただきたいというように思います。

この項を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、2項目めに入ってください。

**8番（安藤 功君）**

それでは、2項目め、子ども会活動についてということでございます。

まず、美作市の子ども会活動の現状と課題、今後の取り組みについてをお尋ねいたします。

昨今、私の近隣のごく狭い地域で考えたときに、いわゆる子ども会という言葉を目にするのが非常に少なくなってきております、というよりも本当にめったに聞くことがなくなったというようなほうがいいのかもかもしれませんが、そんな感じがしております。

ところで、美作市には、美作市子ども会連合会というのがございますが、それはどのような組織で、どれぐらいの規模の組織なのでしょう。加入人数であるとか、所属している、加入している組織図などを教えていただければと思います。その中で新春たこ揚げ大会や子どもフェスティバルでお世話をされているのを存じておりますけれども、具体的にその組織の活動内容や事務局はどのようになっているのかをお尋ねをしたいというふうに思います。

また、各地域には、子ども会という名称ではなく、別の団体名で活動されている諸団体もあるようでございますが、美作市内の状況は現在どのようになっているのかをお尋ねをしたいと思います。過去には小学校区単位であったり部落単位であったり、また通学班の単位であったり、さまざまな単位、範囲で子ども会とい

う名の組織がございました。活動としては、学年や年齢を超え、クリスマス会とか卒業生を送る会、夏にはキャンプ、海水浴、春とか秋には小遠足、冬には火の用心の啓発活動、これは私がごくごく小さいときに、中学3年生まで参加してたと思うんですけど、拍子木を持って地区内をずっとお兄さん、お姉さんに連れられて回るんですけど、それがすごく印象に残ってまして、いつの間にかそれが消えてしまったんですけど、そうした中で、いろんなことを狭いエリアですけど、社会というものを学ばさせていただいたような記憶がはっきりと残っております、そうした活動とか資源回収等々さまざまな活動をしておりまして。現代社会は個の時代とも言われ、集団での活動や取り組みが敬遠されがちな時代になっているのかもしれませんが。そして、今の子どもたちから失われた3つの間、間です、間というものがあるそうです。1つ目として時間、習い事や塾などに費やす時間がふえ、子どもたちが自分たちで考える時間が以前と比べて少なくなっている、そして2つ目として空間、空間の間です、子どもが自分の想像力や知恵を働かせて自由に遊べる原っぱや広場等が昔に比べて少なくなっている、3つ目として仲間、間です、学校での横のつながりは強いのですが、地域で異年齢で遊ぶ姿を見ることが少なくなっているとのことでございます、私も全く同感でございます。そこで、子ども会などを通じて学ぶことを体験することは、学校ではなかなか教わることができない多くのよい点があるというふうに考えます。先ほども申し上げましたように、団体名は変われども、類似の団体はあるというふうに考えますが、美作市として、どのように、どれぐらいそれらを把握され、また美作市子ども連合会へのお誘いをされているのかどうかお尋ねをしたいと思います。1回目でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

済みません、少し申し上げます。

議員の質問者は一生懸命質問をされておりますので、私語は慎んでください。

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

失礼いたします。

美作市の子ども会活動の現状と課題、今後の取り組みについてということでございます。

子ども会活動は、先ほどのスポーツ少年団などと同様に、その地域の異年齢の子どもたちが集まることで連帯意識を育て、学校では得ることのできない体験や遊びを通じた子どもたちの健やかな成長を目的として、地域ごとに組織され、活動をしております。このような活動をされている団体の集まりでございますが、美作市子ども会連合会、現在7団体226人の子どもが加入をしております。残念ながら、近年岡山県下におきましても加入率は低下しており、子どもを取り巻く社会情勢の変化によって、組織としての子ども会活動は厳しい状況でございます。こうした中で、美作市子ども会連合会では、公民館講座で制作をしたたこなどを持ち寄りましてのたこ揚げ大会、子どもフェスティバルの開催など、年長の年が上の児童にとってはリーダーシップを発揮する場、これは中学生がボランティアとして参加したり、ことしは林野高校生も参加をしてくれました、そして小さい子どもたちにとっては、そういう具体的な成長の目安を知る機会となるような活動をずっと継続をされていらっしゃると思います。教育委員会といたしましても、子ども会活動の意義や目的、重要性を再認識するとともに、既に活動されている皆さんと知恵を出し合いながら、市のホームページ、広報紙等を積極的に活用したお知らせ、また公民館活動などと連携を図り、支援や協力を行っていきたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

## 8番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの御答弁で1点漏れがあるんですけども、美作市子ども会連合会の事務局というのはどのような形でされておられるのか、美作市教育委員会の中にあるのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。また、7団体加入されているということですが、これらの組織は学校単位であるのか、また地域単位の子ども会であるのか、それぞれ内訳がわかればお聞かせをいただきたいと思います。

今回なぜこのような質問をするかといえば、先ほど教育長も申しされましたが、スポ少もそうなんですけれども、地域の子どもたちが休日など、特に屋外で団体活動をする姿を見る機会が少なくなっているというふうに思います。特に中心部より離れた地域がその現象も顕著であるような気がいたします。学校の授業以外で学ぶこと、それがかけがえのない体験をすることがたくさんあるというふうに感じております。現在の子どもたちにもぜひすばらしい経験をさせてあげたいという気持ちが強いということから、この質問をさせていただきます。いろいろと考えてはみるんですけど、なかなか妙案は浮かばないというのが現状かとは思いますが、何かよい策があれば思い質問をさせていただきました。2回目の質問とさせていただきます。

## 議長（鈴木 悦子君）

大川教育長。

## 教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。先ほどの事務局での御質問でございます。

美作市子ども会連合会の会長等の役員さんは、子ども会の育成者、指導者がされておられます。しかしながら、事務局は教育委員会内に置いているという形でございます。また、現在加入されている7団体でございますが、全て学校単位ではなくて、地域単位で結成されているという形でございます。

この活性化ということ、そしてどのようにすればよいかというのは、なかなか妙案はないんですが、美作市としても目指しておりますのは、子どもたちが愛されていると実感できる家庭、地域社会ということでございます。これを実現するためにも、子ども会活動そしてまた放課後子ども教室、土曜日教育支援事業、土曜日で公民館などでやっております、それから家庭教育支援、親育て応援プログラムという言い方をしますが、保護者の方がいろいろ困っておられる、そうしたことを出し合って相談をする、そうしたいろいろな活動が社会教育を中心にやっておりますが、そういった活動ともリンクさせながら、活性化のために保護者に対して学習機会の提供、情報提供、相談対応などを行っていきたくと考えております。また、新しい取り組みといたしましては、ことし初めて実施いたしました、地域の人材を指導者として危険予知トレーニング、危ないこと、危険なことから身を守るということですが、自然を通じた体験学習を行い、自主性、協調性の向上を図るという研修を実施いたしました。これは、対象になるのは主に小・中学生なんですけれども、小学校の子どもたち、よく子ども会ではジュニアリーダー研修とっておりますけれども、特に上の学年の子どもたちが下の学年の子どもたちを教えていく上で、こういうふうにしたらいよとか、あるいはそうしたリーダーシップを発揮するための場、そうした研修を行うという一環として、この形で実施いたしました。しかしながら、こうした提供も、学校を通じて行わなければなかなか徹底しないということがございますので、学校との連携も図りながらこうした取り組みも行い、そして活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

## 議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から若干私の考え方を申し上げたいと思ってるんですが、安藤議員のスポ少そして子ども会に関する質問をいただいて、担当課にそれぞれスポ少であるとか子ども会の歴史についても勉強していただいたわけですが、まず子ども会については、もともと地縁組織が日本にあって、それを戦前、戦中では隣組の中の子ども会とか名前はいろいろありましたけども、引き継いできて今に至っているわけでありまして。一方で、スポ少は議員の発言にもあったように、基本的には東京オリンピックの遺産です、東京オリンピックをやる、昭和37年にスポ少ができて、39年にオリンピック、こういうことになっているんですけども、その後スポ少が盛んになりました。したがって、子ども会活動の中にあつたスポーツ部門というのは、基本的には種目がえらい違えば違うんですが、スポ少に吸収されていってます。例えば岡山市でもソフトボールとか何かで一部残ってはいますけれども、基本的にはスポ少が子ども会活動のスポーツ分野というのを吸収していったと、こういう歴史があるというふうに思っております。したがって、どう考えたらいいかというのはいろいろあるんですけども、スポ少に吸収された分については、今後スポ少に頑張ってもらうのが一番いいんです。次に何があるかという、2つありまして、文化活動と地域活動なんです。地域活動というのは、議員がおっしゃったようなことである、火の用心かんかんというやつであったり、典型的にいうと、このところ市内でもじっと目を凝らしていると、復活が著しい亥の子祭りとかあの手のお祭りに子どもたちに参加をしてもらう、そういう動機づけや大人からのかかわり合いというのがあって、これは私としては自治振であるとか地域の地縁組織の方々に市としてもお願いをする中で、子どもの地域活動参加というものを随分頑張ってもらってるんですけども、これをさらにやっちょうだいねということと、あるいは学校の登下校とかという班です、これはずっと続いていくとは思ってるんですけども、そこへその地域活動というのを置いといた上で、じゃあ抜けているものがありやせんかということをやっちょうだいねというんです。何が抜けてるかという、文化活動なんです。スポ少ができて、子ども会がそれに依存するということとられていく中で、文化活動までほったらかしになってるケースがいっぱいあるんですが、例えばせんだって大原であった詩吟の発表会がありました。私も教育長も行ったんですけど、小学生が出てました、あれに、すばらしいことなんです。文化少年団という言葉をあえて使いますが、そういうのがあっていいんです。これは非常に重要なポイントでして、スポーツ少年団だけで今度のオリンピックは乗り切れない、文化のオリンピックということもある。ですから、詩吟である剣詩舞というダイレクトに当たり過ぎますが、そういった分野、あるいは大原でいうとヒップホップというのはスポ少になってないでしょう、恐らく文化の世界のほうがあつたと思うんです。それから、ずっと見てますと、マインドスポーツと言われてる中で、囲碁や将棋というのがあつたり、あとゲームというのがあるかもしれないんですけども、いろんなところには文化あるいは学術は無理かもしれんけど、勉強とかということも含めて、子どもたちの活動の中に連帯性を強めるための契機になり得る根っこはいっぱいあるんです。あとは習字とか、書道少年団なんていうのがあつたって別に何の問題があるのか、その先生方というのは、今習字の教室を持っている方が書道少年団の団長、指導員になれば、すぐさまできてしまうみたいなことにもなっているんです。だから、私としては、長い歴史があるそれぞれの制度を見るときに、スポ少を確立する、守ること、それから地域活動については、地縁組織と学校にその意義を改めてお話をし、今やっちょうだいねということがいいことであるということで奨励をする。残っているのは、子どもたちの横のつながり縦のつながり、自然に実は育んでいるはずの文化活動において少年団という形をつくってあげればいけいかなというふうに思います。当市としては、全国大会の出場について、かつてはスポーツオンリーだったんですが、文化面でも全国大会に出るときに奨励金を出すとい

うことに去年おとしぐらいから切りかえているんですけど、それも今私がずっと思っていることの出だしなんです。文化というものもいいじゃないかと、書道を始めた議員がおられると聞いておりますが、そろそろ野球から書道少年団の団長になっていただきたいんですが、そういった広がりということを私は当市としては今後じっくり落ちついて考えていく、そういうことじゃないかなと思っておりますが、まだこれはやや個人的な思いのレベルを脱してない部分がありますので、今後議員の皆さんとの議論の中や、あるいは市民の皆さんとの対話の中で、だんだんそういうものも確立をしていければなど、こんなふうに考えているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

安藤議員。

8番（安藤 功君）

ありがとうございました。市長に総括していただいたようなことになったんですが、子ども会というものは、名前は変われども、そういうふうな文化芸術を通じて、またそういう少年団の組織ということはいいことだなというふうにお聞きしました。市長のお話を聞く前に、総括で亥の子の話を出そうかなとは思ってたんですけど、復活もあるんですけど、消えていっているところも確実に今ありまして、せんだって私の地域でも亥の子が11月に行われたんですけども、1人欠席者もあったんで3人なんです。我々の小さいときは20人とか30人の単位で、それも男子ばかりでやってたんですけど、だからなかなか石をつく花形になりたいんですけど、なかなか中学でも高学年というか、2年、3年にならないと順番が回ってこないんです、石をつく、そんな時代で大きくなってきたんですけど、そういう文化も絶やしてはいけないというように感じておりまして、3人であれ4人であれ、我々保護者がついて幣の切り方とか、それから地域の方々の家にお邪魔するわけですから、あなたはどこの息子さんか、どこの娘さんじゃねみたいなのというつながりを私たちがつなぎ役としてしていかなければならないなというふうに感じておりますけど、さまざまな分野で今後子ども会という子どもの団体活動を見守っていきたいですし、促進に協力していききたいなというように感じました。総括とします。

次、いいですか。

議長（鈴木 悦子君）

次の3項目めからは1時からにしていきたいと思います。

1時まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

1番青山議員が発熱による体調管理のため退席されました。

岩江議員が出席されました。

それでは、これより会議を開きます。

安藤議員、3項目めから始めてください。

8番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、午前中に引き続きまして午後からの質問をさせていただきますと思います。

昼食の後ということで、非常に睡魔が襲ってくる時間帯かと思いますが、子守歌に聞こえないように頑張

りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、3項目めの消防団活動についての項でございます。

美作市の消防団の現状と課題、今後の取り組みについてをお尋ねしたいというように思います。

皆様も十分御承知のとおり、消防団は、私たちに一番身近な存在で、全ての市民の日々の安心・安全に寄与されており、また市民の生命、財産を守るべく日々精進されており、火災等を未然に防ぐ防災活動にも活躍をされておられます。本当に敬意を申し上げたいというように思います。

消防団員の立場は、非常勤特別職の地方公務員であり、消防団は全国に約2,200団体あり、その団員数は約86万人、そのうち会社員が73%を占めるとのことでございますが、最近は女性団員もふえてきており、約2万4,000人おられるそうでございます。消防署などの常備消防職員が約16万人であるそうなので、消防団員はその約5倍の人員がおられることとなります。消防は消火、救急など、国民を災害から守ることを任務とし、市町村が責任を持って実施することとなっております。そして、消防団は、火災時のみの活動でなく、暴風雨による倒木や家屋の損壊などの風害、大雨やゲリラ豪雨等による水害、ことしの冬もそうでしたが、大雪による雪害、けさの答弁の中にも一部出ておりましたが、雪害です、地震などの天災等々、その活動の場は広範囲に及び、火災の消火、災害時の救助救命活動、防災の啓蒙活動など、仕事を持ちながらの大活躍に大変感謝をいたしているところでございます。

昨今の少子・高齢化また地方の過疎化により、消防団員数の減少と高齢化が進んでいたり、仕事と両立ができないであるとか、プライベートを大事にしたいなどの理由により、入団拒否や退団の話聞く機会がふえているような気がいたします。そうした中、現在美作市の消防団の現状をどのように把握しておられるでしょうか。例えば各部隊の消防団員数や平均年齢、各部エリアの人口、高齢化率、要支援者の有無などがございます。また、今後美作市の消防団をどのように維持継続していかれようとしているのかをお尋ねいたします。組織的な方面隊、分団、部のあり方、人的配置、統合等も考えていかなければならない時期が近々到来するというような感じもいたしますけれども、そのあたりのお考えもお尋ねいたします。

また、美作市の消防団協力事業所の数の推移と各企業さんの理解度はどのようになっているのかも現時点でよろしいのでお尋ねをしたいというふうに思います。

また、地域によっては、大学生また専門学生などといった学生さんや女性の入団促進にも力を入れておられるところがございますけれども、美作市では学生さんの対象者は数は、少ないかもしれませんが、何か取り組みを考えておられるのでしょうか、1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕**

それでは、美作市の消防団の現状と課題、そして今後の取り組みについて御答弁をさせていただきます。

まず、美作市消防団の現状でございますが、6方面隊23分団140部1,954名の消防団員で構成されており、有事の際に御活躍をいただいているところでございます。

消防団員数につきましては、各部で新入団員の確保に努めていただいているところではございますが、議員御指摘のとおり、団員の高齢化もあり、議員も御承知と思いますが、80歳になる私の父も現役で消防団活動をやっております。10名から20名程度が減少しております。また、現在の在籍団員の年齢は、地域によって異なりますが、平均年齢は40.39歳となっているのが現状でございます。消防団員は、地域における要援護者等の実情把握を行い、消防活動に努めていただいているところでございます。こうしたことから、現在の若年層だけではなく、将来消防団に入団し中心になって活躍してもらわなければならない小学生、中学生の年代から

消防団活動への理解を深めてもらうことが大事であろうと考えております。そのため、学校での防火教育、防災訓練での訓練指導などに努めてまいりたいと考えておるところでございます。また、滋慶学園の開校を機に、学生消防隊を導入したいと考えており、本年度中に一部条例、要綱の改正を行いたいと考えております。

次に、消防団協力事業所の数とその理解度についてですが、現在消防団協力事業所として協力をいただいている事業所は13事業所あり、消防団活動をしやすい環境づくりに努めていただいているところでございます。なお、近隣の状況ではございますが、津山市にあっては6事業所、それから奈義町にあっては2事業所、また勝央町西栗倉村ではまだ登録はないというふうな状況になっております。今後も消防団協力事業所の推進に努めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干補足をさせていただきますと、今危機管理監のほうから申し上げたように、細かいこと、小さなことも含めて、いろんな消防団活動の促進のための仕事というのはあるんですが、午前中の答弁でも言いましたけども、一方で大きなこともどんとやらなければいけない。行政報告でも申し上げましたけども、平成34年の日本全国の消防操法訓練大会を当市に誘致しようということをお願いをしておりますが、せんだって消防団幹部との懇親会、懇談会があったんですけど、皆さん熱意を持って、これについてはやらねばならない、それを美作市消防の発展の一大契機にしたい、操法のレベルのみならず、今お話があったように、団員であるとかあるいは地域との結びつきであるとかいろんな意味で大きな契機にしていきたい、発展の契機にしたいということになっております。この部分を私が申し上げてるのは若干夢がございまして、来週でしたっけ、12日、日本消防協会のほうから詳しく話を聞かせるという要請がありまして、それで議会中ではございますけども、ぎりぎり会議日程が合うとは思ってるんですが、危機管理監に市を代表して消防協会に行って、しっかりとプレゼンをしていただいて、この本件についての方向性をよいほうに決めていただくことになっておりまして、びびることなくしっかりとやってきてくれるものと思っております。本人に成りかわりましてその点を補足をいたしまして答弁の一部にいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

2回目です。

行政報告の中でございましたか、操法訓練大会の全国大会はぜひとも危機管理監には美作市消防団を代表して、消防団員ではないんですけど、頑張ってください、ぜひともかち取ってきていただきたいと思えます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど危機管理監のほうからも80歳を超えてみたいなお話もございましたが、本当に何度もお尋ねして恐縮なんですけど、少子・高齢化、過疎化の真ただ中にある現在の美作市消防団の将来図を見据えて、今後の消防団組織の改革や再編など、再度お考えをお尋ねをしておきます。

また、一人でも多くの方々に消防団組織を理解していただき、団員数の適正な確保のための模索をしていかなければならないと思えますが、市としてはどのようにお考えか、これも再度お尋ねをしておきます。

次に、消防団協力事業所に関してなんですけれども、13事業所の登録があるのとこととでございますが、近



隣の市町村から比べると、美作市では協力いただいている業者の方が本当に多いなというのを改めて感じさせていただきました。本当にありがたいことだというふうに思います。いま一度消防団協力事業所の沿革と概略でよろしいので、内容をお聞かせいただけますでしょうか。

以上、2回目とさせていただきます、お願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

皆木危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕**

それでは、2回目の御質問の件でございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、小学校、中学生の時代から消防団活動への理解を深めてもらうため、防火教育それから防災訓練での訓練指導、滋慶学園の学生を対象に学生消防隊、これは〔聴取不能〕活動が主な活動となる機能別団員制度、それと就職支援を行おうということで、学生消防団活動認証制度という制度がございますが、こういったものを導入を図るなどし、団員確保に努めてまいりたいと考えております。なお、消防団組織の改革それから編制につきましては、この件につきましては、地域からの御要望それから御相談を受けながら検討してまいりたいと考えております。

次に、消防団協力事業所についてですが、全消防団員の約7割が被雇用者と言われております。消防団の活性化を図るために、被雇用者が入団しやすく、消防団員として活動しやすい環境の整備が求められることから、国では消防団員を雇用する事業所の消防団活動への一層の理解と協力を得るため、消防団活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度が構築されました。このことを踏まえまして、本市でも平成27年度より、制度の導入を図り実施しており、現在13事業所の協力をいただいておりますという状況でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

3回目ですね。御答弁をいただきましてありがとうございます。

平均年齢が先ほど40歳ということなんですけど、私は23歳で消防団に入って、43歳で退団したんですけど、20年間務めさせていただいたんですけど、そういう話を他の地域ですると、恵まれとる地域じゃなということはよく言われます。なぜ43歳で退団したかという、もう次の若手が待ってるんです、だから上が抜けていって入団してもらおうという形だったんですけど、そういったことの少ない地域でそういう話をすると怒られることもよくあるんですけど、今後いろんな形で団員確保に努めていただきたいということは要望しておきます。

それから、3回目なんですけど、先ほど今までの質問は大きな枠での話だったんですけど、実際消防団員の危険というかそういうところを鑑みたときに、1点だけお尋ねしておきたいとございまして、消防団の消防車等が防火水槽であるとか河川の給水ポイントというのがあると思うんですけど、そういった場所に有事の際、火災等のときに車両がもう安全に進入でき、また安全にそこから脱出というか退出できるのかというようなことは確認はされているかどうかということをお尋ねをしておきたいと思います。夜間等には危険がととも伴うと思いますので、そういった車両の給水ポイント、給水所内の確認をされているかどうか、また小学校なんかはプールを消防水利、横にこんな機具がついてこう刺すようなところがあるんですけど、あれも例えば学校の門が閉まってたら使えないとかいろんな問題もあるのかなという気がするんですけど、そのあたりも含めて、消防団員の危険、また消火ができなかったというようなことがないように確認されよう

るかどうか御質問等させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

皆木危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**〔登壇〕

3回目の御質問で、施設の確認ができていのかどうかということになるかと思えます。

消防水利につきましては、消防水利の基準というものがございます。古いんですけど、これは昭和39年にできた消防庁の告示に基づく基準でございます。この基準の中に、全部言ったら時間がありませんので、1つの消防ポンプ自動車容易に部署できるという基準がございます。ちょっとアバウトな基準ではございますが、そうしたことを踏まえて、これは、常備消防はひごろの仕事の中で地水利調査というのを行います。河川の場所であるとか、それから防火水槽の取口であるとかというのを地図を見ながら確認をしております。議員も御承知のとおり、消防団員というのは、お仕事を持った中でボランティア的な活動をされておるのが現状であります。そういった中で、じゃあそれが全て団員の方が承知されとるかというのと、これはなかなか難しいところがあるんじゃないかなというふうに思っております。地区の水利であるとかというものにつきましては、各部で把握をされておりましたが、部を離れた出動範囲の中で、じゃあそれが全て把握できているかというのと、これは疑問視がされるころだと思えます。今後当然消防団員がおけがをなされたら困りますので、できるだけ情報を収集いたしまして、何らかの方法でわかるようには努めてまいりたいと思っております。幾らいい施設があっても、そこに行く道とかが狭かったりすると、本当に一分一秒を争う火災現場でございます。今後いろいろと研究を重ねまして、いい方法を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員、総括です。

**8番（安藤 功君）**

わかりました、総括でございます。

るお答えをいただきましてありがとうございます。

いずれにしても、市内の消防団活動も本当に高齢化、高年齢化というのが進んでいるのは事実でありましょうし、いろんな形で地域のいろんな諸事情もございましょうし、一概にこの場でじゃあこうしようという結論が出るような話ではないので、これでやめにしますけれど、いろんな地域にも目を配っていただいて、適切なアドバイスであるとか、また相談事に乗っていただければいいのかなというふうに思いました。消防車両の給水ポイントの案件に関しましても、消防団員の危険が及ばないように、でき得る限りの安全対策というのをとっていただければいいかなと思います。

この項を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

では、続いて次の項に入ってください。

**8番（安藤 功君）**

それでは、4項目めでございます。

指定管理、業務管理委託についてという項でございます。

まず、観光施設等美作市の指定管理、また給食センター等業務管理委託の現状と課題、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。今回の質問はここまでが現状と課題、今後の取り組みシリーズになってしまい

ましたけれども、そういった今回は流れでお聞きをしております。

まず、美作市内の指定管理、業務管理委託の施設形態ごとの施設はどのようになっていますでしょうかお尋ねをいたします。指定管理者、業務管理委託業者の市内事業所における従業員数、またそのうちの市内に住民票のある方、市民の方、そうでない方の人数を把握されておられるかどうかをお尋ねをいたします。

また、昨今導入が増加していると聞いております指定管理者や業務管理委託業者への労働条件審査について、どのように考えておられるかお尋ねをしたいと思います。この労働条件審査というのは、少し説明をさせていただきますと、国の説明によりますと社会労務士による労働条件審査は、一般競争入札等により、国または地方自治体が行う公共事業の実施に関する委託を受けた企業について、労働基準法等の労働社会保険諸法令に基づく規程類、帳簿書類の整備状況を確認するとともに、その規程類、帳簿書類の内容のと通りの労働条件が確保され、労働者が生き生きと働くことができている職場になっているかを確認するものということでございます。そして、近隣他市町村の労働条件審査の導入状況を美作市としてどのように把握されているか、以上についてお尋ねをしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

安藤議員の指定管理、業務管理委託についての御質問でございます。

まず、指定管理の施設形態、所管ごとの施設についてお答えをさせていただきます。

現在指定管理をしている施設は33施設でございます。内訳につきましては、農業振興課所管分で、特産館みまさかほか2件、観光振興課所管分で、作東バレンタインホテルほか9件、健康づくり推進課所管分で、勝田東放課後児童クラブほか8件、高齢者福祉課所管分で、大原居宅サービスセンターほか6件、そして社会福祉課所管分では、いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホールそして多目的運動広場の1件、それから作東診療所所管分では、梶並診療所ほか2件でございます。また、指定管理事業所におけます従業員数と市内に住民票のある方の人数についての御質問ですが、本年29年10月1日現在の各施設の合計人数について問い合わせをさせていただきました。結果、常勤者が90人、非常勤者が260人の合計350人ございまして、そのうち住民票のある方は270人との報告を受けております。人数につきましては、年度終了後に各指定管理者から提出されます事業報告書により確認をしておりますが、住民票の有無というところまでは確認ができておりません。

次に、指定管理者への労働条件審査についてどのように考えているかとの御質問でございますが、総務省自治行政局長通知の指定管理制度の運用についてというものの中で、指定管理者の選定に当たっては、労働法令の遵守や雇用労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することと記されております。当市におきましては、指定管理者を募集する際の仕様書等に労働基準法や関係法令の遵守を定めるとともに、外部有識者の意見も踏まえ、選定委員会にて指定管理者の選定に当たっております。また、実施状況の点検につきましては、担当課と事業者で確認を行っておりますが、労働者の人件費が不当に低く抑えられたり、勤怠管理の確認というそういうところまでは確認ができておりません。また、他市町村の労働条件審査の導入状況でございますけれども、近隣市町村へ確認をいたしましたが、どの市町村も導入はしておらず、今後も予定はしていないというふうな回答を得ております。当市といたしましては、他市町村の導入状況を踏まえながら、今後検討をしてみたいというふうに思っておりますのでお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

妹尾環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

安藤議員の環境部所管分についてお答えをさせていただきます。

まず1番目に、指定管理、業務管理委託の施設形態ごとの施設数はどのようになっていますかということですが、環境部所管の施設の管理として委託している案件は、クリーンセンター管理課では、美作クリーンセンターのごみ焼却運転管理業務を美作市クリーンセンターエネルギー回収推進施設維持管理業務委託として市外業者1社と、下水道課では、下水処理場27施設を運転管理業務委託として、合併浄化槽439基について、維持管理業務委託として市内業者3社と委託契約をいたしております。続きまして、指定管理者、業務管理委託業者の市内事業所における従業員数、そのうち市内に住民票のある方、そうでない方の人数を把握されていますかということにつきましては、美作市クリーンセンターの維持管理業務委託業者につきましては、市内に事業所はございません。下水処理場等の委託業者の市内事業所における従業員数は42名であり、そのうち市内に住民票のある方は28名となっております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

江見保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

保健福祉部所管の内容につきまして御報告をさせていただきます。

指定管理の状況につきましては、先ほど岡本総務部長のほうから回答しました内容に含まれておりますので、省略をさせていただきます。委託業務、管理委託の施設数につきましては、障がい者の作業所が1施設、それから病児病後児保育所が1施設、それから院内保育所が1施設という状況でございます。これらの施設の従業員の雇用の状況ですが、障がい者作業所につきましては、常勤で市内在住の方が2名ということですので。それから、病児病後児保育につきましては、非常勤の方で市内の在住者はそのうち3名ということでございます。それから、院内保育所については、常勤の方が2名ですが、市内在住の方はおられませんという内容でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

経済部関係について答弁させていただきます。

観光振興課関係の指定管理者、これによりまして運営している施設が10施設ございます。合計での従業員数は、常勤者34人、非常勤47人の合計81人でございまして、市内在住者が68人ということで報告を受けております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

教育委員会所管部分につきましては、美作給食センター及び勝田給食センターの2施設におきまして、調理業務、洗浄業務、運搬業務を委託しております。従業員数は、両施設で22名、うち19名が市内在住者というふうにご報告を受けております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8 番（安藤 功君）**

御答弁をいただきました、ありがとうございます。

たくさんの指定管理であるとか業務委託であるとか、たくさんの方々がお働きになっているというのを改めて感じさせていただきました。恐らく軽微なものを含めれば、もっともっとたくさんあるのではないかなという気はいたしておりますけれど、そうした中で質問させていただきましても、2回目でございます。

今回の質問の意図として、大きな理由のまず1つ目は、指定管理にしても業務委託にしましても、可能な限り美作市内の方々の雇用につながるような施策をしていただきたいという思いと、市内業者で受託できる案件があれば、優先して取り扱っていただきたいという思いからでございます。そのあたりのお考えを再度お尋ねをいたしておきたいと思っております。

また、2つ目として、労働状況審査に関しては、労働基準法を初めとした労働社会保険諸法令に反する企業への業務委託の防止のため、また当該施設やサービスを利用するまたは享受する美作市民の方々への安心・安全の観点や、サービス低下などを防ぐため、そして第三者機関の公平公正な視点を取り入れることを目的といたしまして質問をさせていただきました。2回目の質問とさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

それでは、議員2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

今回議員がされた御質問を頂戴いたしましたときに、議員の思いというのはある程度想像はしておりました。指定管理にしても業務委託にいたしましても、特殊な技術あるいは管理の特殊なノウハウ等が必要な案件というものにつきましては、やむを得ないと考えておりますけれども、そのような特別な事情がないものにつきましては、当然市内業者の方を優先に委託を行うこととしております。なお、市外の事業者の方に委託する場合におきましても、市内の方の雇用がなければ、委託する効果が半減するというふうに思っておりますので、今後も市内優先の方針を変えるということは考えておりません。また、指定管理者への労働条件審査でございますが、委託先の事業所で働く方々の労働環境をよりよくするためには効果的な制度であるというふうに思っております。このことから、指定管理制度を集約そして所管しております企画振興部とともに、近隣町村の動向も見据えながら、また全国的な優良事例というものも調査した上で、導入について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8 番（安藤 功君）**

総括します。

岡本部長に御答弁いただきまして、今おっしゃられたことを前向きに御検討いただきたいというふうに感じております。労働条件審査に関しても、そういうシステムの導入が急がれるというかというよりも、指定の際にいろんな疑義というか不透明感というか公平公正が欠けてるんじゃないかというような議論も起きなくもないと思っておりますので、ぜひともそういった導入も前向きに検討していただきたいをお願いをいたしまして、次に移ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

5項目めに続けて入ってください。

**8番（安藤 功君）**

それでは、最後となりました5項目めでございます。

若者を初めとし、老若男女が集える場についてをお尋ねをいたします。

美作市民多くの皆様方から、例えばファミリーレストランやファストフード店、レンタルビデオ店等の誘致をしてほしいとの声が非常に多くございます。市としての誘致は今後考えられないか、美作市の大きな魅力の一つとなると考えられます。他県や他市でもさまざまな取り組みや取り組みの実践の報道を見聞きすることがよくあるのですけれども、美作市でもぜひ誘致してほしいとの要望を特に若い世代の方々からお聞きするのですが、こういった取り組みはなかなか個人ではできません。どんどん人口がふえている、また人口増が期待できるような地域では、何もせずとも企業さんのほうから建設、営業をされるのでしょうかけれども、私たちの美作市においては、やはり誘致活動が必然的に必要になってくるのではないかと考えます。

そこで、市として何らかの形で誘致活動ができないものでしょうかお尋ねをいたします。県外に出てさまざまな地域を見たときに、美作市と人口的に同規模の自治体で、全国的に名の知れた商業施設が多く見受けられることがございます。それには立地に関しての地理上の理由であったり、商圏、道路の通行量や鉄道等の交通事情、また競合店の有無、出店戦略なども関連していると思えますけれども、美作市でも誘致が不可能ではないと考えますが、いかがでしょうか。若い方々の集まりで話をすると、必ずといっていいほどこの話は出てまいります。誘致に適したよい場所もあるように思いますが、いかがでしょうか。

また、別の観点から地方創生において、官民連携の成功例はたくさん報告されていますが、美作市においても、そうした視点からも誘致に取り組んでいただけないかというふうに考えます。さまざまな分野で官民連携については、民間事業者の新たな商機を創出し、ひいては地域経済の活性化や雇用増などの効果も期待できると前向きに評価する声も多く聞かれています。例えば、都市計画などに民間のアイデアを反映できたり、民間資産の活用が期待できます。実際に市有地や民有地を利用して、官民で複合施設を開発し、町のにぎわいを取り戻している地域もございます。また、別の例としても、市役所と商業施設が同居しているというケースもあるようでございます。さまざまな知恵と工夫次第でまだまだ未知の可能性があるように感じますが、御答弁よろしくお願いをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

多岐にわたり得る質問なんですけど、まず具体的な市民の方々の要望の実態を見ますと、まさにおっしゃるとおりでして、特に若い世代からは全国チェーン的な、レンタルもそうですが、コーヒーショップ、レストラン等々について、何とか持ってこれないかという声があります。また、転入転出のときの調査においても、そういったところも出ておりますので、本市としては競争力を高める上で非常に重要なポイントになりつつあるということでもあります。

次に、実態でありますけれども、おっしゃるとおりそういうことで官民連携の一環として、今申し上げたようなサービス産業の誘致というものを進めている事例はあります。典型的なのは、鳥取県知事が一生懸命やったスターバックス鳥取、ポケモンGOもそうかもしれません、それから高梁でTSUTAYAの関係もあります。TSUTAYAは一時うちにも若干興味を示しておったんですけども、駅との関係でいうと微妙なところもあります。簡単ではありませんけれども、これからの町の発展のために、いろんな知恵を絞っ

ていこうというふうを考えておりますし、また少しでございますけども、議員の皆さんの中でお知恵をかし  
ていただく方もございまして、今若干オファーというか候補になってはどうかというようなことも議論をし  
ている件もございしますが、何せ相手が民間ビジネスでございますので、ここで特に名前を申し上げることは  
差し控えさせていただきます。これからもどうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

市長に御答弁をいただきました。

必ずといっていいほど若者たちの切実な願いとして、そういったものを誘致してほしいということは正直  
なところよく聞きます。なかなか一朝一夕にいかないですし、そう簡単にいく話ではございませんので、今  
後も前向きに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、この項を締めさせていただきます。

12月ということで1年たつのは早いもので、ことしもあつという間に過ぎ去ろうとしております。市民の  
皆様方また執行部の皆様方、議員の皆様方におかれましては、健康には特に御留意をいただきまして、きょ  
う発熱で帰られた議員もおられるようでございますので、健康な状態で年を越していただいて、夢と希望の  
ある新年を皆さんで迎えたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

これもちまして平成29年12月定例議会での私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました  
ました。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番5番、議席番号8番安藤功議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番6番、議席番号12番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）〔質問席〕**

それでは、議長の許可をいただきましたので、12番萬代、12月の定例議会の一般質問に入らせていただき  
ます。

私は、今回は3項目について一般質問させていただいております。

1項目といたしましては、市道の管理につきまして、2項目めにつきましては、大芦高原温泉につきまし  
て、3項目めにつきましては、観光振興についてでございます。身近な問題でございます、簡潔な御答弁を  
いただくようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1項目めの市道管理についてでございます。

平成28年10月18日付で、規則第60号で美作市道路愛護作業奨励金支給規則の定めによりまして、市内が統  
一された奨励金によりまして、作業延長が100メートル当たり700円、これに乗じた額が支給をされておしま  
す。これは、地域の住民の皆様方が自分の地域を共同作業で自分たちの生活道を守るという道路愛護の団体  
でございます。この団体の状況を各地域ごと、旧町村単位でお尋ねをいたします。

次に、市道の延長は、総延長といたしまして978.8キロメートルでございます。その内訳といたしまして  
は、1、2級の幹線道路、そしてその他の道路というふうに分類をされております。それぞれの道路におき  
ましては、路肩の草刈りであろうとか、また道路側溝の掃除等が実施されております。作業手法といたしま  
しては、市のほうが業者のほうへ発注する委託業務によるものがございます。その道路延長をお尋ねをいた  
します。また、この業者委託とする場合の要件、こちらについてもお尋ねをいたします。業者委託の作業延  
長また経費と先ほど申しました愛護団体の方が実施されておる作業延長について、またその経費についても

お尋ねをいたします。

美作市におきましても、高齢化率が40%を超えるようになっております。地域によっては高齢化そして過疎化の著しい進行によりまして、草刈り作業等ができていない地区が見受けられ、これは年々増加傾向にございます。地区を守るために頑張っておられる方への支援こそが必要と考えております。対策についてのお考えをお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

萬代議員の市道の管理ということでお答えをさせていただきます。

まず、道路愛護団体の状況でございます。

平成28年度実績によりますと、勝田地域で20団体ございまして、延長が106.9キロ管理をさせていただいております。次に、大原地域では22団体でございまして108.2キロ、東栗倉地域では6団体で51キロ、美作地域では49団体で143.1キロ、作東地域では54団体で224.7キロ、英田地域では20団体で58.7キロ、全体では171団体692.6キロメートルを実施をさせていただいております。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

次に、幹線、その他道路の草刈り等の実施状況についてのお尋ねでございます。

最初に、業者委託の要件でございますけれども、交通量が多く、作業が危険な区間、沿道に人家、店舗などが無い区間が1キロメートル以上ある区間、道路愛護事業等で対応が困難な箇所などを目安として委託をしております。次に、その委託をしております実施延長並びに経費でございますけれども、28年度実績では、延長60.8キロ、事業費で1,616万2,000円となっております。道路愛護事業での実施延長は、草刈り以外の側溝等の掃除、缶拾い等も含みますけれども、先ほど答弁いたしましたとおり692.6キロとなっており、経費は484万8,000円を報償金として支給をしております。単価的に申しますと、委託で出しますと、1キロメートル当たり26万6,000円、これも一概に場所によりますんで、確実なことは申せませんが、全体でいいますと26万6,000円、道路愛護でいいますと、先ほど議員言われましたとおり、1キロメートル当たり7,000円というふうになっております。

草刈り等でできない地域の地区の対策ということでございます。人口減少や高齢化により、従来からのコミュニティ機能が低下し、維持存続が危ぶまれる小規模高齢化集落の拡大が全国的な課題となる中、議員がおっしゃられますとおり、地区の活動を今後も続けられるか不安視する声も聞かれますが、美作市において、現在さまざまな施策の取り組みが行われ、流入人口の超過など一定の成果もあらわれており、人口減少や高齢化にも少しでも歯どめがかかればというふうに思っております。

さて、市道の草刈りなどの作業に関しましては、道路愛護事業では、地域の皆さんが最も利用する道路を協力の協と働くという字を合わせた協働の観点に立って、地域と行政が互いに補完をし合いながら市道の管理を目指すという意味で、地域の協力は不可欠であります。続けられる限りお願いをしたいところではございますが、不可能となれば、業者委託というようなことへ移行を検討する必要があるというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**



ありがとうございます。

各地区ごとの団体数また作業延長の報告をいただきました。合計では、市内で171団体が道路愛護事業に取り組み、その作業延長につきましては692.6キロメートルということでございます。まさに市道の総延長、先ほど申しました978.8から見れば、約71%については地元の方々に頑張っていただいとるということでございます。

また、答弁の中で草刈り等が不可能となれば、委託等も検討するというところでございますけれども、1つここで県の取り組んでおる同じような事業がございます。これは、県のほうが管理をしております県道また河川等につきましてでございますけれども、同様に清掃、草刈り、花壇等、それぞれの地域で環境美化を行う、これは10人以上を構成人員とした団体がおかやまアダプト推進事業に取り組んでおられます。県下の状況といたしましては、全部で1,761団体が登録されております。美作市におきましては、それぞれ旧町村ごとの地域ごとで申しますと、東栗倉地域で13団体、大原地域で17団体、英田地域で34団体、美作地域で47団体、作東地域で43団体、勝田地域で3団体、合計いたしますと美作市内で157団体が活動をされています。このアダプト事業につきましては、基本的なごみ拾いまた道路標識の清掃にあわせまして、草刈りをするとかまた花壇等の手入れをするという付加型を多くの団体の方がそれに取り組まれております。年間の3万円の交付金を受け取って、地域の美化に努められております。作業に伴う傷害また賠償責任保険、こちらについても県のほうの負担で入られておるように聞いております。このアダプト事業の取り組みを先ほど申しました市の道路愛護作業奨励金制度のほうに取り組む、その参考にされるお考えがないかお尋ねをしておきます。

次に、市道の草刈り等で業者委託の延長は60.8キロメートル、総事業費につきましては1,616万2,000円との答弁でございました。総延長に対しましては約66%、延長だけでいきますと6%に当たるものです。また100メートル当たりでは、答弁にあったとおり2万6,600円ということで、道路愛護の100メートル当たり700円とは大きな差もございます。それは奨励金制度ということで、皆様には御無理を言っとるところでございますけれども、この金額につきましても見直す必要があるのではないかと私は思います。また、市のほうのお考えをお尋ねいたします。

次に、時節がら、市長の答弁にもあります雪害等もそういう時期になってまいります。除雪についても、幹線道路については、業者委託ということで、除雪をされておると思うんですが、その他につきましては、地元の方々の労力によって除雪をされて、生活道を守られとります。こちらにつきましても、同じ道路愛護制度の方での取り組みができないかなと考えております、お考えをお尋ねをします。

次に、県道におきましてですけども、最近路肩の補強コンクリート工事をよく見かけるようになりました。県のほうにお尋ねいたしますと、のり面の保護、それから維持管理の軽減、それから視認性、専門用語ですけど、要は見通しです、見通しの確保を目的として、平成23年度より張りコンクリートとかモルタル吹きつけなどで耐久性にすぐれた工法として、景観に配慮して実施しているということでございます。事業費につきましては、これは概算でございますけれども、100メートル当たりざっと50万円ということで、これを一時的に高いんですねと申しますと、割高には見えるけれども、長いスパンで見れば目的のとおりで、維持管理の軽減につながるんですという説明でございました。

市道におきましても、これから先10年、20年先を見据えて作業をされる方の労働力確保等を考慮いたしまして、この路肩補強コンクリート工事の取り組みを検討すべきと考えます。市の考え方のほうをお尋ねをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

前半部分についてお答えして、後で路肩とかのり面のコンクリートについては担当部長からということなんですが、議員御案内のように、この問題の本質は、過疎化というか高齢化というか、地域における働き手の極端な減少ということでもあります。そのことの影響は、草刈りだけじゃなくて、いろんなところに出てるんです。配り物をするにもなかなか配れないとか、声かけもできないとか、あるいは類似の問題でいうと、これは日笠議員の質問にありましたけども、買い物ができないとか、あるいは裏山の管理ができなくて石がたくさん出るとか、雪の問題もそうですし、いろんなことが複合的に発生してます、この結果として。ですから、こういった問題については、複合的な対応が多分必要になってくるんだろうとなどは思っています。その一つは、先ほどおっしゃった維持管理が安いような手法の導入ということにもなるだろうし、あるいはもう少し元気が出るような、地域の方々がそれじゃあやろうかというようなことで頑張っていただけるような、例えば保険はもうついているような県のアダプトシステムを参考にするといったことも、当然我々としても参考にしていかなきゃいけない、あるいはこの間自治振のレベルで見ますと、32あったのが1個減ってる、これは合併統合したわけです。そのことによって、自治振単位ではございますけども、地域を維持する機能というものが保持をされている。そう考えたときに、もう一個下の基礎的な地縁団体である、私どもの言葉で言うと小部落というんですか、これについても、市として維持ができなくなるのであれば、隣の部落と一緒に共同運営をしたらどうかというようなことを頭を整理した上で勧告あるいは推奨するといったことも含めてやっていかなきゃいけない。そして、ちょっと大きな集団として、地域を守る力をお互いに助け合いながら出していくというような方策も考えていかにゃいけないというふうに、地域を回るたびにいつも思わせていただいているということでもあります。もちろん根本の対策としては、人口がふえて、新しい子どもが生まれてということになりますし、その兆候もあるんですけども、その兆候が確実になるまでは、今申し上げたように、限界的なところに対しての厚い目配りというものが当然必要になってくると思います。したがって、今おっしゃったことは私どもの最重要の検討課題として常に検討しながら御報告をしていきたいと思うんですが、今申し上げたような思いがあることだけをきょうは御理解を賜ればというふうに思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

萬代議員の2回目の御質問です。

市長のほうから地域の清掃活動、草刈りとか活動について、総括的に答弁がありましたので、私は除雪作業と路肩の補強コンクリートということでお答えをさせていただきます。

まず、除雪作業の支援についてでございますけれど、自治会等が主体で行う場合、雪の多い勝田地区と東栗倉地区には、市所有の小型除雪機を貸し出し、市民との協働により実施をしておるところでございます。現在の除雪体制では、委託計画路線は地区間を結ぶ主要道路、地区内の主要な生活道路となっており、その他については、原則自助、共助により地区でお願いをしたいように思っております。しかし、ことしの1月、2月の豪雪では、一時的に孤立をするという住宅も発生する事態となりまして、他地域の委託業者や委託業者以外の業者にも応援を受けての復旧に当たった経緯もございます。したがって、災害とも言える事態に対しては、委託路線以外についても緊急対応の体制で臨みたいというふうに思っております。ま

た、高齢化等で地域の自助、共助による除雪が困難な箇所や路線があれば、積雪量や除雪頻度などを見ながら、除雪路線追加の検討も行う必要もありますので、区長さんを通じて御相談くださればというふうに思っております。

次に、国・県道等で現在実施をされておりますのり面の張りコンクリートやモルタルの吹きつけでございますが、我々といたしましても必要性が高まっているというように理解しております、のり面のほうや維持管理の軽減が図られることから、実施を検討したいというふうに考えております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

市長並びに部長のほうから答弁をいただきました。市長の答弁の中でも、厚い目配りをする、その裏にはこの市道そのものがそれぞれの地域の日常生活道路だと、それを守るんだという思いで厚い目配りをするというふうにおっしゃられたものと解釈をしております。また、説明いただいた数字の中から、草刈り等できてない市道の延長は、引き算した数字なんですけど、ざっと225キロほどございます。この中には、当然市街地だから草刈りそういうものが不要な道路もありましょうが、大部分は高齢化また作業する人がいない、そういうふうなことで、やりたくてもできない地区がたくさんあると思います。どうぞその現状把握をしっかりといただくことと、またそのような地域の皆さんがこれからも安心して暮らせるような施策、これは市民サービス性になるかと思えます。どうぞそのことを強く要望をいたしまして、この1項目めを終了させていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めは10分間休憩の後をお願いします。

これより10分間休憩します。

午後2時04分 休憩

---

午後2時15分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

萬代議員、2項目めから始めてください。

12番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、2項目めでございます、大芦高原温泉についてでございます。本件につきましては、ことしの6月の定例会に引き続いての質問でございます。

株式会社雲海損害賠償請求訴訟については、その6月議会では、本年秋ごろには判決が出るのではないかとこのように考えているところとの答弁をいただきました。いまだ判決が出たとは聞いておりません。判決がおこなわれている原因をお尋ねをいたします、また今後の見通しにつきましてもお尋ねをいたします。

次に、経営改善についてでございます。

6月議会では、アウトドアやスポーツによる集客増が見込まれる状況にある、営業時間の変更により効率的な人員配置と周辺整備や関連施設との連携強化による経営改善に取り組むとの答弁でありました。これまで具体的にどのような取り組みをされたのか、また今後どのような取り組みを考えられておられるのかお尋ねをいたします。

次に、周辺施設の整備についてであります。

野球場の改修工事については、10月下旬ごろからライト側のネット、またライト側の外野後方のネットの張りかえ工事を行われました。現在は内野の整備が進んでおります。ショウワコーポレーションの野球部にかかわる今後の野球場及び関係施設の整備計画をお尋ねをしておきます。また、この野球場の整備につきまして、1,252名の方の署名を添えて提出されましたグラウンドゴルフ場整備についての要望書に伴い、現在はコース等のレイアウト等が検討をされております。グラウンドゴルフ場整備に係る今後の予算措置及び工事の時期等はどのような予定で進められるのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、雲海訴訟の現状についての御質問にお答えさせていただきます。

6月議会でこちらの感触として、本年秋ごろには判決が出るのではないかと答弁をさせていただきましたが、途中で裁判官の人事異動があり、また争点となります事実の特定と調べるべき証拠の絞り込みに相当時間を要しておりまして、11月22日に11回目の弁論準備手続を行うなど、いまだ終結に至っておりません。6月議会では安易に時期を申し上げましてまことに申しわけございませんでした。このような状況でございますので、今回は判決の今後の見通しについて、私どものほうから意見、考えというのを申し上げることを差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

経営改善の取り組みについて、具体的にどうかということでございます。

まず、その準備といたしまして、施設のオープンの時間を正午から午前10時に2時間早めることについて試算を行いました。メリットとしては、年間に入湯者数約4,600人の増加が見込まれますが、現状では職員をふやす必要があることから、人件費等収入以上の経費がかかることが想定されます。営業時間の変更は効率的ではないという判断を今しているところでございます。しかしながら、現状の職員体制の中で、休日に2時間時間を早めまして、試験的な実施を検討していきたいというふうに考えております。また、来年1月から予定しております雲海浴室天井の大規模修繕に伴う休館後の対策としまして、県南地域や西播地域に向けまして、温泉つきバンガローのPRなど、集中的な営業活動を行うとともに、施設各部屋の利用を見直しまして、レストラン部分の利用や団体客の皆様の受け入れに和室の活用ができないか、そういうことを検討いたしまして、周辺施設や地域と連携して、市民の皆様さまざまな活動の場になるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。なお、議員に御指導いただきまして、先日雲海の支配人、周辺施設関係者、英田総合支所、担当課の職員出席のもと、雲海連絡会議を開催しておりまして、関係者の情報の共有と連携策について意見交換を行ったところであります。会議の中で出された連携策等のアイデアについては、順次検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

3点目の周辺施設の整備についての御質問でございます。

まず、野球場の本年度の改修内容につきましては、バックネット裏、1塁側のフェンス、ライト側外野の一部防球ネットの設置や内野グラウンドの土を黒土への入れかえを平成30年1月末完成予定で工事を進めております。また、現在バッティングゲージの購入の手続きも進めているところでございます。今後の計画についてでございますが、ショウワコーポレーションから体育館の通年使用の要望が寄せられており、使用するために必要な施設整備については、ショウワコーポレーションが行うことや、ショウワコーポレーションが使用しない場合は、市民等の使用を認めることを条件に、年間を通して貸し出しを行う方向で調整を図ってまいりたいというように考えております。

次に、グラウンドゴルフ場に係る今後の予算措置及び工事の時期等はどのような予定かということでございますが、新たなグラウンドゴルフ場の整備につきましては、大芦高原多目的広場の大芦池の上にあるテニスコート周辺を整備する方向で、英田グラウンドゴルフ協会等との協議が調ったところでございます。今後の予算措置についてでございますが、まず本年度は現行の予算の枠で森林整備の一環として、立木の伐採を計画しております。そして、平成30年度の肉づけ予算で整備をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**

それぞれ担当部長のほうより答弁をいただきました。この3項目につきましては、全てが経営改善につながるものでございます。

まず、1点目の訴訟につきましては、結審することによりまして、当然のことながらイメージがアップします。また、訴訟に関係するとして、今閉鎖されておるかつての大広間、これの有効活用ができます。当然そのことによりましての集客増が見込まれるものと考えております。

次に、2点目の経営改善でございますけれども、10時からとした場合の試算では、効率的でないという答弁でございました。再度申し上げます。6月定例議会でのこの一般質問につきましては先ほど申しましたとおりで、アウトドアスポーツに集客増が見込まれる状況にある、営業時間の変更により、効率的な人員配置と周辺施設や関連施設の連携強化に経営改善に取り組むとの答弁をいただきました。この答弁は、私は非常に前向きで積極的な大いに期待を抱いた答弁でございました。それが今回は効率的でないと判断した、その試算の内容についてお尋ねをいたします。10時から営業とした場合の年間の増加する入湯者数4,600人の積算根拠そしてその増加率について、またデメリットとして、人件費等収入以上の経費がかかるということでございますが、収支の内訳を詳しく説明をしてください。

次に、浴室天井の工事を来年からやるということでございますけれども、1月からということでございますけれども、これは約1カ月半の工事期間を要すると聞いております。その間委託をしております軽食コーナー、また受託を受けておるグラウンドゴルフ場等々のスポーツ施設取り扱いをお尋ねをします。また、その間職員等の処遇について、どのように考えられておられるのかをお尋ねをいたします。

次に、3点目の周辺施設整備計画についてでございますが、体育館については、通年使用の要望が出されておるという答弁でございましたが、具体的にどのような使用を希望されているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

次に、グラウンドゴルフ場の整備については、来年度30年度の肉づけ予算で整備をするという答弁でござ

いましたけれども、これに伴う測量設計、こちらの経費はどのような予算措置を考えておられるのかを再度お尋ねをいたします。

以上、2回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

年間の入湯者数が約4,600人増加するという積算根拠でございますけど、平成28年度の年間入湯者数が4万7,360人ございました。これを実際に営業した時間で割りまして、2時間とすることで計算しますと34人ということになります。午前中の2時間の入湯、2時間ということですから半分程度の15人が利用されると推測しまして見込んでおります。

収支の内訳につきましては、年間で収入のほうですが、入湯料が280万円、その他の収入を1割程度増加と見込みまして、合計310万円、支出につきましては、営業時間を2時間早めることによりまして、人件費が240万円、燃料費、光熱水費、委託料等の維持管理費が700万円、合計940万円支出増ということで、差し引きしますと、収支不足額が約630万円になるというふうに見込んでおります。

休館中の営業につきまして、温泉が利用できないことから、風呂つきバンガロー15棟の宿泊のみの営業といたします。軽食コーナーの営業につきましては、事業者と協議中であります。休館中の職員につきましては、基本的には通常勤務とし、体育施設を含めた施設内外の清掃や修繕、営業活動、それからロビーの様子がえやレストラン部分を初め、旧広間のところでございますけど、含めた施設内のスペースの有効活用に向けた作業を集中的に行いまして、休館後のリニューアルオープンの準備を行いたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

周辺施設整備に係る2回目の質問でございます。

まず、ショウワコーポレーションからの体育館の使用についてでございますが、ショウワコーポレーションからは、体育館を室内練習場として使用したいという要望が寄せられております。

次に、新たなグラウンドゴルフ場の測量設計費についてでございますが、この測量設計費につきましても、平成30年度の肉づけ予算でお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**

ありがとうございます。

それでは、3回目になります。

**議長（鈴木 悦子君）**

3回目です。

**12番（萬代 師一君）**

2点目の営業時間を10時にするというので、試算では、平成28年度の実績で年間入湯者数4万7,360人に基づいて行ったということ。前回の6月の答弁でも部長に答弁いただきました。現在は最低限の人員

で営業を行っているんですという答弁でございました。経営改善に取り組むための試算であるならば、この28年度の実績をもって試算というのはいかかなものかと思えます。せめて資金ショートによりまして経営破綻となる前、平成24年度の実績10万5,000人、これをベースに積算すべきと考えます。また、軽食コーナーを依頼されるときに、年間の入湯者数は10万人を見込んでおる、それに伴う収支計画を指導されているというふうに聞いております。つまり、10万人の入湯者の約2割の方が軽食コーナーを使われるんだと、その客単価は600円だということで、年間は1,200万円の売り上げになります、ということは言い換えれば、月額100万円の売り上げになる、これに伴うての収支計画を出されて請け負うたというふうに私は聞いております。ただ、請け負われた方も市民の熱い思いを聞き入れていただいたの昨年8月12日の軽食コーナーのオープンでございます。その方がおっしゃられました、請け負った以上、短期間でやめるわけにはいかんのかな、頑張りよんじやということをおっしゃられました。そのためにも前向きな試算、経営改善につながる試算を私はすべきではないかと思えます。そのことによって、頑張っ受けていただいた方への報いにもなるのではないかと思いますし、ひいてはその方が大芦高原温泉の利用を希望される方にプラスになることで間違いないというように私は思います。一日も早い経営改善に向けて、努めて努力していただきたいと思います。

また、休館中、約1カ月半と申しましたけど、職員については、基本的には通常勤務として、リニューアルオープンに向けて取り組むということで、また答弁の中でも、県南、県西の地区について積極的な営業活動をするという答弁をいただいております。私は、ぜひこのことをやっていただきたい。先ほども触れましたけど、今は最低限の人員で運営をしとるということでございますけど、これをリニューアルオープン後には大勢の方が一同に来ていただくような営業活動をしていただきたい。そのためには、職員の方にも各老人会、子ども会、そういういろんなところへの営業活動、そして今後整備されるであろうスポーツ施設を視野に入れられまして、企業、大学、またスポーツクラブ、そういうところへの合宿等の営業活動をしっかりやっていたらということ強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。御答弁がありますればお願いいたしますが。

ないようですので、次の3項目めに入らせていただきます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次、どうぞ、3項目めに入ってください。

#### 12番（萬代 師一君）

それでは、観光振興についてでございます。

こちらにつきましては、平成27年12月23日付の新聞に岡山県がサイクリング推進8ルートを発表という見出しでの新聞掲載がございました。以来注目をしております、サイクリングについての観光振興について、この期に質問をさせていただきます。

県内各自の観光資源をサイクリングを通じて発信することで観光振興やにぎわい創出につながることを目的とし、岡山県が平成27年度から3カ年事業として実施しているサイクリングロード事業推進ルートの愛称及び協力店、この協力店と申しますのは、沿道でトイレの貸し出し、また自転車等の空気入れ、整備工具の設置、これは県の事業でやるようでございます、そして水道水の提供をする協力店142店が決定をされました。初心者やファミリー向けの約20から30キロの比較的なだらかなコースと、中上級者向けの約70から110キロの勾配のあるコースの総延長約630キロに及ぶ8ルートで、市町村や関係団体とで組織する岡山県サイクリングロード推進協議会が愛好家の意見を踏まえて選定されたとのことであります。美作市におきましては、中級コースの日生から津山ルートであり、頭島から片鉄ロマン街道、湯郷温泉、津山観光センターま

での愛称は、片鉄ロマン街道の総延長76キロメートルの中にあり、美咲町の飯岡からは吉野川の右岸側の英田青野、位田と北上をいたしまして、湯郷温泉を経由して、津山市へ至るルートとの一部となっております。このルート選定等に係る美作市の取り組みをお尋ねをいたします。また、市内の協力店の状況について、協力店数またその地区及び業種等をお尋ねをします。

次に、美作市では、平成17年岡山国体では、大原地区では高校生少年少女の剣道大会、また勝英地区では、女性、女子のゴルフ大会、そして英田地域におきましては、岡山国際サーキット場を発着点といたしまして、旧英田町、吉井町、佐伯町、吉永町を周回するサイクルロードレースが開催をされました。また、毎年体育の日には、岡山国際サーキット場を会場といたしまして、サイクル耐久レースが本年度で第26回目となる大会が本年の場合、約1,300人の参加のもとで開催をされました。また、本年9月10日には、滝宮のアゼリア館前広場を発着点といたしまして、岡山サイクリング協会が主催する100キロと120キロのコースで美作市内を周回する第15回ツールド武蔵が定員300名で開催をされました。ツールド武蔵は、本場のツールドフランスとは違いましてタイムを争うレースではなく、健康づくりの一環として、美作市を自己のペースで安全第一、交通マナーを遵守のもとに走行し、ロングライド——長距離をサイクリングすることでございますが——の実践を通じてサイクリングスポーツの普及拡大を目的としたものだそうであります。このように、美作市は県下ではサイクリングの先進地であります。これを生かして市内各地に点在する多彩な観光施設を線で結び、連携した観光振興と地域の活性化につながる美作市独自の市内サイクリングロードを整備する取り組みについて考え方をお尋ねをいたします。

1回目の質問とします。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

サイクリング推奨ルートについて、美作市の取り組み、それから協力店の状況などについてでございます。

岡山県の行っているサイクリングルート選定などの取り組みにつきましては、美作市は岡山県サイクリングロード推進協議会の構成員として、サイクリングロードの設定等に参画しております。議員御案内のとおり、推奨ルートの1つとして、日生津山ルートが美咲町飯岡から吉野川の右岸沿いを北上しまして、湯郷温泉を経由するルートとなっております。先日愛称が決定したところでございます。また、推奨ルートと連携した市独自のルートとして、延長16キロメートルの湯郷温泉海田茶ルートを推薦しまして、市内完結のサブルートとして決定しております。

協力店の状況につきましては、日生津山ルートにつきましては42件ありまして、そのうち市内からは、その半数を超える24件の応募がございました。内訳としましては、美作地域から20件、勝田地域から2件、英田地域から2件でありまして、業種としましては、宿泊施設が11件、飲食店が4件、小売業が4件、観光農園が1件、遊戯施設やギャラリー等が4件でありました。

次に、美作市独自の市内周回サイクリングロードを整備する取り組みにつきましては、岡山県がサイクリングルートを設定した影響もあり、市内各所でサイクリングをする方をお見かけするようになりました。市内では、サイクル耐久レースを初め、ツールド武蔵、昨年からは大原地域を通過する佐用町主催のいなちくロングライドが行われておりまして、美作市はサイクリングコースの舞台として認知度が高まってきているというふうに感じております。また、今回サブルートに決定した巨勢地区では、サイクリングを活用した取り組みが始まりつつありまして、勝田地域や湯郷温泉においても、同様の動きがございます。これらの地域



の中からサイクリングを活用した長期滞在につながるしかけなどのアイデアが出てくることを期待しております。それらの活動とも十分連携しまして、岡山県サイクリングルートとサブルートの情報を発信していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**

2回目の質問でございます。

日生津山ルートにつきましては、市内で24店が協力店として登録された、その業種につきましては、宿泊施設が11件、これを初めとして、それこそ飲食店、小売業、また観光農園、遊戯施設、ギャラリー等の答弁でございました。大多数は県南からの愛好者、これをおもてなしをするその思いで応募していただいたものと考えております。県では、今後はこの推奨8ルート、これを充実させていくということをおっしゃっていました。その8ルートといたしまして、連携して相乗効果が見込まれる12市町より申し出があった26ルートがサブルートとして決定をされ、その中の1ルートといたしまして、先ほど答弁をされました湯郷温泉海田茶ルートということで、湯郷温泉から海田のほうを周回するルートが、これがサブルートとして決定をされております。今後については、県のほうもパンフレットとか冊子にこのサブルートについても紹介をしていくということでございます。美作市内の観光資源の魅力をサイクリングを通じて発信できるものと思います。多くの人を市内に呼び込む、交流人口の拡大が期待できるというものでございまして、1回目の質問でも申しました市独自の周回道路、その例といたしまして、ツールド武蔵の紹介をいたしました。こちらにつきましては、こういうようなちっちゃな資料しか持っておりませんが、あくまで申し上げます。発着点は、英田地区のアゼリア館前でございます、そこから万善のほうを過ぎまして土居まで出ます、土居から江見まで折り返して、江見から大原方面に走っていきます、そして大原を過ぎてから筏津、これから勝田のほうへ大規模林道を通って東谷へ出る、そして勝田から林野、湯郷、そして英田を経由してアゼリア館のほうへ入ってくる、これが100キロコースでございます。もう一つの120キロコースにつきましては、大原から東栗倉に上がりまして、大規模林道を通ってあわくらんど、そちらのほうへ出てきて、そこから先ほど申しました筏津を経由して、同じルートを帰ってくるというように、もう既に第15回のツールド武蔵ということで市内を周回しておるコースがございます。これをそのまま使えとは言いませんけれども、市独自で新たなサイクリングロードの整備に取り組んではどうかということを1回目の質問をさせていただいておりますけれども、このことについての答弁がございませんので、再度お尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

ただいまツールド武蔵の御紹介をしていただきました。

市内全域を周回するサイクリングイベントということで、15回も開催されているということで、この開催実績を参考にしまして、各地域の観光振興やにぎわいの創出につながるよう、市内周回サイクリングロードのルート設定を検討したいというふうに考えております。また、サイクリングを目的に訪れる方々は、自転車のロードサイクリングを本格的に楽しまれる方、また観光地をめぐることを楽しまれる方が大きく分けられるというふうに思います。市内各地域での取り組みが本格化していく中で、サイクリング利用者にとって快適な休憩場所、またその誘導や案内につきまして、関係部署や団体と連携しながら現状を分析して、検討したいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

市独自の取り組みということで若干補足をさせていただきますと、この問題については、どうもやはり市民の方々、民間の市民の方々に実はノウハウがたまってまして、これも議員に御案内と思いますけども、湯郷から海田に回っていくルートも民間の若い人たちが一生懸命考えて、それで県とのつながりもつけて決定をしたということでございます。そのグループと話をしておりますと、美作市の今後については2つ新しい取り組みをしたいと言っております。技術的な要素でいきますと、1つはアシスト型、電動アシスト自転車、もう一個はスマホにくっついているナビというかGPSというかその活用なんだと、こういうことであります。なぜアシストかというと、坂の多い地域ですんで、梶並に行って帰ってこいといっても、えろうてかなわんということになるらしいんで、観光目的を考えますと、アシストを正々堂々使うという文化で行きたいという表現をしていました。もう一つは、ナビとの併用ということでいきますと、彼らも思ってるんです、これからの観光については、参加される方々の情報発信が次第にルートをつくっていく、あそこはおもしろかったよという情報が飛び交う中で、最初はこうなんだけども、じゃあとりあえずあの店に寄ったほうがいいのかかなんてことがだんだん知れ渡って行って、自転車ですから足跡とは言いませんですけども、わだちが太くなっていくというようなクラウドを利用したルート設定というものをやることによって、美作市の新しい特徴を出したいんだというのが今彼らが議論しているアイデアでありまして、これについては私たちとしても非常に期待してますし、そのアイデアの実現のために、例えば初期投資が若干要るというようなことになれば議会にお諮りをしますけども、多少のアシストを試してみたいほうがおもしろいだろうかと、かように思っておりますのでお答えとさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

市長また担当部長のほうから答弁いただきました。市内を周回するサイクルロードについては、前向きに検討という答弁だというふうにご理解をさせていただきました。このサイクリングロードを幹線として整備することによりまして、それぞれの地域が連携した観光振興、さらには各地のそれぞれの地区に点在する景観スポットと、それに今度はサブルートで補完していくということによりまして、市内全体が網羅できたサイクリングロードというものができてくるのではないかなと思います。市内を網羅した自然に優しい、そして市長がおっしゃられましたけど、アシスト型の分、それを好まれる方もありましようけども、自分の力だけで行くというのもサイクリングの魅力の一つだろうというふうにご考えておりますので、自然に優しいという、そしていつもと違った目線、当然自転車ですから、サイクリングですから目線も違ってくると思います。そういういつもと違った目線でこの中山間地域の自然豊かな風景を楽しんでいただき、また当然のことですけど、サイクリングですから風を肌で感じられます、そしてそれぞれ地域のほうへ行きます、そうすると地域の皆様の温かい思いを心で感じていただけるんじゃないかなと思います。そのような一つ変わった観光振興というものを積極的な取り組みを御期待申し上げます。

以上で私の今12月定例議会一般質問を終わります。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号12番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 2 時57分 休憩

午後 3 時07分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番 7 番、議席番号13番山本重行議員の発言を許可いたします。

山本議員。

13番（山本 重行君）〔質問席〕

それでは、議長の許可をいただきましたので、私の12月定例会の質問をさせていただきたいと思います。今回私は3項目について通告をいたしております。

1つは、美作市の教育課題ということで、平成29年度の小・中学校の学力テストの結果をどのように捉えているのか、2点目として、発達障がいのある児童・生徒に対するかかわり方と指導について。そして、大きな2項目めとして、こぶしの里について工事が中断しているが、経過と問題点について。3項目めとして、バレンタインパーク作東の利用についてということで、ホーチミン像の設置の経過と今後の責任について、2番目の作東総合支所の事務所を日本体育大学の高等部の支援学校の教室に利用するとの動きについてというふうな大きなタイトルでは3項目について通告をいたしております。

それでは……。

議長（鈴木 悦子君）

山本議員、1項目めが美作市の教育課題について。

13番（山本 重行君）

そうです。

議長（鈴木 悦子君）

2項目めが、じゃあこぶしの里についてが2項目めでいいんですか。

13番（山本 重行君）

そうです。

議長（鈴木 悦子君）

3番目がバレンタインパークで。

13番（山本 重行君）

そうです。

議長（鈴木 悦子君）

わかりました。

13番（山本 重行君）

それでは、1項目めについて質問に入らせていただきます。

まず、美作市の小学生、中学生の学力というふうなことで、先ほど触れましたけれども、ことしの8月28日に発表されました今年度の全国学力テストによると、岡山県下の小・中の平均正答率は、小学校6年の算数Bを除き、全国平均を上回った、そして前年より差が縮まったとのことでございます。そして、県教育委員会は、基礎を活用する問題を授業で積極的に取り入れてきた成果を分析して、今後は算数の割合等苦手な分野が固定されているので、低学年から意識した指導を行いたいとしている。今回の美作市の学力テスト

の結果は相当厳しいものがございました。特に中学校での平均正答率は、国、県よりも相当悪い結果が出ていると思います。結果をどのように受けとめておられるのが1点目。

それから、2点目といたしまして、発達障がいのある児童・生徒に対するかかわり方と指導についてというふうなことで、美作市の障がい者福祉計画の中では、きょういろいろなところで出てきてますけれども、全国的にも発達障がいが増加の傾向にある。美作市では、支援学校の在籍者数は県の平均を上回ってる、こうした新たな風が出ているんだというふうなこととして捉えております。発達障がいについて、生涯を通して支援する必要があるというふうなことも言われております。障がい者自立通所施設での療育、教育との連携、就労支援など、生活環境が変化する節目での切れ目のない支援体制の整備について充実していく、そういったことがうたわれているわけがございますけれども、発達障がいのある児童・生徒に対して、本人や家族に寄り添った教育ができていますのでしょうか。発達障がいのある子どもたちに対する支援体制はどのようなになっているのか、以上について1回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

平成29年度の全国学力・学習状況調査の結果、これをどのように捉えているかという御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、残念ながら29年度、小学校はほぼ全国平均でございましたが、中学校では下回っております。相対的に県の平均のほうは少し上昇しておりますので、結果として美作市が非常に厳しいと。比べた場合にそういう状況と。これにつきましては、今後どのようにしていくか考えなければいけないということで、例えば小学校の算数では、先ほど議員御指摘のとおり、県教育委員会も指摘する割合という問題、例えば子どもたちは300円で買ったものを3割引きで買ったなら幾らになりますかというようなことがなかなかわからないんです、3割と30%と0.3とかというような意味がなかなかわからないということで、その問題に加えて、本市では、根拠を示し自分の考えを述べる、こうしてこうだからこのような結果になりますというようなことに課題がございました。中学校では、特に数学におきまして、1、2年生の基礎部分の学習の定着が不十分だったということがうかがえます。落ちついた学習環境の構築という部分が学校ごとの結果にもあらわれているというふうにご捉えております。今後は小学校、中学校ともに、学習指導のスタンダードをもとにした指導の徹底、またユニバーサルデザイン教育の推進による落ちついた学習環境の構築、問題データベース、たくさんの質のよい問題を与える、こうした活用、また放課後学習の充実による基礎、基本の徹底及び活用力の育成など、今後も子どもたちの確かな学力が身につくように指導を進めてまいりたいと考えております。

次に、発達障がいのある児童・生徒に対するかかわり方と指導ということについてお答えをいたします。

本市におきましては、特別支援学級はもちろんのこと、通常学級にも支援が必要な子どもたちがおりますので、特別支援教育の視点を持って、どの子にとってもわかりやすい授業そして学習環境の構築を進めております。例えば、教室の中で子どもたちの気が散る余分ないろいろな掲示物を取り除くとか、あるいは昨日も少し御説明をいたしました、授業の流れが子どもたちに見通しがわかりやすいというふうなものを示すなどでございます。そして、各学校ごとに家庭の協力をいただきながら、児童・生徒の発達課題を把握し、学力生活力の向上のため、刺激の軽減、視覚支援など、さまざまな手だてを講じ、子どもたちにとってわかりやすく、保護者にも寄り添った教育を行っております。また、学校生活全般をサポートする特別支援教育

支援員を全市内23人配置しておりますが、これは児童・生徒1人当たりの配置数においては、近隣市町村で最も高いものでございます。また、支援を要する児童・生徒には、学年や講習、小学校から中学校へ上がる時きもそうなのですが、支援体制を引き継ぐための教育支援計画を作成しております。そして、関係機関、福祉も交えたケース会議も実施しており、学校内だけでなく、福祉の分野等からも意見を聞き、支援体制の充実を図っております。さらに3歳児からの発達検査、発達支援センターとも連携した巡回相談の実施、就学前アドバイザーの配置による就学前教育の充実など、切れ目のない支援体制の構築を進めている状況でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

先ほど答弁をいただけたわけでございますけれども、ことしの結果を見て、うちの子どもは中学3年生で来年は進路を決めにゃいけんのだけど、テストの成績は悪いし、何とか成績が上がらんのかなと思っている保護者の方、そしてうちの子どもは少し発達障がいがあるんだけど、学校や教育委員会は、私たちが相談に行っても対応が変わらなと悩んでおられる保護者の方、そのように思っている方々が先ほどの教育長の答弁をどのように聞かれたでしょうか。私には、学力テストの結果について、そして発達支援というふうな形での課題についても、正面から取り組んでいただいているかなというふうなそういった不満といいますか、そういったものを感じたところでございます。というのは、今日までいろんなところで成績について言われる機会があったと思いますけれども、一回市長が9月の行政報告でしたか、ことしはあんまり成績がよくなかったんだと奮闘を促したいというふうなことを言われたのを聞いておりますけれども、教育長のほうから、ことしは成績がもう一つだったんだと、何とかいろんな形でやっていきたいんだと、そういったふうな機会がなかったのかもしれませんが、私にすれば、そういった機会も多分つくればあったんじゃないかというふう思うわけでございます。もっと結果というものを皆様知らせて、そして市民の方あるいは保護者の方と一緒に考えて何とかしようじゃないかというふうなそういった姿勢というのが1番目には必要なことじゃないかというふうに思います。そして、対応策です、そういった結果のどこに問題があったのかというふうなことを、学校、保護者、地域の方々とともに問題を明らかにして考えていく、そういった姿勢が求められていると私は思います。そういった面で、少しその辺の考え方というのが余りよくなかったから知らせてたくないんじゃないかというふうに私には感じたわけでございます。発達障がいの問題についても、私は具体的に保護者の方から、何と山本さん、こういう問題があって私は困つとんだ、相談に行ったんだけど、学校のほうも教育委員会のほうもどうも姿勢が変わらんのだと、そういった意見を聞いて私は今回質問をしているわけでございます。もっと、先ほどの答弁ではなくって、具体的にこういった事例があったけれども、私はこういった指示をした、あるいは学校に対してさせてる、そういった答弁があつてしかるべきじゃなかったかと私はそういうふうなことを思ったわけで、もう少し問題に対しての姿勢に深刻さが欠けてるんじゃないかと、そういうふうに申し上げたわけでございます。

まず、学校関係の学力についての考え方でございます。

私は、実は3年前、教育長が新しくなられたときに同じような質問をしているわけです。そのときは、小学校、中学校とも、それぞれ科目の分野ごとに県との比較あるいは全国平均との比較、そして分析もされて報告をいただいているわけです。今回はなぜそういった形での報告をされないのか、その辺についても私はもう少し突っ込んだ報告というものを1回目にしてほしかったなというふうに思います。小学校の算数と中

学校の数学というふうなことで課題を言われました、少し全体的なことを言われましたけれども、中学校でいいですと、県が34位か36位だったですか、そういった成績であります。その県の平均よりも悪いわけです、もちろん全国平均も悪いわけでございます。先ほどありましたように、小学校はほぼ県の並みに達しているのは1教科国語Aだったですか、小学校ではそういったところだったと思いますけれども、小学校については、県のほうが小学校はいいですから、県並みには市が近づいているというように思いますけれども、中学校においては相当悪いと言わざるを得ないと思います。特に数学です、A、Bという分野があります、どちらも5ポイントも6ポイントも低い、これは私は別に特別な資料をもらったわけじゃなくて、新聞という記事を見てそう思ったわけでございますけれども、そういった厳しい状況にあるわけです。結果というのは、私もわかります、年度によって、学年によって、その年の学年というのは成績やレベルが高いときもありますし、それから低いときもある、それはわかるわけですが、その年々の結果というものを受けとめて、早急に対策というのを考えて手を打っていくということが必要なんじゃないかと私は思うわけです。3年前の御答弁の中で私は学力の向上については、魅力のある授業、落ちついた学習環境、そして家庭学習の3点については頑張りたいんだというふうなことを聞いているわけですが、今回の先ほどの答弁の中では、学習環境については答弁がございましたと思いますけれども、ほかの2点について、魅力ある授業ができたのか、あるいは家庭学習が十分なのか、その点について教育長はどういうふうにとらえられているのかについての、学力についてはその点についてお伺いをしたいと思います。

それから、発達障がいとの関係の質問につきましては、先ほども言いましたけれども、具体的な相談があつて、私が質問をしているわけです。先ほどの答弁では、保護者に寄り添った教育を行っている、あるいは学年、校種を超えて支援体制を引き継ぐための教育支援計画も作成している、関係機関を含めた会議もしている、そういった答弁がございましたけれども、そう言われても、先ほど私が具体的なことを言いました。学校の先生と家族の教育方針が違うので困る、情緒の早い子、不登校の子、〔聴取不能〕障がいの子の理解や寄り添いは不足している、これは何か出ておった分で、そのままの意見といいますか要望を保護者の方から聞いているわけです、私は。それから、ケース会議についてでございます。ケース会議は、保護者、学校、保健師ですか、そういった方とのケース会議もされていますけれども、身内のかばい合いというんですか、お互い掘り下げない、そういったことがあるというふう聞いております。その点はどうかというふうなことを、以上を2回目の質問とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕**

失礼いたします。

学力につきましては、確かに私就任直後に御質問いただきまして、そしてそのときはそれぞれの教科についての分析ということもこちらでお知らせをいたしました。昨年は、市長が行政懇等でよかったんだというような報告もされているようですが、私としては、文部科学省の方針もございますので、積極的に私自身がよかった悪かったと、それはよかった悪かったということ自体が、教育の目としては、これは学力・学習状況調査、科目にしては、国語と数学、小学校では算数、この2教科についてということでございます。したがって、その部分はテストの点数のみで学力というのは全て図れるものではございませんので、それをもって学力がよかった悪かったということにはならないというふうに考えております。したがって、公表といたしましては、この学力・学習状況調査の結果、市全体としてというのは、新聞にも報道されておりますから、そうした形でしておりますが、対策そしてまたどのようにするかという詳細は、これは各校でそ

それぞれの学力・学習状況調査のときに、大体9月末までには各校で向上の対策というものを立てまして、したがってそれは当然分析がもとになるわけです。教育委員会全体としての分析、そしてまたさらにはそれぞれの学校で特色がありますので、学校ごとの分析そして今後どのようにするかというものを、ほぼ共通の様式でそれぞれの学校のホームページ等、あるいは保護者の方に公表をいたしております。そのときは、市全体のもの各学校のものと大体両面というような構成で公表させていただいております。また、文教厚生委員会におきましては御報告をさせていただきました。

対応策をみんなで考えていく姿勢やみんなに知らせるべきではないかということでございますが、これにつきましてはそういう形ですし、また各学校におきましては、学校評議員の会がでございます。そうした場所でも公表をし、いろいろなお知恵もいただいているということでございます。

そして、私も確かに魅力ある授業づくりについてということも申し上げました。これはなかなか難しいものでございます。ですが、私がこちらに参りましてから客観的なデータがないということでございましたので、1学期の授業が終わって、大体7月の初め、6月末のあたりでそれぞれの学校において、その授業がわかりやすかったですか、楽しかったですかというアンケートを実施しております。中学校につきましては教科別で、例えば国語の先生の授業はとてもわかりやすいけど、英語の先生のはわからんよというような言葉も聞きますので、各教科ごとにこれは授業評価アンケートと申しますが、それをし、夏休みはそれを分析し、そしてさらに2学期にもう一度検証する、ちょうど今ごろにはそれぞれの学校の結果が集計作業をとっているところでございます。そうした中で、このパーセントを少しでも上げていきたい。私自身が校長をしておりましたときに、当初学校へ参りましたときは60%、68%でございました。授業改善しなければいけないということで取り組みますと、80%台に上がっていきます。その取り組みというのが大事でございますので、市としてもそういう数字を見ながら上げていく、そしてその評価を教員自身が自分の授業を振りかえるすべにするということが必要なというふうに考えております。

次に、発達障がいのある子どもさんについて、教育委員会へ相談に行っても変わらないじゃないかということでございます。

これは、教員がうちの子どもあるいは知り合いの子どもにかける声が厳し過ぎるんじゃないか、もう少しやわらかい言い方、例えば特に発達障がいがある子どもには否定的な言い方はなかなか通じない、あるいは非常に自分を悪く感じてしまう。何々をしてはだめですよ、立ち歩いてはいけませんというのはだめだけれども、そこへ今座りましょうという声かけにしてほしいというような、具体的にはそういう意味だったと思いますが、そのようなお声もいただいております。1学期にはなかなか落ちつかなかったということも聞いておりますが、実際に私も授業の様子、子どもたちの様子も見ました、そして先生が本当に一生懸命涙ながらに取り組まれている、もうどうしようかと悩まれている、そうした中で2学期を迎え、徐々に子どもたちも落ちつき、恐らく議員の御質問の子どもたちは、11月3日の顕彰式典においては、実は私も心配しておりましたが、歌えるんだろうかと、見事に2部合唱を果たしておりました。その担任も涙ながらにこの子たちが歌ってくれた、やっとな指導してきたことが定着してきたというふうにおっしゃっておられました。もちろん一人一人で見れば、うちの子がなかなか認めてもらえない、あるいは思うように指導していただけないという思いもあるかと思いますが、現状では少しずつ落ちついている、そして担任の先生も一生懸命頑張っておられるということで、なかなかお一人お一人の御自分のお子さんを見てのお言葉でございますので、全体としての御理解はなかなか難しいのかもしれませんが、今はそういう状況で非常に落ちついてきているということを御報告申し上げて答弁とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

教育長からお話をしました、御本人から言いにくいこともあると思いますので、若干補足をいたしますと、まずこれは議員にも御案内かと思えますけれども、小学校、中学校における成績というのは、その子どもたちの集団がいかに関心を持ち、そして周りが自分たちに対してサポートしてくれているんだということに信頼をしている、そういう自尊感情とかあるいは行動の対応のしっかりした部分があらわれてきている、こういうふうに戻すべきだろうというふうに関心を持っておりまして、そういう意味で、成績のよさというのは、その辺も含めて評価をしている、したがって成績が重要なんだということになるわけでありまして。逆に言いますと、学級が崩壊をしているというようなことの中では、例えば試験そのものを受けられるかどうかという状況になるということになります。ことしのテストについて申し上げますと、残念ながら結果が悪かった、しかしつぶさに見てまいりますと、特定の学校の話になりますので名前を上げませんが、大変1年のときから心配をしておられたのは議員も御存じでしょうか、御存じないですね。ところが、恐らくこの議場にもその問題について大変心配された方々がいっぱいおられたわけでありまして、その点について言えば、さまざまな工夫を教育委員会がされて、そして今年度になって急速な改善があったというふうには感じております。明確にそれを感じたのがその学校の運動会のときでありまして、その子どもたちがちょうど3年生になってるわけでありまして、あれがこうなったかやというぐらい保護者の方々も含めて、出席された地域の方々あるいは議員の方々も心からの拍手を送った場面があった、これは御記憶にある方もおられると思うんです。つまり、恐らく伸び率でいえば、テストの時期が今年度の初めであったんで、十分にあらわれてなかっただろうけれども、私がおそのときに思ったのは、これで高校に行く準備ができたなど、これで実社会に挑戦する準備ができたなどということ、その学校の運動会において強く感じたわけでありまして。そういう点も新聞紙上には書かれませんが、議員は新聞だけごらんになったとおっしゃってましたんで、あえて申し上げますけれども、新聞だけではわかりません。具体的な状況を真剣に見ていく作業の中で、教育という生きている行政の評価というのがなされるべきだろうと思っております、そういう面ではうちの教育委員会はよくやっているとしたいと思います。

次に、その問題と今度は発達障がい絡みでありまして、議員から教育委員会に対して深刻さが欠けているという大変厳しい評価をいただいたわけでありまして、これについては、聞きながら残念だと思ったわけでありまして、私はいろんな教育長さんを知っておりますけれども、うちの教育長さんほど個別の児童・生徒を知っている人はなかなかいません。あの子どもはどこの子どもだねと言ったら、あれはこうこうこうだと、こういう問題を持ってるんだと、こういうふうに関心しているんだということ、これを大体把握をしている、大体といったら言い過ぎですか、大変多くを把握をしている、これはなかなか尊敬に値することでありまして、教育長をやられた経験がある議員でございますので、どの辺が深刻なのか、ぜひ彼女に対して御享受を今後されたいと思いますけれども、私が思いますのは、教育というものは社会全体で分担をしていかざるを得ない、それに親もあれば地域もある、地域で問題点があれば地域でもって考えて、学校にも言うわ、先生にも言うわ、あるいは地域自身で対応していく、勝田東なんかそういうふうになっているわけでありまして、恐らく個別の問題があつて議員に相談された、それは議員が教育長をやられてたというような過去の経緯もあつてのことかどうかは知りませんが、恐らく議員もそれを踏まえられて、御自身の深い御経験の中で、こういうふうに関心されたいんだというアドバイスを教育委員会にされた後、どうしてもよくなかったということでここに登場されたのであれば、これは深刻な対応だと思っております。個々の方々の



思いは、私はそれを本当に大切にしなければならない、そのように思う中で、ぜひ御経験の中で議員からも個別の問題がありましたら、高い立場からこうこうこういうことができるんじゃないかというアドバイスを教育長なりあるいは担当の課長さんなり、学校の先生方にもしていただきますように心からお願い申し上げておきたいと存じます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、3回目です。

**13番（山本 重行君）**

市長のほうから私が新聞の記事だけというふうなことではいかなのじゃないのかというふうなことで意見があったわけですがけれども、私たちは、先ほど申しましたように、そういった形でしか報告を受けないわけです。今回たまたまある機会の中でこういうことの話が出てきたんで、調べるというか新聞記事を調べた中でこういう形になったわけで、もう少し私は先ほど教育長に言いましたように、ことはこうだったんだというふうなことを報告を受ける機会があればそうでもなかったんかもしれませんけれども、あくまでも私たちは議員とは言いながら、なかなかそういったことを聞く機会もないわけでございます、それが学力について。それから、先ほど言われました障がいがある方たちについても取り組みが私が厳しいことを言ったというふうに言われましたけれども、これは私たちは、今は確かに向こうへ座ってたこともあるわけですがけれども、私は一議員でございます。市長が言われますように、一人一人の市民の方々の意見というものを酌んで、この場で発言をする、そういったふうなことでございますので、そこは御理解を願いたいというふうに思います。

そして、先ほどから見ますと、まず学力の関係でございます。教育長は、文科省の方針もあって、成績表については余り言うあれじゃないんだ、学力だけじゃないんじゃないというふうなことを言われましたけれども、私は義務教育における期間というのは、もちろん道德教育といいますか身体、スポーツの能力であったりいろんなことを身につけにゃいけません。でも、やはり私自身は、義務教育というのはみずからが今後どうして生活をしていくのか、自立していくのか、そういったための教育の期間だというふうに思います。そのためには基礎学習というのが一番必要なことなんで、そしてましてや中学3年というのは、先ほど言いましたように、こここのところから離れて行って高校になるわけです、そのところで十分学力を身につけていく、そういったことが必要だろうというふうに思います。今までのとおりでやっていくんで十分なというふうな教育長はお考えなのか、あるいは新たにこういうふうな考え方があるんだというふうなことがありましたらひとつ教えていただきたい。

それから、障がい児の支援の関係については、先ほども言われましたけれども、もう少し学校の担任と支援の教員の人の連携が不十分じゃないかというふうなことも聞いております。その辺について御存じでしたらお答えいただき、また各学校に指示をしていただきたいと思います。

それから、市長部局の関係になると思いますけれども、放課後児童クラブに対しての障がい者福祉計画にもあるんですけれども、放課後児童クラブについても、障がい児らに対して対応していくというふうなことが書いてありますけれども、今放課後児童クラブで障がい児に対しての利用というのはできるんですか、その点についてお伺いをいたします。3点についてお伺いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

厳しい御指摘ありがとうございます。ぜひこれをもとに、しっかりと学力向上を目指してまいりたいと思いますが、まず学力ということで先ほどもう一度申し上げますが、学力・学習状況調査における点数というのは、学力のほんの一部ということでございます。全体の基礎基本というのは大切ですし、授業というものもわかりやすくする、国語、算数は苦手でも、理科になったら頑張るんだとか、あるいは体育は大好きだから頑張る、これも学力でございます。したがって、そうした先ほど申し上げたように、まずは教員みずから自分の授業を振りかえるという授業評価、そしてまたその上に立つ学校長も学校経営を振りかえるための学校経営について、教職員やあるいは保護者からの評価ももらう、そうした中で日ごろの状況を振り返りながら、新たな取り組みを基礎基本の充実、そしてまた今一番美作市で私が危機的に感じているのは、家庭学習ということでございます。家庭学習の時間が短い、これを何とかしたいということで、例えばそれぞれ放送が流れてくるので御存じかもしれませんが、ノーメディア、中学校のテスト期間に合わせまして、保育園、幼稚園も含めてノーメディアを進める、そして家庭学習をしっかりとやりましょうとか、あるいはスマホにつきましては、我々にとってもなかなか魅力的なツールでございますし、当然子どもたちにはそれ1台あれば、ゲームもできる、見知らぬ人とも交信できる、新しい情報もどんどん得られる非常に魅力的なツールでございます。しかしながら、正しい使い方を知ってほしい、しかも今の子どもたちですので、だめって言うとお金やりたくなる、ですのでスマホサミットというような形で自分たちの自治的な能力を高める中で、使い方を考えていこうというような形、そうしたさまざまな試みをしてながら、しかしながら基礎基本は大切であるということで、学校のほうでもしっかりと取り組んでいただいておりますし、またそれぞれの成果も上げてくださるというふうに考えております。もちろんそれが点数にすぐあらわれるかどうかは別でございますが、しっかりと今取り組んでいただいているところでございます。

特別支援に関しまして、支援員と教員の連携はどうかということでございました。確かに教員、担任は、そのクラス全体に対して、そして一人一人の子どもたちを何とかよくしたい、したがってこれは許せないという部分については厳しく指導しなければならないという場面もございます、だめですという場面もございます。支援員は、一人一人の子どもに、これは教員ということではないので、あくまで支援員ですから、寄り添っていく、そうした中でなかなか最初は通じ合わないという部分もあるかと思いますが、現状ではしっかりお互いに理解し合ってやっていただくということで、学校長のほうとも相談をいたしまして、しっかりそのあたりは指導をお願いしているというところでございます。

市長も今自尊感情という話もいたしました。美作市全体として、愛されていると実感できると私はよく申し上げますが、これは子どもたちの自尊感情を高めたいということでございます。したがって、小・中学生のみならず、就学前からしっかりとそうした自尊感情が高められるように、どのようにすればよいか、あるいは定期的な調査でそうした感情の様子というものを図っていくという中で、繰り返し実施をしながら、また見直して振り返っていくという形で教育を行っていければというふうに考えております。どうぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

若干の補足とそれから放課後児童クラブの件ですか、まず放課後児童クラブにつきましては、これも御案内だと思いますけれども、発達障がいを含めて、障がいの有無を問わず受け入れたいというのが基本的な方針でございます。現実にもそういうことになりつつございまして、結果として加配をだんだんつけ加えて対応を

強化しているというのが現状でございます。ただ、十分ではないという気もしております、きのうのやりとりの中で若干ありましたけれども、今後障がいを持っていらっしゃる方々を主たる念頭に置いた放課後デイ等、例えば誕生寺の養護学校に通っているお子さんたちがスクールバスで帰ってきました、その後どうすんだいというのが、これがブランクになっちゃってるケースがいっぱいあるんです。そんなことも含めた放課後デイが当市においてできるかできないか、今真摯な検討が行われているそういう状況でもあるわけです。

ところで、議員のほうから支援員と教員の連携が悪いというふうなことを一般的におっしゃいましたけども、これは議員もおっしゃったとおり、個々の問題に帰って、その問題においては一体何が問題だったかということをもさらにチームでもって検討する中で解いていく問題なんです。外野の方がわあっと支援員と教員の連携が悪いなんてことを一般的におっしゃるのは大変に問題だと思うんです。それよりもこういう事例があるんだ、こういう事例をどう解決するんだというような問題に対して、もう少し寄り添った考え方を議員にもしていただければと心からお願いをしておきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**13番（山本 重行君）**

総括ですか。

先ほど市長のほうから担当と支援員との関係は一つの例じゃないかというふうなことで、私にはこういう話があるんだけどというふうな形で言ったつもりでございます。もしそれが違ったら、私のほうが言い方が悪かったというふうに思っております。

放課後児童クラブについては、先ほど市長も積極的にそういう形にいつてるんだというふうなことでございましたし、それから教育長のほうから、今後家庭学習、そういったほうに力を入れたいというふうなことでございました。せんだっての県知事の提案理由の説明の中でも、中学生の学力向上に向け、家庭での学習時間を十分確保するための啓発キャンペーンをやるというふうな方針であるというふうなことでございます。少し私のほうも厳しいことを言ったかもしれませんが、3年間本当に成績が上がっているというふうな形で受けてまして、質問する必要もないというふうな、あえて今日まで教育長も3年目ということで質問をさせてもらったわけでございますので、これからそれぞれの児童・生徒がそれぞれの個性において自立できるように、それは障がいのある方も含めて、全ての子どもたちがそういった形で前進できる、そういった教育だったり支援であったり、そういったものができますように積極的にやっていただくようお願いをして、今回のこの項についての質問は終わりたいと思います。

次行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて2項目めに入ってください。

**13番（山本 重行君）**

こぶしの里についてでございます。

こぶしの里の改築については、さまざまな意見がある中で、予算、関係条例も可決され、工事中でありましたけれども、想定外の工事が必要とされたというようなことで、しばらくは工事を中断したいとのことであります。これまでの工事の取り扱い、原因、予算、条例などを今後どのようにされるのかお尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

失礼いたします。

山本議員のこぶしの里の御質問でございます。

こぶしの里の改修工事につきましては、ことし6月議会におきまして、補正予算を議決いただいた後、ことし7月19日に設計監理業務委託の契約を締結いたしまして、設計作業のほうを進めてまいりました。しかし、その設計を行う過程の中で、これまで再利用が可能であると考えておりました電気設備、機械設備について使用ができないという大きな誤算が生じ、事業費が大幅に増額となることが発覚いたしました。そのことから、総務委員会、議会全員協議会で御報告申し上げ、さらには現場で視察をしていただいたところでございます。

なお、今回起きた事案の最大の問題点ということでございますが、全員協議会でも申し上げましたとおり、平成19年に新しく整備し、わずか10年程度しか経過していない受電設備のキュービクルが再利用できず、加えて長年使用していなかった他の設備の更新も必要と判断されるなど、さまざまな点で誤算が発生したところから、これらの解決方法そして事業の実施方法等について、現在再検討をしているところでございます。検討の結果、最良の方向が見出せましたら、改めて議員の皆様にも御報告、御協議をさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

先ほど言われましたように、総務委員会あるいは全員協議会で幾らかの説明を受けて、そして現場のほうへも行かせてもらったわけでございますけれども、もともとこのこぶしの里の改修については、愛の村とあわせて滞在交流拠点として整備したいというふうなこと、そしてスポーツ合宿というのに参加者が多く見込まれる、岡山県、兵庫県、鳥取県、3県境の中心的な地域であって、都市からの交流が見込めるというふうな予算の説明がございました。そして、議員のほうからは、生徒がどの程度集まるかわからないし、もう少し待ってはどうか、あるいはあの施設にお金をかけるよりも、あれを新しく建てたほうがいいんじゃないかとそういった意見とか、寮は起債の対象にならないんじゃないかというふうな意見、また一般客と寮生が同じ部屋を利用するには問題があるんじゃないかと、さまざまな意見、指摘があったわけでございますけれども、議会の中では可決されまして、工事中でございました。そして、先ほど言われましたように、キュービクルというのが特に悪いというふうなことで、総務委員会を開き、その後の中ではもっともつとろんなところが悪いからというふうなことでございました。それを最終的にするためには1億1,900万円ですか、そういったものの増額、およそ50%ぐらいの増額になるんですか、そういうふうなことでこのままとりあえず中断をするか、あるいはもっと長い期間にわたってそのままにしておくというふうな案があったり、あるいは1億1,900万円をかけて改築する、そういった3点があるんですけども、どれについても非常に問題があるんだというふうなことでございました。私たちが現場に行ってみた感じとして、寮と交流拠点というには、あの部屋を見た限りでも無理があるんじゃないかなと、これは私たちが言ったところが当たっているんじゃないかというふうなことであったり、またあの建物を改修するというふうなこと、そのことにも問題があるんじゃないかというふうなことを改めて思いましたし、またあれを寮にしても、これはこぶしの里ですから、浴槽が3槽用意されてました、3槽で果たして寮生そのものが利用できるのか、そういった疑問もございますし、また男の子と女の子とどうして利用していくんかというふうなさまざまな疑問を感じたわけで

ございます。先ほど今後検討して、また後日相談をしたいというふうなことでございますけれども、それはいつぐらいに相談されるのかというふうな形と、どういうふうな形で相談をされようとしているのか、その辺についてのお考えが決まっておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

山本議員の2回目のこぶしの質問でございます。

それでは、いつごろ相談ができるのかということでございますが、ただいまいろいろの設計の費用というのが先ほど申されておりましたように、約1億1,500万円ふやさないとだめだということがこの間わかったわけでございまして、その後に今度はこの財源をどうしていくかというようなことも課題になってこようかと思っております。そういうふうなところを含めまして、現在いつの時点ということはお答えできないんですけども、早急に御相談をさせていただくように努力したいというふうに思っておりますので、御理解ほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員。

**13番（山本 重行君）**

50%の増額というふうなことでございます。私も土木工事であったりあるいは建築工事を幾らか担当して、設計からしたこともございますけれども、そもそも建築において50%の増額というのはまあないわけです、土木工事ではあるわけですが。そういうふうなことで、そもそも出発点からおかしいといえますか、工事の過程で見えざる瑕疵があったというふうなことを言われますけれども、非常に疑問も持っております。今後、相談したいというふうなことでございます。私の後の方もございます、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

次行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、ここで10分間休憩してからにしてください。

10分間休憩します。

午後3時59分 休憩

午後4時09分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

山本議員、3項目めに入ってください。

**13番（山本 重行君）**〔質問席〕

それでは、引き続きまして3項目めの質問をさせていただきます。

バレンタインパークの利用ということで、1点目はホーチミン像設置の経過と今後の責任についてというふうなことで質問をいたします。

ホーチミン像の設置の予算として、平成28年度当初予算で30万円を計上されました。それを受けて、三、四人の議員、私も含めまして説明を求めました。それぞれの質問に対する答弁としては、ホーチミン領事館の方が何度か美作市を訪れて、美作市の交流に興味を示されて、美作市に支援する形でベトナムの建国の父

とも言われているホーチミン像を寄贈したいとの申し入れを受けたものである、今後ベトナム国から誘客につながるものと考えている、場所としてはバレンタインのあたりがすばらしいと言われているが、場所については今後調整していくとのことでした。ホーチミン像のあの場所への設置の経過と今後の責任についてお尋ねをいたします。

2番目として、作東総合支所内を日本体育大学の支援学校の教室として利用するというふうなことをいろんなところで言うておられるというふう聞いておりますけれども、御存じのように、バレンタインパークは、当時の江見町長を初めとして、議会、地域、地権者など多くの方々の理解や協力のもと、行政機関、文化、スポーツ、憩い、宿泊など、さまざまな機能を兼ね備えた施設として、長い年月と国・県のさまざまな補助金を活用してでき上がったものでございます。そして、グラウンドは市内はもちろんのこと、県内外の各スポーツ団体初め、スポーツの競技、そして幼児や家族の憩いの場として多くの人々の利用する施設であり場所でございます。室内は、市役所の支所として、教育委員会の事務所として利用し、森林組合もございましてバレンタインプラザ、環境改善センター、そして食品加工室など、さまざまな形で市民が利用されております。このような中で、なぜあの場所に日体大の支援学校の教室を誘致されようとするのかをお尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

それでは、私のほうからはホーチミン像の設置の経過と今後の責任についてという御質問についてお答えをさせていただきます。

このホーチミン像につきましては、本年8月の全員協議会でも御説明をさせていただきましたが、設置場所につきましては、平成28年8月にベトナム外務省の大使を団長とする視察団による現地調査の結果、ベトナム側から強い要請により、バレンタインパーク作東の文化芸術センターの1階北側のエントランスホールが最適地と判断されたものでございます。平成29年1月には、ベトナム政府から平成29年4月に像が完成するとの連絡があり、準備を進めていたところでございますが、再三にわたってホーチミン石像の完成がおくれるという連絡がございました。去る10月13日によりやく送付されたところでございます。その後ベトナム政府からの強い要請があり、11月21日に、ベトナム本国から首席官房長官を初めとした代表団のほか、在大阪ベトナム総領事及び関係職員、在日ベトナム大使館公使など16名が出席をして、贈呈式を行ったところでございます。今後は美作市と在大阪ベトナム総領事館と協力し、さらなる交流促進や美作市へのベトナム人観光客のインバウンドにつなげてまいりたいとそういうふう考えております。

なお、ホーチミン石像の贈呈式は、ベトナム本国のニュースやイギリスBBCのベトナム語のウェブニュースで取り上げるなど、世界的に美作市が知られることとなったところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

福原政策審議監。

**政策審議監（福原 覚君）**〔登壇〕

失礼します。

支援学校の関係について御答弁させていただきたいと思います。

特別支援学校につきましては、連携協定を締結した学校法人日本体育大学が北海道網走市に開校した日本体育大学附属高等支援学校の知見を生かしまして、美作市が行う特別支援学校の教育プログラムにつつま

て、アドバイス、支援をいただきたいと考えているところでございます。御質問の作東総合支所内を支援学校の教室としてということでございますけれども、設置場所につきましては、当然施設の内容等に関しまして、落ちついた教育環境と教育プログラムに必要な施設、設備、拠点機能等を踏まえるということとともに、市民の方々の利便性や施設の有効利用なども総合的に十分検討してまいりたいと考えております。また、特別支援学校の設置の候補地の件につきましては、本年9月定例会におきまして、議員の御質問に施設概要や運営体制、そして国、県を含め、関係機関との協議を調える中で、設置場所についても絞り込みを行い、関係地区並びに関係者の皆様に具体的な、そして丁寧な説明をさせていただきたいと御回答させていただいております。現在、国、県そして日本体育大学等と協議を重ねている段階でございます。何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

山本議員。

13番（山本 重行君）

まず、ホーチミン像の関係でございますけれども、11月21日に贈呈式を行ったというふうなことでございます。せんだっての行政報告の中でも聞いて知っておりますけれども、私たちは10月20日に市長のところへ2,074人の反対の署名を持ってお伺いをいたしました。ここでございますけれども、ホーチミン石像の設置に反対する申し入れ書、現在多数のベトナム社会主義共和国出身者が市内に在住しているのは事実であるが、友好事業というだけで50年前に没した外国の一政治家の像を作東文化芸術センターに設置することは、以下の思いで反対である。その国を代表するとはいえ、外国の一政治家の像を市の公的な場所に設置することは、将来における他国との交流事業に支障を来すのではないか。文化財、芸術作品等とは異なり、まだ記憶に新しい外国の一政治家の像は文化芸術センターには異質である。この先交流事業としてさまざまな文化芸術の催しを開催するとき、思想的な面、主義主張も指摘され、不都合なことも起こるのではないか。世界の国々にはそれぞれ文化、伝統、思いがある。したがって、美作市民にとって外国政治家の像は必要ない。私たち署名人2,074名は、以上の理由によりホーチミン主席像の設置には反対です。よって、署名書を添えて申し入れをしますので善処されたい、そういった申し入れをしておりました。市長、あなたに私が渡しました。その後何らの返事もないうちに先ほどの贈呈式を強行されたわけです。

次に、日体大の関係でございます。

先ほどの答弁では、はっきりとほんなら作東の総合支所があるところを教室に利用するんだというふうなことは言われなかったわけですが、いろんなところでそういった話を聞いてるわけです。そもそも特別支援学校の必要性については、先ほどもこういった形で質問いたしました。必要性というのは十分理解をしているわけですが、なぜあの作東総合支所の場所に設置をされようとするのか、そういった準備が進んでいるというふうなことでございます。御存じのようにバレンタインパーク作東は、当時の江見町長の発想のもとに、総合中央公園構想というふうなことで、行政機関、文化、スポーツ、散策等さまざまな形で利用できる施設を目指してできたものであり、その間には地権者であったり地域の皆さん、議会、各種団体、そういった方々に今申しました構想をお示しをして、理解をいただけてきたものでございます。当初は32ヘクタール、その後追加買収をしましたからもっと広がっておりますけれども、たしか278筆、約100人ぐらいの方がおられたと思いますけれども、そういった方に御協力をいただいて、そして工事費においても、国・県の補助金をいただきながら、約100億円からの投資をしてでき上がったものでございます。こういったことは国の会計検査院のほうでも有名になりまして、数年間は毎年会計検査院が来る、そして多い

ときには1年に大蔵、文部、建設、厚生と4つの会計検査院が来たことの記憶がございます。逆にほかの町村の方は助かったというふうなことを聞きますけども、そうした長い年月と多くの希望や夢を持って完成された施設でございます。そういったところに、なぜホーチミンの設置であったり日体大の支援学校、そういったことをされるのか。

まず1点目は、先ほど言われましたベトナム側の強い要請があって、バレンタインパーク作東の文化芸術センターのエントランスホールが最適とされたからというふうなことでございました。2,074人の市民の声よりもベトナム側の意向を酌んだということでございますか。2点目、特別支援学校の必要性、特別支援学級の必要性については、先ほどから十分認識をしていますが、なぜ先ほど申しましたように、総合的に完成をしたあの施設の中核部分を利用されようとしているのか、以上についてそれぞれ市長のほうから御答弁をお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、バレンタインを含む総合公園であるところの今の総合庁舎を含むエリアですけれども、議員御指摘のように、江見晴則町長を筆頭として、当時の作東町の方々がけんけんごうごういろんな議論をした上で、これもまたおっしゃいましたけれども、さまざまな役所の補助金をすれすれのやり方でとってきて、総工費100億円でやったということについては私も当然承知をしておりますし、江見町長本人からも話も伺ったことがあります。私も財政というのは、積極的に制度のはざまをきちっと見て、それを活用していく必要がある、そういう意味で都市公園なんていうのは、江見町長で言わせれば、市道というのは長いほうがいいんだとかこういう話ですけども、そういうところも先人の教えとして私も受け継いで、弟子としてといたら言い過ぎかもしれませんが、やってくるわけでありまして。そして、江見さんの思いというのは、それは議員が一番よく御存じなんだと思いますけども、私も若干は存じているわけでありまして、そもそもあそこの場所については国際交流の拠点だと、こういうことになっております。したがって、バレンタインのところをちょっと行きますと、議員もこれは御存じだと思いますけれども、これこそ一般的にいうと物議の象徴になるかもしれない愛新覚羅の碑があります、愛新覚羅は、日本と満州の非常に難しい問題の渦中にいた人であって、その人の名前を見ると、恐らく中国人はえつと言うというようなことになるわけです。しかし、そういうことじゃないんだと、今後の日本の平和というのは、全ての国民としっかり来る者は絶対に拒まない、こういう立場でもって愛情の中でやっていこうと、これは地球愛とか人類愛の精神でもって愛を語っている、ひとつ恋愛感情だけじゃなくて、友愛であるとか人類愛であることも含めた愛の丘であったというふうに私は聞いておりますし、記録にもそれは残っているわけでありまして。そして、そういったものを今後の世代にどう友好に残していくか、廃れさせてはいけないという思いが私にはありますけれども、その思いからすれば、今回の申し出はまことにありがたいというふうに私どもは感じているわけでありまして、これは物事を狭く見るか広く見るか、心を狭く持つか広く持つか、こういう差だろうと思っておりまして、江見さんの言う、広い心で物事は見ていけばいいんじゃないかというような声が耳の中でもするわけでございまして、ぜひ御賛同も賜っておきたいというふうに思う次第であります。

それから、日体大の件でございますけども、これについてはさまざまな論点があります。今後県の教育委員会の認可というものが必要でありまして、そのときにここでやりたいんだ、こうしたいんだという物理的な話も認可の判断事項になりますんで、それを踏まえないと、最終的にはどうこうということにはなかなかなりません、一方で腹づもりとして、ここをこうやってやるのが教育効果としていいんだ、安全なん



だ、子どもたちのために。障がいのある子どもたちをどう対応していくかというときに、例えば安全性の問題というのは大変重要な観点になってくるわけであります。そこで、あの場所を見たときに、例えば水害との関係で申し上げますと、恐らく作東地域の中で安全な場所の筆頭の一つになってくることも間違いない、そして周りの環境が芝生がしっかりあり、そしてかつて山が冒険の森か何かになってたんですけども、これも活用しようと思えばさまざまな心や体を鍛える場所として活用できる、そしてプールもある、体育館もある等々考えますと、学校との関係での相性は非常にいいものがある、逆に言うと投資を抑えることができるという側面もあるということから、今あの場所を念頭に置いてさまざまな準備作業をしているというようなことであります。そして、そのことも恐らくあの立派な旧作東町がつくった施設を永続的に魂を込めて活用させていただく大きな大きな道であろうと、こんなふうに考えるところでございますので、どうぞ御理解賜りますようお願いをいたします。〔降壇〕

〔13番山本重行君「もう一点残っとる。ホーチミン像の関係は」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ホーチミン像は今市長が答えられたと思うんですけど。

〔13番山本重行君「市民の声よりベトナム側の意向を酌んだいうことを質問したと思うんですが」と呼ぶ〕

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

市民の声については、いろんな声があると思います。私が知っている声を幾つか申し上げますと、二千何人の中に含まれてる方なんでしょうけども、あれが取得をするのに数千万円もかかるというふうに署名を求められてる人から言われて、それはいけんというんでサインしたんです、ただだつたとびっくりしましたという声、あるいはこれについては、市長を初めとして、市の幹部がベトナムで入り浸りで全く市の仕事をサボっているということで、それに反対する意味でサインしたんですという勝田地域の声、あるいはいろいろあるんですけども、もう一個の声は、サインしたつもりはない、自分の住所と合ってるのかという声があって、それでいろんなことを考えますと、本当に市民の方々の自主的、自発的な声の部分がどこまでおありなのかなということもまた議員にも御そんたくを賜っておきたいというふうに思いますし、また一方で歓迎する声もさまざまに届いておりますし、現に現場を訪れる方々も最近ちょぼちょぼ出始めているという声もあります。落ちついて声を今後とも聞いてまいりたい、そういうふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、3回目です。

**13番（山本 重行君）**

3回目。

ホーチミン像の関係では、今後も落ちついて声を聞いていきたいというふうなことで、そのまま置いていくんか、あるいはまた将来的には反対意見が多かったら撤去されるんか、その辺についてのお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。先ほど申し上げましたように、そうはいつでも二千何人の反対の声があるわけですから、そこは市長ははっきり聞いておいたかないといけないと思います。それは、市長が行政懇談会のようなことで各地を回られて、いろんな意見があるというようなことを言っておられるわけです、それも市民の意見ですから。道路を直してくれ、あるいは河川を改修してくれ、さまざまな意見があると思います。それでも、今回のこのホーチミンの設置についてはやめてくれという意見があるわけですから、そこはどうお考えになつとるのかももう一度ここはお聞きしたいです。

それから、先ほどの特別支援学校の関係でございます。あそこが最適なんじゃというふうなことで、江見町長も許してくれるとか歓迎してくれるかどうかというあれか記憶にないですけども、認めてくれるんじゃないかというふうなことでございましたけれども、私はあそこの中の行政機関、これをなくするというふうなことについては非常に問題があるというふうに思います。というのは、先ほどから言いましたように、行政機関を含めてさまざまな機関を置いて、総合的な構想といいますかそういったもので完成をしたものでございます。それは、民地のように転売をされて、誰が持つておるんかわからんというふうなことならわかりますけれども、私たちが一つの構想を持って所有者、地権者のところ、あるいは地域に行って、こういつてしたいんだというふうなことをお願いをしてでき上がったものでございます。そういったことからかけ離れるんじゃないかというふうには私は思います。それは先ほど市長はそうじゃないというようなことは言われました、それはそれぞれの考え方があろうというふうに思いますけれども、私は少なくとも構想からは外れていくんじゃないかとそういうふうに危惧をしているところでございます。その点についてどうお考えなのか再度お伺いをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、ホーチミンの像については、先ほども言いましたように、今後ともいろんな意見を落ちついて聞いていくということが基本でございます。その際、明確に申し上げておきますけれども、この像は私どもにもう寄贈されましたので、管理責任は私どもにあるわけでございます。そういう意味は、どっかに移すべきかどうかも含めて、私どもがよく長く市民の方々の声をゆっくり聞きながら判断をしていくことができるという意味でございます。

次に、行政機関を含めた総合的なものであるというふうに自分たちが一生懸命頑張ってきたんだというふうなことでありますが、それに対する配慮がないというようなこと、こだわりがあるんだということではありますが、私は私なりにこだわりがございます。そのこだわりというのは、江見の町、作東の町をいい町にしたいという未来へのこだわりであります、そして議員は過去へのこだわりを持っていらっしゃる、どうもそのように感じたわけではありますが、決して私どもは江見の総合支所をなくするというようなことを言ったつもりもありませんし、そういう計画もございません。つまり、簡単に言いますと、当時から江見の町に支所機能はあるべきじゃないかという声があり、行政懇談会でもたびたび聞いておりますが、そういったことも総合的な計画の中に入れながら、本件は考えていかなければならない、あるいは江見の方々あるいは作東全体の方々も含めて、踊りであるとか詩吟であるとかあるいはカラオケであるとか、さまざまな文化活動が展開されております。その中心的な場所として、旧作東町が建てた公民館が中学校の近くでございますけれども、これに対する改修要望というのもぼろぼろというのかかなり頻繁に出てきている状況でもございまして、こういったことも全て総合的に念頭に置いた中で、一体どうするかということを今後地元ともお話をしながら、次第次第に江見のそして作東の将来にこだわりを持った方向性を見出していきたくかように考えております。

以上です〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

山本議員、総括です。

**13番（山本 重行君）**

私が過去へのこだわりが強いじゃというふうなことを言われました。私はことしの春、選挙の関係もあり

ましてバレンタインパークに何度も行ってきました。そこでは春でございました、多くの家族やグループが弁当を広げて花見を楽しんでおられました。グループには作東の方はもちろん、美作、勝田、勝央町の方さまさまざまな方がおられて楽しんでおられました。そして、公園は、サッカー、野球、そして消防、さまざまな大会としてあの公園はこの間30年近くですか利用をされています。ホーチミン像で市民の感情を逆なでにされて、またあの公園を学校法人といえど、もし日体大に貸されるとするならば、ひさしを貸して母屋を取られるとそういった言葉がございます。私はそういったことを心配しているというふうなことを申し上げて、この12月の私の一般質問を終わりたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番7番、議席番号13番山本重行議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の発言を許可いたします。

**7番（重平 直樹君）**〔質問席〕

7番重平でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、平成29年12月議会の一般質問をさせていただきます。

今回は2項目で、1つ目が美作市民の防災と安心・安全対策について、2項目めが大規模ソーラー発電事業についてでございます。

1項目めから行きます。

河川水位カメラの利用ということで、きのう山本雅彦議員が質問した内容とほぼ同じですけど、もう一度聞いてください。大雨時にみまちゃんネルで各地域の要所に河川水位カメラが設置され、活用されるようになっていますが、市民の皆様方がどこまで利用され生かされているのか、各地域のカメラを見ますと、危険水位の印がない場所は、大雨が降っているとき非常に見づらい、危機管理監も見られているとは思いますが、現状のままでよいと思われるのでしょうか。改善点に関してどうお考えでしょうかお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員、2点についてお尋ねになつとると思うんですが。

**7番（重平 直樹君）**

失礼しました。

次に、危険な場所に転倒防止柵設置についてであります。この件については9月議会でも質問しております。今年度予算編成が始まっていると思いますが、どのように考えられているのか、県内でも柵がないために死亡事故も起こっています。美作市でも11月9日付の新聞で、8日に国道374号線で用水路に転倒し、亡くなられた方を新聞報道で見ました。多くの費用が必要だとは思いますが、まずは市民の方々の安心・安全、命を守るためにも早急に設置すべきだと思いますが、市のお考えはどうなのか、市民に対して市民が納得いくお答えをいただくようお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員、今の2点目の質問の中で、予算編成のところでは来年度の予算編成だと思うんです。今、今年度と言われたんで、来年度でいいんですね。

〔7番重平直樹君「はい」と呼ぶ〕

皆木危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

この件につきましては、先ほど重平議員のほうからも言われましたとおり、山本雅彦議員が昨日質問なさ

れ、市長のほうが詳しく答弁されておりますが、重複する部分がありますが、答弁をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、美作市内には19カ所に監視カメラが設置されております。市民の方々から監視カメラについての苦情でございますとか御意見をいただいております。暗い、場所の問題、そして水位板がないなどの御意見、要望をいただいているところでございます。裏を返せば、多くの市民の方が河川監視カメラを注視されているとともに、災害に対する意識が高まっているものと捉えております。今後カメラの位置、設置方法及び夜間照明などについて、調査研究を行い、よりよい情報を市民の皆様に御提供できますよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

重平議員の美作市民の防災と安全対策についてということで、国・県道、市道への転倒に対する防止柵の設置ということでお答えをさせていただきます。

最初に、先ほど議員がおっしゃられました市内で発生した転落事故で被災された方の御冥福をお祈りをいたしたいというふうに思っております。今後このような事故が発生しないよう、とり得る対策の重要性を改めて認識をした次第でございます。水路等への転落事故に関しましては、近年県南で用水路等へ転落する事故がたびたび発生をしたということを受けまして、平成28年度から消防、警察、自治体、それぞれが把握している事故の状況や原因などの情報を共有し、危険箇所の把握と対策につながるよう体制ができております。それによれば、発生件数は岡山、倉敷両市を中心に県南が多く、年齢層は65歳以上の高齢者、時間帯は夕暮れから夜に多い傾向となっております。転落防止柵等の安全施設整備の国・県道や市道の対応につきましては、地区の皆様方からの要望や情報提供を受けまして、優先度や基準に照らしながら実施をしております。議員おっしゃられますとおり、費用のこともあり、全ての箇所を一度に実施することはなかなか難しゅうございますけれども、通行者の安全性の向上が図られるよう、要望や情報提供をいただきながら、危険箇所の把握に努め、国・県道につきましては、岡山県に要望し、市道に関しましては、通学路などを優先度に応じた対策を柔軟に行ってまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

2回目でございます。

多くの市民の方が河川監視カメラを注視されて、災害に対する意識が高まっても、今のようなカメラの設置では有効な活用がされてないと思っております。答弁にもありますが、カメラの位置、設置方法、夜間照明などの調査を早急にしてもらいたい、みまちゃんネルの活用として、大雨警報や洪水警報が出た場合には、優先的に監視カメラ画面にし、市民のどなたでも見られるように改善も必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、危険箇所把握と対策につながるよう体制ができ、優先度や基準に照らしながら実施していると答弁されましたが、今回不幸にも事故があった箇所は市の管理ではないが、危険箇所と認識された箇所だったのか、要望等はどうかだったのか、市民の安全・安心のためにも、転倒防止柵ができるまでの対応が必要と思われる箇所などには、小まめな目印、ポールなど路肩に設置してはどうかお尋ねをいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

皆木危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）〔登壇〕**

それでは、2回目の御質問に対しまして御答弁させていただきます。

せっかく答弁の機会をいただきましたので、美作市は今19カ所という監視カメラがございます。これは県下で一番多く設置をしている市でございます、次に多くでもたしか真庭市の6カ所、隣の勝央町は2カ所だったと思うんですけど、そういったぐあいでは19カ所がじゃあそれで大丈夫かというところではないんですが、一応県下でも一番多く設置をしている美作市でございます。大体1機当たりみまちゃんネルへの接続も含めまして大体200万円ぐらいかかるカメラでございます。今後そういう高価なカメラでございますので、調査、精査をいたしまして、市民の方々によりよい情報を配信できるように、見ていただくように調査をしてまいりたいと思います。1カ所行政懇のほうであったところをすぐさま見に行かせていただきました。なるほど水位板があって、これは監視カメラをつけてもいいかなという部分もございますが、当然予算も絡むことですので、しっかりと精査をさせていただいて、よりよい情報が提供できるように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

重平議員の2回目の質問でございます。

まず、事故のあった箇所でございますけれども、国道174号の英田地内ということでございます。国道に面した用水路へ転落をされております。今まで要望のほうは出てきていないというところでございます。その現場の対応でございますけれども、県道部分は岡山県が早速業者のほうへ手配をして、すぐ設置をするというようなことになっております。また、市道も近くに接続しておるところでございますので、あわせて工事をして、その近くの安全対策をするということで現に行動を起こしております。

それから、市道の維持管理でございますけれども、総延長が980キロ余りあることから、全てを日常管理するということは限界がございます。したがって、自治振興協議会の会議を通じまして、区長さんから、よくここで賠償の関係でお断りをする人が多いんですけど、横断溝のグレーチングが飛んでタイヤが傷ついたりとか、路肩がめげているとか、穴があいているとかというのがございます。今回のこういうところもあわせて、市のほうへあればすぐ情報提供をお願いしますということでお願いをしているところでございます。今後も現状の把握に努めまして、先ほど議員が言われましたように、時間がなかったら、路肩にでもポールを打って危険なところを防ぎなさいということでございます、当然やっていきたいというふうに思います。

それから、新年度予算への考え方でございますけれども、まず予算要求、予算査定の中でございますけれども、我々としては2倍近い額の予算要求をしていきたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

真野部長、国道。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

済みません、国道は374です。失礼しました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

重平議員、ちょっと待ってください。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

重平議員、3回目の質問です。

7番（重平 直樹君）

3回目でございます。

県内でカメラが多いと。多いけりゃええというもんじゃないし、1機が200万円もするもんを設置しているんですから、見やすいように照明をふやすとか、ちょっとしていただきたいなと思います。そういうことで、ライトでもふやして、ちょっと見やすくしてもらったらなと思います、今後に期待しておりますので。

もう一つは、転倒防止柵の設置は、改善にしても、安全・安心は市民の願いでございますので、よろしく願いまして、次の2項目に行かせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

続けて、2項目めに入ってください。

7番（重平 直樹君）

2項目めの大規模ソーラー発電事業についてでございます。

東電原発事故以来、クリーンエネルギーが一躍脚光を浴び、国の強力な推進を受け、ソーラー発電が全国的に普及しております。売電価格は下がりつつあるものの、まだまだ投資家たちの意欲をそぐことなく、大規模ソーラー設置が建設されております。しかし、美作市の作東地区の400ヘクタール、美作市に隣接した美咲町の60ヘクタールの広大な山地を削り、ソーラーが着工をされております。通常ではこれほどの大規模開発には、監督官庁から防災対策はもとより、環境アセスメント等厳しい開発規制がなされているはずであります。ソーラーに限りか全体に規制緩和されたのかは知りませんが、地域住民は、地元同意も必要なく、説明は業者のみで監督官庁からの説明もない中で、防災環境への影響に大きな不安を抱えております。防災面では、平成21年8月、美作市土居、福山地区、兵庫県佐用町などを襲ったゲリラ集中豪雨により、十数名の死者、数千世帯が浸水被害を受けた地域で、災害復旧事業で河川改修が完了したばかりであります。地元の大多数は反対を表明されていると聞いております。地区に600ヘクタールものソーラー事業が許可になっています。環境面では、昨今有害鳥獣のイノシシ、鹿の生育が増加し、農作物の被害が拡大しております。イノシシ、鹿の生育している山を大規模に開発すると、すみかを追われた有害鳥獣が里に多数出没し、農家をますます苦しめます。また、岡山県北は広戸風という強風が起こる地域でもあり、平成16年には広範囲な風倒木被害が発生したり、最近では台風21号で奈義町では太陽光パネルが飛ぶ被害も出ていると聞いております。大規模なソーラーパネルの設置によるヒートアイランド現象も不安視されております。本来行政は地域住民の安全・安心を、生命と財産を守る役割なのだが、いかに国策とはいえ、余りにもおごりな開発許可ではないでしょうか。地域住民は、行政と営利目的のソーラー事業者に対し、怒りと不安でいっぱい状況であります。万が一開発による災害が発生したら、誰が責任をとるのでしょうか。住民が工事仮差しどめ訴訟を起こしても、監督官庁が許可したものを簡単には認めてもらえるものではないし、訴訟の知識が薄い住民が敗訴すれば、莫大な費用弁償が起り得ます。大規模開発に対し規制が必要ではありませんか、

美作市としての取り組みはいかがでしょうかお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

大規模ソーラー発電事業につきまして、大規模開発に対して、従前以上の規制が必要ではないかという御意見でございます。

これにつきましては、憲法第29条において、財産権の保障があり、所有する土地の利用について、従前は行政指導で開発の調整を行ってまいりましたが、裁判において、行政指導には法的拘束力がないとして敗訴としたことから、行政指導を担保するため、岡山県県土保全条例などの条例を定めている経緯がございます。現状の規制の枠組みを超える新たな規制を設けることは難しいのが現状でございます。しかし市といたしましては、住民の方々の意見になるべく対応し、安全・安心が確立できるよう粘り強く最大限の努力をしているところでございます。現在市では、事業者が地元住民への説明ができていないままになっている現状を解消するため、地元住民と事業者との話し合いの場をつくるよう調整を行っているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

有害鳥獣における美作市の被害対策ということで答弁させていただきます。

まず、一般的な事項でございますけど、この対策といたしまして、野生鳥獣捕獲奨励事業によりまして、猟友会へ補助金を交付し、駆除を行っていただいております。平成28年度の駆除実績は、イノシシが1,080頭、ニホンジカが5,124頭となっております。また、農作物を有害鳥獣から守るために、有害鳥獣被害防止施設設置事業によりまして、地域などに対し、防護柵の機材費の補助を行っております。28年度の実績は、電気柵それから金網柵、ワイヤーメッシュなど、合計で5万3,480メートルの設置となっております。しかし、依然として市民の方々から有害鳥獣による農作物等の被害による連絡をいただいている状況でございますので、猟友会と連携をとりながら、有害鳥獣の駆除に努めるとともに、今後も引き続き有害鳥獣被害防止施設設置事業の内容の広報をしてまいりたいというふうに考えております。そして、被害が多い地区におきましては、猟友会とも協議を行いまして、重点的に駆除をお願いしたい、そして加害獣を減らしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

2回目でございます。

美咲町の60ヘクタールは美作市の管轄外ではありますが、造成による雨水は全て美作市に流れます。長内地区、則平地区、稲穂地区、位田地区を流れる長内川ではあります。河川の状況は市として当然把握されているはずですが、美咲町分は山のみであります。美作市側は浸水のおそれがある家屋が相当数8軒、田んぼも数十ヘクタールあります。市の対応はどうされているのでしょうか。

また、イノシシ、鹿がすみかを追われ、私の近隣の地区に出没数がふえてきました。昨年5月ごろから被害が長内、則平、稲穂、金原、位田、岩見田地区、隣町の塩気地区などで被害が倍増しております。各地域に足を運び、農家の人たちの話を聞いてまいりましたが、市の補助を知っていても間に合わないの、自費

で電柵なりワイヤーメッシュを購入したというのが現状でございます。これは提案であります、本当は申請してもらって補助金が出るんですけど、間に合わんけん、先に買うてしもたんじゃというのを何とか対応してもらえたらなと思います。

次に、答弁の中で、市といたしましては、住民の方々の意見になるべく対応し、安全・安心が確立できるようにと粘り強く最大限努力をしているところだと答弁されましたが、なるべく対応と最大限の努力では少し意味が違うと思いますが、どうでしょうか。平成21年の竜巻、巨勢地区から尾谷地区に抜けたと思われる竜巻被害、または最近では10月22日の深夜から23日未明にかけた台風21号は、奈義町では広戸風が発生し、民有地に設置されたソーラーパネルが散乱しました。台風や竜巻などによってソーラーパネルが散乱し被害が発生した場合などに市民から相談があったときには、どのような対応をしてもらえるのか、市の事業ではないでしょうか、お尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

全部じゃないんですが、主なところをお答えしますけれども、美咲町の60ヘクタールの分については、これまでのところ我々も議員ないしは近くの住民の方々同様大変心配をしております、台風のときには必ずあの川の付近を警戒するように人員を派遣して特に見ております。同様に、作東地内の中小河川についても見回りをしておりますけれども、そういう意味では我々も苦慮しているんです。作東の場合と違うのは、残念なことに私どもが行政として関与できていない、これは制度上の問題なんでいかんともしがたいと、議員もおっしゃったように、例えばイノシシや鹿がそれこそすみかを失って周辺に拡散している、稲穂はもとより、恐らく青木であるとか中山まで行っていると思うんです、あれは。南は英田まで行きます、これは。これについては、美咲町に言っても美咲町も困ると思うんです。話としては、きょうの質疑も踏まえて、認可権限者である岡山県に対して、我々も一枚かみたいんですけども、どうしてくれるんだと、調整してくれるのかということを上申するのが一番の筋だと思いますので、議会終了後あしたにでも担当部からこういう話になってる、竜巻の問題も含め、いろんな問題があるよと。その原因が、原因者が負担することが最終的にはこれは決まってるんですけども、なるべくそんなものが起こらないようにしなきゃいけないこともあるし、それから作東では議論がちゃんとうまくいったんですけども、最終的にほったらかして撤去のときに、我々としては積み立てをしていただいて、撤去について責任を持てるようにしてるんですけども、市が使える形の信託にする、そんなことは美咲の地位協定を見たけど、できてないんです。そのときも確かに美咲も大変だろうけど、こっちも大変な目に遭うわけですから、その辺も含めてちゃんとやってほしいという思いは我々も共有しております。あとは法律論になるんですけども、幸いなことにこれが先ほど部長から答弁をしたように、行政指導を裏づけるための条例なんです。だから、する行政指導に、必ずしも法的裏づけあるいは条例という裏づけがないのではないよということを示すための日本の国内でいろんな裁判を繰り返した結果できた枠組みなんですけれども、したがって逆に言うと根本的に行政指導であるので、その県の指導力が負えることを期待しながら、長内に影響している美咲分についても、我々としても言うべき意見がありますんで、それが言えるような立場をつくってもらえるかどうか、岡山県当局に話をしようと思うんで、議員ももし県会議員を御存じなら、そのように言っていただければありがたいなというふうに思います。

以上、残余の分につきましては担当からお答えいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**



池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

2回目の御質問にお答えします。

先ほど私の答弁の中で住民の方々の意見になるべく対応し、粘り強くという答弁をさせていただきましたが、大変わかりにくい答弁ということで御指摘をいただきました。大変申しわけございませんでした。

意図といたしましては、住民の方々から今もいろいろな御意見、御要望をお伺いしておるところでございます。市といたしましても、これが十分開発に反映できるよう、要望につきましては事業者のほうへ逐次お伝えをしております、事業者のほうへ対応していただくよう粘り強く事業者のほうを説得している、そういう状況でございます。そういうことでございますので、今後もそういったことで住民の方々からの御意見、御要望は事業者のほうへ伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

遠藤経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

有害鳥獣についてでございますけど、美咲町それから美作市のほうに被害があるということで、猟期間中においては、美咲町のほうでも美作市の方が行って捕獲するようなことは可能だと思いますが、有害鳥獣の駆除となりますと市内に限られるということで、先ほど少し申しましたが、加害獣を減らすということで、市内において捕獲するものを設置して、市内へ出てくる加害獣を減らせるように猟友会をお願いして、加害獣を減らしていく取り組みをまずは行いたいというふうに思います。

それから、防護柵の補助でございますけど、資材費の電気柵などですと、資材費の2分の1を補助するものでございますけど、3戸以上といった条件がございますが、ぜひ森林政策課のほうへ御相談いただきたいというふうに思います。

〔7番重平直樹君「できるかできんかは」と呼ぶ〕

制度的にやってしまったものについて補助できるかということについては、事前に申請していただくことが原則となっていると思いますが、確認をしたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

3回目でございます。

市長が県にしっかり訴えかけてもらって協議してもらってということで、それはよろしくお願いたしまして、ソーラー事業は、地元関係者の同意は必要ないと聞いてますが、作東地区は地方公共団体として、基本協定を締結されていますが、関係地区の市民の意見が反映されたものでしょうか。また、美咲町分は美作市として基本協定は締結できてませんが、実質の被害は美作分になり、市として市民の安心・安全のために、今さっきも市長が県に訴えかけてもらうということですが、美咲町に何かこれまでに申し入れをされたかどうかをお伺いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

質問の中でよくわかんない部分もあるんですが、さっきも言いましたように、美咲町に言う話はほとんど

ないんです、これは、県に言う話なものですから、ここで改めて県にはこういう意見があるということをおおうと思ってるんです。美咲町もだから我々と似たような立場になってるものですから、例えば作東のやつについて、土居の人が角南の人に文句言うみたいな話をしてもしょうがないんで、それは許可権者は県ですから、県にまず言うのが筋だろうと、こういうふうに思っております。美咲町にもしという話がありましたら、それは別紙の話だと思います。恐らくは関係なくて、いろいろ美咲町の行政によって、住民の方々が困っているとか、美咲町に責任がある話であれば、言ってあげれば、美咲町に対して近隣の行政の者として協議を申し込むことはできると思いますので、もし何かございましたらよろしく御通知をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

重平議員、総括です。

**7番（重平 直樹君）**

総括でございます。

いずれにせよ、公共事業ならともかく、民間業者の営利事業で市民に被害を及ぼすことにはなりませんので、あつてはならないし、市民の安心・安全のために最大限の取り組みを求めて、私の平成29年12月議会の一般質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番8番、議席番号7番重平直樹議員の一般質問を終了します。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は7日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後5時18分 延会

平成29年12月7日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月7日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

2番	和田	広宣	3番	岩崎	清治
4番	岡野	鉄舟	5番	中山	忠明
6番	倉地	重夫	7番	重平	直樹
8番	安藤	功	9番	金谷	のり子
10番	岡本	泰介	11番	山本	雅彦
12番	萬代	師一	13番	山本	重行
14番	尾高	誉久	15番	岩江	正行
16番	日笠	一成	18番	鈴木	悦子

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

1番	青山	慶	17番	内海	健次
----	----	---	-----	----	----

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩原	誠司	副市長	横山	博光
教育長	大川	泰栄	政策参与	山下	亨
政策審議監	福原	覚	総務部長	岡本	和之
危機管理監	皆木	佳久	企画振興部長	池田	義和
総合戦略監	大森	洋平	市民部長	角南	良雄
環境部長	妹尾	昌弘	経済部長	遠藤	宏一
保健福祉部長	江見	勉	建設部長	真野	弘紀
教育次長	山名	浩二	消防長	山崎	正雄
会計管理者	山本	和毅	農業振興課長	安東	栄作
スポーツ振興課長	平田	幸春	社会福祉課長	長畑	真吾

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎	功三
課長	大佛	裕彦
主任	井上	大佑

**議長（鈴木 悦子君）**

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。

議席番号17番内海健次議員が体調不良で療養中のため欠席であります。1番青山慶議員が体調不良のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

皆さん、改めておはようございます。

若干報告がございます。

昨日の本議会におきまして、7番重平議員から美咲町塩気に設置をされつつございますメガソーラーにつきまして、住民の方々のさまざまな不安、特に水の関係、鳥獣害の関係もありましたけれども、何とかならないかという質問がございました。そして、私のほうから県に対してしかるべく要望すると申し出をするということを申し上げましたが、お手元に配付を、議長のお許しをいただきましてさせていただきましたが、次のような要望をしたいと思います。

美作県民局長宛てでございますが、タイトルとしては、美咲町塩気地区において開発が進められているメガソーラー事業に対する要望について。現在美咲町塩気地区において岡山県県土保全条例等の開発許可を受け、メガソーラー開発が進められているところでありますと、また事業実施に当たっては事業者と美咲町において開発協定が締結されているところであります、しかし、ここから重要ですが、しかし当開発区域は長内川を挟んで美作市長内地区と接しており、また開発区域から出る水のほとんどが長内川に流れ込むことから、美作市長内地区を中心とした住民から不安の声が多く寄せられております、このことから美作市民の不安を取り除くべく次のとおり要望いたしますので、よろしくお願ひしますと。

1番、開発に係る開発協定を美作市とも締結できるよう事業者へ働きかけをしていただきたい。

2番、台風や豪雨時には長内川の巡視を行うとともに、異状が予見される時には美作市長内地区等の住民に対し適切な情報提供を行うよう事業者を指導していただきたい。

3、住民の不安を取り除くため住民への適時の説明を行うとともに、住民からの意見、要望に対して真摯に対応するよう事業者を指導していただきたい。

4、工事の進捗状況を把握するため美作市にも工事進捗状況の報告を行うよう事業者へ働きかけをしていただきたい。

以上でございます。どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

**日程第1 一般質問**

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、日程第1、「一般質問」を行います。

通告順に発言を許可いたします。

通告順番9番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可いたします。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

それでは、失礼をいたします。

皆さんおはようございます。

平成29年度の12月定例議会における私の一般質問を議長の許可が出ましたので、これよりさせていただきます。

私は今回一般質問につきましては5項目させていただいておりますけれども、財政問題につきましては、次の交付税一本算定の財政運営についてということで、ほぼ同じような内容の分があるかと思っておりますけれども、特に財政については時間が長くなるだろうということもございまして、時間的な配分によってこぶしの里につき、最後につきましては、都合で取り下げをさせていただくかもわかりませんので、御承知のほうをお願いしたいと思います。

それでは、項目ごとに質問をさせていただきます。

まず、第1項目めは、作東メガソーラーの事業についてでございますけれども、作東メガソーラーにつきましては、私は6月議会、9月議会で事業者と美作市の開発協定の締結についての経過や地域の思い、疑問点等々を御質問をいたしました。現在では県の開発許可が出て以降、工事が進んでおり、木々が伐採されて、毎日のごとごとと重機の音がし、日に日に山の風景が、私の家からでもすぐ見えるんですけれども、著しく変化している状況が今日でございます。ことしの台風につきましては、雨、風とも思ったほどなく、被害のほうも多少出ましたけれども、大きな被害はなく、まずは胸のほうをなでおろしているというのが今の気持ちでございます。この現実を受け入れなければいけないのが非常に残念ではありますが、地域の方々の心配を少しでも和らげる方法ということもございまして、地域の安全・安心のために産業建設委員会のほうで協議をさせていただきまして、現地視察というのを事業者の方をお願いして実施することができました。実施日は少し前になるんですけど、10月11日でありましたが、このときもなんですけれども、業者の話がございまして、実施場所につきましては、福山のクラブハウスがあった場所、ここのみの場所であり、私が希望する場所というのは木々を伐採して、山をむく、そういうふうな場所、具体的には土居や竹田地区でありましたが、その場所につきましては、業者の方が危険であるので視察のほうはだめですよということではできませんでした。そこで、後日なんですけれども、遠くからではありましたが、その現場の周辺を見て回りました。地域の人々においては、メガソーラーにおいていろいろと不安や問題、不便を抱えており、事業者と直接話をしても事業者との意見の相違や感情の高ぶりがあってけんかになっても困るし、また過大な要求をすべきでもないという考えのもと、市のほうが協定書を結んであるので、地元と事業者の間の橋渡しをやってほしい、つなぎをやってほしいという気持ちもございました。間に入ってほしいとの声も、これも多数ですけれども、ございまして、現在でも地元から要望をお願いしていると聞いておりますけれども、どのように取り計らっているのでしょうか。まずは最初に、質問といたしますけれども、それでは各項目の具体的な質問に入らせていただきます。

まず、1番目ですけれども、メガソーラーの工事が木々の伐採をして造成工事が進んでいますけれども、現在土木工事の進捗率はどの程度でございましょうか。

また、今後の工事の進め方はどのようになっているのか。10月11日の視察時の説明では調整池の整備を行い、県の審査というか、検査というんですか、これははっきりわかりませんが、受けて、これから土を動かす、根を掘り上げるという工事を中心に行うというふうに記憶をしておりますけれども、どうでしょうか。

2番目に、泥水等の対策でございますけれども、9月議会におきまして、市長が職員のほうを見回りをさせて業者に指導するというので対策をとっていただいたというふうに思っておるんですけれども、これが十分ではないというところがございます。そのあたりをどのように把握をされてますか。

また、今後の市の指導はというふうにされますか。私が見て回ったところですが、工事現場に続く道においても今あるため池等の上流部に、外から見る限りでは貯水槽というか、沈殿槽というか、そういうものがございません。また、そこに続く道路においても何がしかのものがつくってないということは、雨が降ればため池とか道路から水が流れてくるというのが必然的に起こります。こういうふうなのをどうなんでしょうか。

それから、6月議会の質問ではため池や井堰の権利者、地権者との協議ができていない業者に話し合いをするように言っているとのことであったが、その後どうなってるのでしょうか。まだ話ができてないというふうに聞いておりますけれども、どうでしょうか。

また、河川につなぐ水路として利用してするならば、その水利組合等との協議をしなければいけないのではないのでしょうか。もともと農地にある水路というのは地元が負担金を出して圃場整備等々でつくったものであるの、地元の部分の協議が必然的に必要であるというふうに私は思っております。

それから、4番目にですけれども、有害鳥獣ですけれども、工事が始まって以来、多くのイノシシや鹿やほかの動物、野生動物が、家の近くにですけれども、急増して被害が発生しております。対策ができないのでしょうか。もともと住むところを奪われたので、必然的に里のほうに出てくるというのはわかるんですけれども、農作物はもちろんのこと、作業道路、水路等を荒らして大変な状態になっております。家の中まで入りそうな雰囲気がある。家の周りにふんはたくさんあるし、庭木を食べてるというふうな状況もございませぬ。このもともとの原因はメガソーラーの工事というふうに私たちは思っておりますけれども、どうでしょうか。

また、5番目に、市道を工事車両が工事用道路として通行して、地元の人が大変苦慮しています。国道や2車線の道路については、通行に支障を来していないが、1車線の道路においてはガードマンを配置し、車両通行を誘導してはいますが、工事車両が非常に多いために10分以上も待たなければ通行できないという現状がございませぬ。今後抜根等の作業で通行量が増大が懸念をされます。市道であるので業者に通るなということではできないと思っておりますけれども、一方では工事道路として使ってもらっては困るという気持ちもございませぬ。避難所などを多くつくり、地元民の自動車の通行がスムーズになるような方法を模索できないのでしょうか。前段の、最初の部分です、部分も含めまして御回答をお願いしたいと思います。

1回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

改めまして、皆さんおはようございます。

私のほうからは1項目め、2項目め、3項目めにつきまして御答弁をさせていただきます。

まず、1項目めの作東メガソーラー事業の進捗状況についてでございますが、10月末現在の工事進捗状況

は、全体では9.5%と聞いております。各項目につきましては、伐採工が87.3%、調整池などの防災工事が46.2%、盛り土工が3.1%、切り土工が同じく3.1%の報告を事業者から受けているところでございます。

今後の事業につきましては、各調整池などの防災工事について工事が完了した調整池から順次県の検査を受け、その後造成工事を行うということと聞いておるところでございます。

続きまして、2項目めの濁水対策につきましては、降雨後の現地確認を行い、河川の状況把握に努めております。河川等への濁水の流れ込みを確認した場合はその都度事業者に対して改善を求め、それに対する対応の報告を受けているところでございます。また、小寺池につきましては、管理組合から市に対して濁水流入防止についての要望が出されており、その内容を事業者に伝えるとともに、適切な対応を求めているところでございます。今後につきましては、事業者において事業用地内における沈砂池の整備や汚濁防止のフェンスの設置を行うなど、濁水への対策を進めているところですが、地元住民の方々からため池や河川への濁水の流れ込みなどの情報をいただいた場合は事業者へさらなる対応をとるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、次のため池や井堰の権利者、地権者との協議の関係でございますが、協議ができていないところについてですが、事業者においてため池や井堰の権利者、地権者との協議を進めているところでございますが、十分な協議ができてない箇所もございます。そういう箇所につきましては、現在事業者が協議の場を設置するため地元に対して働きかけを行っているところでございます。市といたしましても、地元関係者からの問い合わせがあれば、事業者に伝えるとともに、真摯に対応するよう要求してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

御質問の獣害対策ということでございますが、有害鳥獣の対策としまして、野生鳥獣捕獲奨励事業として駆除の事業、そして有害鳥獣被害防止施設設置事業によりまして防護柵の資材費の補助ということで対策を行っております。市民の方々から有害鳥獣による農作物等の被害による連絡をいただいている状況でございますので、猟友会と連携をとりながら有害鳥獣の駆除に努めるとともに、今後も引き続き有害鳥獣被害防止施設設置事業の内容の広報をしてまいりたいと考えております。

そして、メガソーラー事業によって被害がふえたということをお聞きしております。被害が多い地区におきましては、猟友会と協議を行いまして、重点的な駆除をお願いしていきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩崎議員のメガソーラー事業について市道の交通問題のことでお答えをさせていただきます。

メガソーラー事業に伴う工事車両や資材運搬経路として利用されております市道高原北谷線などの状況でございますが、大型車両の通行を見越し、事業者側において側溝堆積物の除去、路面清掃、幅員、道路幅ですね、の確保のための側溝ふたの設置、重量車両通行の対策として橋梁部の補強、カーブミラーの設置など、市道の承認工事及び占用の申請が出され、許可の上、実施されておるところでございます。また、車両の通行により破損した箇所につきましては、随時事業者責任で対応を行うよう指導を行っているところでも



ございます。通行に関しては事業者車両の通行に伴い、一般車両を優先とし、一般者の通行への影響を極力抑えるよう誘導員が配置をされているところでございます。しかし、事業車両の通過時には一時的に一般車が、先ほど議員が御指摘されましたけど、待機するなど、少なからず影響が出ており、大型で重量の大きい車両のたび重なる通行で舗装などの補修にもかかわらず破損が発生するなど、路面が良好とは言えないという状況が見受けられることから、不良な状態を把握した際には道路管理者として指導を行うとともに、一般通行者からの指摘等があれば、市担当部を通じて事業者側に改善を求めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今まで担当部長がお答えしたように市の工作物であるとか、ため池であるとか、その点の問題については大体その協定の中、あるいは協定を締結することによって対応が可能である、そういう判断をしてるんですが、お尋ねのあった鳥獣害については、経済部としてはあそこまでのことしか言えないんですけども、考えてみますと、若干予知はできなくはなかったんですね、山をいらうんですから。鳥獣害が移動するだろうという予想はあったんですが、私が見るにつけ、あるいはきのうの重平議員の話もありましたけれども、結構予想以上の被害が拡大をしていると、鳥獣害によって。その鳥獣害も原因者が要するにメガソーラー開発ということは、聞いてみるとほぼ間違いがないと。簡単にその論理を言えば、岡山県内のこの地域において、例えば1平方キロ当たり何頭鹿がいるかって大体推測がついてるんですね、これ。イノシシについても、大体これぐらいいるだろうという県の推計があります。中位推計が何万頭で何とか書いてありますから、それを割り出していけば、1平方キロ当たり何頭ぐらいいるだろう。そのすみかがなくなるわけですから、そうすると計算上、例えば4平方キロであれば何十頭とかという計算が立つわけですが、それが周辺に散らばって、畑作、あるいは場合によっては米も被害受けるんですけども、そういったところに影響を与えてるとする、そして猟友会にお願いして追加的費用が出るということになりますと、これは大変なことだなと思います。ところが、この点については、先ほどちょっと申し上げたようにそこまでの影響が出るというふうには実は考えてなかった、我々の至らんとこだったかもしれないけど、したがって協定にその辺のことは十分明確に入っていないんですわ。これは反省せざるを得ないと。しかし、法的意見として求めてみようと思ってるんですが、こういったことに対して法的責任がないのかどうか、弁護士の意見も聞きながら、あるいは県の方々にも現地も見ていただきながら、新たに協定に盛り込むのか、あるいは別途被害を受けたものを総体として計算をした上で、それに対する補償をお願いするのか、いろいろあると思うんですけども、法的論理の中で公害法の世界があって、例えば環境汚染ですね、環境汚染によって大気が乱れて、そして健康被害があったというときには、これは補償するんだということが昭和40年代を通じての日本の損害賠償法制の前身であったわけでありましてけれども、そういった同じ論理がこういうところにも使える可能性があるんじゃないかなときのうからずっと調べておったんですけども、メガソーラーについて、作東についてはこういった協定がありますんで、より強い立場で言えるということも含めて、少し深掘りの勉強をして事業者に対してお願いというか、要請をせざるを得ないのかなとも思っております。ただ、美咲の件について言うと、まだ協定がないんで、その協定を県に対してお願いした上でそっちの段取りに持っていくのかなと、こんなふうに考えておりますので、1点補足をさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

### 3番（岩崎 清治君）

答弁いただきましたけれども、まず美咲と違うというのは、作東の場合については開発協定書を締結をしてるというのが一番違うところだと思いますし、特に獣害被害につきましては、もともと私は市長の言われるとおりのことだと思うんですけども、住民票があるわけじゃないんで、明確にこれこれだということのはっきり言い切れない。だから、どうなんだろうなということで、県庁のほうにも話をしたことがございます。10月だったと思いますけど、私のほうがのぞいて、直接話をした経過もございますけれども、なかなか難しい問題だろうというのは認識をしますけれども、市長の言われるように私たちは9割方、9割以上の部分が追われたわけじゃからこっちへ来たというのは、これは市長の認識と同じなものでやっていただきたいんですけども、まず私たちの部分については、メガソーラーを誘致したわけじゃない、来てください、来てくださいって言ったわけでもないし、木々の伐採や造成工事を希望して始めたわけでもないというものがありますので、市のほうとしましても、先ほど言いまして答えがなかったんですけども、調整役というのはぜひともやっていただきたいというのが一つございます。私たちの平穏な地域が壊されていってるわけです。不安と不便、そして環境破壊の中で生活を送らなきゃいけないような状況が生まれてるというのが現実だろうと思います。市においては地域住民が安全で安心の生活が送れるようにする責務があると思います。先ほどの各部長さん方の答弁では、一般的に言うと、他人事のように書いてあるような状況ぐらいじゃない、これでは地域の人が安心して生活できないというのが切にあります。これを何とかしてほしいというふうな気持ちでございます。今後ですけれども、先ほどの答弁では今の10月末の工事の進捗率というのは9.5%ということは、これからどんどんどんどん始まるわけです。その上にこれは土木工事自体の話でしたけれども、機材の搬入が始まるわけです。こうした場合に地域の不便さというのはどうなんだろうという、それを想像した上での政策をしていただきたい。

泥水にしましても先ほどの説明ではこれから沈殿池やフェンスを設置するというのは、順番がまるで違うんじゃないかねかと、今現在泥水流れてる、先にしなきゃいけない工事じゃないんですか。これが指導できないんですかという意味でしたんですけども、何かおかしいなということが思いますし、ため池や井堰の関係にしても行政が何にも言えないかなと、6月議会のときにしても何とかって、まだ話が終わってないところあるんですよ。この話し合いをするのには協定書を結んでなければこれほど言えないんですけども、結んだからにはある程度してくださいというところがあります。

それから、交通の問題でございますけれども、私たちの方が先ほど言いましたけども、10分以上待たされてることがある。先ほどの説明では原因者がもどおりに直す、これは私は当たり前のことだと思うんです。当たり前のことじゃなしに、10分の待ち時間をなくなして、10分が全てなくなるというのは難しいでしょうけど、それを5分にするなり、3分にするなり、希望はゼロですよ。なぜならば、私たちが誘致したもんじゃないし、向こうが勝手に来たもんです。メガソーラー自体の工事につきましては、彼らの営利目的でやってるわけです。市のほうも市の住民が安心して便利な生活が送れるようにする責務があると思うんです。このような中で今の先ほどの答弁では非常に歯がゆいというか、残念というか、他人事みたいな気がするんで、いま一度トータルのことでもいいですけども、御返答をお願いしたい。

県のほうにお話を聞きましたところ、県のほうもある程度開発許可を出したので、しますけれども、一義的には開発の協定書を結んだ市にしてください、市がすべきでしょうという話もございました。私がどういう意味を言ってるのかというのは部長さんはわかるかもわかりませんが、ある程度の責任というのは果たしていただきたい。まず第1は、私たちが誘致したものではない、私たちが不便をしてる、迷惑をして

る、それを解消するのは市の責務ではないでしょうかという質問でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

大体似たような感覚を私も持っております。私どもとしてもこれを誘致したものではありません。ある種国策の流れの中とはいえ、事業者の皆さんが営利目的、特に投資ファンドも絡んでるわけですから、純然たる営利目的でやってらっしゃるということである。そして、それに対して我々は地元を守る立場からいろんなことを言うべきである、当然であります。ただ、若干その前に補足的にお考えを補正をしていただきたいのは、県があくまで認可主体であります。そして、私たちは岡山県民でもあります。私が聞いた限りにおいては岩崎議員がおっしゃったように県が一義的には市がやれというようなことは聞いたことがありません。多分間違った方にお聞きになったんじゃないか。それは県と市がそれぞれの権限の中で、権限違いますから、その権限をフルに足し合わせて問題に対応するというのが、これはどこの県でも普通の考えであって、岡山県だけがそれにずれたことを言うことはあり得ないと私は思います。多分若干間違った方にお話をお聞きになったんだろうと思います。したがって、私たちとしては岡山県にも常に協力を求めています。県土開発条例というものの実施主体はあくまで岡山県でありますので、その権限の中にあることについては、県に言わざるを得ないということでもあります。

一方、迷惑を受けていることに対してそれを補償する、あるいは弁償する、直すという責務は、これは事業者であります。そこも間違えてはいけません。その責務がもし事業者にないとしたら、これは我々が言っても聞かないわけです。それは法律的に、さっきちょっと言いましたけども、昭和40年代から発達した公害防止法、その他において原因者負担という考えがきちっと示されていると、その法理を我々も援用して、そして地元住民の代表として彼らに対して言うべきことは言うわけでありますので、その市が責任持って直せということを余り言われることは市民負担の問題になっちゃうんで、これは避けたほうが、岩崎議員も役所におられたわけですからおわかりと思いますけれども、論理の基本というものはきちっと押さえた上でやっていかなければいけないというふうに私は考えております。

それを申し上げた上で次に具体的な話をいたしますと、私どもとしましては、それぞれの地域、大部落なのか自治振単位なのかは別として、御不満があるところについては、御要請があれば、まず御地元の話も聞いた上で、そしてその上で事業者に対してつないでおります。具体的にそういうことが起きた事例もあります。あるいは一部の地域においては既に地域単位において事業者と協定を結んで、市が協定を結ぶ前に既に発効しているところもあるわけでございます。さらに、6月の時点では御理解いただけなかったわけですが、我々としては追加の協定を結ぶことについて事業者のほうにずっと前から申し出をしておりまして、それについては、今も妥当で生きてるというふうに考えておりますので、今後具体のお困り事があって、その解決については事業者負担でやらにゃいかんということが原則でありますので、その原則に従って解決をされたい場合には私どもが当然皆さんの代表として事業者に対しても物を言いますし、また仲立ちとして協議の場を設ける、そういったことに尽力することは当然であるというふうにお答えを申し上げておきます。ただ、御地元において絶対反対であるので協議をしないと、あるいは市会議員の顔が立たないんで事業者と会わねえとか、そういうことがあるときには、これはまず地元のほうでその前段階の処理をお願いしたいということもあわせて申し上げておきます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員、3回目です。

### 3番（岩崎 清治君）

まず1つは、市長が最後のほうに言われて、私が反対してるからどうのこうのというのはございせん。業者の方で会って話を徐々に徐々にされてるような現状もございせん。

それから、県のほうは私は、後で聞いていただいたら結構ですけれども、中山間の課長とお話をさせていただきました。

それからもう一点、これは最後のほうで言いますけれども、私の言いたいのは、県が開発許可を出しました、市は事業者と開発の協定書を行った、これはもう事実であります。地元が迷惑することについては、県と市と協議して地元がメガソーラーをつくることによって不利益のないようにやっていただきたい、これが第一条件ですから。それから先の話はどんどんどんどん具体的な話が出てくるんですけど、総論はそこから、これは理解していただけたらと思うんです。そうするのが行政の、市という意味だけじゃなし、県も含めて行政そのものの責任ではないでしょうか。市においても、前にも話がありましたけれども、税収が多少なりともふえるわけです。このふえることは事実でありまして、それは地域の不安や不便さの代償でふえるというんでは困る。だから、不便のないようにしてください。前のような平穏な生活を送りたいようにしてくださいということです。

それから、市長の先ほど言われたように不利益の部分については、原則的には事業者が対処しなさいというのは、これは当たり前の話なんですけれども、想定外の出来事起きた場合はどうなんですか。それから、業者ができないというふうな場合はどうなんですか。これの例としましては豊島の産廃問題もございせん。行政の代執行みたいなもんもあります。地域がまず困るのを防いでいただきたい。今後行政のすべきことは、私の思いですけれども、工事の状況を十分把握して、後世に問題を残さないように、災害が起きないように、地域が安心できるような暮らしをできるような業者の指導や監督を行うべきではないじゃろうか、もうそこしかないんでないかなという気がするんですけども、これをするにもやはり人出、人件費が要ります。このあたりを十分理解していただいた上で不便さが残らないような状況、不利益がないような状況にしていきたいという気持ちでの話でございせん。

以上です。

### 議長（鈴木 悦子君）

市長。

### 市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

その点に関して申し上げます、総論においては全くそのとおりなんです。あとは各論なんです。私は全市見ておりますが、岩崎議員は主に土居の地域を見ておられるとしたら、もう少し具体的に市民が安全にというときに道の話がありました。あるいは獣害の話ありました。けれども、獣害についてはこうこうなんだという具体的話をもう少し深掘りして、それを事業者にも私がぶつけるときの援護射撃としていただきたい。一般的に不安を解消しろと行って事業者に言ったところで何の効果もございせん。わかりましたというだけの話です。岩戸川の井堰はどうするんだ、あそこのため池のフェンスはどうするんだ、これを我々がぶつけない限りにおいて具体的話としてはなかなか不安の解消であるとか、利便性の確保であるとかというところについてはなかなか結びつかない。その協力をぜひ地元の議員にはお願いすることで答弁に答えさせていただきます。〔降壇〕

### 議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、総括です。

### 3番（岩崎 清治君）

市長が3回目で具体的に言われましたけど、具体的にまず言えば、泥水はどうなんですか、交通の支障を来してます、どうですか、獣害についてはどうですかという具体的な例を差し上げたと思うんですけども、それ以外に各部長さん方さぞご思いもあります。それから、道路の通行に関してすごいほこりが出てるといふのも現状でございます。これは市の職員が見回りをした時点ですぐわかると思います。そういうふうな対策をとっていただきたいということでございまして、次の項目に入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、続けて2項目めに入ってください。

**3番（岩崎 清治君）**

奨学金の関係でございますけれども、地域の方が、看護師の奨学金は大原に建設中の看護師養成の生徒募集に行うのだ、5万円補助して生徒募集を行う、外国の人まで対象であるなどのうわさがあるが事実か、というふうな話がありました。市の大切なお金を無駄に使ってもらっては困ると、私に質問や疑問を投げかける人がございました。

そこでの御質問でございますけれども、現在の美作市全体の看護師の総数や各医療機関等の看護師の不足数、将来に向けての看護師の雇用についての把握や計画はどのようになっていますか。

2番目に、市の奨学金制度で今までの対象者のうち、市内外の人数、雇用の状況、貸付金返還の状況と、3番目に、計画的な雇用を考えなければならないが、来年度に向けて10人程度募集されておりますけれども、看護師資格取得まで3年を要すると思います。その間に勤務先がなくなるような不測の事態が生ずるような場合があると思います。このようなき奨学金の返還は猶予されるんですか、ないんですか、需要と供給、そして時間的な問題があるので、どのように検討して10名程度の募集をしたのか、御説明をお願いしたい。

4番目に、希望者多数の場合には住所が市内外の場合、住所地優先というか、市内優先というふうなことがあり得るのですか、また外国の方は審査の対象になるのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

看護師の奨学金についての御質問にお答えをさせていただきます。

美作市内の看護師の総数把握や今後の計画ということでございます。

まず、美作市内の看護師の総数の把握や計画ですが、平成26年岡山県統計年報によりますと、市内で正看護師が183名、准看護師が96名の方が仕事に従事されていらっしゃいます。11月に市内医療機関に向けて平成34年度までの雇用予定の調査を行ったところ、市内全体で看護師の雇用需要は毎年10名から12名程度あるという結果が出ております。この数字はほぼこれまでの実績に見合ったものであり、看護師の確保は何とかできるものというふうを考えております。

次に、奨学生の実績でございますが、制度を開始しました平成19年度から現時点で44名の方に貸付決定を行っております。うち、市内の方が33名、市外の方が11名おられます。また、28年度末までに貸し付けを完了した32名のうち、13名が市内の医療機関に就職をされていらっしゃいます。市内に就職されなかった19名の貸付金の返還につきましては、11月時点で滞納なく御返還をいただいているところでございます。

それから、看護師の将来の雇用計画ですが、34年度までの雇用見込みは、先ほど答弁をさせていただきます。

したとおり10から12名程度の見込みがございます。今後の奨学生募集につきましては、これまでの経緯を考えましても、諸事情で市内就業率は100%とはいきませんが、市内医療機関の受け入れができる人数を一つの基準としまして10名を基本に募集をする予定としております。以後につきましても、年度ごとの貸付完了予定者数と医療機関の雇用需要のバランス、また美作市医師会様との御意見等も踏まえまして対応していきたいというふうに思います。

それから、就職時に市内の医療機関に就職先がなかった場合の対応ということですが、卒業後1年間は猶予期間を設けております。その間に市内医療機関への就職活動を行っていただき、就職先を選定していただきたいというふうに思いますし、市といたしましても、採用募集を行っている医療機関を紹介するなどの支援も行いたいというふうに考えております。

次に、奨学生の住所地の顧慮でございますが、奨学金の貸し付けに当たっては養成施設卒業後1年以内に美作市内の医療機関に勤務する意思を有する方を対象としているため、市外の方でも応募ができる制度となっております。ただし、応募者が多数の場合は、住所地についても他の要素とあわせて検討し、貸付決定を行うということになります。外国の方の言葉の問題ですが、看護師養成学校の留学生の募集選抜におきましては、国際教育支援協会及び国際交流基金が実施しております日本語能力試験におきましてN2以上の日本語能力を有することを確認することが望ましいという基準が示されております。また、看護師の国家試験では同試験におきましてN1の日本語能力を有することが出願の資格として定められております。こういった条件をクリアし、日本の看護師養成学校に入学できた方であれば、本人に市内の就職の意思がある場合は現在の制度において当奨学金への申請は可能であり、申請書類が適切であった場合は審査の対象となると考えております。ただし、市内の医療機関に就職しなかった場合については、奨学金の返還につきまして十分に御理解いただくことが必要と考えますので、その点は特に留意をしまして申請の受け付け事務を行っていく必要があるというふうに考えております。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員。

#### 3番（岩崎 清治君）

看護師の美作市の総数は279名という答えでありまして、毎年10名から12名程度の雇用があるというふうな答弁でございましたけれども、雇用の需要と奨学生の対象者が同数程度というのは、少し雇用というか、奨学生の出す部分が多いのではないかなという感じがいたします。これは政策の違いだと言われりゃあそれまでかもわかりませんが、具体的には少し多い、募集しても来ないという部分がある、いろいろな判断があると思いますけど、私自身は少し多いのかなという気がします。

それから、貸付完了との表現でございましたけれども、看護師の資格を取得した方が32名、うち条例の目的に合った方、つまり市内の方へ就職された方が13名のことでありますけれども、これ達成率にすると33%ということなんです。50%以下というのは非常に低いんです。このことは条例の趣旨や貸付制度そのものの意義がどうなんだということまで議論する可能性がある。100%とは言いませんけれども、せめて七、八十%にしていきたい、貸付対象者を、というふうに思うんですけども、どのように考えられているのか。

19名の方、これは市内に就職されなかった19名の方なんですけど、市内、市外の人数はどういうふうになってますか。また、市内に勤務しない、就職しない方は個人的な理由というのももちろんあると思うんですけども、そういう部分の理由というのは把握されてるんですかということをお聞きしたいなど。

市内に就職しなかった場合の返還のことを言われましたけれども、条例そのものの目的は市内に勤務する

方をつくるということで条例をつくって看護師を育成するためですから、市内に就職してもらいたいわけです。これは市長の気持ちも同じだろうと思うんですけど、その人を対象にするということであろうと思うんです。条例とか人選の基準等々をもう一回改めて考えてみたらどうかという気がします。

それから、外国の方の関係でございますけれども、市内の医療機関での採用を受けるほうを希望されてるところがもうあるというふうに理解をさせていただいていいんですか、これはそういう調査はまだせずに、奨学金だけはこれでいいですよというふうに考えられてるのか。

そして、最後にですけれども、質問の趣旨を全て言ってないんですけども、滋慶学園に特化したような話ではないでしょうかという確認も含めてさせていただきたい。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、奨学生の募集の数につきましては、市内全体での雇用需要である10名に設定していることについて、少し多いのではないかという御指摘ですが、これまでの実績から貸し付けを受けた方のうち、市内に就職された方は、先ほど議員から33という数字をおっしゃられたんですけど、4割だと思います。4割になると思うんですが、4割程度の状況でございます。ので、需要を上回る募集人数であるというふうには考えていないということでございます。議員おっしゃるとおり市内に就職していただく率が100%ということが理想であります。先ほど申しましたとおり実際数は19名の方が市内に就職をされていらっしゃる。その内訳でございますが、住所地が市内の方が19名のうちの15名、市外の方が4名ということでございます。市内に就職をされなかった理由としましては、実習先の医療機関に魅力を感じ、その医療機関を就職先と希望したということや、方向転換として助産師や保健師になるといったことで進路を変えた方もいらっしゃいます。それから、残念ではありますが、資格が取得できなかったという方も中にはいらっしゃいます。このように貸付申請時には市内医療機関へ就職する意思があった方でも数年間の養成期間中に市内に就職しない、あるいはできない理由が生じる実情がございます。しかし、できる限り市内就職率が上がるよう申請時には保護者だけでなく、御本人への説明を十分に行い、貸し付けを受けていただくことが必要であると考えております。

また、養成期間中は市内医療機関の紹介パンフレットの配布、採用募集状況の連絡など、就職率を向上させるために取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

外国の方への採用調査ということですが、これは現時点では行っておりませんので、受けるほうの需要量は現在不明です。ただ、看護師の国家資格を有するというのであれば、当然就職は可能であるというふうに考えております。

以上のとおり奨学金制度は市内の医療機関の看護職の人材不足を解消し、地域医療の向上に資する制度でありまして、滋慶学園に特化した制度ではございませんので、その点につきましては誤解のないようによりしくお願いしたいと思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員、3回目。

**3番（岩崎 清治君）**

お答えをいただきまして、19名の内訳のうち、市外の方4名、残りの方は市内、市内の方につきましては、多少私個人的な感情とすれば、やむを得んところがあるだろうというみたいな気がするんですけど、特に市外の4名の方については、今後なんですけれども、特に十分な審査の中で貸し付けをお願いしたい。特に市外の方になぜ市民の税金を、返してもらおうんですけど、税金を貸さなきゃいけないんだという気持ちが私個人的な部分でございます。

それから、質問なんですけれども、これは総務部長のほうにお尋ねしたいと思うんですけど、市外の方の看護師を、たしか今、ことしの7月ですか、看護師の募集を4名ほどしてると思うんですけども、市外の方が外国人の方が募集に受けた場合に言葉とか外国とか、そういうこと関係なしに採用のテーブルに乗って採用される可能性があるんですか。可能性ですよ、あくまで、個人テストですからですね。あるんですか、ないんですか、その1点のみをお尋ねいたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岩崎議員の採用に関する御質問ということでお受けをいたしました。現在まだ外国人の方が市内の病院、市立病院ですね、こちらのほうで雇用するというようなことはちょっと想像しておりませんでしたので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、総括です。

3番（岩崎 清治君）

非常に残念な答えなんですけど、今回滋慶学園の奨学金で市内、市外ということも担当部長のほうへ質問させていただいた中で、条件一緒なんです、市内の医療機関、市の施設の看護師、質問内容を想定してなかったからというのは納得いかないんですけど、されてないものを出せというのも、これも無理があるんで、ただ私の知る限りでは多分大丈夫じゃろうかなという気もします、外国籍という言葉に関しては、多分ですけど、消防署なんかについてはだめだということもあるんですけど。そのあたりをしっかりと協議、調査していただいて、奨学金の募集の部分についてもそのあたりの協議を市役所内ですから、協議をしていただいての実施をお願いしたいなというふうに思います。

次に移らせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

岡本総務部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

〔発言の削除〕



〔「聞こえんのじゃ」と呼ぶ者あり〕

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

〔発言の削除〕

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩崎議員、3項目めから始めてください。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

〔発言の削除〕

3番（岩崎 清治君）

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

〔発言の削除〕

3番（岩崎 清治君）

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

〔発言の削除〕

3番（岩崎 清治君）

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

〔発言の削除〕

3番（岩崎 清治君）

〔発言の削除〕

議長（鈴木 悦子君）

〔発言の削除〕

それじゃ、お諮りします。

[発言の削除]

休憩します。

午前11時15分 休憩

---

午前11時33分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

大変失礼いたしました。

ここで市長より発言の許可を求められておりますので、発言を許可いたします。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

ありがとうございます。

先ほど私及び総務部長が発言した部分につきましては、岩崎議員、議長、議運委員長、私も含めて協議をした上で、議事進行の観点から削除させていただきたい、そういうふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長より岡本部長、それから萩原市長の発言に対して削除の申し出がありました。

これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。削除することに決定をいたしました。

岩崎議員もこれに対して少し言葉が入ったと思いますので、この件についても削除をお願いできますか。意見が少し入ったと思うんです。詳しく内容にまでは触れられておりませんので、その少しの部分だけ削除をしていただきたいと思います。

〔15番岩江正行君「これとこれとこれを」と呼ぶ〕

静かにお願いします。

〔15番岩江正行君「中身言いんさい、中身を」と呼ぶ〕

できませんか。

〔3番岩崎清治君「いや、ゆっくり考えさせてください」と呼ぶ〕

今の状況でいいんですか。今の状態のままで考えられるんですか。休憩とったほうがいいですか。

〔3番岩崎清治君「いや、もうこの場で結構です。ちょっと1時間か2時間かわかりませんが、考えさせてください」と呼ぶ〕

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

はい。動議に賛成の方。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

はい。じゃあ、休憩します。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

---

午後0時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

議長（鈴木 悦子君）

午前中に引き続き会議を開きます。

午前中は、議事運営に対しまして、大変皆様に御迷惑をおかけして、申し訳ございませんでした。

14番尾高誉久議員が、葬儀のため退席をされております。

午前中の件ですが、休憩中に発言を確認致しました。萩原市長と岡本部長の発言削除となった部分に関連し、岩崎議員と私が発言をした内容でございました。よって、削除となった部分に関連する発言が、他の箇所に残っていると、発言削除の効果がありませんので、岩崎議員と私の発言を併せて削除させていただきます。岩崎議員よろしいでしょうか。

〔3番岩崎清治君「はい」と呼ぶ〕

はい、それでは岩崎議員、3項目めから始めてください。

はい、岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）〔質問席〕

はい、それでは3項目めに入らせていただきます。財政状況についてという質問でございます。財政については、専門的な言葉が非常に多くあります。市民の方が聴かれても理解出来るように、出来る限り分かりやすい表現で質問をいたしますから、答弁も出来る限りそのようにお願いします。

最近になりましてですね、私に質問がありました。市の財政は非常に良いとのことを聞いたが、本当であるか。そうであるならば、私たちの身の回りにおいて、もう少しお金を使ってほしい。この部分につきましてはですね、道路の維持管理とか補助金とか、そういう諸々の話でございました。また、財政が良くないと聞いていたが、財政は良いのか、夕張のように破綻はしないのでしょうか、等のことを聞かれ、質問の背景や本意を聞いたところ、行政懇談会において、市の説明で、これを言葉を換えていこうと思うんですけども、起債を借金と言います。が減り、基金、貯金が増えたので、財政が良くなった。事実か、とのことであ

った。私は、借金、貯金については事実であるが、財政が良いのか悪いのかは、色々な人の判断があり、一概には答えは出せない。また財政破綻になるような状況ではないので心配はないとの答えを返しました。そのように答弁すると、もう少し分かりやすく説明してほしいとのことであり、借金が減り、貯金が増えたが、生活水準や家庭の補修や車や農機具等の買い替えの状況、子どもの教育や収入源の状況等を総合的に判断しなければ答えは出ない。また、人によりその判断基準は異なると説明をいたしました。行政の説明ややっている事を、分かりやすく正確に伝えることが議員の使命の一つでもあると思っており、特に財政問題は、個々の判断基準が異なり、難しい問題となりますが、出来る限り分かりやすくお答えしていただきたい。行政報告での財政報告では、市民の方々には理解しがたいように思われます。また、庁舎建設の問題や財政分析の変更があったことは私は承知をしておりますが、比較や検討をするのが大変難しいため決算書に基づいての質疑といたします。

1 番目に、平成28年度の決算を終えて、財政状況をどのように判断されているのか。美作市の特徴は都市部の市町村や類似の団体と比較してどうか。貯金、借金については、議会答弁でもよいとのことであり、決算数値もそのようになっているが、監査意見書、所見では結びに、厳しい財政状況の中の表現、財政の総点検では大規模な普通建設事業がなかったためとの表記があるが、このことを総合して美作市の財政をどのように判断しているか。

2 番目に、合併以後多くのハード事業を行っているが、平均的な事業量は幾らか。合併時の有利な財源、合併特例債でございませけれども、を用いた事業、補助金や有利な財源がない事業、つまり庁舎があると思えますが、それ以外は既に完了しているのでしょうか。財政の総点検の中に庁舎耐震化事業費ほかの事業が入っていますが、老朽化の施設、文化センターや火葬場等は試算に入っていないように思われます。平均で計画的なハード事業ができていますでしょうか。

3 番目に、美しい里山に力を入れているが、現在までの事業量と一般財源の額、今後の事業量や維持管理費の推計はどのようになっていますか。ことしの市長の所信表明で美しい里山公園地方交付税確保等財源の市民還元事業と名をつけ、補助事業をされていますが、都市公園ができたので国からお金がいただけるので、市民に還元するとの意味であると思うが、そもそも都市公園の交付税は維持管理費に充てるべく算出されていると思います。これを市の収入アップのためと考えるならば、全ての経費を考慮しなければならない、余りにも邪道の考えと思えますが。

4 番目に、国勢調査の人口、住民基本台帳の人口、住民基本台帳については、自然動態と社会動態、これは転入、転出、死亡、出産という意味ですけど、などをどのように考え、今後の推計としているのか。財政問題を検討するには国勢調査人口が基本になるが、国勢調査と住民基本台帳の人口の差が1,000人以上あるように思われます。内容の分析はどうなっていますか。美作市の人口ビジョン、財政の総点検で数値が示されているが、現状と計画の差異はあるのか。問題点はどうか。転入者が転出を上回ったとって横断幕をつくって喜んでいる状態であるが、横断幕にもお金がかかっています。全国の市町村がしのぎを削って人口増を行っております。ちなみに10月に視察をさせていただきました隠岐の島町では出生率が2.01、これ27年度です、転入転出の差は、転入が52名多い非常に良好な状態であるが、バランスのとれた年齢構成でないので、美作市と同じなんですけれども、全国同じの市町村非常に多いと思えますけれども、危機感を持たれて詳細な分析と定住対策に努力をされております。

5 番目に、企業会計への繰出金が市の財政に与える影響が非常に大きいと思う。また、特に上下水の老朽化に対する計画をどのように考えているのか。現在整備されている上下水の投資額が非常に多く、一般会計の負担額も必然的に多く、機械設備の老朽化の問題、利用者の減少の中で企業会計への繰出金を毎年どの程

度予定されているのか。補助費では30億円程度を予定していますけれども、大丈夫でしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、岩崎議員の財政状況についてということで御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議会冒頭の行政報告でもお知らせをいたしました。今年度も平成28年度決算をもとに財政分析と今後の財政収支見通しについて財政の総点検第4版としてまとめ、プレス発表を行い、またホームページでも公開をいたしております。全般的な傾向でございますけれども、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにするために設けられました4つの指標はいずれも改善いたしております。また、財政規模に対する赤字割合を示す実質赤字比率、連結赤字比率はいずれも赤字が発生していないために数値はございません。

次に、公債費等について、普通会計だけでなく、公営企業会計や一部事務組合も含めてその負担割合をあらわす実質公債費比率は前年度から0.5ポイント減少、改善の方向でございますが、0.5ポイント減少いたしまして、13.5%となりました。これは早期健全化団体となる25%を大きく下回っているというものでございます。

また、将来にわたって負担しなければならない債務について、普通会計の地方債残高だけでなく、一部事務組合、第三セクター、土地開発公社等の負債のうち、美作市が負担すべき額を含んで、その負担割合を示した将来負担比率は前年度から21.9ポイント減少、こちらも改善方向でございますが、減少いたしまして、38.6%となっております。これにつきましても、早期健全化団体となる300%というものを大きく下回っている数値でございます。

続きまして、普通会計の基金残高でございます。貯金でございますけれども、昨年度と比較して7.3%、10億7,900万円増加し、158億7,600万円に、また市の負債、債務、借金でございますが、4.3%、額で11億7,400万円減少いたしまして、263億1,600万円というふうになってございます。これらの数値、指標は一般市民の皆様にはわかりにくいかと思えますので、近年実施いたしております経費削減の取り組み、あるいは増収につながった取り組みということにつきまして、少しお時間をいただきまして、説明をさせていただきます。

まず、下水道関係でございますけれども、中尾、上相、吉地区の処理場を統合いたしております。それによりまして経費の節減、効果額でございますけれども、年間に900万円節減できております。そして、下水道料金を統一させていただいております。それによる増収、収入の増が4,600万円、これも年額でございます。またあわせて、高資本対策費の対象ということになりまして、普通交付税のほうは850万円増というふうになっております。これら下水道事業関係の効果額ということになりますと、合計で6,350万円年額でございます。

次に、情報通信基盤事業関係でございますけれども、まず平成26年度末にCATV基本コースの暫定料金、月額600円、BS、CSコースでは月額1,000円を廃止させていただきまして、27年度から条例どおりの月額1,000円、そして1,400円に改正をさせていただいております。これによります増収が効果額といたしまして4,100万円、年額で増額となっております。

また、平成30年度末に告知放送をFM方式に変更することによりひかり電話、光インターネットを利用せず、告知放送のみを御利用、設置させていただいております世帯の通信料の負担を年間3,000万円負担してございましたけれども、これがFM方式によりますことによってゼロという数字になってまいります。また、保

守料としても1,500万円が必要でございましたけども、これも500万円程度に落ちる見込みでございます。これによります効果は年間に4,000万円効果額として上がってまいります。

さらに、美作市情報基盤事業のサポート会社を美作市が出資しておりますみまちゃんネルが実施することにより節減できます効果額が年間1,000万円、これら情報通信基盤事業関係、合計した効果額につきましては、年間に9,100万円程度というふうになっております。

また、基金利子の運用方法の見直しも行っております。運用先を円建て外国債権等に変更し、大幅な利子の増となっております、25年比較をいたしました見込みでございますけども、増収が運用利子の比較で5,000万円の増というふうに見込んでおります。

次に、電力供給会社の見直しを行っております。平成28年度に庁舎関係で見直しを行い、節減できております効果額が年間800万円、そして29年度、今年度につきましては、教育施設も見直しを行っておりますので、予想できます効果額といえますのが年間2,600万円ということでございます。これら電力供給会社の見直しということを行いまして、年間3,400万円の効果となる見込みでございます。

次に、地方交付税の関係でございます。美作市は全国の379合併市が加入する合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会の幹事市といたしまして、普通交付税の算定方法が合併市の実態を反映したものとなるよう平成26年度から活動をしてまいりました。その成果でございますけども、支所や消防、そして保健センターなどに要する経費の見直し、そして標準団体の見直し等が行われ、平成29年度にはその差額が12億1,000万円まで圧縮をされております。これによります効果でございますけども、効果額といたしましては年間12億7,400万円ということでございます。そして、都市公園の拡張も行ってございまして、これによる効果が年間9,400万円以上になると思われております。それから、市道の積極的算入ということでございまして、これによる効果額が年間1,700万円ございまして、地方交付税の関係での効果額といえますのは、13億8,500万円程度になる見込みでございます。

そして、6番目になりますけども、指定管理制度の積極的な導入を行ってございまして、平成29年度から武蔵の里、愛の村を指定管理制度へ移行をいたしております。それによる効果額が年間4,000万円削減できているということでございまして、以上6つの取り組みの効果額の合計は16億6,350万円となりまして、毎年度その影響が出てくるというものでございます。平成30年度におきましては獣肉処理施設を改めて指定管理者による運営に切りかえる予定でございまして、引き続きさまざまな努力を進めてまいりたいというふうに考えております。これらの取り組みを踏まえまして、平成29年度以降5年間の財政推計を行っております。今後の収支見通しは黒字となる見通しでございまして、御質問にあります財政状況というものにつきましては、現段階では問題ないものというふうに考えております。

次に、ハード事業の推進と今後の計画ということでございます。

大規模事業の今後の計画でございますけども、平均的には毎年度20億円程度の普通建設事業を計上させていただいております。具体的には各所管課で計画している事業を盛り込んで推計を行ってございまして、本庁舎の耐震化、幼児園建設、都市公園の整備事業、告知放送の更新、屋外拡声器の統一、ごみ処理施設、これは最終処分場でございますが、その整備事業、火葬場などが含まれておりますが、中には詳細な方針が決定していないものもあり、これらはあくまでもシミュレーションの上の事業費として盛り込んでおるところでございます。

次に、里山公園の経費でございます。平成26年度から今年度を含めた事業量といたしましては、林道、そして遊歩道等の園路整備が約8キロで、事業費は約4億4,000万円でございます。このうち補助金や起債の交付税算入を考慮した実質の一般財源、市の負担分でございますけども、約1億2,000万円となっております。

ます。今後はこの平成31年度までの2年間で事業期間として遊歩道4キロや展望広場で1億5,000万円程度を見込んでおります。一方、交付税では今年度5,947万円が交付税として算入されております。来年度は約9,400万円が見込まれることから、平成30年度には初期投資として必要となっておりました一般財源と交付税の収支バランスがとれる見込みでございます。また、維持管理面でございますけれども、園路周りの草刈りということが必要になってまいりまして、倒木処理や施設改修など、1,000万円程度を想定しているというところでございます。

また、人口推計についてでございますけれども、普通交付税を算定する上で人口は重要な基礎数値となります。財政推計を行う中で用いた人口は総合戦略で策定した人口ビジョン、これをもとに平成27年10月に実施された国勢調査の結果と住民基本台帳人口の動きを勘案して推計を行っております。ここ数年の住民基本台帳人口の動きを見ますと、単年で500人程度減少をいたしております。しかしながら、今年度に入り、上半期において社会増となっておりまして、必ずしも過大な期待ではあるとは考えてはおりません。人口の動きにつきましては毎月市民課から報告を受けておりまして、大きな違いはないというふうに思っております。

次に、企業会計の繰出金の見通しについてでございますが、公営企業の繰出金については、各会計から報告を受け、その数値をもとに推計を行っております。金額で大きな影響を受けるのが下水道事業会計でございますが、大規模な事業の予定は現在ございません。今後繰出金は徐々に減っていく見込みとなっております。一方、簡易水道事業の会計につきましては、統合事業を実施した影響もございまして、公債費がしばらくふえますが、繰出金についても、同じようにふえていくという見通しを立てているところでございます。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、議員御質問の企業会計への繰出金の見通しと上下水道の老朽化に対する計画をどのように考えているのかということにつきまして、まず水道事業会計への繰出金につきましては、平成28年度決算においては約220万円となっており、この多くが人件費などの基準内の繰出金であり、現在のところ一般会計に与える影響は少ないものと考えております。

次に、下水道事業会計への繰出金につきましては、平成28年度決算において約23億円の繰出金となっておりますが、これは建設ときに借入れた事業債の元利償還に要する費用が大きな要因であります。その起債元利償還額も平成21年度の23億4,000万円をピークに年々少しではありますが、減少していること、また昨年10月使用分より料金の改定をさせていただいたことで収入が増加いたしましたことなどから、繰出金の減少につながるものと考えているとともに、現在行っております施設の統廃合及び不明水対策を実施することにより維持管理費の削減を図り、繰出金の減少に努めてまいりたいと考えております。

次に、上下水道の老朽化に対する計画でございますが、上水道課では平成27年2月に平成30年度までの5年間について中期計画を作成しております。その中で老朽管更新事業として老朽化している配水管を順次更新していくとしております。水道管の耐用年数は40年とされており、耐用年数を超えた管路延長は市内で約140キロメートルございます。市内全域で約660キロメートルある管路を漏水事故などが多発している区間などを優先しながら更新しており、主要管路については、耐震管の設置を行いながら継続的に実施し、有収率向上と安定した水道水の供給に努めております。浄水場施設は簡水3カ所、上水3カ所の浄水場がありますが、上水の美作、作東、英田地域の浄水場はいずれも昭和50年代に整備されておりますが、浄水場施設の耐用年数である60年を超えた施設はございません。しかし、その他を含めて全ての施設更新は将来必ず訪れる

ことから、現在の中期計画が終了する平成30年度中には更新費用、維持管理費用などの抑制や、安全な水道水を安定的、効率的に供給するため核となる施設などを定め、統廃合や取水源、取水方法、耐震対策などを含めた長期計画を策定し、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道課では平成27年8月に中期経営計画の更新を行いました。その内容につきましては、合併当初公共下水道事業など、6事業で27の処理場施設が建設され、それら多くの施設を適切に管理しながら長寿命化、更新施設の統廃合など、一体的に検討し、中・長期的な視野に立って今後の事業を計画的かつ効率的に展開していき、下水道事業の経営健全化を図る指針とするため策定をいたしました。下水道施設の構築物の耐用年数は50年とされており、耐用年数を過ぎた施設はありませんが、統合計画では市内に27ある処理場を5ブロックに分け、施設の老朽化、今後の修繕費などを考慮し、統合効果の大きな美作ブロックから統合事業を実施しております。平成28年度に美作地域の吉、中尾、上相地区の施設から行い、本年度は豊田地区の施設統合を行います。また、市内全域で約606キロある管路につきましても、昨年度供用開始から約30年が経過している湯郷地区の管路の調査を行っており、本年度から2年をかけ不明水対策である管更生を行うこととしております。今後他の施設につきましても、施設統合の核となる施設を優先し、事業を進めていく予定としております。管更生といいますのが、管が古くなって外から管の中に不明水、雨水などが入ってくるやつを中側から更生していったって、それを防ぐというようなことでございます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

一応の回答をいただきました。先ほども言いましたけれども、私は市のほうの言われた借金とか預金とか、各種の財政指標がよくなっていることに異論を唱えているものではない、これはよく理解していただきたい。よくなっているのは事実で、健全化になっているというのも理解をしています。しかし、人の見方については、いろいろなものがありまして、つい先日も自主財源の比率がどうのこうのという話がありまして、今現在は0.25ぐらいだと思います。旧美作町では0.3ぐらいでございましたけれども、こういうふうな状態の部分については、いずれにいたしましても国の交付税に頼らなければならない。しかし、国の交付税は消費税とか所得とか酒税とか、もろもろの消費税5税という言葉は御存じだろうと思うんですけど、その中で地方固有の財源であります。だから、交付税をもらうことによって財政がいい、悪いという判断をすべきではなかろうというのは市長がこの間とことん言われてましたけれども、それは私は同じ考えですけれども、できればそれは東京都みたいに交付税もらわなくてもやれるようなことになれば、それは理想を上回ったような夢のような話ですけど、それは無理だと思います。そういうこともありますけれども、人によってはいろいろな考えがあるということです。

そして、先ほどの答弁の中に私が質問したところで回答がございません。その部分は決算監査の意見書の部分で、厳しい財政事情の中という表現がございます。それから、財政の総点検、ここの第4番の部分にここにありますけれども、この中にも大規模な普通建設がなかったためとの表記があります。これ調べてみますと、平成27年、28年が16億円か17億円かの普通建設事業、ハード事業なんです。それ以前は、これ市長も知っておられるかもわからんですけど、二十数億円から60億円をちょっと切るような五十何億円、大規模な事業をしたわけです。だから、もちろん起債の金額はふえます、借金も減ります。ただ、その時代その時代にしなきゃいけない事業があった、だから単純に比較はできない、いい悪いの判断は非常に難しいというふうには私は思います。先ほど言いましたけれども、28年の決算を中心に考えたところ、特に繰出金が18年と28年



との比較をしてみました。そのところ大きな金額だけ言いますけれども、繰出金が18億円、公債費が13億円、人件費が8億円、普通建設費が6億円、これだけ減ってました。トータルで知っとられるように24億円か5億円ですかね、このくらいな減があったわけです。一方、反対にふえたものがあります。ふえたものにつきましては、補助費、補助費が17億円、それから扶助費、ちょっと専門的な用語になるんですけど、この分析の中身が性質別経費でちょっと違うかもわからないので、細かいことは避けますけど、こういう金額がふえております。で、このような通知をどういうふうに判断するんですかというのが私1回目の質問にしたはずだったんですけど、答えが返ってきておりません。合併後特に行革等々の会議の中、職員数の削減や議員定数の削減、事業仕分けなどを行った行財政改革、各種の事業費の見直しをずっとやって、その中でも特に問題視してやったのが人件費と公債費なんです。この人件費と公債費だけでも21億円の金が18年と28年で生まれたわけです。このお金が、じゃあどうなったんですかという質問をしたはずなんですけど、答えが返ってきておりません。

2番目に、先ほど言いましたけれども、ハード事業についても、将来構想の中で27年、28年されたんですかという質問だったと思ったんですけど、これ質問の中身がちょっと違ったのかもわからないんですけど、特に言いたいのは合併特例債を使った事業、合併特例債しか有利な財源がない事業を積み残しがあるんですか、ないんですかというのが聞きたいわけです。

それから、3番目なんですけど、30年度に初期投資の回収ができるという表現があるんですけど、もう市長は所信表明で収入が入る前に還元事業を行うと言われてるの、これは少しおかしいんじゃないですかと、表現的に。里山公園そのものについては、一般財源をふやすためというふうな話もされてますけど、この解釈はおかしいし、また道路も市の道路とするといったら、一番前段に言いましたけれども、道路の維持管理が満足にできてない、支所のほうにこの道路少し直してください、維持管理よくしてくださいって言ったら、お金がないんです、お金がないんです、片方はお金がようけ残ってる、いいんです、という話もあるんですけど、これどうなんですか。

人口問題にしましては、転入者が転出者を上回っていい状態、これは本当にいい状態ですよ。そうした場合きのうも話がありましたけれども、滋慶学園、それから住宅等にふえた、もう少し詳しい分析をされてるんですか、という気持ちもあって聞いたんですけど、特に転入地や年齢や仕事の内容、転入の理由は調査をされてますか、されてませんか。もしされてないようであれば、する必要があるんじゃないでしょうか。先ほど言いましたけれども、隠岐の島町等につきましては、こういう中身を分析した上で後の施策に役立てようというふうに思われてます。特に滋慶学園については、どの程度の人数が入ったかというのを教えていただきたいなど。

下水道への28年度の繰出金が23億円ということですが、一般会計決算の1割以上の額であり、大変大きな金額でございます。この金額が下がれば財政的に大変楽になると思いますが、今後の運営及び繰出金の額の内訳とその見通しについて、また統廃合等々について、今後5年、10年後にどの程度の事業費が要するのか、非常に難しい話と申しますが、概数の予測で結構ですので、もしわかるようであれば御回答をお願いします。

以上、2回目といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

質問が多岐にわたっておりますので、大まかなところをお答えして、残余があれば担当部長からお答えし

ます。

まず、前提になる理解ですけれども、これは多分共通していると思います。平成26年3月議会で当時の岩崎職務代理者が言っておられるのは、当時100億円程度の基金があるので、逆に借入金については、300を切った数字ですから、その一般会計だけの問題では十分財政はやっていけると言っています。一方で、問題は交付税の一本算定で28億円という調整があるんで、これが大変なんだということ、加えて細かいことと言えば、下水の繰出金、それからケーブルテレビなんかでお金がかかっていると、こういうことをおっしゃっておられるんですけれども、それは私どもの出発点としての共通の認識があります。私どもとしてはまず繰出金、特に下水については、これ一旦借りた金ですから、それ自体は減らないんで、高資本費対策もとれるように下水道料金の改定するという大なたを振りました。これは前議会の方々の御支援をいただいでできた、収入増プラス交付金の増大という効果があった。それから2番目に、ケーブルテレビについて先ほど報告がありましたように岩崎さんのときにはこれを1年延長するという決断をされたのがなぜかわかりませんが、我々としてはそれはもうできないということで、停止をする。そんなこともずっと繰り返しながら、そして加えて、おっしゃったとおりでございまして、我々としても過去から継続をしていただいたという意味では、人件費を削減をするための定員、定数調整というものに目標を決めてやって、それを平成26年、27年で達成をしたということで、金額で言いますと、年間の削減量が9億円と。そして、公債費についても、繰上償還等も含めてましてだんだん減っておりまして、これが、これも約9億円ぐらいですかね、8億8,000万円ぐらいですが、合わせて18億円になっていって、それに先ほどお話をしました改善額が16億円ぐらいですかね、これ足しますと大体三十四、五億円になるわけでありまして、そこでこの出発点において言っちゃったように28億円の削減が大変だと、それに対する手法としてこの34億円から5億円程度の年平均ベースでの財政改善が図られてると、したがってもしこの出発点が正しければ、出発点における当時の認識が正しければ、一応この28億円問題というのは解消ができたこと、ということなんです。これ1点目です。したがって、我々としては、その中の特に余裕になってる安定的な財源である里山公園等については、将来ずっと続くですね、来年、再来年でやめると言ったやつを今使っちゃって、ようようとなんになったやつをという話であれば、それは岩崎さんがおっしゃるようにそれは先走った話ですが、交付税制度の安定性から考えると、これは基本的にはずっと続くわけですから、そこで年平均を考えてみれば、その使う使い方も自由度が高まるということで、これは財政の自由度の問題として地方自治体の側からむしろ要求している話を地方自治体の経験者である岩崎議員が自己否定されるのが本末転倒の典型的な例だろうと私は思っておりますが、意見の差があることについては、これはしょうがないと思います。

次に、大規模公共事業につきましては、私の場合には財政改善をさらに加速化させるという必要があるというふうに思っておりましたんで、極力3年間抑えてきたつもりであります。それはなぜかということ、当時においては合併特例債を使うとはいえ、一定程度の負担を市民にお願いせざるを得ないという事業であるところの新庁舎建設という目標があったので、それをかなえるためには当面絞っておかざるを得ないだろうということで、絞った。したがって、おっしゃるように過去の例で言うと、平均的に二十数億円、もっと大きい、30億円弱かもしれません。20億円台の後半であった一般建設事業費を10億円台の後半に下げたと、3年間下げますと、そこに約30億円の余裕が出てくると、これは先を見越しての当然の判断でありましたが、幸か不幸か、私にとっては不幸でありましたけれども、新庁舎建設については十分な議会の方々の御賛同を得られなくて、今その頓挫をしていて、今後それがために合併特例債の使用期限の延長ということを国に対しては申し上げていると、ということでもあります。

それからもう一点は、これもどこの人にお聞きになったか私はよくわかりませんが、道路の維持補

修については、このところ非常に積極的に対応しているつもりであります。今年度につきましても、去年の行政懇談会で各地域の意見を聞くにつけ、大変な広い地域で多くの方々が道路等についての維持補修、これはしっかりやってほしいという話がありましたし、去年あたりから大体財政的なめどが見えてきたというようなこともありまして、何%かはちょっと今具体的に覚えていませんが、去年より圧倒的に高い比率で道路の維持補修管理というところに移りましております。その筆頭典型で明確にわかっているのが、真白い白線事業と言いまして、道路の白線が消えている、これに対しては自動車を運転される方も、歩行者の方も不安であるという声を踏まえて、そのようなこともさせていただいているわけでありまして、今後行政懇談会で申し上げておりますけれども、こうやって財政の状況が改善したということを踏まえながら、今度はこの果実を市民生活の向上につなげていきたいと、これ明確に申し上げます。

そして、市民生活の向上をどの分野から図るかについては、昨年度におきまして市民アンケートということで、政策の優先順位を市民の方々はどう判断されるかということで、市民の方々からの御提案のあった幾つかの20項目ばかりを列記しまして、それに対する市民の方々の反応を伺って、その中の順位の高いものからこれをやっていこうということでもあります。一番順位が高かったのが介護保険等の負担の軽減というところでありましたけれども、これについては、介護保険及び国民健康保険の料金改定の年が3年に1回、来年度からであるので、ぜひ来年度からこれを実施をしていきたいと、こういうふうに今考えているわけでありまして、大体議員のおっしゃってることとそう大差はないんですが、若干見方が端を捉えて、誰か一言お金がないと言ったら、全体お金がないみたいなことをおっしゃるので、ちょっと違います。我々としては合理的には使いますよ、無駄な投資は絶対するつもりはありませんけれども、市民の方々の生活を守る、あるいは市民生活の質を上げていくといったことにはこれから少しずつでございますけれども、より積極的に対応をしてみなければならないだろうというふうに考えているというのが今のところの大きな方針であり、お答えの相当程度になるかと存じます。

残余の点につきましてもしあれば、担当部長からお答えいたします。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

市民部長。

#### 市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕

人口動態、社会動態のことでございますが、社会動態について現状を申し上げます。

まず、転入地なんですけれども、転入地で一番どこから転入したかということになると思いますけれども、一番は大阪府、それから福岡県とかになります。それから、県内で申しますと、西栗倉、それから岡山市、勝央町がベストスリーになります。それから年齢についてでございますが、年齢の転入で多かったのは20代、それから30代、40代がベストスリーになります。それから、職業になりますけれども、これはアンケートをとったことなので、全員からのアンケートはとれておりません。その中で多かったのが会社員、それから無職、それからその他ということになっております。済みません、間違っております。今のは転出のほうでした。転入のほうを申し上げます。転入のほうで県内で転入が多かったのは、会社員、それから無職、それから公務員、それから県外から申し上げますと、会社員、それからその他ということになりますけれども、それから無職という順番になっております。それから、理由についてなんですけれども、転入の理由で多かったのが、自然が豊かだから、それから家庭、家族の事情、それから住宅、建物の関係がベストスリーになります。

以上です。

〔3番岩崎清治君「滋慶学園の……」と呼ぶ〕

そこは窓口ではそこまでの調査はしておりません。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、議員 2 回目の御質問の下水道会計の今後の運営費及び繰出金の内訳と見直しについてでございますが、5 年後の平成33年には起債の償還等を含めた現金ベースでの運営費で総額約25億円を見込んでおります。その財源といたしまして、使用料を約4億円、一般会計からの繰出金を21億円と試算しております。また、一般会計からの繰出金の財源でございますが、交付金など、国からの財政支援として約12億円を見込んでおり、残りの9億円は一般財源による対応になると試算をしております。

次に、統廃合、長寿命化、更新事業などに今後5年、10年以内にどの程度事業費が要するのかにつきまして、これは中期計画において総額で約43億円を見込んでおり、それらの事業を計画どおり実施した場合に必要な一般財源は概算で約半分程度見込んでおりますが、今後の状況にあわせて随時中期計画を見直しながら事業を進めていく予定としております。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

岩崎議員の2回目の御質問でございます。

まず1点目、難しい用語を用いての答弁という御指摘をいただいておりますけれども、質問の内容そのものがかなり深いといえますか、財政的な知識を踏まえての御質問でございますので、性質上、何かわかりにくい説明になってまことに申しわけございません。済みません。

御指摘の現実的な財政運営を行うということでございますけれども、現行の地方財政制度を十分に活用して、どう財政運用をしていくかということが最も重要であるというふうに思っております。その代表例といえますか、過疎対策事業債、合併特例債など、財源措置のある地方債を活用すること、また普通交付税、特別交付税の対象となる事業を選択し、実施するということであると思っております。一方、財政力指数を高めるために税収などの確保をおろそかにしているというつもりは全くございません。大きなところで言いますと、大原地域で操業が始まりましたソーラー発電事業により29年度には1億円強の税収が見込まれております。また、移住定住補助金を活用して家屋を新築される事例が顕著に見られまして、固定資産税の確保にもつながっているものではないかというふうに思っております。また、税収のベースとなりますのは何といっても人口でございます。先ほど角南部長より人口の動向を御説明されましたけれども、人口を維持することが最大の収入確保の対策と、地域活性化対策にもなります。作東地域にございます産業団地がほぼ埋まりまして、大阪滋慶学園の誘致が実現し、人口流出を食い止めるということができたら、さらに社会増につながるものというふうに思っております。

なお、先ほど御質問にございました滋慶学園の関係での転入ということでございますけれども、先ほど確認しましたら、9名の方が転入をされてるということでございます。

それから、雇用促進住宅を定住促進団地として購入、整備をいたしております。移住定住補助金を拡充し、流入人口の増と、それから転出の抑制を図っているということは御承知をお願いしたいと思えます。交付税に依存した団体を目指しているわけではございませんけれども、自主財源の確保ということにも力を入れているというところでございます。

次に、18年度との決算との比較ということでございますが……。それでは、済みません、失礼しました。  
次に、ハード事業の推移で……

〔3番岩崎清治君「回答してください」と呼ぶ〕

〔「しゃんとせえ、しゃんと」と呼ぶ者あり〕

済みません。

人件費と公債費を合わせて21億円の減ということでございますが、公債費が13億円の減額となっております。それに伴い、交付税も5億円減収となっておりますので、実質8億円の減額ということになろうかと思えます。人件費につきましては、職員の減に伴いまして人件費が8億円程度減額となっておりますが、一方、学校への教職員の単独の加配、図書館司書の配置などにより物件費が増加するというふうなことでございます。また、施設の老朽化に伴う維持補修も増額となっているところでございます。

それと次に、ハード事業でございますけれども、合併特例債を活用した事業でございますけれども、湯郷の保育園、幼児園の解体、南部、北部美化センターの解体、市道改良事業への活用など、庁舎以外にも計画をいたしております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

道路の部分についてはちゃんとしてるよというふうに市長言われたんですけど、これ私の地域のことでもあるんです。私が区長をしたときに市のほうに人の力では道路側溝の土をよう動かさない、水路に詰まったものをどうにもならないんで何とかしてほしいということで、区長として市のほうへ要望を出しました。そうしたら、ほんの少しだけしてもらったかしてもらってないかぐらいで、全長何キロありますか、二、三キロの分をもう道路側溝全部詰まってるんです。詰まった上に雨が降ったらそっからあふれるんで、道路の路肩がもうむちゃくちゃになる。これも次の区長がお願いに行ったら、うん、お金がないんです、お金がないんです、確かにそうだと思うんです。距離が長いんで、半端なお金じゃないと思うんで、計画的に結構ですからお願いするというのをしても、でも市長が言われたら、お金あるよって言うんだけど、実際お金がないんですという話が片方ありますよと。

それから、市長のほう大ざっぱな大きな意味では市長と財政論については、議会でこういうところするのは時間が過ぎるんでしづらいんですけど、端を捉えてって言われるんですけど、私は市長のほう端を捉え過ぎてるんじゃないかな。例えば昨日人口増の部分の理由として滋慶学園で言われた。たしか今9名と言われましたね。実際は150名ぐらいな年間転入転出の差、減が今までであったと思うんですけど、その中の9名ですよ。これを滋慶学園があるから転入ふえたという話は、それこそ端を捉えたような、一部を捉えたような表現じゃないかな。ちなみにですけど、実際どうかわかりませんが、作東の私どもの地域ではメガソーラーの工事で1,000人以上の人が転入してくるんだという話もあるんです。うそか本当か知りませんが、工事の関係です。住所を持ってこられるかどうかわかりませんが、そういうふうな話もあります。私いろんなことを話をしたいんですけども、時間がないんで、最後の1つ前までも行けそうにないんですけど、私自身の考えを言うと、市の貯金は先ほども言われましたけれども、企業会計を入れて165億円、借入金については525億円、交付税算入を除くと実質192億円、貯金繰越金として12億円ありますよと、差し引きですよ、ここだけ聞いてもろうたらいい、12億円のマイナスなんです。この12億円のマイナスが多いか少ないかの判断を私はしてもらいたかった。こういう分析も一つではなからうかな。12億円の借金ぐらいだったら、土地あるから売れたらもう全体にマイナスじゃないよというんか、いや、借りた金の交付

税は別として返すだけの現金持っとかにやいけんのんかと言うんか、そのあたりはこれは個々の考えの違いだと思うんです。個々の考えの違いなんですけど、分析についてはこういうところも含めてやっていただきましたかったなというきのうの中での話です。

時間がないんですけど、これで一応終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

3回目の質問ですね。

答弁を。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

その点につきましては、先ほど総務部長のほうからお話をした中に将来負担比率というのがありました。これについては、当然でありますけれども、一般会計だけじゃなくて、さまざまなものも含めてやるということで、まず第1点目とすると、これについても顕著に改善をしております。それで、事業会計について下水道のところが特に大きな問題を抱えているということについては、我々も当然そうだというふうに思っておりますが、先ほども今度は下水道会計自身のやりくりができるかどうかについて言うと、実質の市の負担額が9ぐらいになるというようなことの中で、これも含めて今後私どもとしてはやり切るだろうなどは思っています。一方で、一般会計について言いますと、先ほどのお話をベースにすると、下水も含めて言うと12億円のマイナス、これは極めて実は岡山県内でもいい数字なんですけれども、一般会計で言うともっとよくなって、大体50億円程度の実質借金で百五十数億円の貯金と、こういうことになりますんで、一般会計の余裕度についてはかなり自信を持てる、こういう数字になっていて、したがって今後はどういう形で市民生活の福祉向上に充てるか、そこをまず今後の議論としてはぜひ議員にも御参加をいただきたいなど、こういうふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員、総括です。

**3番（岩崎 清治君）**

市長のほうも、私ども議員のほうにもこの協議に御参加をという話であれば、特に財政の総点検第4版、こういうのを出されてるわけですね。これを出されるときに議員の方に説明なり何なりをしたり、質疑を受けたり、私はすべきじゃないかなというふうに思っていて、この項目を終わって、時間少ししかないんですけども、交付税の一本算定、これは今までの部分の積み上げの総括みたいな話ですから、させていただくんですけども、交付税の一本算定については、当初20億円、それ以後28億円になり、先ほどの話では12億円という数字が出ました。12億円では十分やれる金額だろう。先ほど言いましたけれども、28年度決算を見ると、差し引きの部分でもさっき現実的に一般財はどうかのこうのと言われたんじゃないけど、10億円の上あるわけですから、これはできるだろうというふうに思いますけれども、方針があれば御説明をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

4項目めの1番目の質問です。

市長。

**市長（萩原 誠司君）〔登壇〕**

これはもう先ほどの財政一般論の中でほとんど出切ってる話です。マックスで28億円の縮減が平成20何年度から恐れられていて、それをどうみんなて吸収するかということだったわけですね。一般的には合併して

効率化するはずであるから、そこの部分で何ぼか吸収しようと、その筆頭典型が実は人員の適正化ということでありまして、これで先ほど若干違う数字を総務部長言ったんで注意したんですけども、財政課の私に上げてきた数字では約9億円ぐらいの縮減ができて、そしてこれも公債費の実質分ですね、公債費が減るといのは、もう一回言いますけども、借金払いが減るんですが、一方で借金を返すときに国がこっちにくれる金もその分減るんで、あいさかで8億8,000万円です、今のところ数字が平年ベースで。そういたしまして、これが合計で17億8,000万円、だから28億円からいうとあと少しになりまして、そこの改善がさまざまなものを加えているんです。その中で一番大きかったのは減らす額自身を減らすという決定を私も先頭を切ってやりました。いろんな形でやって、支所の数をカウントしろとか、実現しなかったんだけど、言ってみてよかったのは、イノシシの捕獲頭数と鹿の捕獲頭数を加えてくれとあって、交付税課長はかなり一時前向きだったんですけど、これは実現しませんでした、いろんな形、消防とか、これも加えていって地方の生きていくために必要なものというのは合併をするかしないかに関係なく必要なんだということを展開した結果、当市については、これがたしか12億7,400万円とここでは出てます、財政課から。あと、これでも実は全部いっちゃってるんですけども、それに加えて、根っこからの財政改善ということで、里山公園による交付税増収とか、道路による増収とか、あるいは電力の使い方とか、あるいは資金の運用の仕方とか、いろんなところを変え、そして細かいところで言うと、新聞のとり部数も減らすとか、いろんなことをやってみて、これで何やかんやで28億円への対応の部分として34億円できてるということになります。ただし、これで終わりというわけではありません。重要なことはちょうどことしか来年にかけて、4年前の骨太の方針に書いてある平成30年度までは交付税総額はこれを維持するものとする、絶対配分は減らさないという基本方針のもとに財務省と、そして総務省が粛々と行動してくれてるわけでありまして、今回の予算編成と税制改正の動きの中にこういうのがありまして、消費税の地方消費税分についての配分の仕方を、今までは販売額、例えば岡山の市内で売れた販売額、美作市内で売れた販売額みたいなことを主にし、そして当該地域の人口を10にしていたと、主が販売額でサブというか、従たる〔聴取不能〕が人口だったんです。これを人口が主にしていこうみたいな話が出てはいるんですが、これは我々にとって若干有利なんです、ひょっとしたら交付税総額の減少に持っていかれるんじゃないかというおそれが1点。もう一つは、基金残高がふえていて、きのうの新聞にも出てましたけど、全国で地方自治体21兆円たまってるじゃないかと、これは国としては耐えがたいという論点があって、基金残高があるから財源を交付税減らそうじゃないかという議論を財務省がしている状況になってまして、次の話題の大きな懸案であり、市長会として、あるいは皆さん方も共同です、議長会もそうですけども、この財務省からするある種の都合のいい地方いじめに対してちゃんと反論するということが、今見ている一番の交付税問題に関する大きな論点だろうというふうに思っておりますので、どうぞ御理解を賜りますようお願いをいたして、答弁といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

私の持ち時間がもうなくなります。けれども、財政問題はここの時間のこの部分ですというのは非常に難しいんで、今後させていただきます。

あとは終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番9番、議席番号3番岩崎清治議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

尾高議員が出席されました。

続きまして、通告順番10番、議席番号15番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

2017年12月議会の一般質問を議長より許可をいただきましたので、これから始めさせていただきたいと思  
います。

今回の質問は耕作放棄地、公共交通、人権施策の確立、空き家対策の問題、賑わいのある田園観光都市、  
この5項目にわたっての質問をさせていただきたいと思ます。

では、一番初めから、1項目めからの説明をさせていただきます。

耕作放棄地ともうかる農業の所得の安定について。

昭和40年を境に耕作放棄地がふえてきました。人が来ない、ブランドが少ない、情報が少ない、人口減、  
少子・高齢化に歯どめがかからず、農業後継者も不足、衰退する農業の現実、またTPPも大幅大筋合意の  
中で我が町の農業をどのように発展させていくのか、耕作放棄地の再生ともうかる農業についてお尋ねいた  
します。

耕作放棄地の歯どめと再生に向けての取り組みについて。

農業がなぜ衰退したのか論点を明確に示していただきたいと思ます。

3点目、耕作放棄地対策との取り組み、事業計画を示していただきたいと思ます。

4番目は、農業の効率化と大規模土地改良整備計画はあるのか。

5番目、TPPで多大な影響は出やしないか。

6番目、気候、風土条件に合った農作物、市場において価格の安定した農作物の調査研究はしているの  
か。

このことについての1回目の答弁をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

まず、耕作放棄地の歯どめと再生についてでございますが、現在取り組んでいる中山間地域等直接支払交  
付金事業及び多面的機能支払交付金事業では、現況の農地や農業施設において地域で取り組む維持管理に対  
し支援をしており、また荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金及び生産基盤強  
靱化支援事業によりまして荒廃農地の再生作業を支援しております。それぞれの平成29年度の取り組み状況  
といたしましては、中山間地域等直接支払交付金事業では82組織、893ヘクタール、多面的機能支払交付金  
事業では19組織、316ヘクタールとなっております、荒廃農地の再生事業では4.7ヘクタールの取り組みと  
なっています。耕作放棄地の推移は平成25年から平成27年度においては年6%前後で増加しておりましたが、  
平成27年から平成28年においては3%減少しております。平成29年度の集計はまだできておりません  
が、前年度の農地利用意向調査によりますと、自主再生するとの回答が多くありまして、耕作放棄地が減少



すると見込んでおります。

次に、農業がなぜ衰退したのかについてでございますが、今年度美作市の担い手に対しまして農業収入等の調査を行っております。20件の回答をいただいております、その農業収入の合計は平成28年が10億8,576万円ということで、平成26年に比べまして2億6,304万円、32%の増となっております。経費を除いた農業所得の合計で見ますと、平成28年が2億5,427万円で、平成26年に比べ、1億4,897万円、これは141.5%ということで、大幅な増となっております。サンプルといたしましては、少ないかもしれませんが、この調査によって個別には減少している方もありますが、担い手の農業所得が増加傾向にあるということがわかりました。

そして次に、耕作放棄地対策ということですが、先ほど歯どめと再生に向けての取り組みということで答弁いたしました、有害鳥獣の被害防止対策に引き続き取り組んでいくことが重要なことだというふうを考えています。また、荒廃地の拡大防止にと甘栗の生産に取り組もうという事例がございます。

次に、TPP環太平洋パートナーシップ協定の影響についてでございますが、農林水産省公表のTPPにおける重要5品目等の交渉結果を見ますと、米の輸入について日本はこれまでの関税を維持する一方、新たな国別輸入枠を設けることになっています。国の総合的なTPP等関連政策大綱では、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買入れるとされておりまして、米については直ちに大きな影響は出ないものと考えております。しかし、この大綱にあるとおり強い農林水産業の構築のための施策が必要になっているということでございます。

続きまして、農作物の調査研究はしているのかということでございますが、昨年度より新たな試みといたしまして、もち麦のキラリモチという品種の生産支援に取り組んでおります。キラリモチは国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、略称で農研機構というものがございまして、この農研機構が開発した品種でございまして、二条裸麦でございまして、農研機構が開発したもち麦にはダイシモチという六条裸麦もございまして、四国の善通寺市などで栽培されております。善通寺市でのダイシモチの栽培は平成28年で20ヘクタール、約65トンの生産と聞いております。ダイシモチは紫色をしておりますが、美作市で取り組んでいるキラリモチは白っぽい色をしております。どちらの品種も水溶性食物繊維、ペクチンが多く含まれているという特徴があるものでございます。

美作市での1年目、平成29年産の状況でございますが、11ヘクタールの作付で19.7トンの収穫がございました。これを完売した場合ですけれど、収穫以降の経費である乾燥調整費、精麦費、包装費用、輸送費等を差し引くと、10アール当たりの収量がおおむね180キロであったため、10アール当たりの販売収入は5万4,000円程度と見込んでおります。生産者には経営所得安定対策という交付金が出ますけれど、これに加えて先ほどの5万4,000円に加えまして10アール当たり3万5,000円の戦略作物助成がございまして、また、もち麦といいますのは裏作での栽培となりますので、二毛作助成の対象となりますと、さらに上限1万円の産地交付金が交付されます。販売収入とこれら交付金を合計すると、10アール当たり9万9,000円ということになります。もち麦の栽培といいますのは、育苗や田植え、それから水管理が不要といった利点がございまして、先ほど申し上げた販売収入は乾燥調整費や翌年度の種苗費を、翌年度の種代を織り込んだ見込みの数字でございまして、水稻の生産の場合と比較できるように今後収支を精査していきたいというふうに思います。そして、引き続き栽培技術の確立、販売先の確立に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、市内の野菜生産についてでございますが、アスパラガスにつきましては、栽培技術の指導や販売体制が確立しております、新規就農があるという状況でございます。また、市北部でのクレソンやレタスの生産増について研究をしたいというふうに考えております。

それから、果樹についてでございますが、桃やブドウについてということになるんですが、販売時に品質の劣るものはその旨表示するなど、品質のまざるものと分けて美作市のブランドを確立、維持していくことが重要だというふうに考えています。市が資本の95%を占めます有限会社特産館みまさかについては、一部ではございますが、安価ではあるが必ずしも良品ではないものがあるように思います。美作市の農産物のブランド性の拡大と農家の所得の増大のため高級品の販売方法の検討をしていただくよう会社のほうへ指導していきたいというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩江議員の耕作放棄地の再生に向けた取り組みともうかる農業の所得の安定について、農業の効率化と大規模土地改良整備計画はあるかという御質問でございます。

まず、農業の効率化の質問についてでございますけれども、農地中間管理事業の重点実施区域等において農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進を図るための基盤整備事業のメニューが近年ふえているというふうに感じております。本市では農地耕作条件改善事業を平成30年度新規で計画をしております。担い手への農地の集積を図ることが必須条件になりますが、この事業で農業基盤を整備し、農地を集積することにより農業の効率化に少しでも寄与するものと考えております。

次に、大規模土地改良整備計画の有無についてでございますけれども、一度圃場整備を行った箇所を大区画圃場に再整備を行う補助事業はございます。ただ、条件として担い手への農地の集積を図ることが必要でございます。現時点では要望等はなく、そのような計画はないという現状でございます。しかしながら、これからは単に農業基盤を整備するだけではなく、作付をする作物によってどのような農業基盤整備が必要なのかなど、十分検討し、所得が期待されるものでなければならないというふうに考えております。したがって、今遠藤部長が申しましたが、農業振興の部門と連携をし、やっていくことが重要な要素であるというふうに考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

簡単な御答弁をいただきまして、これ輸出米とか、外国へ向けたようなやつは、台湾やこうでもはや肉を、肉はもう台湾へ持っていけるようになったわけじゃな、香港も。それと、この米の関係、これらについての全然説明もない。それと、やっぱりもち麦の関係言ゆるけども、建設部長もなんじゃけども、農地の農業の効率化と大規模土地改良のこれ、なぜそれが必要なかというのは、今平成25年から田んぼがじるいからしてくれえという言うやつ、いまだたってせんような美作の萩原市政じゃから、こんなとこに麦は植わらんじゃ、水の中には。何ぼもち麦がええ、ええという言うてもそのとこにいかんの。アスパラやこうでもそうなん。そのええ、ええと言わずに本当にそこへつくつとる人にどういような御苦労があったんか、これが今美作市の中でクリアできるんかできないのか、そういう説明をせなんだら、した意味がない。それで、輸出米の、この間も智頭のほうは、八頭町のほうは〔聴取不能〕じゃとか、それから鹿肉じゃとかというてそれを町のブランドにして売りよう。それから、よそのほうだったら、長野県のほうだった、白菜をつくつとんな。寒冷地の非常に激しいとこ、早う言うたら、こら辺だったら梶並の奥のほうか、東栗倉のほう、寒暖差の激しいとこで白菜つくつたら物すご糖分が甘いんじゃ、おいしいんじゃということで、大体野菜農家が年収が5,000万円ぐらいじゃというて、それしょうりました。大体1,000戸ぐらいな人口、長野

県のね。そういうようなこともしょうりますからね。それと、やっぱし英田のあそこのとこ、棚田、こころでもたくさんはまだ荒れたところがある。今健康食品が物すご飛ぶように売れよう。そこの中でこのことについては前にも言うたことがあるんじゃないけども、梅を植えて、花が咲いとるときに花見して、雲海のお客来てもらうとか、そういうようないろんな方面からの経済効果を考えていかなんだら、私はええことならんじゃないかなと思います。この間アメリカの大統領が来られた。何ならというたら、但馬牛を食べてもらうとわけじゃ。今そこの勝央町やこうじゃ、今最近奈義牛というて物すごブランドにして売りよう。もう少し、それと、今言ようこころら辺でもたくさんセリじゃとかなんじゃとかというようなものつくられる人もおります。それは薬膳料理をするんじゃないとか、何かをして、もう農業との、湯郷温泉もあの中温泉、美作三湯の湯郷温泉があるわけじゃから、そこの連携も必要じゃと思うし、それが全然そういうような針金のような答弁するんじゃないしに、もっと幅広い目線で、部長、やらなんだら、連携していかなんだら、皆さんええことにならんのか。そういうふうな形の中でもう一度答弁いただきたいんじゃないけども、米についても、中国へ向けたの2キロが3,600円じゃと言うとわけじゃな。そこで、どこで問題になつたらというて言うたら、今言ようる検査の関係じゃな、これがひっかかるとんよ。じゃから、うちの市長は衆議院の実績もあるわけじゃから、もう少しその辺のとこ東京のほう行って、滋慶学園、滋慶学園ばい言わずにもう少し四方八方どこを向いても山と田んぼばっかしじゃ、そういうなとこにもう少し力を入れていただきたい、かように思う。

それで、最近うちの近くの子がミツクラのとこからマッシュルーム、これ使うた肥料が出てきよんじゃ、馬ふんじゃな。これらでももう少しうまいこと使われて、こっちの牛舎から出る堆肥とか、それから落ち葉とかというやつのやつをブレンドして、ほんまにこれがここでつくりよう米なんじゃ、野菜なんじゃというやつのやつをブランドというのは何ならというたら、安全・安心、おいしいということでしょう。そういうな形の中でもう少し地に着いたような行政をしていただきたいと思います。前に牛ふんを和気小林牧場からこっち持ってきてもらうて田んぼへ入れたん。イトーヨーカ堂じゃ。米が1俵で2,000円ずつ上がったん。1万6,000円ぐらいのやつを1万8,000円で買うたん。そういうなやっぱし努力が見られなんだら。あんた方はここで45分の間、持ち時間の間黙っとくか、今言ようるどうぞこぞ四苦八苦の答弁だけして、それで終わろう終わろうとするからええことにならん。もうきのうも中山委員長に言うたんじゃけど、間に議会と委員会とでもこういうの農業問題でも協議会を開いて、どがいしたら何ができるか、ええとこがあったらほんなら視察でも行こうじゃないかとかというように、そういうな取り組みが私は今のこれからの農業にも研究せにやいけんことがあるんじゃないかなと思います。それから、中国向けのやつをしようたら時間がのうなりますんで、このことについての御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

まず、TPPにつきまして輸入と輸出が関係が変わってまいります。これにつきましては、正確な情報の把握に努めまして、正確な情報を発信していきたいというふうに思っております。国内農業を強化して、輸出も強化していくと、そういった必要があるというふうに思っております。

それから、なかなか農業について妙案がないわけでございますけど、米の取引価格を見ましても、農林水産省の資料でございますが、平成29年産は1万5,526円ということで、26年産に比べまして3,559円、29.7%上がっていると。そうなんです、実際価格が上がりますと、今度は消費量が減るんじゃないかといった心配もしなければならぬということで、安定した収入を得るようになるための取り組みと、非常に難しいも

のがあるなというふうに感じております。

それで、新しい作物につきましては、販売先、それから栽培技術、種子の確保など、課題がございます。また、農業はある程度投資がないとやっていけないものでございますので、個人をとということにはなかなかありませんが、団体で何か取り組みたいということがあれば、ぜひ支援できることを検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、農地ということじゃございませんが、里山での野草とか、薬草、こういったものの商品化についても研究したいというふうに思っております。

それから、輸出についてでございますけど、国も米輸出の飛躍的な拡大に向けて戦略的に輸出に取り組むということで、輸出事業者、それから輸出産地、そういったものを特定して取り組むとしておりますので、農業者の方に情報提供に努めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩江議員の2回目の御質問です。

まず、農地が以前圃場整備したけれど、暗渠排水したところもあるけれど、数年たつて農地が大変軟弱なところがあるということで、そのことにつきましては、私の田んぼもありますし、多くの方が悩んでおられます。暗渠排水というのはポスターにもありましたけど、暗渠排水は生き物ですというのがありまして、通常水を抜いたり、とめたりする管理が必要です。なかなかそれができてないというのがありますし、それから老朽化をして目詰まりをして、水が排水ができていないという現状もあります。それによらず、また山からのすだれ水、それから……

〔15番岩江正行君「計画を言よんじゃ、計画、どがな計画しょんなど」と呼ぶ〕

抜き上げとかがあって、それをして乾田化が図れてないという状況がございます。農地のほうの、先ほど言いましたように大規模なほうは計画は今のところ圃場整備のやり直しというようなことは要望が出ておりませんので、今できるということもありません。また、地元からの要望がどうしても必要でありますし、これには負担金に伴います。したがって、負担金を生み出すということになると、先ほどいろいろ話がありましたが、岩江議員のほうからもありましたように所得が上がるものをつけていくというのが必要、必須の条件というふうに思っております。したがって、1回目の答弁で申し上げましたけれど、しっかりと農業振興の部分と提携をして、農地の改良に取り組まなければならないというふうに思っております。

それから、1回目の答弁で若干申し上げましたけれど、事業は30年度から新しい事業に取り組むこととしております。現在取り組みますのは下庄から桂坪、粟野、沢田、豆田、ここは暗渠排水であったり、ゲートであったり、水路であったりするわけですけど、それに取り組んでいくというふうに決めておりますし、地元の皆さんの声を聞いてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

3回目。

部長、うそを言うちゃあいけん。地元から要望が25年に出とんじゃ。あんたここは地域へ出ていって、優先順位までつけとんじゃ。説明会しとんじゃ、公民館で。そういうふうな地元から要望出とらんというて、

今ごろ言葉すりかえちゃあいけんで、あんた方やっとして。とんでもない話じゃないかい、ほいで。

それと、やっぱしあんた方無関心なんじゃ、余りな。無関心というのは市民にとったら最大の敵なんじゃ、あんた方は、無関心というのは。とんでもないことをあんた方は言ようわけじゃから。平成25年に出て、地元へ来て、要望書もここも出とるし、順番つけてくれというて順番もつけとんの、それを今だっしてとらんような問題、これは今の田んぼがじるいからというだけじゃない、これは道路の真ん中、下水の管が通って、それが水の道になつとるわけじゃ。急なところからそれが全部受けて、急なこのやつもどれも皆、なるいとこなつてからそれが全部田んぼの中から、下から湧いて出よんじゃねんか、ほいで。そういうなことが大きな問題。

それと、先ほど来、財政の関係で今言よう岩崎議員が詳しくやりんさったけども、私もちょっと違う方向で、やっぱし所得の安定と、これ財政というのは自主財源の問題、これは合併した当時は3.0%ぐらいだったというて言よん、この美作市の財政が。その辺ちょっとみんなに雑談で聞いたんじゃ。今は0.30だったと言うん。それが今は0.25じゃというて言ようわけじゃ、自主財源がな。そのような中で所得が上がつたら、所得を上げたら、これ自主財源ふえてくるんじゃ。これ減つた原因はなぜこういうに減つてきようかというようなことも一つ考えていかなんたら、地方交付税におんぶのだったことというのは普通じゃというて、この間から普通じゃというて言うようなこともちよろつとそういう聞き間違いかもわからんけども、そういうなことも聞いとるけども、やっぱし日本の財政が破綻せんのがおかしいて、民主党当時は880兆円だったん。それが今1,062兆円じゃというてヤフーに載つとる。国民1人当たりが八百何十万円かというような数字が出とる。いつまでもたんのか、ギリシャが破綻してしもうた、国が、ギリシャが破綻しとって日本が破綻せんのがおかしいというようなことも書かれとる。ですから、もう少し今言よう今の財政の中で一遍にそういうな180度切りかえるようなことは恐らく東京都みたいな話ができりゃあ、それは結構なこつちやけども、それは無理として、文化的な最低限の生活というのは憲法で保障されとんじゃ。あんたがあれやこれやあれやこれや数字合わせばっかりしもうる、語呂合わせしもうるけども、何ぼなかつたら生活ができなんですかということのをわしは聞きたいぐらいじゃ。今の全国の農家の平均所得は何ぼならというて、それで今言よう教育じゃ、教育じゃと言ようけども、これがほんなら奨学金だけでほんまに2人、3人の子ども生めよ、少子化の中で子ども生め、生めというて、それが今言ようほんま高校、大学まで行かせるんかというな厳しい現実があるわけですから、時間がのうなりよんで、次の問題があるので、その辺のとこでちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

失礼します。

岩江議員の事業が25年から要望を出して、30年度、5年度も放置しているということにつきまして、たしか前回か前々回の議会で御答弁をさせていただいたと思います。要望書はたしか25年度に出ております。そのときに……

〔15番岩江正行君「質問もしとるが、順番つけとるがな、ほれで、何言よんな、おめえ。優先順番で二十何年かかるというて優先順位つけとるがな、おめえ。どこの団地が1番じゃというて。何言よんな、おめえ、おかしな事ばあ言よう」と呼ぶ〕

25年に要望書出ておまして、事業を行うには事業申請書が必要です。事業申請書が出てきたのが28年度

に出てきておりますので、29年度本年度で事業申請をいたしまして、来年度から事業をやっていただくというふうにしております。

以上です。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「そがいには聞いとらん」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

農業について、農地の利用について水田を小規模な農家から大規模な農家に集約することでコスト競争力を高めているということで、農地中間管理事業ではまとまった農地で効率的な農業ということで、地域の中心となる経営体、担い手に農地が集積することを目的に取り組んでいる状況です。

それで、今まで確かに日本の農業は多様な農家が協力して、農地の条件など、地域の実情に適応しながら生産基盤の維持強化をしてきたと思います。今も高齢農家や小規模農家が支えていると思います。今後地域での農業の将来のあり方、それからそれに向けた農地中間管理事業の利用など、地域における農業関係がスムーズに集約されていくように取り組んでいくことが必要だというふうに思っております。

それから、農業所得について、小さな取り組みになるかもしれませんが、彩菜みまさか箕面店が増床をことししました。それで、とにかく生産者に増、出荷してくださいというふうに考えておりました。特に彩菜ブランドということで、寒締めホウレンソウやスイカ、スイートコーン、こういったものに取り組みまれております。ですが、生産者の所得増のために安価で良品なものを売るといいことですが、何とか単価の高いもの、そういったものが出荷できるように、出荷時期を長くするか、そういった取り組みができないかということ、それから品目によると思いますが、出荷計画を立てて、出荷調整といいますか、出荷時期とか数量の出荷計画によって出荷調整をすると、無駄な出荷を省くことで実質的な所得の確保につながるかなということなので今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔15番岩江正行君「ちょっと、まだ落ちとろう。所得のことをきちっと言わな、どのくらいあったら所得生活できるん、言うたが子ども。憲法じゃ保障しようと言うたん、文化的な最低限の生活を。もうかる、もうかるというて今の農業で、これで子ども大きゅうなるんか。関連した問題じゃと言よんじゃ」と呼ぶ〕

所得の額については、ここで幾らあったらということは申し上げられませんが、農業で自立した農家がふえるように取り組んでいくことが大切だと思っております。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

総括。

とりあえず、一番今言われたように草刈り、これが一番しんどい。それから、田んぼのあぜ抜くこと、これも大変じゃ。それから、今もう機械も古うなっとなんで、やっぱり大規模の関係の中で国の支援やこういって、国のほうも進めようわけじゃ、効率化農業というのは推進してきようわけじゃから。それをなぜ美作市は受け入れができないのか。地区別懇談会の中でずるっと回っていきよって、提案型、こういうな制度もあるんじゃから、あんた方、役所と一緒に考えようじゃないかという話がなぜできないのかという問題。一番大事なものは市民生活を守らにゃいけん、子どもの教育を保障せにゃあいけん、これが大きな我々に

課せられた課題じゃから、それを今言ようる、ここで言えれんような、ばかなとんでもないような行政というの、これはちょっといかなもんかと思うけども。

次に入りたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

じゃあ、2項目めに入ってください。

**15番（岩江 正行君）**

では、2項目め。

公共交通と空バス運行について。

市内の公共交通、最近の空バス運行が目立っているが、地域住民の利便性を考慮した運行ができていないか、尋ねる。これは交通弱者と言われる人たちの対応は万全か、高齢者、子ども、障がい者。

この前も9月の議会でも言いましたけども、腎臓疾患なんかで病院へ通ようる、非常に家族に、みんなに負担がかかってきょうる、こういうなほんまに弱者の目線に立った取り組み、それについてお尋ねします。

それから2番目、乗車料金設定について、医療機関への通院、それからショッピング、大型スーパー、こういうなことがやっぱし今田舎のほうも梶並のほうの人が移動する車で、移動スーパーでわしんところにも持って来てくれようたんが、年寄り今非常に困つとる。買い物に行くというても車にはもう免許がない、〔聴取不能〕ないというようなこと、一番何が頼りがいになるんというたら公共交通、これらについてどうなつとんか。佐用のほうは、佐用、ここが2分の1じゃというような話をしょうるけど、佐用のほうはタクシーで1,000円、市内をずっと町内を上、下しても1,000円、一遍がということなんで、うちとどえらい違うな。うちは腎臓疾患の関係で大原からここまでタクシーで来よつたら7,000円から8,000円要る、さとう記念病院まで行たら。それが今言ようる1,000円で行けるんじゃと。やっぱしちょっとは違うたところあるんじゃないかと思ひます。

それから、観光客への対応、智頭急行、姫新線、これは今言ようる湯郷温泉との連携、やっぱし交通便の悪いとこ、何ぼええ観光地、あつこ行きたいなと思つても、あつこは不便なからな、バスがないからなというて行けない。それと、西栗倉の、後でお話ししようと思つたんじゃけども、スキー場の辺に蛍が出るんじゃな、ヒメボタルというやつが。ゲンジボタルじゃねん、ヒメボタルというやつが。これが夜なん。蛍見るのは昼見たって見えへん。そしたら、こういうふうなとことの連携、車の利便性考える。蛍シーズンになったら1週間ほどじゃけん、ほんならバスを出しましようかとか、観光協会とよう相談して、湯郷の。そがんしようつたら、それこそじゃないが、また自主財源があつたら少しでももうけてくれたら、またふえてくるやらわからない。そういうなことで、今回はほかの観光地との連携ということで、3項目にわたつての質問をいたしております。御答弁をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

公共交通についての御質問だと思います。

市民部所管の市営バスの状況については、かつたバスと英田バスの津山線については、主に通学と通院、及び市外ですけども、大型スーパーへのショッピングに御利用いただいております。病院への乗り入れは高校周辺をルートにするなど、利便性を高めております。また、料金設定は距離別運賃を採用し、乗車距離に応じて料金をお支払いいただいております。通学定期や通勤定期は普通料金から割引を行い、発行しております。また、割引といたしましては、小学生以下やシルバーカード、おかやま愛カード、身体障がい者等で

該当の手帳を提示していただければ、普通料金の半額としております。

次に、地域循環線の大原バス、東栗倉バス、美作バス、英田バス、循環線は停留所までの距離をできるだけ短距離にするため各地域の集落内をきめ細かく循環し、公共施設や病院までの御利用をいただいております。この循環線の料金は1乗車200円で、小学生以下やシルバーカード、おかやま愛カード、障害者手帳を提示していただいた方には半額の100円としております。

また、土居デマンドバスは1乗車300円で、小学生以下、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示していただいた方には半額の150円としております。運行ルートや時間帯、曜日、区間により乗車される方が非常に少なかったり、乗車されてる方がいない状況がありますが、乗車状況を確認しながら変更が必要な場合は地域自治振興協議会と協議を行い、手続を進めてまいります。いずれにいたしましても、多くの住民の方の御利用があってこそ公共交通が成り立っておりますので、一人でも多くの住民の方に御利用いただきたいと思っております。

タクシーのことが出ておりましたが、議員の思いのようにはなっていないかもしれませんが、拡大してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**〔登壇〕

公共交通関係に関連しまして観光客への対応、それから智頭急行、姫新線、高速バスとの連携についてということでございますが、本市へお越しいただく観光客の交通手段としましては、主に車を利用する方々でございます。その他として公共交通の智頭急行、JR姫新線、高速バス、民間路線バス、これらを御利用になってお越しいただく方も少なからずいらっしゃいます。その中で智頭急行、JR姫新線、高速バス、民間路線バスなどの公共交通と美作市営バスとの連携について言えば、市営バス自体が住民の交通確保と公共の福祉の向上を図る目的で設置してあるため観光客にとっては利便性がよくないのが現実でございます。このような不便さへの対策としまして湯郷温泉の旅館やホテルを初めとする市内の宿泊施設は最寄りの駅や高速バス停への送迎を行っているというところでございます。

また、訪れた観光客が市内を周遊する場合には民間路線バスを利用することも可能ではありますが、便数が少なく、機動的に移動するのは困難であることから、湯郷温泉の案内所ではタクシーやレンタカーなどを紹介するケースがあるようです。

ほかの他の観光地との連携につきましては、他の観光地から本市への交通アクセスを観光パンフレットやホームページ等で観光客に対し紹介をしておるというところでございます。

また、湯郷温泉旅館協同組合が実施主体であります。湯郷への宿泊客を対象として湯郷温泉から津山の鶴山公園への夜桜見学ツアーを実施しております。毎年好評を得ているようでございます。先ほど蛍というお話が、ヒメボタルですか、お話がありましたが、蛍を湯郷でも取り組んでおりますが、非常に夜ということで泊まっていただくということで効果も期待できるんじゃないかと思えます。そのように湯郷温泉と近隣観光地が連携を図っていくように今後模索してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

部長、あんた、きれいもんも、ヒメボタルというのはまた特殊な光を出すらしいが。遠くのほうからでもあそこへ行きようという言ようわけじゃから、やっぱりそういうふうな中で、これは車の利便性、よ



う考えられたら。それから、あんた、部長、市民部長、吉野のほうの人から聞いとんよ、これ、デマンドバスがないというて、デマンドタクシーが、バスがないん。あんた、土居のええとこの話ばあしゅうるわけじゃ、これな。吉野のほうの人は困つとると言うん。透析しゅうる人らでも吉野の人からも声がかかったんじゃ。ですから、ええとこばいの話じゃなしに全体をよう見て歩かなんたら、皆さんの声をやっぱし聞かなんたら、大原から勝間田の透析の病院まで行きよつたら、7,000円、8,000円の金が要るんじゃ。その2分の1というたら4,000円要るんじゃ。月水金じゃ、火木土じゃ、1週間に3遍はどうでも行かなんたら命がもたんわけです。もう少しどのような形の中で生活の負担になってきようかというようなことを市民部長がわからなんたら、それは今言ようるそこへ座つとる値がないど。考え直してくれなんたら。考え直せじゃなしに、皆さんの痛みがわからなんたら。数字になって出てこん。そういうこつて、なりほど、何ぼあんたらと話しよつてものれんに腕押しみたいな話ばいじゃけんね。じゃけども、市民生活を守るのはあんたの責任じゃということ、これをきちつと肝に銘じて行政をやっていたきたい、かように思います。じゃから、ええときの土居のお話いうたら、それはわかつとる、土居の話はな。150円じゃ、100円じゃという話はわかつとんじゃ。ほんなら、金谷のほうはどがいなん。金谷のほうは1人がついて送り迎えしよんじゃ、金谷から。あつこはほんなら五、六戸はかないけえ、あれほつとつたらええと、そういうな考えでおられるんか。

それから、湯郷温泉の問題、今代行がなくなった。お酒飲んだら、今度は飲んだら乗るなというて絶対乗つたらあかんのんじゃ。すぐ警察に、違反したら、大変なことになる、罰金も取られるし、事故も起きたら大変じゃし、市民に危害加えてもいけんし、そういうなことで、やっぱし湯郷温泉との連携もきちつとした利便性を考えていかなんたら。車がもう代行車がなかつたら、ほんならお客が行かんようになるんよ、あつこへ。そういうことでこのことについてもう2回目の答弁をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

議員2回目の質問ですけれども、交通弱者の対応かと思いますが、議員の指摘されるほかにもあると思いますけれども、最大の交通弱者は自動車の運転ができない方ではないかと考えております。そうした方を全員対象にはできていませんが、地域を限定しておりました作東地域の実証実験を12月20日から拡大する予定にしております。このタクシー利用補助は利用対象者を、介護認定を受け、なおかつ運転免許のない方を対象に市内全域で実施いたします。今回の実証実験は限定的な条件のもと実施しておりますので、全ての方々が御利用できるわけではございませんが、この実証実験のデータを収集分析し、市内全域に拡大、または継続が可能であるか、また民間事業者の路線バスや市営バスなどの運行への影響を含め、検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、3回目です。

**15番（岩江 正行君）**

3回目。

もう言うことがないんじゃろ、部長。そういうこつて、また産建の委員長にもこのまちづくりの活性化の中心市街地の国のほうでこれ大きなプロジェクト、たくさんのいろんな事業があるわけじゃ。これをもうよう相談して、これからやっていくよりほかない。滋慶学園もええかもわからんけども、美作三湯の有名な湯郷温泉がこんだけ衰退しゅうることについては、この6月に委員長が初めてなられてから、湯郷の観光協会

と懇談会持ちました。厳しゅう言われたん。東栗倉のあの山の奥のほうに3億2,700万円の予算するのに、うちらあ、おまえ、何ぼ固定資産税払ようと思うとんならと、この湯郷の状況を見てくれというて言われたんよ。ほんまにぐしっと刺さるもんがあった。それはそうです。市民税の半分以上は固定資産税であるわけですから。やっぱしその辺のどこについても十分議論していきたいと思います。

次、入るか。

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで10分間休憩します。

午後3時12分 休憩

午後3時22分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

岩江議員、3項目めから始めてください。

**15番（岩江 正行君）〔質問席〕**

3項目め。

3項目めは、人権施策の確立された行政について。

世界は今武力紛争、テロの脅威、貧困の格差、子どもたちの生存権の危うさの中で人権とはほど遠い状況にあります。日本では平成28年度に障害者差別解消法、子どもの貧困対策法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法と、多くの法案が成立されておりますが、基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり美作市における取り組みについてお尋ねをいたします。

質問の趣旨、平成26年8月に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、内閣府、文部科学省、厚生労働省が連携して取り組んでおります。平成28年4月に障害者差別解消法、平成28年6月にヘイトスピーチ解消法、平成28年12月に部落差別解消推進法が設立されているが、人権行政とかかわって明確にしておく必要があるのは、抽象的な人権行政は存在し得ず、差別撤廃へ向けての具体策なくしては人権行政はあり得ないんじゃないかと、かように思います。このことは1948年に採択された世界人権宣言でも明確に示されております。人権確立の基礎は差別撤廃であるとの認識に立った市の答弁をお願いいたします。

1回目。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

人権対策についての質問だと思います。

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが行政の目標であり、とりわけ基本的人権の尊重は市民の皆様の生活に密接にかかわる重要な課題でございます。美作市では人権施策の基本的な考え方などを示す、第4次岡山県人権政策推進指針に沿い、国、県、関係機関等と連携、協力のもとに人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進してきております。議員御指摘のとおり依然として女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同和問題、外国人、ハンセン病問題など、さまざまな人権問題が存在し、複雑、多様化しております。また、インターネット上のいじめや外国人へのヘイトスピーチ、災害時における被災者への配慮不足など、問題も起きています。このため県の岡山県人権政策推進指針に基づき、美作市の人権施策を総合的かつ効果的に一層推進してまいります。

なお、具体的な市民部の取り組みといたしましては、毎年12月の人権週間に合わせて人権の集いを開催しております。この事業では市内の小・中学生から応募をいただいた人権啓発の作文、標語、ポスターの優秀作品の表彰を実施するとともに、人権講演会を実施しております。本年度は障がいのある方に対する理解を深める啓発活動として障がいのある方とスポーツという演題で講演会を開催いたしました。市民部としましては、市民の皆様のさらなる人権意識の醸成に努めるため今後も人権啓発活動の充実を図っていく所存であります。よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「ちょっと、議長。これ皆言うてくれにやいけんがな、子どもの貧困対策について、ヘイトスピーチについて、皆言うとするわけじゃから、それらについての取り組みを言わなんだらいけんがな」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

岩江議員の人権政策の関係についての御質問でございますけれども、私のほうからは御質問から若干外れるかもしれませんが、市の職員に対する人権意識の啓蒙ということで答弁をさせていただきます。

本年8月29日、30日に障害者差別解消法職員対応研修を社会福祉課と合同で開催をさせていただいております。また、せんだって12月3日にはくらし安全課主催の人権の集いを職員の人権啓発研修と位置づけまして、各職員に対して参加を促しているというところでございます。

また、障がい者の雇用ということでございますけれども、以前にも答弁をさせていただきましたが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条で規定する雇用率は達成はいたしておりますが、今後とも支援学校や関係機関とも連携を図りながら障害者雇用促進法、そして障害者差別解消法の目的や趣旨に沿った職員の採用に心がけたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「議長」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

ちょっと、いや、岩江議員じゃなしに、具体的にこれ言うとするわけじゃから、差別解消法についてはこういうふうな取り組み、今ちょぼつと言うたわな。ほんなら、今言よう子どもの貧困対策の問題については誰が言われるんか知らんけど、ヘイトスピーチについては誰が言われるんか知らんけども、それを個々に言うてもらわなんたら、早う済ませてもええんじゃけども、しょうらんということがわかっとなんじゃけん。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

子どもの貧困対策ということでございますが、子どもの貧困対策の推進に関する法律を受けての大綱ということで、先ほど議員が説明されたとおりです。国、地方公共団体は児童及びその保護者を心身ともに健やかに育成する責任を負うということで、児童福祉法でもうたわれております。適切な養育、健やかな成長、発達、自立に欠ける児童につきましては、要保護児童として支援を行っていくということで、具体的には美作市では要保護児童対策地域協議会においてその支援を行っておるところでございます。特に支援が必要な

世帯としましてひとり親の家庭ということで、子どもの貧困率ということもうたわれておるわけでございますが、ひとり親世帯にいるお子さんに対してはその貧困率が非常に高いという実情もございます。そうした中で、ひとり親家庭への支援ということで、保健福祉部の事務としましては児童扶養手当の交付、それからひとり親医療費の給付、それから母子家庭等の対策総合支援事業ということで、高等職業の訓練費の支給等の取り組みを行っているところでございます。

それから、障がい者に対する支援につきましては、先ほど岡本部長が申し上げたとおり障害者差別解消法が施行されたことに伴いまして、総務課とともに今年度研修を行ったところで、今後につきましても、毎年度研修をやっていききたいというふうに思っています。

それから、一般的な市民の方の権利擁護に関することにつきましては、平成28年度に美作市権利擁護センターを立ち上げております。児童、障がい者、高齢者等に関する権利擁護について取り組んでいるところで、毎月個別の困難事例について検討をしているところでございます。よろしくお祈りします。

[15番岩江正行君「障がい者は、部長、障がい者も部長、障がい者差別、部長……」と呼ぶ]

障がい者の差別解消法につきまして、先ほど岡本部長のほうで申したとおり社会的な障壁を除去するための合理的配慮というものが地方自治体というか、地方公共団体には義務づけられましたので、そのあたりについての研修会を本年度取り組んだと。特に障がい者が持つ特性についてそれぞれの職員が研さんを高めて、障がい者に対して対応していくというような学習をしたところでございます。〔降壇〕

[15番岩江正行君「ほか、ないんか。ほか、ねんか。今美作市には教育委員会とうなっとんか。教育委員会はのうなったんな。なからにやええし。いや、これな、この岡山県の人権政策推進指針に沿うてやっとなんと言ようるから、これの中にはきちっとした教育委員会の位置づけを書いとるわけじゃ。これを一応どうのこうのと言うんじゃなしに、あらゆる場での啓蒙啓発、学校教育等というて書いとる。学校、ここは教育委員会ないんじゃな。市長がやるんか、かわりに」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

人権教育の推進ということでお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、人権と、ありとあらゆる場において学校教育、社会教育、全ての面で人権教育、人権というのが非常に大切なものであるということで進めております。例えば昨日山本重行議員から厳しい御指摘がございました。子どもに対して教員の一言の言葉、これがやはり保護者の心に刺さっていくと、そうしたこともあるわけですので、その一言で傷つく、一言での支えになるということもしっかりと配慮をしながら、また教育委員会には人権教育推進委員会がございます。ここからの御意見も頂戴しながら、人権教育の3つの視点、知識、理解の深化、人権感覚の育成、そして自立支援、最後に人権を尊重する環境づくりということで進めております。先ほどお話しした法についてのお話もございましたが、こうしたことも学校現場への啓発ということで進めております。

そうした中で、先ほど市民部長から御紹介がありました人権の集いでございますが、この中では小・中学生の人権啓発コンクールの作品、優秀作品の発表がございました。例えば、「元気出せ、友達みんな応援

団」、「悪口で笑った君も共犯者」、そしてまた「心のつながりが力をくれる」、「あなたがいれば大丈夫」というようなさまざまな標語もございました。また、作文の部においては、体の不自由な自分の父親を見て、そしてその不自由さにめげず父親がしっかりと働いている、さまざまなことにトライをしていく姿を見て感銘を受けた小学生、あるいは病院の窓から見ていると、車椅子マークの駐車スペースがあると、その駐車スペースに一見、見たところではとても元気そうな方がとめて病院の中へ歩いていったと、そして少し目をやると、車椅子に乗った方がそこがあいてないばかりに遠くのほうから車をとめて車椅子を一生懸命押しながらやってきた、そういう姿を見て、そしてさまざまに感じたこと、そして我々大人にもそういったことを考えてほしいというような言葉かけもございました。残念ながら議員には御都合が悪く御出席いただけなかったようですが、美作市の子どもたちはこの作文、絵画、そして標語を何か月もかけて人権教育を進める中で考え、そしてまとめた、そしてその優秀賞でございます。しっかり我々大人がそうした気持ちも受けとめてながら人権教育というものを進めてまいりたいと考えております。小学校ではよくふわふわ言葉、ちくちく言葉というふうに申します。心に優しい言葉、ちくちくした言葉はやめようよという言葉で人権教育をしっかり進めていただいていると思います。

なお、子ども貧困対策につきましては、保育料の減免、そしてまた小・中学校では要保護、準要保護ということで学用品、給食費の補助、そして通学の補助、また修学旅行等への補助、こうしたこともいたしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

ほか、ないか。ほか、ないんか。ほかはないんか。これを沿うていきようたらほかはないんですかというて言うん。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかには答弁ございませんか。

〔15番岩江正行君「インターネットの問題、インターネット、ヘイトスピーチの関係、外国人差別の関係、こういうふうな、今言ようるたくさんの方の今ヘイトスピーチという形の中で人を中傷誹謗するようなやつが出とんじやが、これらについての答弁は全然せんのか。美作市は恥じゃろうがな、こういうような問題までやとんじやという。外国人をベトナムばいじやない、たくさん来ようる来ようるというけども、行くところハングル文字も英語も中国語も何もないようなものをしとって、そういうな形の中で恥じゃろうがな」と呼ぶ〕

次に答弁がないようでございますので、2回目の質問をお願いします。

**15番（岩江 正行君）**

これ隣保館活動は誰かな、隣保館。隣保館、あんたんとこか。隣保館の中じゃ何せにやいけんのな。向こうか、どこな。あっちやこっちやキャッチボールするなよ。そのへんのところ全然言やあへんがな。ちよつと言うてもらおうか。時間がのうなるんじや、ほいで。言うてもらわなんだら、もうどがいもあれがくるくる回って気になっていけんのんじや。ほじゃから、障がい者の人に対してはどういうな配慮が必要なのか、これこういう資料があんたの方のとこあるんじやねんか、これ、岡山県保健福祉部障害福祉係と書いとると、これ、岡山県。バリアフリーと思いやりの社会、こういうなもんがあるん。わしんとこへ手元へあるん

じゃけん、あんたらのところへないことなからう。目通しとらんのも、ごみ箱入れよんか、シュレッダーかけよんか。隣保館活動の中身ちょっと言うてくれえ、全部。何せにやいけんのんな。ほじゃから、抽象的な話ばあしたって、これは差別解消にならんよと言うたでしょうがな。障がい者に対してはこういうな問題を取り組んでいきよんじゃと、貧困の問題についたら、教育長はちいとばあばっかし言うたけどな、やっぱしこの子は健康がちょっと、体がちょっとおかしいな、この子の食事はどうなんじゃろうか、家庭との連携、あんたがそこへ座つとつたらあかんのんじゃ。あんた皆の顔がわかつとると言うてきのうどえらい自慢げに言ようたけど、教育長、わしが不登校の問題をいうて言うたら、あれは難しい問題じゃというて言よつたらがな。難しいのは当たり前じゃがな、難しいわや。何か原因があるんで、それ。ちょっとこれ隣保館活動、ちょっと説明してくれ。何をするんなら、何してきたん。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

[15番岩江正行君「あんな、それと、座つて言うど、もう時間ないけん」と呼ぶ]

今言われたことだけで。

[15番岩江正行君「ほんならええ、全部言え、ほんなら」と呼ぶ]

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

岩江議員の2回目の質問にお答えいたします。

隣保館活動についてですが、隣保館については、市内に3カ所あるかと思っております。その中でその施設については、人権教育等の啓発の場所及び発信の場所として利用されておりますので、よろしくお願いたします。

[15番岩江正行君「何をしたんなら、何をしょんなというん、それを言いんさい、具体的に」と呼ぶ]

啓発活動をしていると考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、3回目です。

**15番（岩江 正行君）**

3回目。

もう〔聴取不能〕な人たちじゃ、ほんまに、これ、お金が残つとんよ。不用額がたくさん出とんじゃ。この一番下へ人権団体の補助金が出とるけど、これどこどこ出しとん、これも説明してくれ。何に使われよんか。どこの団体にどういふ形の中で出しょんか。ですから、こんなことが説明できんようど、あんたもう無礼など、おまえ、市民に対して。隣保館の窓口でおつて、一つの差別解消のためのとりでじゃ。その中で1年間、ことしももうありやあへん。一月も足らんようになった。ことしを総括しながら来年度に向けての取り組みをここできちつとあんた方言わにやいけんねん。そういうな形の中で新しい新年を迎えたいもんじゃ。けれども、来年の予算編成するのにことしと同じことをしょうつたんじゃ、これまた同じずつと平成26、27、28と3年間の決算書見たんじゃ。同じように不用額が出とんじゃ。不用額の中の肝心かなめの落としとらんとこなというたら、あんた方の給料だけじゃ。給料だけは忘れんように出しとる、きちつと。大半が給料じゃ、これ。こんな形の中でこれを市民がこの予算書の中身でも市民に説明しちやつたらびつくりするぞ、これ。一応20日に締め切りで出しとるわけじゃから、わからなんたら、どういふような質問どういふなんなというぐらいのことは聞きに来てもばちが当たりやせんねん。ほじゃから、これについても、誰んで

もわかるバリアフリーというて、あんたどこじゃ。けばんついたら悪い、うちはこういうな建設についやあこういうなとこでこういうな取り組んでしようんじゃ。障がい者差別の解消に向けて、点字が消えてるところについやあこうやしようんじゃ。私は知らんのじゃ。人権問題というのはそこの中おとこで全部かかわりがあるわけじゃから。私は知らんのじゃというような顔をしょうるから、わしが頭へくるんじゃ。もう少しきちっとした御答弁をしていただきたい。3回目、答弁。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

まず、予算の余ってるんじゃないかというお話ですけれども、残があるのは確かでございます。その中で必要なものを出した、支出したものの残りと考えております。ちなみに過去3カ年で申しますと、人件費を除きまして人権推進室といたしましては、26年度が1,200万円、それから27年度が1,500万円余り、それから28年度は1,400万円余りということで、多少上下はありますけれども、極端に下がっていることがないと考えております。また、補助金の話でございますが、28年度に、団体名は控えさせていただきますが、3件支払いをしております。

以上です。〔降壇〕

〔15番岩江正行君「もうないんか、あんた、ないんか」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

岩江議員の御質問です。

まず、障害者差別解消法、28年4月に出ておりますけれども、これは障がい者の方がおられたら手助けをするというようなことが具体的であります。我々のやっております例えば歩道が段差つきのものをフラット型、水平にするとか、さっき言われましたけれども、点字ブロックをつけるとかというのは事前の措置というふうになると思います。最近の歩道では先ほど言いましたようにフラット型を施工しておりますし、なるべく段差のないというようなものを心がけてといいますか、指針としてもそういうのが出ておりますので、そういう格好で道路改良をしております。また、点字ブロックについても、必要なところは要望によってつけていきたいというふうに思います。

以上です。

〔15番岩江正行君「進捗率ぐらい言いんさいや」と呼ぶ〕

済みません、今ちょっと資料を持っておりません。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、総括です。

**15番（岩江 正行君）**

総括。

とりあえずこれが今の美作市の人権行政に対する実態、人権行政なくして美作市の行政が前へ行くというように思うとつたらちょっと考え方が違うんじゃないかと思います。

では、次に入らせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

4項目めに入ってください。

**15番（岩江 正行君）**

4項目め。

空き家対策の推進について。

美作市内において老朽化の著しい、適切な管理が行われていない空き家等がふえ、防災、衛生、景観等の生活に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の保全、空き家等の活用のため対応が急務かと思えます。

1、空き家等への立入調査はしているのか。

2番目、所有者等の把握、相続登記、固定資産税の滞納状況。

市内の空き家状況は、空き家の戸数。

空き家対策について美作市の事業計画を示せ。

癒やしの温泉、湯郷温泉住環境整備計画はあるのか尋ねる。道路、河川、空き家、公園、不良住宅ということでございます。

午前中も3番議員が言われましたけども、奈義のほうじゃあ太陽光が飛んで大変な被害が出とるらしいです。それと、このことについて私が今回質問したいというのは、倒壊寸前のトタンの屋根が飛んで、あれがむけてしもうて、そこから風が入って、周囲が大変被害を遭うとるというようなこと。それと、あっちやこっちやめぎたいんじゃけども、どがいにもお金がたかさかか。土地を売りたいんじゃけども、更地にしたら6倍からの固定資産税が高くなるというふうないろんな問題があるわけでございます。そういう問題をよう加味して御答弁をいただきたい、かように思うわけじゃけども、最近新聞ちょっと切り抜きしたんじゃけども、これは津山市やこうでも空き家が3,336件あるん。これは平成16年4月9日に書いとる。179棟に倒壊の危険性があるというて。美作市は倒壊の危険性はどんなんかな。広がる所有者の不明の土地、これはもう最近テレビから新聞から再々出てきよう。特定できず対策は停滞しとるというような、こういうな中で美作市はどうしようと思うとんなどということ、これについての御回答をお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

空き家対策についてでございますが、美作市が把握しております空き家の戸数でございますが、各地区の区長や周辺住民の方から報告をいただいている空き家は722件あります。そのうち約半数が管理をされている状態の空き家です。残りの空き家については、草木が雑然と繁茂している状態、草木が公道にせり出している状態、建物が倒壊のおそれがあるほかに影響がない状態、建物の倒壊のおそれがあり、公道等に影響がある状態などとなっております。このうちの公道等に影響がある状態の空き家84件については、現地調査を行い、早急な管理をしていただくよう現状写真を添付して、通知を行っております。この結果、半数の40件の物件については解体、撤去いただいたり、草刈り等の処理済みとなっております。

空き家等については、私有財産であることから、行政が関与すべき案件であるかどうかなど、空き家等の状態や、その周辺の生活環境への悪影響の程度などを勘案して総合的に判断しております。特定空き家等に該当する物件等の判断につきましては、美作市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、美作市特定空き家等対策審議会で協議、決定をいただくようにしております。所有者の把握につきましては、固定資産税の情報や他の地方公共団体に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により情報の提供をいただいているところであります。よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。



**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

私のほうからは空き家の有効活用についての御答弁をさせていただきます。

現在空き家の有効活用といたしまして市で取り組んでいる施策についてでございますが、空き家情報バンク制度は空き家の所有者から申し込みにより不動産業者への情報提供から入居決定までの支援を行っているものでございます。現在の空き家の登録件数は22件となっており、登録手続中の物件が4件ございます。今年度これまで2件の契約が成立したところでございます。

移住定住促進補助金につきましては、新築住宅や中古住宅を取得した際に補助を行うもので、空き家住宅である中古住宅への補助は平成28年度では22件の実績がございます。さらに、この制度では古くなった家を建てかえる目的で取り壊しを行った場合取り壊し加算を付加しており、この加算は平成28年度では11件の実績がございます。

また、梶並地区においては地域団体と地域おこし協力隊が協力して、空き家管理システムを運用しております。このシステムは地域内にある空き家の状態につきまして、地域住民のネットワーク等を活用して、その実態を把握し、遠方に住む所有者の依頼により室内の風通しや庭の清掃など、空き家の基本的な管理、及び移住希望者に対しての空き家の紹介等を行い、空き家の有効利用活動を行っているところでございます。

こうした空き家への取り組みにより空き家を有効に利用し、住民が住み続けたい、移住希望者が住みやすいまちづくりに努めてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

空き家対策の推進についてということで、湯郷の住環境整備というお尋ねです。この整備につきましては、企画が大体担当してやっておりますが、事業のほう、建設のほうでやった経過というのがございますので、説明をさせていただきます。

湯郷の町並み住環境整備についてでございますが、旧美作町であった平成16年ごろ湯郷バイパスが完成し、交通量の減った温泉街を再構築し、魅力ある町にするため地域の市民や事業者など、70名程度が参加するワークショップを立ち上げ、将来のまちづくりを約2年間にわたり議論し、心通う出湯の町をテーマに30余りの事業プログラムを計画書としてまとめた経過がございます。その計画の中から市が事業主体となるべき事業を当時の国の支援事業でありますまちづくり交付金、町並み環境整備事業、中心市街地活性化事業等の活用を検討した結果、まちづくり交付金事業に集約し、地域交流センター、足湯、景観舗装などのハード事業を平成18年度から22年度までの5年間で整備をしてきたところでございます。また、岡山県においても旧県道の無電柱化、大谷川河川公園などが行われ、公共施設の環境整備は大きく進みました。しかし、まだ実現できていない部分として各戸の土地や建物の権利に影響する統一的な景観対策、空き家、空き店舗対策等や、建築物の密集する狭隘道路の改善等が上げられます。いずれも地権者がございます。合意形成に時間を要することで長期的な取り組みが必要だというふうと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

2回目です。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず空き家の再生と、これいろいろと社会資本整備総合交付金の基幹事業、これも2分の1の補助

金があるし、いろいろとたくさん事業があるんじゃないけども、やっぱし癒やしの温泉、湯郷温泉について観光客来よって、ほれで道がわからん、ごそごそ行きよる、狭い路地がある、あつこらでも、広いとこありゃあせん。路地のとこの建物から風が吹いて瓦が落ちて、とか何とかそういうふうな誰の持ち物やらわからないというような、そういうような、やっぱし行政というところは我々の一般市民の入れないところに入っていけるわけですから、私が言いたいのは、もっと仕事をする気になって町へ入っていくということが私は大事じゃないかと思うん。ほじゃから、やっぱし倒壊戸数が何ぼあるんじゃないかと、皆さん潰したいんじゃないけど、なぜ潰せんのかと、そういうなことをやっぱしきちっとして実態を把握しとかなんたら。これ私のとこのすぐ近所の人がこの前亡くなった、ひとり住まい。もう誰もおらんようになってしもうた、家、空っぽじゃ。それで、もう親戚の人が潰してもらいたいんじゃないけど、私らもお父さんが腰が悪うなって働けんし、それから近所の、潰さんたら、もう売れのというたら、もう座敷もがたがたじゃというて、女性の人が一人住みよったんじゃないけど、がたがたじゃと、どがんもならんのかと。やっぱしそういうな実態というものを、なぜあそこがあつこを家放置しとんじゃろうかというの、わしんとこでも5戸ぐらある、全然住んどらん不良住宅が。ほんで、やっぱし先ほども財政の関係でちょっとちびつとだけわし言いましたけども、市税の中で固定資産税というのは大きなウエート持つとるわけじゃから、あの滋慶学園じゃ、今言よるそこへできよるショウワじゃなんじゃというやつは全部固定資産税を免除してあげるんじゃないけども、ほじゃけども、こういうふうな、これ私のやつじゃ、100円一括払いしたんじゃない、ことしの7月か、固定資産税を。そしたら、3期分じゃというて、100円滞納しとるというてくるんじゃない。一括払いしとるけん、わしは全部済んどると思いますが、100円滞納しとるというてきたんじゃない。え、おかしいなというて、それでそれは私が決算特別委員会でこの固定資産税の滞納分について質問したばっかしだったん。それを100円に100円の延滞料つけてきとん、督促料。それまでにもう一遍来とるらしいんじゃない、わしんとこ、わしは見とらんのかと。これするのにこれでも80円やこうじゃできんじゃろう。やっぱしもう少し細かな形の中であんた方の小さな心遣いが要らん金を払いでええし。これ払わんというんじゃない、払うんで、今払えんけん払わんけど。200円払わにゃいけん、わし。けども、このたくさん空家対策特別措置法の概要でたくさんもんがある、いろんな事業の中身、種類が。何が当てはまるか、どがいしたらこれがきれいな更地になるか、それから固定資産税がふえたら、それを売買できるんじゃないと、潰すことが大きな負担になって、土地が売れないんじゃない。こういう現実があるわけじゃ。その土地を買いとりたいんじゃないけども、家潰す金がたくさんじゃけん、私らその土地は要らんがよと、こういうふうと言われる。そういうな中身をもう少し把握して、やっていたきたいと、かように思います。これで2回目の答弁かな。誰が対応するん。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）〔登壇〕**

空き家がたくさんあつて、危険な空き家が多いというお話かと思っておりますけれども、公道等危険な、例えば個人に被害が及ぶような状況、そういうことがありましたら、すぐに対応したいと考えておりますが、今まであったのは林野でそういった1件がありまして、対応をさせていただいております。今後ともそういったところがあれば、教えていただければ対応していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ありますか、答弁。

建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）**〔登壇〕

失礼します。

まちづくりからの観点からというのを申し上げます。

まず、最近先ほど社会資本整備の事業のお話でしたが、国交省のほうが取り組んでおります。ただ、それは建物を壊すだけのことではありません。まちづくりを考えた中で、例えばオープンカフェにするとか、そういうな計画をもとにある程度まとまったところをやるという……

〔15番岩江正行君「違うんじゃ」と呼ぶ〕

事業があります。そういう事業がまとまれば……

〔15番岩江正行君「違うんじゃ。こういう事業があるんじゃけどと言うて、やっぱし地元〔聴取不能〕、どうしていきやあというまちづくりするかせんかという話をしょんじゃ」と呼ぶ〕

わかりました。今後いろいろと自治振興協議会とか、湯郷の活性化委員会とかもございまして、そういうところで事業のこういう事業があるというのは説明をしていきたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、3回目。

**15番（岩江 正行君）**

とりあえず所有者不明の土地というのが都市部じゃ少ないわけ。都市部じゃ6.0、中山間で26.6あるというて言われとるわけじゃな。それで、固定資産税を誰が払よんじゃろうか、あつこのはというなら、やっぱりその情報が共有できない、家が建ってる場合、200平方メートルまでは土地に係る固定資産税は更地の何と6分の1じゃというて、家が建つとつたら。更地にしたら今後は倍にはね上がるわけじゃから。この人らも、これらもずっと説得して、ほじゃから今言ようるこういうような制度がありますよというような話をしていかなんだら、ええことなりませんので、3回目も答弁、誰かいな、あんたか。仕事するんかせんのかと言よんじゃがな。

**議長（鈴木 悦子君）**

市民部長。

**市民部長（角南 良雄君）**〔登壇〕

3回目になります。

市民部といたしましては、危険空き家がありましたら、お知らせいただけたら、それに対応していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員、総括です。

**15番（岩江 正行君）**

そういうことで、一応何か知らんが、黄な車が回りようんじゃ、くるくる、安全パトロールか。ああいう人らにも言うたり、それから自治会長やこうにこういうなことがあつたら、災害が起きたら、事故があつたら困りますのでというようなやっぱし相談せにゃいけん。太陽光でもやり方があるんじゃ、あれ。ぐさっと大きなコンクリ土台にしたら経費が高うつくんじゃ、コンクリのあれをしたら、それでそこへ入れたら、支柱立てたら。ほじゃから、やり方でもやっぱし人ごとのように言わずに、萩原市長の判をついとるわけじゃけん、相談せず判ついとんじゃけん。そうしたら、そこんこ行って、土中打ち込むようなやつちゃなしに、もっと吹き飛ばんような完全なもんにしてくださいということはやっぱし安全・安心のその一つのかな

めじゃから、あんたらは。そういうな形の中でやっていただきたいと、かように思います。

それから、次に入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

5項目めに入ってください。

**15番（岩江 正行君）**

5項目め。

田園観光都市について質問させていただきます。

賑わいのある田園観光都市というのは3代にわたる市長さんがずっと言い続けてきた施策でございます。行政は継続じゃというような形の中で、今美作市の諸君は萩原市長になってから、これはもう投げてしまうたん、どがんなつとんじゃろうかと思うて、ちょっとこの辺のどこを聞こうと思うて質問させてもらいます。

日本経済アベノミクス効果によって大企業中心に業績が改善して明るさが見えているようですが、それが中小企業、私たちの住む中山間まで届いてはいないのが現実じゃと思います。東京オリンピックの開催が決まってから、首都圏では非常に活気が出ているように見えます。出張に行つて、ホテルにとろうと思つても、非常に宿泊がとりづらい、美作市においても湯郷温泉がこのような状況の中であやかりたいもんですということでございます。平成29年度予算執行も残すところあと3カ月となりました。衰退している美作市の観光事業、湯郷温泉を核とした武蔵の里、愛の村パーク、雲海温泉、今年度事業の経営の反省の上に立ち、平成30年に向けた取り組みについてお尋ねいたしますということでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕**

湯郷温泉を核としたまちづくりということで御質問でございますが、美作市の温泉を保護し、その適正利用を図り、公共の福祉増進に寄与することを目的とする美作市湯郷新温泉運営委員会というのがございますが、こちらの運営委員会の委員に市議会、湯郷温泉関係者、関係する自治振興協議会の代表者、それから泉源地関係代表者の方々を委嘱し、11月に第1回目の会議を開催しております。この委員会におきましては、全体として湯郷温泉をどう活性化するかという視点を共通認識として持ち、貴重な資源である泉源をどのように活用するかを改めて議論していただきたいと思っております。そして、今後さまざまな場面において健康づくりや社会福祉貢献という目標を持って温泉の活用に取り組んでいけるよう多方面からの意見を出し合っていたいただきたいというふう考えております。

それから、武蔵の里、愛の村パーク、雲海の経営状況、観光客の動向についての御質問でございますが、武蔵の里と愛の村パークにつきましては、指定管理者からの報告によりますと、前年度と比較して本年度上半期の売り上げは、武蔵の里が66.0%、愛の村が81.5%、支出については、武蔵の里が56.6%、愛の村が70.8%という状況から、両施設合計では約2,700万円の経営改善が図られているということでございます。雲海につきましては、前年度と比較して、売り上げが102.4%、支出が104.9%ということで、収支ともに増加をしております。前年度に比べ、赤字額が約120万円ふえている状況であります。観光客の動向につきましては、武蔵の里では大型観光バスの立ち寄りがふえている、愛の村では温泉利用者数が上半期では前年度より約400人増加していると報告を受けておまして、雲海では温泉利用者数が約300人、バンガロー利用者数が約100人増加している状況でございます。

続いて、愛の村、武蔵の里の指定管理料6,333万4,000円についての投資効果についてでございますが、本

年9月の市議会定例会におきましてもお答えしておりますが、この指定管理料は武蔵の里関連施設及び愛の村パークに関する基本協定書に基づく年度別協定書により両施設の指定管理に係る管理料であります。平成28年度一般会計からの繰出金の決算額が武蔵の里特別会計が6,513万5,000円、愛の村パーク特別会計が3,905万円、合計で1億418万5,000円でありまして、これを6,333万4,000円と比較しますと、4,000万円以上の赤字削減につながっております。また、武蔵の里関連施設及び愛の村パークに関する基本協定書に基づく業務仕様書には指定管理者は施設の有効利用の促進のために必要と認める事業をみずから企画し、積極的に実施するものとするようになっておりまして、利用者の増加を目指して武蔵の里には地域や利用者が求める経営の安定した新しい温浴施設の整備方針を提供するなど、施設が最大限活用されるよう利用促進に努めることと明記しております。これらの方針の策定、施設の設計業務などをこの管理料の中で行うことが含まれており、民間の活力やノウハウを活用した経営改善の取り組みがなされることを期待しております。

そして、両施設には従業員36名の方々が働いておられ、指定管理者が市内に営業所を開設していることから、年間500万円以上の法人税の税収増につながっていることも投資効果の重要な一翼を担っているというふうに思います。失礼しました。年間500万円以上の法人市民税の税収増につながっているということでございます。

続いて、農家との連携、それから休耕田を利用して四季の花ということでございますが、市内においても多面的機能支払交付金の資源向上支払を活用した共同活動で、休耕田にコスモスや農道ののり面にシバザクラを植えているところがございます。また、経営所得安定対策によりまして、地力増進、景観形成作物の栽培によりまして10アール当たり5,000円の産地交付金が受けられますが、菜の花、コスモス、ヒマワリ、レンゲなどが作付をされております。ただ、耕作条件の不利な山間部への作付が多く、なかなか観光とは結びついていない状況でございます。新たな観光地としていくためにはある程度まとまった面積を確保すること、個人でなく、組織的な取り組みが必要だと思っております。しかし、現在市内の耕作適地においては生産調整を進める状況にはありませんので、耕作放棄地への対策として観光に結びつけるような取り組みができないか、検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

失礼します。

私のほうからは3県境地域の取り組みについて御答弁をさせていただきます。

3県境地域創生会議におきまして平成28年度において台湾等でのトップセールス、それから台湾からの体験ツアー、台湾に向けてのパンフレットの作成や3県境を紹介するテレビ番組を作成し、台湾、東南アジア、欧州などに向けて放映を行うなど、積極的なPR活動を行っております。効果といたしましては、平成29年4月から10月までの市内の外国人宿泊者数は5,732人日となり、昨年同期と比較しまして、2,274人日増加しております。特に台湾からの宿泊者数は939人日増の1,831人日、ベトナムなどの東南アジアからも930人日の増の1,064人日、欧州からは95人日増の231人日となっており、PR活動を行った地域については、活動の効果があらわれているものと考えております。しかしながら、アメリカやカナダなど、北米地域につきましては、40人日減の77人日となっており、今後PR活動を行う余地が残されているものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

そのくらいのとこの答弁じゃろう。これ有名な稲盛先生が、稲盛会長、京セラの、この人がやっぱし会社は何のためにあるんか、考えてみなさい、こういうようなことを言われとる。若いころはできの悪い従業員をどうやってやめさせるのか、そんなことばかり考えておりましたというような、これが初めじゃ。これはやっぱし従業員の幸せのため、人類、社会の進歩発展のために会社はあるんじゃと、稲盛和夫さんの経営哲学に共感したから、私は家族を大事に思うように、同じ釜の飯を食っている従業員にも家族は大切だ、経営者はみんなを守る義務があると気づいていると。ほじゃけん、あんた方もこの心が会社と〔聴取不能〕と違うけど、こういうな心がなかなあかんねん。それで、家族同士、家族、仲間同士をよりどころにと書いて、アメーバ経営の関係をずっと書いとるわけじゃ。それを見よったら、頼りになるのは自分の知恵と信じ合える仲間だけだったと、全員が心一つにして努力し、創意工夫する、ここがあんたらの足らん、ほかに方法はなかったのか、アメーバ経営は苦楽をともにする家族のように、仲間や同士のようになんかをよりどころにする哲学じゃというに、こういうに言われとるわけじゃ。ほじゃけん、やっぱしこういうなものを少しちよつとしたええものを投げてもらうて、これを自分のものにしたら、今言ようる、どえらいええような経営ができようように遠藤部長言われたけども、来ようるわけがないがな、わしが毎日あっこへ行きようるのに、何台観光バスが来よんな、うそばあ言ようる。それと、楽市楽座やこうは恐らく1日20人お客おらんじゃろう。行ってみなさいよ。あつこの近所の人と言ようる、誰も来とらんとと言ようる。たまたまきのう来とんのは朝市を開いとるときにそのときに来とるだけじゃというて。ええころの答弁ができるもんじゃと思うて、わしも感心して今聞きよつたんじゃけども、やっぱしみずからの道は自分から切り開かにゃいけん。開拓者でなからにゃいけん。きのうと同じことをやって、同じ方法で同じ発想でやっていってはいけない。その実践のできない人に稲盛さんは答えようがないというて言うておるわけじゃ。わしが稲盛さんにかわつたら、あんた方に答えようがねえ、質問のしようがないというこっちゃ。今までずっと赤字が続いてきとつた、指定管理に渡した、また6,333万4,000円のお金が出る、また、言うたら、ことしもあと残す、すぐじゃと、新年度に向けてのことしの1年間の総括しながら、新年度に向けての取り組みのきちつとした決意がこここのところで聞けるように思うとつたけども、全然そがなものは聞けるような時間はなかった。非常に残念に思います。諸行無常は世の常じゃという。

そういうことで、今回の私の12月の一般質問を終わらせていただきます。

終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番10番、議席番号15番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日8日午前10時です。

御苦労さまでした。

午後4時23分 延会

平成29年12月8日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月8日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海 健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	萩	原	誠	司	副市長	横	山	博	光	
教育長	大	川	泰	栄	政策参与	山	下	亨		
政策審議監	福	原	覚		総務部長	岡	本	和	之	
危機管理監	皆	木	佳	久	企画振興部長	池	田	義	和	
総合戦略監	大	森	洋	平	市民部長	角	南	良	雄	
環境部長	妹	尾	昌	弘	経済部長	遠	藤	宏	一	
保健福祉部長	江	見	勉		建設部長	真	野	弘	紀	
教育次長	山	名	浩	二	消防長	山	崎	正	雄	
会計管理者	山	本	和	毅	総務課長	春	名	竜	也	
企画情報課長	小	林	健	一	危機管理室長	皆	木	敏	治	
上水道課長	小	坂	田	博	幸	下水道課長	中	島	浩	一

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾	崎	功	三
課長	大	佛	裕	彦
主任	井	上	大	佑



議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則第8条にもありますように傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。17番内海健次議員が体調不良で療養中のため欠席であります。1番青山慶議員が通院のため午前中欠席です。

それから、議場内はクールビズのシーズンではございませんので、上着をきちっと着用をしていただきますようお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 日程第1 一般質問

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番11番、議席番号9番金谷のり子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）〔質問席〕

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、平成29年12月、金谷のり子、一般質問に入ります。

光陰矢のごとし、あっという間の1年でございました。政府が人生100年時代構想会議を3回ほど開催しております。一億総活躍社会の実現、その本丸は人づくり、子どもたち誰もが経済事情にかかわらず夢に向かって頑張ることができる社会、いつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会、人生100年を見据えた経済社会のあり方を構想していくそうです。人生100年生かさせていただきましたとしてもあっという間に過ぎ去りそうで、今まで何ができたかなと焦りを感じるこのごろでございます。

今回の質問は3項目です。

イクボス宣言について、美作市に住む若者支援と美作市内外に住む若者に対するUターン、Iターンをふやすには、市の財政についてでございます。

では、イクボス宣言について質問いたします。失礼いたしました。

イクボスとは、部下や同僚等の育児や介護、ワークライフバランス、御存じと思いますが、仕事と生活の調和、特に等に配慮、理解のある上司のことであり、対外的にイクボスであることを公表することをイクボス宣言といいます。政府が重点課題と位置づけている働き方改革は、日本の直面している人口減少、労働者不足の対策としても考えられています。今日では女性の社会参加が進み、勤労世帯の過半数以上が共働き世帯になる等、人々の生き方が多様化する一方で、働き方や子育て支援などの社会基盤は変化に対応していないまま職場や家庭、地域では男女の固定的な役割分担意識が残ったままでございます。男女の不公平は離婚につながることもございます。離婚につながれば、子どもの貧困、虐待に関係することもございます。育児

への協力がなくにより、孤立、産後鬱等で、先ほど申しましたが、離婚につながり、重ねて言いますが、子どもの貧困、孤立、虐待になりかねません。最近、高視聴率で話題のテレビドラマ、コウノドリを見ておられる方もたくさんいらっしゃると思います。命について感じ、考え、生きること感謝する、社会の中で命を生み出し、育てていく意味を考える。出産や子育ては女性の問題と思っている男性がいるようでしたら、生まれてくる命を守る、育てることは、自分たち、そして社会全体の責任であることを感じておられると思います。出産で育児が始まりますが、出産前の何回か行われる教室だけでは母は不安だらけなのです。ミルクは足りているのか、体重はふえているのか、赤ちゃんのお世話でぐっすり眠れない、相談する人がいない、かわってくれる人がいない、夫は仕事で帰りが遅い、頼んでも育児に非協力的であり相談に乗ってくれないなど、また子育ての協力者である親世代は年金受取年齢を上げていくことにより仕事をもち続けておりますので、子育ての応援や介護はしにくい状態になっております。そのような中、男女が同じように働き続けるためには、職場の上司、同僚が、妊娠、出産、育児、子どもの病気、学校行事、PTA活動、親の通院、介護など、さまざまな面での理解や協力が必要となります。27年6月の岡山県知事、伊原木隆太さんのイクボス宣言を読み上げます。

私は、職員の仕事と家庭の両立を応援し、職員の仕事と生活に対する満足度と意欲を高めるとともに、私自身も公務に全力を尽くしつつ、子育て生活を充実させるイクボスとなります。

また、県内にイクボスをふやすための企業等への働きかけを積極的に行い、社会全体で子育て支援し、全ての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山実現に向けて全力で取り組みます。

このようにイクボス宣言を行い、積極的に取り組んでいます。美作市におかれましてはどのように考えているのでしょうか。答弁を求めます。

**議長（鈴木 悦子君）**

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、議員が類似の議会で、子育て支援でありますとか、あるいは男女共同参画、女性の産前産後の問題とか含めて、関連の問題に積極的に取り組まれておられることに対して、深く敬意をあらわしておきたいと思えます。ありがとうございます。

まず、若干個人的な経験で言いますと、私、自分とこの子どもができたのがアメリカに留学中でございまして、最初の子ですが、これは自然にイクメンになるんです。ほとんど全部私が面倒を見るということになるんですが、問題がありまして、日本に帰国するわけです。帰国して、通産省ですけども、日本モードにくると変わるわけです。何が起こったかといいますと、うちの娘を、保育の必要があるんで、最初保育園に入れようとしたら待機があって、そして保育ママっていうのに預けようとしたんだけど、全く懐かなくて、いろんな問題が娘に生じました。そうこうするうちに何とか保育園が見つかって、目黒区立の菅刈保育園というところに入れたんだけど、連れてっても離れようとしません。うちの家内も非常に困っていて、あるとき園長さんが旦那である人呼びなさいと言うんで行ったら、娘さんの問題は原因がはっきりしてるんです。何ですかって言うたらあなたです。あなたが恐らく仕事にかまけてほったらかしにしていることが間違いなく原因ですからとえらい注意されまして、わかりましたというんで時間を一生懸命探して、子どもの相手やら食事づくりとかいろんなことを一緒にしたらごろっと変わりました。この経験を申し上げたのはなぜかっていうと、アメリカの一般的に流れてる空気と当時1986年の当時の日本の空気っていうのは全く違って、空気が違う、すっとうちに適用したもんですから。日本に戻って日本にぷっと適用したんです。そうすると、大変な問題が起きたと。当時でも保育園の園長さんたちは、今イクボスという言葉で言わ

れたことについて非常によく理解をしていて、それは夫である人の努力のありなしが全く家庭の安定に大きな力があるんだっていうことを非常に端的に指摘して、それでこっちも目が覚めて、日本型でもイクメンにまた戻ったんですけれども、それが本当によかったという自分の実体験が実はありまして、そういう意味では実践を実はしてきた一人ではありますが、実践をしてるからといって宣言をするというのが、1人だけはい、イクボスですとかというようなことをやるにはやや自分の性格には合いません。したがって、萩原誠司はとか何かねいうようなことは今でも言うつもりはないんですけども、しかしこの問題は重要で、市の職員集団、例えばあそこに総務部長が担当でいますけれども、担当の保健福祉部長とか、こっちもいっぱいいますけども、遠藤大丈夫か。みんなと一緒に、我々の市役所がイクボス集団であるというようなことであれば、これは別に売名行為でも何でもないので、これはやる価値が大分あるだろうと思うし、美作市役所イクボス集団の宣言というようなことで内容を練っていったら非常にいいと思うし、そしてその後は知事とも同じなんですけども、そのイクボス集団の中に美作市にいらっしやるいろんな企業の幹部の方々も入ってもらって、美作市がイクボス集団だということになるようにするような流れであれば、これは僕は十分に検討に値するし、やってみる価値もあるだろうし。そのことが、企業であれば実は売り上げにつながるみたいな話しなだけで、私どもは売り上げじゃないんで、人口増につながると。あるいは美作市の福祉の向上につながるし、というようなことをきちっと分析っていうか明確に提示した上でそういう集団宣言に持っていくということをぜひ前向きに考えてみたいとかように思っておりますので、御支援を賜りますように心からお願いをいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。

市長がおおむね申し上げられましたので、私のほうは原稿というんですか、読み上げさせていただきます。

イクボスとは、職場でともに働く部下、スタッフのワークライフバランスを考えて、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果も出しつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむことができる経営者あるいは管理者というふうに理解をしているところでございます。美作市では、市職員を対象とした特定事業主行動計画を平成28年4月に策定しておりまして、職員の子育てと仕事の両立支援などの取り組みを進めておりまして、イクボス宣言はまさに市として進めている施策の方向に合致しているものというふうに思っております。このイクボス宣言につきましては、先ほど市長が言われましたように組織での取り組みということが非常に大切になってくるかと思えます。当市の目指す目標などを具体的に掲げて、その上で近々職員の総意をいたしましてイクボス宣言をしたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

大川教育長。

**教育長（大川 泰栄君）**〔登壇〕

失礼いたします。

市長が言われましたとおり、教育委員会におきましても市と同様に安心して子育てを行うことのできる職場環境を整えるということは、今教職員におきましても働き方改革ということを進めております。美作市として、教育委員会も歩調を合わせた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

9番（金谷 のり子君）

2回目の質問に入らせていただきます。少し落ちつきましたので、最初緊張いたしまして失礼いたしました。イクボス集団宣言をしていただけるという答弁いただきました。時期はいつされるのかということで、今もう既にどういう言葉でどのようにということをもた御検討されると思うんですが、津山市では課長級以上の管理職全員がことしの5月17日にイクボス宣言を行っています。津山市の市議員の方の知り合いの方にその後どうなんですかと尋ねてみたところが、なんと残念なというか、その議員の認識というかそういうものが残念だったんですけども、パフォーマンスであるというような残念な回答が、その議員は返してこられたので私はちょっと憤慨いたしまして、私の次女も先月津山で出産したばかりでございます。しっかりフォローしていただかないと困りますというふうな津山市にもハッパをかけた次第でございますが、美作市はパフォーマンスにならないように真剣に取り組んでいただけると今の答弁いただいた内容からそのように確信いたしましたが、職員の方の対応、職員の方も皆さん市民でございます。市民の一員でございます。人権でございます。職員の方の人権も大切にしなければなりません。その中で、育児休業、特別休暇の取得環境の整備とか、代替職員の確保、具体的に言いますと。それから、妊娠中、出産後、介護等の職員への時間外勤務への配慮、それから男性職員のまずは意識改革、出生時における父親の家族休暇の取得促進、男性の育児休暇取得促進、子どもが病気になったときの病気対応や学校行事への参加等のしやすい環境をつくる、短時間勤務への配慮なども必要がある。育児休業中の職員に対する復帰支援、仕事と生活の両立に向けた職員の意識改革、それから人事異動についてもいろいろな配慮が必要かと思っておりますので、このような内容について数値、今現在、今までの数値、それから休暇の種類はどのようなものがある、そのことを職員の方々にはしっかり把握して休暇をとっているのかということと、それから美作市社会全体に広めていく必要はどのように考えていかれるのかということとを2回目の質問とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

総務部長。

総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕

それでは、金谷議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、御質問にありました本市の男性職員の28年度の育児休業等の取得状況について申し上げます。育児休業につきましては対象者が20名でございましたが、これは取得した者はございませんでした。

それから、子育てなどに関する特別休暇でございますけれども、配偶者の出産休暇では対象者20名に対して取得者は8名、全体の40%ということでございます。

それから、この看護休暇は対象者が9名のうち7名が男性職員でございまして、取得日数は男女ともに2.3日というふうな状況になっております。

また、有給休暇については、直接子育てというわけではございませんけれども、男女とも平均11日の取得ということでございます。

また、子育て以外で介護休暇等もございまして、男女とも取得はゼロでございました。介護に関する、これは特別休暇になりますけれども、特別休暇の取得は男性が1名、1日取得をしているという状況でございます。

次に、取得環境への配慮でございますけれども、短時間勤務の承認、短時間の勤務でございますが、の承認

や家庭の事情等による人事上の配慮、そして嘱託職員の任用による休職者の代替者の確保にも努めているというところがございます。

また、年度当初の所属長会議や通達によりまして有給休暇の取得の促進、それから時間外勤務の適正管理等について要請をしているところがございます。地域社会での働き方改革の実現には、まず行政が率先をして取り組み、広げていくことが肝要であるというふうに思っております。このイクボス宣言の契機に改めて管理職自身の意識改革を促し、職員の働き方改革につなげてまいりたいというふうに思っております。

それから、御質問にございました子育てに関連します休暇等でございますが、まず特別休暇といたしまして、出産補助休暇というのがございまして、これは3日間でございますが、有給での休暇ということになっております。

それから、男性職員の育児参加のための休暇でございますが、奥さんが産前産後の期間中に就学前の子どもの養育等が必要になった場合の休暇でございますが、これが5日間、これも有給でございます。

それから、子どもの看護休暇ということで、就学前の子の看護のための休暇が5日間ございます。これも有給でございます。

そして、育児休業でございますが、これは産後休暇の取得後、子が3歳になるまで、子どもが3歳になる日まで、無給ではございますが休養ができるというふうになっております。なお、こちらにつきましては、共済組合からの育児休業手当というものもございます。職員につきましては、このようなことを十分理解をしていただいて取得していただきたいというふうに思っております。

〔9番金谷のり子君「介護」と呼ぶ〕

介護のほうです、失礼しました、忘れておりました。介護関連の休暇ということでございます。特別休暇がございまして、短期介護休暇でございます。年度内に5日間、親の方の面倒というんですか、介護するために5日間の休暇がございます。なお、御両親ともということになれば、2人分の10日間ということになってまいります。

それから、介護休業です、今度は。これは6カ月以内で要介護状態にある家族の方の介護ということができんですけども、これは無給ということになります。しかしながら、先ほどと同じように給付金というものもございますので、取得を促しているというところがございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの中に、いつごろやるんならと、こういう話がありました。これはいろいろ今考えているんですけども、まず宣言案を今岡本部長が考えてるはずでありまして、きのうもできたかと言ったらもうすぐできますというようなことの中で、まだ私見てないんですけども、これが議会中には多分完成をして、そして年末までにいろんな方々に、これであなたは賛同しますかと、賛同したらここに名前を書きなさいと。教育委員会には各学校の管理職の方々に含めて同じものをお渡しして、どうですかとって賛同を頂戴をしようと思う。議員の方々にも御賛同いただければ、わかったとってサインをしていただく。そのサインがある程度集まった段階でと思ってるんですけども、望むらくは来年の仕事始めのときぐらいにそれは出せるぐらいの流れを考えて、来年の仕事始めのときにことしはこれはいこうという決意を一緒にするというようなのが私としては多分妥当なかなと、こんなふうに思っておりますのでお答えをさせていただきます。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

**9番（金谷 のり子君）**

3回目なのですが、先ほど育児補助休暇ですか、妻の出産に伴う、付き添いの3日間の休暇、これは大体とられると思うんですが、出産予定日に生まれなかったことが多々あります。そのときに、3日とっていたんだけれども生まれなくて、結局は後、1週間後になったというようなときが絶対ありますので、そのときはまた配慮、有休を使って生まれそうなきに休ませてあげる、立ち合い等で今出産を迎える方が多いですので、そういった配慮が必要かと思えますし、なかなか無給のところを休んで育児という方はなかなか少ないんですが、徐々にそういう意識を少しずつ広めていっていただきたい。

それから、特に介護につきましては、本当に親、奥さんとか、旦那さんとか、本当に家族をみとるときにはいろんな思いがございます。本当に人生の最期を迎えるときに仕事を抱えていて悩まれる方も多いと思います。せっかくいいお仕事されていても1年早くやめなければならないとか、そういうことにならないようにまた気遣いをしていただければ定年まで勤めていただけたりとか、そういうこともあると思いますので、これは3回目ではありますが総括とさせていただきます。ことし、皆さんから今年度、本当に子育て支援が充実してきたなという声を驚くほどいただいております。それが、年配の方も若い人からもいただきました。そして、市外の方からも美作市すごいねという声をいただいたのが本当にうれしいです。そして、その上、子どもの権利、擁護面でも、普通の自治体では児童相談所に任せっきりで自治体が踏み込んでいくところが少ないんだと。それなのに、美作市は一生懸命されてますねという弁護士さんにお会いしました。そういう感想もいただきました。本当に頑張ってくださいとありますので、今後もこのように頑張ってください、市外からもそういう声、若い方からも声が本当に、今年度に入ってなのもう本当にすぐに反応が出ているということでうれしく思っておりますので、このイクボス宣言につきましても皆さんの宣言によってまたより効果が出てくると期待しております。よろしくお願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

続いて、2項目めに入ってください。

**9番（金谷 のり子君）**

2項目めに入ります。

2項目めは、美作市出身の市内外に住む若者支援とUターン者、Iターン者をふやすにはということでございます。美作市出身の市内外に住む若者と情報を共有する政策を考えて、進学、就職等で一旦美作市を離れていてもUターンしやすくすることについてということと、成人式を迎える年から40歳ぐらいまでの美作市内の小学校、中学校、高校の同窓会を行う場合の往復はがきとか、それ以外にも補助ができるかもしれませんが、いろいろ考えて補助してはどうかという質問でございます。昨年このことについては12月議会で美作市出身の若者について質問をいたしました。その内容を覚えていただいているかどうかはわかりませんが、私が13年前に娘の成人式に参加した話をしました。その成人式は、美作市合併初の第1回の式でございました。私自身は、長女の成人式であり、振り袖の着つけ、美容室、会場への送迎と、慌ただしい一日となりましたが、娘の晴れ姿に感激とこれからの友人と娘の全ての成人の幸せを願いました。それと同時に、この成人の何割が美作市に帰ってくるんだろうか、それとともに娘には将来美作市に帰ってほしいと願いました。若者は夢を持ち、進学、就職で美作市を後にします。夢いっぱいだった若者たちの39%は、10年くらいの間に思うような暮らしができないまま悶々と希望度が低い生活をしているとの調査も話しました。昨年の夏、関東に住む若者がフェイスブックで病気になったとの発信を目にしました。そこで、市の状況を伝えたりやりとりをした結果、彼はことし4月に美作市に帰ってまいりました。彼が帰ったことで実家の御家族は

安心され、大層喜んでおられました。6月には田植えをしている姿、秋にはコンバインに乗っている姿を彼がフェイスブックに上げているのを見つけました。その上、彼は8月に結婚式を関東で挙げました。奥さんは職場の状況を考慮して、来年には美作市民になる予定です。彼の言葉です。高校卒業時に夢をいだけ家を出たときは、希望がいっぱいであった。10年ほどして実家のある美作に帰りたい気持ちはあったが、情報がなくて帰ることに不安がいっぱいであった。家族からの情報は限られていて、家族以外の人も情報を提供してくれて後押しがあれば、美作市に帰ってくる若者はたくさんいるはず。自分のように美作市に帰る若者をふやしたいと話してくれました。彼のこれからの目標は、実家の近くに新居を建築、家族とともに幸せになること、美作市を元気にしたいと話してくれました。家族と幸せになる、これは究極の目標です。その上に、美作市を元気にとは本当に頼もしい言葉でございました。このことを踏まえて、昨年の質問でも提案しましたが、成人式を利用して若者とつながり、例えばフェイスブック、ツイッター、インスタグラム等で若者に美作市の情報を伝え、若者からの情報もキャッチすることで美作市に帰ってくる若者を一人でもふやす政策を実行すべきと考えます。

2つ目に、若者への政策として、20歳から40歳から45歳ぐらいまでの若者が同窓会を行う場合に使用する往復はがきの代金を補助したりとか、ほかにもあれば考えていただきたいんですが、同窓会を気軽に行い、そして男女の出会いの場もつくってほしい。20歳の若者に限らず、同窓会に出席した若者がつながり合うことで美作市の情報を発信して、定住する若者をふやし続けるこの政策についてどのように考えられますか。答弁を求めます。

**議長（鈴木 悦子君）**

池田企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

まず、若者と情報を共有する施策についてでございますが、進学、就職などにより、市内の若者の多くが都市部へ出ていくことから、美作出身の若者に対して美作市の情報を発信し、魅力を伝えることでUターンへの意識を持ってもらうことは非常に大切なことだと認識しております。市では、市役所の若手職員が市内在住の若者と一緒に協議を行いながら、若者を対象にツイッターを利用し、地元美作市の魅力やすばらしさが再認識でき、Uターンにつながるような情報発信を検討しております。この取り組みの始めとして、来年の成人式での情報発信を予定しております。今後は市役所からだけでなく、市内在住の若者から地域情報を発信することでUターンにつなげていきたいというふうに考えております。

続きまして、同窓会等への補助金でございますが、同窓会を行う場合は、同窓会は市内外からかつての旧友が集まり、思い出に花が咲き、昔を顧みることでふるさとのよさを再発見、再認識するよい機会であると思われまます。

そして、同窓会の場合、本市の定住促進施策などの情報発信及びアンケート調査による情報収集を行えば、定住人口の増加につながるものと考えております。

同窓会支援に関する補助につきましては、他市町村の導入の状況や若い世代への効果的な情報発信のあり方などを研究し、一定の補助要件のもとで補助することを検討したいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷 のり子君）**

2回目でございます。

市役所の若手職員が、市在住の若者と一緒に協議を行いながら、若者を対象にツイッターを利用し、地元美作市の魅力やすばらしさが再確認でき、Uターンにつながるよう情報を、来年の成人式で始めるということでございます。13年間思い続けたことが実現できるかと期待をいたしますが、一方通行でなく、若者からの情報もしっかり受け取り、フォローの体制をとって、本当に困っている若者たちを、美作市民、帰ってきてくれるような発信を考えていただきたいと思います。あと20年、30年しましたら、東京とかそういったところも3人に1人はお年寄りとなっていきますし、ひとり家族ですか、スラム化していくと、大都会もスラム化していくということを最近のニュースで聞いておりますが、空き家の多い美作でございますけれども、都会も一緒です。そのときにやっぱりふるさとが一番と思える美作市にしておきたい、頑張っていただきたいと思います。

そして、同窓会の支援についても、同窓会を開くことでその場で男女の出会いの場にもなることもございますし、結婚につながって人口の増ということにもつながってまいります。そして、美作市はいいなと思えるその場での情報発信を行って、帰ってくる若者をふやす。いろんな意味で大切だと思います。

岡山県の調査によれば、50歳まで一度も結婚したことがない人の割合を示す生涯未婚率は、2000年に男性が10%、女性が4.2%だったそうなのですが、2015年には男性は21.6%、女性が12.7%と急増しております。出産は1970年には20代での出産が80%以上でしたが、2016年の調査では30歳以上の出産が60%となっております。晩婚、晩産傾向ではありますが、女性の体の負担を考慮すれば高年齢での出産も避けることも大切でございますし、出会いの機会をふやし、20代での結婚を理想と思います。Uターン、出会いの場としての同窓会は大切と考えます。

そして、補助要件は、市内の小学校、中学校、高等学校、専門学校等の卒業生の参加による同窓会であることとか、開催地は地元で行うこととか、参加者の年齢を20歳から45歳ぐらいにするとか、参加者の2割が市外からの在住者であることとか、いろいろな要件を満たすことを研究していただきたいと思います。案内状の郵送料、それから通信運搬費、記念品代とかいろいろな補助があると思うんですが、奈義町であったり、美咲町は既にされているようですので、研究していただいています。検討するということでしたので、もう続けての質問はいたしません、ぜひいい補助となりますよう頑張ってください。

これで2項目めを終わらせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

それじゃあ、3項目めに続けて入ってください。

**9番（金谷 のり子君）**

はい、続けて入らせていただきます。

3項目めは、美作市の財政についてでございます。

昨日、3番議員が突っ込んだ質問をなさいましたので、とても私も勉強になりました。ですので、それを踏まえての質問とさせていただきます。

市町村合併により、合併前より美作市の経費削減はどのようなところに幾らできたのか。普通交付税の段階的縮減が始まり、合併算定がえによる増加額の段階的縮減を30年度、普通交付税が0.32、31年度は0.12、32年から一本算定となるが、今後財政の計画はどのようなになっているのかお尋ねします。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

失礼いたします。



金谷議員の財政についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、合併前との比較ということでございますけども、地方財政状況調査、いわゆる決算統計において性質別経費の取り扱いが平成17年度から18年度にかけて大きく変わっております。このことから、平成18年度と28年度の決算数値の比較を御説明申し上げたいというふうに思います。

まず、大きく減りましたのは、公債費と人件費でございます。公債費につきましては46億円から32億円に14億円減っておりますが、このうち5億2,000万円は交付税の算入がございますので、実質は8億8,000万円の減額ということでございます。これは、大規模事業を控えまして、地方債の発行額の抑制を継続的に行ったという成果ではないかというふうに思っております。

次に、人件費でございますけども、44億円から35億円に9億円減っております。こちらについては、節減というよりも組織の見直し、業務の合理化などを図ることにより、職員数を656人から532人に124人減らしたことにより実現できたものということでございます。最近の取り組みについてでございますけども、平成29年度から武蔵の里、愛の村の観光施設を指定管理制度で民間の方をお願いしたこと、そして平成28年度決算の特別会計への繰出金合計1億円が平成29年度には6,000万円の指定管理料となり、4,000万円ほど削減ができていたというものでございます。

また、平成28年度に庁舎関係の電力供給会社の見直しということも昨日も御説明いたしましたが、行っておりまして、前年度比較で800万円の電気代が節約できているという状況でございます。

次に、交付税の一本算定による今後の財政計画はという御質問でございますが、財政の総点検でお示しをしておりますとおり、今後5年間の財政推計において赤字になることはないという見通しでございます。つまり、これまでの各種の努力によって削減の影響が全て回避できるということでございます。しかしながら、地方が生き残るために望まれる各種のサービスの提供や施設整備のニーズは非常に高いものがございまして。このため、今後は歳出の厳選はもちろんでございますけども、都市公園の拡大等による収入増の取り組み、また人口増の取り組みを行うことにより税收確保ということも重要であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

金谷議員。

#### 9番（金谷 のり子君）

2回目の質問をさせていただきます。

合併後の10年と萩原市長になってからの3年間、さまざまな努力によって、今後5年間の財政推計においては赤字にならない見通しであるとのこと。特に、28年度決算の数字で特に改善されていると思われるところが将来負担比率で、27年度は美作市が60.5%で、県平均が43.2%でありましたが、28年度は38.6%に改善しておりました。この質問をしようと思ひまして、一生懸命わからない数字を見させていただいて、わかるようになろうと私自身も努力してみました。昨日の3番議員の質問によって詳しく説明されたので、よりある程度の納得をさせていただいたんですが、その内容をテレビを見ておられる方はまだなかなかわかりづらいというところもありますので、私なりにある1軒の家に例えて言ってみますので、もし違うところがあれば訂正していただければいいんですが、例えば家の年収が2,000万円、年間の、これはゼロを取っただけのことでございます。2,000万円というのはなかなかございませぬけども、200万円にしては少ないのでそうしてるだけなんですけども、2,000万円、年間の歳出が1,900万円という家庭があるといたします。預金が1,600万円ございます。ただし、ローンの残高が2,600万円あるということです。ただ、そのうちのローンの2,000万円分は両親が負担してくれる約束をしていると。なので、残りの600万円をその人たちは20年間の分

割で払っていくということであるのかなと理解しました。すると、1年に30万円の返済をするということになります。その返済も1,900万円の歳出の中に入っているということになります。それも入っているので1年間に100万円の貯金ができる状態である。今後年収が少なくなっていくかもしれない。年収が少なくなるだろうが、5年間は安心できる。心配要素は、貯金があるので両親から何らかの変更を迫られる。1,600万円貯金があるんだから2,000万円分の負担をちょっと少なくしてくれないかという両親からの要望があるかもしれないという理解でよろしいのでしょうか、ちょっと違う。しかしながら、1年で改善があるということは1年で悪化の可能性もあるということなので、気を緩められないということは続いていくと思います。組織の見直しとか業務の事務事業の合理化との答弁でしたが、具体的にどのようなことを今後進めていかれるのかということ。

それから2番目に、日本中の自治体で1円の節約が億単位の節約につながるという思いから取り組んでおられると思います。日々の家計を預かっている私なども、1円でも何らか安く買い物ができないかと、そういう思いでスーパーに行っておりますが、1つ気がついたのが、美作市の封筒でございます。いろんな種類の封筒がありました。こういういろいろな封筒があります。これを1円でも削減するために私が思いましたのは、まずこの封筒は78円するそうです、1枚が。これが市議になってすぐに書類がいろいろ入って参りましたが、利活用できないのか、戻してもう一回使えばいいんじゃないかな、78円ですよという思いがいたしました。

それから、このブルーの封筒が1枚3.8円です。この茶封筒は1.8円、2円ぐらい違うんです。それで、やっぱり封筒は透けてはいけないと思うんです。中に入っている情報が見えてはいけませんので、透けないものっていうのが一番大切と思うんですが、この茶封筒っていうのはすぐれものだと思うんです。透けないんです、安くても。ブルーのほうがいいですよ、もらったときに気持ちがいいと思われるかもしれないんですが、私は別に茶封筒が来ても構いませんので、何らか封筒についても1円でも削減できるようなことを考えていただけたらなと思って、提案でございます。

それから、美作市のいろいろな、ここに印刷がしてあるんですが、美作市のマークでその部とか、教育委員会であるとか、市民部であるとか、いろいろなことになってると思うんですが、茶封筒に印刷して、みまちゃんとかむさつちのキャラを印刷していただければお安い封筒でもほっとするような封筒に変わるんじゃないかなと思ったりいたしましたので、これは私一人の見解ですので、皆さんがどう思われるか、1円でも削減するにはこういった方向からでも考えていただきたいかなと思ひまして質問いたしました。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

前半の家計に置き直した場合の問題と封筒の問題の2つあるんですけども、前半については議員おっしゃった理解で私は妥当だと思っております。自分とこの家計、これに両親というか、国です、この場合、国が絡んで。借金はあるけども、その大部分は国である両親が払ってくれてると、こういうことなんです。若干修正をしますと、今両親の間で、どっちがお母さん、お父さんという、財布を握ってるのがお母さんとすると、財務省がお母さんで、お父さんが、かわいい娘の家計について一生懸命守ろうとしてるんだけど、お母さんが娘のところの貯金は多過ぎるといってお父さんに言ってるというのが今きょうの現在の状況であるというところをつけ加えれば、大体そのとおりだと思うんです。ただ、我々としては、今後自分の家の中でも、今度は2番目の質問になりますけれども、節減できる経費は節減をしていきたいと思っております。あるいは、取れる収入はとっていくと。例えば、庭に電柱を立てさせてくれるというので、いいよと言った

ら年間に1,700円ぐらい入ってくるんですが、そんなことも含めて、求めるものはきちっと頂戴をしていく。

それから、預金の利子も、いろんな銀行で若干違うんで、いいところに定期を預けるといったこともしていく。こんなことですが、封筒については、実は余り強い意識を持って今まで削減に取り組んでいなかったわけでありまして。ただ、これから、先ほど言った電力の削減とか大きいところははずっと出てきますと、今度は細かいところにも目を配りながらやっていく必要があると思うんです。茶封筒なんかで言いますと、1円は、ただ東京都で使ってる茶封筒は絶対1円しません。その半分ぐらい、大量発注をしてやっているとあります。一方で、うちは小さいもんですからあれなんですけど、地元の業者の方々との関係ってということもまた考えないかんので、細かいところを削減って難しく、私たちが今度は親の立場になるんです。市内にいろんな事業展開されておられる方々、そりゃあ東京であれば大量注文があって安くできるんだけど、僕の家業はそんなようけえな人に相手ができないと。しかし、市内の方々のために細かい印刷所を守ってるんだっていうおいっ子がいると、こう思ってください。その辺のこともいろいろ考えながら、市全体としてのあれだと。ただ、封筒を調達してるのがもともと市外であれば、これはばさっとただ、アスクルか何か火事起こしましたけど、ドーンと頼むともっともっと安くなります。しかしそれが、封筒が、おいっ子が一生懸命印刷してつくっていると、こうなりますと、これはどうしようかなと、こういうこともありますんで、その辺も精査をしながらできるだけ市内にお金が循環をすることは保ちながら削減をしていきたいと、こんなふうに思っておりますので、またあのようなお気づきの点がございましたらお知らせをいただきますようお願いをして、答弁いたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷議員。

**9番（金谷 のり子君）**

このことにつきましても、今の答弁いただいたわけなんですけど、市外でなくても茶封筒は扱っていると思えますので、種類を変えるという意味で受け取っていただけたらと思います。

そして、ぜひ女性職員の方がこういうことに特に気がついていながらなかなか発言できていなかったり、遠慮があったり、そういうようなこともありますので、取り組まれるときにぜひ半分は女性がこういうことに取り組むというようなことにしていただければいいんじゃないかなと思います。文具メーカーさんなどでも女性のアイデアを取り入れると随分爆発的に売れたとか、いろんな面で、男性の持ち味、女性の持ち味、そういうのをうまく使っていただいて、市の職員さんが生き生きと自分の思いがどんと発揮できれば、より仕事を楽しめますし、そういう方向で今後の取り組みをお願いしたいと思ひまして、ここでもう総括とさせていただきます。ありがとうございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番11番、議席番号9番金谷のり子議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

続きまして、通告順番12番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）〔質問席〕**

それでは、ただいまより12月議会における私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私は、当市の行っている健康診断についてという項目で1つ、それから2つ目に、受診現場におけるトラブルについて、それから3番目にピロリ菌検査についてと、これはいわゆる3つとも健診に関することなんですが、それとあと行政懇談会の中で指摘されておる事項について、河川のしゅんせつについてどう取り組まれますかということと、それから美作インターバス停の駐車場について、縦貫バスの利用者の駐車スペースを確保してほしいと、こういう要望を聞いていますんで、これらについて質問をさせていただきます。

まず最初に、当市が行っている健康診断についてであります。これは一応1、2、3と3つに分けておりますが、内容が全て関連してますんで、質問は一括して行いたいと思います。1、2、3、一応分けておりますけど、通してやらせていただきます。いいですか。

乳がんは年々ふえており、国立がん研究センターの推計によると、去年は約9万人の女性が新たに健診され、約1万4,000人が死亡したとされています。多く見つかるのは40代後半から60代にかけて。30代からふえ始めるが、若年層の患者は少なく、2012年のデータでは、新規患者に占める30代以下の割合は5.8%となっています。乳がんの5年生存率は転移なしの早期に見つかれば99%であるが、進行に伴い徐々に低下し、他の臓器に転移した場合だと生存率は30%台になるとの報告もあります。数の少ない30代以下の乳がんがありますが、遺伝的にリスクの高い人は若年で発症する場合もあるとされています。市のデータでは、乳がんの検診受診者が28年度では40歳以上で受診率が41%となっているので若年層の受診状況はわからないんですが、若年層の対象者について把握はされていますでしょうか。受診費用について、それぞれの健診について年齢別の料金を設定されていますが、このことが他の部門の受診に対して受診抑制につながっているとは思われませんか。市民のがんを発症した方、またはそのことで亡くなられた方などのデータは管理されておられるでしょうか。その中で、健診を受けられている方、または健診を受けられずに発見がおくれたために手おくれになったなど、市民にこれらの情報をしっかり知らせ、受診率を上げていく努力も必要と思われま。私の知人の中にも、乳がんではありませんが、健診を受けてこなかった方が発症されてつらい目に遭われている方があります。がんの発症を少なくすることは医療にかかわる経費を抑える、ひいては国保財政の健全化に大きく寄与する課題であると思われま。若年層の中には、自分はまだがん発症年齢に達していないとの判断から受診を見送るケースもあるかと思われま。若くして罹患し、重篤な状況になれば悲惨な状況を生み出します。一たびがんを発症すると高額な治療費もかかり、家族にも大変な負担を強いることにもなります。あわせて、社会的にも大きな負担が生じます。がん発症の予防対策はとり過ぎて無駄になることはないと考えま。どのように思われまか。

受診対象者でありながら受診されない方への取り組み、職場やかかりつけ医院等で受けられた方にはその証明書などの提出をするように求められています。仕事の都合で職場でも受けられない、休んで市の健診を受けることも難しい、このような方の取り組みについてお尋ねいたしました。

以上、1回目とします。

**議長（鈴木 悦子君）**

最後の受診率の向上というのはいいんですか。これを。

**6番（倉地 重夫君）**

あともう一個、申しわけありません。

議長（鈴木 悦子君）

まだ、はい。

6番（倉地 重夫君）

次に、市の健康診断の受診率は、胸部、肺がんについては60%前後と比較的高いと思われませんが、県平均と比較してどのように理解しておられますか。

また、胸部検診の受診率に比べ、胃、大腸部を含め、他の受診率に10%以上の開きがあるのはどのように理解をされておられるでしょうか。これらの健診でどのような成果が上がったと理解しておられますか。健診結果を受診者に伝え、精密検査を受診するように通知を出されていますが、その追跡結果をフォローされておられるでしょうか。これらの受診率を上げていくのにどのような取り組みをされるのかお尋ねいたします。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

健康診断についての問い合わせでございます。健康診断受診率について、胸部の受診率と他の部位の受診率、特に乳がん、子宮がんについてということであったかと思えます。当市で行っております健康診断についてですが、まず乳がんの検診の若年者の受診率についてですが、現在40歳以上を対象にした健診を実施しておりますので、40歳未満についての受診率は把握しておりません。

なお、40歳以上を年代別に見てみますと、40歳から50歳代は46%、60歳以上は40%であり、若い年代が低いという状況ではありません。ただ、20歳から対象の子宮がん検診の受診率を見ますと、20歳から30歳代は17%と低い状況にありますので、若い年代の方へのさらなる受診勧奨は必要であるというふうに考えております。

次に、年齢別の料金を設定していることで受診抑制につながっていないかとの御質問でございますが、現在無料にしておりますのは、肺がんは65歳以上、その他は70歳以上の方で、それ未満の方は検査にかかる費用の2割から3割程度を御負担いただいております。なお、前立腺がんの検診は年齢に関係なく個人負担をいただいております。負担額は検査によって200円から1,300円の幅がございます。確かに費用がかかるので受けないと言われる方もあるかと思えますが、前立腺がん検査では全員個人負担をしていただいているにもかかわらず、受診者数及び受診率は増加している状況であります。この状況から、受診動機は費用のこともありますが、御自身にとって必要な検査と認識されるかどうかということも重要なポイントになるのではないかと考えております。

がんで亡くなられた方の健診、受診の有無について調査しているかということですが、個人情報との関係で個人を特定できないため、調査はできておりません。罹患数、死亡数などを用いて、市民の皆様に受診の必要性を伝えていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の胸部の検診率は高いと認識しているが、他の部位との受診率の差はどのように理解しているかということですが、市の受診率は60%前後で、県の平均30%前後に比べ高い受診率となっております。

他の部位との受診率の差についてですが、胸部の検診につきましては他の検診とは歴史的背景が異なることが受診率の差に影響していると考えております。胸部検診は、戦後感染症が蔓延する中、昭和26年に改定

されました結核予防法に基づき、結核の蔓延防止を目的に、国、県から強い指導のもとで実施されてきた経緯がございます。他のがん検診を市町村で実施するようになったのは昭和57年ごろからで、胸部検診は結核と肺がんの両疾患に対する健診の位置づけで実施しております。このように、胸部検診と他の検診は歴史的な背景が大きく違い、胸のレントゲンは受けなければならないという市民の皆様の意識が現在も強くあり、高い受診率を継続できているものと思っております。

また、他の検診に比べ、準備が不用で簡易であることも受診率が高い要因であるかとも考えております。

そして、最後3つ目ですが、検診の成果と今後の受診率の向上にどう取り組むかということでございますが、受診率の向上対策につきましては、早期発見で命が助かるがんが多くなっており、がん発症率が高くなる年齢、子宮がんでは20歳以上、ほかでは40歳以上になりましたら自覚症状がなくても定期的に検診を受診していただくことが大変重要であると考えております。未受診者や受診を受けてない方の対策につきましては、愛育委員さんが日ごろから市民の皆様に細やかに受診の声かけをしていただいております、市としても健康教室等の機会を捉えて受診啓発を行っております。

また、長期の未受診者へは個別通知を行いまして、受診の啓発に努めているところでございます。精密検査が必要になった方へは、個別に訪問や通知でお知らせをしております。その後の受診状況は、岡山県がん精密検診結果収集管理事業によりまして把握をし、未受診者には精密検査を必ず受けていただくように再度通知を行っているところでございます。さらに、今後は若い方や平日では受けにくい方のために、医療機関での個別の健診方式や日曜日健診の実施の可否について検討を始めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

2回目です。

はい。

#### 6番（倉地 重夫君）

答弁では、受診者の自覚が受診率に大きくかかわっている、前立腺がんの検診においては受診料を徴収しても受診率が高いとの答弁のあるように、御自身にとって必要な検査と認識されるかどうかにより多くの市民の皆さんに健診を受けていただくこと、早期発見が本人の健康を守る上でいかに大切であるかとのことを市民に知らせることが予防医学の見地から大切かということであると言えます。ことしは、6月でしたか、有名人の乳がん子どもさんを残して亡くなられた悲惨な報道があり、若いお母さん方が女性のがんに対する認識を強く持たれた一つの機会であると思います。このようなことを積極的に捉え、健診の大切さを訴えていくことも必要かと思えます。

胸部検診に対する受診率の差についてであります。私たちの年代では幼少期よりツベルクリン反応やBCG接種などを通じてその意識づけが確立しているとも言えます。健診を受けるために時間を割いて、健診会場まで足を運んでいるのでありますから、これらの人たちに他の部門も受診していただくように取り組むことも必要であると思われま。

また、職場で健診を受けるとされている人たちについてであります。多くの女性たちが不規則な条件下で働いておられます。このような職場での健康診断の実施状況、受診状況も把握しておられますでしょうか。

答弁にもあるように、若い方や平日では受けにくい方の医療機関での個別健診方式や、あ、これは2回目だった、ごめんなさい。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。あと少し残っとんですけど。いいですか。

6番（倉地 重夫君）

済いません、もう一回続けます。

答弁にもありましたように、若い方や平日では受けにくい方の医療機関での個別健診方式や日曜日の健診の実施の可否についても検討を始めているとされています。ぜひとも取り組みを期待いたします。ということで、はい、済いません。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えをします。

健診、受診の必要性につきましては、早期発見が健康、そして命を守る上で非常に大切であることを今後もさらに市民の皆様にお伝えしていく努力をしていきたいというふうに考えます。具体的には、毎年2月に行っております健診受診希望調査がございます。早速この機会を利用して、がんの罹患状況等、市の現状が皆様に伝わる資料を作成し、お届けしたいと考えております。それと同時に、各戸にお声かけをしていただいている愛育委員さんを初め、各組織、団体での啓発を積極的に行い、地域全体で受診意識が向上していくよう地域づくりに努めてまいりたいと考えます。

職場で健診を受けるとされている方についての御質問ですが、職域でのがん検診につきましては法での定めはなく、各職場において任意で実施されている状況であり、実施状況の調査は行っておりません。また、実際に受けられたかどうかまでは調査していない状況であります。職場でがん検診が実施されていない方は市が行います健診を受けていただくことをお勧めしているところでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員、3回目。

6番（倉地 重夫君）

結局、職場での健診については市が関与する立場にないっていうか、実施されてる事業所にお任せということに基本的になると思うんですけども、結局こういうことで受診漏れっていうんですか、そういう方も発生して、結局早期発見に至らないというようなケースもあるのではないかとというようなことを危惧します。そういった方が、健診が何とか漏れずに、市の健診や医療機関での健診が受けられるような制度、これもぜひとも検討していただきたいと思います。

それで、乳がん検診についてであります。岡山市や倉敷市では医療機関との協力で有効期間を限定した健診無料クーポン券を配布したり、ワンコイン健診、いわゆる500円で健診ができたりというふうな取り組みもされているというふうな情報もあります。当然予算が必要と思いますが、市民の健康という非常に大切なことにかかわることなので、これらのことについてももしっかり検討して取り組んでいただきたいと思います。これは総括として。

議長（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに入ってください。

6番（倉地 重夫君）

2項目め、これは受診現場における愛育委員さんがお手伝いをされている立場でいろいろトラブルを経験

された。こういった方の手紙というものを私は受け取りまして、その手紙を担当部長のほうにお届けして、またその担当部長のほうからお手紙の返信をいただいて、それをまたもう一度愛育委員さんのほうにお返しして、その中で若干愛育委員さんのほうもこれではねってというふうなことをおっしゃられたので、あえてここで広く多くの人に知っていただくために取り上げさせていただきます。受診現場の中で、気温が低いときに、胸部検診に対する、狭い検診車の中で金具のついてる下着を外すようにと言われて、寒い寒いと言って中で震えておられる方がおられたりであるとか、またバリウムを飲んで前を汚されて困っておられる方がおられた、あるいは問診票であるとか、尿の検体か、便の検体か、それをとり間違えて出されたとか、そういうことについて非常に受診者が困っておられる方を愛育委員さんが見つけてお手伝いをしたというふうなことをお聞きしています。当日する、事前に記入を求める問診票、また検体など、順番待ちで並んでいる間にかなりの時間がある状態ですから、お世話をされている愛育委員さん任せにするんじゃなく、しっかり対応していただきたいとの要望でありました。受診者の平均年齢は毎年1歳ずつ上がっているのが現状だと思います。1年前は問題なく対応できていたことが、1年たてば例年どおりにはいなくなるかもしれないとの立場での対応が求められると思います。今の状態がよくできていると判断するのではなく、よりよい方向へ求め続けていかなければと思われまますので、今の状態をよりよい方向にするためにも検討をお尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

お手伝いをさせていただきました愛育委員の方からの要望ということの御質問ですが、健診の受診者が高齢になられていることに対する配慮につきまして、健診受診者の平均年齢も年々上昇していることは議員御指摘のとおりでございます。受診前に問診票の記入を済ませていただくことなど、諸注意は御案内に入れているところですが、当日は保健師、看護師を配置して確認するなどの対応を行っております。その他、スタッフにもゆっくり丁寧な対応をするように平素より注意を促しているところでございます。毎年愛育委員さんには受診希望調査、問診票配布、受診への声かけ、健診当日のお手伝いと健診事業について多大な御協力をいただいているところであり、今後も愛育委員さんからの御意見をいただきながら、改善すべきところは改善し、市民の皆様が健診を受けやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員、2回目です。

**6番（倉地 重夫君）**

受診をされる市民の方も高齢になるし、またお世話される愛育委員の方も高齢になって、地域によってはなかなかこの任務を引き受けられる愛育委員さんの選出にさえ実際苦慮していると。なかなか愛育委員さんのなり手が無いというふうなことも地域で問題になっております。愛育委員さんの協力がなければこれらの健診も継続していけないわけでありますが、先ほど言いましたことに重なるかもわかりませんが、ただ愛育委員さんに任せるだけでなしに、やっぱり市の職員の保健福祉部とか健康づくり推進課のこの若い方ですか、こういった方もしっかり現場に出られて、しっかり指導や介護をしていただきたいと、このように思いまして、これを総括と一緒にさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、3項目めに入ってください。



**6番（倉地 重夫君）**

ピロリ菌の検診を中学生に導入することを検討を願いたいということでお願いしております。ピロリ菌は5歳ごろまでに感染し、胃、十二指腸潰瘍やポリープ、胃がんなどの原因になるとされています。除菌治療をしなければ一生胃の中に感染しています。感染早期、できるだけ若いうちに除菌するほど胃がんなどのピロリ菌による病気を予防することができ、また若い人のピロリ菌感染は家族内、特に母親からの感染がほとんどであるため、若い世代で除菌することは次世代への予防効果が期待できるとされています。そのため、中学生、高校生を対象としたピロリ菌検査や陽性者に対する除菌治療が市町村や都道府県単位で行われるところがふえております。当市でもぜひ実施されることを求めます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

失礼します。

ピロリ菌検診を中学生に導入することについての御質問です。ピロリ菌は、胃や十二指腸潰瘍には胃がん発症の原因菌であることが報告されているということでございます。5歳くらいまでに感染することが多いとされておりますが、上下水道と衛生環境の整備により、日本では乳幼児の感染率は低く、年齢が高くなるに従って感染率が高い状況です。50歳代で40%強、20歳では10%弱という状況でございます。

御質問のピロリ菌検診につきましては、国立がん研究センター発出の有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインというのがあるんですが、死亡率減少効果の有無を判断する根拠が不十分なため、市町村の公的な対策型検診として実施することは進められないということとされています。しかしながら、中学生、高校生のうちに除菌することで次世代のがん発症リスクを下げられる可能性はあると考えますので、今後の研究、検証の動向に注視をしてみたいと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

2回目、当市では今後の研究、検証の動向を注意していきたいとされていますが、私の調べた資料によると、国立医療研究センター理事の上村直実さんという方の報告を読みましたんですが、3,000人の胃がん患者さんへのピロリ菌検査では陰性の方は1%もいなかった。ヘリコ、いわゆるピロリ菌による胃がんのもとをつくる関係ですが、ピロリ菌と関係ない胃がんは0.5%くらいではないかという報告はされておりました。県内でも近隣の自治体でも5年前から取り組んでおり、毎年その実績を報告されている自治体がすぐ近くにあります。きのう市長のほうから、近隣の市町村、奈義とかあるいは勝央町などを例に挙げてやってることで、美作市で負けないようにしたいというふうな発言がありましたけど、このピロリ菌検査が果たして美作市の魅力になるかどうかは別としまして、こういう市民の健康を美作市は真剣に考えているんだという発信につながればと思いますので、ぜひともこのことを前向きに検討していただきたいということをお願いして、この項目を終わらせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、4項目めをお願いします。

**6番（倉地 重夫君）**

私も行政懇談会に何か所か出させてもらったんですが、河川に堆積した土砂を取り除いてほしいという要

望がかなりたくさん出ております。本来、県の河川で県の事業であり要望はしているが、収集した土砂の持って行き場所の確保が前提のような話で、市民の要望に応える形になってないと言えるのではないかと思います。今後どのように取り組まれますか。地方自治法第2条において、住民、滞在者の安全と健康を守るとされています。美作市に住んでよかった、安心して生活できるとの立場からも洪水発生を事前に予防し、市民の暮らしの安全のためにもこれらの事業をしっかり事業計画を立てて取り組んでほしいこの思いから、場所の確保を地域の状況任せで解決方法を先延ばしにすることは許されないと思いますが、どのように取り組まれますか。お尋ねいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

真野建設部長。

**建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕**

倉地議員の行政懇談会の中での指摘事項ということで、河川のしゅんせつについて答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げられましたとおり、行政懇談会の中では、特に建設部事項に関して、市道の維持管理とか河川のしゅんせつについてたくさん要望が出ております。昨日も答弁いたしましたけれど、ものをつくるから守る、維持するという方向へ大きく移行していると思いますのでしっかりやっていきたいというふうに思っております。行政懇談会を初め、これまでも河川のしゅんせつ要望は多く出されており、水害などに対する市民の防災への関心の高さは市といたしましても十分認識をしており、岡山県に皆さんの強い思いを伝えております。一方で、県では優先度により順次計画的な実施が図られておりますが、議員御指摘のとおり残土の処分先の問題などもあり、全てにお答えができていないということも確かでございます。このような状況の中、処分先の確保は喫緊の課題として、市では候補地の選定や関係地区への働きかけなど早期解決に向けて取り組んでおまして、関係地区からも一定の理解が得られつつあるというところでございます。

また、県においても独自でさまざまな可能性を探りながら検討が重ねておられるという状況でもあります。引き続き、市民の皆さんの不安が少しでも早く取り除かれるよう、県と市が協力しながら鋭意努力をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

県の事業であるということですか。市単独で具体的にいつまでとの回答ができないことは承知しておりますが、行政懇談会で昨年と同じ地域で要望が出ています。中には対岸の山から、川が深いときには越えてこなかった鹿やイノシシが、中州、堆積土砂の上を越えて歩いて近くの農地に入ってきて被害を及ぼすというふうなことも言われております。これはもう早急の市民の皆さんの願いであります。近年の異常気象で集中豪雨はいつ発生してもおかしくないという状況であると思います。ことしも10月末、2週続けて台風が接近し、幸いにも豪雨に対する大きな災害は発生しませんが、一たび水害になれば市民の暮らしの安全に大変な被害を及ぼすことになります。行きあたりばったりではなく、継続的に搬入できる場所を確保して、計画的に取り組むことが求められると思います。

次のことは検討されていることかと思いますが、市民の皆さんから採石場などはしっかり置く場所があるのではないかとこのように私に相談された方もあります。一回きりの処分量で探すのではなく、継続的に処分できる場所の確保が必要かと思いますが、このようなことに取り組んでいきたいと思っておりますので、しっかり要望していきたいと思っております。答えがあればお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼をいたします。

先ほど倉地議員の御質問の中で採石場のお話でしたが、その点につきましては県のほうでかなり確度の高いところで話が進んでいるというようにお聞きをしております。ただ、民間の残土捨て場ということでもあります。公共の残土捨て場ということも大切だと思っておりますので、今後その辺についても市としては取り組んでいきたいと思っております。

それから、河川の、災害を起こすことで通水断面、水が流れる断面積を阻害しているのは土砂がたまっているというのも一つありますが、もう一つは立木がたくさん生えているというのもございます。立木につきましては県と今協議を進めておまして、効率的な除去ができないかと、つまり切る、運ぶ、処分すると、こう3つに大きく分かれるわけですけど、役割分担などをしっかり詰めて、効率的な除去について検討していきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、市民の皆さんの不安解消のため、特に県河川ではありますけれど、しっかりと県と協力をし合って進めていきたいというふうに思っております。

〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

3回目、総括ですね。

建設部長からしっかり前向きに取り組むという返事をいただきましたが、ことは急を要するというんですか、先ほど言いましたようにいつ豪雨災害や集中豪雨などで被害が出るかもわからない。一たび被害が出ればその解決策に莫大なお金がかかるわけですから、民間のところでも金銭的に交渉して、確保できるのはそういう取り組みも必要でないかと思っております。ぜひともしっかりと早く解決していただくようよろしくお願いいたします。

続いて、最後の項目ですが、縦貫バスの、美作インターのところにバス停があるんですが、このバス停を利用して縦貫バスを利用しようとした人たちが、今まで隣にあったショッピングセンターの厚意で車が置かれるスペースがあったということだったんですか。この車の駐車スペースが今大きな看板を上げて駐車できなくなっております。今まで便利に利用されていた方にしてみれば、これは非常に困った状況が起こっているわけです。このことについて、私も隣ということで作東のバス停の近くに駐車場があるということで実際に行ってみたんですが、非常にいい状況でこれが確保され、便利に利用されております。このことなども踏まえて市のほうにどのように取り組んでいただけるかということについて質問させていただきます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

縦貫バスの利用者の駐車スペースの確保ということでございますが、美作インターバス停に隣接して、美作市土地開発公社が、もうもう工場の跡地でございますが、先行取得をしております。この跡地は道の駅として整備するため、9月議会におきまして債務負担行為の予算の議決をいただいております。既存建物撤去の設計監理業務の委託業務の発注を年内に予定しております。市民からの要望のある駐車場としての利用に

ついて、早期に活用できるように取り組んでまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

この件、2回目、作東のバス停のことについて最初ちょっと触れましたが、これは実際に見てどういう状況か知っておられる方もあるかと思いますが、これはきのうも出ましたが、合併前の江見町長が地域の皆さんの要望で実現したとのことで、車が25台、あるいは駐輪場、トイレは男子、女子別のトイレで確保されて、また待合室もあるという非常に豪華なものです。このバスを利用して通学に、あるいは買い物にと、近隣の皆さんが非常に有効に活用されております。高本地区の3つの町内会の老人クラブの皆さんがしっかり清掃とか管理をされているので非常にきれいな、もうトイレなんか非常にぴかぴかの状態であります。もうもう工場の利活用に絡めての答弁でありますけれども、このインター付近の駐車スペースというのは、例えばひとえに美作市民だけの利便性ではなしに、西日本高速道路や縦貫バスを運行しているバス会社のほうにも当然恩恵があるということではないかと思います。そういった恩恵のあるところにもしっかり呼びかけて、美作市だけの取り組みにするんじゃなしに、多くの皆さんが利用する施設になると思いますので、しっかり内容の充実したものに、ただもうもう工場の跡をちょっと手直ししてというふうな形ではなしに、多くの市民の皆さんの中国縦貫の入り口であるという位置づけをしっかり認識してこのようなことに取り組んでいただきたいと思います。

以上、答弁があればお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

ただいま御指摘いただいたように、駐車場として活用できるように、トイレ、それから休憩所とか必要になってくると思います。そういった、作東のバス停のところはかなりきれいに利用されておるということでしたので、そういった利用ができるように意見をお聞きしながら取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干補足をしますと、類似の議会で申し上げたつもりですが、トイレと、そして休憩所というか案内所と待合スペースというものがあれば、これは最低限の道の駅になるんです。というか、駐車場としては最高なんですけれども、道の駅としては最低限のものになるんですが、それで作東の場合が道の駅にならないのは、国・県道に隣接をしてないんです。そういうことなんですけれども、もうもう工場の跡地の場合には道の駅ということにすることによって今作東で機能している全てのことが賄われ、加えて若干の商業施設の誘致ができれば若者の方々にも喜ばれると、このような構想になっております。さらに、駐車場整備について、国・県道の管理者からの若干の助成というものもあり得るということになってる。ぜひ御理解を賜っておきたいと思います。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

3回目の総括にさせていただきます。

インターチェンジ付近の駐車場っていうのは、バス利用者だけじゃなしに、いわゆる高速道路を利用して乗り合わせて遠くのほうに行こうといったときにちょっと車を置いていくっていうふうな形でインターチェンジ付近に駐車場を確保されている、用地がとりやすいかどうか、最初からインターチェンジを設計された時点でそういうものが最初から確保されているとかいろんなことが要素としてはあると思うんですが、そういう要素もしっかりあると思いますんで、市長の答弁にありましたように美作市だけの問題でなく、関係する諸団体にしっかり協力を仰ぎながらこのことは進めていただきたいと思います。

以上です。以上で終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

御苦労さまでした。

以上をもちまして通告順番12番、議席番号6番倉地重夫議員の一般質問を終了いたします。

これより1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り、会議を開きます。

12番萬代議員が葬儀のため退席をされました。

続きまして、通告順番13番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）〔質問席〕**

10番岡本です。一般質問をいたします。

きょうは4日目ということで、執行部の皆さんもお疲れのことと思いますが、しっかり聞いていただいて、的確な答弁をお願いいたします。

まず1番目は、こぶしの里についてでございます。

私は表題として、質問の要旨として、予算、条例を議会にかけ、審議し通過させ、着工までしているのに中止する責任とはということで題を上げております。私は、こぶしの里の中止というんですか、やめるということについて非常に疑問に思っております。何が一番疑問かという、俗に言う古屋の造作という言葉をよく言いますが、古屋の造作をする場合に何に気をつけなければいけないかということは、皆さんもよく御存じだったんじゃないかという思いがしております。湯郷なんかではビルなんかがあって、買って入る人はほとんどいないんです。それはなぜかといえば、やっぱり再開するには水道だとか電気だとかそういった設備に莫大なお金がかかるということも大きなネックになってるんじゃないかと思うんです。古いものを直すときは一番にやっぱり水回りの点検をする。2番目は電気、3番目は屋根の漏れとか、周辺の外構とか、躯体もちろん、躯体の場合はこぶしの里はしっかりした躯体であったと思いますのでそんなに心配されてなかったかもわかりませんが、耐震問題はあったかもわかりません。そういったことで、古屋の造作をするときは一番に水回り、電気関係、これを点検してかかるというのが、私は世間一般の一番の常識だと私は思っております。そういったことがなされずにこれが進められていったというのがどうしても私は理解できません。ですから、1億2,000万円もたくさんかかるというお話が出たときに、何で、何でこんなことになるのという思いが一番しました。どうしても今でも理解できないんです。ですから、私はもっとほかにやめる理

由があるんじゃないかなと、そういったうがった見方をするというんですか、そういう考えも起きてきます。ですから、私はここで執行部の皆さんにきっちり答えていただきたいんです。本当なのか、このことは。その思いでどうしても私は疑問が解けません。その思いに対して市長はどのように答えられるのか、ぜひ聞かせていただきたい。本当にほかの理由があるんじゃないか、もし理由があるんならそれは包み隠さず教えていただきたい。その思いでございますので、これをまず1点目の質問といたします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

端的に申しますと、ほかの理由はありません。ほかの理由があればいいのになと思う岡本さんの気持ちはわからないではないですが、残念ながら何にもありません。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

いや、別にあればいいとかそういうことを言ってるんじゃないんです。私の邪推であったということではそれでいいんですけれども、先ほど申しましたように、水回りがどうだとか電気系統がどうだとかというようなことは本来私は理由にならない理由だという思いでいっぱいでございます。

それはさておいて、次に参りますが、2番目の質問としまして、それでは地方創生拠点整備交付金の7,500万円、辺地債の1億3,000万円、合計2億円余りのお金をどうするのかという問題が出てくると思います。この問題が出たときに、総務委員会を開き、全員協議会を開き、そしてほかの議員が今回の一般質問でもされましたが、その都度答弁は変わってきております。一番最初の答弁では、3年ないし4年休止して、そして滋慶学園の生徒の動向などを見てやるというような答弁がございましたし、全員協議会のときには1案、2案、3案があってどれにするかということで、2案がいいんじゃないかなというような話もあったりして、そして先日一般質問の中では解決方法を検討しているというような話が出ております。答弁も変わってきておりますので私は非常に不信感を持っておるわけでございますが、この7,500万円ないし辺地債の1億3,000万円は来年度に向けて繰越明許で無理やり持っていくのか、どうするのか、そういったことが今後問題になってくると思います。もうここでやめてしまえばやめてしまったで問題はあるんですけど、このお金をどうしていくのかというようなことについて市当局はどのようにお考えになっとるかをお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お尋ねの問題は大変重要な問題でありまして、我々も国にも頭を下げながら、特に交付金のところが一番大きなポイントになりますんで、これが繰り越しとの関係でどう扱いができるか。国のほうも余りあったケースじゃないもんですから、いろいろ考え方がさまざまに提示されるという状況の中で、結局次のようなことが明らかになったということでもあります。

1つは、事故繰越ができるかどうかというのは若干議論があるんですが、まず普通の繰り越しはできませんでした。不可能と。これは明確に不可能でありまして、なぜ普通の繰り越しができないかというと、明許型ですね。実は根っこに入っている財源が国の交付金財源なんですけども、これは平成28年度の補正予算がありました。補正予算の中に組み込まれていた財源である。そして、補正予算を国の大もとのほうで明許

繰り越しをして29年度に配賦をしたんです。そういたしますと、1回繰り越しをしちゃってるというんです。1回繰り越しをしてるんで、明許にはどうしてもできないんだと、まことに申しわけないと。美作市の事情はよくわかるし、その不細工なところもあるけれども、まあまあそういうことは過去にも例がないわけではないんだと。そのときには、国としては、事故繰越なり明許繰越をしっかり対応して、精査をした上で前に進めということをやってきたのであるけれども、まことにつらいんだけれども本件についてはもともと根っこが繰り越しをされてるという事情があって、市長さん、申しわけないけどそれはできんと、こういうような話ということに。大分折衝しましたけども、それがこの議会と、ちょうど皆さんにお願いをして現場に行ってた日がありました、27日でしたっけ、あの辺です。あの辺で大体その辺がようやく明らかになってきて、そうするとこいつの選択肢がぐっと狭まるというかはっきりするというか、ほかに事情があればいいんですけどもいったらそういうことなんですけども、まさに隠れた瑕疵を発見する時点がもう10月の時点になっていたということからにっちもさっちもいなくなると、こういうふうな事情があったということをお報告をします。そうしますと、その部分が、今後の国の、来年度以降のいわゆる交付金事業にあればそれに乗るしか方法はなくなってるわけです。来年度以降の交付金事業があればそれにまた乗せてくれると。これについては検討をしてもらえんと思いますが、今年度における交付金事業としてはもう無理と。平成28年度の繰り越しはもうとくに済んだわけで、今年度のやつはもう済んでると。こういうような状況ですから、ひょっとあり得るのはちょうど今国が平成29年度の補正を3兆円弱の規模で編成をしようとしている。このことは議員も御存じだと思うんですけども、その中にこういった事業が入ってくるかどうかは知りません、全くわかりません、まだ。それが今度は1月になって通常国会の冒頭あたりで整理させようというのが政府の今の意向なんですけども、そしてそれがどういうスケジュールでそれぞれの事業が進んでいくかについて、恐らく多くのものがまた繰り越しになる中で使っていくんですけども、その執行タイミングがどうなるかによってはまたいろんな議論があり得るんですけども、今のところ私どもに、聞いてもその情報は開示されません、全く。ということで、今のような状況になると。辺地債についても、その部分が抜けますと右へ倣えということになるというふうな状況でございますので、御理解を賜りますように説明をさせていただきました。

以上です。〔降壇〕

〔10番岡本泰介君「市長、狭まったというだけじゃなく、狭まって今度どうするかということが示せれるんですか」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

市長、選択肢は狭まったと。つまり、もう新しいお金が出てこない限り中止ということで理解していいんですか。この前の質問には検討するという話だったんで、もう選択肢は狭まって進退きわまりないということになれば、もうできない、この事業はもう中止ということになりますよね。そういう話ではなかったんで、私はそれならそう言っていたかんと次の質問にも、私今何回目ですか。

議長（鈴木 悦子君）

3回目です。

10番（岡本 泰介君）

もう3回目ですか。もう質問のチャンスはなくなるんですから、そこまで答えていただかんと、狭まったというて、ほんならどうするんならということも何にも言われずにやめられてしまったんじゃあ私たちは本

当に困るんです。ですから、それじゃあ次に行きますけど、狭まって中止ということになれば、私たちはこの案に、予算案のときも私は賛成しなかった、反対したんです。私はできないことに対してそんなにつらいという気持ちはもちろんなんですけれども、実はもうお金を使ってるんです、3,200万円、ざっとです。屋根の工事と設計料で約3,200万円もう使ってるんです。それは全く市民の負担になっていいんですか。それを、今度は私は非常に問題になると私は思います。最初のときに、4,000万円は市の持ち出しになるという話でした。それは指定管理料を年間300万円ぐらいもらって、12年か3年で元が取れるんだという話で、それで賛成した人もおられるんです。ところが、今度は実際に3,200万円実損が出る。これで、私たちにあい、済みませんでしたじゃあ私たちはとても我慢できないですよ、これは。そこら辺のところをどういうふうに市長は判断されて私たちに答えられるんですか。これは非常に私は大きな問題だと思います。市民に負担がかかるんですから。全く今度は前の話とは違ってきます。全部市民の負担になっていくものです。そして、多分、ここに至るまでには、職員も東京へ出張を何回かし、岡山にも出張し、多大な経費もかかっていると私は思います。それは人件費としてかかっているわけですが、そういった経費ももろもろ考えれば相当な費用がこの事業にはかかっていると私は思います。そういったものがもろもろ全部御破算になってしまう。そういったことに対して、いや、最初の設計のときの見方が間違っとなってこんなことになりました、申しわけございません、それでは市民は納得しないです、私もできません。それに対して市長はどう答えられますか。

それからまた、条例ですが、条例もできるかできないもんかわからないものについて条例をつくってしまった。条例なんか廃止したらええんじゃないです。条例というのは、市の憲法とまで言いませんけど法律です。そういうものをつくっているわけですから。それももう何の用もないものになってしまう。それを皆さんに諮って可決させてる。これも大きな問題だと私は思います。その2点について、市長、お答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

〔10番岡本泰介君「議長、こんな政策決定に大事なことを市長が答えられないっておかしいです、部長が答えるなんていうようなことは。そう思いませんか、議長。大きな政策転換ですよ。そして責任問題ですよ。そういったことに対し部長が答えられるんですか、おかしいでしょ」と呼ぶ〕

部長が答えられてから市長が答えられますので。

〔10番岡本泰介君「わかりました」と呼ぶ〕

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**〔登壇〕

まずは、私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど、市長のほうから選択肢が狭まったという御報告がございました。現在、屋根の修理ですけども、地元の業者の方の施工により立派なものができ上がっております。ということで、建物の保存ということが可能な状態でございます。それをもって、この場では一時休止をして、地元の皆さんは人が集う場所ということで楽しみにしておられますので、今後検討を続けてまいりたいと思いますし、またその中で最良の方向性が見出せましたら改めて議員の皆様へ御報告、そして御協議をさせていただきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。



市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員のおっしゃることっていうのはやや事実の一部を捉えておっしゃっておられて、先ほど私が報告しましたように、今回国から交付を受けていた資金についてはその資金が持つ特殊な背景によって繰り越しが不可能であるということが明確になったわけでありますけれども、今後の資金供給についてないことはない、つまり今年度においては選択肢が狭まって本当に苦労してるんですが、来年度以降の選択肢についてはまだオープンの可能性があり得るということもあわせて先ほども申し上げたつもりでございます。それも含めて、先ほどの部長が答弁したように、休止をして、四周の状況を、周囲の状況をよくチェックをしながら、国の動向なども考慮して一番いい選択肢を今後とも模索をして、ある段階でもって議会にも御相談をしていきたいというふうに今は考えてるということでもあります。

そして、責任とかというか、市民の方々に御負担をかけたことというのについては、まだ負担が、無瑕疵であったかどうかについては今後の確定問題になりますので、時間を頂戴したいわけでありますが、こういった場合どう今まで美作市としてしてきたかについてはつぶさに検討を、前例検討はするように指示しております。同じようなことはかつてあったかどうか。あったとしたら、それはそういうときはどういうことになってたんだと。そんなことも含めて検討しておりますので、また議員にもその検討結果を別の機会にお話しするように言っておきます。ぜひ、どういうふうの問題の処理をするかについてのお考えを今後とも御提起いただけますようお願いをして、この場での答弁は終わらせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員、総括です。

10番（岡本 泰介君）

条例に対して答えられてないんですけど。

答えがなかった、その事に。

議長（鈴木 悦子君）

はい。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

答えを明確には言っておりませんが、今休止ですので、条例の取り扱いもそれに合わせて休止をさせていただいてると。用途が復活すれば生きてくるし、復活しなければ、これはまた頭を下げて廃止の条例を出さざるを得ないと。今のところ、休止という判断のもとに条例についても休止ということでもあります。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

総括ですが、休止ということで、何かよう私は納得できませんけれども、先ほどの総務部長の地元の人が集まるといふようなことをつけ足してみたいに言っても、そりゃあ私たちは納得できません。あんな中の場所へ、どこへ集うんですか。がたがたのところへ、集うところやこうありやしません。入ったところの左側のところにちょっと広いところがあったから、あそこでもそりゃあ集えといやあ集えんことはないですけど。壁はがたがた、第一入り口なんかどうするんですか、入り口の戸はありやしません。そんな、まあ私から言えば、部長が思いついて言うたとは思いませんけど、私部長に対してぐじぐじと言うつもりもないです。多分誰かに言われたんじゃないかと私は思うんですけど、こういったことでお茶を濁すことはもうやめてください。そんなことを言ったってもう通用しないんですから。今後の資金の可能性がある、そんなことを言

って、3,200万円を、責任を先延ばしするというようなことも私は到底許されるものではない。要するに、この事業はもう最初からおかしかったんです。前の議員も言われた方がおられました、おかしかったと。私もそう思います。イロハのイのイの字からやっついていかなかったと、何でそれがイロハのイの字ができなかったんかということが問題なんです。私は市長が鶴の一声でやれ、滋慶に間に合わせろというような臆測があったんじゃないかと、これはまた邪推です。市長がそんなことはないと言われりやそうでしょうかと、私はもうそんなふうにはしかとれないんです。市民の皆さんもそう思いますよ。ですから、もう少し地に足つけてじっくりとやっついていかんと、こんなことがいっぱい起きてきますよ、まだ。私はその点もよく言っておきます。

こぶしの里については以上で終わります。

#### 議長（鈴木 悦子君）

それじゃあ、続けて2項目めに入ってください。

#### 10番（岡本 泰介君）

次は、ホーチミンの像についてです。

これは、質問の要旨として、市民が望んでいなく、反対署名も多数集められている中での設置像を強行する理由とはという題を上げております。市長も新聞を読まれるでしょうから御存じでしょうけれども、この前大阪市とサンフランシスコが姉妹縁組を解消するという新聞記事が出ましたよね、御存じでしょう。11月24日の新聞記事です。これは、サンフランシスコが、中国、韓国、フィリピンの少女3人、要するに慰安婦と言われている人の像をサンフランシスコ市長が受け入れたと、市が受け入れたという、私有地につくった像を市の土地に移すという、市の土地にするということで、それに市長が署名して、サンフランシスコはそれを受け入れたということで、大阪市とサンフランシスコは60年も築いてきた友好を一瞬にして終わってしまいました。私も、慰安婦の像をそんなとこへ置くということは非常に私も腹立たしく思っております。私はサンフランシスコに行ったことはないんですけど、ゴールデンゲートブリッジがあって、霧の都ということで日本人の観光客も非常に多いんじゃないかと思えますけれども、サンフランシスコに対するイメージは私は物すごく悪くなりました。恐らく日本人の大多数の人もああ、サンフランシスコというたらそんな町かと、というふうな思いを持った人も非常に多いんじゃないかなということをおもいました。そういったことで、像というものが持つ力、影響、これは非常に大きいんです。この前のほかの議員のときに池田部長は、ベトナムでも放送されました、どこかの国でも放送されましたという非常に喜んでおられるようなことを言っておられるけど、そんな問題で決してないと私は思っております。何にもそんなに大したことじゃないがなというふうに思われている人も、そりゃあ美作市民の中にはおられるかもわかりませんが、私はそんなことは思いません。市長はそのときに、過去へのこだわりと未来へのこだわりというような言葉を使われたと思います。私は、過去へも未来へも両方にこだわってこの質問をいたしております。なぜならば、ホーチミンという人のやったこと、確かにベトナムを統一に導いて、そりゃあ偉大な指導者だったと、そのことは認めるんです、私も。でも、物事には表と裏があるんです。光が当たれば影ができるんです。ホーチミンという人がどんな光が当たった人でどんな影を持った人かというのをずっと私たちは勉強しなくてははいけんと思うんです。ホーチミンは、ベトナムの南北戦争に勝利して、そして今ベトナム民主主義共和国という国を設立された。そりゃあ建国の祖です、建国の父。それは一面の光の部分。でも、裏では同胞が何百万人も死んでるんです、戦争をして。そして、アメリカ軍は5万人も死んでるんです。つい二、三日前の朝、BS、テレビの世界のニュースというのをよく見るんですけど、オーストラリアが、ロンタンというところで、よく知らないんですけど、ベトナムのロンタンというところで18人戦死したんです、一遍に。そこに十字架が立

つとるのをオーストラリアが返してくれという、それが随分もめて何とか解決したというニュースを流しておりました。そういったことで、戦争の影というのは物すごく大きいんです。韓国軍も参加して、戦死者がたくさん出ておるんです。それから、フィリピン、タイ、ニュージーランド、たくさんの方がこの戦争には参加して戦死者を出してるんです。そういったことを考えたときに、ベトナムの像が美作市にあるということによって悪い影響も必ず出てくるんです。なぜなら、そこで戦死した人の家族とか、仮に親戚だとか、何かに関係した人たちがそれを見たときに、絶対その人はよく思いません。そういったことを考えよったときに、この像の影響というのは決して私はばかにできない。私はそのように思ってるから反対してるんです。像がなくなったらベトナムとの友好はできると、私はそう信じております。日本は全方位外交です。全世界から資源を導入して、全世界に加工品を売って、そして貿易立国、そして成り立ってる国なんです。観光もそうです。全世界から日本に観光に来てもらって、全世界へ日本も観光に行くと。そういったことで、日本は全方位外交でやっていく上に、このホーチミンの像は私は障害になるおそれがあると。今すぐなると言ってるんじゃないんです。必ず将来に向けて障害になるおそれがあると、そういう思いがあるから反対してるんです。でして、手放してホーチミンの像ができたといって喜んでいられる状態では私はないということのひとつ認識していただきたいと思います。そういったことに対して市長がどのように思っておられるかもお聞きします。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

ホーチミン像に関する御質問でございます。

美作市では平成27年度にベトナム国立ダナン大学との協力協定の締結を初め、在大阪ベトナム総領事館やベトナム外務省、文化スポーツ観光省などとの意見交換や連携協力などを行い、ベトナム国とのスポーツ、文化、人材等のさまざまな交流を積極的に行ってまいりました。その取り組みが評価され、平成28年7月にベトナムと日本、美作市と友好のあかしとして、ベトナム政府から銅像を寄贈されることが正式に決定されたところでございます。

〔10番岡本泰介君「何回も聞いた、そこは」と呼ぶ〕

日本、ベトナムとの関係につきましては、天皇皇后両陛下が初のベトナム訪問、日本とベトナム両首相の訪日、訪越など、これまでで最も緊密な関係にあります。平成30年に日本とベトナムとの友好関係樹立45周年を迎えることもあり、ホーチミン石像の寄贈、設置は美作市とベトナム国、日本とベトナム国の交流にとって大変貴重なものというを感じております。ベトナム政府の意向で設置をさせていただいたところでございます。

それから、この設置に当たりまして、ホーチミン像を見に来られている方も大変多くいらっしゃいます。また、贈呈式には江見保育園児が歌を歌い、代表団を歓迎するなど、地域からは観光客や誘客につながるという期待をする声も上がっているところでございます。

また、ホーチミン氏でございますが、ベトナムの建国の祖ということではなくて文化人としての評価もされているところでございます。その評価に当たりましては、ユネスコのほうからにつきましては偉大な文化人であるホーチミンさんを顕彰するということで、ホーチミンさんにつきましては世界的な評価も確立されている方だというふうを感じているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

ですから、そのことは私も知ってるんです。それは光の部分なんです、光の部分。影の部分忘れちゃだめですよということを私さっき言ったんです、一生懸命。部長、市長も同じ考えかもわかりませんが、光の部分、表、裏があるんです。裏が私は心配だと申し上げているんです。そのことに対しては何にも答えられません。まあ答えられないかもわかりませんが、日本は、先ほど何回も申し上げるように全方位外交なんです。何にもそんなベトナム、全体主義の指導者の像を飾る必要は私はないんじゃないかと思うんです。全体主義って御存じですよ。個人の自由が束縛されて、報道も自由も消されて、そして全ては国のためということで一直線に進んでいくのを全体主義と言うんです。それは、今北朝鮮がその典型でしょう。中国もそうでしょう。ベトナムもそうですし。社会主義国だけじゃないんです、共産主義国だけじゃないです、全体主義というのは。かつてのイラクも全体主義だったと思います。それから、リビアも全体主義だったでしょ。ユーゴスラビアも今はなくなりましたが全体主義だった。全体主義の国はたくさんあったんです、キューバもそうかもしれませんが。社会主義の国が多かったのは事実ですけど、共産主義国だけじゃないんです、全体主義というのは。でも、全体主義が崩れたらどうなります。一番近くでは、イラクは、一番近くでもないですけどイラクが崩れたときに、一番最初にひっくり返されたの何ですか、フセインの銅像です。新聞やテレビで皆さん御存じでしょう。一番最初にひっくり返されるのが全体主義を引っ張っていた主導者の銅像をひっくり返すんです。ベトナムもどうでしょうか、今全体主義で進んでいますよ。ベトナム共産軍ががっと国を抑えて、その全体主義が崩壊したときにベトナムはどんなことが起こるだろうかと、そんなことを考えられます、全然考えませんか。でも、全体主義は必ず崩れていきます。もうそれは世界の歴史が証明しているんですから。私は過去へのこだわりというのもその辺のこともあるんです。歴史を勉強しなくてはいけないんです。全体主義が必ず崩れていきよんです。ベトナムがもし全体主義が崩れたらホーチミンの像がどうなるか、それは私もわかりません。崩れる可能性は十分にある。過去の歴史がみんなそれを証明してるんですから。そうなったときに日本の像はどうなるんですか。それがほんならことし来るか来年来るか10年先に来るか、それは私はわかりません。でも、必ず来ます。北朝鮮だって必ず今の3代続いた体制は私は崩れると思っております。中国も崩れるんじゃないかと思えます。でも、中国は言論統制を物すごくやっています。世界各国から入ってくるインターネットをぶつんと切るんですから。そのために何千、何万人という職員を雇ってる、監視しよんですから。日本のニュースが流れて中国の悪口言うんですが、ぶちんって切れるんですから。そういう国なんです、全体主義というのは。それが崩れたときは必ずベトナムの像は弊害になってくるんです。私はそういうことを非常に恐れております。そんな先のことをわかりゃへんがと言われるかもわかりませんが、やっぱり政治をする者は後世の者に宿題を残してはいかんと思えます。私はベトナムと友好すなと言ってるんじゃないんです。ベトナムと何ぼでも友好してください。私は全世界と友好することに対して何の異議も申し上げませんが、像をつくることについてはもうどうしても我慢できません。市民の方も我慢できないから署名まで集めたんです。その思いに対して、市長は、どうも集め方がおかしかったんじゃないか、何人かの人が私は書いとらんということを言っとるとかというようにも言っとられますけれども、2,000人以上の署名が集まったという事実は大きいんです。そのことについて市長はどう思われとんかっていうことをぜひ答えてほしいと思えます。

議長（鈴木 悦子君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

多岐にわたる御質問でございます。

議員が非常に世界史に通暁されているというのは初めて知りましたが、まず全体主義論について申し上げますと、議員もおっしゃったように、これは言うところの社会主義か民主主義かという体裁ではなくて実体論である。それは多分そのとおりだと思います。その前提のもとにベトナムについて考えますと、今APECの加盟を点々にベトナムと日本も合意をし、ダナンのAPECの首脳会議においてまさに日本とベトナムが共同議長としてまとめたわけでありますが、このAPECというのは自由なもの、そして資金、場合によっては技術や情報の流通というものを前提としております。つまり、中国のような形で情報網を遮断するといったようなことを許さないという前提のものAPECであります。なぜこのことがベトナムでできるかといいますと、これは議員も世界史に没入をされてるんで御存じかと思いますが、1980年代になってからベトナムにおいてドイモイという開放改革政策が行われました。ソ連で言えばペレストロイカなんですけども、ソ連の場合はロシアになって一旦自由化されたと思ったところ、また最近どうも若干違うような方向に行ってるんですが、ベトナムについては政治体制に若干の改革の余地が残っていることは確かでありますけれども、市民の間でのインターネットの活用を含めて、情報流通とか、そういう問題については我々とほとんど変わらない。そういう意味では非常に自由な発想ができる国になっていて、であるがゆえに日本との友好関係が深まっていることは、これも世界史に通暁された議員であれば御存じじゃないかと思えます。

次に、日本が全方位外交であるとおっしゃいましたが、それはどこからの勉強か知りませんが、私にはそういうふうには思えておりませんし、私と政府もそんなことは言ったところが、このところ一切ないと言っていいと思います。日本は、議員の言葉で言うと全体主義じゃないところへ向かって、自由な世界でもって日本の国をしっかりと盛り立てていこうと。全方位主義の国が日米安全保障条約、日米同盟というようなことを言うわけがないのです。それは、間違いなくある一定の方向で世界の価値の中で、これは議員と同じですが、人類が進むべき方向に向いた世界を想定しながら、その中の同盟国というものを基軸にして外交関係つていうのを構築していくということになっておりますので、これをもって全方位外交とは一般的には申し上げることはできないと私は思っております。

そして、日本が考えている世界平和の中での日米の重要性は論を待たないわけでございますけれども、これに加えまして最近ではイギリスとの関係、そしてオーストラリアの関係が重要になり、その次のあたりにベトナムを中心とした東南アジアの友好国との関係というものの重視というのが日本国政府の基本的なスタンスであります。したがって、2プラス2という形での防衛外交協力ということについては、継続的な対話まではいってませんが、ベトナムとも似たようなことが始まりつつあるというような状況になっていることを、これを御案内のとおりであるというふうには思っております。

そして、そういう中でのベトナム政府からの寄贈の申し出というものについては、日本国政府にもこれは相談をしましたが、当然受けるべしというのが日本国政府としての外務省の御判断でもございます。

次に、いろいろ問題があるかというようなことで光と影とおっしゃいましたが、どこに影があるかについてはまた、光が当たれば影ができるっていう物理学の問題じゃないんですから。人間学の問題であり、社会学の問題でありますので、いかにも光が当たれば影ができるんだから全てのものに裏があって、悪いやつは悪いに決まってるみたいなことをおっしゃるのは、恐らくベトナムに対する侮辱というふうに言われる可能性があって、その言葉をもってして友好は何ぼでもすればいいということは言っても、それはベトナムのほうからいけばちょっと信じられないということに恐らくなるだろうとは思いますが。私どもとしては、どう見てるかと言いますと、この像の寄贈についてはベトナムからいろんなところに行っていて、例えばフラン

スであるとか、ドイツであるとか、そういうところ、豪州行ってたかどうか覚えてないんですが、メキシコも行ってます。メキシコであればどういうことかという、当然アメリカが隣国ですんでアメリカからのさまざまな観光客っていうのはメキシコシティにはいっぱい来ます。そのメキシコシティにおける状況なども一応聞いてはいるんですけども、何ら問題が起こったことは過去20年間ないんです。その辺も、議員、ぜひ調べになったほうが世界史に通暁された議員としての名声を今後とも維持する上では大変重要なことになるのではないかというふうに思っております。私ども像についての象徴的意義というものについては、議員おっしゃられたとおり、慰安婦像の問題とか、イラクの大統領の像の問題とか、これは当然知っております。したがって、ある程度の慎重性っていうのは持っておりますが、その慎重性をどう考えるかっていうと、これはもう今に始まった話じゃなくてホーチミンの話は過去二、三十年間世界のいろんなところに設置をされてきた。その設置をされたものが、例えば大きな問題になってるか、ベトナム戦争の〔聴取不能〕がそこへ行って卵を投げたとか、話は金輪際伺っていないということでもあります。ある種歴史の中で、世界各地で、この像の有効性っていうのは立証されてきているという認識のもとに、私どもとしては正々堂々と、そして誇り高くありがとうということでベトナムには感謝をしているということをお話をさせていただきます。

以上であります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

市長のお考えはよくわかりました。意外とクールに見られてるんだらうというふうな思いもいたしております。先ほどサンフランシスコの例を挙げましたが、そりゃあ市長の言われるとおりです。サンフランシスコの像に対して、変だなと思ってるのはもう日本人だけでしょう、ほとんど。アメリカ人なんか気にはしてません。気にしてないから建てるんです。じゃから、市長が言われることも、そりゃあメキシコに建ったって何ともない。そりゃあそうかもわかりませんが、それを見たアメリカ人の中におもしろくないと思ってる人もおられる、絶対に。そのことは表に出ないだけの話であって、必ずそれに対して、ああ、嫌だなという思いを持った人がおるんです。それが表に出ないから知らんのだと、大したことないだという判断は私はおかしいと思っております。その辺の意見の食い違いは仕方ないのかもわかりませんが、考え方の違いといやあそれまでですけれども、そんなに私はホーチミンの像が単純なものではないという思いでおります。それに対して、市長は、今言われたように思われとんだったらもうそれ以上の議論をしても始まりませんので、私はその問題提起としては十分しておきます。

そして、市長、署名された方かどうか、私は、市長見ようてください、署名された方かどうかはわかりませんが、市民の中に私どうしてもこれを言ってくれとって紙を持ってこられたんです。それをぜひ紹介しますので、市長、見てください。

これを市長に見てもらってください。

見えますか。

これは、市民のある人が私のところにわざわざ持ってこられて、これを発表してくれ、議会でぜひ言うてくれと、そこまでする人もいます、市長。ですから、市長のお考えもそりゃあ市長の考えとしていいのかもわかりませんが、そう思っていない人もおるということだけはぜひ肝に銘じておいていただきたいと思っております。市民には不快に思っておられる人もおられるということだけはしっかり思っておいてください。

議長（鈴木 悦子君）

とりあえず、この項目だけ終わってください。

10番（岡本 泰介君）

そういったふうに市民の人が思っておられるということだけはしっかり受けとめていただきたいと思えます。そうしないと、市長がよくアンケートで市民の方がこういうことを言っておられるからそれを取り上げたということもよくおっしゃっておられます。ですから、こういったことも思われてるということも大事です。ですから、一つ一つをひとつ大事にさせていただいて市政に取り組んでいただきたいというのが私のホーチミンに対する像の質問の趣旨でございますのでお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

この項目はこれでいいんですね。

10番（岡本 泰介君）

はい、これで。

議長（鈴木 悦子君）

いいんですね。

じゃあ、ここで暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

---

午後3時07分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番青山慶議員が出席をされました。

先ほど休憩中に、岡本議員の一般質問中のボードの掲示について協議をしておりました。引き続き協議が必要なため、10番岡本泰介議員の一般質問の途中ではございますが、議事の都合により11日に一般質問の続きをお願いしたいと思います。

なお、11日は議案質疑の予定としておりましたが、一般質問が残っておりますので、一般質問、議案質疑を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それからつけ加えまして、5日の一般質問の冒頭で、会期中に全協をするということを申しております。この全協は11日の議案終了後行いたいと思いますので御了承ください。

それでは、異議なしと認めます。

11日は一般質問、議案質疑を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は11日午前10時からです。

午後3時09分 延会

平成29年12月11日

(第 6 号)



1. 議事日程（6日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月11日

午前10時開議

於議場

追加日程第1 岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたこと  
に対する言葉

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑（議案第66号～議案第74号）

日程第3 請願・陳情について

請願第5号 尾高誉久市議会議員の辞職勧告等を求める請願書

請願第6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

2. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
16番	日	笠	一	成	18番	鈴	木	悦	子	

3. 欠席議員は次のとおりである（2名）

15番	岩	江	正	行	17番	内	海	健	次
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	横	山	博	光						
教	育	長	大	川	泰	栄	政	策	参	与	山	下	亨					
政	策	審	議	監	福	原	覚	総	務	部	長	岡	本	和	之			
危	機	管	理	監	皆	木	佳	久	企	画	振	興	部	長	池	田	義	和
総	合	戦	略	監	大	森	洋	平	市	民	部	長	角	南	良	雄		
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘	経	済	部	長	遠	藤	宏	一			
保	健	福	祉	部	長	江	見	勉	建	設	部	長	真	野	弘	紀		
教	育	次	長	山	名	浩	二	消	防	長	山	崎	正	雄				
会	計	管	理	者	山	本	和	毅	農	村	整	備	課	長	宿	野	豊	彦
会	計	課	長	山	森	和	幸	危	機	管	理	室	長	皆	木	敏	治	
大	原	総	合	支	所	長	栃	岡	雅	之								

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	尾	崎	功	三
課	長	大	佛	裕	彦				
主	任	井	上	大	佑				

議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

8日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。13番山本重行議員が午前中葬儀のため欠席です。15番岩江正行議員が通院のため欠席です。17番内海健次議員が体調不良で療養中のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで私より、12月8日の岡本議員の一般質問において円滑な議事進行ができませんでしたことに対して、心から市民の皆様、そして執行部の皆様、議員の皆様へ心からお詫びを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

岡本議員、何かありましたら。ありませんか。

10番（岡本 泰介君）

特にないです。

議長（鈴木 悦子君）

次に、12月1日に私に委任をしていただきました仮議長の選任をいたします。

[14番尾高誉久君「議長、動議」と呼ぶ]

動議が提出されました。

内容を確認いたしますので、その間休憩をいたし……

[14番尾高誉久君「ちょっと待ってください、私が言わにゃいけま」と呼ぶ]

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

私の動議は、岡本議員の説明責任と議会混乱に対する言葉はないのかと、このような動議でございます。

動議の賛成者は。

議長（鈴木 悦子君）

内容を確認いたしますので。

[14番尾高誉久君「いや、2名いるから」と呼ぶ]

[「動議の賛成にはもう一人要るがな」と呼ぶ者あり]

[14番尾高誉久君「もう一人要る、賛成なかったら動議成立せまあ」と呼ぶ]

まず、内容を確認してからもう一度。

[14番尾高誉久君「いや、今動議言うとなんじゃけん、もう一人要るじゃろ、1人でできるんか」と呼ぶ]

賛成の方、ございますか。

[挙手あり]

それでは、賛成者ありましたので、内容を確認いたしますので、その間休憩いたします。

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま尾高議員から「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」の動議の申し出がございました。この動議は美作市議会会議規則第16条の規定により、1名以上の賛成者がありましたので成立いたしております。

次に、追加日程についてお諮りします。

「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」の動議を日程第1の前に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成者7名、反対者7名でございます。この採決は私の判断ということになりますので、私は賛成をいたします。よって、賛成多数。したがって、この動議を日程第1の前に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

## 追加日程第1 岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」を議題といたします。

ここで提出者の説明を求めます。

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

去る12月8日金曜日のホーチミン像についての一般質問の中で、当然岡本議員の一般質問の中で質問の後にパネルを出されました。私たち議員には何のことかわかりませんでした。パネルの内容が全然理解できません。それで説明を求めるものです。また、このことによりまして、きょうまで市民、議会、執行部に多大な迷惑をかけたと思いますが、このことに対して何の言葉もないことが私としてはあり得ないことだというのが、以上の理由によるものでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

少し待ってください。

しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時41分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで本件について、地方自治法第117条の規定により岡本議員には除斥を求めます。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

除斥をしてください。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行、ですからその発言の前の権利があると思います」と呼ぶ〕

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、その尾高議員から提案があって動議が成立しているわけですが、一番大事なのは提案者がその説明責任と言ってということまで求められている動議に対して、一番その当事者である御本人、岡本議員の説明の場というか、普通であれば告知状ものに相当するような、そういう場がまず設けられて、後の議事進行は進めるべきだと私は思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

その件につきましては、除斥を求めて、それから岡本議員から発言を求められておりますので、その発言を許可するかしないかを諮って、それが許可するということが、賛成の方が多ければ入っていただいて弁明というか、発言を許可するような手順になっておりますので御理解ください。

ちょっと待ってください。

岡野議員、それでよろしいですか。

**4番（岡野 鉄舟君）**

そりゃ、もう。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

先ほどの動議の説明をされたんですけど、耳ですっと抜けたばかりで、私の記憶では本人さんでないと答えられないような質問をされてると思うんです。動議の中身がです。それをまず改めて一字一句教えていただきたい、改めて。それによって、僕は本人さんしかわからない言葉を言われたんで、どういう意味で言われたんですか。それを聞いてからでないと僕は議事進行おかしいと思うんですけど、いかがでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

質疑はございませんかと言って尋ねたときに言ってくださったらよかったと思うんですけども。

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

岡本議員はこれから除斥をしますから、それから後に除斥をされて岡本議員が発言を求められている発言を許可するかしないかということ賛否をとります。可と出たら岡本議員に入っていただいて、弁明されるか、どういう内容かわかりませんが、岡本議員から発言をしていただきますような手順になっておりますので御理解ください。

**3 番（岩崎 清治君）**

可とならなかった場合については、岡本議員の言いたいことじゃないんですよ。動議を出された方についての質問が全然答えが返ってないわけです。その部分については、議長どういうふうに判断されてんですか。質問をされたような意味ですか。だから、動議の中身を、先ほど言いましたように詳しくもう一回、再度教えてもらいたいという意味なんです。一字一句でいいですから、書かれた部分でも放送した部分でもいいですからもう少し教えてもらわないと、私の耳に残っているのは岡本議員に尋ねられたような言葉が残ってますよという意味なんです。

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5 番（中山 忠明君）**

議会を進めていくに当たって後出しじゃんけんのようなことばっかしとったら、それはあのときやっばりこうだった、ああだったということをその場で言わなんだから。後からこれを聞いてくれえじゃ、あれをしてくれえじゃあ言うたって、それはだめだと思います。

**3 番（岩崎 清治君）**

後出しじゃんけんというよりも、改めて一字一句の話でありますんで、それをちゃんと議長のほうから聞いていただければありがたいという話をしてる。

**議長（鈴木 悦子君）**

待ってください。

動議の内容は、申し上げますよ、動議の内容。岡本議員の一般質問に対する説明の責任がまず1点、2点目が、市民、それから執行部、議員に対し議会を混乱させたことに対する言葉ということで動議が出されました。わかりますか。

**3 番（岩崎 清治君）**

最後の言葉という意味がわかりません。

**議長（鈴木 悦子君）**

そのことが動議として出されたんですから、そのことについては尾高議員のほうから説明があると思います、説明をされました。

ここで岡本議員の除斥をお願いいたします。その後、申し出がありましたのでお諮りします。

[10番岡本泰介君 退場]

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員から本件について発言の申し出がございます。

お諮りいたします。

この際、この発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、岡本議員の発言を許可することに決定いたしました。

岡本議員の入場を許可いたします。

[10番岡本泰介君 入場]

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員に報告いたします。

岡本議員の発言に対することは賛成多数で許可いたします。

ここで発言を許可いたします。

**10番（岡本 泰介君）**

先ほど尾高議員のほうから動議の内容が出ております。それをメモしたんですけど、私も岩崎議員と同じように正確にメモができたかできないかわからないんですけど、市民及び執行部に対して混乱を起こしたということなんですけど、私の発言とかパネルによってしたということなんですけど、パネルに関しては私はその何日か前に議長に許可を得ております。そのことは申し出ておまして、議長もそれはよろしいということでしたので、パネルを出したことに對しては私は何の非もないというふうに思っております。

内容ですけど、内容は市民の声を私は執行部の皆さんに届けたいという思いの一心でございました。ですから、私は何も議会を混乱させたという思いは一つもありません。私は、市長が議長に対してこういうサインをして、Tの字のサインをして、執行部の皆さん、説明員の皆さんが議事運営に対して口を出されたから議会がとまったというふうに私は思っております。何にも私は悪いことをした覚えはございません。その思いで私は議会にもいつも臨んでおります。執行部の皆さんが、説明員の人が議事進行に対して口を出すことはできないというのが議会のルールです。そこを皆さんも履き違えないようにしっかり審議していただきたいと思っております。私は市民の声を議会で発表して届けるとこの役目を最大限果たしていきたいと、そのように思っております。それが私たち、議員の務めであります。そのように感じておりますので、この議会に対して、市民に対して、執行部に対して混乱を起こしたというような思いは、私は一切持っておりません。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

弁明が終わりましたので、引き続き岡本議員の除斥を求めます。

〔10番岡本泰介君 退場〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

待ってください。まだ終わってないんで待ってください。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔「議長、発言があるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

それはできません。

〔「だって質疑として受けたんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

弁明です。

〔「弁明ができるわけなんじゃない、除斥する前に弁明ができるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

除斥して、それで除斥してもらって弁明をお諮りして。

〔「弁明は今できるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

お諮りして。

〔「確認するだけで弁明ができるんじゃない、賛成多数だったら弁明できるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

はい。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

もう一度、再度言います。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに賛成の方の起立を求めます。

〔5番中山忠明君「その前に発言させてください」と呼ぶ〕

それはできません。

しばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどより引き続き申し上げます。

本件は会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、この採決というのは、今局長が申し上げたとおり、岡本議員に対する動議について委員会付託を省略することについての採決でございます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成でございます。よって、追加日程第1、「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」の動議については、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の討論はございませんか。この反対というのは、尾高議員の動議に対しての反対についての討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

私は、岡本議員が質問を先週されたことに関しますと、そのホーチミン像につきましても私もその署名運動をやったわけですが、いろいろと市民の人たちとも話をしてまいりました。そして、岩崎議員、それから山本重行議員、そして安本さんの3名の方が代表で署名を市長に提出をされております。その思いをずっと考えていたわけですが、るる岩崎議員、岡本議員等が言われましたように、あのレイモン・ペイネの愛の村に合併前の作東町長さんがやられたその思いに対して、いかに歴史的に立派な方であってもそぐわないという署名をずっとされて、その集積が2,074名の思いであったと思います。その思いに対して、たしか10月13日午後と聞いておりますが、あの銅像が強行的に設置をされました。そしてその後、20日に今申し上げました署名を出されているわけですが、大事なことはるる過程があったにしろ、その署名を出されたことに対して執行部といいますか、行政のほうから一切のナシのつぶてであると。そういった係争を踏まえての一般質問であったと思いますが、その思いを踏まえられて一市民の方が岡本議員にあの文を託された。そういうふうに御本人は先ほどの弁明でも言っておられますし、我々二元代表制の議員として大事なことは議長の許可があったとは、パネルを見ておられるかどうかはわかりません。ただ、今動議の弁明は許可を得たと、こうおっしゃっておられることもございます。その経緯は、確かに我々

会議場は大事なルールではありますが、やはり我々としたら二元代表制の17人がどういう判断をするか、あるいは議長を踏まえて18人がどう判断をするかということが問われていると思います。翻って、その言葉を私も横から見ておりました。そしてその言葉をずっと反すうといひますか、理解をしておりますと、今申し上げましたように市民の方々が非常にやぶどころないというか、そういう思いがこもった表現であったと思います。たしか尾高議員は先ほど動議を出され、2名の議員で動議は成立しておるんですが、そのところをずっと胸に手を当てて考えてみますと、私は岡本議員が発言されたことというのは市民の一思いを通じて発言されたということは非常に大事なといひますか、我々議員としての役目として非常に重要であろうと思います。したがって、本件の扱いに対しては、私は反対の立場といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成の方の討論はございますか。

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

このホーチミン像のことについてということから出発しておるんですが、そのこともさることながら、議会というのはいろんな決まり事があります。先週金曜日にパネルを出されましたが、岡本議員が。このことについて、議長は許可をしてないという中で強行に出された。いかに市民の声があるんか、どんなんかは私も聞いておりませんので。しかしながら、そのルールにのっとって、いや、聞いとるがな、聞いてないがなとかという大きな声だけで言うたもん勝ちのようなことになったらだめなんで、きちっとこういうものを出しますよ、いいですかとかという、やっぱり了解のもとにあるべきで、そういう手順を踏むということが大事なわけでありまして。そのことによって手順を踏んでないから議会が混乱し、市民の方々に御迷惑をおかけしているんだと思います。この尾高議員の動議に対しては、やはり私はそういう意味で賛成をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論はございますか。

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

反対討論でございます。

議長に岡本議員が出したか出さんかというのは、そのパネルのことは僕は知りませんが、こういったものを議長出しますんでという議長に出したときに僕は隣におって見とりましたんで、それ議長は私は眼鏡かけてなかったけん見えなかったとか言われますが、それは理由にならんとおもいます。眼鏡かけてちゃんと見て、これこの場で岡本議員、これだめですよって言っとったら、岡本議員はそれを出されてないと思いません。

以上でございます。ということで、反対でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

余りこの討論の中で反対、賛成がどれぐらいあるかわかりませんが、私の気持ちとして、考えとして一言賛成の立場から討論しておきます。

まず、先般の12月8日の岡本議員の一般質問、大変たくさんの項目の中で質問が始まったわけでありまして



けれども、その途中の中でホーチミン像の設置についてということでの質問がございました。そして、その質問の途中か終わりのころだったと思いますが、机の下からパネルを出されて提示された。私たちは後ろにおりますのでよくわかりません。したがって、その出されたボードの意味を説明していただきたいと思っております。これ市民の方がたくさん御覧になっていたと思っておりますので、それぞれの市民の方もいろんな御意見がございますので賛成の方もあれば反対の方もあるというふうに思いますし、それがどうかしたのかというふうな方もあるかもしれません。しかしながら、それはそれぞれ市民の方の捉え方でありますので、そこまで私は今とやかく言う気はございませんが、その意味についてどういう意味でそれをお出しになったのかということは聞いておきたいと思っております。

そして、2番目に申し上げたいのは、議会には地方自治法に始まって美作市議会の会議規則もありますし、また議会の議員の倫理条例も、これは議員全会一致で作成したものでありますけれども、そういった倫理条例もあります。それに照らして考えたときには、本来ならばパネルは提示しようとする日に、あるいはその前日でも結構ですが、議長にこういったものを出示すよという許可を得なければなりません。それが今回どうであったのか。片や出されたほうは議長には見せたと。しかし、議長は最終的に自分はそれは許可していないというふうにおっしゃっておられる。そのあたりはどういう行き違いがあったのかもわかりませんが、少なくとも当日の朝、それを提示する場合は必ず議長に見せなければならぬ、こう思います。したがって、見せた見せなかったという議論は当然それはあるでしょう。しかしながら、最終的には議長が正式に許可をしたものでなければならぬ。これが議会のルールであります。したがって、今回はそのあたりは少し瑕疵があったのかなというふうに思っております。今、議長が許可をしてないということが前提での話でありますけれども。したがって、今回のこの問題については、これが可決すれば岡本議員から改めて説明を求めるといふことになるかと思っておりますけれども、私はそのボードに書かれていた意味と、それからなぜ正式に許可を受けてそれを提示しなかったのか、そのことをお聞きしたいというふうに思っておりますので、この件については賛成の立場の討論とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

日笠議員。

**16番（日笠 一成君）**

ダブることは控えたいと思っておりますので簡単に言いますが、私は議長の許可があったのかなかったのかということをお明らかにする必要があると思うので賛成とします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

署名ですが、短期間のうちに2,075名ですか、の署名が市のほうでも受け取られて、それに対する処置というんですか、署名をされた思いに対する答えというのが全く市民のほうに返ってないと、そういう思いでああいうパネルの文言のものも訴えられたのかなという思いで、そう反対いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

金谷議員。

**9番（金谷 のり子君）**

何にしましても内容につきましては踏み込みませんが、まずは議会のルールにのっとっていないことをされた場合ということですので、最終的に議長の許可を得ていないものをまずは出したということについては問題があると思いますし、その次にその内容がどうであったか。しっかりとそのことについても議論すべきでございますので、賛成といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

安藤議員。

**8番（安藤 功君）**

賛成の立場から討論させていただきます。

賛成の議員方と重複する部分がございますが、まずもってそのパネルを見せた見せない、議長に確認したしないという部分があるんですけど、やはり私は提示しようとする現物を必ず議長に確認をして、いいかどうかの評価をいただくかどうかを決めるべきだったと思います。

それとどういう文言か、その当時こちらから見えませんが、後で言うのと全協のほうで見せていただいたわけですけど、その文言の読み方もわかりませんし、またその出された経緯、背景も釈然としません。したがって、説明を求める動議に賛成でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

討論がないようでございますので、討論を終結し、これより採決をいたします。

追加日程第1、「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」の動議について、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、この動議は可決されました。

岡本議員の除斥を解きます。

[10番岡本泰介君 入場]

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員に御報告いたします。

この動議は可決されましたので御報告いたします。よって、岡本議員に尾高議員から出されました動議で、「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対し議会を混乱させたことに対する言葉」について、説明を求めます。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

これはもう正式に議案になったわけですね。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい。

**10番（岡本 泰介君）**

先ほど岩崎議員が言われましたけど、議案にする場合はペーパーで出していただかんと、その字句の整理を、私にも整理して答えないと答えれんので、そのペーパーを出してください。議案にする場合はペーパーが必要でしょう。要らないんですか。説明を求めるといのはわかるんですけど、その説明する前提として、議長言われた今の言葉が、そのペーパーをしっかりと見て何が問題になつとるのかということ自分なりに整理して答えないと答えられないじゃないですか。もう一度ペーパーで出してください、わかります。すぐできるはずですから、ペーパーで見せてください。私、その字句を1回読んで答えますから。

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時38分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどの岡本議員からの請求がありました内容についての文面を岡本議員にお渡しいたします。

[「議長、〔聴取不能〕 じゃなしにみんなに欲しい」と呼ぶ者あり]

岡本議員に。

[「議案じゃ、みんなに渡さにやいけんが」と呼ぶ者あり]

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

議案になったんでしょ。議案になったらみんなに議案書として提案せにやいけんのでしょ。議案書の提出ってここへ、皆ここへ議案書出ておりますが、ここへこういう議案書で、議案第何十何号、何々についてってちゃんと出とりますが、ここへ。こういった形でなきゃ、これじゃあいけんですよ。〔聴取不能〕 わかりやあええというもんじゃねえでしょ。

**議長（鈴木 悦子君）**

いや、もうそれでお渡ししましたので、これについて発言を求めています。

10番（岡本 泰介君）

いや、議案というものに対するの考え方が間違っていると、議長、議案としての。

議長（鈴木 悦子君）

もう議案のほうは可決されております。それで討論、採決も終わりました。そして討論、採決が終わってから岡本議員の全員賛成によってこの動議が可決されたんで、発言を求めていますので。

10番（岡本 泰介君）

わかりました。そう言ってくださったらいいんです。

私、これに対して弁明というんか、答えをすりゃいいんですね。「岡本議員の一般質問に対する説明の責任と市民、議員、執行部に対して議会を混乱させたことに対する言葉」を求める。私が先ほど弁明の機会に申し上げましたが、一般質問に対する説明の責任というのは何のことを指しとられるのかようわからんです、私は。何をこれは指しとるんですか、説明の責任というのは。それから、市民、議員、執行部に対して議会を混乱させたことに対する言葉を求める。これもよう意味が私はわかりません、これは。市民、議員、執行部に対して議会を混乱させたというて。先ほど申しましたように、議会を混乱させたのは市長じゃないですか。市長が議会をとめたんでしょ。議長はそれは受け入れたんでしょ、休憩について。

議長（鈴木 悦子君）

違います。

10番（岡本 泰介君）

どうして違うんですか。

議長（鈴木 悦子君）

どうぞどうぞ言ってください。

10番（岡本 泰介君）

私はそう思っております。

〔「すりかえてます」と呼ぶ者あり〕

いや、すりかえてないですよ。いいです、それはお互いの考え方が違う言やあそうかもわからんですけれど、市長が議長に対して休憩を求めたじゃないですか。したらすぐ休憩になってしまいましたよ。テレビ見たらわかりますよ。市民の人はそう思われますから。説明員の人が議会でとめることはできないんですよ。じゃから、私が混乱させたということは一つも思っておりません、私は。

それから、岡本議員の一般質問に対する説明の責任。それはもう議場で言いましたよ。市民からの声が上がって、私にこういったものを議会で執行部の人に見てもらってくれと。字を見なければ意味がわからないうたって言われたから、私はパネルにして出したんです。字を見なければわからない。ホーチミンという言葉とホーチミンという言葉の意味、字を見なきゃわからんって言われたから、私はそれに応えて出したんです。ですから、私は説明の責任というものは議場で執行部に対してしとんですよ。一般質問というのは議員に対してしてるんじゃないんですから。皆さん、そちらに向けて一般質問してるんですから。だから、何にも私は一般質問に対する説明の責任というようなものは私はないと、私自身は思っております。それは先ほど申しましたように、議会を混乱させたことに対する言葉を求める。言葉というのはどういうことを指しとられるのか、私は意味がわかりません。この言葉という意味。どういう意味ですか、言葉というのは。何でもええからいうたらええんですか。そういうことじゃないでしょう。この言葉という意味が私には意味不明。ですから答えようがない、私にとってはです。私も国語に精通しておるといふんか、とにかく意味が私にはわかりません、言葉を求めるという意味。

議長、議員の皆さん、議会というところは皆さんも国会中継なんかをよう見とられると思うんですよ。そりゃすごい言葉が飛んできますわね。一番最近では、「保育園落ちた、日本死ね」という言葉が出たでしょう。日本死ねですよ。それが議員の言葉から出たんです。それは山尾志桜里という議員が言うたんですけど、その山尾志桜里議員が考えた言葉じゃないんです。ブログで流れてた言葉を言うたんです。日本死ねですよ。それどういうことを意味しとるんか、私も最初はわからなかったですけど、日本全体が死んでしまえという意味かなと。ところがその言葉は次に続いとんです。「一億総活躍社会じゃあねえのか。これでは私は活躍できねえじゃあねえか」と。そういった言葉が続いとるから、ああ、これは日本死ねという言葉は総理大臣に向いとる言葉じゃなというように理解したんです。ですから、物すごい言葉が国会でも飛んできます。私は市民の声を皆さんに届けた。その思いだけです。私は何も議会に対して混乱させたとか、一般質問に対する説明の責任をしなければならぬという思いはありません。自分の考えによって一生懸命皆さんに市民の声を伝えたという気持ちでいっぱいです。

それから、パネル云々という話がいろいろと出てくるようですが、それはどこに書いてあるんですか。申し合わせ事項のどこに書いてあるんですか。私も今申し合わせ事項見てるんだけどわからないし、会議規則の中にもどこに書いてあるかわからぬので教えてください、議長。開いて見よんですけど、私も興奮しとるもので、どこに書いてあるんですか。それよく見たい、正確に見たいと思うんですけど。申し合わせ事項のどこへどこへ書いてあるのかなと思って。

**議長（鈴木 悦子君）**

いや、岡本議員、そのことがわからないいでしたら、それはそこまで結構です。

**10番（岡本 泰介君）**

そうですか。いや、それでもそれが問題になつとんでしょう。ええんですか。それを、問題を無視して。

**議長（鈴木 悦子君）**

問題になつてるということは、ここに持って入られたパネルを議長に確認してもらって許可を得てないということを言われたんです。私も見てないし許可はしておりません。そのことです。そのことがそこに書いてないといういふことでしたら、それでそこまで結構です。それ以上の発言はないと思うんです。

**10番（岡本 泰介君）**

そこまで結構ですという意味が、また私はわかりません。どうして問題になるんかということ。

**議長（鈴木 悦子君）**

いやいや、どこに書いてあるかと言われましても手元にそういうものは、私の手元にもありませんし答弁はできませんので。

**10番（岡本 泰介君）**

調べてください、そしたら。調べてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員がそれ以上、尾高議員に対する説明というんですか、発言がそれ以上のことがないようでしたら、それまで結構です。

**10番（岡本 泰介君）**

それでいいです。私の思いは……。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにまだあるようでしたら言っていただいたらいいと思います。

**10番（岡本 泰介君）**

いや、よろしい。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上でよろしいですか。

以上で岡本議員の発言を終わります、終結いたします。

〔「議長、これはもうこれで終わり」と呼ぶ者あり〕

終わりです。終結いたしました。

〔「動議、休憩」と呼ぶ者あり〕

休憩動議が出ました。

賛成の方。

〔挙手多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで休憩の動議が成立いたしました。

1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

13番山本議員が出席をされております。

先ほどの休憩中に9番金谷のり子議員ほか2名の方から美作市議会政治倫理条例第5条の規定に基づき、文書により12月8日の岡本泰介議員の一般質問の発言の中で掲示されたパネルの内容に対する審査の請求がございました。請求に必要な議員定数の8分の1以上、3名の署名がございましたので、これを受理いたしました。よって、同条例第6条の規定に基づき、美作市議会政治倫理審査会を設置し、審査に付託するための準備をいたします。

以上、報告といたします。審査請求書につきましては、後ほど、休憩中に皆様のお手元には配付をいたします。

次に、12月1日に私に委任をしていただきました仮議長の選任をいたします。

本日の会議における仮議長に16番日笠一成議員を指名いたします。

## 日程第1 一般質問

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第1、一般質問を行います。

8日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番13番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可いたします。

岡本議員。3項目めからです。

**10番（岡本 泰介君）**〔質問席〕

それでは、前日に引き続き、8日に引き続き一般質問を行います。

1番、2番終わりましたので、3番の告知放送の件でございます。告知放送について質問をいたします。

まず第1に、システム全体についてということでございまして、私は総務委員会でも発言しておりますが、システムについていろいろ申し上げております。希望も言っております。そういったことに対して、システム全体について今説明会をされていますが、どういったことを説明されてるんか。システム全体についての説明をお願いいたします。告知放送です。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

告知放送の質問でございます。システム全体での説明会ということでございます。

告知放送では、9月議会で内容等を説明させていただきまして、その内容につきまして10月下旬から自治振興協議会、それから11月から各地域での住民説明会を開催させていただいているところでございます。システムの内容につきましては、FM告知放送の内容とか、それから屋外拡声器、一斉メール配信、スマートフォンのアプリ、それからCATV放送、そういった内容について御説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

通り一遍の説明でわかりにくいんですけど、私をもっと小さく尋ねたいのは告知放送の機器です。機器はどんなものを使うのかということをお聞きしたいと思います。

前の、以前の告知放送の一番最初の説明では告知放送はやめるということで始まったと思いますが、6月議会で市長は方針転換をばさっとされて告知放送を始めるということになりました。そして、最近ではFM告知ということは聞いておりますが、私はいつも言ってるんです。一番最初に市長並びに執行部の方は断線について非常に気にしておられたということをお聞きしました。無線なので心配がないからアプリなんかとか新たな告知システムにするとおっしゃるんですけど、今度は断線の心配があるFM告知になったわけですので、その点についてどういったふうにやっていくのかということをお聞きしたいと思います。そういったことに対処した機器になっているのか、なっていないのかということをお答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

失礼します。2回目の質問でございます。

FM告知の機器につきましては、説明会でも住民の方々に申し上げておりますが、有線ということでおつなぎをしますと、停電等になりましたらこれは放送できないというふうな状況になります。そういう状況を踏まえまして、この機器につきましては無線による情報受信機能が装備されたもの、いわゆるラジオとして使えるような、そういった機能のあるものを、そういったものを設置したいというふうにご検討しております、その機種につきましては今検討中でございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

わかりました。無線の機器にも対応できるものにするということで確認でよろしいですね。私はそのことを総務委員会でも申し上げておりました。新たに無線が使えるようにまた切りかえていこう思えばお金がかかるわけですから、この際ですから無線も使える機器にいただければ断線になっても告知放送が聞けると。電池を入れときさえすれば聞けるという機械にいただけるということでもよろしいですね。もう一度再確認します。電池方式で行かれるんですね。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

3回目の質問でございますが、機器につきましては電池を入れずと通常のラジオとして使えるような、そういった機種を今探しております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**

ラジオとして聞けるということは、かちんと入れたら放送局から流れてくるものしか聞こえないというふうに私は今捉えました。そしたら、それはそれでもいいんですけど、もう一つ加えて、こちらに無線局を置けば市の放送が聞こえるというもんにしてください。ですから、こちらに放送機器が要るということです。そういったものにしないと意味がないんで、無線の意味がないんですから、断線したときは市の機械を使って放送ができる、そして市民はそれを聞けるという方向にさせていただきたいというふうに思います。それはもう3回目で総括ということですので、この返事はまた後でお聞きいたします。告知放送については以上でよろしいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

4項目めに。

**10番（岡本 泰介君）**

次に、屋外拡声器にまいります。

これも何回か御説明を聞いておりますが、屋外拡声器については一番最初の、私直接聞いたわけじゃないんですけど、地域振興協議会なんかの説明を聞かれた人に聞くと、市内150カ所にするということで最初いかれとったんですけど、最近は少し変わられて、今市にあるものを使いながら、ないところは小学校単位であるというような話でしたが、一体今はどういう計画になってるのかお聞かせください。何基ぐらいつけるかということも含めてです。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

屋外拡声器に関する御質問でございます。

議員がおっしゃるとおり、説明会等では既存の屋外拡声器を使い、設置されないところにつきましては小学校区単位で設置していくというふうな説明をさせていただいているところでございます。この設置本数につきましては、既に屋外拡声器が設置されている大原、東栗倉、美作、作東地域につきましては既存の施設を活用し、48本を整備する予定でございます。また、屋外拡声器が整備されていない勝田、英田地域につきましては、先ほど申し上げましたが、旧小学校単位での新設を検討しているところでございます。



以上でございます。

[10番岡本泰介君「本数は」と呼ぶ]

本数につきましては、今10本程度で検討させていただいているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

なかなか最終案が出てこないようでございますが、10本程度と。48本足す10本ですから全部で今58本程度ということですね。それでその58本程度でカバーできる場所というんですか、それでテストされるんでしょうか。それで十分だというふうに思われますか。風が吹いたり雨が降ったりするときもあります。そういったときにこの58本程度でどの程度カバーできるかのことをお聞きします。カバー率ですね。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

2回目の御質問でございます。

屋外拡声器につきましては、現在既存の拡声器につきまして具体的にどの程度使えるか、どういった新たなものを加えなければならないかというのを調査をしているところでございます。この可能範囲につきましては具体的な数字は持っておりませんが、基本的に屋外拡声器につきましては災害があったということを感じてもらおう一つのツールとして非常時にサイレンを鳴らすというふうなことを検討しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

サイレンを鳴らして何かあったなということを知らせる程度のものだけということですね。

私は拡声器という言葉がついてるものですから、屋外拡声器というものが前にもついていたんじゃないかと思うんですけど、これも最近の説明についてますね。屋外拡声器という、声を出して知らせるものだというふうに前に理解しとるものですから、その声がどの程度聞こえるかなということ非常に私は気にしてるんで、それが聞こえないと意味がないんじゃないか。サイレンが鳴れば、何か起きたなということはわかって、どうしたらいいかなというふうなことがわからないわけですから、その拡声器の声のカバー率はどの程度かということをお聞きしとんで、それについてお答えいただければ、答弁してください。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

3回目の御質問でございますが、繰り返しの答弁になりますが、先ほど申し上げたとおり、屋外拡声器ではサイレンを中心として鳴らす予定にしております。市民の方々に注意喚起をするというのが最重点的な目標として設置したいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**

いいです。したら、もうこの拡声器という言葉をもう取らんといけませんよ。私たち市民はもうそういうことをやっぱり信じるわけですから。屋外拡声器はもうサイレンだけですというふうにやってください。説明会ではそういうことをされとんかどうかははっきりしませんけど、サイレン放送というのは放送ということはおもうつけないようにしてください。サイレンを鳴らして注意喚起だけだというふうにしてください。

それじゃ、次行きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

5項目めです。

**10番（岡本 泰介君）**

スマートフォンアプリについてですけど、アプリはダウンロードして使いなさいということですけど、若い人はすぐ何でもするんですけど、お年寄りやアプリをどうこうする人、全然できない人もたくさんおられ、アプリという言葉の意味さえもわからない人もたくさんおられる。ながらもスマートフォン持つ人もおられると思うんで、そこら辺の市民に対する教育と言ったらおこがましいですけど、指導はどういうふうにされていくつもりなんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕**

スマートフォンのアプリについての御質問でございます。

このアプリについては現在開発中でありまして、12月中の運用を開始する予定でございます。このアプリを御利用いただくと、行政からのお知らせやお悔やみ、学校情報などをケーブルテレビ、みまちゃんネルの12チャンネルで放送している美作市データ放送の情報や火災情報、告知端末での放送内容など、そういったものが入手していただけることになります。具体的には、でき上がったアプリを使いまして市民の方々にデモなどを行いながら普及を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

最新機器というのは非常に多機能でございまして何でもできるということで便利にはなっておりますが、使えない宝の持ち腐れの人もたくさんおられるわけでありまして、そういった方に対してしっかりとした説明をしていってくださるようお願いいたします。この項目はこれで終わります。

6番に入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

6項目めに入ってください。

**10番（岡本 泰介君）**

6項目めの全体予算ですけれども、先ほどから聞いて不思議に思うんですけど、機器はまだ検討中で機種も決めてないというようなことも言われております。そういった中で、5億2,000万円の今度予算が出てきておるわけですが、聞き方によれば機種が高くとけばこの予算もまた変わってくるのかなというような思いもございまして。それから、説明会をもう既にしておるのにまだ機種が決まってないというようなこと

とも、私はどうも合点がいけないんです。何かちぐはぐちぐはぐこの事業は進んでると。一体どういったことを決められて、どういうふうになっていきよんか。もう流れが全然理解できないんです。それに対して執行部はどのように思っとられるんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**〔登壇〕

新しい告知放送システムの全体の予算についての御質問でございます。

この告知放送では、先ほども答弁させていただきましたが、9月での議会におきましてFM波を利用した音声告知を行うということで再構築費として6億4,100万円程度を見込んでいたというふうに御説明をさせていただいてるところでございます。そのうち早期に事業着手する必要がある経費につきまして、今議会、12月議会において美作市告知通信施設整備事業として5億2,000万円の債務負担を計上させていただいてるところでございます。この新たな施設につきましては、構築費では既存のシステムの更新費用14億円から半減以下の額に圧縮することができ、また運用面では平成25年以降に比べて年間の利用料金や補修、運営費の見直しを行うことで年間5,000万円以上の経費削減ができるものと、そういうふうに見込んでるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

今、若干答弁漏れの感じがあったんでお答えしますが、御案内のように先ほどから申し上げたように、断線に対してもできる限りの安定性をというようなことで、例えばFM告知端末については電波受信機能というものを念頭に、つまり機能は決定してます。その決定した機能を満たす機種が複数あれば、これ入札を行って最適なものを選んでいくというプロセスが今後待っているということでございますので御理解賜りますようお願いいたします。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

わかりました。機種は選定中であって、機能は決定してるということで、それについては安心いたしました。先ほど言いましたように、基地局からの市独自の電波が届くという機種でいいんですよ。ラジオという発言をされましたんで、もとへ返ったようなことになっていきよんですけど、予算に絡んでのことですでお許しいただきたいと思いますが。旧美作町が使ってたのはそういう機械だったわけですよ。ラジオ機能はなかったけど、美作町の機械で放送して、それが電池でも聞けるし100ボルトでも聞けるし、100ボルトが断線した場合は電池で聞けるという機種でした。そういった機種にしてほしいというのが私の思いです。それが市民に対して一番よい方法ではないかなという思いがありますので、そのことを何回も申し上げてるわけでございます。

そして、また予算に戻りますけど、いろいろと決定してないのに予算が5億2,000万円出るとということに私は不思議なという思いがしておりますが、できるだけ安くということ念頭にされてるということですので、しっかりとしたことやっていただきたいというふうに思います。この件は、もうこれで結構です。

議長（鈴木 悦子君）

7項目めに入ってください。

10番（岡本 泰介君）

7項目めに入ります。

美作市は萩原市長になられてから美作市の市有財産、市が持つてる財産をいろいろと貸し出されております。はっきり私が議員でないときのこともありますのでよくわからない面もあるんですけども、第1番目は萩原市長が最初にされたことは梶並地区にあるライフサポートというところに貸与をされております。これは老人施設ですけども、貸与されておると。ライフサポートという会社は、前にも議会で問題になったというか、発言があったように市長が元役員をされておった会社だと。そして、現在は奥さんか誰かわかりませんが、同姓の女性の方がされてると。私は市長の奥さんのお名前もお顔も存じ上げませんので、その方が奥さんかどうかということもはっきりしませんが、間違っていたら訂正していただいて結構です。そういった方にまず貸し出された。順番は前後しとんかもわからないですけど、2番目としては旧消防署の跡地をNODAレーシングに建物と土地を全部貸されとるということでございます。ここも現在ももちろん活動中でございますが、当初の見込みとは随分違った内容になってる。当初は職員10人、生徒30人というようなふれ込みで貸されたわけですけども、現在は生徒が1人か2人か、はっきりしないような。娘さんの教育機関じゃないかというような声もちまたでは出ております。そういったところに貸されておると。3番目としては、大原高校の跡地で滋慶学園に貸し出されております。これは10億円の補助金つきの無償貸与ということになっておると思います。そして4番目としては、今度それに付随して大原地区にあるやすらぎ荘の跡地にショウワコーポレーションが滋慶学園の生徒のための寮を建設中だということでございます。ここには、私ははっきり知りませんが、恐らく30年の無償貸与ではないかというふうに思っております。違ったら言ってください。5番目としては、作東の豊野小学校の跡地に、またこれも何年契約でか知りませんが、無償で河田耳鼻咽喉科さんがされる老健施設ができるということを最近聞きました。既に工事も始まっているようでございます。こういったふうに、美作市の財産が次々と無償貸与されてる。どうしてこんなに無償貸与が、議会も何も知らん間にできるんかなということを私不思議に思ったので、美作市財産条例というのを引っ張り出して見てみました。そしたら、美作市の財産条例は平成26年9月18日という日付ですから、市長がなられた2回目の議会のときに変更されてるんです、内容が変更されてる。そしてその変更の主な点は、美作市の財産が、市の財産が収益的な活用が困難な普通財産については過疎対策、定住促進対策、高齢者対策、子育て対策等、本市の重要施策の遂行上、必要となる普通財産を譲渡することができるというふうになってるんです。済いません、譲渡じゃなしに貸与、失礼しました。貸与のどこ、どこだったかな。貸与のときは、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付けというところですよ。

これも一般質問でどういうたらええんですか、おくれたりなんかしてごちゃごちゃしたので、資料の整理ができん間に始まってしまいましたので、ちょっとお待ちください。

文面同じです、ほとんど。貸与できるときも文面は全部一緒です。第11条に「無償又は時価より低い価額で貸し付けることができる」と。このことの中の第3項に「収益的な活用が困難な普通財産について、過疎対策、定住促進対策、高齢者対策、子育て対策等本市の重要施策の遂行上特に必要と認めるとき」、文言は一緒です。譲与するときも貸し付けるときも同じ文言が、これが新たにひつついたというのが平成26年9月18日、萩原市長が2回目の議会のときにこの条例が出されたわけですよ。ですから、この条例によって恐らく次々と貸与されてるんだらうというふうに私は理解しております。

そして、私はここで問題にしたいのは、この第11条の第3項、収益的な活用が困難な普通財産について

と。非常にこれは曖昧というんか、私はこれが気になるところでございまして、この収益的な活用が困難な普通財産という判断、これは一体誰がするのですか、この判断を。私はそのことが非常に気になっておりまして、収益的な活用が困難な普通財産という文言を誰が判断するのかということです。それについてお答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

まず、議員の御理解のために申し上げておきますけれども、その条例ができる以前は無償貸与はなかったかというところなんです。これは議員が市議会議員をしておられたころから無償貸与はありました。いいですか。しかし、その無償貸与を記述する条文がなかったんです。つまり、規則なくやっておられたと。これはまずいのであるから、きちっとした規則をつくっておく必要があるので条例を作成したと。これが本当のことです。いいですか、議員、わかりますか。

次に、質問の一番いいところは、おっしゃるとおりで収益的な活用が困難であるという判断なんです、これが誰がするかっていうとマーケットです。例えば、ある土地がありましたと。そこに一定期間、例えばその土地があいたからきょうのきょうに至るまでこれを使いたいから有償で貸してくれという実績があれば、これは当然でありますけれども、収益的な活用が可能だということになる。それがずっとないという状況というのを考えてみると、そこに一定の判断というのが出てくるというのは一般則であります。もちろん、その条文の書き方によっては判断権は当局にございますが、当局としては今申し上げた今までの経過の中でこれを貸してくれと、お金払うからと、こういうようなことがあるかないかということを経過的にはその判断根拠として考えていくというようなことであります。

したがって、今後もどうということが起きるかといいますと、民間のほうから貸してくれというときには貸します。例えば、今産業団地が作東にございますけれども、これについてあいてるところを工事用の、例えば資材置き場として使いたいのを貸してくれというようなことがございますが、そういうときにはちゃんと適正な金額を算定して有償貸与になると、こういうことでございます。つまり、マーケットが基本的にはそういうことは判断をして、そのマーケットの判断を我々は尊重するというところでございまして、全国一般的な法形式だということもあわせてお知らせをさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

確かにずっと寝てる遊休な土地もないことはない。それは私も知っております。市長は先ほどからマーケット、市場が決めるということでございましょう。それも一理ある、私もそれも認めます。しかし、今貸された土地を無償で貸すから誰か使ってくれと市報でも出すとか、何かで宣伝するとか、そういったことをされたんですか。ここ無償だったら私も借りたかったなという人もおられると思うんですよ。どういった方法でそれをされとんでしょうか。例えば今の5件の土地に対して、どういった方法でされとるんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

どうもやっぱり議員は根本のところがおわかりになってないと思います。ずっと有償で借りるという人がいないということを申し上げたわけでございます。無償で貸しますからという広報は、それは一般的にはいたしません、恐らく、言語矛盾ですわね、無償で貸しますからどうですかと言って、それを判断基準にしたんじゃ何の意味もないんじゃないですか。有償で貸すからっていうんだったら、それはありますよ。無償で貸すからというように広報する必要がないというのが1点目。

一方で、私どもとしては、例えば市民の方々が切実に求めておられる介護施設などについては、土地の提供条件として無償にしますよということで、これは公募条件の中にきちっと書き込んだ上で、そして参加者を募る。しかし、なかなか今当地における介護施設についても手が挙がりにくい状況になってるんで参加者がなかなかあられてはこない。例えば英田について言うと、同じことで3回やりましたけどもだめだったし、それから梶並についても過去2回ぐらいやってだめだったんで、こうなってるということもあります。この辺は、実態論はよく議員もお確かめの上で、適正な形で御質問されたほうがよろしいんじゃないかというふうに考えますので申し添えます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

有償だったら募集というか、無償だったら広報する必要もないというその案ですけれども、それには私は少し異議があります。有償だろうと無償だろうと、市民に、市民内、内外もありましようけど、市内外に広報する必要はあると私は思います。あつこが無償だったら使いたかったのになという人も私はあると思います。有償だったらするとか、無償だったらする必要ないとかという判断は私はおかしいと思っております。

そして、それだったら5件のうち、これはもう全部無償でなかったらだめだったんですか。私は不動産鑑定士を入れて、それでも値引きしても、森友学園のごみの問題のあの土地の話じゃないですけど、少しぐらい周りより安くても借っていただいて、そして事業を展開していただく。

今5つの事業をいろいろ並べましたけど、どこにしても全くボランティアでされとるわけじゃないと思うんです。幾ばくかの収入を見込んで営業されとんだとか、それに対して有償を求めるということも私は大切じゃないかなと。市の財産が30年で貸されて、そして30年の間にもし倒産だ何だということが起きたときに、その建物なんかは一体どうなるのかというようなことも大きな問題ですし、そういったことを勘案すれば有償にしていくんが一番私はいいと思うんです。そうしないと後々に、後世に負担がまたかかってくるおそれがある、おそれがです、今あると言ってるんじゃないんです。将来負担が必ず発生するんじゃないかな、そういうおそれのために私は有償でされたらどうかなという思いがありますので、それに対してどう思われるか答えてください。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

いろんな考え方がおありになる。それはそれで結構なんですけども、私どもはこのまちをしっかりと運営し、市の財政を確保して、あるいは市民生活の向上を図ると、こういう責務がございます。それは有償で来ていただけるのであれば、それにすぐることはありません。しかし、自治体の問題として我々の土地の今の状況などを考えますと、なかなかそれがかなうことにはならないというのが1点目です。

2点目に、無償で貸したからといって決して我々が損をしているわけではないです。まず損はしていません。次に、何が言えるかという上物は建ちます。いずれの場合も法人の形態によりますけれども、多くの

場合には、例えば梶並についても、そして旧やすらぎ荘の跡地についても立地される企業が株式会社形態でありますので100%の率でもって固定資産税がそれにかかり、そしてそれが私どもの税収になってくると、こういう経過もありますし、また場合によっては当然でございますけども、法人市民税というようなことでも税収が確保できる。この辺を総合的にお考えになったらよろしいんじゃないかなろうかというふうに思います。作東産業団地については、今申し上げたそのことでいいますと、土地の造成その他の部分と、そして5割以上の割引といったこと、あるいはさまざまな誘致のための費用を考えますとほとんど赤字です。実は、30年ぐらいたってようやく黒字になるかもしれないぐらいの、固定資産税の割引もありますんで、それでも雇用の確保のために今までも作東時代の流れを引き継いで誘致をし、そして補助金を払ってきている。こういったものとの比較というのは議員には無理かもしれませんが、そういったものよりは実は圧倒的に市の負担が少なくかつ確実にリターンがあるということも、御念頭にあれば今のような御質問にはならなかったんじゃないかなろうかと思えます。総合的にお考えいただけますようお願い申し上げます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。総括です。

**10番（岡本 泰介君）**

市長の切り返しも結構でございますが、私は美作市が、市長いつも言われる、地区懇談会で言われてるらしいんですけど、平たく言えば貯金がふえて借金が減ってるから安心してくれということをよくおっしゃってるというふうなことを聞いております。議会でもたびたびおっしゃってる。それはいいな、よかったなという思いはします。その反面、美作市はよくなったよくなったと言っても、岡山県の中でいけばどういったところに立ち位置があるのか。例えば、財政力指数でいけば県下でも最下位か、けつから2番目とか、自主財源比率に比べればもっともっと低うて、市長に対しては、市長の思いと私の思いと違う面があるかもわかりませんが、私たちはもう少しさめたような目で見ています。私はです、さめた目で見ていうことでございまして、もっともっと自主財源をふやしてほしい。そういう思いがあるからこういうことを言ってるんで、少しでも美作市のために努力して下さることはいいんですけども、さらにその上を求めるといふ思いがあつてこういった質問をしてるわけです。有償であるか、無償であるか、それがどちらがいいかわからんような言い方を市長されるんですけど、無償でもそんなに損はないという言い方をされるんですけど、有償であることにこしたことはないという思いは私にはあります。市の財政をさらによくして美作市の将来が明るいものになっていけばいいわけですから、ぜひその努力はしていただきたい。もう誰もこの土地は使うもんはおらんんじゃないやえ、ええがなという考えでは進んでいただきたいという思いでいっぱいでございます。この件は総括でございますので、これで終わります。

あと17秒しかないので、15秒になりました。まことに申しわけございませんが、この後の質問は次回に送りたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいです。

**10番（岡本 泰介君）**

済いません。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番13番、議席番号10番岡本泰介議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番14番、議席番号2番和田広宣議員の発言を許可いたします。

和田議員。

**2番（和田 広宣君）〔質問席〕**

2番和田です。議長の許可をいただきましたので、ただいまより12月度定例会の一般質問を始めます。

今回、3項の質問をさせていただきます。1項めは美作市の防災について、2項めに美作市の環境設備・整備について、3項めに美作市の都市構想についてであります。

それでは、1項めの美作市の防災についてであります。1として住宅用火災報知器の設置状況と維持管理についてお尋ねいたします。

平成18年住宅用火災報知器の設置義務化より、ことしで11年目であります。美作市においても、美作市火災予防条例第3章の中で設置場所及び維持について記されております。適正な場所に設置することにより、早期発見による逃げおくれや被害の拡大を防ぐ効果があります。しかしながら、平成27年の調査では岡山県の設置率は沖縄に続きワースト2位。また、条例どおり寝室に設置できている条例適合率は39%の全国最下位でありました。その後、推進用ポケットティッシュの増量、各消防本部への推進の強化により改善は見られるものの、まだまだ低水準であるとのこととあります。そこで、我が美作市の設置状況と推進啓蒙状況をお尋ねいたします。また、保健福祉部では高齢者への設置補助を行っていたとのこととありますが、現在の状況についてお尋ねいたします。

次に、2として自主防災会と防災リーダーの育成についてお尋ねいたします。

先日の台風18号、21号接近の際には、我が美作市本庁舎においても災害に備え深夜まで明かりがとまり、また各地域の消防団の皆様は万が一に備え遅くまで待機していただいております。心より感謝を申し上げます。近年、台風や地震、洪水や竜巻、また土砂災害等、日本中不意を突くように発生することが多くなってまいりました。我が美作市においても、11月11日には大原武蔵武道館駐車場において消防、警察、医療関係ほか多数の団体が集まっての美作市防災訓練が行われました。実際に災害に遭遇したとき、どう動くべきか、何をすべきかを冷静に判断することは極めて困難であります。ふだんからの訓練や備えは、自分や家族、地域の人々の命を災害から守る第一歩と言えます。6月議会の危機管理監の答弁で、自主防災会の組織率が全市民に対して77%とありました。担当課の啓蒙、努力によるものだと思います。しかしながら、平成28年はその中で地域防災訓練の参加者は581人で、2.6%と少し少なく感じました。先日の行政懇談会の中でも、台風のときに避難場所に数人が集まってきたが、いざ大きな災害が起こったらどう対応したらいいかわからないと不安であったという意見もありました。そこで、地域防災計画の中に地域防災リーダーの育成があります。防災士の資格の取得を支援し、防災リーダーと消防団を中心に地域防災を進めていくとのことだと思いますが、現在の各組織への防災リーダーの配置状況、またリーダー育成のための講習等の実施状況をお尋ねします。

以上、1回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

消防長。

**消防長（山崎 正雄君）〔登壇〕**

和田議員の1回目の御質問にお答えします。

住宅用火災警報器の設置状況ですが、平成29年6月1日現在の国の調査結果は全国設置率、これは1台でも設置、81.7%、岡山県設置率は75.8%であります。また、美作市設置率は82%となっております。

推進、啓蒙状況につきましては、ポスター掲示、各種イベントでのチラシ、ティッシュの配布、みまちゃんネルのお知らせ、広報みまさか平成29年11月号9ページに記事を掲載等を行い、まだ設置されていない方



には設置の呼びかけを行っている状況でございます。

維持管理については、半年に1回、火災警報器についている点検用のひもを引く、ボタンを押すなど、電池切れや故障していないかの点検、確認をお願いしている状況でございます。

保健福祉部が実施しておりました美作市独居高齢者住宅用火災警報器給付事業につきましては、平成19年度から平成24年度まで実施され、ひとり暮らし高齢者世帯に対し住宅用火災警報器を513台現物給付しております。ちなみに、平成19年から平成24年までの給付数は勝田地区が113台、大原地区が120台、東栗倉地区が42台、美作地区が108台、作東地区は94台、英田地区は36台が給付されました。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、自主防災組織と防災士の育成についてお答えさせていただきたいと思います。

現在、市内には53名の防災士の方がおられ、認証された防災士の方々は自助、共助、協働を原則として社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待されております。このため、講習では災害発生の仕組み、災害に関する情報、命を守る方法など、多くの研修を受け、地域の防災活動に取り組んでいただいているところでございます。地域別では、勝田地域8名、大原地域10名、東栗倉地域1名、作東地域16名、美作地域15名、そして英田地域3名の計53名となっております。

なお、全国では人口1万人当たり10人の防災士ではございますが、当市におきましてはその倍の19名の防災士の数となっております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目です。

1の住宅火災報知器の設置について答弁がありました。設置率は82%、全国平均並ということですが、しかし気になるのは死亡火災の出火場所で、寝室からの出火が71.2%、台所からの出火はわずか9.8%に対して肝心な寝室への設置が28年度の美作市の条例適合率は38%であり、全国66%を大きく下回ります。気になったので親戚や知人30軒に設置状況を聞いてみたところ、設置している家は約半数の17軒、そのうち寝室に設置しているところは5軒で20%でありました。そのほか12軒は台所に設置してありました。サンプルのとり方にもよるのかもしれませんが、今後の意識づけが必要に感じました。福井県では、設置率、条例適合率とともに90%を超えています。また、全国の市町村では設置率、適合率ともに100%のところもあるとのことあります。広報みまさかの11月号には設置の推進と点検方法の記載はあるものの、設置場所について触れられてはいません。適切な場所に設置することで火災による死者の2人に1人が助かるとのことあります。11月16日の山陽新聞では、真庭市消防団本部職員と消防団で手分けをして警報器の設置確認と推進、点検を毎年全地域で行っているとのことでありました。消防庁の通達では、設置状況の確認は訪問調査がうたっているようにお聞きしました。美作市としてアンケート方法も含めて、美作火災予防条例第29条の3の寝室への設置が100%に近づけるよう努力をお願いしたいのですが、お考えをお聞かせください。

また、火災による死者の7割以上が65歳以上の高齢者の逃げおくれとのことあります。美作市では、平成19年から24年の5年間、ひとり暮らし高齢者世帯に対して現物給付を行ったとのことですので素晴らしい政策で

あると思います。24年で廃止になったとのことでありますが、廃止になった理由は何だったのでしょうか。設置から10年目に入りましたが、点検は高齢者が自分でできているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、自主防災組織と防災リーダーの育成についてであります。現在防災士は53名と人口に対しては多く上回っているとのことであります。消防署員や団員の方が多いのでしょうか。6月議会の皆木危機管理監の答弁では、自主防災組織は140団体あるとのことでありましたが、各団体への防災士の設置率は把握されておられますでしょうか。美作市自主防災活動支援事業の第5条に、防災リーダー養成支援事業では自主防災会の推薦をもって防災士研修講座受講の全額補助がもらえるようになっております。逆に言えば、140の各団体に最低1人ずつ配置できればと思いますが、お考えをお聞かせください。防災リーダー育成事業設立以来の年次別補助人数を答弁願います。

以上、2回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

消防長。

**消防長（山崎 正雄君）**〔登壇〕

和田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1回目の答弁の中で述べました設置率及び条例適合率について、若干説明をさせていただきたいと思えます。設置率とは、火災予防条例で設置が義務づけられている住宅の部分のうち、1カ所以上設置されているものを言います。また、条例適合率というのは美作市火災予防条例第29条の3項に定められている寝室や階段部分に設置していることを指すものであります。なぜ、寝室や階段部分に設置をしなければいけないかといいますと、先ほど議員が申し述べてましたが、火災の死亡原因で寝室においての寝たばこや石油ストーブによる出火によることが多く、発生時間帯を見ると午後10時から翌朝6時までの時間帯に多く見られることから寝室となっております。また、階段部分は煙が早く上昇し集まりやすい箇所、2階に就寝されている方にとっては避難経路となることからです。正しい場所に設置すれば、死亡率が約50%減少すると言われております。また、議員が述べていました適正な位置、寝室、階段へ設置するよう、今後とも各種広報媒体を活用しお願いしてまいりたいと思えます。また、高い設置率の福井県の取り組みを参考にさせていただき、設置率の向上を目指すよう啓発してまいりたいと思えます。

それから、美作市独居高齢者住宅用火災警報器給付事業計画でございますが、平成19年度から給付事業を行っていたところ、平成23年6月1日に消防法の改正が行われ、住宅全てに火災警報器の設置が義務化されました。それ以降においても給付事業を行っていましたが、給付申請件数が減少したことにより、平成25年3月31日をもって終了したものでございます。

高齢者の点検状況についてですが、本体についているひもを引っ張る、ボタンを押すなど、簡単なもので半年に1回は点検しましょうと呼びかけておりますが、高齢者の方ができているか把握できておりません。今後、アンケート調査等を行ったときに把握、指導してまいりたいと思えます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**〔登壇〕

それでは、和田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

防災士のうち現職消防団員及び消防職員の数は16名で、市内防災士認証者の30%でございます。また、自

主防災組織は現在140団体ありますが、そのうち37団体へ防災士がおられ26.4%という状況となっております。防災リーダーの養成支援事業につきましては、平成28年度からの実施でございます。平成28年度では13名の方へ補助を行って、本年度は11月末までに10名の方への補助を行っております。今後も一人でも多くの防災リーダー養成ができ、全ての団体に配置できるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。3回目です。

**2番（和田 広宣君）**

福井県の取り組みを参考に設置率、条例適合率の向上に取り組んでいただけるということであります。

ちなみに、福井市消防本部の予防課に電話しました。取り組みとしては消防職員が1件ずつ手分けをして訪問し、繰り返し啓蒙推進しているとのこととあります。そして半数以上の方がキッチンにつけるものと勘違いしておられ、広報やイベントに参加した人だけでは周知は難しいとのこととありました。また、設置できた家は住宅地図を塗り潰しているとのこととありました。

平成に入り、車のシートベルト着用が義務化されました。当初着用率はなかなか伸びませんでした。警察交通課がドライバーに文句を言われながら注意、取り締まりを繰り返した結果、近年着用率は90%を超え、年間死亡率は1万人前後から平成21年以降は半数以下の4,000人台を推移しています。火災報知器の適所への設置は、もしものとき必ず結果を生み出すものでありますので、どうかよろしく願いいたします。

また、単身高齢者への設置が513台で平成25年度で終了したとのこととあります。先日の福祉部長の答弁では、単身高齢者世帯は1,889世帯とのこととありました。あと1,400世帯への設置補助が復活できないでしょうか。また、登録済みの513台の保守点検の確認はできないでしょうか。

次に、防災士に関しまして、ことし8月に有志議員6名で避難所での対応について講習を受けにまいりました。まず、トイレの環境整備、次に寝場所、高齢者に対しての簡易ベッドの準備、食べる場所の確保等、実際の熊本被災時での避難所の支援方法を教わりましたが、事前に勉強しておかないと、いざ現場で思いつくものではありません。せっかくの防災リーダーの育成制度でありますので各防災会に働きかけていただき、全国平均にとらわれることなく、人材の拡大、育成をお願いしたいと思っております。

火災報知器の高齢者への対応について答弁をよろしく願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

消防長。

**消防長（山崎 正雄君）**〔登壇〕

和田議員の3回目の設置補助が復活できないでしょうかという御質問にお答えします。

まずは、独居高齢者の実態を調査した上で安全・安心の暮らしのため、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

総括です。

設置のほうを検討していただくということとありますので、保健福祉部の部長様は答弁に立たれませんが、消防長が勝手に言ったとかということなく、しっかりと研さんしていただき、ぜひ実行していただ

きますようよろしくお願いいたします。

次に、2項めに入ります。

**議長（鈴木 悦子君）**

2項目めに入ってください。

済いません、ここで10分間休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

和田議員の2項目めから始めてください。

和田議員。

**2番（和田 広宣君）〔質問席〕**

次に、2項めの美作市の環境設備・整備について質問をいたします。

美作市の公園、観光施設等には公衆トイレが42カ所あります。ほとんどきれいに保たれていますが、中には長い間掃除されていない場所が見受けられました。逆に、英田地区の滝宮ダムの公園のトイレは人里離れた山の中にあるにもかかわらず、落ち葉でアスファルトの道も全く見えない中、トイレ棟周辺だけがびかびかに掃除されてありました。場所により大きく違いがあるのですが、管理体制、清掃委託はどのようになっているのでしょうか。

また、和式トイレしかない場所は一部洋式への変更の要望を聞きました。英田河会地区のアゼリア館はサイクリングや年配の観光客が多い中、洋式トイレがなく早急に必要とのことであります。大芦高原キャンプ場は全て和式トイレのため、洋式トイレ、洗浄便座の有無を予約問い合わせの方に聞かれて困っているとのことであります。また、公衆トイレではありませんが、大原公民館は1階に洋式トイレがあるが、2階が和式なので高齢者の方が階段の上りおりに苦勞されているということでもあります。早急な変更の対応をお願いできませんでしょうか。

2としまして、ごみステーションの未設置の地区があったように聞いていますが、現在はどのような状況でしょうか。未設置地区が残っているのであれば、環境美化の観点から原因と対応策を答弁願います。

以上、1回目です。

**議長（鈴木 悦子君）**

政策参与。

**政策参与（山下 亨君）〔登壇〕**

本市のトイレ対策につきましてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、本市には観光施設やキャンプ場、公園、JRの姫新線の駅など、市内42カ所に公衆トイレがありまして、大半がトイレ専用棟となって設備されております。公衆トイレは日夜いつでも誰でも使えるようにしておかなければなりません。そのためにトイレを設置、管理している部署が清掃やメンテナンスなどに努めております。

観光振興課の調べによりますと、観光施設のトイレは22カ所にございます。うち4カ所は使用中止をしておりますが、ほかの18カ所の管理状況を見てみますと指定管理者による清掃管理が6カ所、清掃業者によるものが8カ所、市の職員の清掃管理が2カ所、地元の方に清掃管理いただいているものが2カ所、こう

いった状況でございまして全便器の約6割が洋式便器となっております。もっともこの6割というのは数え方を変えますと5割程度、5割弱ぐらいになりますが、これは洋式化しているかどうかということについての問題とは別の問題がございまして、建物の中にあつて初めから洋式トイレをつけておつて観光客に対応するという便器がまとまつてある場合のことでございます。ちなみに議員御指摘の英田地区の観光トイレについてでございますが、滝宮の公園トイレ、これは清掃専門業者が清掃管理しております。私も行って見ましたが、非常にきれいにできております。また、アゼリア館のトイレ棟は、これは和式便器でございます。直営で、これもきれいに清掃管理しておられる状態でございます。また、大芦高原温泉雲海のトイレでございますが、これも清掃業者が清掃管理をしております。キャンプ場につきましては、和式が5つ。男性が3、女性が2でしたか。和式が入っております。これもこういったところでのトイレはキャンプ場ということもありますが、洋式のほうが使い勝手がいいと私も思います。いずれも観光客の多いところでございます。早急に洋式化の対応を検討してまいる所存でございます。

一方、建設部所管では美作総合運動公園とバレンタインパーク作東、計4カ所の公衆トイレがございまして。週2回の清掃を業務委託をして実施しております。17基の便器がありますが、7基が洋式便器でございます。

なお、各総合支所や教育体育施設等につきましては平成27年度から計画的に便器の洋式化を進めてまいりまして、3カ年度で18カ所が整備済みとなっていると聞いております。議員御指摘の趣旨に沿ひまして、観光客等利用者に不快な思いをさせないようにトイレの洋式化などを進めることが喫緊の課題であると認識をしております。今後、各所の観光トイレ等のトイレ棟の設備につきましては、観光客やトイレ弱者等の立場に立つて調査をして、平成30年度以降計画的にトイレの洋式化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

それでは、議員御質問のごみステーションの未設置場所について、未設置地区が残っているのであれば原因と対応策ということでございますが、ごみステーションの未設置地区は主に旧美作地域の林野、栄町周辺と湯郷地区などの一部でございます。これらの地区はごみの収集日には現在も路上に集積している状態でネットなどをかけて動物などによって荒らされることのないよう対策をいただいているところでございます。林野、栄町、湯郷地区などは家屋が密集しており、また湯郷地区に至っては観光地でもあり、立地的にもごみステーション用の用地確保が困難な地域であります。ごみステーションの新設、増改築などを行う場合には美作市ごみステーション設置補助金要綱により補助金を交付することは可能でございますが、用地の確保につきましては、あくまで地元の利便性がよく、地域の皆様の総意のもと設置場所を決めていただいているもので、具体的な計画がございましたら市といたしましてもでき得る限りの協力をさせていただきます。ごみステーションを設置していただけますよう推進してまいります。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目の質問です。

トイレをきれいに保つことは、その施設、町全体のイメージアップにつながると思います。各トイレの状況を評価していただき、各部署へ確認をお願いいたします。特に、女性はトイレの汚い施設には二度と行き

たくないといったことも聞くことがあります。また、トイレのユニバーサルデザイン化は観光客の増加を目指す上で必ず重要な課題になってくると思います。利用客がふえてから、要望やクレームがふえたから切りかえるのではなく、大勢の方に美作で、美作の地に来ていただき喜んでいただくためにトイレのユニバーサルデザイン化を早急に進めるべきだと思いますが、御意見をお聞かせください。

2としまして、ごみステーションの推進は地域の総意のもと、希望があれば補助金は出しますと地域次第ということですが、行政として美観面、衛生面からも推進、相談が必要でないかとは考えます。平成28年2月の総務委員会で、委員より、ごみステーションの推進をもっと積極的にすべきではないかの質問に、執行部より、補助採択の基準も緩やかにし補助金も増額したので積極的にPRしていきたい、各地域の代表者や区長の皆さんにPRしていきたい、しかし補助金はくらし安全課が担当し、設置場所はクリーンセンターが担当しているので回答しにくいとの答弁でありました。その後、設置補助金も設置場所の許可も環境部の管轄に一本化されたわけでありましてやりやすくなったと思うのですが、地域の方々とは相談はされましたでしょうか。答弁をお願いします。

以上、2回目。

#### 議長（鈴木 悦子君）

政策参与。

#### 政策参与（山下 亨君）〔登壇〕

トイレにつきましては、いろいろな角度から皆さん御存じだし、御使用もされて、おうちでトイレの掃除をされたりいろいろしておられますので余りごだごと私のほうから答弁する、あるいは御意見申し上げるようなことではないと思いますが、トイレ経済学という考えがございます。議員御指摘のとおり、もてなしの心を持ってトイレを清潔に保つということが観光客を呼び込む上で最も重要だということがございます。経済効果はこれによって、飲み屋でもそうですしレストランでもそうですが、きれいなトイレっていうことだったら安心していこうかと、あるいはもうちょっと飲もうかというふうなこともございます。こういったトイレ効果、トイレ波及効果、経済効果がございます。市内の観光トイレでございますが、ユニバーサルデザインという言葉は議員お使いいただいておりますが、本格的にユニバーサルデザイン化がされますと美作市のトイレはきれいだという評判は確かに得られます。観光都市美作のイメージが確かにアップいたします。6つの町村が合併しましてから、それぞれの町村がトイレに関して力を入れてこられたということもあるんでしょう。比較的美作は公衆トイレの数が多い。無理をしなくても数はある程度あるのかなという感じはいたしますけども、トイレの洋式化とかユニバーサルデザイン化っていう観点ではこれを重点的に進める必要があるだろうということを痛感しております。一方、バリアフリー法や障害者差別解消法の観点からの障がい者についてのトイレ不便、トイレに不便をかけさせられないよというその配慮が必要なことは申すまでもありません。障がい者のほかに足腰の不自由な高齢者や女性、高齢者の女性もおりますが、子ども、あるいは外国人などにも気持ちよく使っていただけるようにトイレブースのユニバーサルデザイン化、これは多機能トイレ化という観点も必要でございますが、こういった観点で公衆トイレの更新や一層の維持管理に努めてまいりたいと思うところでございます。

また、災害時に真っ先にトイレを設備するということは避難者の生存率を上げて、健康の維持にも通じることになります。まさにトイレは人間の生命、身体にかかわる基本的人権の問題と言えると考えます。大震災、大水害などで生活インフラが破壊されれば、電気、水、紙などが不足してトイレ場所の不足ももちろん加わって大変悲惨な現実と直面することになります。これは阪神・淡路大震災以来、国民の多くが知るところとなっております。大震災時に、大災害時に安心トイレをタイムリーに保障することが行政の義務

であると考えるものであります。美作市では、指定避難場所は46カ所あります。そこにトイレがそれぞれ完備しているということもございますけども、それは通常時の平常時のことでありまして、大勢の避難者があるいは長期間対応するということになりますと、仮設トイレの緊急設営も必要となります。現在、本市の本庁や5つの支所には排便収納袋、これはビニール袋でございますが、これ600人分と数えるか、あるいは600回分と数えるか、600が備蓄されております。避難所に備えております。この規模ではちょっと足りないとは思いますが、ここでは差し控えます。ちなみに、人工膀胱、人工肛門を所用されている見えない障がい者、オストメイトと言われてますが、これの方々への適切な対応如何は、このオストメイトの方々生命にかかわる重要な問題であります。こうしたオストメイトの方は全国に30万人以上、恐らくもう40万人以上になってるかもしれませんが相当数がおられます。本市にもオストメイトの方がおられると伺っております。災害時に避難所に入られたオストメイトの方々には排便袋を洗浄処理する用具やストマ洗浄用のお湯が必要となります。これもタイムリーに用意しておく必要がございます。これに失敗しますと、洗浄に失敗しますと亡くなります。つまり、非常に危ない状態でお過ごしされてる方たちでございます。いわゆるオストメイトトイレは、本市で現在北山の保健センター1カ所に設備されておりまして、指定避難所ではオストメイトトイレの実施がありませんので危機管理監におかれまして鋭意研究、検討しているというところがございます。トイレに関しましては臭いものにふたをするということではなくて、正面からトイレ問題に向き合って市民のトイレ権を保障していかなきゃいけないと思います。トイレの神様という言葉もありますが、トイレにまつわっているんなことを皆さんは知識としては知っておられますが、とにかくトイレから目をそらしたくなるんだろうと思います。しかし、正面からトイレをきれいにしたり、観光客のためにもてなしのトイレをつくるとか、更新するとかということについては市民あるいは観光客への責務として頑張っていかなきゃいけないと思います。和田議員の御関心、御指摘等に関しましてはいろいろと御質問いただきましてありがとうございます。お礼申し上げます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**〔登壇〕

議員の2回目の御質問のごみステーション設置補助のPRにつきましては、平成28年5月号の美作市広報紙に補助事業の概要を掲載したほか、例年5月ごろに開催される美作市自治振興協議会役員会におきましても主要施策の概要に掲載し、各地域の代表者の方へ御説明をしているところでございます。また、地域との相談につきましては、地域からの要望等は伺ってはおりませんが、今後におきましては地域の代表者の方々と今後の地域の意向などをお聞きしながら推進してまいりたいと考えております。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。3回目です。

**2番（和田 広宣君）**

総括です。

トイレに関しては洋式化、ユニバーサルデザイン化を進めていただけるとのことです。また、各避難所にはオストメイト対応をしていただけるとのことです。私の知人にもオストメイトの方もおられますので聞かれている方は本当に大きな安心を持たれたと思います。ぜひよろしく願いいたします。

ごみステーションの設置も含めて、文字どおり美をつくるまち美作市が国内、国外の観光客の皆様に喜んでいただける環境整備を力強く進めていただけるよう切望し、この項の質問を終わらせていただきま

す。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、3項目めに入ってください。

**2番（和田 広宣君）**

3項目めです。美作市の都市構想についてであります。

今回、複数の議員の方が同じ内容の質問をされておられましたが、具体的な答弁はなかったように思います。ある議員の方は3月に選挙があるので言えないのでしょうと言っておられましたが、だからこそ聞いておきたい市民の方もおられると思いますので、なりかわり勇気を持って質問をいたします。

先日の豊国地区行政懇談会において、庁舎移転の可能性があるか、あるのであれば文化センター、図書館、防災公園、駐車場、道路網等、総合的な計画の上、進めていくのが望ましいとの御意見がありました。特に一定の区域に集めることで利便性も向上し、市民生活も快適になると考えます。市長のほうからも大いに検討すべきだと答弁されたと記憶しております。予算も考慮の上、長期的計画について御答弁お願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）〔登壇〕**

失礼いたします。和田議員の美作市の都市構想についてという御質問でございます。複数の部署に関係する質問ではございますが、私のほうから答弁をさせていただきます。

山本議員の御質問でもお答えをいたしましたとおり、現庁舎は耐震補強工事を施しましても耐用年数があと20年程度ということから、近い将来には庁舎の新築ということが必要になってくるかと思っております。その際には、議員の御質問にもありますようなさまざまな公共施設や設備、さらには市民生活の向上につながるものなどであれば、総合的に配置することが理想的である。また、そうすることでコストの削減も図れるというふうに思っております。しかし、そのためにはかなり広い用地が必要となり、また事業費についても増大することが想定されます。財源の確保などの課題解決もより一層重要になってまいるということでございます。いずれにしても、新庁舎の建設は美作市の都市構想に大きくかかわる一大事業でございます。成功させるためには、議会の皆様を初め、市民の皆様の御意見も伺いながら慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

2回目です。理想的であるとのことでありました。理想論だと一蹴されるかと思いましたので、一安心しておるところでございます。

私が議員になる前、親戚のおじさんからこう聞きました。今度の市長はすごい構想を持っているんだ、勝田に高速道路を通し、自衛隊の学校を建てるらしい。当時、私はその話を聞いたときにうそやろうと、今度の市長はうそつきじゃろと、そのように思いました。しかし、その構想は今着実に前へ進んでおります。構想、計画があつてからこそ、その実現に向かって数々の戦略を打っていけるものだと思います。10年前、勝田に文化センターを建てるために土地の造成が行われ、その後地元の期待をよそに諸般の事情により中止となりました。そのとき、もう少し基金を積み足して、図書館や温水プール等をつくる計画をしていれば、その後の市政が引き継いで実行していたのではないかと思います。そして、構想があれば、着工までの数年間



はグラウンドゴルフ場などとして地域の人に開放することもできたのではないのでしょうか。以前、上司に言われた仕事に対する心構えの中で、いつか会社をやめるとしても在籍している間は日々一生この会社で勤め切る思いで仕事に向かうように、そしてその思いを次の人材、部下へ引き継ぐように指導されました。合併以来、歴代市政、また萩原市政の御努力の結果、財政も安定してきたとのことでもあります。また、答申では庁舎、文化センターともに新築または移転が望ましいとのことでもあります。公共施設等総合管理計画のもと、商業施設、医療福祉施設、学校等とともに市民生活向上のため、中・長期構想の作成を望みます。昨日の岡野議員への市長答弁で、30年、40年私が建築物をコントロールできるのであれば長期計画も有効かもしれないが、そうでないのであれば、現在の市民の要望を満たし、他市町村との競争に勝って人口減少を抑えることが大切で、5年、10年の財政を考えていくとのことでありました。その答弁を聞いたときに、30年先、40年先の子や孫への世代に不安を感じてしまいました。私の認識不足があればただしていただきたいのですが、私とともに不安を抱いたかもしれない市民の方にも認識を改め、美作市の未来に希望が持てる御答弁をよろしくお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

人間というのはそれなりに分を心得なければいけないと思います。私が今までやってきたことといえば、例えば平成26年3月議会における当時の市長職務代理者の答弁では財政については危ないと、こういう認識でありました。そして、ちょうど3年10カ月、その答弁からいけば、においてさまざまな改革、改善を行った結果、少なくとも類似の答弁で申し上げましたように一本算定、つまり交付税がもとに戻るということに絡まって大きな減収があるんですが、それはもう乗り越えることができた。そして、結果として今後5年間の見通しを、例えば今よりも少し一般建設の投資をふやしたとしても間違いなく回っていくということで、簡単に言いますと大丈夫だという状況に持ってくることができました。その後、今度は市長の任期というのは4年ですから改選が起きます。そして、その改選がどうなるかについては、これは神のみぞ知ることでありますが、私としてはこの夢が持てる状況に近づいた美作市をみんなで守り育てる必要があると思います。それに全力を尽くすつもりですが、それには多くの方々の御理解と御支援が必要であり、その御理解と御支援というものを獲得するためにいろんなことを頑張っていく必要があるんですけれども、それが今度は市民の方や議会において、よし、わかった、一緒にやろうという共通理解ができると、これは組織としてあるいは地方公共団体という組織としてだんだん継続性、永続性につながっていくというふうに思っております。30年、40年続くものとするためには、美作市としては恐らく市民の方々がもう大分わかってらっしゃると思うんですけれども、例えば昔のようにしがらみという言葉が市の市政を語るのに一番適した言葉だみたいなことにならないようにする。簡単にいうと、いろんな問題があるんですが、私がするということがいつも含まれてるわけです。そうじゃなくて、公共の精神に基づいてみんなでこのまちを育てていこうということを、ともに決意をする段取りは何度も来るわけで、その段取りごとにうまい形になれば次の4年間、5年間で安定をしていく。そういう積み重ねを絶対にやめてはいけません。今、私が30年、40年大丈夫って言ったところで何の価値もない。それをやろうという意識はあります。意識はあるけども、それを聞いて不安になるんだったら議員もしっかりと頑張ったほうがいい。不安になるんじゃないで、どうやったらみんなでこのまちをできるか。そのときに議員自身が何をすべきかということをお考えになるほうがよほど意味がある。評論家はしちゃいけないと私は思っておりますので、答弁にかえさせていただきます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

和田議員。3回目です。

2番（和田 広宣君）

総括はありません。

以上で12月の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鈴木 悦子君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号2番和田広宣議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号1番青山慶議員の発言を許可いたします。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、平成29年12月の一般質問を行います。

私の質問は3つです。1つ目がヘルプマークの導入について、2つ目が障がい児への療育について、3つ目が雲海グラウンドゴルフ場整備の今後の予定についてです。

では、まず1つ目から質問します。

去る10月30日の山陽新聞において、岡山県内の各市町村でヘルプマークの導入が進んでいると報じられました。その中に美作市という文字がなかったので、美作市の導入に対する考え方がどのようになっているかを質問します。ここでヘルプマークについて御存じない方がいらっしゃるかと思いますのでヘルプマークというのがどういうものかというのを簡単に説明しますと、ヘルプマークとは義足や人工関節を使用している患者、内部障がいや難病の患者、精神障がい、知的障がいまたは妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見ではわからない人々が周りに配慮を必要なことを知らせることで援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマークです。著作権は東京都に帰属し商標登録されております。ヘルプマークの趣旨に合致すれば作成、活用することが認められるが、寸法や比率を含めてガイドラインに従う必要があります。では、答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。それでは、美作市におけるヘルプマークの導入に関する考え方について、御答弁をさせていただきます。

今も議員のほうからヘルプマークにつきましては御説明がありましたように、援助や配慮を必要とされていることが外見からはわからない方が援助が得やすくなるよう東京都が平成24年に作成したもので、著作権は東京都に帰属し商標登録がなされているということでございます。一方、山陽新聞の記事にもありますように、岡山県内を初め、全国の自治体における活用が広がっており、次第に認知度が高まってきているという状況でございます。美作市の取り組みですが、かねてより情報の収集は行っておりましたが、新聞報道の翌日になるんですが、10月31日開催の勝英地域自立支援協議会、構成団体は勝央町、奈義町、西栗倉村及び美作市ということになります自治体と障がい者施設等関係団体及び関係者で構成された協議会ということになるんですが、この幹事会におきまして協議会での取り組みを行うということが決定しております。現在は案の段階ですが、協議会で一括購入をして各市町村において無償で配布する方向で調整を行っております。協議会での導入につきましては、当事者に近い支援者などが所属していることもあり、より高いPR効果が期待でき、また東京都への利用申請など、事務的な効率も図れるものと考えております。また、ヘルプ

マークを印刷するとともに身体の状態や緊急連絡先、かかりつけ医などを記入し、名札ケースに入れて携帯できる名刺サイズのヘルプカード、これにつきましては既に岡山県が作成をしておりホームページでダウンロードも可能ですが、よりプライバシーに配慮する形で2つ折りにするなどの形で外から個人情報を容易に見ることができないような形態にする形にした美作市版の作成もあわせて検討しているところでございます。一方で、マークの使用に当たっては誤解や成り済ましの支障が生じることのないよう留意する必要があります。作成活用にあたってはヘルプマークの趣旨に合致しデザインガイドを遵守するなど、ヘルプマーク作成活用ガイドラインに沿う必要があります。今後、東京都への利用申請や各自治体の交付要綱等の策定を経て、できるだけ早い時期に導入し、適正に使用されるよう普及に努めてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

新聞を見たときは美作市はどうなってるんだろうと思いましたが、既にもう検討されているということで、すぐに対応されている点、それからほかの市町村の単なる後追いになっていない点、あとは利用者により近いところで検討されているという点、あとは不正利用に対する配慮もされているということで非常にすばらしい対応をされていると思います。江見部長の説明では若干控え目な説明だったんですが、ここはもっとPRしてもいいかなと思います。そこは江見部長の奥ゆかしさがそうさせたのかなと思います。

ここで質問ですが、まずヘルプマークの導入につきましては利用者にPRすることも大事だと思うんですけど、周りでその配慮をする人もヘルプマークを見て、これが何を意味しているのかということを理解する必要がありますので、この点も十分検討されてはどうかというところが1つと、ヘルプカードの美作市版を作成されているということですが、こちら個人情報の漏えいに配慮していて非常にすばらしい取り組みだと思いますが、県に対してこういうつくりにはどうかというふう提案することも一つの案かなと思いますので、この2点についてどのようにお考えがあるか質問をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

それでは、2回目の質問にお答えさせていただきます。

配慮する人へのPRということで、当然大変重要なポイントだと思います。今、現物のものを持っておりませんので皆さんにお見せすることができませんが、ヘルプマークがこういったもので、こういった対象の方を支援するためのものかというものを広報紙であるとか、みまちゃんネルであるとか、そういったものを活用してこれから周知徹底を図っていきたく。その中で本当に支援の必要な方の手助けができるような形に持っていきたくというふう考えております。

あとヘルプカードの美作市版ということで、現在のものが、県のものが少し個人情報が扱い方によっては外部の人から見えやすいというふうな形になっているようでございます。県の担当障害福祉課長が前の企画振興部の竹田部長ということでございますので、連絡をとってお互いの意見交換をしながらよりいいものにしていきたくというふう考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

1点だけ補足をしておきたいと思うんですけども、その隠れた障がいであるとか、そういう場合においてはヘルプカードの有効性というのは非常によくわかるんですけども、例えば目が不自由な方で白いつえをついてらっしゃる。その方がいらっしゃるときに、我々はそのヘルプカードがあるかないかじゃなくて、もっとそれより前の問題として同じ市民としてのあたたかい気持ちを支援に回していくっていう姿勢がどうしても必要なんです。あるいは、車椅子に乗ってらっしゃる方がいる。ヘルプカードがあるかないかじゃなくて、やはりそういうものを率先されていくべき問題だというふうに思っています。そういたしますと、ヘルプカードを入れるから、さあみんなでお互い障がい者の方に優しくなろうねっていう話じゃなくて、もっとも前の気持ちの中でそれが皆さんに浸透するような意味での広報をしないと。何かボタンが少しずれた形でかかっているような形になってしまうおそれがあります。そして、この話は岡山県の市長会でも話を聞きました。そのときのプレゼンテーションがよかったか悪かったかは申しませんが、何となく今申し上げたのは根本のところの、市民お互いの助け合う気持ちっていうところからちょっとずれを僕はそのときは感じました。そのずれがなくなるように、我々としては〔聴取不能〕の問題も含め、それからプライバシーの問題も含め、決してその障がいを持つる方にこれをつけなさいみたいなことを言うつもり全くありませんし。それは自然体、自然に助け合う気持ちが起こるような素地があるまちですから、それを害さないことを一番の重点にしながら私としては進めていかなければならないと、そんなふうに考えておりますので、若干そのニュアンスについて補足をさせていただきます。

以上です。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

青山議員。3回目です。

**1番（青山 慶君）**

総括です。

先ほど市長から説明がありましたが、やゆもすると見えるものについて注意が行ってしまいがちになりますが、相手を思いやる気持ちが一番大事ということで、私も今肝に銘じましたので。

保健福祉部におかれましては、ヘルプマークの導入、ヘルプカードの利用に関して検討を進めていっていただき、よりよい対応ができるように御検討を願ひまして総括といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

続けて、2項目めをお願いします。

**1番（青山 慶君）**

2項目めです。障がい児への療育についてです。

美作市においては、発達障がいであるとか知的障がい児に関するサポートについてはかなり手厚くなってきたかと思いますが、障がい児に対するサポートについてはまだ弱いのではないかといい声もありまして質問させていただきます。美作市における障がい児への療育の内容、また保護者への周知方法を質問します。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**〔登壇〕

美作市における身体障がい児への療育の内容、保護者への周知方法という御質問でございます。

身体障がい児支援において、療育とは現在のあらゆる科学と文明を駆使して障がいのある子どもの自由度を拡大しようとするもので、それはすぐれた子育てでなければならぬとの概念が広く浸透し一般的に使われるようになっております。身体障がい児の支援においても、子育てという観点が必要であり、将来どのよ

うに生活していくか、そのためにはどのような支援が必要かを中心に考える必要があるかと思います。市では、岡山大学病院理学療法士による心身障がい児通所訓練授業を美作保健センターにおいて年間22回実施しておりますが、障がいの状態はおのおの違うため、より頻回に利用が可能な訓練期間やより高度な専門知識を持つ支援機関へつなぎ、その児童に最も適した療育を行うことが支援方針となる場合もあります。残念ながら、美作市及び県北地域においてはそのような資源が不足しており、県南の施設を御利用いただく場合がほとんどになりますが、保護者と担当保健師などが十分話し合い、将来を見据えた支援が行えるよう努めているところでございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

濟いませぬ、この点につきましては総括とさせていただきます。

身体障がい児に関する療育については、先ほど江見部長からもありましたように県北ではそういった設備がなかなかないということで、私も近隣の市町村に赴いて状況を聞いたところ、やはりどこも美作市と同じような状況で課題を抱えているということがわかりました。ただ、子どもというのは小さいうちから適した教育をすることによってその後の発育が大きくかわってくるということもありますので、今後この点につきましては歩みをとめることなく、私もどんどん協力していきたいと思っておりますので、ともに頑張っていきたいと思いますということでも総括とさせていただきます。

議長（鈴木 悦子君）

それじゃあ、続いて3項目めに。

1番（青山 慶君）

3項目めは雲海のグラウンドゴルフ場整備の今後の予定についてです。

6月議会でも申し上げましたが、グラウンドゴルフ場の整備につきまして美作市内外にかかわらず、多くの方の署名が集まって皆さん大いに期待しているところでありますので、6月議会でも申し上げましたが、ときに触れてこの質問を再度行いますというふうになりました。萬代議員への質問の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、この点につきまして答弁をお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

雲海グラウンドゴルフ場の今後の予定についての御質問でございます。

今後の施設整備の予定につきましては、萬代議員のほうの御質問にも答弁させていただいたところございますが、大芦高原多目的広場の大芦池の上にあるテニスコート周辺を整備する方向で、英田グラウンドゴルフ協会等との協議がおおむねできたところでございます。平成30年度の予算に設計や整備費を計上したく準備を行っているところでございます。本年度は、森林整備の一環といたしまして立木の伐採をできれば年内に着手したいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

青山議員。

1番（青山 慶君）

こちらも総括です。

平成30年度の予算に設計、整備を計上していただくということで期待しておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

以上をもちまして通告順番15番、議席番号1番青山慶議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時05分 休憩

---

午後3時15分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

## 日程第2 議案質疑（議案第66号～議案第74号）

**議長（鈴木 悦子君）**

日程第2、「議案質疑（議案第66号～議案第74号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

なお、議案質疑は一般質問化しないようお願いいたします。質疑の発言につきましては、お手元に配付しております発言通告順により議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

まず初めに、議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第67号「第三セクター「東栗倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号1番青山慶議員。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**〔質問席〕

それでは、質問させていただきます。

議案第67号「第三セクター「東栗倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」、廃止に至った経緯を説明してください。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

基金条例の廃止ということでございますけど、東栗倉特産物販売有限会社の清算結了について9月定例議会で報告をさせていただきました。この有限会社は平成29年3月31日の株主総会で解散を決議し、8月4日に清算結了決議によりまして会社の閉鎖登記をしております。廃止する基金条例におきましては、第三セクター東栗倉特産物販売有限会社の安定的運営に資するため、運営基金を設置するというふうに目的を書いております。有限会社が解散し基金の設置目的がなくなったため、基金条例を廃止するものであります。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

**1番（青山 慶君）**

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第67号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第68号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。質問席をお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕**

許可をいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

まずは、その本件の指定管理者の選定に当たりまして、第1点目の質問は選考を始めた時期はいつごろかということでございます。

そして2つ目、応募者数は何人、何社あったのか。

そして3つ目は、プロポーザルはされていると思いますが、この獣肉処理施設を指定管理するに当たってどのようなプロポーザルをつけましたかということでございます。

そして4つ目、選定メンバーは役職でいいですから誰々であったかということをもっと1回目の質問としてお聞きします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

獣肉処理施設の指定管理の選考内容などについてのお尋ねでございます。

まず、時期でございますけど、9月7日に現地説明会を開催しました。そして、そのときは3社の参加がございまして、9月11日から10月16日までの期間に応募を受け付けております。応募は1社でございました。

[4番岡野鉄舟君「応募条件、プロポーザルに示された内容」と呼ぶ]

応募資格としましては、県内外で食肉販売実績や食肉処理施設の運営実績のある法人等の団体ということにしておりました。それから、指定管理者選定委員会につきましては委員長に政策審議監、副委員長に経済部長を充てると。これは美作市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の規定に基づいたものでございますけど、委員長、副委員長をそれぞれ充てて、市長から任命された所管部内の職員4名を加えて6名で選考委員会をしております。そして、大学教授、金融機関職員、有識者2名の方にも出席をいただいております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2回目の質問です。

最後に答えられました所管部門4名ですか、4部門というのはどなたかということをお聞きします。

そして2つ目でございますが、指定管理料、本件については3年で1,500万円ですから1年500万円ですが、お聞きしたいのは平成28年度におけるこの施設の収入の全額と人件費等を含めた費用総額をお聞きしたいと思います。

そして3つ目の質問ですが、現在この獣肉処理施設に勤めていらっしゃる従事者の数は何人でしょうか。

そして4つ目、大規模修繕、小規模修繕の基準は本件指定管理者を選定するに当たってどういう条件をつけられたか、4点をお聞きいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

選考委員につきましては、所属部内の職員ということで経済部産業振興課長、それから観光振興課長の代理として課長補佐、農業振興課長、それから美作市獣肉処理施設の施設長となっております。

それから、28年度の収支不足額でお答えさせていただきますけど、職員の人件費といいますのは森林政策課の職員の人件費を除きまして、収支不足額が367万6,000円でございます。それから……。

[4番岡野鉄舟君「私がお聞きしておりますのは、そのジビエの里を維持するに当たってのいわゆる収入とそれを維持するための経費です。やはりこれ指定管理者の算定になりますから。その不足だけじゃなくて、収入、支出を教えてください」と呼ぶ]

28年度の収入合計が1,821万9,000円、支出合計が2,189万4,000円ということでございます。端数が1,000円ずれますけど、収支不足額が367万5,000円。

[4番岡野鉄舟君「従業者数の人数と大規模修繕、小規模修繕の基準です」と呼ぶ]

**議長（鈴木 悦子君）**

答弁調整のためにしばらく休憩します。



午後 3 時 27 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

議長（鈴木 悦子君）

休憩前に戻り会議を開きます。

それじゃあ、経済部長、答弁からお願いします。

経済部長（遠藤 宏一君）

大規模な修繕におきましては市のほうで行うということでございます。

議長（鈴木 悦子君）

金額。

経済部長（遠藤 宏一君）

金額の規定は今のところございません。これから協議をさせていただきます。

それから、人数は 6 名でございます、従業員数。

それから、先ほど申し上げました収入と支出でございますけど、最初に私が言いました森林政策課の職員の人件費、これ普通に計算しますと 700 万円以上でございますけど、これは含まれておりませんのでよろしくをお願いします。

議長（鈴木 悦子君）

よろしいですか。

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

それじゃ、3 回目の質問。

まず、1 点は大規模修繕と小修繕の基準を示さずによくその指定管理者が決まったなという感じがいたしております。私も前職のときに指定管理者の仕事をしたことがございますが、当然示さなければ受けることもできないしお願いすることもできないと思いますが、これを一体どのように考えていらっしゃるのかというのが 1 点目です。

そして 2 つ目ですが、収支不足が約 360 万円。ところが、今回指定管理者に 3 年間では 1,500 万円。これどうして収支不足を超えて指定管理料を払わなきゃいけないんですか。この 2 点をお聞きます。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先ほど大規模修繕につきましては指定管理者の募集における業務仕様書におきましては、大規模な修繕は市のほうで行い、それ以外のものは指定管理者が行うという記述でございました。

それから、今 1,500 万円ということですが、1 年間では 500 万円ということでございまして、367 万 5,000 円の収支不足と、それに人件費分が加わるということで、正規職員じゃなくて嘱託職員の人件費を参考に計算しまして 367 万 5,000 円に 300 万円を加えると 700 万円弱になりますけど、そこから約 3 割を削減して 500 万円が指定管理者のほうでやっていただきたいということで 500 万円の設定をしております。

〔4 番岡野鉄舟君「それでは判断ができませんね」と呼ぶ〕

議長（鈴木 悦子君）

市長。

**市長（萩原 誠司君）**

岡野議員の御質問、全くもつともございまして、私のところに指定管理に出す際の起案が上がってまいりました。そのときにはさまざまな積算を経た上で現在の赤字額については700万円程度というか、若干の誤差がありましたけども、ほぼ700万円ということであります。当初、それで出そうという話があったんですが、それでは減額にちつともならないんで、せめてその3割が削減するというようなことをお願いをして、その上限額を700万円から500万円に下げた公募をお願いしたという経緯がございます。

それから、大規模、小規模につきましては美作市の過去の通例というのがございまして、10万円というところで線を引いておりまして、これについては本件についても踏襲されるという前提のもとに審査が行われたものと考えております。

以上でございます。

〔4番岡野鉄舟君「終わります」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**〔質問席〕

岡野議員が非常に詳しく聞かれたので私はもうほとんどないんですけども、気になるのは先ほどの500万円の件で、囑託にすれば300万円程度でこっちの367万円足して700万円というような意味合いのことを言われたんですね。そこを確認したかったんで。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

再度その500万円の設定でございますけど、平成27年度の収支不足額が431万9,000円でございます。それはもともと平成25年度から施設の運営を行っておりますけど、運営が軌道に乗った3年目というのが今申し上げました平成27年度。それから、28年度の収支不足が先ほどお答えした367万5,000円ということございまして、これを平均的に見ると400万円の収支不足と。これに人件費として300万円を上乗せしますと700万円になりますが、3分の1程度を差し引いた500万円を単年度の指定管理料とさせていただいてるということでございます。

〔「聞かれたことを答えてください。囑託にしたらと聞かれたんだから」と呼ぶ者あり〕

囑託職員です。

**10番（岡本 泰介君）**

今までの正職員を囑託でこちらのほうの管理に張りつけるということでええんですね。よろしいです。わかりました。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、1番青山慶議員。

**1番（青山 慶君）**

岡野議員と岡本議員の質問で……。

**議長（鈴木 悦子君）**

立って言ってください。

1 番（青山 慶君）〔質問席〕

岡野議員と岡本議員の質問で私の聞きたいことは全て消化できましたので、私の質問は取り下げます。

議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

ほかに質疑を受けますが、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号4番岡野鉄舟議員。

岡野議員。

4 番（岡野 鉄舟君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、議案第70号について質問をさせていただきます。先ほど局長から一度にやってくれと言われましたので、一度に各項目ごとにさせていただきます。

まず最初は、5ページの第2表債務負担行為補正5億2,000万円、29年から30年となっているわけですが、まず1点お聞きしたいのは現在のNTTとの契約期間は何年の何月までかということでございます。

そして2つ目でございますが、債務負担行為の限度額が5億2,000万円ですが、いずれ最終予算が出るはずでございますが、目的としてその項目ごとの金額の積み上げを教えてくださいと思います。

そして、財源は何を使うのかというのが3点目でございます。

そして4点目ですが、FM告知システム整備に伴う費用対効果は幾らかということでございますが、お聞きしたいのは、仕組みはインターネットを使うかFM短波を使うかということなんですが、告知端末単価が1つ目。そして整備費の費用、そしてランニングコストのその3点について費用対効果を教えてくださいと思います。

そしてその次の質問ですが、今回は10年前の期間が終わるわけですが、この間予算的に調べてみますと、減価償却に伴います費用対効果を考えたときにその積み立てがないというのが現状で、恐らく財源は起債を持ってくるという話になるうと思うんですが、今後10年間の収支見通しをどのように立てておられるかということをお聞きいたします。

議長（鈴木 悦子君）

全部。

4 番（岡野 鉄舟君）

失礼しました。非常に多くなりますが、辛抱して聞いてください。

次に、歳入、12ページ、款18項2目1節1財政調整基金繰入金6,000万円ありますが、この繰り入れの必要性。そして充当先は、使い道はどこになるかということでございます。ここで疑問に思いますのは、後ほど質問させていただきますが、繰越金を4億9,700余万円、12月補正を出していらっしゃるんですが、この財源との兼ね合いでどうも腑に落ちないということがございます。この点をお答えいただきたいと思えます。

そして、12ページの款19項1目1節1の前年度繰越金に係る、今申し上げました4億9,752万8,000円の額

の適正性ということで通告をしているわけなんです、この質問を生かしていただくためには若干説明が必要かなと思いますので、総務部長にぜひ聞いていただきたいと思います。

平成28年度におきましては、当初予算に繰越金が2億8,000万円ありました。そして繰越金の補正を9月と12月に2億2,000万円しております。そして、前年度からの明許繰り越しに伴います4,400万円を加えて12月末、これが年度末まで決まってるんですが5億4,400余万円になっております。最後の実質収支額、先ほど申し上げました4,400万円の繰越金を除きました10億1,600万円が28年度の決算額でございます。これを翻って、本年度の29年度の繰越金との対比をいたすために財調に幾ら積み立てたかということ調べましたところ、7億5,800万円の財調に積み立ててあります。そうしますと残りが2億5,000万円ちょっとになるわけですが、予算編成をするときにこの額をもとに本年度の当初予算の繰越額を立てるんですが、しかしながら4億5,000万円の繰越金の歳入を立ててあります。9月補正では3,500万円の補正、そして今申し上げました今議会におきましては4億9,700余万円の繰越金の補正がなされております。トータルで約9億8,200万円になりますが、ここがぜひ御答弁いただきたいのはこの9億8,200万円を出そうとしたときには年度末までの歳入増と歳出の減がわからなければ繰越金の補正額は出てこないと思います。このところをどういう根拠に基づいて今回4億9,752万8,000円の繰越金をなされたかというのが私の繰越金に対する質問でございます。

そして次の項目でございますが、13ページ、款の20項3目1節の1、463万4,000円の収入がありますが、内容は地域総合整備資金貸付金の収入でございます。お聞きしたい項目は、この貸付先の会社はどこか。そして2つ目は、今後の返還予定はどうなっているのか。そして大事なことです、なぜこの12月議会に補正を出す必要があるのか。当初予算でどうして出されなかったかということでございます。

続きまして、この貸付事業者に対してお聞きしたいのは、事業者は何をする会社で、当初恐らく合併前の市町村かどっかでふるさと融資を使われたと思うんですが、お聞きしたいのはその採算性と公益性をどのように判断がなされていたかということをお聞きしたいと思います。

次の項目の質問です。

歳入、13ページの款20項5目7節1の雑入でございます。1,707万円の雑入のそれぞれの項目、5項目ありますが、その内容となぜ今回返還金が生ずるかというのが1回目の質問でございます。

続きまして、同じく13ページの歳入、款21項1目1節19、今回話題になります地域総合整備資金の貸付事業債でございます。2億7,900万円。第1点目にお聞きしたいのは、どうして今ごろ起債の届け出をするのかと、歳入につきましてはということでございます。今、この届け出といいますが、議会に上程することで間に合うのかという質問の意図がございます。

続きまして、14ページの歳出、款2項1目6節1です。美作市地域おこし協力隊報酬がございしますが、減額になっておりますが、本年度の協力隊員の方々の人数が何人であるか。そしてなぜ今回減額理由が生じたかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、15ページの款2項1目37節21の地域総合整備資金貸付金2億7,900万円でございます。先ほどの歳入に対する歳出でございますが、数多くお聞きしたいと思います。まず最初は、ふるさと融資の仕組みでございます。事務と資金の流れ。2つ目、対象事業者、そして対象事業、そして4番目は対象となる経費、融資限度額、そして6番目に融資条件。続きまして、これ何ゆえ2億7,900万円なのかということでございます。同じことは先ほど歳入のところ質問しましたが、担当常任委員会に相談もなく、今何ゆえ唐突にこの今議会に出されるのかということでございます。

次の項目でございますが、歳出21ページ、款6項1目6節23県支出金の返納金194万1,000円、これは何ゆ

えの返納なのかということと今議会にどうして発生するのかということでございます。

そして最後でございますが、歳出23ページ、款8項5目1節19その他下水道経費補助金980万円ですが、補助金を受けるその対象者、そしてそれはどういった基準で出されるのかということでございます。

非常に多くて申しわけございませんが、お答えいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

失礼いたします。私のほうからは大きく一番最初の①番の5億2,000万円の債務負担行為、それから続きまして⑥番の歳入でございます地域総合整備資金貸付事業債2億7,900万円、それから⑦番の地域おこし協力隊の996万円の減、それから⑧番の地域総合整備資金貸付金（ふるさと融資）の2億7,900万円、これについて御答弁させていただきたいと思います。

まず、①番でございます。債務負担5億2,000万円でございますが、まず最初に現行のNTTの契約でございますが、31年3月31日までとなっております。

それから、5億2,000万円の内訳でございますが、FM告知端末及びセンター設備の購入経費、これが1億9,764万円でございます。それから、電気信号を音声信号に変換する装置の購入費、これが5,022万円でございます。それから、FM告知端末設置費が1億8,739万円でございます。それから、FM告知設置作業管理委託料、これが4,536万円。それから、最後に新通信サービス構築委託料が3,888万円。

以上でございます。

それから、これらの財源につきましては過疎対策事業債を検討しているところでございます。

それから、ランニングコストでございます。ランニングコストにつきましては、告知放送のランニングコストでございますが、今まで年に4,500万円程度かかっていたものが、このFM告知のみの補修でいきますと200万円程度に減額されるという試算をしております。

それから、この10年間の全体の見込みでございますが、こういった全体を見直す中で、この新しい告知放送、このシステムを導入することによって年間大体2,400万円程度の黒字になる見込みを立てておりまして、10年間、今後につきましてはこれらのものが毎年積み上がっていくというふうなことを計画いたしております。

それから、次の⑥番と⑧番につきましては関連がございますのでまとめて御回答させていただきます。

さきに⑦番でございますが、地域おこし協力隊でございます。地域おこし協力隊の996万円の減でございますが、現在地域おこし協力隊は12名の協力隊員がおります。当初予算では平成29年度に10名の協力隊員を採用する予定で予算を計上いたしておりましたが、書類審査、面接試験の結果、5名を採用いたしました。したがって、必要なくなった5名の報酬費を減額するものでございます。

それから、⑥番、それから⑧番でございます。件数が多いので順次させていただきたいと思いますが、⑥番の歳入、地域総合整備資金貸付事業債でございますが、これなぜどうして今ごろかということでございますが、これはふるさと財団の融資を受けて進めるものでございまして、ふるさと財団と事前融資の協議を行っていたところでございますが、この協議がおおむね整ったことからこの議会のほうにこの予算を計上させていただいているものでございます。

⑧番でございます。まず、1点目といたしましてふるさと融資の仕組みでございます。事務の流れ、資金の流れも含めましてということでございますが、この地域総合整備資金、俗に言うふるさと融資は地域総合整備財団、俗にふるさと財団と申しますが、が実施している助成事業の一つでございまして、地域振興に資

する民間投資を支援するために市が長期の無利子資金を融資する制度で、美作市地域総合整備資金貸付要綱に基づいて実施するものでございます。事務と資金の流れについてですが、民間事業者等から市へ融資の申し込みがあり、市は総合的な調査検討をふるさと財団へ委託し、財団において審査検討が行われ、該当事由となればふるさと財団における貸付事業の決定が総務省、それから市のほうへ行われるということでございます。先ほど申しましたが、財団との事前の相談が整ったということで今回補正のほうをお願いしてるところでございます。貸し付けの実行から償還までは、市がふるさと融資に係る原資を起債を起こして借り入れを行い、ふるさと財団を通して民間事業者へ資金の貸し付けを行い、民間事業者から元金部分の償還を受けるということになっております。利子の部分につきましては、市が負担するということになっております。

それから、対象事業者でございますが、対象事業者は法人格を有する民間事業者となっております、今回の対象事業者は株式会社ショウワコーポレーションとなっております。

それから、3番目の対象事業でございますが、対象事業につきましては地域振興に資するあらゆる分野の民間事業で、公益性、事業採算性の観点から実施される事業で、事業実施内において1名以上の新たな雇用が見込まれる事業が対象となっております。今回の事業につきましては、公募で決定いたしましたショウワコーポレーションにより旧やすらぎ荘の跡地へ整備される美作市スポーツ医療看護専門学校及び滋慶学園高等学校のキャンパスの学生寮、学生向けのマンションとして建設される事業を対象にいたしております。

それから、4番目といたしまして貸付対象費でございますが、整備の取得に関する経費ということで今回は建設工事に係る事業と設計に係る経費を対象といたしております。

それから、5番目の融資限度額でございます。融資限度額につきましては、美作市が過疎地域であることから貸付事業に対しましては45%以内、融資限度額は13億5,000万円というふうになっております。

それから、融資条件でございますが、貸付利率は無利子ということで、融資期間は5年以上15年以内のうち据置期間が5年以内と、償還方法は元金均等償還、それから担保につきましては民間金融機関の連帯保証が必要で、補償料が別途必要というふうにお聞きをしております。

それから、7番目でなぜ2億7,900万円かという御質問でございますが、これは先ほど申し上げましたが、貸付対象経費が今回6億2,100万円でございます、この45%に当たる2億7,900万円を貸し付けるものでございます。

それから、8番目で常任委員会等にも相談なく、突然今回こういったことになったかという御質問でございますが、このふるさと融資につきましては美作市では平成18年度の貸し付けから10年以上たちますが、先ほど申し上げました美作市地域総合整備資金貸付要綱に基づき実施しておるものでございます。そういうことから、今回常任委員会との十分な連携がとれなかったということにつきましては、今後そういう連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一点追加をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどの分で、利子補給は美作市が負担するというふうに申し上げましたが、この利子の75%は交付税算入されるものということでございます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

総務部長。

**総務部長（岡本 和之君）**

失礼いたします。岡野議員の財政調整基金の繰入金という御質問でございます。

財政調整基金の繰り入れにつきましては一般財源でありまして、充当先という概念はございませんが、一

般的にこの基金は災害時などの不測の事態に備えた基金ということでございます。今回、基金繰り入れを行った理由でございますけども、9月、10月に発生した台風に伴います復旧作業などに多くの経費を要するために繰り入れをするというものでございます。

次に、3項目めです。前年度繰越金額の適正性という御質問です。

今回、市債の繰上償還を歳出予算におきまして5億4,014万2,000円計上しております。このうちの5億3,550万8,000円が地方財政法第7条に規定された剰余金の処理ということでございます。繰越金補正予算額4億9,752万8,000円を足した後の予算額は、先ほど議員おっしゃいましたように9億8,269万8,000円となりまして、御指摘のとおり決算額10億1,618万9,000円とは一致いたしておりませんが、今回の補正予算におきましては繰越金を全額計上しなくても地方財政法に規定された剰余金の処理ができたというものでございますので、今回決算額の内数として計上させていただいたところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

経済部長。

**経済部長（遠藤 宏一君）**

私のほうからは、御質問の④、⑤、それから⑨につきましてお答えさせていただきます。

まず、④の歳入、地域総合整備資金貸付金収入463万4,000円でございますが、こちらの貸付先は作東産業団地で操業されております株式会社永田製作所でございます。製造業を営まれております。貸付日は平成19年3月30日ということで、3,000万円を貸し付けております。13年間で26回払いの償還予定でございましたが、ということで最終の予定は平成31年11月15日でございますが、貸付先のほうから既に10月23日に定例償還と合わせまして残っております4回分の未償還元金の償還463万4,000円が返済されました。完済となるものでございます。それから、18年度に貸し付けをしているわけでございますけど、1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるなど、美作市で定めております地域総合整備資金貸付要綱、こちらに合致するというところで貸し付けが行われております。

それから、続きまして5番です。

歳入の雑入1,707万円でございます。これ5件ございまして、2件が農業振興関係、あとの3件は森林組合の関係になります。まず、中山間地域等直接支払交付金の返還金258万7,000円でございますが、工場の増設、県道改良などにより計画面積である農地が減少したため、対象5地区から平成25年度から28年度までの交付金の返還を受けるものです。そして、この返還金の4分の3が194万1,000円ということになりますが、補助率に応じて国、県に返還するものでございます。

お尋ねの⑨の歳出、県支出金返納金194万1,000円、これにこの収入を受けます258万7,000円のうち4分の3の額を返還するというようになっております。それから、多面的機能支払交付金14万5,000円は5年ごとの事業期間の切りかえに伴い実施計画面積と地籍台帳を照合したところ、変更箇所が見られ、対象の用地面積などが減少したために4地区から平成22年度から平成28年度までの交付金の返還を受けるものでございます。これにつきましても、この4分の3を国、県に返還するというようになっております。

そのほかの3件の返還金は、美作東備森林組合が平成25年度から平成28年度に森林整備地域活動支援交付金等の補助金を得るために小規模な森林を集約して一体的に整備を進める森林経営計画制度、これに必要な森林所有者からの委託契約書を一部無断で作成するなどの不正を行っていたことがもう既に明らかになっておりますけど、これによる補助金返還でして美作東備森林組合から返還を受けるものでございます。1つ目の森林整備地域活動支援事業交付金返還金、これは1,168万6,000円、これが森林経営計画を作成する林業事

業体が説明会や現地案内、戸別訪問などによって森林所有者から合意を取りつけ森林経営委託契約を締結し、森林経営計画を作成する活動等への支援を行う事業でございまして、不正が明らかになりました大もとの事業でございます。これにつきましても4分の3の額、876万5,000円につきましては国、県に返還することになっております。それから、間伐実施事業補助金返還金233万円は林業事業体が搬出間伐及び切り捨て間伐を行った施業に対して美作市がかさ上げ補助をするものでございますけど、これもこのもとの森林経営計画のほうに不正があったことから返還いただくものでございます。林内作業道開設事業補助金返還金32万2,000円、これは林業事業体が作業道を開設した事業についてかさ上げ補助をしているものでございますが、先ほどの間伐と同様に返還を受けるということでございます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

それでは、私のほうから10項目めのその他下水道経費補助金の補助対象者及び基準についてでございますが、今回のこの増額補正は下水道事業会計において委託料及び電力費、電気代等の増額に伴いまして下水道事業会計に財源不足が生じたため、充当するため繰出金を980万円増額補正をお願いするものでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

一通り説明が終わりました。

2回目です。

**4番（岡野 鉄舟君）**

済いません、2回目です。長々と済いませんでした。2回目でございますが、やはりどうしても聞いておきたいと思う点のみお聞きしたいと思います。

まず、告知放送の関係なんですが、例えば本市の過去10年間の減価償却費が仮に年度5,000万円あったとすれば、その留保部分が10年間で5億円たまってのわけでございます。おおむね今後10年間と同じになりますので、過疎債を使ったり借金を残さなくて済むというやりくりができます。ぜひとも収支見通しを立てていただいて、何らかの目的、基金なりやっていただくことが必要かなと思っております。余剰を財調に積み立てるといふことになると、一体何のこった、わからんということになりますので、その収支の関係ではぜひ気をつけていただきたいと思えます。

それから、次の繰越金でございますが、数字の羅列を申し上げて非常にわかりにくかったという点がございます。担当常任委員会の総務委員会に継続的に御審議をしていただきたいと思うわけでございますが、私なりに質問ではなくて思いを述べさせていただきますと、ことしの当初予算の4億5,000万円の差額の額につきましては、やはりその歳入増と、それから支出の減が必ずあります。28年度で申し上げれば、約7億円ぐらいの収入見込みの増と、それから支出の負担の減、〔聴取不能〕の約3,000万円。決算を拾ってみたんですが、それをなべて見ますと約10億円ぐらいの繰越金を除いて実質収支になるわけです。したがって、私は一番危惧をしておりましたのは、昨日市長が岡本議員、昨日じゃなくて先週、こぶしの里の質問に対して国からの明許はどうしても受ける側としてはまかりならんと、かといってその事故繰にもできないと。こういったことがございましたので、よもやと思いましたが、予算措置はそのままで不用額の見込みをしていたんじゃないかなということがございましたので、よしんばそれはないと思うんですが、そのためにはやはり今後の差額の見通しを財政担当としては今の時点では当然立つはずで、そこを説明じゃなくて答



弁をいただきましたということでございます。答弁は要りません、本件につきましては。

2回目の質問で、大事なっていうのがいずれもどれも大事なんです、地域総合整備資金の2億7,900万円について先ほど池田部長は申し込みがあったと、ショウワコーポレーションがあったということなんです、お聞きしたいのはいつ申し込みがあったかということ、2回目の質問でさせていただきます。

そして、ここが一番大事なんです、そのときに公益性と採算性を申し込みを受ける市としては厳重にチェックをして財団のほうに事業計画をつくらなければならないと、こういうふうには要項の中ではあるんですが、その今申し上げました公益性と採算性をどのように判断をしたかということ、2回目の質問としてさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかの項目はもういいんですね。

**4番（岡野 鉄舟君）**

よろしいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

まず、告知放送の件でございますが、議員お話のとおり、収益を目的、基金という御提案がございました。これにつきましては、また必要性等を研究してまいりたいというふうに思っております。

それから、6番目のふるさと融資の関係でございます。

いつ申し込みがあったかということでございます。これにつきましては、今年7月にショウワコーポレーションのほうに打診をさせていただいて、その借り受けを受ける方向だということをお聞きいたしまして、それでその事業内容等、公益性、それから採算性等につきまして、事業内容等を聞きまして融資メモというのを作成をいたしまして、ふるさと財団のほうへ8月に提出をさせていただいております。その上で、財団のほうからおおむねこの融資対象事業になるというふうな回答をいただきましたので、今回手続を進めさせていただいた、そういうことでございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3回目の質問をさせていただきます。

まず、私がなぜこれにこだわるか、言うかといいますと、議会に相談はしなかったのは悪かったんだと。私が質問する前に答えられましたが、この7月にあった時点でその後の議会は9月議会です。普通の予算の、あるいは事業の議会に対する上程と違って、このふるさと融資についてはこの公益性がどこにあるか、そしてショウワコーポレーションがやろうとされてるその女子寮が公益性がどこにあるかということと、採算性がどこでどういうふうにとれるかという判断を美作市がしなければいけないわけです。財団からオーケーになったというようなお話がありましたが、今当社がされている女子寮の建設が滋慶学園のこれまでの経緯を踏まえて、どこに公益性があると判断をされたか、採算性があるかと、これを3回目の質問としてお聞きをいたします。

もう一つは交付税について、利子分について市が負担すると、75%ですか。この交付税の種類は普通交付税ですか、特別交付税のどちらでしょうか。お聞きいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画振興部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

先ほど答弁で、私の発言でわかりにくかったかもわかりません。申し込みがあったのは7月。この公益性等につきましてでございますが、この滋慶学園等の寮を整備するもので、この寮につきましては遠方から意欲ある人材を確保することや、それから看護、介護、福祉のそういった人材を確保する。ひいては移住、定住、そういったものにつながるものというふうに考えております。また、今回の建設に当たりまして民間によるアパートや商業施設の建設、そういった未来投資への誘発も考えられるということで地域経済の活性化が見込めるということを、そういうことで判断をして貸し付けをさせていただいてるものでございます。

交付税につきましては、普通交付税というふうに聞いております。

〔4番岡野鉄舟君「担当常任委員会にバトンタッチをいたします、その2点について」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ここで10分間休憩いたします。

午後4時16分 休憩

午後4時27分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどの岡野議員の質問に対する答弁の中で訂正をしたいという発言がございましたので、発言を許可いたします。

企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

失礼いたします。先ほどの岡野議員の御質問の中で交付税措置されるのが普通交付税か特別交付税かという御質問の中で私が普通交付税と答弁させていただきましたが、これは23年から特別交付税のほうへかわっておりますので、大変申しわけございませんでした。

**議長（鈴木 悦子君）**

それでは、続きまして通告順番2番、議席番号10番岡本泰介議員の発言を許可します。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）〔質問席〕**

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番目としては5ページの第2表、債務負担行為補正の美作市障がい者地域活動支援センター業務委託費6,000万円、これについては相手先と内容をお知らせください。

次のごみ及び資源収集運搬業務委託3億400万円、これは全ての相手先をお知らせいただきたいと思います。

続けていくんですか、次々。全部やるんですね。

**議長（鈴木 悦子君）**

はい。

**10番（岡本 泰介君）**

それで、それから次の2番、歳入で雑入が先ほど岡野議員が言われました1,707万円、これはかなり詳し

く説明があったんで理解したんですけど、森林関係の3件ですね。雑入の下3つのうちです。上の3つは県へ4分の3お返しするということですが、下2つはどうなってるのかな、その辺のこととかですね。この対象面積はわかるんですか。そこまではわからないんですか。対象件数も。それは東備森林組合のほうからそういう数字は出てきていないんですか。その辺のことがわかれば教えていただきたいのと、もし今どうしても資料が出せなかったら、これは後でもいいですから資料提供してください、この3件。対象戸数というんですか、戸数、面積ぐらいをできたらそれをしていただきたいというふうに思います。上の2つはもうよろしいです。わかりました。下3つについてお願いします。

それから、次は21ページの美作市産材利用事業補助金200万円、これはどのように使われるのかという内容です。内容をお知らせください。

それから、4番、22ページの負担金補助及び交付金3,949万円、この内容をお知らせください。とりあえず、それを聞いてからまた2回目をやります。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員、美作市獣肉処理施設管理運営事業、これ言われてないんですが。

**10番（岡本 泰介君）**

ごめんなさい。それはもう先ほどのことでわかりましたからよろしいです。済いません。

**議長（鈴木 悦子君）**

わかりました。

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

それでは、5ページの債務負担行為補正の美作市障がい者地域活動支援センターの業務委託6,000万円についての相手先と内容ということでございます。

まず、内容について御説明をさせていただきますと、御質問の美作市障がい者地域活動支援センターについてはなごみという名称で平成18年10月に作東総合支所内に開設して以来、直営により運営をしております。この間、障がい者福祉施策が変遷し、より専門的かつ高いサービスの提供が求められるようになっており、特に国の方針であります障がい者への24時間体制の支援強化、緊急時の受け入れなど、障がい者が住みなれた地域で安心して生活できる体制としての地域生活支援拠点について今後整備を進めていく必要があります。この支援拠点の中核的な機能をなごみが担うことを想定し、民間の持つノウハウを活用し柔軟な対応によるサービス提供を行うために、平成30年度から業務委託を行いたく考えております。このため、平成30年度から32年度までの3カ年の契約を行うために今回債務負担補正の御承認をいただいた後に、公募のプロポーザル方式によりこの委託先の公募をかけたいというふうに考えております。よって、契約の相手先は現在のところ決まっておりませんので、12月議会で議決後に公募をかけるという運びになります。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

議員御質問のごみ及び資源収集運搬業務委託の債務負担でございますが、これは現在契約しておりますごみ及び資源収集運搬業務委託が平成30年3月で3年間の委託契約が終了となるため、30年4月から新たに3年間の業務委託を行うための予算で、今後指名競争入札等において全ての相手方が決まるものと考えております。

議長（鈴木 悦子君）

経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

お尋ねの森林組合関係でございますけど、間伐と作業道の関係、かさ上げと申しましたけど、こちらのほうは全部市のほうが市の財源で補助をしておるものでございますので、市のほうへ収入してということでございます。

それから、件数のお尋ねがありましたけど、不正があった件数が約700件で、森林組合も704件というようなことで一番最近の説明会ではされてます。約4分の1に不正があったと言われておりますが、今この金額については最終の確認中として、もしかすると少し動く可能性もございます。先ほどあった資料の関係につきましては、また確定してから提供したいというふうに思います。

それから、次の③番、美作市産材利用事業補助金200万円でございますけど、こちらは木造住宅を建築する者に対して市内の製材所で製材された国産材、これを使って新築木造住宅を建築される方に1戸当たり50万円の補助をしております。当初予算では8件分、400万円を予算しておりましたが、さらに4件の申請を見込み増額補正をするものでございます。

それから、④の負担金補助及び交付金394万9,000円でございますが、これ2つありまして、1つは美作国観光連盟負担金340万5,000円でございます。平成29年度分の連盟への負担金ですが、連盟の本年度予算には年度当初から本市の負担金が計上され、既にバスツアーの補助金などの各種事業が実施されてきました。連盟設立から3カ年が経過し、本年度は事業内容や組織全般を見直す年となっております。市内外の関係者の意見を聞きながら効果的かつ効率的な事業推進が図られる体制となるよう構成市町村とともに事業の投資効果などの検証と改善に向けた議論を行ってまいりました。この議論を促すために、連盟への負担金を当初予算に計上していませんでした。連盟全体の議論として、事業内容や組織の見直し、改革について前向きな方針が打ち出されないことから美作市の観光の一端を委ねることができないと判断しまして、関係市町村首長県民局長合同会議におきまして、今年度をもって美作市はこの連盟から脱退する予定である旨を表明しておるところでございます。

それから、もう一つの観光振興助成金54万4,000円は、市内の各温泉宿泊施設から納められる入湯税がございまして、その入湯税を財源にその2分の1を市内の観光協会等に交付しております。そのものの平成28年度の収納額の確定に伴いまして、その差額分の増額をお願いするものでございます。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

質問は前後するかもわかりませんが、今の経済部長のその394万9,000円の最初の340万円何がしかのお金に関しては何かわかりにくいです。本来ならば、先ほど言われたように当初でしといて、するかしないか云々という話で寄り切られたからことしだけ出してもう終わろうとかというような、そういうニュアンスに聞こえますよね。それはそれでいいかわかりませんが、もうことしも出さないぐらいのつもりでもよかったんじゃないかなという思いは私にはあります。

それから、市産材の利用促進はこれだけ増加がふえたということで、それは結構じゃないかと思えます。

それから、ごみの件で入札されるということで、もちろんそれはそれでいいんですけど、それでは参考までに教えてください。ことしは何社でどこどこだったのかということをしてきたらお知らせいただきたいと思

います。

それから、例の障がい者の業務委託は、もうこれは同じ場所でやるという理解でいいんですね。それをまた教えてください。私も設立のときにタッチしたときがあったんで、今でも動いてるということで結構じゃないかと思いますが、同じ場所でやるかどうか、それでいいのならそれでいいんですけど、それだけお答えください。

**議長（鈴木 悦子君）**

環境部長。

**環境部長（妹尾 昌弘君）**

それでは、失礼いたします。今回、終了となるごみ収集につきましては平成27年、3年前に入札を行って5社が決まっております。1つは勝栄建設、1つは作東土木運送、1つは近藤清掃、1つは真殿製材所、1つはタムラ、この5業者でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

保健福祉部長。

**保健福祉部長（江見 勉君）**

活動支援センターの場所ですが、今現在の場所でも結構ですし、公募の要件として応募の法人が自前の施設を用意できる場合はそちらで事業をやっても可能という要件にしたいというふうに考えております。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

わかりました。なごみの件はよそですということも考えられるということですが、余り利用者の不便になるようなことはないように、ぜひその点は留意してやっていただきたいと。どこでもいいということにはならないと思いますので、その点は留意して。もし、決まればまたお知らせいただければと思います。それでよろしいです、また後でわかったら教えてください。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次の質疑に入る前にお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

続きまして、通告順番3番、議席番号6番倉地重夫議員の発言を許可いたします。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）〔質問席〕**

ほかの議員がしっかり詳しくお尋ねになりましたんで、私のほうからはこれの補償料が別途必要ということになってるんで、これがどれぐらいになるんかと、それから利子の75%が交付税措置ということなんですが、残りの25%、市が負担するようになるんであればこれがどれぐらいなのか、それをお聞きしたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

まず、補償料の関係でございますが、補償料につきましてはこれは民間の取引の関係もございますので、ここでは具体的な額は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

それから、25%、残りの市の負担というところでございますが、この利子につきましては25%を仮に15年間で0.3%で借りたとした場合の試算でございますが……

〔「補償料よ、〔聴取不能）』と呼ぶ者あり〕

濟いません、補償料につきましては先ほど申し上げたとおり、民間のあれでございますのでこの場では差し控えさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

利子については、先ほど言った0.3%相当で大体概算みたいな形になるんですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

この貸付金の利息でございますが、利子につきましては市のほうが負担をするということでございます。そのうち75%が交付税措置、残りの25%でございますが、15年で0.3%で借りたときの試算でございますが、15年間で160万円、市の実際の負担は15年間で160万円ということで試算をしております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

よろしいですか。

**6番（倉地 重夫君）**

はい。

**議長（鈴木 悦子君）**

続きまして、通告順番4番、議席番号3番岩崎清治議員の発言を許可します。

**3番（岩崎 清治君）〔質問席〕**

それでは、質問のほうをさせていただきます。皆さん方がいろいろ質問されたんで、その部分をほとんど省かせていただいて、できるだけ短目にさせていただきます。

まず、5ページの債務負担行為補正なんですけれども、告知放送の関係なんですけれども、1点は地域の告知放送の説明会をされてると思いますけれども、この説明会の中身と今回の補正とどういう関係があるか。同じものであるか、別のものであるかということ。

それから、2点目は29年から30年までということになれば、本来であればこれを3月補正に一部はされるわけですね。3月補正でされるということは、1カ月程度、1カ月以内の事業量しかないんですけれども、そのあたりの説明をお願いしたい。

それから、地域総合整備資金の貸付事業なんですけど、利率。先ほど民間ですから答えられないという話がありましたけれども、28年度事業の地方債の発行の平均でよろしいですから、それを教えていただいて、元金均等ということですから元金均等かけていただいて25%の数字がどのぐらいになるかというのを、これは教えてください。政府資金でも何でも結構ですから。

それから、15ページに移りまして、15ページの情報政策費の中のファクスの設置補助金の減額500万円、

次の災害支援費の部分の土砂撤去の補助金400万円、これどちらもなんですけれども補助金の交付要綱をつくられてると思うんです。この交付要綱に基づいてどういう内容なのかを教えてください。それから、ファクスのほうについては500万円減ってという、この理由。それから、土砂撤去のほうも400万円っていうことになれば、その理由と、それから市民にどのように周知をされて片方は対象がなかったのか、片方はこういう件数なのか。それから、PRがちゃんとできてるのか。そして、特に土砂撤去のほうにつきましては、特に重立ったような土砂が来てるわけですから、そういうものの例があれば、個人のプライバシーにかかわらないような範囲内で一、二件説明いただきたいな。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

まず、1点目の告知放送の債務負担のところでございますが、説明会のとこの債務負担の内容が同じものかどうかという御質問でございますが、これは同じものでございます。

それから、この時期ということでございますが、債務負担をお願いいたしまして一般質問でも御答弁させていただきましたが、整備で急ぐものにつきましてこの債務負担行為で早く契約をさせていただいて機器の整備のほうへ移りたいというふうに考えておりますので、ここで債務負担をお願いするものでございます。

それから、ふるさと融資の関係で貸し付けでございますが、地方債の平均ということで御質問でございます。これ地方債の関係で金融機関等から借りれる平均ということで、先ほど申し上げた0.3%というのを聞きして、試算させていただいた結果を先ほど御答弁をさせていただきました。

それから、4点目のファクス設置補助金でございますが、この補助金につきましては今年度当初告知放送を廃止するというので、これに伴って一斉メールを配信するというにいたしておりましたが、このメール等でメールが受信できない方を対象といたしましてファクスの設置補助を予算計上しておりました。これにつきましては広報紙等で広報させていただいたところでございますが、実際に申請がなかったということ、それからここでFM告知のほうで音声告知を新たに取り組むということで、この部分につきましてはこの12月議会で減額をさせていただきたいということで計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**

失礼します。土砂撤去費用補助金400万円についてでございますが、この400万円につきましては本年9月17日から18日にかけての台風18号、これにより住居建物が激甚災害に伴う土砂崩れにより被災した建物所有者に対し、土砂等が建物にかかっている場合に業者が撤去されて、その土砂撤去に係る費用、対象経費の2分の1以内に相当する額、上限が50万円ではございますが、これを補助するもので対象件数は8件でございます。400万円の補正をお願いするというものでございますが、この激甚災害につきましては美作市激甚災害による被災建物土砂等処理費補助金交付要綱というのがございます。24年3月から施行された要綱でございまして、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律、これに基づきまして施行された要綱でございまして、対象といたしましては、市内に住所を有し住居している建物がこの激甚災害に伴う土砂崩れにより被災された世帯に対して補助を行うものでございます。被災の状況でございますが、今回家の裏の畑のり面が豪雨により崩れ、住居となっている家の壁とまっまっているという、そういう状況でございました。

この要綱の周知につきましては、当事者から危機管理室のほうにこれこれうちの家の裏が土砂で崩れとんじゃけど、来てもらえないかというようなことなどで調査に参り、今回のこの災害が激甚災害に指定されたら美作市の補助が受けられますよということで御説明をさせていただいておるところでございます。全ての市民の方にこの土砂災害についての周知が今までできていたかということにつきましてはやや問題があると思いますが、今後は出水期前に災害に対する啓発はもちろんのこと、この要綱につきましてもみまちゃんネル、広報紙等でお知らせをしていきたいと思っております。この補助金につきましては、特別交付税措置がされるものでございます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

2回目をさせていただきます。

まずは債務負担行為の告知放送の関係なんですけれども、各地区の説明会のときに、ある人がなんですけど、もう予算はちゃんとしてあるんですねって言うたら、はい、してありますというはっきりした答えのもとに説明をされた。私のほうへ予算あるんですかって聞かれたもんで特に聞いたんです。今後は、もう終わったことはしょうがないですけど、地区説明会に出る前にこの債務負担なんかの補正をしていただきたい。本来逆じゃないですか。特に答えがあれば言うてもろうたらいいんですけど、ないようだったらそれでよろしいです。

もう一つは、先ほど契約を早くしたいという話があったんですけど、29年から30年しなくても、30年から30年でも契約はできるわけです、御存じだろうと思うんですけど、私が説明する以上の話で。これを見る限り、補正予算が3月に出るだろうというふうな意味合いしか見えないということと、それからふるさと融資の関係につきましては160万円程度って言われたんですかね。この元金均等ということと15年ということと5年据え置きがあるんでこっちもよう計算しないんですけど、この場合に25%ですか、160万円だったら160万円が市の補助事業になるよというのがあるんで、75%じゃないです、おおむね利子の部分の25%になるよだから、10年間だったら10年間でおおむねこのぐらいが具体的な援助になりますよということは、やはり説明してほしかったな、具体的にという意味です。これも特に話したいことがあれば言ってください。

それから、土砂撤去の部分はよろしいんですけど、ファクスのほうはこれ補助金の交付要綱がちゃんとくられてるわけですよ。そのあたりをもう少し、再度なんですけどお願いしたい。それ以外は答えなければ答えてください。なければいいです。

**議長（鈴木 悦子君）**

企画部長。

**企画振興部長（池田 義和君）**

まず、告知放送の地元説明会でのお話ですが、地元説明会でそのような説明があったということに関しましては、これは大変私どもの説明の至らなかったところということで反省をさせていただきたいというふうに思います。

〔「違うんだ、言うてることが、〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

それから、補助金の額につきましては補助要綱等を設置をしているところでございます。

以上でございます。

〔「何言ようるかわからん」と呼ぶ者あり〕



### 3番（岩崎 清治君）

もう一回だけ。3回目で言います。

私の言ったのは、終わったことはもうしょうがないんですけど、今後ちゃんとした手続のもとに動いてもらいたいという話をさせていただいてるんで、誰々がどう言うたこう言うたということを言ってるわけじゃないんです。今後はよろしくお願ひしたいということで、以上で終わります。

### 議長（鈴木 悦子君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けますが、ございませんか。

尾高議員。

### 14番（尾高 誉久君）

皆さんが説明。1点だけしかできないんで。15ページの今の地域総合整備資金貸付金の対象事業者はショウワコーポレーションですね。それから、対象事業というのがどうも理解できなかった。理解できないというのが、たしか部長の答弁が学生寮と言われたと思うんです。何戸ぐらいかわからんんですけど。

〔「女子寮です」と呼ぶ者あり〕

学生寮言われたんだ。

〔「女子、女子寮」と呼ぶ者あり〕

いや、答弁巻き戻してみる。学生寮言われたと思いますよ。私が間違ってたらあれですけど。ほかの議員は女子寮言われたから、学生寮だったら男子も女子も入れるんだなと解釈したわけ。女子寮というのは、皆さんどういうふうにかかれたか知らんけど、私の耳には学生寮と聞こえたということ。

それから、対象経費は6億2,100万円よかったと思うんですけど、その利子がおおよそ、約160万円だと言われたんだと思うんですよ、利子補給は、でいいんでしょ。そのことを聞きよんです。限度額は1,500万円以上になるか云々かんぬんという、そこはいいんですけど、5年から10年で15年でということですね。そのところをよく聞いておかないと、寮だ寮だというてというのが学生寮と女子寮はイコールなんだという私認識ないもので、非常に浅学な頭ですから、もう一遍答弁お願いします。

### 議長（鈴木 悦子君）

企画部長。

### 企画振興部長（池田 義和君）

ふるさと融資の関係でございます。

対象事業者の、先ほど申し上げたショウワコーポレーションですが、対象事業につきましてはショウワコーポレーションが整備される美作市スポーツ医療看護学校及び滋慶学園の高等学校美作キャンパスの学生用のマンションを建設されるということをお聞きしております。

それから、対象事業費でございます。対象経費につきましては6億2,100万円。これをショウワコーポレーションのほうへ市が無利子でお貸し付けをし、それで美作市としては金融機関からこれの6億2,100万円の45%の2億7,900万円、これをショウワコーポレーションのほうへ市のほうから無利子でお貸し付けをいたします。市は起債を起こしますので、その起債に係る利子相当部分、これが美作市の負担になるところでございますが、この美作市の利子部分につきまして75%が交付税措置をされるということになります。この利子につきまして15年償還の据置期間なしで借りる利息0.3%で借りた場合、利息が640万円になります。これの25%に当たる160万円が美作市のじゅんじゅんたる負担ということになります。この160万円が15年間で160万円の負担ということになります。

〔「15年〔聴取不能〕〕と呼ぶ者あり〕

1年間に直しますと、約10万円程度の負担ということになります。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

池田部長、私はつまらん頭なんで申しわけないけど、160万円と言い切ることと程度ということと、さっき女子寮言うた。言うてないじゃろ。みんな女子寮じゃというて。この認識の差が企業の中で問題になつてるわけですから、はっきり。それから、戸数言わなんだろ。だから、私が聞いたのは間違いなかったろ。女子寮なんか答えてないな。だから、女子寮だったら女子寮なんだと、学生寮というのは男子も女子も入れるから、私が一番心配してたのは受け皿のことで、女子は多いけど、男子が来た場合どこにするんだというようなことで。今回、もうあのときに暴言を吐いたというて削除したのは受け皿は男子の人の受け皿を。一般質問してないよ、これ。だから、そこのとこをきっちり答えないと、聞く人によってまちまちの認識を持ちたくないということを言ようる。もう一遍答えてください。

議長（鈴木 悦子君）

企画部長。

企画振興部長（池田 義和君）

対象事業でございますが、戸数につきましては5階建てで100室で、収容人数は一部2人部屋がございますので予定では125名の収容が可能というふうで整備されるというふうにお聞きしております。

それから、この建物でございますが、学生向けのマンションというふうにお聞きをしております。今現在は男女兼用で運用されるというふうなことをお聞きしているところでございます。

以上でございます。

議長（鈴木 悦子君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

男女兼用でできるんですよ。皆さん、さっき尾高間違うとる、女子寮。女子寮じゃないじゃん。男女兼用でできるが、認識を新たにしてもらいたいと。それから、このことが非常に誤解を招くんだということだけです。

以上です。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございますか。

萬代議員。

12番（萬代 師一君）

先ほどの土砂の撤去費につきまして、再度お尋ねします。

部長答弁、危機管理監の答弁の中では、この要綱の制定日が23年3月言われたんですけど、手元のほうへ資料あります。24年3月ですから訂正をしておいてください。

それから、この趣旨並びに交付対象者というところでは、激甚災害に伴う土砂崩れにより被災した建物の所有者という表現をされております。先ほどの説明にありました本年の18号台風、美作市内が激甚災害にはなったようには私は記憶しておりません。たしか和歌山のほうが激甚災害になったと。この他県のほうの激

甚災害がこの美作市の激甚災害による被災建物土地土砂等処理費補助金交付要綱に該当するところの、この上位法か何かで、これも美作市のほうへ普通災害でもよそで同じ台風でよそで激甚になったら対象になるんだというような上位法がありましたら、それを説明を求めます。

それともう一点、今後地域の皆さんにはこういう補助要綱があるということを徹底するという答弁をいただきましたが、当然のことですけども、この災害に伴う被災箇所の報告なんかの取りまとめは各区長さんがされとると思いますので、特に区長さんのほうへの周知徹底をお願いしておきます。

1点目の拡大解釈ができる上位法について、説明を求めます。

**議長（鈴木 悦子君）**

危機管理監。

**危機管理監（皆木 佳久君）**

先ほどの答弁の中にも言ったと思うんですけど、これが上位法になるかと言いますと多分これじゃと思うんですけど、激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律、これが上位法になろうかと思えます。先ほどありましたが、美作市では激甚災害になってないのに他府県で激甚災害になったということだと思うんですけど、この災害につきましてはその災害をもたらした要因が何であったか。台風18号、これ自体でもたらした災害を全て激甚災害というふうにとられるようになります。ですから、他府県で大きな災害があった、その要因になったものは何か、それが今回は台風18号であった。その台風18号で被害が起きたのが、美作市では8件あったというふうに解釈するものでございます。

それと、この説明につきましては、過去にも自治振の役員会のほうでもお話をさせていただいております。今後もしめ細かく説明をしてみたいと、このように思っております。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

もう一点。23年3月の……。

**危機管理監（皆木 佳久君）**

済いません。訂正を1件お願いいたします。

要綱が23年3月と私のほうが答弁いたしました、24年3月の間違いでしたので、訂正のほうをよろしくお願い申し上げます。

**議長（鈴木 悦子君）**

萬代議員。

**12番（萬代 師一君）**

この激甚に伴います財源措置ということで交付税措置があるということから、どうも補助金が交付税措置があるから使えますよと。美作市が直接激甚災害にはなっても使えますよというような説明だと思うんですけど、できますれば、地元の被災された方、土砂等が自宅のほうへ流れ込んだ方についてはこういう制度があるということで助かる人はたくさんおろうと思えます。ここの目的のとおりで、生活不安を払拭して速やかな復興を図るための措置でございますので、もう少しわかりやすく美作市内でも使えるんだということをわかりやすくした要綱にさせていただきたいと、これは要望しておきますので、以上で私の質問終わります。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言の通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑はないようでございますので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言の通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

質疑はないようでございますので、これで議案第73号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようですので、これで議案第74号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託をいたします。

### 日程第3 請願・陳情について

議長（鈴木 悦子君）

日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第5号、請願第6号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

まず、請願第5号についてですが、本件につきましては私に関する内容が含まれておりますので、ここで仮議長に登壇をしていただき、議事を進めていただきます。〔降壇〕

〔議長交代〕

**仮議長（日笠 一成君）**〔登壇〕

先ほど議長より仮議長への指名がありましたので拝命します。つきましては、スムーズな議事進行に頑張りますので、進行についても御協力をお願いします。

それでは、座ってやらせていただきます。

これより私が議事を進めます。

請願第5号につきましては、地方自治法第117条の規定により、鈴木議長、尾高議員の除斥を求めます。

〔議長鈴木悦子君、14番尾高誉久君 退場〕

**仮議長（日笠 一成君）**

それでは、まず請願第5号について、岡本泰介議員、お願いします、説明。

**10番（岡本 泰介君）**〔登壇〕

それでは、請願第5号を朗読をもって説明したいと思います。

宛先は鈴木悦子議長でございます。提出者は美作市宮本116番地1、平田精一さんです。紹介議員は私と岩江議員でございました。

それでは、文書を朗読いたします。

〔以下朗読〕

以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。〔降壇〕

**仮議長（日笠 一成君）**

請願第5号の紹介が終わりましたので、ここで鈴木議長、尾高議員の除斥を解きます。

〔議長鈴木悦子君、14番尾高誉久君 入場〕

**仮議長（日笠 一成君）**

私の職責が終了いたしましたので、ここで議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。〔降壇〕

〔議長交代〕

**議長（鈴木 悦子君）**〔登壇〕

続きまして、請願第6号について、倉地重夫議員よりお願いいたします。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**〔登壇〕

請願第6号、請願者、原水爆禁止岡山県協議会代表理事中尾元重、岡山市北区西島田町4-25、電話086-244-4526、紹介議員倉地重夫。

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願であります。

一応私の個人的な説明として、6月の当議会において日本政府に対し核兵器禁止条約の交渉会議に参加を求める意見書を採択していただきました。国連では7月7日、ついに核兵器禁止条約が採択されました。

10月には核兵器国際キャンペーン、I C A N、これきのう、ノーベル平和賞受賞が決まっております。核兵器を将来地球から廃絶することを日本政府と国民は日本国憲法に照らして追求していく使命があります。理想ですが、全人類の共通の願いでもあります。9月20日には核兵器禁止条約の署名が解放され、初日には50カ国が署名しました。今回の請願は、日本政府が速やかに禁止条約に調印することを求め、関係機関に意見書を上げていただくことの請願です。当議会の皆さんの同意をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

再開は22日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後5時22分 散会

平成29年12月22日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日目）

（平成29年第6回美作市議会12月定例会）

平成29年12月22日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第61号、議案第66号～議案第74号、請願第5号～請願第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程第1 発議第9号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	岡	本	泰	介
11番	山	本	雅	彦	12番	萬	代	師	一	
13番	山	本	重	行	14番	尾	高	誉	久	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
18番	鈴	木	悦	子						

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 内海健次

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩原誠司	副市長	横山博光
教育長	大川泰栄	政策参与	山下亨
政策審議監	福原覚	総務部長	岡本和之
危機管理監	皆木佳久	企画振興部長	池田義和
市民部長	角南良雄	環境部長	妹尾昌弘
経済部長	遠藤宏一	保健福祉部長	江見勉
建設部長	真野弘紀	教育次長	山名浩二
消防長	山崎正雄	会計管理者	山本和毅
都市住宅課長	小林英樹	産業振興課長	横林義和
クリーンセンター管理課長	森元浩之	英田総合支所長	赤堀卓司

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	尾崎功三
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑



議長（鈴木 悦子君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則第8条にもありますように、傍聴席にあるときは静粛にさせていただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

11日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。17番内海健次議員が体調不良で療養中のため欠席です。大森総合戦略監が体調不良のため欠席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで12月1日に私に委任をしていただきました仮議長の選任をいたします。

本日の会議における仮議長に16番日笠一成議員を指名いたします。

次に、政治倫理審査会の設置及び委員について御報告いたします。

お手元に配付しておりますように、12月11日に受理した審査請求については、12月22日に審査会を設置し、委員につきましては、岡野鉄舟議員、中山忠明議員、倉地重夫議員、安藤功議員、山本雅彦議員、日笠一成議員の6名の方をお願いしております。

なお、本日議会終了後、審査会を開いていただきますのでよろしくお願いをいたします。

## 日程第1 議案第61号、議案第66号～議案第74号、請願第5号～請願第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（鈴木 悦子君）

日程第1、「議案第61号、議案第66号～議案第74号、請願第5号～請願第6号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

議案第61号につきましては、9月13日に産業建設委員会に付託され閉会中も含めての継続審査となっております。その他の議案等につきましては、12月11日に各委員会に付託となっております。いずれも各委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各委員長から審査結果の報告を求めるといたします。

初めに、産業建設委員長の報告を求めます。

中山議員。

5番（中山 忠明君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

平成29年度12月定例会の産業建設委員長報告をいたします。

まず、平成29年9月定例会において、産業建設委員会に付託され、継続審査となっております議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」、閉会中を含め審査いたしましたので、順次報告いたします。

去る10月11日午後1時30分より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員出席のもと、執行部からは、副市長、政策参与、政策審議監及び担当部長が出席し、協議を行いました。

協議の内容は、宿泊料金の根拠が問題になっていることから、審議できるのはどの時点かということとし

た。委員から、本来はでき上がったものを見てだが、イメージできるものがあれば完成していなくてもよいとの意見があり、執行部に対し、実施設計が仕上がった時点で設計図面の提出を求め、改めて審査することといたしました。

そして、11月20日午後1時より、議員控室におきまして、委員全員出席のもと、執行部からは、市長、政策参与、政策審議監及び担当部長以下関係職員が出席し、設計図面の配付を受け、審査を行いました。

審査の過程において議論となった点について、御報告申し上げます。

委員より、部屋の仕切りは、石膏ボードの上にクロスを張るようだが、プライバシーは考えているのかとの質問があり、執行部より、石膏ボードを二重に張り、断熱材を間に入れることで防音と防火になる、法律で決められている防音の最低限の基準はクリアしているとの答弁がありました。委員より、改修場所が変わっているような気がするが、最初の計画から部屋数を変えているのかとの質問があり、執行部から、当初説明と変わっていない。27室であると答弁がありました。委員より、大規模な改修をするのだから、補助金関係の協議はしているのかと質問があり、執行部から、補助金返還を伴わない長期利用財産処分の方向で中四国農政局と協議をしているとの答弁がありました。委員より、きょう入札と聞いているが、今の状況はどうなのかとの質問があり、執行部から、設計が完了し、本日入札が終わったとの答弁がありました。委員より、2人部屋にできる部屋が何部屋あるのかとの質問があり、執行部から、1人部屋で準備しているが、ホテル業の基準で2人部屋にすることが可能な部屋が東側に11室、西側に1室あるとの答弁がありました。委員より、交流の拠点であるのだから、お金を出す人に割高にならないように、いかに魅力を伝えるかを考えないといけないとの意見がありました。

また、委員より、前回と何ら変わっていないことから、継続審査にしてもらいたい等の継続審査を求める意見がありましたので、継続審査について諮かったところ、賛成多数により継続審査となりました。

そして、12月21日午前10時より、議員控室におきまして、議長、委員全員出席のもと、執行部からは、市長、副市長、政策参与、政策審議監及び担当部長以下関係職員が出席し、設計図面等の配付を受け、審査を行いました。

審査の過程において議論となった点について、御報告申し上げます。

委員より、辺地債の申請はどうなっているのか、また利用料金の設定はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、辺地総合整備計画にあるように、滞在型の交流拠点施設として整備するので、辺地債が充当できる、また利用料金は、使用料の4,310円を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとの答弁がありました。委員より、改修工事は4月1日までに完全にできるのか、1,000万円の指定管理料減額だが、指定管理者と話ができていいのか、また辺地債は、返還などの損害が出た時には、市長なり副市長が対応して、市の方には迷惑をかけないということでもいいのかとの質問があり、執行部より、改修工事については順調に進んでおり、4月1日前提で動いている、1,000万円については、回収期間によっては額が変わってくることもある、まだ契約していないので、投資が回収できるよう1,000万円前後という話を指定管理者としている、辺地債については、特段の問題は聞いていない、我々が責任を持つという方向にするとの答弁がありました。

質疑終了後、議案第61号について、討論、採決に入り、委員より、この条例改正については、利用料と使用料の関係で非常に大きな瑕疵があると思います、このような瑕疵のある条文について私は賛成できません、反対ですとの反対討論がありました。また委員より、第11条の利用料金は、指定管理者が別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとするというこの部分につきまして、あくまでも指定管理者が運営をするわけですので、指定管理者の意見をよく聞いていただいて、適切な

る判断を市長にさせていただきようお願いして、その上で本条例については賛成といたしますとの賛成討論がありました。採決の結果、賛成少数により否決されました。

継続審査となっております議案については以上でございます。

続いて、12月定例会において、産業建設委員会に付託されました議案の審査について報告します。

去る12月13日午後1時より、美作市役所4階議員控室におきまして、議長及び委員、なお委員については1名欠席で、執行部からは、市長、副市長、政策参与、政策審議監及び各担当部長以下関係職員が出席し、産業建設委員会に付託されました議案につきまして、慎重に審査いたしました。

それでは、審査の過程において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、環境部所管では、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」ですが、委員より、ごみ及び資源収集運搬業務委託の債務負担行為補正について、現在の委託契約の金額は幾らかとの質問があり、執行部より、現在契約している3年間での契約金額は2億3,964万4,224円であるとの答弁がありました。委員より、今回の補正金額と大分差があるが、その差額の内容はどの質問があり、執行部より、現在夏季の期間に行っている週2回収集を1カ月延ばし、新たに年末年始それぞれ2週間も週2回収集としたことと、燃料代や人件費が高騰したこと、設計に対する入札率などにもよるものであるとの答弁がありました。

議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」では、定時改定等に伴う人件費の増額補正について説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」では、人事異動に伴う人件費の増額補正について説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」では、委員より、使用料増収の要因は何か、電力では新電力は活用していないのか、また委託料の増額について、移動脱水車の製作が新基準の排気ガスの規制により、予定より伸びたことによるものだとわかるが、なぜこの時期での補正なのかとの質問があり、執行部より、使用料の増収には特に重立った要因はなく、当初予算編成時の見込み不足であった、新電力は、施設などが24時間稼働のため、メリットが生まれないとのことで活用していないが、再度調査検討する、また委託料について、当初の予定どおり対応できないか検討、調整に努めたが、増額補正しか方法がなかったとの答弁がありました。委員より、今後は当初の見込みをしっかりとするようとの意見がありました。委員より、公共下水道と農業集落排水では、どちらが処理経費が高いのかとの質問があり、執行部より、農業集落排水の方が高いとの答弁がありました。委員より、下水道への加入率はどの質問があり、執行部より、全体で87.39%の水洗化率であるとの答弁がありました。委員より、農業集落排水事業の経費の減額は、施設の統廃合によるものと説明を受けたが、使用料の収入項目はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、使用料の収入は公共下水道で受けているとの答弁がありました。

次に、建設部所管では、議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ですが、委員より、条例改正の附則についての説明で、雇用促進機構から入田団地を引き継ぐ際には、機構が現入居者から預かっている敷金も同時に全額引き継ぐということだが、市が引き継ぐ以前に入居者に未納家賃があった場合、当該未納家賃を差し引いた額を引き継ぐとしている、これでは美作市が引き継いだ時点で、敷金という担保が保証されていない入居者も同時に引き継ぐことになるが、そのことについての対応はどう考えているのかとの質問があり、執行部より、敷金を未納家賃等に充当して既に使い切ってしまう入居者の場合は、機構からの敷金の引き継ぎはしない、仮にそうした入居者があった場合は、退去時に返還する敷金は当然ないので、もしその入居者の瑕疵による修繕等があれば、その時点で実費負担をお願いすることにな

るとの答弁がありました。また、委員より、機構から本年度3月31日までに完全に引き渡しができるのか、引き渡しができないと、本改正条例の30年4月1日施行ができなくなるのではとの質問があり、執行部から、機構との契約では、3月30日までに引き渡しを完了するようになっている、契約に定める義務の不履行により生じた損害については、賠償を求めることも契約書に明記しているとの答弁がありました。

議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」では、委員より、台風の災害に関連した工事請負費を道路橋梁維持費に計上してあるが、災害関連費として計上すべきではないのかとの質問があり、執行部から、台風で被害を受けた修繕工事もあるが、今後の災害に対して、被害を防いだり軽減を図るために、規模や形状、構造を改修するための維持工事として実施するものであり、道路橋梁維持費で願うとの答弁がありました。

その他執行部より、今回の災害関連で市営住宅の一部が破損した際の対応と農村整備事業の受益者分担金の改正についての報告がありました。

次に、経済部所管では、議案第67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」ですが、執行部より説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」では、委員より、現在働いている従業員は指定管理になることを理解しているのか、また現在の従業員は全員残るのかとの質問があり、執行部より、指定管理になることを説明している、また現在の従業員は全員残ると聞いているとの答弁がありました。委員より、従業員に対して、改めて丁寧に説明するようとの意見がありました。委員より、指定管理にすることで市には何がプラスになるのかとの質問があり、執行部より、総合食品卸売業の事業展開をしている会社であることから、今までのルートに加え、販売ルートが拡大される、また数十万円の法人市民税の収入が見込まれるとの答弁がありました。委員より、指定管理にすることで、市のほうへはどれだけのメリットがあるのかとの質問があり、執行部より、職員1名が運営、販売に携わっていたが、それにかわって指定管理者が総括責任者を配置するので、人件費の削減ができる、また大黒天物産株式会社からは、独自に搬入加算金を検討し、処理頭数をふやし、有害獣の駆除に貢献したいと聞いているとの答弁がありました。委員より、昨年と今年の捕獲頭数はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、ニホンジカでは、平成28年度の捕獲頭数5,124頭に対して1,099頭が施設に搬入され、搬入率は21.4%である、平成29年度は、11月末までで、捕獲頭数2,775頭に対して703頭が搬入され、搬入率は25.3%であるとの答弁がありました。委員より、指定管理料が500万円になった根拠と精肉の単価設定はどうなっているか、また業務仕様書には、修繕は10万円のほかに予算の範囲内と書いてあるが、内容はどうなっているのかとの質問があり、執行部より、指定管理料については、収支不足の400万円と嘱託職員の賃金300万円を合わせた700万円を下げて、500万円に設定した、また精肉の単価設定については、販売先の確保が難しく、運営に見合う単価設定ができていない、平成29年度においては、少し値段を上げて取引交渉を行った、また修繕については、10万円というのが他の施設の例だが、何とかそれ以上に指定管理者に負担をしてもらえるような運営をしたいとの答弁がありました。

議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」では、委員より、美作国観光連盟負担金はどうのような効果が上がっているのかとの質問があり、執行部より、観光連盟ではバスツアーの補助事業を実施しており、立ち寄り美作市内が多いという結果が出ている、設立から3年がたったが、なかなか成果、効果のある事業展開ができていないことから議論を行ってきた、なお来年度については、観光連盟から脱退することを表明しているとの答弁があり、委員より、同じことをしては進歩も発展もない、よい知恵を総括しながら、各種団体が寄って、中山間の活性化に向けてプロジェクトチームをつくって考えてやっ

ってほしいとの意見がありました。委員より、地域総合整備資金貸付金について質問があり、執行部より、公債費の利子について、交付税による補填は、平成22年度までは、普通交付税に理論償還方式で算入されていたが、平成23年度からは、特別交付税で実額の算入を受けている、また繰上償還による収入は、歳出予算において、公債費の元金償還に特定財源として計上しているとの答弁でありました。

続きまして、全議案の質疑終了後、12月定例会本会議において、産業建設委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」では、討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」、議案第68号「市道路線の認定について」では、いずれも討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

次に、議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」では、委員より、よくわからないところがあるので反対しますとの反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数により否決されました。

次に、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」産業建設委員会所管分は、討論はなく、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」、議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」では、いずれも討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、総務委員長の報告を求めます。

安藤議員。

#### 8番（安藤 功君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、平成29年12月美作市議会定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る12月14日木曜日午前11時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より、萩原市長、横山副市長、山下政策参与、福原政策審議監、大森総合戦略監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催しましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」と、請願第6号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」の2件であり、これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、審査の過程において、議論となった点について順次御報告申し上げます。

まず、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、総務部所管では、委員から、繰上償還の内容について説明をしてもらいたいとの質問があり、執行部から、民間の金融機関から借り入れているもの9件、合計で5億3,500万円の繰上償還を行う、これらの繰上償還により、後年度の利子が約900万円減額になる、この繰上償還は、平成28年度の決算剰余金の2分の1以上を積み立てる、もしくはは

繰上償還するという地方自治法並びに地方財政法の規定により実施するものとの回答がございました。委員から、財政調整基金繰入金の内容について説明してもらいたいとの質問があり、執行部から、予備費を使って補助災害の申請に必要な査定設計を行っている、また今回の補正予算に計上している土砂撤去費用補助金、道路橋梁維持費の工事請負費、河川改修費、小学校費の工事請負費などが災害によって被災したものの復旧に係る費用である、これらの災害復旧について、財政調整基金の繰り入れで対応しているとの回答でありました。続いて、他の委員から、繰上償還元金5億4,000万円のうち5億3,500万円については先ほど説明があったが、残りについてはどういった内容かとの質問があり、執行部より、作東産業団地内の永田製作所が平成18年度に借り入れされたものについて、永田製作所の申し出により全額繰上償還するものとの回答でありました。

次に、市民部では、委員から、マイナンバーについてのセキュリティー対策はどうなっているのかとの質問があり、執行部から、セキュリティーについては、市民課の持つ住民基本台帳情報、税務課が持っている税情報などを一括して同じ番号に付随するのではなく、分散した管理をしている。利用するときには、マイナンバーに直接ひもづけして使うのではなく、情報ごとに暗号を付加して利用し、情報の漏れがないような使用方法をすると聞いているが、具体的なことについては企画情報課が担当しているとの回答でありました。

続いて、企画振興部では、委員から、広報みまさかについて、一部の単価は幾らかとの質問があり、執行部から、印刷代だけで41円となるとの回答でありました。

続いて、美作市告知通信施設整備事業の関係では、委員から、屋外拡声器について声は出るのか、また無線なのかとの質問があり、執行部から、音声は出るが、メーンは気づきのためのサイレンとしている、音声の出せる機能は持っているし、無線であるとの回答がありました。委員から、告知端末は、空中FM波でラジオの機能とのことだが、将来的に市にFM波を出す機械を設置すれば緊急放送もできるのかとの質問があり、執行部から、当面はFM波を受信する、市独自の情報ではないが、気象状況等を聞いていただく、現在考えているのが、臨時災害FMといい、災害が発生した場合、総務省から機器を借りたりあるいは市で機器を設置し、市独自の緊急放送を流すことを考えているとの回答でありました。委員から、災害時、緊急時に総務省から機械を借りてくることは理解できない、機械が届くまでに何日もかかり、そんな時間はないだろう、予算的なものもあるが、その機械は金銭的にはどのくらいするか研究しているかとの質問があり、執行部から、約300万円程度、日数は、緊急時は急を要するが、総務省から借りるとして、申請に1日、そこから機械が届く形となるため、数日程度の期間が必要であるとの回答で、委員から、300万円で市内をカバーできる機械があるのなら、購入すればどうか、有線だと断線があり得るため、無線と有線の両方でカバーできることが大事である、できればそうしてほしいとの質問があり、執行部から、常時FMを開設すると金額的に非常に高い、また免許も必要となる、そこで災害用の場合は、災害にしか使えないが、免許もついてきて安くなる、借りてくる選択から買う選択もあるが、行政として災害時の運用方法や設置場所等研究させていただきたいとの回答でありました。委員から、告知放送等の説明会を各地域で開催した、その後NTTが電話をしてきて切りかえ等の話があったが、今回のシステムと関係があるか、そうならば告知放送の予算は認めていないが、NTTのことは了解しているのかとの質問があり、執行部から、市としてはIP告知からFM告知放送への変更を説明会で説明している、NTTは、インターネットとひかり電話のサービス切りかえの説明をしている。NTTの各サービスは平成31年1月末までに切りかえが必要である、現在はIP告知のため、それまでにFM告知の切りかえが必要となるため関連性があるとの回答でありました。他の委員から、アプリについて、市民からの情報は受けられるかとの質問があり、執行部から、市民からの情報の受け

取りはできない、アプリからはできないが、市のホームページから情報を受けているとの回答があり、また委員から、アプリ自体に市民からの情報受け付けがあれば便利だ、利用方法としては、アンケート調査も実施できるし、大雨後の土砂崩れ等の写真をアップロードし、情報共有することができれば便利であるとの質問があり、執行部から、アンケートをとるにしても、偏った選択になるだろう、このアプリが広く普及するまで当面はこれをお願いしたいとの回答がありました。続いて、委員から、FM告知とIP告知の機器の単価とランニングコストの差はどうかとの質問があり、執行部から、機器は約3分の1である、ランニングコストは4,500万円が500万円になるとの回答がありました。

委員から、説明会の質問で多い質問はなにか、また屋外拡声器についてはどうかとの質問があり、執行部から、宅内配線の工事内容が多い、設置時に個別対応をする、無線放送ができるかとの質問がある、FM波のラジオ放送で対応できるよう検討していると回答している、また市内無料電話がなくなる件は、来年4月迄で終了のお願いをしている、屋外拡声器については、新たに勝田地区に5本か6本、英田地区に4本を新設予定である、その他の地域は現状の物を利用する、本数的には少なく全市的にはカバーできないが、音声告知放送やその他アプリ等で対応し、全域をカバーする、屋外拡声器は気づきのための機器として説明し、設置場所は住民の意見を聞きながら設置すると回答しているとの回答がありました。続いて、他の委員から、説明会でプロバイダーの説明はNTTがするべきだが、説明がない、作業には事前にプロバイダー情報が必要だが、事前にしっかり説明が必要であるとの質問があり、執行部から、プロバイダーについては、事前にNTTが対象者へ工事確認連絡をするので、そのときに詳しく説明するようお願いをするとの回答があり、委員から、プロバイダー料金について、NTTは高いと感じるが、その他の安い料金のプロバイダーも市民に知らせてはどうか、料金に随分差があるように思うとの質問があり、執行部から、市内で利用されているプロバイダーのトップ5かトップ10を調べてお知らせするとの回答がありました。

次に、地域総合整備資金貸付金、ふるさと融資の関係では、委員から、ふるさと融資について、公益性はあるか、また正式決定は受けているかとの質問があり、執行部から、財団へは事業者から学生寮の建設資金の申し出があり、関係書類を提出した後、対象事業との回答をいただいた、12月15日に財団の現地ヒアリングが予定されている、平成30年2月2日に最終結果が送付される予定であるとの回答があり、委員から、現在建物が建ち、事業が進んでいるが、最終結果が2月2日とのこと、事業者はそれを承知で進めているのかとの質問があり、執行部から、知っているとの回答がありました。委員から、関係ないが、学生寮にローンができると聞いたが、どうなのかとの質問があり、執行部から、そのような話はないとの回答がありました。

以上で議案に対する質疑を終了し、その後本会議において総務委員会へ付託された議案について、討論、採決に入り、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」総務委員会所管分は、討論はなく、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、本会議において付託された請願第6号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」について審議に入り、意見を求めたところ、委員から、核兵器は廃絶すべきと思うが、日本の置かれている状況を考えると、核の脅威はあると思うので、身を守るために核の傘の中にいなければならないと思うとの意見があり、また委員から、核兵器の廃絶に関しては、核の抑止力がどうのと日本は言っているが、根本的には核兵器がなくなることが人類の平和につながると思うとの意見がありました。

他に意見はなく、討論、採決に入り、委員から、核兵器はいけなと思います、現状に鑑みて、今の状況では反対しますとの反対討論があり、また委員から、核兵器廃絶は人類普遍の願いだと思う、唯一の被爆国としては、核兵器がなくなるにこしたことはないという思いなので賛成ですとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により採択されました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を報告いたしました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を十分考慮した上で事務事業の執行に当たられますようお願いをいたしまして、総務委員会の委員長報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

先ほどの私の発言の中で訂正をお願いしたいところがありますので申し上げます。

議案第61号につき、9月13日に産業建設委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりますと申し上げました。このことを、閉会中も含めて訂正させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、次に文教厚生委員長の報告を求めます。

金谷委員長。

**9番（金谷 のり子君）**〔登壇〕

おはようございます。

平成29年12月美作市議会文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る12月15日午前10時から、美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催いたし、委員5名出席のもと、執行部より、萩原市長、横山副市長、大川教育長、山下政策参与、福原政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました議案についての審査を行い、その審査の内容について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第70号「平成29年度一般会計補正予算（第4号）」、議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。審査の結果、議案第70号「美作市一般会計補正予算（第4号）」及び議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、いずれも討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により原案のとおり可決されました。

それでは、審査において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、議案第70号「美作市一般会計補正予算（第4号）」について、教育委員会所管分では、特に質疑はありませんでした。

続いて、保健福祉部所管では、委員から、債務負担行為の補正は、美作市障がい者地域活動支援センターを業務委託に出す予定ということだが、現在勤めている嘱託職員の処遇について、質疑があり、執行部から、嘱託職員4名を雇用しているが、業務の引き継ぎのこともあり、選定された事業者にも再雇用の話をするよう考えているとの説明がありました。委員から、美作市障がい者地域活動支援センターを外部委託するメリットとはとの質疑があり、執行部から、専門的な職員の人材確保、福祉サービスに直結した障がい者本位



のサービス提供、地域活動支援センターの活性化、地域生活支援拠点という中核的な施設に移行する段階での民間ノウハウの活用が上げられるとの説明がありました。委員から、民間業者が行うことに不安を覚えるが、いかがかとの質疑があり、執行部から、プロポーザルで業者選定を行う場合、審査会を設置し、市民の平等な利用確保、施設設置目的の適合及び利用者サービス向上、運営経費の縮減、運営の安定性、地域貢献、類似施設等の運営実績等の審査基準を設け、基準に満たない場合は委託を行わない方針で行う予定であるとの説明がありました。また、委員から、地域包括ケアシステムの構築を基盤に置きながら事業を進めていくのかとの質疑があり、執行部から、地域包括ケアシステムの中には、障がい者の暮らしもポイントとしてあり、障がいのある方が住みなれた地域で暮らしやすくなるための施策の一つとして位置づけるとの説明がありました。

次に、議案第72号「美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてでは、委員から、要支援1と要支援2の方を対象とした介護予防事業について、今年度から総合事業へ移行したが、美作市の現状はどうか、うまくいっているのかとの質疑があり、執行部から、美作市では、介護予防生活支援サービスについては、現行相当と言われるそのものを残しており、サービスが必要な方には確実なサービスを提供していくように、また事業者がいろいろなサービスに参画できるように、緩和型サービスも開始しているとの説明がありました。委員から、総合事業に移行して、要支援向けのサービスについては、市町村の裁量で報酬を下げたり、ボランティアやNPOなどに運営を委ねることができるようになったが、この現状はどうかとの質疑があり、執行部から、市としては、国の方針に従ってやると混乱が生じるので、それを避けるため、現状をなるべく守っていきこうとしている、また制度改正を受けて新たに事業を始めた緩和型の事業所については、地域包括支援センター所属のケアマネが利用の状況やその人の状態に合っているかどうかのチェックを行いながらサービス提供を行っているとの説明がありました。委員から、歳入の他会計繰入金の中のその他一般会計繰入金492万円について、繰り出し基準はあるのかとの質疑があり、執行部から、システム改修や人件費の事務費不足を一般会計から繰り入れているとの説明がありました。

以上、文教厚生委員会における審査の経過及び結果報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。〔降壇〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、議会運営委員長の報告ですが、請願第5号につきましては、請願事項が4項目あり、1、尾高議員の議会運営委員会委員長職を辞退させるか、直ちに解くこと、2、議会において辞職勧告決議を行い、議員辞職を求めることは、尾高議員に関する請願事項でございます。3は、尾高議員の人権侵害発言をとめなかった私鈴木悦子議長にも議会運営の責任があることから、議会としてしかるべき処分を行うべきことは、私に関する請願事項となっております。それぞれ内容と除斥の対象者が異なるため、項目を分けて審査が行われました。よって、委員長報告については、項目により委員長、副委員長から行っていただきます。報告に対する質疑は、項目ごとにお受けいたします。

なお、常任委員会の報告に対する質疑は、議会運営委員会の質疑の後の順でお願いをいたします。

これより報告に入りますが、請願事項1、2につきましては、尾高議員に関する内容ですので、地方自治法第117条の規定により、尾高議員の除斥を求めます。

〔14番尾高誉久君 退場〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

それでは請願事項1、2について、和田副委員長よりお願いをいたします。

和田議員。

## 2番（和田 広宣君）〔登壇〕

おはようございます。議会運営委員会副委員長の和田でございます。

ただいまから議会運営委員会委員長の報告を行います。

12月18日午前9時より、議員控室において、議長、委員出席のもと、なお委員については2名欠席でありました、議会運営委員会を開催し、本会議において付託された請願第5号について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、私からは請願第5号の請願事項1、2の審議結果について報告をいたします。

まず、請願事項1、尾高議員の議会運営委員会委員長職を辞退させるか、直ちに解くこと、請願事項2、議会において辞職勧告決議を行い、議員辞職を求めることについて委員に意見を求めたところ、委員より、尾高議員の6月議会での発言については削除されており、請願に書いてあるような内容があったのかなかったのか、今現在審議ができません、その上陳謝され削除しておられます、1、2については認められないと思います。また、委員より、6月議会において削除したことに対して議論する必要もないと思いますとの意見がありました。

討論に入り、まず請願事項1については、委員より、6月議会で削除されているということもありますので、このことは解決しているという判断をいたしておりますので、反対いたしますとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願事項1は不採択となりました。

次に、請願事項2については、委員より、議員辞職というような重いことをこのような内容で判断できないし、これも人権問題にかかわるくらいの重いことで、議員として責任はあると思うが、今回のことについては、議員辞職を求めるということには反対いたしますとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願事項2は不採択とすることに決定いたしました。

以上で私からの報告を終わります。〔降壇〕

## 議長（鈴木 悦子君）

報告が終わりました。

これより請願事項1の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

岡野議員。

## 4番（岡野 鉄舟君）

風邪を引いておりまして、お聞き苦しいですが、質問させていただきます。

今和田副委員長の報告では、削除をされていて判断ができない、そして2つ目は、議論をする必要がないということでございますが、御承知のように、請願権につきましては憲法第16条で保障されており、そして下位法である請願法第5条によって、誠実に処理するというふうになっているということは御承知のとおりであると思いますが、先ほど言われました削除をされて判断できない、議論する必要はないということですが、議場内での議事録からデリート、つまり削除されたことと、それに対しては原本がありますし、請願をされた方、そして多くの市民の方々はテレビ等を見られて、ちゃんと頭の中へインプットされておるわけでございます、そしてまた場合によると聞き取りをされているわけでございますが、そのあたりの請願を誠実に処理するということが基本だろうと思うんですが、そういった議論はなされなかったんでしょうか。

## 議長（鈴木 悦子君）

和田議員。

## 2番（和田 広宣君）

済みません、今岡野議員のほうから質問されておりました内容の意見等は特に出ませんでした。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

淡々と簡単に言われましたが、1つお聞きしたいんですが、請願については、地方自治法第124条であったと思いますが、議員の紹介によりするとなっております。この場合に、請願と陳情というのがよく、あるいは陳情、要望書と対比されるわけですが、請願について、議員の紹介があったからやるということではなくて、まさに請願そのものは憲法で定められた基本的人権であるということ、そしてその陳情も同じような考え方をしなければいけないという上位規約があるわけですが、今おっしゃられたように、一切そういうことをしなかったというのが極めて請願法第5条にあります誠実に処理するということに反すると思いますが、いかがですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

岡野議員のほうから誠実に審議するよにということがありましたが、参加された議員の方は、それぞれ自分の意見を言われて、それぞれにおいて判断されたと思いますので、岡野議員のおっしゃられた内容のことはなかったかもしれませんが、それぞれの議員は、それぞれ考えて討論されたと思っております。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

きょう傍聴に来ておられる方、テレビを見ておられる方にわかりやすい、それぞれ質問したり答弁をしなければいけないというのが我々の義務ではございますが、今私が何回も申し上げておりますように、本件請願が一体何が一番大事なことであると思われたのでしょうか。この質問は冒頭に申し上げるべきでございますが、3回目の質問としてお聞きいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、今和田副委員長が報告をされた内容についてで質問をしてください。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

議論する必要もないと言われた根拠は何ですか。

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

本人ではないので、なかなかはかり知ることはできないんですけど、議論する必要がないというか、議論すべきことではないということで、じっくり意見としては述べられておりますので、その前置きのことでありまして、内容的にはしっかりと議論されておると判断します。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにございますか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

少しお尋ねなんですけれども、この発言があったときに全員協議会等々がありまして、会議録の削除の仕方について、削除をどこまでできるんならと、議事録については削除できる、ただし発言した内容については全て残る、この話につきましては、後の全員協議会で議論になったと思うんです。私は、めいめいの議員がどうのこうのという話のことは別として、発言自体があったということが、なかったような答弁があったんですけど、そのあたりが会議の削除という言葉の中で、一番なかったことというみたいな意味合いで聞こえたんですけど、そのあたりはどういうふうに理解されて、そういうような話になったのか。会議録がないからわかりませんよという話は、これは絶対ないという議論の中で皆さんここにおられる議員は全部あったわけです。そこから先のこのことについては請願の対象になるならないというのは、これは個々のめいめいの議員なんですけど、それをもともとなかったような意味合いで今説明があったんですけど、そのあたりをお聞きしたいんですけど。

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員。

**2番（和田 広宣君）**

委員のほうからあった内容で、尾高議員の削除されたということは、反省そしてここに陳謝もあったということですので、誤解を招いたかもしれないという理由があったかもしれません。本人の思いは違ったかもしれないかもしれませんが、削除なさったということで解決していると判断しましたという意見がありました。

〔3番岩崎清治君「わかりました」と呼ぶ〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにはよろしいですか。

それでは、質疑を打ち切ります。

請願事項1の報告に対する質疑を終了いたします。

これより請願事項2の報告に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

たしかこう言われたと思います。議員辞職を求めることまでもない、殊に反対だと言われたと思いますが、この判断に至った理由は何ですか。第1回目の質問です。

**議長（鈴木 悦子君）**

報告事項に対して質問をしてください。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

ですから、今そういうふうに報告をされましたから、それは何ですかとお聞きしているわけです。そういうふうにおっしゃられたでしょう、今副委員長は。

**議長（鈴木 悦子君）**

和田議員、ありますか。

どうぞ。

**2番（和田 広宣君）**

そういう意見があったということを報告させていただきました。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで請願事項2の報告に対する質疑を終了いたします。

ここで尾高議員の除斥を解きます。

〔14番尾高誉久君 入場〕

**議長（鈴木 悦子君）**

これより請願事項3の報告に入りますが、3につきましては、私に関する内容ですので、ここで仮議長と交代し、議事を進めていただきます。〔降壇〕

〔議長交代〕

**仮議長（日笠 一成君）〔登壇〕**

これより議長より前もって指名がありましたので、仮議長を務めさせていただきますが、鈴木議長に関する内容ですので、地方自治法第117条の規定により、鈴木議長に除斥をしていただきました。

〔議長鈴木悦子君 退場〕

**仮議長（日笠 一成君）**

それでは、請願事項3について、尾高委員長、お願いします。

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）〔登壇〕**

失礼いたします。

12月18日午前9時より、議員控室において、本会議において付託されました請願第5号の請願事項③について御報告いたします。

請願事項③、尾高議員の人権侵害発言をとめなかつた鈴木議長にも議会運営の責任があることから、議会としてしかるべき処分を行うべきことについて、委員に意見を求めたところ、委員より、人権侵害発言と断定されているが、その判断は受け取る人によって違うこともあるし、発言が削除されているので議論もできない、議長としては、しっかり聞かないと、例えば一言で人権侵害のような発言であればすぐとめられると思うが、内容が深いところにおいて、どう判断するかは難しいところもある、この請願で言うところの処分については、なかなかしづらいのではないかとの意見がありました。

討論に入り、委員より、議長もとめなかつた責任があるということで請願が出ておりますが、反対いたします。また、委員より、先ほどの意見で言われたように、人権侵害発言になるかどうかの判断は、聞く側によって基準が違いますので、はっきり侵害に当たるという判断をその場その場で判断するというのは非常に難しい、議長としての立場上、言葉を最後まで聞くことも議長の使命であると思うので、その場においてなかなか判断がつきにくかつた、そのことをとめなかつたということにはならないと思いますので反対ですとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数で請願事項③は不採択とすることに決定いたしました。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

**仮議長（日笠 一成君）**

報告が終わりました。

これより請願③の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡野議員。

#### 4番（岡野 鉄舟君）

まず1点、人権判断がしづらいという今報告でありましたが、尾高委員長は、この項における人権侵害発言というこれをどのようなものと思っておられましたか、それが1点です。

2つ目は、最初の冒頭の分と関連しておりますが、削除して跡形がないので無理だということでございますが、先ほど申し上げましたように、原本は残っているし、そしてまたこれを聞かれた方々はちゃんとDVDに保存されたりとか、あるいは書き取りをしたりされておりますので、本会議場内でのことと外を含めての話というのは別だと思いたのですが、この辺はどのような審議がなされたのでしょうか。

#### 仮議長（日笠 一成君）

尾高委員長。

#### 14番（尾高 誉久君）

岡野議員にお答えいたします。

審議の内容についての報告は、多々あった中の集約したものを報告をいたしました。これで十分事足りると思っておりますので、以上報告といたします。

あとの判断というものは、それぞれの委員が判断されたことでありますので、それを重く受けとめたということでございます。

以上です。

#### 仮議長（日笠 一成君）

岡野議員、よろしいですか。

他にございませんか。

岡本議員。

#### 10番（岡本 泰介君）

人権侵害に関しては、受け取る人によって異なるとか基準が人によって異なるということでございます。私はそういうことも全然ないとは思いませんけれども、大原地区住民の前回の陳情では、175名の署名が出てきているわけです。そうしたことに対しての思いに対して、委員会はどのような議論があったのでしょうか、なかったのでしょうかお尋ねします。

#### 仮議長（日笠 一成君）

尾高議員。

#### 14番（尾高 誉久君）

何度も言いますが、集約したものを報告しておりますので、私の私的な考えというものをここで言うのは適切でないと考えておりますので、それは発言いたしません。報告はこのようにあり、報告がそうなされたということをお重く受けとめて報告をいたしました。

以上でございます。

#### 仮議長（日笠 一成君）

岡本議員、よろしいですか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

尾高議員がそう言われたら何も議論はできないということになるんじゃないんですか。私が聞いたのは、こういう大原地区住民の175名の思いに対しての議論はあったのかなかったのかということをお聞きしたんですから、なかったらなかった、あったらあったというふうに答えていただければいいと思うんですけど。

仮議長（日笠 一成君）

尾高議員。

14番（尾高 誉久君）

175名の請願書、紹介議員は岩江議員であり岡本泰介議員であったものを踏まえて、その文書等を踏まえて、十分な議論をしたものと考えております。

以上でございます。

仮議長（日笠 一成君）

岡本議員、よろしいか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（日笠 一成君）

ないようですので、これで請願事項③の報告に対する質疑を終了いたします。

ここで鈴木議長の除斥を解きます。

〔議長鈴木悦子君 入場〕

仮議長（日笠 一成君）

鈴木議長、議長席へお願いします。

御協力ありがとうございました。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）〔登壇〕

続きまして、請願事項4について、尾高委員長お願いいたします。

尾高委員長。

14番（尾高 誉久君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、請願事項④について御報告いたします。

請願事項④、市民の基本的な人権を侵害する可能性の高い議長預かりの制度を廃止することについて、委員に意見を求めたところ、委員より、議長預かりの制度については、各自治体によりいろいろな判断をされており、請願と陳情を同じように上程するところもあれば、議長預かりもできるように決めているところもある、当市については、議長預かりできるように決めているので、これについては、全員協議会で申し合わせ事項を今後話し合いをした上でないと、ここでは今の制度を継続ということしかできないのではないかと考えますとの意見がありました。

討論に入り、委員より、議長預かりの制度を廃止するというのはここでは決められませんので、反対いたしますとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願事項④は不採択とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

報告が終わりました。

これより請願事項④、市民の基本的人権を侵害する可能性の高い議長預かりの制度を廃止することの報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

3点お聞きします。

1つは、議長預かりとはどういったものですか。

2つ目の質問ですが、請願が美作市議会に出された場合にはどういった手順で各常任委員会そして本会議で議論をするようになるのでしょうか。

そして、3つ目でございますが、本件請願において、この請願者の方が市民の基本的人権を侵害する可能性の高いと形容詞節を前に持ってきていらっしゃるんですが、ここの重みをどのように審査をされたでしょうか、3点です。

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

済みません、2点目が聞きにくかったのもう一度お願いします。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

2つ目の質問ですが、市民の方が請願書を議長宛てに出した場合に、その請願はどういった手続で審議されるのでしょうかという質問でございます。つまり、議会運営委員会で審議をされ、各常任委員会に分けられるわけでございますが、そのところを本日の傍聴に来ておられる方、そしてみまちゃんネルを見ておられる方々に丁寧に御説明をいただきたいと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**

岡野議員の質問のお答えいたします。

1と2につきましては、後ほど事務局のほうから説明されるものが適切だと思います。私が議会事務局の事務局長ならば説明いたしますが。

それから、請願の取り扱いを市民の皆さんに、当然市民目線に立って、各議員、委員はやっておるつもりでございます。重く請願というものを受け取って協議しておりますので、決しておろそかにやっていないということを明言しておきます。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで請願事項④の報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、産業建設委員長報告に対する質疑はございますか。



岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

継続でいろいろ委員長が言われたんですけど、文言が、私の耳が悪いのかも、議長はもし説明されたときに間違いがあったら訂正されにやいけんと思うんですけど、よくわからない言葉があったんで、瑕疵とかというようなことを言われたんで、どういう字句が当たるんかわからないんで、その辺の説明をしていただけたらと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

具体的にどこの部分でということを書いてもらわないと。

**10番（岡本 泰介君）**

言いました、議案第61号の継続審査の中での発言の中で、そのときに言えばいいんですか、そうしたら。何かよくわからないことがちょっとあったんで、文言が。皆さん、わかられました。瑕疵かな、二、三回言われたと思うんです。

**議長（鈴木 悦子君）**

議案第61号について、討論、採決の中で、委員より、この条例については、利用料と使用料の関係で非常に大きな瑕疵があると思います、このような瑕疵のある条文について私は賛成できません、反対ですというところに瑕疵という言葉が2回出てきております。

[10番岡本泰介君「瑕疵」と呼ぶ]

瑕疵です。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

質問をさせていただきます。

まず、議案第61号でございますが、財源であります辺地債のことですが、委員長の報告では、問題がないと言われたわけでございます。あと3カ月でございます、県においては、27市町村の起債がどれくらいかということを危機感を持って管理をしているわけでございますが、問題がないと言われたのは、どのようなことで問題がないと判断をされたのでしょうかというのが質問の1点です。

そして、2つ目です、指定管理者の指定でございます。

まず、この当該指定管理者予定候補は、どういう実績があって、どのように判断を審査をされたのか。

そして、3つ目でございますが、指定管理行為の選定委員会を開く場合は、当然予算がなければいけないわけでございますが、今回の場合は、先に指定管理者の指定をして、この議会に債務負担行為別表第2表の1,500万円が出ているわけなんです、これは本来いわゆる法令遵守という観点からいけば逆であろうと思いますが、この辺をどのように審査をされましたでしょうか。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

中山議員。

**5番（中山 忠明君）**

問題がないという、そういう発言を私自身がすることではないですし、執行部よりあったことで、全て先ほどの報告のとおりでございますので、これ以上説明することはありません。

[4番岡野鉄舟君「次の答弁がないです、答弁漏れです」と呼ぶ]

議長（鈴木 悦子君）

指定管理者の実績、審査についてですね。

[4番岡野鉄舟君「そして、その債務負担行為と指定管理者の選定というのは逆ではないですかといったそのあたりをどういうふうに審査をされましたかと」と呼ぶ]

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

それも報告のとおりでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

報告のとおりでありますということですが、実際に予算がなければ、負担行為はできないわけですが、じゃあ今の報告の弁をかりれば、執行部のほうは予算がなくてもやったということですか、その辺をお聞きします。

議長（鈴木 悦子君）

中山委員長。

5番（中山 忠明君）

全て報告のとおりでございます。

議長（鈴木 悦子君）

岡野議員、よろしいですか。

4番（岡野 鉄舟君）

質問のしようがありません。

議長（鈴木 悦子君）

ほかに質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、これで産業建設委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、総務委員長報告に対する質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

告知放送のことでお尋ねするんじゃけども、公の施設を借って、ある会社がずっと説明して回りようる。じゃけど、この予算の承認は、この議会で承認するんじゃけども、決まっとらんのに、業者が公の施設を借って、ずっと回りようる。そこの中で、話をかりて言うたら、業者の話はどんな話をしようるんというたら、早う入らなんだらこれは使えんようになるよというて回っとんじゃ、業者が。業者が確定しとんかしてなかったんか、これは議論があったんか議論がなかったんか、業者が。それで、公の施設まで使うて、業者が説明会へ回りようるんじゃから、これについての議論はあったんかなかったんか、それを聞かせてください。

議長（鈴木 悦子君）

安藤委員長。

8番（安藤 功君）

先ほど私が委員長報告でそのことにも一部触れて御報告させていただいております。委員からもそういった内容の質問が委員会のほうでございまして、美作市側と業者というのはN T Tのことを言われてるんですか。

〔15番岩江正行君「名前を言ったらいけんけえ言わなんだ」と呼ぶ〕

N T Tの名前を出して私は報告したんですけど、関連性があるので、同じところで説明会をしています。話の内容は、市側の説明とN T Tと分けて説明をさせていただいておりますという執行部からの説明はございました。

議長（鈴木 悦子君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この事業については、これから入札をプロポーザル方式でやるんか指名競争入札でやるんかどんなんか知らんけども、執行部の考えなんじゃ。けれども、そういうふうな中で、今ある業者がずっと回るといのは、これはいかなもんかと思うんで、そういうふうなことについては、加入されとる人はありやへんのか。その辺のところ疑問を持っております。私は家におったわけですが、家におったら業者が来られて、使えんようになるんですよというような話をするから、私のところは光ファイバーに入っとらんから、わしは関係ないという言うたんですけども。ようわからん、そんなことは関係ねえという言うたんじゃけども、これは業者が決まらんのに、公の施設を使わせて回りようる、はやここで入札もせんうちにこの業者が決まっとんか、決まってねえのに、そういうふうなもんがどうどうどうどう一人で回るといのはこれはいかなもんかと思うし。その辺のところ議論はなかったらいいんでええんです、無法地帯みたいなもんじゃ、そういうこってよろしいです。

議長（鈴木 悦子君）

ほかにございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

ふるさと融資について、まず1点お聞きします。

美作市地域総合整備資金貸付要綱第3条第1項については、公益性、事業採算性、低収益性があること、そして2つ目は、事業の開始に伴い、事業地域内における新たな雇用人数が生まれてくることとこうありますが、この4項目について、どういう審査をされましたでしょうかというの大きい第1問目でございます。

2つ目でございますが、この前の池田部長の説明では、本年の7月に事業者のほうから美作市のほうに貸し付けの申し込みがあったという説明がございました。そして、その後のフローチャートは、美作市が財団といういろいろなキャッチボールをしながらやる、そのキャッチボールの後、その財団は美作市とそして総務省のほうに通知をすると、3つ目のステップになっております。その後、パンフレットによりますと、議会で貸付事業債の同意を得る、こういうふうになっておられるんです。私はちょうど1週間ほど前に財団の貸付担当の責任者の方に電話をいたしました。そうしますと、本件に関しては、2月上旬ぐらいにいいか悪いかなる、こういった状況の中で、この補正予算の議案第70号に上げるというのは勇み足ではないかと思えます。

が、このあたりのことをどのように議論をなされたかということが2つ目でございます。

そして、次は告知放送に関してでございますが、私のエリアはちょうど12月11日であったんですが、私は行けなくて家族の者が行きましたが、非常に辛辣な質問が出ていたようです。有線を使って、この高額なお金を使わずに、どうして無線を使ってやらないのか、こういうことに同意をする議員はばかだと、例えばこういうような意見があったようでございます。何が言いたいかといいますと、お聞きしたいのは、今回の常任委員会で、これまで開催されておる説明会の中での市民の方々の不安というものにどういうものがあった、それに対してちゃんと納得のいく回答をされるべきなんです、このあたりの審査をされたでしょうかというのが私の告知放送に関する質問でございます。

以上でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

安藤委員長。

**8番（安藤 功君）**

ただいま岡野委員からふるさと融資に関して2件、告知放送に関して1件御質問をいただきましたが、今回私はこの件については、私の委員長報告で要約、集約しておりますけど、全て報告をさせていただきました。残念ながらそれ以外のことは審議しておりませんので、お答えできかねます。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に戻り会議を開きます。

それでは、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

人権推進費について145万7,000円から減額補正になっとなんじやけども、この12月議会で私は人権に関する一般質問をさせてもろうたんなんですが、市のほうとしては、この人権指針に基づいて取り組んでおると言うとなんじやけども、具体的に去年の4月には障害者差別解消法、それから……。

**議長（鈴木 悦子君）**

人権推進費につきましては、総務のほうなので。

〔15番岩江正行君「総務のほうか。あんたのところは関係ねんか、障がい者のやこうは関係ねんか」と呼ぶ〕

今人権推進費と言われたんで。

〔15番岩江正行君「費じゃけどな、費じゃけども、これは障がい者の関係はやこうは関係ねんか」と呼ぶ〕

は。関連はせんのですか」と呼ぶ]

人権については、もちろん関係すると思いますけども、委員長の報告について質問してください。

**15番（岩江 正行君）**

ほじゃから、人権についての関係について、障がい者の問題。去年の4月1日に障害者差別解消法が制定された、それから6月にはヘイトスピーチ、それから12月9日には部落差別解消法、こういうような関係については、今言ようる差別の問題、これについては障がい者の関係については2回にわたって言うとなんて、ことしの一般質問で2回にわたって。これらについては、障がい者の関係については全然議論されてなかったんか、それについてお尋ねします。

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷委員長。

**9番（金谷 のり子君）**

報告のとおりなんですけど、質疑等は、障がい者のことについては地域包括支援センターの中でもこれから取り扱っていくのということはお出ましたが、それ以外には出ておりません。

**議長（鈴木 悦子君）**

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

美作市のほうは、岡山県の人権指針に基づいて取り組んどるといって言われとんじゃけども、こういうような形の予算書の中でも減額補正が出たりしょう。その大事な問題を具体的にこの前説明ができなんだんじゃ。教育委員会やこうも黙ったんじゃ。ここには教育委員会はないんですかという言うたら、もごもごっと教育長が出てきたような状況じゃ。今回の尾高議員の問題、これもある中で、このような障がい者の問題、それから26年の子どもの貧困の問題、このような関係についてじっくりと議論していかんだら、全体のこの予算は人権推進費は総務委員会ですという言うてしもうて、そうじゃなしに人権にかかわる問題は議論がなかったんか、この予算書を審議しようるわけじゃから。付託委員会では、あんたんとこでしとんじゃろうけども、総務委員会でしとんじゃろうけども、全体の予算を見たときに、文教にもかかわってくるんだったら文教、厚生にかかわる問題は厚生、きちっとした審議が私は必要じゃないかと思うわけでございます。それについての議論があったんかなかったんか、それをこの前の一般質問でもきちっとした答弁がなかったんですから、なぜその辺のところを、一般質問のほうで早かったんじゃから、後の委員会の中で議論があったんかなかったんか、そのことについてする気があったんかなかったんか、誰も話がなかったんか、そのことについてお尋ねします。

**議長（鈴木 悦子君）**

金谷委員長。

**9番（金谷 のり子君）**

報告でも申し上げましたが、障がい者の方のことについては、地域包括システムの中で障がいのある方々が住みなれた地域で暮らしやすくするための施策の位置づけとしてということで、しっかりとしていくという答弁がありまして、それをもって終わりました。

以上です。

[15番岩江正行君「子どもの貧困は」と呼ぶ]

子どもの貧困も地域包括システムの中にも入ってくると思いますので、以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようですので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

なお、請願第5号につきましては、請願事項が4項目の内容と除斥の対象者が異なるため、項目ごとに討論、採決を行いたいと思います。4項目出ておりますので、1項目ずつ討論、採決を行いたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、請願第5号については、1項目ごとに4項目について討論、採決を行います。

初めに、議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

反対討論ございますか。

重平議員。

**7番（重平 直樹君）**

この愛の村パークについては、今までも再三反対してまいりました。そして、継続となって、先日委員会を行いました。納得いかなないことが多々あります。特に辺地債の問題でございます。今回は反対の立場であります。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私もこの愛の村、こぶしの里の補正予算に関して一貫して反対の立場で臨んでおります。今回この運営に当たって、利用料のこともなんか決められたわけですけれども、大原にある五輪坊、そういったものとの関連というか競合というか、そういうものについて一切触れられてないというようなことで、反対いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

去る9月の議会におきまして、私は岩江議員と本件愛の村パークとこぶしの里について、減額修正の提案をいたしました。その理由といたしましては、8つの項目があったと思います。なぜ滋慶学園の民間である寮のために29年度の当初予算の枠10億円を超えてまで、なぜする必要があるので、あるいはまた住民の意見も一切聞いてない、採算をとれる見込みもない、る多くの反対を予算についていたしております。したがって、本件条例に関しましても、その連動という形で反対をいたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岡本議員。

#### 10 番（岡本 泰介君）

私もこの愛の村パーク、こぶしの里については、一貫してずっと反対してきておりますが、この条例もいろいろと不備があるということで、産業建設委員会ですべてと継続して審議されております。そして、今回も否決ということになっております。そういった過程を尊重しなければならないと思います。私は、愛の村もたびたび行きますけれども、果たしてあそこがあのようにならなくなって、私は愛の村が死んでしまうんじゃないかなという思いでおります。そういった意味でこの案にも賛成できません。

以上です。

#### 議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

反対討論ございますか。

岩崎議員。

#### 3 番（岩崎 清治君）

反対の意味で討論をさせていただきます。

まず第1に、継続がずっとあったのは、工事の進捗状況が全然わからない、その部分とそれから辺地債等の問題がございまして、辺地債のほうにつきましては、市長のほうで責任を持ってちゃんとしますということなんで、粛々と条例そのものの議論を私はしたいと思った中で、いろいろ考えさせていただいたんですけども、まずこの条例につきましては、宿泊料1人当たり1泊4,310円という金額が表面は出ておりますけれども、一つには、1人というんじゃないし、2人で泊まれる部屋がある、この場合の部分については、一切この条例上には明記をされてない。もう一つは、長期宿泊者については大幅な減額がある、これについても明記はここにされていない。なぜならばという部分を聞きますと、利用料、今指定管理で受けているわけですけど、指定管理者が利用料金を決める中に、あらかじめ市長の承認を得て金額を定めることができるという、この項目を使って金額を下げれる。全国の条例等々を見ました場合に、こういう条項を使って下げる部分というのはたくさんありますので、この部分については多少理解をしております。

一方、直営でする、この条例そのものは直営もできるし指定管理もできる条例でございます。直営でする場合はどうなんだという場合に、特別の事情があった場合下げるということが出来るという項目があるんですけれ

ども、この項目そのものにつきましては、私は緊急やむを得ない場合、降雪とか水害とか等々の問題でお客さんが来れなかった場合に、金額を下げるという部分に一般的には使う部分で、経常的にはそういうふうな、例えば1部屋に2人と、1人の値段を下げるとか、長期的なところは下げるとかということにはならないというふうに思います。なぜならば、市が直営でした場合に、極端な言い方をすると、ある程度のこの人については値段を下げるけど、この人には下げないよというようなことができないようにするために、条例規則等々を定めて、皆さんを正しくというか均一にというか等しくお金を決めるために、条例規則というものがあるというふうに理解していますので、この条例につきましては非常に不備がある。不備のある条例について、議員たる私が賛成をするというのはどうしてもできないという中で反対ということで、反対の討論とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

この議案第61号につきましては、私は所管でございます産業建設委員会で審議をいたしております。その審議の中で討論もし、また採決に加わっているわけでありまして、この審議の過程の中でいろんなことをお尋ねをいたしました。また、委員の方からさまざまな質問や意見も出されたわけでございますけれども、私が特に気になったのは、この条例の中で、第11条にありました利用料金は、指定管理者が別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする、このように記載がしてありますけれども、今現在五輪坊そして愛の村パークは指定管理者が運営をしております。したがって、この指定管理者が、今回の条例改正では、宿泊料金4,310円というこのところが一番のポイントだったわけでありまして、この料金は、現在五輪坊の宿泊料金と同額であります。したがって、そのあたりは指定管理者が適切な運営をされるものというふうに考えております。

また、事前に市長と市長の承認を得てということでございますけれども、長期滞在をされる場合、この場合はどうなるのかとそういう議論もあったわけでありまして、このあたりについては、多分一定の目安があるんだろうというふうに察します。したがって、これは指定管理者が適切な運営をされるものと私は思っておりますので、今回確かに条例の全体を見れば、当然不備等が今後発生するかもわかりませんが、その場合は適切な訂正をお願いをしたいというふうに思っております。したがって、今回の議案第61号につきましては、私は賛成いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第61号に対する委員長報告は否決でありますので、原案についての採決となります。

委員長報告は否決でした。しかし、原案についての採決となりますので、よろしく願いいたします。

議案第61号「美作市愛の村パーク設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」、原案



のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立同数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。本案については、私議長は可決と採決いたします。

失礼しました、よって賛成多数ということでございます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

まず、反対討論から入ります。

ございませんか、反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号「第三セクター「東粟倉特産物販売有限公司」運営基金条例の廃止について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

もう一度お願いします。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第67号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第68号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

反対討論ございませんか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

この件に関して、私は現場で解体作業に当たっておられる従事されている方にお話を聞きに行ってきたんですが、結局捕獲頭数に対して、受け入れ頭数がわずか二十数%しか受け入れの処理ができてないという実情でありまして、これを外部委託して、営利目的の元で捕獲頭数、請負としては全頭受け入れというようなことを目標にされておりますが、このことに対しては、とても現状の人間だけで処理はできないというふうなことをはっきり言い切られます。だから、捕獲ということに関しては、農産物に被害を与えるということで、猟師の方が積極的に取り組んでこられておるわけですけども、結局受け入れ数が非常に少ないということで、捕獲しても、それは何らかのお金をかけて処分しなきゃいけないという非常に矛盾した問題を抱えております。だから、単純に今の時点でこれを外部委託にしてすればいいという問題じゃないという思いから否決いたします、反対いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございませんか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

午前中に若干申し上げたんですが、指定管理制度と予算の関係は、議案第70号にも関連するんですが、これは指定管理者の指定でございますので、前もってお話をしたいと思います。

1ついい例を、予算があって、債務負担行為があって、プロポーザルにしる指定管理者の選定をするという例を、文教厚生委員会担当のなごみの例なんですが、本12月議会に債務負担行為を出し、それが可決された後、プロポーザルをやるという、いい例というよりも当然なんですが、これを考えたときに、地美恵の郷につきましても、指定管理者選定が先にありきで今12月議会に出ております。これはもう全く逆でございま

す。これを債務負担行為を出すのであれば、9月議会に出しておくべきでございます。それと、指定管理者候補者自体についても、十分な議論というものが私ども外部のほうへ伝わってまいりませんので、反対をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

岡野議員の発言と若干似てると思いますけれども、私も予算と指定管理で進めるやり方等がおかしいなどという思いしております。

そして、もう一つは、500万円の根拠も希薄なものがあるんじゃないかというような気がいたしております。少し赤字が出てるんで、それと人件費と組み合わせて700万円ぐらいだから、500万円で安いんだという数字が非常に私は不自然なような思いがいたしております。まだ直営で改良すべき点は多々あるんじゃないか、そういう思いでもおります。そして、先ほど申しましたように、順番がある、何事をするにも順番があって、そうしていかないといけないという思いです。その一番悪い例が出たんがこぶしの里だと思っております。こぶしの里もきっちり調査しない間に議案が出て、可決したらうまくいかなかったという例もあります。そうしたことを鑑みたときに、やはり一つ一つ手順を踏んでやっていくということは私は大切だというように思いますので、この案には反対させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

この件につきましても審議をしたわけでありましてけれども、私は本来地方自治体がこういった事業を継続することは余り賛成をする立場ではございません。例えば、今美作市内でも温泉施設とかそういった宿泊施設とかがありますけれども、順次今指定管理に移行しているわけでありましてけれども、この処理場についてももうできてから3年か4年たつと思いますけれども、一定のめどがついた、また美作市は全国から見ても先駆的なこういった事業をやってきたわけでありまして。これは前市長のときにできたわけでありまして、その中でかなり周知ができてきた施設でもあります。今この施設は、多分私が思うには、人的な面でも、今後の方向性を考えなければならないという施設だろうと思います。中で働く方も、民間の知恵を活用しながら、そういったノウハウを利用しながら今後運営していくほうが市の負担も軽くなってまいりますし、一つ一つ市のほうへそれを考えながら、あるいは人を採用しながら、あるいは販路を拡大しながら、これはもう限界があるわけでありまして。そこに来てこういったある程度大きな業者だと思っておりますけれども、こういったところの民間の知恵、ノウハウを活用しながら、この処理場を適切に運営していただくということが私は必要なんだろうというふうに思います。年間500万円の指定管理料という案がありますけれども、私はそのぐらいはかかるだろうと、しかしながらもしもこの指定管理業者が決定した場合、この業者が運営していく中で一定の利益が上がっていくならば、この金額はだんだんと圧縮されていくもんだというふうに私は考えます。

したがって、そういったところのことは、今後執行部におかれてはしっかりと協議をしていただきながら、適切な運営をしていただけるようお願いをしておいていただきたいというふうに思います。したがって、私は美作市としては、こういった施設をいつまでも直営でやっていくことには余り賛成ではありません。そういった意味から、今回はこういったことができるのであれば、いい機会であるというふうに思いますので、ただ3年間ということでもありますから、その先がどうなるかわかりませんが、一定の成果があらわれることを期待して賛成といたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

私も反対の立場から討論させていただきます。

1点目に、指定管理を渡さなければならないような状況は、何が一番問題だったんかというような説明が、私の所轄の委員会でございますけれども、これは執行部のほうから聞いておりません。それで、〔聴取不能〕というふうな中で500万円を指定管理料では払うということになると、500万円というたら、美作市の平均賃金からいうたら2人分の給料なんです。それを津山のほうのラ・ムーという会社か、そこがしてやろう、受けてやろうというふうなありがたいお話なんじゃけれども、これについてずっと同じことをやっていきよって、どこが問題だったんかという、販路が問題だったんだしたら、あそこで作ったものを大黒天物産に使っていただくとかというようなお話をしたり、いろいろと努力したんじゃというような話はなかったです。

それと、役場の職員は、あそこのジビエの職員では、営業力についてはどうもやっていけないというような説明の中で、市民に対する説明がきちっとできるんだしたら、それは私は今回でも賛成しますけども、それについての細かい説明を聞いておりません。

それと、とりあえず市長が、私はとりあえずこれは市の建物、市の土地、市の建物じゃけども、これも執行部に質問をしました。指定管理料を払うて、その中で払うのはよろしい、けれどもあそこの税金を払うのは、全部市のもんじゃからという言うようたら、法人市民税は知つとんかというようなことを言われまして、何ぼ入ってくるんかは知らんけれども、それでペイペイなりやあこりやあええと思うんですけども、とりあえず私は500万円を向こうはもう一つ努力できなかったんかなというようなことで、これについては、今のところは今回のこの案件については反対をさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか、次に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案についての採決となります。

本案は原案についての採決となります。

議案第69号「美作市獣肉処理施設の指定管理者の指定について」、本案は原案のとおり決定することに賛

成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

まず、1点目は財源のつくり方と申しますか、そのやり方につきまして、どうも私は反対したいと思っております。

財政調整基金6,000万円取り崩しがあります。先般岡本議員が一般質問の中で市長にこぶしの里のあり方、財源について質問されました。そのときに市長は、7,500万円については、28年度から29年度への明許繰り越し、つまり財源のついたものとして繰り越しがなされている、したがって今回のように総務委員会で総務部長が言われましたが、3年間休止するんだというような形の中では、当然明許繰り越しは30年度へは財務的にできません。もう一方は辺地債でございますが、これも宙ぶらりんの状況になっております。何が言いたいかと申し上げますと、今議会において、この3億2,700万円を歳出も、それから特定財源もゼロにすべきだと私は思います。そうすることによって、一般財源部分が幾らか数千万円浮いてまいります。これを考えれば、災害に充てるんだという総務部長の弁もありましたが、財政調整基金を取り崩す必要はなかったと思います。この財源補正のやり方が非常に私は拙速であると思います、それが第1点です。

2つ目でございますが、質疑の中でも申し上げましたが、ふるさと融資についてであります。7月に事業者のほうから美作市のほうにあったわけですが、本来であれば9月議会で貸付要綱の第3条の公益性そして事業採算性、低収益性について、担当の総務委員会でいろいろと情報交換と申しますか議論をすべきであったと思います。そういったことなしに、今であれば来年の2月に財団のほうから返事が来るという状況の中で、今議会になし崩し的に歳入予算をあるいは歳出予算を決めていくということは、非常にコンプライアンス違反であろうと思っております。

以上、ほかの予算にはやむを得ないものもあるというのは承知をしておりますが、非常に温度差のある予算内容でございますので、その3点の項目がございますので、私はこの議案第70号には反対をいたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

私も反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来、岡野議員が反対討論をされましたけれども、私も同じことで、物がはやもう5階建ての建物が建ってしまうてから、2億7,900万円、これをどがいぞ認めてくれと、〔聴取不能〕にしたって何にしたって、物は5階まで上がってしまうとんのに。

それともう一つ、こういうふうな資料が入るとん。平成29年11月22日付で、一般財団法人地域総合整備財

団のほうの理事長のほうに市長名で地域総合整備資金貸し付けにかかわる総合的な調査検討依頼等、まだ検討依頼じゃというて出いとんじゃ。こういうものが交わされる前からするような形を逆さまから行くような、木のえぼから上っていくような行政をやるということは納得がいかない。

それと、先ほど来告知放送の話もしたけども、告知放送にしても、きちっと今までの議会でやらにやいけんということはわかるとんだったら、業者が説明して回るまでに入札せにやいけんのんだったら、随契で行くんだたらまた別ですよ、入札、プロポーザルにせえ、一般競争指名入札せえ、それをやっていかにやいけんような事業を、業者が公の施設の中でずっと説明して回る、このようなことに何でもありのような行政をやりようたんじゃ、これから先が思いやられます。

それと、先ほど来委員長報告でも文教厚生委員長の委員長報告の中でも質問しましたけれども、差別によって苦しみ、泣きをしようる人がたくさんおられる。人権行政というのは、どの部署にもかかわってきとんじゃ、それを委員長の答弁をかりて言うたら、包括支援センターにぼんと皆させようります、何ができとんかその説明すらない、議論してない、こんな行政というのは私も聞いたことがございませんので、これについても、ことしの予算は百何万円だったか、これは減額補正しておりますけれども、法に尻を向けて、もう少し苦しんでおられる人たちの目線で行政するようにせんだらこれから先の行政が思いやられますので、こういうふうな減額補正については、私はこれについても反対をさせていただきます。

以上、3点について反対させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

私も今回補正予算の中でふるさと財団からの融資、この件に地域総合整備資金の貸し付けですか、この融資そのものは財団がやるということで、当市には利子の25%の負担で軽微なものだというふうな説明がありましたけれども、当市の美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、NODAレーシングアカデミーについて、KPI、重要行政評価指標というんですか、これは27年4月から32年3月の合計で先生、職員の転入者数が40名、給食調理員雇用者数が10名、こういうふうな計画が上げられてるんですが、現実を見たときに野田家族がおるだけというふうなことで、市民の方からこれ以上滋慶学園なんかにお金をつぎ込んでほしくないという意見が私のところにたくさん寄せられております。そういうことから、今回のふるさと融資の内容を含んでということで、今回の補正予算については反対しております。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

岩崎議員。

**3番（岩崎 清治君）**

今回の予算でございますけれども、1つの項目項目を見ると、特に債務負担行為の例えば告知放送、獣肉処理の問題等については、それから先ほど話が出ましたけど、ふるさと融資についても、いろんな疑義がございます。ございますけれども、この予算の内容の部分を見ますと、災害復旧の予算がございますし、人件費の予算がございます。そういう意味合いで仕方がなしではあるけれども、賛成の立場で討論させていただきます。

きます。

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私は、先ほど獣肉処理の債務負担行為のところでも反対しておりますし、先ほど来問題になっておりますふるさと融資も認可が2月なのに、もう既に予算を組むというのも、もし認可が出なかったらと、そんなことはないとおっしゃるんですけど、順番は踏んでいく、手順を踏んでいくということが私は大切だというふうに常に思っておりますので、この案にはこの2つの理由から反対させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号「平成29年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号「平成29年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

起立されるときは、はっきり立っていただかないとわかりにくいのでよろしくお願いします。

続きまして、議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号「平成29年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号「平成29年度美作市水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。よって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号「平成29年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

**議長（鈴木 悦子君）**

全員賛成。議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第5号「尾高誉久市議会議員の辞職勧告等を求める請願書」について討論に入ります。

まず初めに、請願事項①について討論に入りますが、①②につきましては、尾高議員に関する内容ですので、地方自治法第117条の規定により尾高議員の除斥を求めます。

〔14番尾高誉久君 退場〕

**議長（鈴木 悦子君）**

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

請願事項①、尾高議員の議会運営委員会委員長職を辞退させるか、直ちに解くことにつきまして、まず反対討論ございますか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

6月議会における尾高議員の発言で議会が中断したこと、また発言内容により、市民の皆様も議会運営委員会の委員長であることに不安を感じられた方もいらっしゃると思いますし、私も初めての議会ということで不安に感じました。ですが、この12月までの議会運営委員会でのルールに基づいた采配ですとか、全員協議会での委員長としての発言を聞いてるうちに、責務を果たされていると考えるに至りました。よって、本請願事項は反対いたします。ただし、175名もの署名が集まっていることを重く受けとめ、今後の議員活動に邁進していただき、委員長としての責務を果たしていただくことを強く願います。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私は、この議案に対して紹介議員にもなっております。私は岡野議員の気持ち、そして175名の署名に沿った判断をしなければならない、そのような思いでいっぱいでございます。したがって、この原案に対して私は賛成いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

岩江議員。

**15番（岩江 正行君）**

私は、同僚の議員の中からこのような差別問題が出てくるというのは非常に残念な、それから私も紹介議員として名前を出したということについては、非常に私も残念でなりません。この人権侵犯と人権侵害を分

けることにしてるというても、いろいろと今度のやつは不特定多数の人に言うとなんか。大原地域の人はというふうな、それから最近インターネットなんかでわけのわからないような誰が出いたんやらわからんようなインターネットで中傷誹謗が出ております。このようなところに一つ一つメスを入れて、先ほど来人権の関係は包括支援センターがしとるといようなことを言いましたけども、美作市の議会の中で人権学習したことは一度もない、始まってから。それがこういうふうな結果を招いたんじゃないかと思えます。尾高議員が憎しじゃなくして、二度と出さないという意味においても、これを私は賛成をさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

賛成採択すべきということで討論をさせていただきます。

若干討論の前として、討論の筋が外れますが、私ごとですが、この4月に議員にならせていただいて9カ月が過ぎました。心がけましたのが、カエルという言葉を使うとすれば、井の中のカワズ、ゆでガエルという言葉がございますが、私はそういったカエルにはなつてはいけないなとこの9カ月頑張つてまいりました。ある議員の方は、ええことを言ってるんだけど、おまえもう少しわかりやすく説明せよとこういうような激励もいただいております、そのとおりで深く反省をしているわけでございますが、そこで少々時間が長くなりますが、丁寧に説明をさせていただきたいと思えます。

まず、陳情と請願の違いでございますが、これは御承知のように、地方自治法第124条で紹介議員が要るようになっております。紹介議員があるから、こうやって議場の中で議論されるということではないわけです。あくまで請願というのは、教育委員会にも出せるし、監査委員にも出せるし、それからいろいろな行政の部署に出せるわけでございますので、そのところの履き違えがまずあつたらいけないというふうに私も大分ここの結論に達するまで苦勞したわけでございますが、じゃあなぜ紹介議員があれば、この本会議場で議論をされるかといえ、それはひとえに憲法第16条の基本的な人権であるからであります、そして下位法の請願法で、誠実に処理しなければならない、この規定であるから、こうやって本件に関して議場で皆さんの議論をしておるわけでございます。

そこで、では陳情書と請願書が本当に違うんだろうかということなんですが、1つ御紹介をしたいものがございます。

昭和59年3月31日に国民の請願権問題に関する質問主意書ということで、衆議院議員の柴田睦夫さんが中曾根総理に出されていたものがございます。この答弁書の中で、氏名及び住所を記載した文書であつて、官公署を提出先とし、かつ請願として内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであつても、請願書として扱うべきものとする。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、済みませんが、原案に対しての賛否の討論ですので、簡潔にお願いします。

**4番（岡野 鉄舟君）**

簡潔に。要は今の簡潔にと申し上げれば、陳情書も請願と同じことだということでございます。

では、この請願がどういった扱いになっているかといえ、今申し上げましたように、請願法で第5条で

誠実に処理をしなければいけない、本市の会議規則では、第145条で請願の例により処理をする、こういうことでございます。

そこで、今回の請願の内容について本題に入りますが、今手元に請願書を置いております。私がこれほど多弁を論ずるということはおこがましいというか、それもあるんですが、やはり事実を正しく知っていただくためには申し上げざるを得ません。6月議会においては、尾高議員の私に対する政治活動についての失礼な言葉があったということでございます、そして減額修正に直接関係のないことで大原市民と美作市民をも侮辱したこと、そして3つ目に、これをめぐり議会運営の拙速が重なり、美作市議会の信用は失われたことということでございます、これが原点でございます。私は、第1番目のことについてとうとうと今述べているわけではございません。ここの11月20日に出されました請願者の方は、声を上げる勇氣といますか、住民参加の観点で、前回の陳情書ではうまくこうやって議論をしていただかなかった、非常に残念であるということで、岩江議員と岡本議員の紹介議員のもとに、こうやって議論する場になっていたわけですが、ここではっきりこの請願書の中にあります8月29日開催の議会運営委員会のこの文面の中のこの事実を知っていただく必要があると思います。

この8月29日の議会運営委員会の会議録は、情報公開請求により公開をされております。皆さん見ていらっしゃる方もおられるかもしれませんが、非常に残念なことだと思っております、2つあります。

1つは、この議長預かりということについて、議会運営委員会の面々の方々は、何が議長預かりで、なぜ議長預かりかということは一切議論されておられません。もう一つは、議会運営委員会には執行部がいるわけですが、非常に残念なことです、市長はこの陳情に対して非常に失礼なことを言っておられます。まさに委員会介入、議会介入であります。なぜ私はこの場において、議会運営委員会の面々がそんな失礼なことはないだろうとそういうことを断れなかったかということがまことに残念であります。そういうことがあって、全員協議会で解決済みであるということは、御本人のもとに、代表者のもとに届いていたわけでございます。

そこで、議長預かりということは、なぜ議長預かりだろうということとその通知を受けられた方は思っていないわけですね。長くなりましたが、請願事項について、私はちょうど日本財団相撲協会が自浄能力を発揮してということで、おくれればせながらも、新聞で処罰を決めている例は皆さん御承知のとおりでありましょう。そういったことも参考にはなりますが、陳情書はイコール議員の紹介がなくても、憲法第16条と請願法によって誠実に処理をされなければいけないということなんです。これをやはり……。

**議長（鈴木 悦子君）**

岡野議員、陳情と請願書については④の項目で言ってください。

**4番（岡野 鉄舟君）**

それは関係がありますので、前提で言っとんですが、この辺でやめますが、そういうものなんです。ですから、後のほうは簡単にいたします。

そういうことでございます。1と2につきましては、この美作市議会……。

**議長（鈴木 悦子君）**

①項目だけです、①だけです。

**4番（岡野 鉄舟君）**

1項目について、その請願を出された方は、美作市議会はちゃんとせれよとそういう叱咤激励をいただいたと私は思っております。そういった意味合いで、1項目については私は採択をいたすという意見です。

どうも長く済みません。

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願事項①に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

もう一度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願事項①について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成少数。よって、請願事項①は不採択となりました。

続きまして、請願事項②について討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

請願事項②、議会において辞職勧告決議を行い、議員辞職を求めることにつきまして、まず反対討論から入りたいと思います。

反対討論ございますか。

青山議員。

**1番（青山 慶君）**

辞職勧告の決議につきましてですが、辞職勧告というのは、一般的には暴言を吐いて謝らないですとか、そういったときに使われるものかというふうには認識しております。今回におきましては、尾高議員は陳謝もしておりますし、発言も取り消しております。こういった対応をされている方に辞職勧告まで迫るのは、私は処分が重過ぎると思いますので、反対とさせていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私は、先ほど1案のときと同じでございます。紹介議員にもなっております、まことに残念でございますけれども、出された人の趣旨そして署名された人の趣旨、そういったものを考えたときに、賛成の立場であります。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

倉地議員。

**6番（倉地 重夫君）**

6月議会の状況というものは、みまちゃんネルを通じて多くの方が見られてるわけです。美作市議会の情

けなさというものを感じられて、特に大原地域の皆さんが175名の方がこのことを重く受けとめられて、こういった請願を出してこられているということで、これは私はぜひとも採用してほしいという思いから賛成の立場から。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

反対の立場で討論させていただきます。

先ほど①のところでも申し上げようと思ったんでありますけども、この②が辞職勧告の決議ということでございますので、このところで反対の意見を述べさせていただきます。

我々議会人は、この議場の中でさまざまな議論をするわけでありまして。時にはそれが勢い余って行き過ぎてしまうこともあります。また、時には言葉が足らず、十分な自分の意思が伝えられないこともあります。この議場というのは、私は神聖な場所だと思っております。したがって、この議場の中で無礼な言葉や侮辱をしたことは、あるいは人権侵害等そういった発言があっては決してならない、そういう場所であるというふうに思うわけでありまして。したがって、今回の問題になっております尾高議員の発言については、この議場の中でする発言としては適切ではなかったと思っております。しかしながら、本人はそのことに気がついて、きちんとここで謝罪をされて取り消しをされたわけでありまして。我々議員は、相身互いではありませんけれども、お互いにそういったことが起きる可能性もあるわけでありまして。そのときは潔く自分の非を認めて訂正する、撤回するあるいは謝罪する、そういったことができるならば、これは私はまた原点にかえて出直してもらえればよいというふうに思うわけでありまして。したがって、そういう意味から、私はこの辞職勧告決議については反対をいたします。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願事項②に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願事項②について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成少数。よって、請願事項②不採択となりました。

ここで尾高議員の除斥を解きます。

〔14尾高誉久君 入場〕

**議長（鈴木 悦子君）**

尾高議員に報告いたします。

請願事項①は不採択、請願事項②は不採択となりましたので、御報告いたします。

次に、請願事項③について討論に入りますが、地方自治法第117条の規定により、私が除斥となりますので、ここで仮議長と交代し、議事を進めていただきます。

日笠議員お願いいたします。

〔議長交代〕

仮議長（日笠 一成君）〔登壇〕

これより私が議事を進めます。

請願事項③につきましては、鈴木議長に関する内容ですので、地方自治法第117条の規定により、鈴木議長の除斥を求めます。

〔議長鈴木悦子君 退場〕

仮議長（日笠 一成君）

続きまして、請願事項③について討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いします。

請願③、尾高議員の人権侵害発言をとめなかった鈴木悦子議長にも議会運営の責任があることから、議会としてしかるべき処分を行うべきことにつきまして、まず反対討論ございますか。

青山議員。

1番（青山 慶君）

この件につきまして、議長の職責という部分でございますが、まず議長の職責の中に秩序保持権というのがあります。これは議員必携にどのように書かれているかという、秩序を乱す議員があるときは、これを制止し、または発言を取り消させというふうに記載されております。6月議会における鈴木議長の対応は、これを制止することはできませんでしたが、発言を取り消させることはできました。前者のほうがよりよい対応だったこととは考えますが、最低限の職責は果たされていると考えますので、私はこの件について反対いたします。

仮議長（日笠 一成君）

賛成討論はございますか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

賛成の立場から討論させていただきます。

行政というのは、議会も執行部のほうも差別というものは、差別を憎み、差別を許さないというようなそれが常になかったらいけないんじゃないかとかように思うわけでございます。

今回の議長はとめなかったというて、とめなかったということは、こちらのほうから私がちょっとおかしいんじゃないかというて言うたように思うんです、ずっと言わしめたから。じゃから、その辺のところは人権行政を預かる美作市として、一つのけじめとして、議長が私らにここで辞職勧告どうのこうの、議長は責任とれというんじゃないしに、みずからそういうふうなところについては、18人の議員の代表ですから、何かここでするまでに議長のほうから処分していただきたいというふうなことを言うたほうが私はえかったんじゃないかと思えますけれども、こういうふうな形で出ておりますんで、これについては私も絶対に一つの節目としてやっていただきたいと思って、私はこの書面も紹介しましたんで、私は賛成いたします。

仮議長（日笠 一成君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（日笠 一成君）

賛成討論ございますか。

岡本議員。

10番（岡本 泰介君）

私は、鈴木議長も6月に就任されて、本格的な議会としては初めての議会だったと思います。そういった中で、議長も非常に緊張しておられて職務に当たられたんじゃないかと思います。そのような中で尾高議員の発言が出てきたわけでございますが、あのときも結構おかしいんじゃないかというような声も大分出たような気がするんですけど、尾高議員は割と長いことされたように記憶しております。そういったことを鑑みたときに、やはり鈴木議長もなられたばかりとはいえ、このことを制止できなかったということについては、幾ばくかの責任は当然あるという思いでございます。私も市議会は大分ブランクがありましたけど、前に町会議員、市会議員もやっておりましたが、そういったときに何か変な発言が出たときには、議長が制止されてたというような記憶もございます。そういったことを鑑みたときに、やはり議長はこの議場全部を取り仕切っている非常に重い責任のある方でございますので、それなりの身の処し方というものもあるんじゃないかというふうな思いでございます。私はこの案の紹介議員でもありますし、賛成という立場で討論させていただきました。

仮議長（日笠 一成君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（日笠 一成君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

仮議長（日笠 一成君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願事項3に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。原案についての採決となります。

それでは、請願事項③について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

仮議長（日笠 一成君）

賛成少数です。よって、請願事項③は不採択となりました。

ここで鈴木議長の除斥を解きます。

〔議長鈴木悦子君 入場〕

仮議長（日笠 一成君）

ここで鈴木議長に報告いたします。

請願事項③は不採択となりました。

これで私の職責が終了いたしましたので、ここで議長と交代いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）〔登壇〕

続きまして、請願事項④について討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

請願事項④、市民の基本的人権を侵害する可能性の高い議長預かりの制度を廃止することにつきまして、まず反対討論から入りたいと思います。

反対討論ございますか。

青山議員。

#### 1 番（青山 慶君）

反対の立場で討論いたします。

この議長預かりという処理方法についてなんですが、実は私は懐疑的に見ておりまして、ないほうがいいんじゃないかなとは思ってはいるんですけど、先日の全員協議会における意見交換では、多くの議員がこの議長預かりという処理方法については重要視されておりました。したがって、この件につきましては、この場で答えを出すのではなく、さらなる慎重な協議が必要と考え、この場で判断を下すべきではないという意味で反対いたします。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

岡野議員。

#### 4 番（岡野 鉄舟君）

請願者が言っておられます第4番目ですが、市民の基本的人権を侵害する可能性の高い議長預かりの制度を廃止する。全部廃止せよとは言っていないわけです。そこで、何が必要かと申しますと、請願について、議員の紹介があったからいいというんじゃないくて、そこには公序良俗に反しないという根底にあるものがあると思います。同じように、陳情書、要望書についても、公序良俗に反するものであれば、それは上げるべきでないという議会としての判断は私はあるべきであろうとっております。ただ、ここの4項目めに言っているの、市民の基本的人権を侵害する可能性の高い議長預かりをやめると、こう言っているこの願意といいますか趣旨は、これは採択すべきだろうと思います。今後議論すべきだから、私はとりあえず反対するというのではなくて、あくまでこの願意そのものに忠実に理解したときには、私はこの請願者の方はそういった意味合いとか思いでされていたと思います。一方、その裏で請願者の方が思っているのは、恣意的にやられたんじゃないかという思いもどこかひそかにはあると思います。そういった疑いが持たれないようなオープンな、ちょうど我が議会基本条例第2条にも、開かれた議会を目指すところあるわけですから、立派な条例があるわけですから、そういったことも考えたときに、十把一からげに議長預かりだというのはもってのほかだと思います。けども、最後に今申し上げましたように、市民の基本的人権を侵害する可能性の高い議長預かりは、私は、やめるべきだと言われている請願者の方の趣旨は正しいと思います。この後どうするかということとは別問題であろうと思います。

以上でございます。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

倉地議員。



## 6番（倉地 重夫君）

地方自治法の第109条の3項ですか、議会が受理した陳情書については、標準会議規則は、議長は陳情書またこれに類するもので、その内容が請願に適合するものであるものは請願書の例によるものとするがあります。陳情、意見書、お願いなども含まれて、外人、国民、県民、市民を網羅して広く取り上げる必要があるとされております。

今岡野議員が言われましたように、請願に値する内容であるものは、これは全て取り上げて、陳情書とかそういう差別、区別をするべきじゃないという立場から、この原案に対して賛成いたし発言します。

## 議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

岩江議員。

## 15番（岩江 正行君）

賛成の立場から討論させていただきますけれども、これは先ほど来岡野議員も言われましたけれども、可能性の高いというような、そこでなされた議長がどこまで責任を持たれるかという話じゃ、これは、責任の所在。これは、こういうようなことを書かれた人が賛成される人が議長になられて、責任が持てるんだったらよろしいけれども、差別問題じゃのうても、差別問題は特に差別によって苦しむ、いじめそれから貧困の問題、同和問題、ハンセン病の問題、たくさんの差別問題があります。それをなされた議長さんが十把一からげにして全部議長預かりじゃというようなことができるんじゃないかと思うて。それができる議長さんがおられたらやってもろうたらよろしいがな、全部。恐らくこれは大変な、後の問題のほうはこれは大変大きな事件になりゃへんかなと思います。人権団体やこうも、恐らくこれは黙ってねんじゃねんかなというふうに思います。そういうふうな中で、差別を一日もされとる人の目線で、なんで苦しんどんかというような、すぐさま生死にかかわる問題じゃなかったら、それは議長さん、よろしいけれども、こここのところに今言ような可能性の高い、基本的人権を侵害する、非常に高い、日本の憲法で差別はいけんというて言うとなでしよう。それを美作市の議長になられた人は、人権問題についちゃあ、請負主義で全部しちやると言われるんだったら、そりゃあそういうふうな人がおられるんだったら結構でやってもろうたらよろしいけれども、私はこういうふうな文書は、誰がなられても、なられたもの立場になって考えたら、これはよろしゅうねえなというように思います。私はこれについては賛成です。

## 議長（鈴木 悦子君）

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

岡本議員。

## 10番（岡本 泰介君）

住民の思いはいろいろあるわけで、それを議会のほうへ通したいという思いで請願とか陳情とかという制度が現在あるわけでございます。そのときに市民は、請願にすれば議員の手を患わずから陳情で行こうかなという思いも持っておられる方も多々おられるんじゃないかという思いでおります。私は、そのような思い

の人に議長預かりという形で返すということは非常に失礼なことではないかという気持ちでいっぱいです。

陳情にも内容によってはいろんなもんが出てくると思います。それを私は全部するなという思いはないです。公序良俗に反しないものは、議長預かりにせず、議会で取り上げて議論をして採決をする。否決ならば否決になったで、もちろんその人に通知するし、採択になれば採択になったで通知する、そういった議会としての王道というんですか、私はそういうものを歩まなければならない、市民の負託に応えるためにはそれが必要であるという思いでおりますので、この案には賛成させていただきます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

請願事項④に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

原案についての採決でございます。

それでは、請願事項④について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成少数。よって、請願事項④は不採択となりました。

続きまして、請願第6号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」について討論に入ります。

反対討論ございませんか。

山本議員。

**11番（山本 雅彦君）**

この請願第6号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」についての反対の立場からの討論を行います。

確かにこういった表題が出ると、これはもっともだというふうにお思いになる方も大勢いらっしゃる、そのように思います。しかし、これは本年6月の定例会でも出された内容とよく似通っておりまして、そのときは採択となったものでございます。そしてまた、今回よく似た内容で出されているわけでありまして、2度も3度も出るのかなというふうに思いますけれども。

それはさておきまして、この核兵器の禁止条約は、本年7月7日、国連本部で開催された条約交渉会議で採択をされたわけでありまして、これは、核兵器を違法化する初めての規範でありまして、核兵器のない世界への大きな一歩となることは間違いないことでもあります。ただし、これは核保有国と日本や韓国そして北大西洋条約機構、いわゆるNATOでございますけれども、この加盟国など、核の傘に国の安全保障を依存している国々は会議に参加しておりません。ただし、NATOの一員であるオランダは、この会議に参加をいたしてまして、反対票を投じております。この採択をめぐって、核兵器の非人道性を訴えて条約を推進した国々と、核兵器によって戦争を防ぐという核抑止論を主張する核保有国との溝は深まりました。ちなみに、核兵器国とは、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国であります。核保有国としては、イン

ド、パキスタン、北朝鮮、イスラエルなどの名前が上がっているところでございます。この核兵器禁止条約は、NPT、核拡散防止条約の限界を超え、核兵器なき世界の完成に向けた法的文書であることは疑う余地はないものであります。しかしながら、現実の国際政治の中で核が存在することは事実であり、核保有国を抜きにして核廃絶を実現することはできないわけでありまして。つまり、条約は、核兵器国の意向やその安全保障を核兵器に依存している国などの状況は無視して、廃絶に同意せよと迫る形になっているのであります。このような方法では核廃絶に向けた規範の醸成や共有は困難であり、核兵器の安全保障上の意義を受容する国とそれ以外とに国際社会を二分する結果になってしまいます。そして、核廃絶の目標が絶対化されると、その両者の対話や交渉を通じた歩み寄りがますます困難になっていくと思われまして。このため日本政府は、本年5月に賢人会議設立を表明し、去る11月27日そして28日の両日に被爆地の広島市で初会合を開催されたところであります。この会議は、白石隆前政策研究大学院大学長を座長とし、他に日本人5名と核保有国から米国2名、ロシア、中国、フランス、そして非保有国からオーストラリア、ドイツ、カナダ、そして核兵器禁止条約賛成国からエジプト、ニュージーランドの計10人の有識者や被曝者で構成されており、核軍縮を実質的に進展されるための提言をまとめ、明年4月に開催される2020年NPT運用検討会議の準備会合に提出される予定となっております。私は、この核兵器禁止条約を高く評価しております。この条約の規範の下で核廃絶への具体的な歩みを見守ってまいります。

その上で、この核廃絶は、核保有国と非保有国の対話の積み重ねの上にあると考えております。双方の溝が深まり、核軍縮を着実に進めるための現実的な対話がなされず、核軍縮ができない状況は絶対につくってはならないとの立場であります。ゆえに、この賢人会議を真の橋渡しのスタートと考えているものであります。世界各国が被爆の実相を共有して、実効性のある提言をまとめられるよう期待をしているものであります。よって、この請願書については、その実効性において疑問がありますので、反対といたします。

以上です。

#### 議長（鈴木 悦子君）

次に、賛成討論ございますか。

岩江議員。

#### 15番（岩江 正行君）

核廃絶については、いろいろと難しい、山本議員は言われようたけど、非常に難しい問題がたくさんあると思います。けれども、核で世界平和をというような話はちょっといかなもんかと思うし、朝鮮半島がアメリカに対抗してミサイルの先に核弾頭を積むんじゃという言うたら、おまえのところは核を持ったらだめじゃという言うわけじゃ。日本もアメリカも言ようる、韓国も言ようる。そういうふうな矛盾は矛盾として出てきようるわけじゃけども、そうはいうて何かで同じもんでやりようたら、これは戦争になってしまう。だから、力の強いアメリカが核を保有しとって、それでおまえはせなんだら、今度はこちらから攻めていくぞというような話になったら、じゃけども韓国は、アメリカは持つとるじゃねえか、わしらも持ってええじゃねえかというような、核には核の対抗をしたようにマスコミが報道をしておりますけれども、けさ朝起きてテレビを見ようたら、茨城県のほうでプルトニウムがちょっと漏れて、それで5の方が被曝された、それから日本の予算がことしは97兆7,100億円か、その中で5兆1,900億円、その防衛費が毎年上がってきようる、防衛費が。世界の核をなくして平和でいたら、この防衛予算も要らんわけで、福祉に回ったり教育に回ったりするんじゃけども、そういうわけにはこれはいかんけん、政治というのは難しいじゃろうなというふうにしもつくづく感じようるわけでございますけれども、あそこの福島原発が東日本大震災によって非常に大きな大被害を受けた。その中でどのくらいの金が入っていきようるかという話じゃ。核を

どこに持っていったらええかという、どこに核の灰を、ほんならどこに持っていくんか、処分するんかというようなたくさん問題を抱えての、どこでもかしこでも持ってきてもろうたら困るんじゃけど。こういうふうな中で、核と平和という意味はいささか深い溝があるんじゃないかなというふうな感じがするわけでございます。わしは何遍出ようとも、核廃絶については、とりあえず広島にも大きなあんだけの広島の人々の痛みが少しでもわからにゃいけん、長崎の人々の痛みもわからにゃいけん、そういうふうな中被曝をされとる人がどんどん亡くなられてきょうる、被曝を受けた人が。それで、被曝して一生苦しんで、そこで亡くなっていきょうるわけですから、この地球上から核廃絶というのは、何回陳情書や請願書が出ようとも私は署名するつもりでございます、賛成でございます。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございませんか。

岡本議員。

**10番（岡本 泰介君）**

私もこの案に賛成の立場で討論させていただきます。

先般皆さんも御存じのとおり、ノーベル平和賞にICANNというところが選ばれております。これは、核廃絶の運動をされている団体でございます。そしてまた、先ほど山本議員も国連の決議のこともおっしゃられました。大体割合といたら何ですけど、核廃絶に賛成してるのは95%で、国の数字ですけど、大体5%ぐらいが反対というような現状に今世界の流れとしてはなっているんじゃないかなという思いを私は持っております。そして、日本は、核の傘に入って、核抑止論に賛成の立場でおるわけでございますが、その立場は今の全体主義の北朝鮮と非常に似通った考え方になっているんじゃないかなという思いを危惧しております。先ほど岩江議員もそのことにちょっと触れられましたけれど、相手が持つとるから、私も持つて対抗しなければやられるからというのが今の北朝鮮の言い分です。私は、そういった言い分を許さないためにも、核廃絶は、人類共通の目的として、さらにさらに進めていくというのが本来の姿ではないかという思いであります。そういった思いでありますので、この案には私も何回出てこうと、賛成していきたいという思いです。

以上です。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

金谷議員。

**9番（金谷 のり子君）**

私も被爆国といたしまして、何があろうとも条約の調印を求めていることに政治的ないろいろなことはあるけれども、最終的にはこのことに賛成して行って、核のない社会をつくっていく、平和な地球をつくっていくという思いでありますので、これに賛成いたします。

**議長（鈴木 悦子君）**

次に、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第6号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、請願第6号は委員長の報告どおり採択されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

---

午後3時01分 再開

**議長（鈴木 悦子君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

尾高議員。

**14番（尾高 誉久君）**〔登壇〕

失礼いたします、議会運営委員会からの委員長報告を行います。

先ほど休憩中に議員控室におきまして、議長、委員、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加日程について協議いたしましたので、その結果を報告をいたします。

議員から議案を提出したい旨の申し出があり、追加日程第1として「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」を青山議員、ほか2名の議員から発議いたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（鈴木 悦子君）**

異議なしと認めます。よって、発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

これより議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔議案書配付〕

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## 追加日程第1 発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」

議長（鈴木 悦子君）

それでは、追加日程第1、発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

青山議員。

1番（青山 慶君）〔登壇〕

発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

それでは、御審議のほどよろしく願いたします。〔降壇〕

議長（鈴木 悦子君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

訂正を1カ所、訂正をして皆さんのお手元にお配りしますが、その訂正箇所が、署名をされている裏面で、日本政府に核兵器禁止条約が条例になっておりますので、これを訂正して、もう一度お配りします。

後ほどお配りすることで御了解いただけますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

それでは、異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鈴木 悦子君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

発議第9号「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

**議長（鈴木 悦子君）**

賛成多数。よって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際萩原市長より御挨拶を……

〔4番岡野鉄舟君「議長、4番、議事進行」と呼ぶ〕

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

この今議会のこの前の本会議において、私は陳情につきまして本会議に上程すべきだという旨の発言をさせていただき、議長はそれに対して、全員協議会で検討すると、こう言われたと思います。今回これでクローズになってしまいますと、陳情書を出された3件の方、それから要望書を出された1件の方は、固唾をのんで一体どういうふうにしてもらえたんだろうかという思いでテレビを見ていらっしゃると思います。

したがって、この議題の最後のところでどう扱うかということの本議会としてテレビを通じて言われる必要があるかなと思います。

**議長（鈴木 悦子君）**

私が言うんですか。

先般全協は開きました。その中で議論はいろいろとされたことは岡野議員も十分御理解いただいていると思います。今議会につきましては、もう上程もしておりません。ルールに基づいて陳情の預かりは陳情者にお返事を返すということできちとしますので御了解いただきたいと思います。

岡野議員。

**4番（岡野 鉄舟君）**

ですから、それはそれでいいんですが、この本会議において、先般1名の議員からこういうものがあって、今後こうするということを言われる必要があるというこの議事進行を私は提言をしているわけでありませぬ。

**議長（鈴木 悦子君）**

今後につきましては、私の一存ではそういうことは申し上げられませんので、皆さんと協議しながら決めていかれたらいいと思いますけれども、この間の全協では、申し合わせはそのまま残すべきだという意見もございました。ですから、それでよろしいですかということ聞いて、よろしいということで全協は締めたと思います。それで御理解ください。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をお願いいたします。

萩原市長。

**市長（萩原 誠司君）**〔登壇〕

失礼します。

平成29年12月美作市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

まず、恒例によりまして会期中の動きについて、それらを振り返りたいと思います。

合併特例債の問題でございますけれども、本件は再延長するべきであると、こういう趣旨の要請につきまして、本市及び全国的にいうとあと岐阜市ですけれども、これが音頭をとって要請をしましてまいりましたが、このたび自由民主党が来年の通常国会でその趣旨を議員立法において出したい、そしてその成立を目指すというような報道がございました。政府内にはまだ若干慎重な声もあるというふうに聞いておりますけれども、仲間の自治体ともども要請を強化をしていきたいというふうに考えております。

次に、14日の日でございますけれども、日本体育大学との協定、すなわち体育スポーツ振興に関する協定に基づく取り組みの一つとして、2018平昌のパラリンピックのパラアイスホッケー日本代表候補選手である日体大の大学院に行っておられる堀江航氏をお迎えいたしまして、講演会を開催いたしました。聴講をしていただいた市内5つの中学校の約420名の生徒たちが熱心に聞き入るその姿、そしてこれが終わった後次から次へと非常に活発に中学生が質問をし続けましたけれども、その積極的な姿勢にはまことに見るべきものがあつたというふうに感じました。意義深い講演会となったことを感謝をいたしております。

次に、これも若干うれしいニュースでございますけれども、15日の日でございますが、平成29年度の県立の高校に関して、進学希望調査の第1次の結果が発表されておつたわけでございますけれども、全体で申し上げますと、県立全日制につきましては、募集定員が1万1,680人ということでございますけれども、入学希望者が1万3,243人、平均競争率は1.13倍と若干減っておりますけれども、このような数字でありました。その中で、私どもの地元でございますが、林野高等学校の希望者が119人ということでございまして、この3年間では最高となっております、あと2人なんですけれども、4クラスの復帰というものが視野に入りつつあるということで、何か希望を抱ける数字になりました。この結果につきましては、校長先生を初めとして、林野高校の関係者の方々の並ならぬ御尽力があつたということで、心から敬意を表しておきたいというふうに考えております。

次に、学校法人大阪滋慶学園の仮称でございますが、美作市スポーツ医療看護専門学校及び滋慶学園高等学校美作キャンパスの件でございますけれども、新校舎の完成後、調度品や機器類の設置も完了をしたということでございまして、来る来年1月23日に竣工式を挙行されるということになったというふうに報告を受けてございまして、生徒、学生募集についても順調に進んでいるとの報告もございます。また、民間事業者が建設されている学生寮も来年3月末の完成に向けて着々と工事が施工されているというふうな状況でございますので、御報告を申し上げます。

タクシー利用の補助の拡大につきましては、新たに対象とさせていただきました要介護者などの利用希望者107名の方々に美作市タクシー利用者証を発行給付しまして、12月20日の日から運用を既に開始をさせていただいております。また、作東地域の実証実験の利用状況は、11月末で延べ953回、実人数は65となっております。今後これらのデータも踏まえながら、来年度以降に向けて利用者をどう対象化していくか、あるいは補助金額等をどうするかということについて、具体的に検討を拡大をしていきたいと、こんなふうに考えております。

次に、人口社会動態でございますが、現在も微少でございますけれども、増加が続いてございまして、昨日までに今年度プラス38人の転入超過ということでございまして、年間を通じての社会増への期待が非常に膨らんでまいりました。

また、次の点でございますが、9月議会でも申し上げたNHKのど自慢でございますけれども、NHKから開催会場の確保についての非常に念の入った再確認がございまして、状況をお尋ねしたところ、美作市が来年度開催地の有力な候補になっているようでございます。正式な決定は来年の1月の下旬と伺っており



ますけれども、いわゆる内々定的な電話であったというふうに理解をしていますので、市民の皆様にも朗報がお知らせできるよう楽しみにしていただければというふうに考えております。

改めて申し上げますが、皆様も御苦勞さまでございました。12月もきょうはもう22日、半ばも過ぎまして、ことしは非常に寒さが厳しいという感じもいたします。残すところ1週間余り、10日になりましたけれども、本当にいろいろ御苦勞さまでございました。議員皆様方そして市民の方々におかれましては、年末年始のさまざまな行事の準備等多忙な時期になろうかと存じますけれども、ぜひぜひ御健康に御留意をいただきまして、輝かしい新年をお互いに迎えさせていただきますように御祈念申し上げておきたいと思ひますし、そしてその気持ちを込めまして御挨拶を終わらせていただきます。ことし一年間大変御苦勞さまでございました。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。〔降壇〕

**議長（鈴木 悦子君）**

平成29年第6回12月美作市議会定例会閉会に当たり、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月1日開会以来、本日に至るまで22日間にわたり開催されました。この間議員各位におかれましては、一般質問ではさまざまな角度から議論をされてまいりました。また執行部より提案されました議案に対して、御意見、御要望等議論をされ、そして適切なる御決定をされ、全議案を議了することができました。執行部の皆様には、今議会で議員からの御意見、御指摘、御要望につきましては、その対応に十分留意をしていただき、今後の市政運営に当たっていただきますようよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、年末に向けて何かとお忙しいことと存じます。市民の皆様そして市長を初め、職員の皆様、議員の皆様におかれましては、寒さ殊のほか厳しいおりがら、どうぞ健康には御留意をいただき、御家族とともども平成30年輝かしい新年を迎えられますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶いたします。1年間ありがとうございました。来年もどうぞよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして平成29年第6回12月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午後3時18分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成29年12月22日

美作市議会議長 鈴木 悦子

美作市議会仮議長 日 笠 一 成

会議録署名議員 重 平 直 樹

会議録署名議員 安 藤 功

そ の 他 資 料

一般質問【平成29年第6回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	5番 中山忠明	1. 湯郷温泉の活性化について	①美作市行政のトップとして考え方 今後の方向性	市 長	50
		2. 地方創生事業について	①現時点での分析評価	市 長	53
		3. 市民の健康づくりの 施設整備について	①現状と今後の方向性をどう考えているのか	市 長	57
2	16番 日笠一成	1. 地域振興対策事業について	①空き家の利活用について ②交通弱者対策について	市 長 企画振興 部長 市民部長	59
		2. 作東レインボーホール の利用について	①更衣室について	市 長 市民部長	61
3	4番 岡野鉄舟	1. 第6期（平成27年～ 29年）介護保険事業の 現状分析と第7期（平成 30年～32年）介護保険 料について	①次の項目について、美作市の順位（高い方 から）はどうなっているか (1)第6期介護保険料 (2)高齢者に占める施設入所の割合 (3)総世帯に占める高齢独居世帯の割合 (4)特定健康受診率 ②介護保険料が高くなる原因は何か また、介護保険料の上昇を抑える方法として 何が必要か ③第7期介護保険料を決定するまでどのよう な手順を踏むのか ④第7期介護保険料を決める際の基本的な考 え方は何か	市 長 担当部長	62
		2. 平成30年度の国民 健康保険料について	①現行の国民健康保険事業の現状をどのよう に分析しているのか ②今回の国保制度の改革の目的と内容は何か ③国民健康保険料の抑制の為にどのような取 り組みが必要であると考えているのか ④来年度の国保料の改定に向けて、どのよう な手順で予算を組んでいくのか	市 長 担当部長	68
		3. 「地域包括支援セン ター」業務の現状と 課題、「地方包括ケ アシステム」構築に 向けた取組について	①地域包括支援センターにおける、介護予防 事業、包括的支援事業はどのような業務内 容か また、その課題は何か ②地域包括ケアシステムでは、センター業務 の「医療」、「介護」、「予防」に加え て、「生活支援・福祉サービス」、「住ま いと住まい方」の充実が必要とされるが、 この為には、今後、どのようなことを充実 することが必要なのか	市 長 担当部長	72
		4. 平成29年度行政懇 談会について	①今年9月、湯郷地区をはじめとして実施さ れた行政懇談会における地域の声を聞いた 感想は何か ②平成30年度の事業として何を具体化しな ければならないか	市 長	76
		5. 教育現場における 「スタンダード（標 準）」について	①平成26年6月、岡山型学習指導のスタン ダード（標準）が作られて3年が過ぎたが (1)美作市におけるスタンダードの内容 (2)成果 (3)課題は何か	教 育 長	81
4	11番 山本雅彦	1. 農林漁業政策につ いて	①田、畑の管理の負担軽減について ②ため池の管理について ③林業の現状と支援策について ④漁業の現状について	市 長 担当部長	85

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 市民の安心、安全について	①市内の防犯カメラ、河川監視カメラの設置状況について ②ドライブレコーダーの利用状況について	担当部長	94
		3. 市内の交通手段について	①タクシーチケットの利用状況と今後の計画について ②例えば、他の市町村では市内外でのタクシーによる移動について、一定の補助を行っている	市 長 担当部長	100
		4. 市の新施設建設、改修について	①庁舎の状況について ②新文化ホールの建設について ③最終処分場の状況はどうか	市 長 担当部長	105
		5. 来年度の重点政策について	①どのような政策を考えているか	市 長 担当部長	108
5	8番 安藤 功	1. 美作市スポーツ振興計画、条例、スポーツ少年団について	①平成25年3月に第2次美作市スポーツ振興計画が策定されているが、その検証と今後の取組と課題について ②スポーツ少年団の現状と課題について	市 長 教 育 長 担当部長	112
		2. 子ども会活動について	①美作市の子ども会活動の現状と課題、今後の取組について	市 長 教 育 長	117
		3. 消防団活動について	①美作市の消防団の現状と課題、今後の取組について	市 長 危 機 管 理 監	122
		4. 指定管理、業務管理委託について	①美作市の指定管理、業務管理委託の現状と課題、今後の取組について	市 長 担当部長	125
		5. 若者をはじめとし、老若男女が集える場について	①美作市民多くの皆様から、ファミレスやファーストフード店・レンタルビデオ店等の誘致をして欲しいとの声が多くありますが、市としての誘致は考えられないか。美作市の大きな魅力の一つとなると考えられるが。	市 長 担当部長	129
6	12番 萬代師一	1. 市道管理について	①道路愛護団体数について ②幹線・その他道路の草刈り等の実施状況について ③草刈り等ができない地区の対策について	市 長 建 設 部 長	130
		2. 大芦高原温泉について	①(株)「雲海」損害賠償請求訴訟について ②経営改善の取り組みについて ③周辺施設の整備計画について	市 長 総 務 部 長 経 済 部 長 企 画 振 興 部 長	134
		3. 観光振興について	①岡山県を満喫できるサイクリング推奨ルートについて (美作市の取り組み、協力店の状況) ②美作市内周回サイクリングロードの整備について	市 長 経 済 部 長	138
7	13番 山本重行	1. 美作市の教育課題について	①平成29年度の小・中の学力テストの結果をどのように捉えているか ②発達障がいのある児童・生徒に対する係わり方と指導について	教 育 長	142
		2. こぶしの里について	①工事が中断しているが経過と問題点について	市 長	150
		3. バレンタインパークの利用について	①ホーチミン像の設置の経過と今後の責任について ②作東総合支所の事務所を日本体育大学の高等部の支援学校の教室に利用するとの動きについて	市 長	152
8	7番 重平直樹	1. 美作市民の防災と、安心安全対策について	①河川水位カメラの、夜間利用に対するの改善点 ②国道、県道、市道への転倒に対する防止柵設置	危 機 管 理 監	158

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		2. 大規模ソーラー発電事業について	①美作市民、及び近隣住民の方々の不安解消に関して行政の指針 ②有害鳥獣における、美作市の被害対策とは	市 長 担当部長	161
9	3 番 岩崎清治	1. メガソーラー事業について	①メガソーラーの進捗状況と今後の事業の進め方 ②泥水等の対策と問題点 ③ため池や用水路の対策 ④獣害対策 ⑤市道の交通問題	市 長	169
		2. 看護師等奨学金について	①美作市の看護師の総数把握や計画 ②奨学生の実績 ③看護師の将来雇用計画 ④奨学生の住所地の顧慮は	市 長	176
		3. 財政状況について	①平成28年度決算を終えて財政の分析は ②普通建設事業（ハード事業）の推移と今後の計画 ③美しい里山公園事業の経費 ④人口推計 ⑤企業会計の繰り出し金の見通し	市 長	182
		4. 交付税一本算定後の財政運営について	①現状と比べ何を削減するのか	市 長	193
		5. こぶしの里について	①予算の算定について ②条例の制定について	市 長	
10	15番 岩江正行	1. 耕作放棄地の再生に向けた取組と儲かる農業と所得の安定について	①耕作放棄地の菌止と再生にむけての取組について ②農業がなぜ衰退したのか論点を明確に示せ ③耕作放棄地対策としての取組、事業計画を示せ ④農業の効率化と大規模土地改良整備計画はあるのか ⑤TPPで多大な影響はでないか ⑥気候、風土条件にあった農作物、市場において価格の安定した農作物の調査研究はしているのか	市 長 副 市 長 教 育 長 政 策 審 議 監 企 画 部 長 経 済 部 長 総 務 部 長 建 設 部 長 危 機 管 理 監	195
		2. 公共交通空バス運行の見直しについて	①交通弱者と言われている人達の対応は万全か 高齢者、子ども、障がい者 ②乗車料金設定について （イ）医療機関への通院 （ロ）ショッピング（大型スーパー） ③観光客への対応、智頭急行、姫新線、高速バスとの連携について （イ）他の観光地との連携		202
		3. 人権対策の確立について 世界人権宣言が国連で採択されてから69年が過ぎた美作市における差別解消に向けての取組について	①平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され内閣府、文部科学省、厚生労働省が連携して取り組んでいます 平成28年4月に「障害者差別解消法」 平成28年6月に「ヘイトスピーチ解消法」 平成28年12月に「部落差別解消推進法」が設立されているが、人権行政とかわって明確にしておく必要があるのは、抽象的な人権行政は存在しえず差別撤廃への具体策なくして人権行政はありえない このことは1948年に採択された世界人権宣言でも明確にしめされている		205

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
			人権確立の基礎は差別撤廃であるとの認識に立った答弁を求める		
		4. 空家対策の推進について	①空家等への立入調査はしているか ②所有者等の把握、相続登記、固定資産税の滞納状況 ③市内の空家状況は 空家の戸数 ④空家対策について美作市の事業計画を示せ ⑤癒しの湯郷温泉 住環境整備計画はないのか尋ねる 〔道路、河川、空家、公園、不良住宅〕		211
		5. 賑わいのある田園観光都市について	①美作市の財政力と活力ある町づくりについて (湯郷温泉を核とした町づくり) ②武蔵の里、愛の村パーク、雲海の経営状況、観光客の動向について ③指定管理料 愛の村、武蔵の里 63,334千円についての投資効果 ④兵庫、鳥取、岡山 三県境 インバウンド推進事業との観光PR連携 ⑤農家との連携 休耕田利用して四季の花		215
1 1	9 番 金谷のり子	1. イクボス宣言について	①国、自治体、企業が公にイクボス「部下や同僚等の育児や介護などワークライフバランス（仕事と生活の両立）等に配慮・理解のある上司」として宣言を行い、環境を整えることについて	市 長 教 育 長 各 部 長	220
		2. 美作市出身の市内外に住む若者支援と、UターンIターン者を増やすには	①美作市出身の市内外に住む若者と情報を共有する政策を考えて、進学・就職等でいったん美作市を離れていても、Uターンしやすくすることについて ②成人式を迎える年から、40歳までの美作市内小学校、中学、高校の同窓会を行う場合の往復葉書の補助について	市 長 各 部 長	225
		3. 美作市の財政について	①市町村合併により合併前より美作市の経費節減はどのような所に、いくらできたのか ②普通交付税の段階的縮減が始まり、合併算定替えによる増加額の段階的縮減を30年度普通交付税が0.3に31年度は0.1に32年から、一本算定となるが今後、財政の計画はどのようなになっているのか	市 長 各 部 長	227
1 2	6 番 倉地重夫	1. 当市の行っている健康診断について	①当市の健康診断の受診率について、胸部（肺がん）の受診率と他の部位の受診率について、特に女性（乳がん、子宮頸がん）についてお尋ねいたします ②胸部受診率は、高いと認識していますが他の部位の受診率との差はどのように理解しておられますか ③その成果と今後受診率の向上にどう取り組まれますか	担当部長	231
		2. 受診現場におけるトラブルについて	①この件については、実際にお手伝いをされた愛育委員さんのお手紙を担当者にお届けし、その返事をお返ししたなかで	担当部長	234
		3. ピロリ菌検査について	①最近の研究でピロリ菌の感染症は慢性胃炎、12指腸潰瘍、胃がんの発症の大きな原因と報告されているが、中学生にピロリ菌検査の実施を求めます	担当部長	236

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		4. 行政懇談会の中での指摘事項について	①河川の浚渫について、どう取り組まれますか	担当部長	236
		5. 美作インターバス停の駐車場について	①縦貫バスの利用者の駐車スペースの確保について	担当部長	238
1 3	10番 岡本泰介	1. こぶしの里改修中止	①予算、条例を議会にかけ、審議し通過させ、着工までしているのに中止する責任は	市 長	240
		2. ホーチミン像設置	①市民が望んでいなく、反対署名も多数集められている中での像設置を強行する理由は	市 長	245
		3. 告知放送	①システム全体について	市 長	264
		4. 屋外拡声器	①設置個所とシステム	市 長	266
		5. スマートフォンアプリ	①アプリの内容と種類	市 長	268
		6. 全体予算	①いつになったらはっきりするのか 当初予算にのせず、何億円も補正で対処するのか	市 長	268
		7. 市有財産貸与	①市有財産に対する考え方を質す	市 長	270
		8. 市長交際費	①用途を質す	市 長	
		9. もち麦	①普及方法を質す	市 長	
1 4	2 番 和田広宣	1. 美作市の防災について	①住宅用火災報知器の設置状況と、維持管理について ②自主防災組織と防災士（防災リーダー）の育成について	市 長 副 市 長 担当部長	274
		2. 美作市の環境設備・整備について	①美作市公衆トイレ・公園等の管理について ②ゴミステーションの未設置場所について	市 長 副 市 長 担当部長	278
		3. 美作市の都市構想について	①庁舎・文化センター・図書館・防災公園等の将来展望について	市 長	282
1 5	1 番 青山 慶	1. ヘルプマークの導入について	①美作市におけるヘルプマーク導入に関する考え方	担当部長	284
		2. 身体障がい児への療育について	①美作市における身体障がい児への療育の内容、保護者への周知方法	担当部長	286
		3. 雲海グラウンドゴルフ場整備の今後の予定	①雲海グラウンドゴルフ場整備の今後の予定	担当部長	287